東亞同文會調査編纂部著

支那開港場誌

第二卷　揚子江流域

支那開港場誌第二卷目次

揚子江

重慶

萬　縣

宜　昌

沙市

長沙

岳洲

漢口

九江

蕪湖

南　京

鎭江

支那開港場誌　第二卷

東亞同文會調査編纂部著

揚子江

概說

揚子江は中部支那の大動脈にして、其流域は廣濶に且文化の程度、富の程度共に支那の諸多の地方に卓絕し、通商の盛なる產業の興れる事支那第一を以て推すべし。

揚子江は從來支那に於ては岷江を以て其本流となしたりしが、近世地理學者の說は多く金沙江を以て其本流となすに一致し來れり、金沙江は三個の源流より成る、其一は木魯烏蘇にして西藏の巴薩通拉木山の東麓に發し、其二は喀七烏蘭木倫にして巴薩通拉木の西方勒斜爾烏藍達普蘇阿林山に發し、其三は拜都にして拜都嶺に發す、就中木魯烏蘇最も大にして、之れを以て金沙江の本流とすべし、此三河合して初めて水勢大に東南流して喀木の境に至り、更に巴塘の西境を經、之より四川の西境を橫斷し

て雲南の西北境を貫き舊麗江府北境雪山の北を經、此邊に於て金沙江の稱を得、其以前は喀木の邊には布賴楚と稱し、巴塘の附近にありては巴楚と稱す、金沙江は夫れより東流して四川雲南の境界に近けば鴉礱江來り合し水勢大に加はり、雲南四川の境界を東北流し、大姚河、龍川、普渡、牛欄河、横江等の雲南の諸水を集めて叙州に至れば岷江來り會す。

岷江は源を四川松潘衛邊外西蕃地の岷山羊膊嶺の南北西麓より發し、其北源を岡出阿林と云ひ、南源を那哥多母精阿林と云ひ、二流合して南に走り長寧保の西に至れば、西北より來る黑水に會す、夫れより威州城の西北に入れば保縣水の來り會するあり、次いで納凹河、三江口を合して灌口に至り、岷江は此に於て二派に分れ一は瀘州に於て揚子江に合流する沱江となり、一は岷江の正流にして、之より成都の傍を經て叙州に至り金沙江に合す、岷江は古來舟揖の便遙かに金沙江に勝りぬ、遂に支那人をして揚子江の本流なりと信せしめたるものなるも、其流の長く且大なるは金沙江に及ばざること遠し。

此兩江合して初めて大江、長江等の名あり、叙州より四川の南境を横斷し湖北に入る、其間所謂三峽の險あり、舟行頗る險なりとせらる、其宜昌に至るや漸く平かに、夫れより湖南の東北境岳州に出で東北流して漢口に至り、東南流して江西の北境を劃し、東北流して安徽を横り、東流して江蘇省を二分し崇明島に碍まれて二水となり其南北より海に注ぐ。

其河流の全長に至りては未だ調査の據るべきもの無きも、大體三千哩乃至三千五百哩にして、直徑一

千哩なりと稱せらる。

名稱

揚子江は其稱呼必ずしも一ならず、其四川省に於ける岷江との合流以前の本流は金沙江と稱せられ、其以下は江又は大江を以て呼ばれ下流は揚子江の稱あり、其中に就き江を以て通稱とすべく禹の水を治めて所謂九道を通じたりと稱せらるゝ其九道中にありても、揚子江は單に江を以て稱し、禹貢に「荊及衡陽惟荊州。江漢朝宗于海」と云ひ、「嶓冢導漾、東流爲漢、又東爲滄浪之水、過三澨、至于大別、南入于江、東滙澤爲彭蠡、東爲北江、入于海、岷山導江　東別爲沱、又東至于澧、過九江、至於東陵、東迤北會于滙、東爲中江、入于海」と云ふ所の江とは揚子江を指すものに係る。

而して更に此江に大又は長の字を冠して大江又は長江と稱する事行はれ、現時支那人は多く此稱呼を用ふ、揚子江の稱は古くより行はれたるものゝ如く、唐詩には

渡揚子江　丁仙芝

桂楫中流望　空波兩岸明　林開揚子驛　山出潤州城　海盡邊陰靜　江寒朔吹生　更聞楓葉下　淅瀝度秋聲

とあり、其揚子驛は江の下流北岸瓜歩鎭にあり、潤州城は隋の開皇中潤州を置き宋の開寶中鎭江と名けし現時の鎭江の地なり、卽ち揚子江の名は早くより存せしものゝ如きも、これ畢竟其下流に命名せ

られたるものなるべく、上流地方に對し揚子江の名稱を用ひたるを見ず、Little の旅行記に從へば上流地方の支流人は揚子江の名を以てするに於ては、全然通せずと云へり、其揚子江の名を得るに至りたるについて未だ定說の存するを聞かざるも、此下流一帶の地方が禹貢に所謂揚州の域なるを以ての故なりとなすもの、蓋し當れるの說なるべきか。

歐洲人の支那に入るに及んで、其全流を Yang-tsze Kiang (Yang-tze Keang)を以て總稱し、今や揚子江 (Yang-tsze Kiang) の名一般に行はるゝに至れり、然れども歐洲人のYang-tsze Kiangと稱したるは揚子江にあらずして、洋子江の意味なるものゝ如し、則ち一六五八年馬尼剌より澳門に入り夫れより支那各地を旅行したる Navarette の記述に於て、吾人は初めて Yang-tsze Kiang の稱呼を使用せるを見たるが、Navarette は Yang-tsze Kiang とは Son of Ocean (海の子)の義なりと解說せり、其後一八三二、三年頃發行の Chinese Repository 中にも Yang-tsze Keang の稱を用ひ居れるが、一八四一年七月發行の同誌中英國船 Conway の揚子江口測量の記事中には、之れに洋子江の漢字を當て且 Child of the Ocean と註記し、而して其後の同誌は終始同一の解釋を採れり、又一八四四年西藏より四川に入りたる佛人 Huc は其旅行記中に於て、同じく Yang-tze Kiang の名を用ひ、之れに the Son of the Sea の註を加へたり、其後 Macartney を初め外人は一般に Yang-tsze Kiang を以て本江を呼ぶに至りたるが、其譯字については次第に揚子江の文字用ひらるゝに至り、而して近年は更に楊子江の文字

を用ふるもの多し。

揚子江口

其他外人中には Blue River と稱するものあり、Hue の如きも此稱を用ひたる事あり、之れ蓋し、Yellow River に對するものにして、上流四川地方に於ては水澄みて清流なるを以て此名を生ずるに至りたるものなるべきか。

John Francis Davis 亦一八五一年に出版せる其著The Chinese 中に於て Yangtse-Keang の名稱を用ひ其意味を Son of the Sea と註記し、尚人の往々 Blue River と稱するものあるも支那人中には斯かる名稱を用ふるもの無しと記せり。

最初の揚子江上流の探險者たりし英人 Blakiston は其著 Five Mouths on the Yangtze の中に於て本江の名稱に關し次の如く論じたり。

揚子江が Son of the Ocean, Great River, Blue River 又は Gold Sand Rivor 等の種々の英名を

以て呼ばるゝは、予考ふる處にては其河流の各地により異る名稱を有するを英譯したるものなりと信ず、其中代表的にして最も重要なる Yangtsze の譯については其正當なるや否やについて多少疑なき能はず、予の信ずる斯界の權威者たる Huc は之れを the "Child of the Ocean" と稱せり、蓋し彼は更に能く知れるならんも其詩的意義を沒却せざらんとせしものなるべし、又之れを譯して the "Son that Spreads" となすものあれども予は此譯は誤謬なりと聞けり。而して之等の譯の適否如何は一に漢字の Yang の何字なるやに繫るものなるが、之には如何なる文字を宛つるものなるやを知るは困難なり、支那文學の飜譯家たる Wylie は "the river of, or belonging to, Yang" となし、而して Yang は鎭江の北部に於ける大運河上の揚州を其地方の主要都市となす、支那古來の東部地方の稱呼なりとなせり、然し予はこれに關し其他の支那に於ける多數の地名が、詩的意味を有するものなるより見て、寧ろ第一說を以て眞の譯にあらずやと信ぜんとす、而して予は他のものも此舊邦に於ける大河の語義に關し此說を採らん事を望む。

之れを支那の文献に徵するに、四川省の金沙江岷江合流してより後は、江又は大江の名を以て稱せられ、東流して江蘇省揚州以下に至りて初めて揚子江の稱を得るを定說とするものゝ如く、讀史方輿紀要の如き四川、湖北、江西、安徽の各省にありては之れに對し大江の名稱を用ひ、江蘇省揚州府に入りてより以下初めて揚子江の名を用ひたり。

而して外人は最初本江の下流地方所謂揚子江と稱せらるゝ地方に至り、初めて此名を聞き、遂に之れを其全流に及ぼすに至れるものなるべく、洋子江の字を宛てたるは洋と揚と聲音相通ずるより來れる誤謬なるべく、今日に於ては又洋子江の文字を用ふるものを見ず。

小孤山

水勢

揚子江の水勢は江水の漲落に從て強弱を異にし、江岸の形狀河幅の狹濶に由て遲速を生す、然れども概して之を言へば夏季は冬季に比し殆ど二倍乃至三倍の速力を增し、又岸側險隘なる場所は、大概渦流を生じ、航行甚だ危險なり、江水流下の速力は沿岸地方の降雨融雪の量に從ひ一定せずと雖、多年來數回の經驗に由れば其速力平均左の如し。

蕪湖附近より以上漢口に至るまでは格段なる地方を除くの外、二月より四月までは、速力一節半乃

至二節半、五月より六月までは二節乃至四節、七月より八月までは五節乃至六節、九月より十一月までは四節乃至二節、十二月より一月までは二節乃至一節とす。

格段なる場所卽ち欄江磯、安慶、鷄頭(本名西塞山)及六雞の如きは、夏季漲水の際には約七節若くは八節の速力を有し、交ゆるに渦流を以てすと云ふ。

鎭江附近より上流蕪湖邊に至るまで約百浬間は、時に潮流の感動あるを以て、江流速力の增減極めて不同なり、然れども之を要するに蕪湖以上よりは稍緩なり。

又漢口より上流は三月は二節、六月は四節にして、七月は往々七節或は八節に達すと云ふ。

宜昌重慶間は水流急に、平時と雖も五節を下らず、三峽の險の如きは十四節に過るものありと。

江水の高低

揚子江は時を定めて大に水準面を變ず、卽ち二月或は三月より增水し始め、七月或は八月に至て最高水準面に達するなり、此時に當りては海圖に示せる堆灘低陸は皆增水の下に沒し、冬季減水の頃一小流たりしものも忽ち變じて洋々たる大湖の觀を呈す、實に南京と漢口との間に於ては江幅廣がりて二十浬となり、時としては甲板上に立ちて四顧するに水天一色にして遠山の外一陸地の眼界に入るものなきことあり。

斯の如き高水も八月下旬より漸次退き始めて、一月下旬に至れば最低水準に達し、遂に海圖上に載する所の水深に復す、蓋し冬季は水準の變化約三呎なるも、夏季に於ては水準變化更に大なり。

夏季の水準と冬季の水準との差を考ふるに、夏季は冬季より高きこと鎭江に於ては十五呎乃至十八呎、九江に於ては三十呎、漢口に於ては四十呎乃至五十呎なり、又三月より六月に至る間九江に於ては高水二十一呎を示し、岳州に於ては二十呎を示せり。

今沿江海關の測量により其增減の狀を示せば次の如し、水準の零點は各地最低水準を平均して之を定むる也。

重慶

年度	最高	最低	其差
一八九六	六七、三呎吋（九月）	〇、一〇呎吋（二月）	六六、五呎吋
一八九七	七六、六（七月）	〇、七（二月）	七五、一一
一八九八	一〇〇、〇（八月）	〇、四（三月）	九九、八
一八九九	七〇、三（七月）	一、五（二月）	六八、九
一九〇〇	五〇、三（七月）	一、一（三月）	四九、二
一九〇一	七三、〇（七月）	〇、〇（三月）	七三、〇
一九〇二	六九、〇（七月）	〇、〇（二月）	六九、〇
一九〇四	七七、九（八月）	一、六（二月）	七六、三

一九〇五　一〇八、〇（八月）　一、三（二月）　一〇六、九

（一九〇五年八月十二日は稀有の洪水なりしなり）

宜昌

年度	最高	最低	其差
一八九六	五三、三呎（九月）	一、二呎（二月）	五二、一呎
一八九七	四四、二（七月）	（一）、一一（二月）	四五、一
一八九八	四七、一一（八月）	〇、四（三月）	四七、七
一八九九	四〇、九（九月）	一、三（二月）	三九、六
一九〇〇	三一、九（七月）	一、三（二月）	三〇、六
一九〇一	四五、二（八月）	（一）、二（二月	四五、四
一九〇四	三八、九（八月）	一、六（二月）	三七、三
一九〇五	五一、〇（八月）	一、二（二月）	四九、一

（宜昌バンドの高さは四十七呎なり）

岳州

年度	最高	最低	其差
一九〇四	三七、〇呎（九月）	（一）、五呎（二月）	三七、五呎
一九〇五	四五、〇（九月）	七、八（二月）	三七、四
一九〇六	四五、〇（八月）	九、〇（二月）	三六、〇
一九〇七	四五、〇（十月）	（一）二、〇（一月）	四七、〇

一九〇八	四四、六（七月）	四、〇（一月）	四〇、六
一九〇九	四七、一〇（十月）	一、一〇（三月）	四六、〇

漢口

年度	最高	最低	其差
一八九八	四一、〇（八月）呎吋	八、〇（二月）呎吋	三三、〇呎吋
一八九九	四二、〇（十月）	二、〇（二月）	四〇、〇
一九〇〇	三二、〇（七月）	三、〇（二月）	二九、〇
一九〇一	四七、〇（七月）	（一）三、〇（三月）	五〇、〇
一九〇六	四五、六（八月）	一〇、六（三月）	三五、〇
一九〇七	三八、一一（八月）	一、〇（二月）	三七、一一
一九〇八	四三、七（七月）	一一、九（一月）	三一、一
一九〇九	四六、五（七月）	三、九（三月）	四二、八
一九一〇	三九、七（八月）	四一、一（二月）	三四、八

（漢口バンドの高さは四十八呎なり）

九江

年度	最高	最低	其差
一八七一	四三、九（七月）呎吋	四、八（一月）呎吋	三九、一呎吋
一八七二	三八、八（八月）	一、八（三月）	三七、〇
一八七三	三一、〇（八月）	一、一（一月）	二九、二
一八七四	四一、九（十月）	四、七（二月）	三七、二

年度	最高	最低	其差
一八七五	三九、七（七月）	三、一（一月）	三六、六
一八七六	四二、七（七月）	四、〇（二月）	三八、七
一八七七	三四、一（九月）	三、二（一月）	三一、八
一八七八	四三、六（八月）	五、一（一月）	三八、五
一八七九	三八、二（七月）	四、一（二月）	三四、一

蕪湖

年度	最高	最低	其差
一九〇四	二四、〇呎吋（八月）	一、五呎吋（二月）	二二、七呎吋
一九〇五	二五、五（十月）	三、五（一月）	二二、〇
一九〇六	二七、〇（九月）	二、三（十二月）	二四、九
一九〇七	二六、〇（十一月）	二、〇（一月）	二四、〇
一九〇八	二五、二（七月）	五、〇（一月）	二〇、二
一九〇九	二七、三（七月）	三、五（一月）	二三、一
一九一〇	二四、九（七月）	三、三（二月）	二一、七

（蕪湖のバンドは高さ二十八呎なり）

外人の記錄

揚子江に關しては西歐人の間に知らるゝ事早からず、従て歐人は頻に南支那に於ける通商開始を希望したりしも、揚子江岸の沃野に入らんとせしは後年に屬せり、蓋し外國人の揚子江に關する記錄と

しては、先づ Marco Polo の旅行記を擧ぐるべきが、Marco Polo は之れにつき多く記す處なく、僅に眞州(儀徵縣)に附隨して次の記述をなせるのみ。

サヤンフ(襄陽府)を去て東南に進むこと十五日程にしてシングイ市(眞州)に達す、甚だ大ならずと雖も商業繁昌の地なり、此地に屬する船舶は實に驚くべき程多數なり、是れ其位置世界第一の大河なる大江(great river, Kian)に接近し居るが爲なり、江の廣さ十哩に及ぶ處もあり、八哩六哩の處もあり、其長さに至ては海に注ぎ入る處迄百日の行程以上に及ぶ、此江の斯くも浩大なるは、遠き國々より發源せし無數河水何れも舟行に適する程のもの處々より來て之に會流するに由るなり、兩岸には許多の都市大邑ありて、羅列し其數二百以上に及ぶ、州郡の數も十六を算ふ、何れも此流域に立て舟楫交通の便あり、商品の運輸實に盛大を極め現に之を目擊せし者にあらざるよりは、其數量を聞ても信を置かざる程なり、然れども其河道流域の長きと之に流會する河水の多きとに思ひ至らば、東西南北遠近の各地各處に運搬供給する物貨の無量なる、價値の莫大なる、容易に算へ得難しといふも過言にはあらず、中に就て其最も重要なるは食鹽なり、啻に大江の便と會流する河水の利とに由て、兩岸の各地に運搬し去るのみならず、夫より再び內地遠隔の處々に輸送し行くなり、マルコポロ嘗てシングイ市に在りし時、一萬五千艘に下らざる船を見たりといふ、而して尙此外沿岸の諸市諸港に繫留し居る船を算ふれば、シングイ市に在るものよりも更に一層多數なるべし、此等の諸船は一種の甲板を以て覆ひ、一檣一帆のみを具ふるに過ぎず、其載量は普通大約ヴェニスの四千カンタリにて、中には其以上一萬二千カンタリに至るものもあり、船中には檣と帆と(動索不動索)に麻綱を用ふるのみにて、其外麻製の綱具を用ふることなし、土地最多く籐を産す、既に前にも論ぜし如く長さ十五步に至る者もあり、甲端より乙端迄縱に割て極て薄き片と爲し綯りて長さ三百步の綱に作る、其製造極めて巧妙にして、力能く麻製の物と相匹敵す、各船何れも流に溯る時は此綱を用ひ、十馬又は十二馬を繫ぎ魚貫して之を曳かしむ、此流域には處々岸邊に丘巖聳え立ち、上に寺觀浮圖の見るべきものあり、人家村落の絡繹するもあり。

之れに次いではフランシスカン派に屬し之れが布敎の爲一三一八年伊太利を發し波斯、印度、錫蘭

スマトラ、布哇より廣東に入り、更に北京に進みたる Friar Odoric の旅行記あり、其中には江に關して次の如く記述せり。

其市街(杭州)を離れ六日の旅程を重ねて Chilenfu (南京)と稱する他の大都市に達せり(中略)此を去りて予は或大河の岸に出でたり其河は Talay と稱せられ世界第一の大河なり、其最も狹き處にても七哩の河幅あり、此河は一寸坊子即 Biduini の國土を過ぐ、其都府は Cathan と稱し世界に於て最も良く且美なる都市の一なり。

H. Yule の註釋によれば Talay は Tanay の譯にしてこれと夫れ以上によく知らるる Tanais 又は Don 及他の Doltalay 及同種のものと相混同せるものなり、大河は勿論大江又は揚子江にして Odoric の呼べる名(其頃の旅行者にして同樣の名稱を用ひたるものなし)は蒙古語の Dalai (達賴) 又は Talai より來れるものにして、卽ち海の義にて、夫れより大喇嘛の稱呼となれるものなり、而して此說は蒙古人により江の名に用ひられたるものに係り、恰も彼の亞剌比亞人がナイル河を Bahr と稱し、西藏人がインダス及ストリ河を Samandrang (Samudra = the Ocean) と稱するが如し。

一六五八年馬尼剌より澳門に入り、更に支那各地を旅行したる、馬尼剌の St. Thomas University 教授 R. F. F. Dominick Fernandez Navarette の旅行記には、揚子江に關し簡單なる記事の存するを見る、曰く

支那に於て最も有名なる河は海の子と稱せられ、其河底の深さを知る能はざる程なりと謂ふ、其流れは非常に大にして西より東に向つて流るゝこと約五百リーグにして以て海に注ぐ、支那の南方諸省に於ける交通は、大部分河に依れるが、揚子江は中に就きて最も重要なる航路を成すものなり、時に此河上に海賊の現はるゝことあるも、其數は甚だ稀なり。

と又曰く

支那は大國なるを以て、此中に流るゝ河流の數甚だ多く、中に就き有名なるもの二あり、其一は揚子江にして、揚子江とは海の子

の意味なり、揚子江は源を雲南に發し、湖北より湖南を經て海に注ぐものにして、其長さ四百リーグに達す、河口には其流出する砂土を以て築きたる崇明島あり、支那の諺に、海には岸なく、江には底なしと稱せられ、其深さは知る能はざる程に深しと謂はる、河口より三十リーグを溯りたる南京附近に於ても、河幅は半リーグの廣さを保たる、本江に依る航行は危險にして、日々多數の船舶の損害を被らざることなし、其流れは非常に速く、其流出する土砂は河中に多數の島を形成す、其島上には蘆荻を生じ、地方人民は之を採つて燃料に供し、多大の便益を受けつゝあり、然れども一たび上流地方の水量増し、洪水の狀を呈するや、是等の島嶼は一擧にして洗ひ去らるゝを常とす。

次に英國より開港交渉の爲北京に入れる Macantney の一行は一七九三年十月七日北京を發し、大運河により南下し其十一月初揚州に達したるが、其一行中の Barrow の旅行記には揚子江に關し次の如く記載せり。

揚州府の城壁近く運河の通ずるありて、其兩岸には常に多數の船舶の碇泊せるを見たるが、其形は千狀萬態にして各々異なれり、此地に留まること一夜にして、十一月五日朝此處を發して揚子江の大なる流れに達したり、揚子江は此附近に於て約二哩の廣さを保ち、其水流は極めて靜かにして、河中には處々に島嶼の點々たるを見たるが、島上は何れも草木繁茂して、能く耕されたる耕地たるを示せり、多數の船舶は或は流れに溯り、或は流れに順つて航するものあり、又江岸に碇泊するものあり、兩岸何れも市街の岸に接して立てるを見たり、眼界の及ぶ限りは悉く廣き平野にして、何等の目を遮る物なく、沃野遠く連れり。

一八三三年十一月發行の Chinese Repository には揚子江の航行と題する記事あるも、揚子江に關しては纔に次の如き、簡單なる記述の存するに過ぎず。

支那中原の地に入り込み此に諸國民の爲めに大道を開く事を得べきや、揚子江は世界に於ける大河の一にして其源を黄河の源より更に高き青海に發す、其四川に入るの途中は、Muhloosoo と稱せられ、四川に入るや金沙 (Kin-sha) と呼ばる、夫れより南流し

て雲南に入り更に北走して苗族の住居する四川の一部分の地方を過ぐ、かくて一般に熟知せらるる洋子江の名を得、四川より湖北、江西の北部、安徽、江蘇を經て海に注ぐ、本江は其流廣く深く或個所にては水流急なり、其河流の長く且數省を過ぐるが爲に the girdle of China と稱せらる。

而して外國人にして揚子江沿岸を旅行し、之に關する旅行記を出版したるは、佛國人 Huc を以て嚆矢とすべく、其以前の一八三二年發行の Gutzlaff の旅行記には揚子江河口に至れる旨を記すに過ぎず、右 Huc の旅行記は一八五四年に巴里に於て出版せられ、其後米國其他に於ても飜譯せられたるが、Hucは印度より西藏に入り、西藏より四川省に下り、それより揚子江に順つて東に下りたるものにして、彼れは四川省の成都に於て初めて揚子江の上流の岸に出て、それより揚子江の流に依て下りたりと記せるが、之れ岷江を以て揚子江となしたるものなるべし、彼れは其旅行記の中成都の城門を出でゝ大河の岸に達したるが、是れ卽ち揚子江にして、其河名は海の子といふ義より出づ、外國人は之を稱して綠河と謂ふと記し、更に又綠河に於ける航行は、極めて安全且つ容易にして、多量の河水平原を靜かに流るゝ所に在りては、毫も交通の危險を感ずることなし、然れども四川省の東部に於ては急灘多く、淺瀨に會することを多きを以て、之が航行には非常なる技術と注意とを要すと記せり、該旅行記には其他に於ては揚子江の事情に關し多く記述する所なし、Hucの旅行記は、冒險旅行記の體を以て、當時の支那の事情に通せざる歐洲の讀者に、興味を中心としたる事情を報告するに在り、其記述

の內容に就ても多少の疑を存せらるゝ所にして、外國人中Hueは果して自ら是等の地方を旅行したる結果、此くの如き旅行記の出版を爲したるものなるや、或は又地人より傳聞したる所を綴りたるに非ずやとの疑を懸くるものあり、其內容に關しても多少の疑問の存する所なるが、揚子江に順つて旅行しつゝ、之に關する記述の極めて簡單にして悉くす所なきが如きも、亦多少其疑問を增すの一の材料たるを失はざるなり。

揚子江の開放と關係諸取極

揚子江の事情は是等の記錄等により多少歐米人の間に知られたるも、當時支那に於ては廣東以外の港を外國貿易に開かず、從て外國も廣東以北沿海の諸港の開放を求むるの希望に急にして、未だ揚子江流域に及ばず、從て之れ以上に同流域の事情の極められたる事無かりしもの丶如し、揚子江水路の測量の如きも其實行を見たるは甚だ遲く、從來其河口又は上海迄入港せる外國船ありしも、進んで上流に向ふもの無かりき、最初呉淞以上の揚子江の測量をなしたるは英船Conway號にして、甯波より海岸に沿ひて北上し、揚子江に入り崇明島より呉淞を經、Mayson Island より Pagoda Hill (寶山塔の事か)に達し、此より八哩を遡れる地點迄の測量をなしたるの記事翌四一年七月の Chinese Repository に發表せられたり。

英國艦隊の攻入

其後阿片事件に關し英支戰を開くや、英國は南支沿岸の要港を攻陷したる後、上海より揚子江に兵船を進めたり、其司令官は Gongh 及 Parker にして、鎭江を陷れ南京を攻め、遂に支那をして和を請はざるを得ざるに至らしめたり、一八四二年七月二十六日附にて司令官 William Parker の報告せる處に曰く、

支那遠征艦隊が無事揚子江と大運河との合流點たる金山島沖に到達し、且本月二十一日を以て鎭江府が英國聯合軍の手に歸したる事を報告するは本官の光榮とする處なり

七十三隻の艦船より成る本艦隊は、本月六日吳淞を發し五隊に分れて此大河を遡れるが、其進行は測量船、小蒸汽船、小軍艦及本官の旗艦の順序を以てせり、Bethune の海圖に描かれたる水道の錯綜せる個所は豫め測量班をして實測をなさしめ、斯くて艦隊は是等測量班の二日半の間に於ける有力なる實測の結果により、無事溯江するを得たり、其他の困難も測量班及前進艦隊司令の助力を藉れる Kellett, Collinson 兩少佐多大の努力により美事に切拔くる事を得たり

と、斯く英國艦隊は揚子江を遡つて其下流の地方につき詳細の狀況を知る事を得たりしに拘らず、南京條約の締結に際しては、遂に揚子江沿岸の開放に及ばず、僅に其河口に近き上海の開港を以て滿足せり、其後外人の注意次第に揚子江流域に向けられしも、然かも未だ深く上游地方に及ばず、一八四五年六月 Capt. Kellett 及 Collinson の實測による南支一帶の海圖完成せられたるも、其中には揚子江の吳淞以下を記せるに過ぎず、又翌四六年一月十九日香港の英國當局者は海軍少將 Thos. Cochrane の

實測報告に基く揚子江方面の水路を公示したるも、其地域は同江口、呉淞江及上海港のみに限られたりき。

三港の開放

上海開港の結果此に外人の活動中心を置くや、漸く揚子江流域の重要なる事痛切に感ぜらるゝに至り、後アロー號事件につき Lord Elgin の英國使節として支那に派遣せらるゝや、一八五八年の天津條約の締結に際し、英國船舶の揚子江を自由に航行するの權を得ると共に鎭江、漢口等の三港を開放すべき事を約せしめたり、其條約文に曰く

第十條　英船舶は長江上に於て通商に從事するの權を有するものとす、但し現在其上流下流地方に匪賊の滋擾するものあるを以て、此場合は鎭江を除くの外開港の行はるゝ事無かるべく、同港は本條約調印の日より一年以内に開放せらるべし
而して一旦地方靜平に歸せば英國船舶は直に漢口等の上流地方に迄航行する事を得べく、英國公使と大清特派大學士尙書と協議の上三港以下の港を英國船舶の出入及通商の地として開放すべし

と、卽ち此場合は只開港場としては鎭江港を決したるのみなるが、之れ英國が揚子江流域の事情に明かならず、其他の開港場を此場合に選定する能はざりしによる、而して其開港期を匪亂鎭定後としたるは蓋し當時長髮賊徒の勢力を張りし時代にして、南京を初め江岸の主要都市は悉く髮賊の占領に歸しつゝありし際なりしを以て、北京政府よりすれば之れを其手中に奪回して其支配下に歸せしむるに至る

迄は、其開放を實行する事不可能なりしなり、而して更に他の一面よりすれば、北京政府は事實上に於て開放實行の力無かりしのみならず、若し直に長江沿岸に於て外國人の通商を許さんか、其統治の及ばざる爲、密輸入の盛行すべきと共に、賊徒に對し外國より兵器彈藥の供給を爲すに至るべかりしを以て、北京政府は特に此事を禁止したりしなり、然れども外國人は此條約上の取極めに拘らず、直ちに揚子江沿岸に於ける貿易に手を着けたる者あり、其結果隨て賊徒に對する兵器軍需品の供給となり、此點に關しては英國當局も甚だ困難したるもの丶如く、現に一八六二年夏に於て、Bruce は John Russel に書を送りて、此方面に於ける武器彈藥の密輸入の極めて盛んなる事實を訴へ、之を禁止するが爲めには、先づ香港及び新嘉坡に於ける是等の取引を禁止するの必要ありと述べたる程なりき。

斯く商人の卒先揚子江岸に入り込める際、一方英國官憲亦速に揚子江の開放を實行せんと欲しElgin は、斯かる擾亂に顧慮する事無く、天津條約締結後直に上海より揚子江遡江の企をなし、一八五八年十一月八日其艦隊を率ひて上海より呉淞に出で丶揚子江を遡り、其十二月六日を以て漢口に到着したり、之れ實に漢口に於て外國船艦の入港せる最初のものなりと、其一行は行々揚子江水路の測量をなし、Captain Ward は精細なる水路圖を調製せり。

英國調査班の活動

其後一八六一年二月に至り重ねて英國は揚子江上流の水路調査、鎭江より上流地方に於ける二個所

の通商港の選定、沿岸通商港に於ける通商關係樹立、領事館、居留地の敷地決定、英船航行問題決定の爲

Hope の調査隊の上海出發

に調査隊を派遣する事となり、同調査隊は海軍中將 James Hope の率ゆる一隊にして、同月十一日早朝上海を發して揚子江を遡航して漢口に達したるが、其中の一砲艦は岳州迄遡れり、當時其一行中には軍艦乗組員の外、Colonel Wolseley（現に子爵）九江副領事たる Hughes, 宣教師 Mairhead, 上海 Lindsay & Co. の Michie 及米國宣教師、佛人旅行者を含めり。

其調査の結果は英國の揚子江流域に對する發展及其開放につき甚大の效果ありたりき、當時其一行に外交事務取扱として加はれる Sir Harry Parkes は專ら之れが交涉調査の任に當り其功績沒すべからざるものありたり、其間の事情は S. Lane-Poole の The Life of Sir Harry Parkes 及同人の Sir H. Parkes in China 等の著述に詳かなり、今其前者中の一節を譯出すれば次の如し。

斯く揚子江は漢口に至る迄解放せらるる事英清の間に決定せられたるも、而も揚子江上に於ける英國船舶の航行等に就ては、未だ

何等の協定なく、從つて開港の問題のみ決するも、此間に於ける英國船舶の交通の問題にして解決せられざるに於ては、英國は通商上の發展を爲す能はざるべきを以て、先づ此船舶航行の問題を解決するの必要あり、此重大なる責任は專ら Parkes に委せられたり、卽ち北京に於ける英國公使館より是等船舶の航行に關する條令に付て、何等かの指令に接する迄の間、臨時の辦法を講ぜざるべからざりしが、其航行規則中には河流航行許可書、兵器の輸送、稅金の支拂、領事に對する屆出、出港手續、積荷目錄、其他に關する各條項を網羅せざるべからざるものにして、是が制定に關しては各種の事情を考慮し、愼重なる研究を要するものなりき、Parkes は此委任を受けて、種々研究したる結果、大體其條項を起草せり、此間の苦心に關し Parkes 自身が一八六一年五月十七日漢口發の書狀を以て其夫人に致したる中に次の如く記載せり。

揚子江は外國通商の爲に開かれたるが、玆に於ける船舶の航行に關する規則條件等を制定することは余の任務に歸せられたるが爲に、余は是が爲に種々苦心する所ありたり、Elgin は此問題に關係したりと雖も、單に之を余に命令したるに過ぎず、天津に於ける Bruce とは今や冬期結氷期間なるを以て通信するに由なく、從つて此法令の立法は不慣なる余が單獨を以て之に當らざるを得ざりき、余は先週に於て是が起草に苦心し漸く去る九日を以て之を完了し、其後の十一日に於て當漢口に到着せり、余は漢口の對岸にある武昌に於て總督と會見したるが、其翌日司令官は公式に之れを往訪し、十三日より同司令官は更に二三百哩位を隔つる揚子江上流地方の視察に赴きたり、而して余も亦此旅行につき船の問題、湖廣總督より四川總督に對する書面等につき Major Sarel の一行の爲に必要なる方法を講じたり、其際余も其行に加はらん事を欲したるも、余は更に重要なる事業たる總督と揚子江航行の問題に付て交渉をなすことを命ぜられたり、總督の外國人に對する感想は、漸く良好に向ひつゝあるを以て之を害することなく、益々外國人に對して好意を持たしむるやうに努め、而して開港の問題に付て滿足なる交渉を遂げんとするは余の希望なりき、漢口の領事たるべき Gingell は未だ此の地に到着せざるを以て、余は領事館の敷地及び居留地の選定等の問題に付ても、專ら其交渉の任に當らざるを得ざりき、而して十三、十四、十五の三日間、及び十六日の半日間は武昌、漢口、漢陽の三市に至りて、是が爲の土地の選定に付き殆ど殘る隈なく搜索したるが、大體に於て領事館及び居留地の豫定地の選定を終りたり、依て明日を以て余は淸國の當局者と會見し、此問題の解決をなすべき豫定なるが、明日の會見に於て兩者とも充分滿足

すべき決定をなし得べき自信あり、余は何等の訓令を奉ずることなくして是が交渉に當りつゝあるものなるを以て、却て責任の重大なるを感ずる次第なり、余の豫期する如く滿足なる解決を爲し得たる時は固より喜ぶべきも、若し失敗したりとするも余一人が全責任を負へば足れり

更に三月二十四日付を以て其夫人に送りたる書狀に於ては、余は總督との間に英國居留地の選定に關する重要なる交渉を終了したり、卽ち其結果余は長さ二千七百五十呎、幅一千二百十呎の極めて良好なる地を英國居留地として借入るることを得たり、其の前面は全部江に面し將來之に對して相當の施設を爲すに於ては、美事なる英國居留地となすことを得べしと報じたり、是等の交渉に當り總督は最初支那一流の排外的の態度を取り、頻に Parkes の要求に反對したりしが、Parkes は斯の如き思想は今日は全く時代に合致せざるものにして、今日は兩國官民間に充分の親善關係を保ち、相互に相助けて進むべき時代にして、斯の如き外國排斥の態度は斷然之を避けざるべからざるものなり、此見地に基き此際吾人の提議せる要求の如きは、寧ろ喜んで之に贊成せられむことを望むと大に力說したる結果、遂に總督も其理に服し、大體 Parkes の要求を容れたるものなり。

Parkes が立案したる外國船舶の揚子江航行條例は其の後英國當局者亦之を採用し、其結果多少の修正を施したるのみにして一八六二年の末に於て、英國全權 Bruce と恭親王との間に調印せられて正式の取極となり、Parkes が揚子江上に於ける開港場に於てのみならず、揚子江全流域に亘つて外國船舶航行の權利を主張し遂に其目的を達したることは、揚子江に於ける外國貿易の發展に多大の功績あるものと認められたり。

揚子江を外國貿易の爲に解放するに至りたるは重大なる利益にして、英國商人は當時揚子江一帶に長髮賊の亂の起りつゝありしに拘らず、直に此方面に於ける通商を開始し、爲に急速に英國の商業の發展を見たり、Parkes 亦此結果を以て極めて滿足すべきものとなしたる如く、一八六一年六月十二日香港より Hammond に送りたる書狀に於ては次の如く述べたり。

揚子江沿岸地方が尙賊徒の爲めに混亂せる狀態にあるに拘らず、漢口に於て極めて活潑なる外國貿易の開始せられたるを聞くは貴下も定めし滿足とせらるゝ所なるべし、余は過日上海を通過する際に、約十二隻の船舶、而も其大部分は汽船なるが、六週間の間に漢口に向つて航行したるの事實を聞き、更に揚子江航行の爲に三四の英國汽船會社の興らんとするの事實を知れり、余は

切に是等の計畫の成功せんことを望まざるを得ず、蓋し此老帝國の動脈をなす揚子江に於ける通商の發達は大砲又は軍艦の通過以上に此國をして元氣付かしめ、生氣を與ふべきを信ずればなり、然れども斯の如く一方に於ける通商の發達は他の一方に於ける通商の減退を來たすことを免るゝ能はず、即ち漢口に於ける通商の發達は軈て廣東に於ける貿易の減少を來たすに至るべし蓋し廣東に於ける貿易の衰退は他の新しき開港場の興る當然の結果として已むを得ざる所なるが、然れども支那に於ける現在の混亂せる狀態が繼續する限りは、我國は種々の方面に於て成功を收むることを得べき望あり、若し一方に於て失ふ所あるも他に於て之を補ふことを得べし

と、揚子江に於ける河港の解放は極めて困難且微妙なる交涉案件にして、Parkees にあらずんば決して斯の如き滿足なる結果を得られざりしなるべし、Bruce は此能力と熟練を知れるものなるが Parkes の成功に關し、提督 James Hope は報告して曰く、「余はParkes の支那語及び支那人の人情風俗に關する充分なる知識及び其倦むことなき熱心なる努力が此滿足すべき結果を齎すに於て最も多くの功績ありしことを認めざる能はず、彼は凡ての場合に於て余を助け、余は彼の助力に依り清國當局者、及び長髮賊徒の首領等と始めて滿足なる交涉をなすことを得たり」と

英國が揚子江一帶に亘つて、其通商を開始することを得たりしは、英國の支那貿易に於て非常なる利益あることなりしが、此事に關し一八六九年上海外人商業會議所の報告は明白に其結果を示せり、即ち其報告中に述べて曰く、一八四三年に於ける四港の解放は年額二百萬磅の英國品の輸入を招來したるが、一八六一年に於ける揚子江及び其河港の解放は更に英國の輸出貿易に對し三百五十萬磅の增額を來たさしめたりと、

之れ蓋し先に揚子江沿岸三港の開放を議決したるも、之れが通商についての詳細の取極は未だ決定せられざりしを以て、Parkes は專ら之れが制定の任に當りしものなり。

其頃揚子江沿岸一帶は長髮賊徒の占領中に歸し、英國が開港場として豫期したる都市にても實權は

之等賊徒の手に歸し居たりしより、此一行の遡江に際しては、英國は全く中立の態度を採り、賊徒に對しても決して之れを清朝の叛逆者として遇せず、現に南京の天王に對しては正式の交渉關係を開ける程にして、Sir George Bonham は如何なる政府たるを問はず、支那に於て實權を有するものは之れを正式政府として認めんとするの方針を採り、長髮賊徒にして眞に支那の實權を把握せんか、直に之れを承認すべく用意する處ありたりと云ふ。

上流の實査

當時其調査隊の一行中に Lieut-Colonel H. A. Sarel 醫師 Alfred Barton 及 Blakiston の三人の探險家及好意の援助者として之れに加はれる American Episcopal Board of Foreign Missions の S. Schereschewsky の一行の便乘せるが此一行は揚子江上流地方の探險をなさんとするにあり、Blakiston の記する處によればこれ全く一行三人の個人的企業なりしと云ふ、此一行は漢口より江を遡り、四川に出で更に雲南境の Ping-Shang に迄達せり、時に五月二十五日にして江口を隔る千八百哩、揚子江遡航を始めて以來七十日目なりき、而して當初の希望は揚子江を遡つてヒマラヤ山を踰え英領印度に達せんとするにありしが、之以上は土匪の蜂起ありて、旅行困難なりしより其の儘引返せるが、其探險の結果は Blakiston の手により翌一八六二年 Five Months on the Yangtye と題して刊行せられたるが、揚子江上流地方の情を歐米に紹介し、外國の注目を此方面に向はしむるに多大の効果ありたりき。

英國商人の希望

當時揚子江上の開港場の選定未だ決せざるに先ち、上海の外人殊に英國人は盛に其上游地方に對する通商發展を策し、漢口の如き支那地方官憲の反對あり、種々の困難の存したるにも拘らず、急激に此に其地歩を築かんとせり、而して彼等英人は過去二十年間に渉り其基礎を固めたる上海に於けると同一の便益と地位とを此に於ても獲得せんとし、斯かる權利の把握に專らなるもの多かりき、現に上海に於ける外國商業會議所の會員等の如き、漢口に達するまでの揚子江の全河流を、外國人の貿易の爲めに開放せんことを要求するに至り、更に條約上外國人は、一般的に支那內地に居住するの權利を得たるものなりと主張するに至れるが如きことありたり、此後者に就ては英國公使は彼等の見解に反對し、彼等が內地に於て土地建物の買收、若くは借入をなすことを拒否したり、蓋し彼等は天津條約の第七條の意味を曲解して、斯くの如き主張を爲すに至りたるものなり、而して又た揚子江の全河流を、外國人の爲めに開かんとするが如き要求も固より不當にして、若し斯くの如き事にして許されんか、賊徒に對する兵器軍需品の供給は無制限となり、其結果驚くべき事態を招徠するに至るべしとせられたり、當時是等の諸地方に於て、外國人の優遇せられたるの事實ありたるが、是れ不逞の外國人を用ゐて、惡性の外國人を召致して賊徒の參謀たらしめんが爲めなりき、斯くの如き狀態の下に於て、歐羅巴列國は何れも外國人の是等の騷亂に加はることを禁止し、更に一般的に支那の全地域が、外國の通商の

爲めに開放せられたるものなりと云ふ見解には全然反對せり。

然れども兎に角支那の發展及び外國の通商上の見地より見て最も重要なる事實は、此の揚子江の開放にして、是に依て外國人は、支那の中心地、殊に彼等が最も要求したる、茶の産地の中心に、直接入込むことを得たるものにして、其頃賊徒が勢力を得たる結果として、茶の供給を困難ならしめたるが、それと共に輸出の競爭は大に加はり、漢口に於ける外國商人の製茶積出しの競爭は、遂に茶の相場を非常に釣上げ、之を以て危險なる投機的取引たらしむるに至りたり、現に或る場合に於ては、漢口に於ける外國人の茶買入値段は、上海の茶商の相場よりも却て高きことありたり。

最初の通商章程

一八五八年の天津條約の結果英國は揚子江上に於ける通商自由の權を得るや、先づ Elgin 一行の遡江となり、次いで Hope 一行の視察調査となりしが、Hope の一行に加はりし Parkes は揚子江に於ける通商について細目の協定をなさんと欲し研究する處ありたるが、咸豐十年九月（一八六一年）先づ暫行的の長江通商收稅章程の制定を見たり、則ち次の如し。

長江通商收稅章程

第一條　外國商人の上海より洋貨を運びて長江に進むものは上海に於て輸入正稅を納入すべし、而して長江各港に至り港を離れて内地に入りて販運せんとする時は長江各關稅單なきものは關に逢へば稅を納め卡を過れば釐金を納むべし、外國商人の長江各關に

於て內地に入るについての稅單を請ふものあれば、該商をして運貨過卡の先に約に照して該關に於て子口半稅を納付せしめ然る上稅單を發給し重ねて徵稅せず

第二條　外國商人の上海より土貨を運びて長江に進むものは該貨は上海に於て本地輸出稅及長江に於ける沿岸貿易稅を完納すべし又長江各港に至りたる後港を離れて販運せらるゝに際しては其外商の手にあると支那商の手にあるとを論ぜず關に逢へば稅を納め卡を過ぐれば釐金を納入すべし

第三條　外國商上海より他港積出の土貨の他港に於て輸出稅を納入し並に上海に於て沿岸貿易稅を納入したるものを再び積出し長江各港に至るものは上海に於て輸出稅及沿岸貿易稅を納付するを要せず、但し長江各港に至り一度び江を離れて販運せらるゝ時は其外商たると支那商たるとを問はず關に逢へば稅を納め卡を過ぐれば釐金を納入すべし

第四條　外國商長江各港にあり內地より土貨を買出すに際しては或は外商自ら之れに當り或は本國人又は內地人を使用して之れに當らしむるとに論無く必ず先づ海關より買貨報單の下附を受け、此單內には該貨は某日某地に至り更に某通商港に至るべきものなる事、外商に於て本土貨に對しては必ず子口半稅を完納すべき旨を記入し且又其內に外商の姓名店號を記入して證とすべし、本報單は通商各港の海關自ら之を備へ置き領事官の請求を俟ち無料交付すべし

第五條　外國商長江各港より土貨を運んで上海に歸るに際し若し該外商の內地より自販するの貨物長江の開港場に於て一子稅を完納せるに於ては沿途釐金及關稅納入を要せず、然れども若し本江に於て購入せる貨の內地人に渡れる場合は此限にあらず、只上海到着の上は均しく皆輸出正稅を完納すべし、而して其半稅を納めて銀號に存貯し若し三ヶ月以內に外洋に輸出し且其際該貨物にして原貨と大違なければ、其存貯せる半稅を交還するものとす、爲れども若し上海に於て該貨を賣買するか或は三ヶ月內に輸出せざる時は其半稅を以て再輸入稅となし之を沒收すべし而して右期限內に於て輸出するに際し貨物に大なる異狀ある時は半稅を沒收したる上更に輸出正稅を納入せしむべし

長江通商章程の成立

右は暫行の取極に過ぎざりしが其後英支兩國交渉の結果、長江流域に於ける開港場としては、鎭江漢口の外に九江を加へたる三ヶ處を選定する事に決し、更に長江に於ける通商に關する詳細の協定亦成立せり、則ち同治元年九月（一八六二年）Bruce と恭親王の間に調印せられたる、長江通商統共章程これにして其全文次の如し。

長江通商統共章程

第一條　凡そ英國商船の長江に於て通商に從事する者は、只た鎭江、九江、漢口三處に在てのみ之れをなすを許し、沿途私かに貨物を搭卸するを許さず、若し此の規則に違背せる者は最寄の稅關に於て其貨物を沒收するものとす、長江沿岸の各地より他處に向て輸出する所の貨物は、鎭江九江漢口の三處に於て其手續を經たるものとす、此外無免狀の輸入洋貨及び半稅未納の輸入土貨も以上の三稅關に於て輸入し、均しく各稅關に於て檢査の上條約に照し稅金を徵收する者とす

第二條　凡そ英船の長江に在て貿易する者を分て兩項と爲す、其一は鎭江より上流にあり暫く長江通商をなす大洋船及び各種の划艇風篷船等にして、其二は上海より江に入り長江通商をなす內江汽船とす以上兩種の船隻は何れの江上の開港場に於て貿易するも均しく條約及び其地方の特別章程に照らして辨理す、若し軍器火藥等の物品を積みて長江に入らんとする時は、其數目を稅關に屆出て證明書を得べし、若し私かに其數を加へ證明書の數目と符合せざる時、或は長江に於て軍器火藥を私賣せし時は、直に其船隻を沒收す、凡そ來往の各船にして、若し中國の巡邏船に遇ひ巡邏官より檢査を要求したる場合に於ては往來の商船は立ろに船牌を出して其の檢査を受くべし

第三條　凡そ英商の大洋船及び划艇風篷等の船隻鎭江に抵るの時若し鎭江に於て貿易するの時は、卽ち鎭江に在て稅銀を徵收す、若し鎭江より九江漢口等の地に赴く者は、須らく船主より船牌を以て鎭江領事館に差出し、並に艙口單を以て鎭江稅關に呈し、其檢査

を請ふべし稅關にては領事館よりの照會有るを待て護照一紙を發給す、名けて鎭江護照と爲す、內に該船裝載する所の兵器槍砲、刀劍、彈藥等の物品若干、水夫の人員竝に搭載噸數及び國號等を明註し、官より船艙を封印し、吏員一名を派して押送す、該船九江に抵れば船主は其の證を以て稅關に出し檢査を受くべし、該船九江、漢口に在て貨物を積卸する時は、其の納稅事宜は其他の章程に照らし辨理す、該船鎭江に歸れは直に護照を以て稅關に還納すべし、稅關にては更に紅單を給與し船牌を下附し其出帆を許す、江を下るの時稅關より吏員を派し送りて狼山に至る、凡そ鎭江の護照なく竝に中國の牌照無き船にして鎭江より上流の地に在れば、稅關にては查出の上直ちに其船を沒收する者とす

第四條　凡そ英商の江輪船にして上海よりして長江に向ひ、通商を爲さんと欲する者は、應さに船牌を以て上海領事館に呈交し領事館よりは更に江海關に請ひ輪船江照一紙を發給す、該江照は六箇月を以て限りと爲す、凡此の江照有る者は即ち江照有るの輪船にして、鎭江九江に抵れは、上水下水に論なく須らく江照を稅關に差出し檢查を受くべし、嗣後江照有るの輪船は須らく鎭江九江漢口に在りて順次に船稅を完納すべし、輪船上水下水に論なく皆各稅關より吏員を派して押送す、凡そ江照有るの輪船にして、若し各港の章程に違背するの事有れは、初次を除くの外は例に照らして處分し、即ち稅關よりは該船の江照を以て廢紙とし、以後該船の鎭江を過ぎ上流に赴くを許さず、若し江照無きの輪船鎭江を過ぎて上流に至らんとする者あれば、第三款大洋船划艇風蓬等船隻の例に照らし辨理す

第五條　凡そ江照有るの輪船にして土貨を裝載せんとする者は、須らく其地の稅關に於て正半兩稅を完納せる後、始めて其の裝載を許す、該貨上海に抵り若し三箇月限內に於て、外國に向け再輸出せんとする者は、應さに該商より江海關に赴き證明書を受取り該貨物を外國に輸出するの證となし、其證明書を以て漢口九江鎭江稅關に差出せば、稅關にては即ち該商納むる所の再輸入半稅の證書を給與す、但し外國に送らんと欲するの貨物は、上海に抵るの時再び報告すべし、凡そ此等の輪船別船の貨物を積換へんとする時は、須らく例に照して稅銀を完納すべし、稅關にては其貨物の輸入稅を完納せしや否やを檢查せし後、始めて積換へを許可する者とす

第六條　凡そ洋商あり、內地船隻を雇ひ貨物を運送せんと欲する者は、條約に照し納稅を要するの外、仍ほ辛酉の年定むる所の假

規則に照らし、保單を差出し證書を請領す可し、該船稅關に到れば仍ほ內地船例に照らし船料を完納せしむ、若し積荷證と貨物の數目符合せざる場合に於ては、保單內記載する所の銀數に照らして罰金を賦課する者とす

第七條　凡そ大洋船輪船及英國の船牌を附したる制艇風蓬船並英商雇ふ所の內地運貨船は出口の稅關より總單を給與す、沿途の通商地に貨物を搭卸せんと欲するときは該船主より其總單を以て稅關に差出し檢査を經たる後にあらざれば貨物を搭載するとを得す

以上各章程は後日に至り若し不都合にして實施し難き場合に於ては、時に隨ひ協議の上改更することあるべし。

南京の開放

尙佛國は一八五八年六月二十七日調印の天津條約第六條により南京開放を約せしめ、英國に約せる三港の外此一港を添加する事となれり其關係條文次の如し。

支那が數港を增して通商をなさしむるは必要なるにより此に議して廣東の瓊州、潮州、福建の臺灣淡水、山東の登州、江南の江の六港を以て、廣東、福州、廈門、寧波、上海の五港と同樣に通商を許す事とす、但し江甯は官兵匪徒を剿滅したる後、佛國官員其本國人をして許可證を得て前往して通商するを許すべし。

新開港場の設置

當時揚子江沿岸にて通商の爲開放せられたるは以上の四港に過ぎざりしが、其後一八七六年九月十三日の芝罘條約調印の結果宜昌、蕪湖の二港を開港場となし、重慶に英國官吏の駐在する事を許し、更に大通、安慶、湖口、陸溪口、武穴、沙市の諸地を寄航港（Ports of call）として、旅客及貨物の上降を許す事となり、長江流域は次第に外國貿易の爲に開かるゝに至れり、其關係條文次の如し。

淸國政府は是れにより、湖北省の宜昌、安徽省の蕪湖、浙江省の溫州及廣東省の北海を通商開港場の數に加へ領事駐剳地となす事を承認すべし、英國政府は尙重慶に常住すべき官吏を派し四川省に於ける英國通商の情勢を注意せしむるの自由を有す、英國商人は汽船の港內に入らざる間は重慶に常住し若くは建物又は倉庫を設立する事を得ず若し汽船が重慶迄江を遡る事を得ば別に協議して規定を設くべし

和解の方法として更に提議せられたるもの次の如し、曰く長江岸上の地點例へば安徽省に於ける大通及安慶江西省に於ける湖口湖廣に於ける陸溪口武穴沙市等は內地通商の場所にして開港場にあらざるを以て外國商人は物品の陸揚及船積の權を與へられずと雖も汽船は乘客又は物品の陸揚船積の爲接觸する事を許さるべし但しそれが爲には唯土人の小船によるべく且土人の貿易に關する現行章程に遵ふべし

斯くて河口より六百哩の上流なる漢口に達する間の、揚子江に於ける外國船舶の航行を許さるゝことゝなりたる結果、上海の貿易は急速なる發達を遂げ、其貿易額は直ちに四倍以上に達したるが本條約により漢口より更に四百哩の上流なる、宜昌に達するまでの間の航行をも許すに至れるは、揚子江流域の外國貿易の發展に多大の效果あるべしとせられたり、蓋し宜昌は山間に在る貧弱なる一小都會に過ぎざれども、此處より三峽の嶮を越えて四川省に入る貨物の積換場所として重要なる地位を占めたり、四川省に到るべき貨物を積込みたる船舶は此處に到達するや、三峽の嶮を越ゆる爲に、特別の裝置を施されたる船舶に積換ふることを必要とせられたるが、之が爲めに多大の日子を要し更に荷物の檢査其他の爲めに受くる損害決して尠からざるものあり、其れが爲に被る損失打擊は、實際上の課稅額に優るものなりと稱せられたりしが、此不便を除くが爲めに、今宜昌を開港し、更に此れより四百哩の

の上流に在る重慶をも開くべきことの保證を得たるなり、重慶は四川に於ける商業の中心地にして、之を開放することは、其後程なく此地に赴任したる英國領事 Hosie の言へるが如く、西支那に於ける上海を建造するものにして、支那の是等の地域は極めて商業繁榮にして、重慶は實に其中心をなせるものなり、然れども支那側に於ては、容易に此揚子江上流開放の提議に從はず、故に本芝罘條約の締結に際しては英國は其領地たる香港の自由港なるにも拘らず、此處に阿片に對する税金を徴收するが爲めに、税關事務所を設くることを許し特に支那の希望に副ひて大なる讓歩をなして、此揚子江上流に於ける汽船の試驗的航行權を得んと努めたるも遂に支那の承諾を得るに至らざりき、然れども此反對は、地方當局者が、彼等の利益を脅かさるゝ事を厭ひたる結果起りたるものにして、中央政府が強ひて之を固執したるに非ざりき、而して支那政府當局者は其反對理由として、若し此處に汽船の交通を許すに於ては、從來の支那戎克業者は全く其業を失ひ困難するに至るべきを以て、之を許すこと能はずと主張したるが、然れども嘗て汽船の交通を許されたる他の諸港に於ける經驗に依れば、汽船の交通を許す結果は、大に通商の繁榮を來たし、其附近の運河又は河流に於ける戎克の航行を益々盛んならしめ隨て汽船の交通を許したるが爲めに、戎克業者が其職を失ふが如きことは絶對にあらざる所なり。

揚子江上流に於ける汽船の交通は從來屢々問題となりたる所なるが、此間の航路を充分に調査したる人々には、いづれも其容易ならざる事業なることに一致したりしが、此方面の調査に從へる英人

Little 氏は、若し之が爲めに相當の設備と設計を爲すに於ては、決して不可能なる事業に非ざることを確信したりと稱し、其間の航行に堪ゆべき設備とは、强力なる機關、操縦の容易、吃水の淺きこと等の諸件にして、之を備へんか、此間の航行は困難にあらず、只吃水は從來の支那戎克のそれ以上、淺からざるべからざることを必要とすとなせり。

宜昌重慶間の汽船航行

蓋し芝罘條約に於て重慶の開放は、汽船の此地迄遡江するに至りたる時に於て、更に商議して之れが規定を取極めて實行せらるべき事に條件附の決定を見たりしより、從來此地方の研究に從ひ四川省の寶庫を開く事の、英國の對支貿易上の發展に於ける裨益甚大なるを知れる A. J. Little は如何にもして速に此上流地方に汽船の航行をなし、以て重慶開放實行の條件を充たさんとし、其從來に於ける深き調査と斯かる見解に基き宜昌重慶間の汽船航行に鋭意し、之れが爲に種々計畫する處ありたり、Little は一八八七年に著したる Through the Yang-tsze Gorges 中には此間の汽船航行について次の如く記述せり。

余の經驗したる所に依れば、從來戎克の此間の航行に於て損害を受くるは、多くは遡江の際にして遡江に際しては、岩石突屹たる岸に沿うて船を曳くものなるを以て、時に水流の激せる地點に會するや、曳船の力足らずして、船は流れて岩石に衝突し船腹に損傷を受け、遂に沈沒するに至るの例甚だ多かりき、然るに今若し蒸汽船を用うるとせば、岸を離れて航行することを得べきが故に斯くの如き危險を生ずること少なく、更に汽船なるに於ては、其必要に應じ靜に航行することを得べきを以て、危險の度は一層

少なかるべしと信ぜらる、然れども汽船の場合には、下降に際し往々危險を生ずることを豫測せざるべからざるが、戎克の下航するを見るに戎克は下航に際して、單に舵を操るに足るの力を加ふるのみにして、河流の中央を航行し、殊に如何なる時期に於ても、河水に是等の船舶を泛ぶるに充分なる水量を有し、且つ其幅も相當に存するを以て、危險の起ること甚だ稀なり、それと同樣に汽船の場合に於て、若し其船長にして能く河流の狀況を熟知し、充分の注意を以て之を操縱するに於ては、決して危險に遭遇すること無かるべきを信ず、戎克の航行にありても、有力なる水先案內人あり、危險なる灘に會するや、是等の水先案內人に依りて航行するものにして、彼等は總ての危險なる箇所には巖上に水深を標記し、それに從つて戎克を操縱するを以て、何等の危險なく航行するを得るものにして、汽船の場合にも同樣の注意と設備を爲すに於ては、何等の困難を見るべき理由なし、從來戎克の下航に際し、損害を被りたる事件の多くは、其船長が容易に灘を通過し得べしと信じ、水先案內人に賴らざりし場合に起りたるもの最も多し、然れども汽船にして此間の航行に成功せんか爲には、固より之が爲めに特別の裝置と構造とを爲さゞるべからざるが、斯くの如き汽船を支那及び日本に於て求むることは、今日の狀態に於て困難なるべし、蓋し是等の地方に於ては、斯くの如き河川の航行に堪ゆる船舶建造の經驗を有せざるを以てなり

新灘の反流

其後 Little は此間の航行に堪ゆべき汽船の建造について折角計畫する處あり、遂に之れに成功した

るも、支那官憲の反對に會し空しく中道にして挫廢するの止む無きに至れり、其間の事情は Little 自ら Hosie の著 Three Years in Western China（一八九〇年刊行）に寄せたる序文中に述べたり、今之れを譯出すれば次の如し。

重慶の開放により西部支那の寶庫は外國人の企業の爲に開かるゝに至れり、然れども芝罘條約調印後多年の間其重慶開放に關する條項は死文に歸し僅に其地方に於ける資源調査及英國貿易の進展についての調査の爲四川に英國官憲を駐在せしむるを得るに過ぎざりき、而して何人も汽船の此港に達せざる間は重慶を英國貿易の爲に開放せずとなし停止條件を充たさんと計畫するもの無かりき、蓋し此一節は支那側の提案者の意嚮にては斯かる計畫を促進せんが爲のものにあらずして、寧ろ之れを妨げんとする目的を有したるものなる事は明かなる處なるが、上海に於ける英國商人卽ち支那に於ける英國商人の首腦たるべきものも亦殆んど之れに利害關係なきものゝ如き態度を採れり

上海及揚子江下流各地方に在住したるものは約二十五年の間斯かる態度を採りしが、予亦一八八三年重慶迄の愉快なる旅行をなす迄は同樣なりしが、此結果予は西部支那の富及繁盛に關し且又芝罘條約により支那より漸々與へられたる外國商人に對する許與の價値につき初めて或概念を構成する事を得たり、而して富、公共心、重慶商人の厚遇等については予の著書 Through the Yang-tsze Gorges 中に記載せり

尙予は歸來後條約の文句につき研究したる後、二つの拒否が肯定に導くものなる事を知り、之れに從ひ我北京駐在公使に對し予は重慶迄汽船を航行せしめ、而して重慶を通商港として開く爲に必要なる問題を考慮せしむるについての先行條件を充たさん事について提議したり、同公使は予の問合せにつき總理衙門と交涉し遂に其間多少曖昧なる語氣を藏したるも兎に角其承認を與へたり

茲に於て予は計畫の實行に取かゝり、公共心に富める二三友人の助力を得、強力なる船尾外車輪付汽船を建造し、これを持ちて一八八八年二月揚子江に於ける汽船航行の極點なりし宜昌に顯はれたり、而して予等に此地に於て約束せる許可を得ん事を期待せ

り、蓋し其許可を得ざるに於ては後日爲に紛擾を生ずべき虞あるを以て、我北京公使は此より進む事を許さゞりしなり、然るに此許可を得る事容易ならず約二年の間勞多くして然かも効果なき交渉の爲に費され、予等は其間北京の中央政府及宜昌の地方官憲と交々爭議し來りしが、結局支那政府は其忍耐及財布共に全く疲れ果てたる汽船の所有者より之れが買收をなして以て其難局を切抜けたり

其買收に先ち有らゆる努力を試みたるも、孰れも反對に會せり、予等は汽船と衝突して損害を蒙れる戎克に對しては、汽船の過失なると否とを問はず賠償の責に任ずべき旨の保障をなさん事を提議せり、支那側は之れに對し答へて曰く河流は一ケ月中の二日間は專ら汽船航行の爲に開かるべく、但し其餘の二十八日は汽船は停泊して航行する事を得ざらしむる事とせんと、其後遂に一八八九年十二月に至り支那海關總税務司との間に固陵號の買收についての協定成立し、茲に重慶に對する汽船の航行をなし其開港に關する先行條件を充たさんとする計畫は頓挫せり

斯くて一時汽船問題の中絶したるについては疑もなく支那官憲と共に、我外交當局者も之れを喜びたり、蓋し此結果は從前の論議の結果として開かれたる新しき基礎の上に進んで交渉をなすの途を開きたればなり、而して事實上に於て直に極めて熱心に新交渉を開始せり、其結果其年の三月三十一日を以て北京に於て一協約の調印を見、夫れにより舊來の汽船の此に達するを俟ちてとの先行條件無しに重慶を開港場として開く事となれり

此支那側の大なる讓歩に對し、英國亦其國民をして先づ支那が其途を開くに至る迄は本港に汽船の航行をなさしめざる事に讓歩せり(該固陵號は登簿噸數百五十噸なりき)

重慶の開放決定

右の論爭解決の爲に一八九〇年三月三十一日ジョン、ウオルシャムと慶親王、孫毓文の間に調印せられたる英支間の協定次の如し。

重慶府開港追加條約

英清兩國政府は一八七六年芝罘條約第三章第一節に於ける英國政府は四川省に於ける英國貿易の狀況を視察するため重慶府に委員を派遣することを得べし、汽船の未だ重慶に航行せざる前には英國商民同所に住居し、又は倉庫を設立するを得ず若し汽船の重慶迄遡るを得ば別に協議して規定を設くべしとの件に付き、彼此見解を異にしたる所あれども、玆に妥協に歸せしむことを願ひ、雙方同意の上左の追加條約を議決す

第一條　重慶府は今後他の開港場と同樣通商貿易の爲に公開すべし、英國商人は宜昌重慶間貨物運送の爲め支那人の所有船を雇用し、又は自ら支那船を備ふることを得可く一に其便に任す

第二條　此等の船隻を以て宜昌重慶間に運送したる貨物は、汽船にて上海より宜昌まで運送したる貨物と同樣條約稅則及長江章程に依て處理すべし

第三條　凡そ此等の船隻に有用なる船牌、旗章、貨物證書、宜昌以上の航行に於ける貨物の改裝及保護便益を得んがため、宜昌重慶間貿易商人の守るべき一般の規則に關しては、宜昌稅關監督及現に重慶に駐在する川東道、並に稅務司より英國領事と協議決定すべし、而して其議定する所の條款にして、今後改正を要する場合には更に協議すべし

第四條　凡そ雇用したる支那人所有船は、長江章程に從ひ宜昌重慶の兩所に於て港稅を納む可し、英國の旗章を用ふることを得べき支那型船隻は條約規定に從て噸稅を納むべし、宜昌重慶間運送の爲め英國人の雇用したる支那人所有船及び支那型船隻は、必ず海關より特別の船牌關旗を領受すべし、又英國の旗章を用ふることを得べき支那型船隻も同樣たるべし、以上兩項の船隻にして海關の船牌關旗を有せざるものは、此續約章程に許すの利益を受くべき權利なきものとす、船牌關旗を領有せる兩項の船隻は宜昌重慶間に於て往來貿易することを許し、其貨物は條約章程及長江規則に依りて處理すべし、其餘の船隻は常關の取扱に歸すべし、海關より受領したる船牌關旗は受領したる原船に專屬するものにして、他船に移用することを得ず、又支那人所有の船隻にして英國旗章を用ふることを嚴禁す、此規則の初犯者は條約に據りて開かれたる海港に於て、從前施行せらるゝ罰則に照し處

分せらるべし、若し再犯の場合には船牌關旗を取上げ、該船の宜昌重慶間に往來貿易することを許さざる可し

第五條　支那の汽船一たび重慶府に往來貿易するときは、英國汽船も同處に進行することを得可し

第六條　此追加條約は芝罘條約と同一の効力を有すべし、此條約は北京に於て調印の日より、六ヶ月內に批准を交換し實施すべし、若し期限內に互換する能はざるときは交換の日より實施すべし

卽ち之により重慶は他の開港場と同樣に開放せらるゝに至りたるものなるが、只英國は支那が汽船を此に達せしめざる間は、英人をして此上流地方に於ける汽船の航行をなさしめざるべき旨の讓歩をなすに至れり、尙本協約に基き重慶に至る間の揚子江の開放を見たる爲、此上流地方に於ける通商章程は翌一八六一年二月十三日時の上海稅關長 R. E. Breton の名に依つて告示せられたり、卽ち次の如し。

宜昌重慶間通商章程

芝罘條約追加條款に據り貿易の爲め開放したる重慶港並に宜昌重慶間貿易に關する稅關規則の制定發布せられざる間は、之が手續は總て宜昌及重慶の兩稅關に就きて問合すべし此旨茲に告示す、目下は特に左の諸點に注意せんことを要す

第一條　宜昌若くは重慶に於て外國商人支那型船隻を雇入るるときは同港の稅關に請求し、兩港間往復に使用のため特定證書及特定旗章を受領すべし

第二條　宜昌重慶間の使用に供する支那型船隻にして條約國外國人の所有に屬し、國籍證明書を所持し、且つ國旗を掲ぐるを得る者は其管轄領事館を經て稅關に屆出づへし、右屆出に接したる時は稅關に於て特定證書及び特定旗章を交付す可し、此證明書及旗章は他人に貸與若くは讓與することを得ず、又右證明書及旗章を備へざる船舶は總て追加條款に依りて得る所の特權及び免除を享有するを得ざるものなれば特に注意すべし

第三條　上海其他長江沿岸の各港より重慶府へ廻漕のため船積する商品に關しては、其管轄內の稅關に於て右諸港より宜昌に廻送

する商品に關すると同樣の手續を履行すべし又是等の商品にして宜昌着港の上支那型船へ積替ゆるときは、航海の際漢口に於て汽船に積替ふると同樣の手續に由るべきものとす

第四條　重慶港に往來する商品は漢口或は宜昌に於て其稅關に屆出で、該關の監督を受けて再び其包裝を改むることを得

第五條　エッチ、ユルガー、ポップソン氏を以て重慶港稅關長に任ぜり

右總稅務司の命に依て告示す

寄航港章程

尙芝罘條約第三條により沿江の六處を寄航港として開きたるにつき、之れに適用すべき規則として次の章程を發布せり。

沿江六處試辦章程

一、本條例中所謂輪船とは外洋輪船にあらず江輪船を指稱するものとす

二、本條例中所謂民船とは各項船隻にあらず該六處の釐金局に登錄し艀船として番號を附したるものとす

三、六處にありては稅單を有する洋貨報單運照を領有する土貨は檢查の上單と貨物と相符する時は洋貨は船積陸揚を許し又土貨は船積前稅關に赴きて輸出を屆出づるのみにて該六處に於ては別に稅釐を徵せざるを除くの外、其他の單照無き各貨物は均しく以下各條に照して辦理すべし

四、六處より船積し六處に運往して陸揚する貨物は先づ積込の地にて釐金を納入すべく、一地より他地に至り其間關を過ぎざるものは(例之大通より安慶に至り又は陸溪口より沙市に至る)稅を納入するの要なし、其一關を過ぐるもの(例之大通安慶より武穴に至り武穴より陸溪口沙市に至る)は該關につき正稅を納入すべし、此兩項は均しく其經過途中經由の釐金局を積込地の釐金局にて計何局ありやを核明し其納入すべき釐金額に照し豫め之れを一括納入せしめ、以て其各局へ納付すべき分に宛てしむ、其兩關を經由するものは第一關に於て正半兩稅を納入せし

め、積込地より第一關以前、第二關以後計何局あるやを見之れにより釐金額を定め其幾倍を納入せしめて以て納付釐金に充つ（例之大通安慶より沙市陸溪口に運送するもの、沙市陸溪口より大通安慶に運送するものは中間一關以後一關以前の釐金は其免補を准るすも只一關を過ぐるもの及關を過ぎざるものは援免するを得ず）

五、六處に於て船積し、長江各關及上海關に往向くる貨物は先づ積込地に於て釐金を納め、何關に運送するやを屆出づべし、其第一關に到るを俟ち正半兩税を完納すべし、積込地より經由する處第一關以前幾卡幾所あれば先づ釐金を納め更に其幾倍を徵し以て納付すべき釐金に補す、若し屆出の陸揚關第一關に係る時は（例之大通安慶より九江關に至り武穴より江漢關に至り陸溪口沙市より宜昌關に至るが如し）關に到り只正税のみを納むべく半税を納むるを要せず

六、上海關及長江各關より汽船に積込み六處に運び陸揚する貨物は先づ該關にありて正半兩税或は正税を納入する爲に（例之蕪湖關より大通に報運するは僅に一關を經るのみなるを以て正税を納むべく、又鎭江關より大通に報運するは是れ兩關を經るものなるを以て正半兩税を納むべし、其三四關を經るものは只正半兩税一次にして止む、以上正半各税は積込地の關に納入すべし）該積込汽船は其處に赴くや竝に領收税單、陸揚地等を屆出で檢査を經るを除くの外陸揚處に於て該處釐金及該釐金所經の一關以後計釐卡幾所ありしや核明し其納入すべき釐金額の幾倍を納入せしめ以て納入すべき釐金に補す（若し經由する處僅に只積込の一關のみなれば即ち該關を經の關となす）

七、凡て貨物積込地にて釐金を收納せば均しく收釐單を交付すべく、該商關及陸揚地に至れる時はこれを提示すべし、若し該貨關に至り税金を納入すべきものなる時は該積込地釐局は別に總釐單を認め封緘の上船主に渡し、又經由すべき第一關税務司に送到して査收せしむべし、又一面該商に收釐單を持して關に赴き提示し納税すべし、然る時は該關は別に收税單を給し竝に提示せる釐單に捺印の上還附し陸揚地に至り重ねて提示せしむ、若し六處にて積込める貨物關及陸揚地に到れる時該商にして釐金納入、關税納入の各單を提示せざるものは其貨物を官沒す、又其遠きを以て近くと屆出で賍税せんとするものを査出したる時は處罰す、若し停船を許されざる處に於て私かに貨物を上下せるものは該貨物を官沒し該汽船は法に照し査辨すべし

八、六處の內湖口一處は別に納税專章を定むべし、蓋し湖口の情形現に尙査明せざるを以て其餘の五處に現定の章程を先づ試辨を行ひ湖口一處は査明を俟ち再議すべし

九、六處に於て釐金を徵收するは税則と關係なく、從來貨價百につき二を課し各本處の時價に從つて徵税せり、其驗貨の衡器は各關一樣とし其間毫も差異あるを得ず

一〇、沙市より大通に至る六處の間に沿江にあり來往貨船に對し釐金を徵收する釐金局は沙市、北河口、鸚鵡州、樊口、武穴（以上湖北五卡）、二套口（以上江西一卡）、華陽、安慶、大通（以上安徽三卡）の計九卡あり、六處に於ては是等沿江の釐金局を上下流遠近の序に從ひ之れを公示し置き以て釐金納入に便せしむべく、大通以東沙市以西のもの亦各商をして知悉せしむべし

一一、六處に於ける汽船積込貨物は必ず檢査を受け釐金を納入したる上、該貨物を官碼頭より登記民船により汽船 積込むべし、又六處に陸揚する貨物は登記民船によりて汽船より積出し官碼頭に送り檢査を經たる上にて辦理すべし、若し未登記の民船を用ひ荷役をなしたるものある時は該貨物を官沒し船主は處分すべし

一二、六處に於て收納せる釐金は淸算して各釐金局に期を定めて分送す、釐金收納明細表及貨物數は各該處委員より七日目毎に報告し且陽曆の月分を按じ統計を作り本省稅關及江漢關駐劄の六處巡查の副稅務司に報告し以て查檢に供へ按結詳報に便す

以上各項一年間の試辦を行ひ、若し未だ盡さゞる事項又は支障ある點あらば、隨時改訂して以て妥善を期すべし、本年五月二十一日即陽曆四月一日より本章程を試辦す

日淸條約と長江

其後日淸戰爭終末の馬關條約に於て日本は支那をして、揚子江上に於ける沙市の從來寄航港たりしを改めて開港場となすこと、重慶の開放をなすこと、日本汽船の航路を重慶迄擴張し得べき事を約せしめ、曩の英支間の取極に係る支那汽船の到達せざる間英國汽船の航行を許さざるべき旨の制限を撤廢せり、該關係條約文次の如し。

第六條　第二項第一、淸國に於て各外國に向け開き居る所の各市港の外に日本國臣民の商業住居工業及製造業の爲に左の市港を開くべし

一、湖北省荊州府沙市

二、四川省重慶

第二、旅客及貨物運送の爲日本國汽船の航路を左記の場所に迄擴張すべし

一、揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る

日清兩國に於て新章程を妥定する迄は前記航路に關し適用し得べき限りは外國船舶淸國内地水路航行に關する現行章程を施行すべし

新揚子江條例

一八六三年の長江通商章程は其後久しく行はれたりしが一八九八年に至り其修正章程成り翌九九年三月十二日を以て公布せられ、同年四月一日より實施の事となれる爲、舊章程は其三月三十一日限り廢止となれり、此新章程に於ては新に揚子江上の蘆涇港、天星橋、江陰、儀徵、黃子崗、黃州、荊河口、新堤の八箇處を旅客の上降の爲の寄航港として開く事となれり、該新章程次の如し。

修改長江通商章程

第一條　前章程廢止　一八六二年制定の修改長江統共章程を修訂し、其要義は本長江通商章程中に包含せしめたるを以て、該修改章程は其他の各港同類の分章と共に槪ね之を廢止す

第二條　開港場及寄航港旅客上降場　締盟國の商船は揚子江上の次の諸港に於て通商に從事する事を得

鎭江、南京、蕪湖、九江、漢口、沙市、宜昌、重慶

尙特定章程に從ひ次の諸港に於て貨物の陸揚船積を爲す事を得

安徽省　大通、安慶　　江西省　湖口

湖廣　陸溪口、武穴

貨物の積込及陸揚は江上の其他の地に於て爲す事を得ず、若し此禁止を犯したるものある時は沿岸に於ける密貿易の例に照し條約の規定に從ひ處分すべし、但し旅客及其手荷物は旅客上降港に於て上降せしむるを得べく現在に於ける該地點次の如し

蘆涇港(通州下)　天星橋(泰星縣下)　江陰(江南)

儀　徵(江南)　黃子崗(湖廣)　黃州(湖廣)

荊河口(別名荊河腦、湖廣)　新堤(湖廣)

其旅客手荷物は有税品を含むべからず、若し有税品を含有したる時は總て之を官沒するものとす

第三條　船の三種類　本江に於て通商に從事する船隻を次の三種類に分類す

一、鎭江以上に遡りて通商に從事する出海大洋船

二、專ら長江に於ける航行に從ひ上海又は其他の江港より他の江港の間を定期に航行する江用汽船

三、小船隻(划艇、釣船及戎克等)

是等の三種の船隻は條約の規定及各該港の分章に從ひ辦理す

第四條　大洋船　大洋船の江に入るも鎭江以上に遡りて通商に從はざるものは鎭江に於て其他の海港に於ける例と同樣に辦理すべし、但し是等の大洋船若し鎭江以上に遡江し通商に從事するものは前條の第一類に屬する船舶と同樣に取扱ふ、斯かる船舶は蒸汽船と帆船とに論なく船主は上海又は吳淞又は鎭江に於て其領事官に領事官無きものは海關に船牌を預存すべく海關に於ては領事の預證又は船牌を受領したる時は江照を發給す、本江照には該船の船名、國籍、登簿噸數、積荷、軍器等の各項を記入すべく之れを長江專照と稱す、該船は本證を持して上江行駛すべく、尙何れの港に論なく入出共に關に屆出づべく其他貨物の積込積卸稅鈔の納入等一切の事宜沿海各港に於ける辦法と同一なるべし、其江照發給の港則ち鎭江、吳淞、上海に歸港せる時は長江專照を還附すべく海關に於ては稅鈔の納入其他の條件にして差支無き事を明にしたる上にて紅單を發給し依つて該船をして船牌を受取り出海するを得せしむべし

第五條　江用汽船　長江に於て定期航行をなさんとする汽船は其船牌を上海の自國領事官に、又領事官駐在せざるものは海關に預

託すべく、海關は領事官の通告又は船牌を受領せる時は江照を發給し該江照上には船名、國籍、登簿噸數、兵器等を記入すべく之れを江輪專照と稱す、其有効期間は一ヶ年とし毎年上海に於て更新すべく、若し該船漢口宜昌等の上流に於て航行し上海に下らざる場合は是等の地にて更新する事を得、是等の江用汽船は其入出港貨物の積込積卸税鈔の納入等總て各該港の關章に從つてなすべく、其噸税は上海、漢口、宜昌中の其江照を更新する港の海關に納入すべし

本項の汽船にして長江各港章程に違反せる時は其初犯なるに於ては沿海各港罰則の例に照し處分し、再犯なるに於ては江照を取消し以後鎭江以上に於て貿易に從事するを許さず

江輪專照を有せざる汽船の鎭江を過ぎて上流に至るものは第四條の大洋船の例に照して辦理す

第六條　江用汽船の貨物　前長江統共章程に於ては輸出正税納付と共に義務的に再輸入半税(沿岸貿易税)を預存せしめたりしが、現に改めて江用汽船は沿海の開港場に於ける船隻と同一方法に據らしむる事とせり、即ち輸出税は積出港に於て輸出貨物積込前に納入すべく、輸入税再輸入税(沿岸貿易税)は荷揚港に於て輸入着手前に納入すべく尙又是等船舶は貨物の積込、積替、陸揚をなすには屆出、檢貨、許可證の下附等沿海開港場に於けると同一の手續によりてなすべし

江用汽船より製茶の陸揚せられたる時は荷受人は沿岸貿易税を支拂ふ代りに同額の保證書を以てこれに代ふる事を得べく、其後一年以内に之れを再輸出したるの證據を提出する時は該保證書は無効とす、再輸出せられたる製茶が他の港に陸揚せられたる時例へば漢口より再輸出せられ上海にて再陸揚せられたるが如き場合には沿岸貿易税納付の代りに新保證書の提供を必要とすべく、但し其再輸出の場合は之れを無効とすべく其他同樣の手續によるべし

第七條　小船隻(划艇釣船戎克等)　一、划艇等の外國人の所有に屬し且自國の船牌を有し其國旗を掲揚するもの鎭江以上に於て通商に從事せんとするものは鎭江に於て領事官を通じて又は海關より直接に長江專照の下附を請ふ事を要するものとす、其海關に對する屆出、荷役、税鈔の納入等船照を有する航洋船と同一とす

一、釣船等の外國人の所有に屬し、然かも自國の船牌なく又其國旗を掲揚せざるものは其所屬の港の海關に於て關牌の下附を受くべし、其海關への屆出、荷役、税鈔の納入等は划艇等の船と同一に辦理す

一、外商雇用の支那戎克は只外人に屬する貨物を一開港場より一開港場に至る間に運送するが爲に用ひらるべく、尙之れが爲には該貨物は確に外商に屬するものにして某開港場に運致し其處に於て稅銀を納入すべきものなる旨の保證書を差出し之れにより海關より專牌の下附を受くる事を要す、若し該貨物にして某港に運送せらるゝにあらず、又其地に於て稅銀の納入せらるゝ事無く之れに違ふあれば、爾後此項の專牌は該外商には下附せざるものとす、是等戎克の海關への屆出、荷役、稅銀納入等は划艇釣船の辦法に照して同樣とす

第八條　總單　長江專照を有する大洋船、江用汽船及划艇釣船洋商雇用の戎克等は出港港の關に請ふて總單の下附を受くるものとす、而して該船が到着港に至れる時は荷揚の許可を得るに先ちそれを其海關に提出すべきものとす、若し其積卸貨物總單內記載の數量に達せざる事あるも船主は該單記入の貨物に相當する丈の稅銀を納入するを要するものとす

第九條　雜項章程　長江に於て通商に從ふ船隻若し巡船又は他の關船に遭ひ其船牌江照等の査閲を要求せられたる時は之れを提出すべく若し是等の牌照を存せざる時は條約に照し沿海各處に於て私かに貿易をなすの例に照して辦理すべし

海關にては長江に於て通商に從ふ船隻の艙口を封印し或は關員を乘船せしめて見張せしむる事を得るものとす

第一類に屬する長江專照所有の船にして中途の港を單に通過し貨物の積込積卸をなさゞる時は牌照檢査の爲に停船を要求せらるる事無し

第十條　長江各關及各港分章　長江に於て通商に從事する船舶に對する新章程の發布により舊章程に基ける各種の關章港則は之れと相符せざる事となれるを以て新章程に基き新章を制定する事を必要とす、故に之れが關係の上海、鎭江、南京、蕪湖、九江、漢口、沙市、宜昌及重慶の各港に於ては新章の制定に着手すべく其制定については一は通商の便益を旨とし一は收入を增大し密貿易を防ぐ事を旨とすべし

本章程は隨時修改して以て妥善を期す

本章程は光緖二十五年二月二十一日より施行す

右の第十條に從ひ長江各港通行細則一八九九年を以て制定せられたるが其全文は次の如し。

改訂長江通商各關通行章程

長江通商統共章程現に一律修改、舊用の章程は概ね廢止せられたり、從て沿江各港釐に設くる處の專章遵行辦法は必ず窒礙あり行ひ難けん、依つて之れが改訂をなし以て各該關の遵守に便し、長江新章と相輔けて行はしむ、今該通行章程を酌定せり

一八九九年四月一日即光緖二十五年二月二十一日は長江新章施行の期なれば各該關遵行の章程亦之れと同樣施行す

揚子江の両手網

通行雜項章程

一、船隻停泊定界　凡そ船隻入港せる時は理船廳の指定の地位に章に照して停泊すべく其本口停船の界次の如し（各港事情に照し自ら定め註明す）

其入港の時は停泊以前に於て一切の撥船舢舨等の小艇の該船の許に至るを禁ず

二、撥船定章　凡そ各港の撥船は海關に登錄し且英漢兩文字を以て其號數を船上に明に大書すべし

三、積卸定章　凡そ船隻の貨物を積込積卸し或はバラストの石鐵等を上下するについては許可證を得てなすべし、若し許可證なく私に積卸上下を行へるものを査出せる時は之れを捕へ其貨を官沒す、又許可證を領有するものは日出より日沒に至る迄の間自由に積卸上下をなし得べきも此外夜間或は禮拜日及規定の休日並に專單なきものは均しく積卸上下をなすを得ず

四、積返し貨物　積込貨物の既に許可證を得たるものにして船腹無き爲積返すものは必ず海關に屆出て檢査を俟ちて後陸揚すべし

五　輸入貨物は輸出貨物積込前に陸揚す　凡て船隻は江照を領有するものを除き其他に輸入貨物の陸揚を終りたる後輸出貨物を積込むべし

輸入貨物中若し阿片ある時は必ず陸揚の後海關倉庫に入庫すべし、又軍器類ありて未だ海關の軍器專照を領有せざるものは擅に陸揚するを許さず

又輸入貨物にして其送狀内に運貨保險等の費用を算入せざるものは關に於て該貨の價額により其一割を加へ其百分の五の税を徵すべし、倘此送狀價格不當なる時は關は自ら評價して課税す

貨物の宜昌に於て直に上海に送るべき旨を届出でたるものにして漢口に至り積換を行ふ爲に海關に届出づる爲に右貨過載總單を下附すべく、又上海より宜昌に送る貨物にして漢口に至りたる時も亦同樣に辦理す

凡て貨物陸揚許可證を請ふものは關に届出の時總ての免税單及納税濟證等を同時に提出すべし

六、輸出貨物　凡て輸出せんとする各貨物に先づ貨商の明細書により其種類、數量、價格番號等を漢英兩文を用ひて記入し關に届出で竝に現に輸出せんとする貨物を海關碼頭に運び其檢査を請ふべし、若し該貨にして碼頭に運び難きものなる時は該商より關員の派遣を請ひ倉庫又は躉船につきて檢査を受くべし、然れども之れ定章にあらざるを以て必ず税務司の認可を得て初めて此便法による事を得るものとす、一度檢査を了れば其倉庫は關に於て封印を行ふべく又何處に於て檢査するを問はず必ず該貨と届出の明細書と一致するを要とす、然る時に關より驗單を發給し該商之れを持して銀號に至り輸出税を納入し其領收證を持し關に呈示し然る後許可證を與へて積込みを許すべし、其許可證を得ざる以前には届出の貨物を任意に移動する能はず

七、税鈔(上海に於ける辦法)　從前長江各關の徵税には別に專章あり、沿岸江岸の辦法と同一ならず、之れを以て江海關從來の章程は各江關從來の辦法を輔助するものなりしが現在長江章程既に修改せられ有らゆる沿江各港の華洋輸出各貨の關に届出で且納税するの事は改めて沿江各港一律に辦理し、土貨の輸出に對する輸出正税の收納、輸入再輸入各貨均しく輸入港に於て正半各税を納入すべき事となれり、從て江海關從來の章程は删改以て長江新章と相符せしむべく此に江海關專章四條を後に開列す

(a)各貨長江の港より上海に運致したる時は先づ明細書を以て關に届出で檢査を請ふべし、若し土貨にして收稅單を有するものなる時は單に再輸入半稅を徵するのみなるも、若し輸出收稅單無き時は該商をして半稅の外一輸出正稅を納入せしむべし

又洋貨を運致して未だ免照を有せざるものは該商をして輸入正稅を納入せしむべし

各貨の長江の港より上海に運致し或は復た上海港を出でゝ外洋に赴き或は他港に再輸入するものは原出江關の收稅單により預存の半稅を收回し得べく以後預存の稅無ければ此單據亦無用に歸するものとす

(b)土貨の上海より長江各港に運ぶものは先づ關に届出で出口正稅を納入すべく然る時は關より收稅單を發給す、該貨長江港の指運の地に到達せる際は關に届出で此單を提示して檢査を受け再輸入半稅を納入すべし

(c)土貨の一度上海港に輸入の後再び長江各港に輸出せんとするものは、關に届出で再輸入半稅の存票の下附を請ふべく關に於ては既納正稅の憑單と共に發給す、斯くて長江港に至るを俟ち關に半稅納入濟なる事を届出づべし、土貨の輸入して再び各江港に往くものと一律に辦理す

洋貨の一旦上海港に輸入せられたる上再び長江各港に運致せんとするものは均しく隨時關に届出で免稅單の下附を受け又は輸入正稅の存票を請領すべし、若し存票を領有する該貨長江各港に至れる時は輸入正稅納入濟なる事を届出づべく、洋貨を再輸出して各海港に至るものと一律に辦理す

各商關に届出の時は均しく江海關從來の再輸出報單の樣式により並に免稅單下附又は存票下附等の事を報單中に記入すべし

(d)積換貨物にして若し長江運來の土貨なる時は原港原報單內に上海積換某港積送の旨を記入せば常に照し積換を許す然らざれば該貨上海到達の時關より開驗徵稅すべし、若し外洋より輸入の貨にして上海にて別船に積換へ長江各港に送るべきものは該商關に届出づる時又從來の上海の撥貨單の樣式に從ひ届出づべし、若し他港に於て上海仕向を届出でたる貨或は上海到達前又は到達後に於て積換をなし他港に運送せんとするもの亦從來使用の撥貨單樣式により關に届出づべく然らざれば關より開驗徵稅すべし、洋土各貨上海に於て積換へんとする時は輸入後五日間を限とす、必ず限內に關に届出で撥貨准單を請ひて積換をなすべし、之れに違反せるものは該貨を輸入貨物と見做し章に照し稅を徵するものとす、但各貨の積換が其限內にありと雖も若し海關に於

て檢査せんとするに於ては其調査に委すべし

八、再輸入製茶半稅保證　製茶の江照輪船に積みて再輸入するものは直に該港に於て半稅を納入せしめず、貨主に於て其數量に從ひ保證を立つる事を許し、若し一年以內に該貨を再輸出し其證據書類を提出する時は其保證を取消す、倘期限を過ぐるも輸出せざるものに對しては該關に於て保證に從ひ再輸入稅を納付せしむ

又其運送の製茶期限內に甲港を出でゝ又乙港に入れる場合には甲港に於ける保證を取消し、乙港に於て該商をして重て保證を立てしめ斯くて一年內に再輸出する時は之れが取消し其他の場合亦此方法による

貨主の保證取消を求むるものは製茶輸出後七日以內に關に届出で以て取消を請ふべし

出海船隻辦法

九、鎭江關現定辦法　鎭江に至れる船隻には各海港の章程により辦理するものあり、又出港するものに長江章程により辦理するものあり、長江上流に駛往するものは大洋船より划艇等に及ぶまで江照を領有せざる輪船鎭江に至れる時は該國領事官より鎭江關に報告し又該船主進口艙單、船鈔、執照、貨物目錄を取揃へ關に提出す、然る時は關より開艙准單を發給す、此に本國領事官の駐在無きものは該船主艙單鈔貨等の總單執照を關に提出する外該船の船牌等を暫く關に預託して貨物船積陸揚に關する許可を受くべし、各貨物の船積陸揚を終り各項稅金を納付し輸出貨物目錄を提出すれば關より紅單を給し、且船牌等を返還すべく其手續沿海各港に於けると同一なり

船隻の鎭江に至り荷役を終り此を過ぎて長江の他港に向はんとするものは下貨總單を關に提出し某港行の總單及紅單等の下附を請ひ領事官代つて長江專照の下附を請ふべく然る時は關にては該船の艙口を封印すべし、若し該船の船牌等關に預存しあるものにありては該船主自ら長江專照の下附を請ふべく其上にて上流に向て出航するを許す

若し該船領事官又は關に其上海又は吳淞にて領有したる長江專照を預存したる場合には關に於て之れを調査して加印して返還し再び之を發行する事無し

凡そ鎭江に於て長江專照を領取せるものは其船の歸途鎭江に至れる時該照を關に返還し且各江關所發の紅單及出口艙單等を一併

提出檢査を經べく差支なき場合は未後紅單を發給すべく、これにより領事官の許に赴き船牌を受領するものとす

上海呉淞等にて長江専照を請領せるものも亦鎭江關に於ける辦法に照し是等の關に於て同樣に辦理するものとす

十、上江各關通行辦法　凡そ船隻の長江専照を領有するもの江港に入れる時は該照を本國領事館に預託し領事官より代つて關に報告すべく又船主は艙單總單及船鈔執照等を關に差出し檢査を受くべし、領事官なきものは其長江専照前項單照等船主より關に提出し檢査を受くべし

開艙准單の下附を受けたる後各貨主は其貨物の種類數量價格番號等を華英兩文にて開列して關に屆出で起貨准單の下附を受け其上にて該貨を或は本關登錄の撥船に積込み又は直に本關碼頭に送り檢査を受け或は既に契約せる撥船　卸入し商棧躉船内に囤積して關より人を派して檢査せん事を請ふものとす

關に於て檢査せる後驗單を受取り稅銀を完納したる後放行單の下附を受け其上にて隨意に其貨物を移動し得るものとす

船積貨物は前記下貨通行の單に照して辦理すべし

十一、長江各關紅單辦法　船隻長江各港に入り貨物の積込積卸をなすものは稅鈔納入の上出口艙單を午後三時以前に關に提出し其檢査を受けて紅單を領取し、長江専照の返還を受けて出港すべし、其艙口は均しく該關の封鎖を受け又は關より人を派して該船に便乘して押送し以て流弊を防ぐに任す

所謂紅單なるものは出港許可にあらず、單に該關發行の稅鈔納付濟の證たり、船主は之れを持して領事官に對し船牌等の還附を請ふものとす、某船某港に至らんとし領事官の註明せるものは新關と渉るなし是紅單の要義に係るを以て特に掲げて明にす

江照輪船辦法

十二、長江來往輪船定章　輪船の江照を領有し專ら長江を來往するもの各江港に入る時は該照を關に差出し檢査を受くべし

十三、江照輪船運進貨物辦法　江照を領有せる輪船他港より貨物を運びて長江各港に至るものは須く他港にて受取れる總單と船主捺印の艙單及船鈔執照等を關に差出し檢査を受くべし然る後開艙を許す

次に各貨主より其品名數量價格等を屆出で起貨准單の下附を受け檢査を經て驗單を受け稅銀を納入して其領收證を差出し放行單

の下附を得然る後之れを自由に移動し得る事他項船隻と同様に辦理す

若し驗貨の時該貨總單或は艙單記入の額より多き時は其多き丈けの額を官に沒收す、若し總單内記入の貨物にして陸揚せざるものありたる時は總單記載の數に照し該船主をして其相當の税銀を賠償せしむべし

江照あるの輪船入港の時船貨を登錄の撥船又は躉船倉庫入に移せる時は貨主は章に照して貨物を取るべく即ち本關專章に從ひ辦理する事を許す

十四、江照輪船貨物積込辦法　江照を有する輪船貨物を積込まんとする時は先づ關に届出で檢査を請ひ其終るを待ち税銀を納入して准單の下附を受け然る上にて貨物の積込をなすべく他船の辦法と全く同一とす

十五、江照輪船領取紅單辦法　江照を有する輪船　貨物の積込積卸をなさゞるものは關に於て該照を檢査したる上返還して出港せしむ、其貨物の積込積卸をなすものは荷役の終るを俟ち出口艙單を關に提出し檢査を受くべく其上にて關より總單を發給し江照及船鈔執照等を返還して出港を許す

划艇釣船及洋商雇用の民船辦法

十六、洋商船隻自備又は雇用辦法　沿海沿江の划艇民船等を洋商自ら備へ或は雇用するものは均しく光緒二十四年修改の長江通商章程により一律辦理すべし、各船は務めて各港指定の地位に停泊すべく關に對する届出で貨物の積込積卸税鈔納入及出海の長江專照船と同様にして異るなし

洋商民船を雇用する場合は自己所有の貨物を或一港より他の一港に運送する爲のみに限られ其地の用に供するを得ず、該商は關に至り保證を立て專牌等の下附を受くべし

十七、小蒸汽船辦法　小蒸汽船は一律に關に至り登錄して牌を領すべく其最初の領牌については牌費銀十兩を納入し毎年新牌交換の時銀二兩を納入すべし

附　款

十八、執務時間及文書投遞定章　各新關は日曜日及規定の休日の外毎日午前十時より開關し午後四時に至り閉關す總て本日出船せ

んとする船は其艙單を提出して下貨准單等の下附を受くる爲に三時以前に關に赴き辦理し以て延誤を免るべし
各種公文書信を投遞するには各該稅務司宛となすべし
以上辦法は若し他日障害の點ある時は隨時更改修訂し以て妥善を期すべし

內河通商章程の制定

從來支那內河の航行は開港場に至る間に限られたるが、後內河水路を外國汽船の航行の爲に開放するに決し、一八九八年六月三日之れを列國公使に通牒し、次いでロバート、ハートをして之れが章程を起草せしめ、英國公使に內示し其意嚮により修訂を加へ同年七月二十八日を以て公布せり、右は揚子港に於ける航行にも關係あるを以て今該章程竝に細則を掲ぐ。

內河通商章程

第一條　支那の內河水路は今後通商港に於て通商の爲めに特に登錄せられたる內外の總ての汽船の爲めに開放せらるべし是等の船舶は以下の規定に從つて航行することを得べし然れども是等の船舶は支那國內の水路に限り支那の領地を越えて國外に航行することを許さず本條約に所謂內河水路の文字は芝罘條約第四條に所謂內地の文字と同一意味に使用せらるべし

第二條　外洋航行船に非ざる內外の蒸汽船にして國內の通商港間若くは通商港と內地の間を往復せんとするものは稅關に登錄し其登錄證を受くることを要す該登錄證には船主の姓名、住所、該船の名稱、形式、乘込員の數其他を記入すべし、本稅關の登錄證は年々之を更新し船舶所有主の變更若くは該船が內河航行を停止したる場合には之を取消すものとす本稅關登錄證の發行に付ては手數料として其第一回は十兩其後は更新每に二兩づゝを徵收すべし

第三條　是等の登錄したる蒸汽船は稅關に報告することなくして自由に內河を航行することを得べし、然れ共是等の蒸汽船にして內港に到りたるときは其入港出港共に之を屆出づることを要す、此稅關登錄證を所有せざる蒸汽船は一體に內河を航行することを禁ず

第四條　是等の蒸汽船の點燈、衝突の豫防、船員の傭入、機關及機械の檢査其他の事柄に付ては是等の船舶が所屬する通商港に於て施行せらるゝ條件に依るべし是等の條例は稅關より公示せられ更に是等の船舶に附與せらるゝ稅關登錄證中に印刷記載せらるべし

第五條　通商港より是等の蒸汽船に依つて內地に輸送せらるゝ有稅貨物は稅關に屆出で稅關に於て規定する稅金を納付することを要す、更に是等の船舶の內地より通商港に運送する有稅貨物に付ても同樣の方法に依り其地の稅關に依て取扱はるべし、而して外國人に屬する船舶の支拂ふべき稅金に付ては條約の稅則の定むる所に從ふものとす

第六條　內地に於て貨物を積込み又は陸揚する場合には其積込又は陸揚をする場所に於て其地方の條例の定むる所に從つて稅金及釐金を納付すべし、外國人に屬する船舶に付ては是等の手續は條約の定むる所に從ふことを要す

第七條　若し是等の蒸汽船にして曳船を有するときは釐金局を經過するときには檢査の爲めに其曳船を停止することを要す、是等の船舶の積載せる貨物の檢査等に關しては其地方の規定せる條例の定むる所に依る、然れども是等の條例の外國人の船舶に適用せらるべきものに付ては條約の取極めに從ひたるものにして更に全文を稅關より告示せられたるものなることを要す、蒸汽船は特に稅關より許可證を與へられたる場合に非ざれば揚子江上に於て曳船を爲すことを得す

第八條　稅則に違背し若くは乘船人貨物等に關し內河に於て犯罪事件を生じたる場合には其土地の支那官憲に依て自國人民の罪を犯したると同一の方法に依て處置すべし、然れども若し是等の船舶が外國人に屬し又は該支那人が是等の外國人所有の船舶上に傭はれたる者なる場合には其地方當局者は最寄の稅關長と協議すべく、稅關長は更に領事に此事を報告すべく、領事は其進行を監視するが爲めに其代理人を派遣することを得べし、若し犯罪者にして外國人としての取扱を要求する場合には條約に取極められたる護照を所有せずして內地に入り捕へられたる場合と同樣に取扱はれ最寄の稅關長の手を經て相當なる領事に送致せらるべし

第九條　若し是等の船舶が內地の釐　局に到りたるときは碇泊の合圖を待たずして船を停むべし、其他乘客船員等の者が內地に於て騷擾を釀したる場合には其地の條例に從つて該船舶を處罰し又は罰金を課し更に稅關は其下付せる登錄證を取消し其內河に於て通商に從事することを禁止すべし、若し該船が外國人の所有なる場合には該外國商人は一八六八年所定の條例に照して本事件を調停せんが爲めに外國當局者と支那當局者との混合裁判に該事件を提出することを得べし

本條例は現時に於ける汽船の航行に適用する爲めのものにして將來若し變更を必要なりと認めたる場合に於ては其時に訂正を加ふることあるべし

内河通商章程細則

第一條　内地に汽船に依て運送せらるべき外國貨物は或は子口税單の下付を受くるとも又は途中の釐金局に於て税金を納付するとも孰れの方法に依るも自由なり、是等の貨物が其到着地に於て支拂ふべき税金に關しては船舶は何等の關係あることなし、然れども其陸揚は竊に之を行ふべからす

第二條　若し汽船が通商港より土貨を積込み内地に向はんとする場合には支那船が是等の貨物を運送する場合の規則に從ひ税關に於て輸出税を支拂ふことを要す、更に是等の貨物は支那船に依て輸送せらるゝ場合と同じく内河の航路に於て税釐を納入することを要す、若し是等の土貨が其他の通商港に於て輸入税を納付せられたる物を再輸出する場合なるに於ては重ねて輸出税　納付を要せず、然れども内河に於ける税釐は普通の輸出の場合と同樣に納付すべし、到着地に於ける貨物の納付すべき税金に付ては船舶は何等の關係なし、然れども其陸揚は竊に之を爲すことを得す

第三條　土貨が正式に汽船に積込まれたる後に於ては其積込以前に賦課徵收せらるべき地方諸税の支拂に付ての證據の提出を要求せらるゝが如きことなかるべし、然れども其後に於ても沿途の諸税に之を納付することを要す、該貨物が通商港に到達したる場合にはそれが其地方の消費に供せらるゝものなるに於ては同一の貨物が支那船に依て運送せられたる場合と同樣の税金を納付すべし、此納税の外該汽船は其他の關税釐金捐等に付ては何等の責任なし、若し外國に輸出すべき土貨を輸送する場合に於ては鎭江條例に依る子口税單に依りて之を輸出すとも、又は沿途に於て規定に從ひ税釐を納入するとも該商人の選擇に任すべし、内地より單に外洋航海船又は河流航行の汽船に積換の爲めに運送せられたる貨物に付ては通商港に於ける條約取極の輸出税の外何等の税金を課せらるゝことなし

第四條　總ての內河航行の蒸汽船は條約の取極に從ひ其登錄せられたる港に於て四ヶ月に一回づゝ噸稅を納付すべし、其曳船は規定に從ひ船料を納付すべし

第五條　蒸汽船の曳船たる支那船の運載せる貨物に付ては其支拂ふべき稅金は蒸汽船の積荷と同一の規定に依る

第六條　汽船は普通支那船の通商場と認められたる場所以外に於て荷物の陸揚を爲すことを得ず、若し此規定に違反したる場合には條約に於ける汽船が通商港ならざる地に於て通商を爲したると同一の取極に依て處分すべし、內河航行の爲めに登錄せられたる蒸汽船が支那の地域外若くは行政權の及ぶ範圍外に於て通商に從事したる場合には第一回の違反に對しては二百兩を超えざる罰金に處し、第二回後の違反に付ては其處罰として內河に於ける航行に從事するの權利を禁止するものとす

第七條　通商港に於ける稅關は其認定の下に積込みたる總ての貨物に對し貨物證書を附與すべし、是等の證書は其後の稅局に於ける稅金支拂の基礎を成すものにして、船舶に若し密輸入の嫌疑ある場合の外は此證書を有するに於ては何れの處に於ても嚴重なる貨物の檢査を受くることなかるべし、然れども相當の稅金を支拂ふ爲めに之を示すことを要す、陸揚貨物の明細書は其陸揚地の當局者に手交することを要す、若し其陸揚地に於て通商港を距ること遠き場合には該明細書は支那文を以て之を認むべし

第八條　第七條に從ひ稅釐を支拂ふべき諸地方に於て現に施行中の種々の規則條例の公表は本年中に爲さるべし、尙ほ船舶は稅局に於て呼止められ又は喚問を受くるに非ざれば無斷此處を通過したる場合にも何等の處罰を受くることなかるべし

第九條　本條例公布後地方當局者は各通商港に責任ある當局者を派遣し本條例の第二條三條に從ひ內地に運送し、又は內地より運送し來れる貨物に對し支拂ふべき諸種の稅釐を收納すべし、此派遣員は是等の貨物が其通過すべき各地に於て分納すべき各種の稅釐を一括して納入することを得せしむべし、而して此納入したる稅金に對し該派遣員は領收證を交付し該貨物が稅局所在地を通過する場合に之を提示するに於ては重ねて稅金を課せらるゝことなかるべし、此派遣員は稅關の附近に事務所を設け稅關長の指導の下に其事務を執るべし、若し何等かの問題又は爭議の起りたる場合には稅關長又は稅關監督者は其仲裁を爲すべく、若し外國人關係の場合には外國官憲と支那當局者との協定審理に委ぬることを得べし

附　則

本章程は暫行取極にして將來の必要の場合には修正變更を加ふることを得

英船パイオニーア號（軍艦金沙號）

宜昌重慶間の汽船

江岸の通商港として其後支那自ら一八九八年に於て呉淞を開き、一八九九年十一月に於て岳州を開放せり、斯く支那も次第に從來の排外的態度を改め、漸次國內開放の方針を採るに至れるが、宜昌重慶間についても曩に汽船の航行を許す事となれる爲、先年此間の航行を企て遂に其目的を達する能はざりし Little は重ねて其計畫を復活し其先鞭をつけ重慶迄の遡江に成功せり。

重慶に初めて汽船の現はれたるは、總噸數七噸のランチ利川號にして、本船は Little の操縱したる所に係り、一八九八年の減水期に宜昌より遡りて重慶に達したり、其遡江に際して灘に會したる時は、曳船を爲す人夫を雇ひて漸く航行を繼續することを得たりしが、本船は船體餘りに小にして貨物を積むに足らず、從て纔に或る地點に於て民船の

曳船に用ゐらるゝ外に其用途なく、其後一八九九年上海に還れり。

利川號の遡江についで一八九九年五月七日、英國砲艦 Woodcock 及び Woodlark 二隻遡江を企て成功し、重慶に進み其稅關棧橋の附近に碇泊したり、此英國軍艦の到着するや支那の兵船は祝砲を放つて之を迎へ、更に多數の人民は城壁を廻りて艦の見物に集り、異樣の眼を以て初めて現はれたる軍艦を眺めたりき、遡江に際し Woodlark は、巴東に近き牛口灘に於て民船との衝突を惹起したり、其當時該艦が灘を遡りつゝありし際不意に上流より民船の進み來りたる爲め、衝突を避けんとして急に方向を轉換したるより、奔流船腹に突進し來り、遂に其急速力にて對岸に衝突しそれが爲めに船首は破碎せられ、修繕に十二日間を要する損傷を被れり、Woodlark は Woodcock と異なり、總ての灘を曳綱を用ゐずして獨力を以て遡りたるが、然れども若し河水にして更に多少にても多かりしならんには、曳綱の力に依らざれば遡江することと困難なりしなりと謂ふ。

次いで英國揚子江貿易商會の汽船 Pioneer 號亦遡江に成功して一八九九年六月二十日重慶に到達せり、該船は宜昌より約四百哩の間を遡るに、航行時間七十三時間を要し、日數七日を費したり、同船は登簿噸數三百三十一噸の汽船にして、長さ百八十呎、幅十呎乃至三十呎にして、十四呎六吋の直徑を有する外輪を有し、機關の馬力は一千馬力なりき、其航海中最も困難を極めたるは曳灘にして、此處を通過するが爲めに三日半を要したりと謂ふ、該船は遡江に際し何等の損傷を受くることとなく、又民

船との衝突もなかりしが、其航行に依る餘波の爲めに、二艘の小艇を顚覆せしめたりと、本船が重慶に抵りたる結果、從來汽船の航行は全く困難なりとせられたる、宜昌萬縣間に汽船の交通を爲し得ることを事實に依て示したるは、將來の揚子江上流の交通に就き重大なる影響を及ぼせり。

斯く汽船及軍艦の遡江により、長江上流の水路の狀況等漸く明かなるに至りたるが汽船の航行をなすが爲には、三峽の地域に於て河流に修改を加ふるの必要なるを認め、一九〇二年九月五日調印の英清改訂通商條約に於ては之れが爲に支那との間に左の協定をなせり。

第五條第二項　清國政府は宜昌重慶間に於ける水路を改修し汽船の航行に適せしめんと欲する事に注視す、然れども又此種の改修には巨額の經費を要すべく且四川湖南及湖北諸省に於ける人民の利害に關する事大なるべき事も亦十分に注視せり、故に改修の實施せらるゝ迄は汽船所有者は清國海關の許可を得て自己の費用を以て險灘中に航路標識を建設するを許さるべき事を互に同意す、此種の標識は清國海關の制定すべき規則に從ひ汽船並に支那型船共總ての船隻共通のものとすべし、又是等の裝置は水路を妨害し又は支那型船の自由航行の支障たらざるを要す、清國海關は必要なる個所及時期に於ては信號所及航路標を建設すべし、若し沿岸人民に損傷を及ぼさず又清國政府に費用を負はしむる事無くして水路を改修し又は航行を便にするの計畫生ずるに當りては清國政府は好意を以て之れを稽査すべし

其翌年卽一九〇三年十月八日、日清間に追加通商航海條約の調印せらるるや、又此英清間の協定に倣ひて次の一條を存せり

第二條　清國政府は日本國汽船所有者が自己の費用を以て揚子江宜昌重慶間の急流曳上せの爲に設備をなす事を承諾す、然れども右は四川湖南湖北各省人民の利害に關する處あるを以て其設置前清國海關の認可を得る事を要す

右設備は汽船淸國型船舶共に之を使用する事を得べきものにして水路又は沿岸道路人民の交通を妨ぐる事を得ず右設備に關しては淸國海關に於て制定すべき特別規則に從ふべし

三峽航行大型客船

其前後より多少宛水路の改修も企てられ、又汽船の航行に關する計畫も次第に熟し遂に定期航路の開始を見るに至りたるが、其詳細の事情に就ては、重慶港の部に記述する事とし、此には單に此揚子江上流の開放竝之に伴ふ汽船航行問題に就ての沿革を說くに止む。

又一九〇二年の英支條約により四川省萬縣、安徽省江門を豫定開港場となし、內萬縣は一九一七年より開放せらるゝに至り、更に一九二一年六月二十日以後安徽省荻港に旅客及手荷物の上降を許すに至れる爲、結局現に揚子江沿岸には十一の開市場（Open Ports）（上海長沙を加算せず）五ケ所の旅客及貨物の爲の寄航港、九ケ所の旅客の爲の寄航港を有す、尙此外揚子江流域と稱すべき湖南省の長沙は一九〇二年の英支條約の結果開放せられ、又湘潭常德は特別規定の爲に外國船舶を寄港せしめ得べく湘陰、蘆林潭諸港は乘客行李等の上下をなし得る處とす。

英國の特殊利益

英國は揚子江岸の開港場設置につき、又此方面に於ける通商の發展につき率先努力する處あり、揚子江流域の開發に關して、其功績の認むべきもの少なからず、從て英國は早く此方面に地歩を築き、揚子港流域に於ては宛ら特殊の利益關係を有するが如く認めらるゝに至りしが、日清戰後歐洲强國の支那諸地方を租借する事行はれ、動もすれば支那分割の端を發せんとするの狀あるや、英國は其通商上揚子江流域に大なる關係を有するを理由として、支那をして之等地方を他國に割讓せざるべき旨を公約せん事を求め、遂に時の駐支英國公使と總理衙門との間に往復文書の形式により、此保證を徵せり其總理衙門よりの復書則ち該保證書次の如し。

總理衙門よりサー、マクドナルド公使宛公文

總理衙門は英國公使より二月九日附を以て英國が貿易の自由交通及發達の爲現に淸國の完全なる領有に屬する揚子江地方を永く淸國の所有として保持する事に常に頗る重を置く事は、淸國政府の承認する處たる旨當衙門に於て既に數回告示したる事を公信を受領するの光榮を有したり、英國公使は淸國が決して揚子江沿岸の各省に於て孰れの地域をも租給出典其他何等の名義を以てするに拘らず他の何國にも讓與せざるべしとの確實なる保證を得て女皇陛下の政府に通知するを得ん事を望めり
當衙門は証言す揚子江地方は淸國全體の地位利益に最大關係を有するが故に其の內の地域を別國に出典し租給し又は割讓せざるは勿論なる事を、今や女皇陛下の政府は其の利益關係より掛慮を表明せるに付當衙門に於て此の通牒を英國公使に致し以て其政府に通知せしむるを義務と認めたり　敬具

光緒二十四年一月二十日（一八九八年二月十一日）

是れにより英國の揚子江流域に於て特殊の利益を有する事、公然認められたるものなりと解するものあり、英國亦揚子江流域を以て自己の勢力範圍となし、他國の此に侵入し來るを排斥する事愈嚴なるに至れり、而して此英國の特殊地位については列強中正式に之れを認めたるものあり、元より相互的の交換條件あるものなるが、露國は一八九八年四月二十八日の英露協定により、次の如く約して英國の揚子江流域に於ける鐵道利權に關する特權を承認せり。

露國も亦自國の爲露國民若しくは其他の人の爲に揚子江の灌域に於て何等の鐵道讓與をも索求せざる事及英國政府の贊助に係る該地力に於ける鐵道敷設の請願に對しては直接と間接とを問はず妨害を加へざる事

之れについで獨逸資本家は英國資本家との協定に於て交々其支那に於ける投資範圍を約せるが、其際獨逸資本家は揚子江沿岸を以て同じく英國の投資範圍として承認せり、其協定中此に關係せる部分次の如し。

一八九八年九月一日二日の兩日間獨逸シンヂケート代表者ハンスマン、英清組合代表者ケスウイック・香港上海銀行代表者カメロン、ブラツセル等倫敦に會議を開けり、其席上ハンスマン氏より

支那に於ける鐵道建設に關する英獨二國の利益範圍につき協定を遂げ相互に他の一國の利益を支持するは英獨兩國政府の希望する處なり

との提議をなし右につき兩者の意見一致せる結果、更にハンスマン氏より兩國の鐵道利權に適用すべき英獨の利益範圍につき次の提案をなせり

一、英國の利益範圍次の如し
イ、揚子江谷、山東線は鎭江に於て揚子江と聯絡する事を認む
ロ、揚子江南の諸省　（中略）
右提案は協議の結果次の變更を加へて協定せられたり（下略右變更は揚子江流域には關係なし）

斯くの如くして英國の揚子江流域に於ける特殊の地位利益は、英國の自ら之を主張するのみならず、列强中にも之を承認するものを生じ、遂に是等地方を以て英國の勢力範圍若しくは利益範圍と稱し、英人中には往々是等地方を以て其屬土に類似せるものなりと迷信するものすらあるに至れり。

以上の諸公文等孰れも單に揚子江流域又は揚子江地方と稱し、其範圍を明示せず、揚子江地方又は同流域とは如何なる範圍の地を指稱するものなりや、大なる疑問の存する處なるが、英國は斯くの如き漠然たる稱呼を用ひ、他日事に臨み自己に有利なる範圍を附せんと期したるにあらずやとの疑無きにあらず、現に該公文交換の當事者たる時の駐支英國公使マクドナルドすら、ベレスフォード卿の問に答ふるに、明瞭なる意義を以てすること能はざりし程にして、英國政府と雖も亦一定の見界を有せるにあらざるものゝ如し、英國が揚子江地方不割讓の保障を得たるより、英國政界に於て其範圍に就て疑義を生せしこと屢々にして、一八九九年二月二十四日英國下院の議場に於て、Sir Ashmead Bartlett が政府に要求して揚子江谿谷の範圍を明かにしたる地圖の提示を迫まりたるが、外務次官 Brodrick は之に答へて

此の如き地圖は支那政府の承諾なくんば、容易に之を提示すること能はず、然りと雖も此の擔保せられたる地域は、女皇陛下の政府の見る處により其目的を達するに十分なる程度に於て限度せらるべきことを知了せらるべし

と、之を以て見れば英國政府は機宜に應じて其範圍を擴大するの自由を有するものにして、寧ろ其範圍の確然たらざるを以て策の得たるものとなすが如し、而して當時在漢口のセント、ジエームス、ガゼツトの通信員が「揚子江に於ける英國の地位」の題名を以て通信せるところを見るに、所謂揚子江谿谷は、疑もなく長江兩岸の各省の境界を以て決すべきものなりと論じ、四川、貴州、湖北、湖南、江西、安徽、江蘇七省全體に對して英國は權利を主張することを得るものにして、白耳義會社の蘆漢鐵道、米人の粤漢鐵道の如き利權は寧ろ英人の獲得すべきものにして、不幸吾人は其好機を失したりと云へるが如きに徵し、英國民は甚だ廣義に此地域を解釋せんとする意嚮なる事を察知し得べく、又英國外務次官は鐵道利權に關する英露協商問題に就ての議會の說明に於ては、雲南、貴州、四川、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、河南及浙江の十省を包含するものなりと云ひ、更に廣汎なる解釋を採れり。

然れども一九二〇年新借款團成立の結果、支那に於ける利權の競爭は中止せらるゝ事となり、英國亦揚子江沿岸に於て、從來の如く獨占的若くは優越的態度を採る事能はざるに至れり。

汽船の航行

揚子江に於て初めて汽船の航行を營みしものは旗昌洋行なりしが、同社汽船は招商局の創立せらるるや其買收する處となり自然招商局に併合せられたる形となれり、招商局創立の前後に英國の印度支那航業會社、支那航業會社の長江航路を開くあり、次いで麥邊公司、鴻安公司等の加はるあり、我大阪商船會社亦此に航路を延長し、長江の航業は大に繁盛を加ふるに至れり、長江に現はれたる主要汽船會社次の如し。

一、招商局（China Merchants Steam Navigation Co.）招商局は同治十三年（一八七四年）の創立に係り翌光緒元年より業務を開始せるものにして、當時南北運河斷絕して江南地方の漕米を北京に運送する上に支障ありしより、海路之れが輸送をなすが爲に、半官半民の組織を以て、之れを創立し、漕米輸送の傍沿岸內河の航行を營ましむる事となせるなり、最初は江蘇浙江の官金を用ひて汽船を購入して漕米の運送をなし、一般航業開始の資金は民間の資本によれり、一八八二年資本金を二百萬兩とせしが一八九八年更に四百萬兩に增し、今や純然たる民辦會社となれり。

二、支那航業會社（China Navigation Co. L'td.）一八七四年（同治十三年）の開業にして、本店を倫敦に置き、資本金一百萬磅其一切の營業は大株主たる太古洋行（Butterfield & Swire）に委託せり、長江に於て最も早く汽船の航行を開始したる方なり。

三、印度支那航業會社（Indo-China Steam Navigation Co.）一八七七年の創立にして本店は倫敦に

あり、現在資本金百二十萬磅、其營業は大株主たる怡和洋行(Jardine Matheson & Co.)代つて之れを經營す。

以上の三社は早く揚子江航路を開始し、且資本設備共に大にして其初期暫くの間は、此三社にて有利なる長江航業を獨占しつゝある狀態なりき。

四、麥邊洋行(Mcbain Co.)英商 George Mcbain の一八七六年に開設せる處にして、長江航路に加はりつゝありしが、明治三十六年五月其水陸の設備一切を日本郵船會社にて二百五十萬圓を以て買收せり。

五、鴻安公司　一八八四年の創立にして支那人の投資經營に係るも英國籍にあり、舊名を Greades & Co. 又華興洋行と稱し、現在の資本金三十萬兩(内拂込金十五萬兩)にして本社は專ら長江の航行のみに從事す。一時經營難に陷り一九〇九年五月一先づ閉業せしが後新經營者を得て再開せるものとす。

六、日清汽船株式會社　我大阪商船會社は一八九三年より長江航路を開始し政府の補助を仰ぎ命令航路として之を經營せり、之れに對し前記五社は相結束して競爭をなし、大阪商船に對する迫害峻烈なりしも、同社は奮て之れと對抗したるが、招商局、麥邊、鴻安三社の經營難に陷るあり、此競爭は大阪商船の勝利に歸せり、後一九〇三年日本郵船會社は麥邊公司を買收して長江航路を開き、一九〇四年には湖南汽船會社邦人の手によりて設立せられ、漢口湘潭間の航路を開けり、然るに斯く邦人經

營の汽船競爭の狀態にあるは不利なるを以て遂に一九〇七年商船、郵船、湖南の三長江航路に一八九六年以來上海、蘇州、杭州等の內河航路を營みつゝありし大東汽船を加へて日清汽船會社を創立し、資本金八十萬圓とし、長江航路を營ましむる事となれり、之れ卽ち今日の日清汽船會社とす。

七、漢亞會社　獨逸は漢口に於て租界を得て之れが經營に着手するに至り、長江に自國の航路を有するを必要と認め、一八九九年同社をして此に航路を開かしめ、瑞記洋行（Arnhold Karber & Co.）を以て代理店とせしが、一九〇八年の世界的財界不況時代に撤退せり。

八、北獨逸ロイド汽船會社　本社も漢亞會社と同一の理由により一九〇〇年より長江航路に加はり美最時洋行（Merchars）を代理店として其經營を託せり、長江に於ては漢口上海、漢口宜昌の二航路を有し、專ら擴張に努めしも成績良好ならず、一九一一年には愈々經營困難に陷り、其有數の汽船美有を湖南に起れる中華汽船會社に賣却し、殘餘の老朽船を以て辛うじて航行を繼續し來りしが歐洲大戰亂の勃發後全く停止せられたり。

九、東方輪船公司　本社は佛國人の經營にして一九〇六年より長江航路を經營せしが激甚なる競爭の結果經營難に陷り、一九一一年招商、太古、怡和の三社の合同買收に歸せり。

斯くて長江航路に從事せる汽船會社は各國各社あり、競爭激甚を極めしが、近年は日英支の三國に歸し、英の太古、怡和兩公司と招商局とは共同計算の方法を採り我日清汽船會社と對抗し來りしが、

一九一二年の革命事變後三會社は共同計算の制を廢し、日清汽船と妥協し更に鴻安、甯紹の各社を加へて運賃同盟の方法により協調を保ち來りしが近來再び此協調破れて五社對日清汽船の競爭を見るに至れるが如し。

尙近來新會社の長江航路を經營するもの續出するに至れるが、其主要なるもの次如し。

一、美順洋行（American West China Navigation Co.）同社は米國人の經營にして上海の太平洋郵船公司の支配人と、在支米人の組織せる處に係る、資本金百萬兩にして上海の瑞瑢廠に於て六百噸の新汽船を建造し、一九二二年より長江上流に於ける航運を開始せり。

二、天華洋行　一九二一年の創立に係る邦人の會社にして、大阪漢口間の航路を開始し、次いで一九二二年より宜昌重慶間の航路を開き、更に之れを成都に延長せんとす。

三、大來洋行（Robert Dollor Co.）漢口上海間に一隻の汽船を就航せしめ、更に近時宜昌との間の航路を開き、又一九二〇年五月より宜昌重慶間航路を開始せり。

四、溥豐公司　同社は米人の經營にして現に支那の租船監督處より招商局の江天號を傭船して上海漢口間航路を營めり。

尙現在揚子江に於て定期航路を有する汽船會社及其船名次の如し。

一、上海漢口間

日清汽船株式會社　八隻　一週五回乃至六回

船名	噸數	船名	噸數
鳳陽丸	三、九七七噸	岳陽丸	三、二九八噸
南陽丸	三、三一〇	襄陽丸	三、三〇二
瑞陽丸	三、〇七八	大福丸	二、五五五
大貞丸	二、四二一	大利丸	二、〇〇五

印度支那航業會社　七隻　一週四回乃至五回

船名	噸數	船名	噸數
隆和	三、九二三噸	聯和	二、八六七噸
瑞和	二、六七二	德和	三、七七〇
吉和	二、六六五	和生(貨物船)	
怡生(貨物船)			

支那航業會社　九隻　一週五回

船名	噸數	船名	噸數
武昌	三、二〇四噸	聯益	二、八六七噸
安慶	二、七三一	鄱陽	二、五五一
大通	二、五四八	吳淞	三、四二六
重慶	二、一七一	盛京	一、六五〇
黃浦			

招商局　八隻　一週五回

船名	噸數	船名	噸數
江華	三、六九二噸	華天	一、六八二噸
江新	三、三七二	江裕	三、〇九八
江孚	二、三三〇	江永	二、三〇〇

揚子江

江安　三、一四一　江順　二、一五〇

寧紹輪船公司　二隻　二週一回

寧紹　二、六四一噸　永興　一、六〇〇噸

三北輪船公司　四隻　一週一回

長安　一、六六一噸　德興　一、六四二噸

華利　一、六八二　三江　五六〇

漢口宜昌間

日清汽船株式會社　三隻　每月六回

大吉丸　一、八九二噸　大亨丸　一、六四三噸

大元丸　一、五六七

支那航業會社　一隻　每月三回

洞庭　長沙　沙市

印度支那航業會社　二隻　每週一回

江和　二、四七五噸　同和　一、三五〇噸

招商局

快利　一、六七九噸　固陵　四九八噸

天華洋行

華利號

史蹟

崇明島 (Tsung-ming-tao)

揚子江の河口にあり唐の初期始めて揚子江の流沙によりて成形せられ、五代に至り吳の楊溥崇門の鎭を置く、元には州となし、明に於て縣に改め、清朝は之を大倉州に隷屬せり、現に崇明縣を置く、明代に倭寇が最後迄踏み止まりし所なりと謂ふ。

福山 (Fu-shan)

通州の對岸に位置し、本と覆釜山と名づく、唐の天寶年間に改めて金鳳と云ふ、吳越城を此に築きて守防し金鳳城と名づけ後福山と改む、宋の韓世忠福山を控守し金人の海道より來り攻むるに備へたり、明初張士誠が兵を福山港に破りし事蹟あり、又嘉靖中此所に堡を築きて倭寇控禦の要地となし、降て長髮の亂に際し李鴻章が兵勇を督して平定の功を奏したる根據地なり。

狼山 (Lang-shan)

通州の南十五哩にあり、其最も高きは三百七十餘呎、項上に數字の廟宇と數哩の外より遠望し得べき高塔あり、塔山、軍山、馬鞍山刀刄山（一名劍山）等と連續す、併稱して狼五山とも云ふ、此等諸山は靈地として山上に廟宇あり、市民の參詣するもの多し、狼山より江を渡れば南方福山及蘇州に至り、沃野廣袤八十里と稱す、江に沿ひて東すれば崇明縣に至り犄角の形勢をなす。

五代の頃後梁の貞明五年越王錢傳瓘を將として戰艦を帥ひ、東州より吳を擊たしむ、吳王彭彥章を遣はして之を拒かしめ、狼山沖に敗らる、傳瓘は命じて船に豆灰及砂を搭載せしめ吳船の風に乘じて進むや傳瓘船を引きて之を避け、吳船の行き過ぐるを待ちて、後より風に順して灰を撒揚せしむ、吳人眼を開く能はず舷々相摩するに至て砂を己が船に撒き豆を敵船に撒す、敵の之を踏む者皆顚倒す、因て火を放ちて吳船を焚けりと、軍山は刄劍山の東南にあり相傳て秦始皇駐軍の處となす、又刄劍山は劍山とも云ふ始皇劍を磨く處なりと云ふ。

江陰 (Chiang-yin)

古來長江第一の險要と稱せらる、山岳還匝して天然の廓城をなし、砲砦には數十門の砲を備へ外觀極めて壯なり、江陰は漢の會稽郡毗陵の地なり、梁に至りて江陰縣を置く、元の至正年中張士誠（國號を大周と稱す）陷れられ明師之を拔けり、明の洪武の初め改めて縣を置く、城の周圍九里前は江を控へて固めとなし、昔より控守の要地となす、宋南渡の後最も重視せられ濱江の諸州は皆軍備を增せりと、明初に吳良をして守らしめ張士誠遂に江を溯ること能はざりしと、黃田港は春申君黃歇が開疏して江水を引き灌漑の利を謀りしに因て其名を得たり、君山は春申君により名づけられ歷代戰守の要地となす、黃山も亦春申君に因りて名を得たる處にして大江を俯瞰して江防の要津たり。

孟　河　（Meng-ho）

古の孟瀆にして唐代に常州の刺史孟簡故渠を開き江水を引きて溝を通じ田に漑く歷朝之を修治す、明の時倭寇の亂によつて要津となり孟河營を置き兵を駐めて戍守せしめたりと云ふ。

圖　山　（To-shan）

江陰に次ぐ長江第二の關門にして山上諸所に堡壘を築き要害の地となれり、昔時此の山未が防禦せられざりしとき金人は海道より此地を窺はんとしたり、明時代倭寇の亂に際し此處に軍營を設けて防守したりと云ふ、蔣山は宋の韓世忠が駐軍せし所なり。

丹　徒　（Tan-tu）

孫策出獵して此の地に殺さる、又附近に倭寇城蹟ありと云ふ。

丹　陽　（T'an-yang）

江南運河に沿へる一縣城にして古の所謂曲阿又は雲陽なり、謝唐樂が詩に「朝日發二雲陽一落日到二朱方一」と云へるは蓋し之な

り。

江南運河は隋の煬帝に至り始めて開鑿せられしものにして、夾岡連山は蓋し當時鑿河の土を積みし所なり、爾來天子巡幸の際蹕を鑓塘に駐むる所以のものは此運河あるを以てなり。

焦　山　島　(Chiao-shan-tao)

後漢の處士焦光此處に隱れしを以て此名ありと云ふ此說信じ難し、一名を浮玉山と云ふ、北方に對する古戰場にして多くの歷史を有す、昔は海門山とも呼べり、今は島上に砲臺を築き對岸の象山砲臺と對峙して鎭江の保障たり。

瓜　　州　(Kua-chou)

宋時金人屢々此地を犯す、劉琦兵を屯して之を攘く、元の伯顏阿朮を遣し行て瓜州を攻め淮東の援兵を斷ち、少帝大后を北去せしむ宋の德祐の初め蒙古阿朮を將として眞州（儀徵）を攻む、州守苗再成戰て敗績す、阿朮勝に乘じて揚州に至れり、今は瓜州城已に淪吳唯西北の　門を存するのみ、揚州府に至る水路の首點なり。

揚　　州　(Yang-chou)

府城は戰國時代楚の廣陵邑にて、漢初には淮南部に屬す、英布の死後荊に屬す、劉賈從りて後吳に附す、劉濞從りて後江都國と改む、武帝更に廣陵と名づけ後漢には後陵郡となす、魏郡治を淮陰に移す、吳は廣陵城を得るも功未だならず、晉南渡の後復廣陵に治す、劉宋には南兗州北齊には東廣州後周には吳州と呼ぶ、唐初復た南兗州と名づけ後更に揚州となし大都督府を立て、兼て淮南節度府を置く、隋初に揚州と云ひ太業年間更に江都と改稱し煬帝此處に幸せり、今尚は遺跡を存す、其後屢次の變革を經て明初には淮海府と云ひ後揚州府に復せり。

府は南大江に臨み東鉅海を躡し北は長淮を壓し金陵を肘腋とし京口を呼吸す、魚鹽自ら出て漕運の經る處、昔より東南の都會となす、

陳渉難を發し召平來り徇へ劉鼻亂を構へて漢室殆ど震動せり、魏不兵を故城に觀て問渡の意あり、吳亮一度廣陵を得て淮泗の想を作す東晉の桓溫城を築き治を移してより益々重鎭となる。

周の世宗揚州に克ちて南唐日に蹙まる、南京に倚て北門となし最も襟要に屬す、阿朮久しく圍みしも功なく、李庭芝甫めて揚城を離れ東南盡く陷る、明は都を燕京に移して更に河運の要地となる、明の史可法淸兵と戰て敗死し、淸軍の大虐殺を行ひたる處にして、揚州十日記は其慘狀を詳記して酸鼻に堪へざらしむ。

平山堂は城北五里蜀江の上にあり、宋の郡主歐陽修の建つる所咸臨五年李庭芝揚州を鎭するの時平山堂城內を下瞰し敵至れば望樓を其上に構へ弓弩を張りて城中を射るを以て城を築きて之を包めり、同堂は今尙存せり。

江北運河は淺吃水の船艦にて揚州迄で航行し得べしとも雖も、瓜州揚州に於て民船群集し航行に便ならず、又揚州に至らば更に二三里を溯らざれば回頭すべき點無しと云ふ。

義　徵　(I-chang)

宋の時初めて眞州と稱す、本と唐の揚子縣の白砂鎭なり、揚溥(國號を淮南と稱し後に吳と改む)淮南を有ち徐誥(國號を南唐と稱す)金陵より來りて溥は白砂に覲へ因て改めて迎鑾鎭と云ふ、宋の乾德二年建安郡となし、祥符中玉淸昭應宮を建つ、西北なる小山には冶を置き王皇、聖祖、太祖、太宗の四聖像を鑄る、既にして成る、丁謂李宗諤を遣して迎奉副使となし京に至らしむ、車駕出て迎て肆赦し郡を建てゝ眞州と云ふ、而して其故地に儀眞觀を築けり、政和中九域圖誌を修し又名づけて儀眞郡と云ふ、明初儀徵縣と改稱して今日に及べり、縣城は長髮賊の際兵燹に罹りて廢頽し其後重修せず、城內三分の二は荒廢に委れ、僅に街路に沿ひて市街をなせるのみ、淮南の鑄造業は眞州より盛なるなしと云へり。

瓜　埠　鎭　(Kua-fou-chen)

江に臨みて峰巒蜿蜒起伏せり巉峻なるものを瓜歩山と云ふ、絕頂に魏の太武の廟ありたり、北魏の太武宋の文帝元喜二十七年を以て

南侵して瓜歩に至るや建唐戒嚴す、大武帝瓜歩山を鑿ちて間道を作り其上に氈廬を設けて大に群臣を會せしは卽ち此地なるべし、王文公の詩に所謂叢祠瓜歩認ニ前朝一とは是なり、梅聖愈其廟に題して「魏武敗忘レ歸　孤軍駐ニ山頂一」と云へるも、太武初めより未だ嘗て敗れず、聖愈誤りて梁(北魏)の武帝を以て三國魏の武帝の名となせるならん、周の世宗南唐を伐つ、齊王景達瓜歩より江を渡り六合を距る二十里にして柵を設けしは此地なり、北魏主壽瓜歩に登り秣陵を望み毡殿を設け蕭齊建元の初め齊郡を徙して瓜歩に治を置き瓜埠城を築けり瓜埠鎭是れなり。

長　　蘆　(Chang-lu)

瓜歩山より夾に入り行く事數里、沿岸の園疇衍沃廬舍竹樹極めて盛なり、大低長蘆寺の莊多し、李太白の詩に曰く「紺レ舟至ニ長蘆一目送烟雲高」とは此處の風致なるべし。

下　　蜀　(Hsia-sha)

唐の田神功劉展を京に擊ち別將を派して先づ白沙より江を渡り下蜀に赴かしむ、神功自ら將として瓜州に軍し將に濟らんとす、展は步騎萬餘に將として蒜山に陳し之を拒き下蜀の師に敗られたり。

鍾　　山　(Chung-shan)

鍾山は漢末に秣陵の尉蔣士父賊を逐ひて功あり死後玆に葬る、吳蔣山を改めて紫金山と云ふ、三國の時諸葛武侯建業に題して曰く鍾山(蔣山)は龍蟠し石頭は虎踞す王業の基なりと、又其幽邃なること王安石の詩に見るべし「淮水無聲遶レ竹流　竹西花草露ニ春柔ニ　茅簷相對坐終日　一鳥不レ啼山更幽」。

浦　　口　(Pu-kao)

將軍臺は昔韓信が陣せし處なりと云ふ。

三山磯 (San-shan-chi)

古戰場なり、晋の呉を伐つや王濬の舟師三山を過ぐ、王渾濬を要して事を議す濬帆を擧げて風利あり泊するを得ずと曰ひしは卽ち此の地なり、磯とは山の江に臨める處を云ふ。

烏江 (Wa-kiang)

軍を起して八ケ年百戰百勝して向ふ所敵なく遂に天下に覇となりて一代を風靡せし希世の英傑項羽も盛者必滅の理に漏れず、一朝漢軍に包圍せらるゝに至りしこそ天運なれ、項羽は四面楚歌の聲に目を醒まし、何ぞ夫れ楚人の多きやと驚ける時、既に將士悉く逃亡して漢兵の攻圍甚だ急に今は詮術べなしと苦悶して「力拔ㇾ山兮氣蓋ㇾ世　時不ㇾ利兮騅不ㇾ逝　騅不ㇾ逝兮可㆓奈何㆒　虞兮虞兮奈㆓若何㆒」と歌ひ了れば虞美人も亦愁嘆に沈み一首の歌を作りて之に和せり、「漢兵已略ㇾ地　四方楚歌聲　大王意氣盡　賤妾何聊ㇾ生」、虞美人は寶劍を借りて自刎せり、項王は一路を開いて騅を驅る、從者僅に百餘騎、數里を馳せ陰陵に至れば路を失して岐路に迷ひ、路傍の農夫に向ひ江東の道を尋ぬれば、又誤りて大なる澤中に陷り進退谷まり、敵の追手に再び敗られ、此時僅に二十八騎となりしが、急に馬に鞭ちて東に走り烏江に至りて力戰し、身に二十餘創を蒙り今は此迄なりと見かへれば、故人呂馬通戟を擧げて向ひ來る、項遂に自から劍を按して自刄す、時に大漢の五年十二月項王年三十二歲なりき。

秦の烏江亭は漢の東城縣の地なり、晋烏江縣を置く、後明には烏江鎭を置く、漢の高祖項王を穀城に葬るとあるは、今の東阿縣の南十里にあり、今烏江廟の後にある墳墓は項王の餘骸を分瘞したる地なり。

駐馬河述異記に曰く烏江長亭の下に駐馬塘あり、卽ち烏江亭長の舟を艤して項王を待ちし地なりと、項王馬を飛ばして烏江の北岸に至りしに、烏江の亭長一舟を用意して項王に切諫して曰く、江東は小なりと雖も地方千里あり、王彼處に至りて兵を集めば尙數十萬を得べし、早く烏江を渡りて必ず大事を謀り給へ、況や此處には此舟より外に一隻もなければ、縱令漢兵追ひ來るも爭でか江を渡るを得

んと、項王長嘆して曰く、天旣に我を亡せり、縱令江を渡るも遂に免るゝこと能はざるべしとて聞入れざりき、項王は亭長が久うして去らざるを見て、其志に感じ傍に近く呼んで云へるは、吾深く汝の志に感ずと雖も、今汝に酬ゆるに由なし、此の馬は烏騅とて一日に千里を走る駿馬なり、吾年久しく之に乘りて數百度の戰場に入り、向ふ所敵無かりき、今此處に捨て置かば漢王に得られんことを惜む、されど殺すにも忍びず、幸に汝に與へて恩に報ひんと云へば、亭長拜謝して牽去らんとするに、此馬流石に名殘や惜しかりけん、戀々として進まざりしを、項王一見し聲を揚げて泣き泪に咽て言ふ能はず、諸人轡を執りて漸く船に乘せ亭長棹を取りて舟を操り、烏騅は尙ほも別れを惜んで人影の見る程は此方をのみ眺めしが、已に二丁計り漕ぎ行ける時、苦し氣に數聲長嘶し、一跳して大湖に投じたり、一世名馬烏騅が身を投げしは此處なりと。

慈老磯　(Tzu-lao-chi)

徐師川が慈老磯の詩序に「磯は望夫石と相望みて弓矢の達する所なるに、詩人は未だ嘗て齒牙にかけざりき」と其詩に曰く、「雖ㇾ意唯說閨中恨　詎ㇾ讀ㇾ知月下情」、然れとも惟聖俞が母の喪を護して宛陵に歸る途次長蘆江口を發するの詩に曰く「南國山川都未ㇾ改　傷心慈老舊時磯」、師川は偶々之を忘れたるのみ。

針魚嘴　(Chen-yu-tsui)

針角嘴は揚林川の江に注ぐ所なり、針魚を產するを以て名づく、或は曰く本と徵儒と名づく、明の大祖此所に駐まり南安の諸儒を聘せし處と。

采石磯　(Tsai-shih-chi)

和州の對岸にあり昔隋の韓禽虎が陳を平げ或は宋の曹彬が南唐を降せるは皆此れより渡れるなり、又南唐の樊若冰が策を獻して浮梁を作り王師を濟せる處なり、初め若冰の志を李氏に得ざるや、詐りて髮を祝して僧となり、采石山に廬し石を鑿って竅を作り石標を建

て月夜に繩を繫ぎ、小舟に棹して急に渡り繩を引きて江北に至りて江面を渡る、既に水勢の深淺を習知して謬らず、即逃れて京師に走り上書せり、其後王師南渡するに浮梁果して尺寸を違はずと、此地は微風にも波を起して行くべからず、劉賓客曰く「蘆葦晩風起　秋江鱗甲生」、王文公曰く「一風微吹萬舟阻」と、皆此の磯を云ふなり。

太平府（Tai-ping-fu）

本と金陵の當塗縣なり、周の世宗の時南唐の元宗淮南を失するや、和州を此に僑置して新和州と云ひ、改めて雄遠軍となせり、宋の開寶八年江南を攻略し改めて平南軍となして、獨り當塗の一邑を鎭せるのみなりしが、太平興國二年遂に州とし、且つ蕪湖及繁昌を割きて當塗に屬せしむ、元は太平路と稱し明の初め府に改む、明將花雲將軍は身長八尺勇武絶倫と稱せらる、明の大祖に從ひて戰功あり、至正廿年太平城を守りし時陳友諒（國號を漢と稱す）十萬の兵を以て來り攻む、花雲衆寡敵せずして捕へられ舟檣に縛して射殺せらる其妻郜氏は入水し侍婢は孫雲の子を抱へて逃れたるも賊の爲めに捕へられ、九江の漁家に送らると、嗚呼花將軍一家の滅裂永く李東陽の詩に誦ぜられ、太平城頭を過ぐるもの唯れか之を追想せざるものあらんや、金陵に事あるの日は必ず戰爭の巷となりし守戰の要地なり、今や髮賊の亂によりて府城亦荒廢に歸すと雖も伽藍古刹尙存するものあり。

姑熟溪（Ku-sheu-hsi）

水色澄澈鏡の如く水底の纎鱗數ふべく溪の南は皆漁家にして景物幽奇なり、姑熟堂は最も溪山の勝を占むと號す、李白の集に姑熟十詠あり、然れども東坡は黄州より還り當塗を過ぎ之を讀み大笑して曰く、贋物敗れぬ矣と、又曰く或は太白が後身の作る所なるのみと蓋後人の擬作なるを看破せるなり。

天門山（Tien-men-shan）

天門山とは東西梁山を合せて曰ふ、東梁山は一名溥望山と云ひ、兩梁山江を夾みて風致頗る佳、春秋戰國時代楚吳水軍交戰し大に吳を

破り、其大戰艦餘皇（後吳に回復せらる）を奪ひし所なり、三國時代晋吳を伐つや王濬舟師を率ひて武昌より東下す、吳張衆を遣して梁山に禦かしむ、衆旗旌を望みて降る、東晋王敦亂を作す、桓溫命を專にするに及びて上游より移りて姑熟に鎭して梁山の險を奪へりと。

南宋は溥望に戍を置きて齊は二軍を置きて魏に備ふ、陳の高祖は將を遣はし舟師を率ゐ溥望と相連りて江路を斷ち却月城を築けり、宋南渡の後寨を此の地に置けりと云ふ。

舊　縣　(Chiu-hsien)

三國の時吳の置く所、晋の哀帝桓溫を召して入朝せしむ、其の赭圻に至るや詔して留りて城を築きて此に居らしむ、赭圻城とは卽ち是なり、宋の秦始中晋安王子勛兵を江州に擧げ其將沖前鋒となり赭圻に據れりと云ふ。

荻　港　(Ti-chiang)

背後に鳳皇山延禧觀あり、古の靑華觀なり、趙先生と云ふ人あり荻港市の人にして茶商の子なり、先生の幼名を王九と云ひ年十三たる時多疾なるを以て父之を抱きて靑華に詣り道に入らしめんことを願ふ、是の夕先生夢に老人之を引て高山に登り謂て曰く、我れは陰翁なりと、栢枝を出して之を啗はしむ、覺むるに及びて遂に火食せず、後又其老人を夢み敎へらるゝに天篆數百字を以てす、夢覺めて悉く記して忘れず、大宗皇帝召見して道士となし、冠簡を賜ひ名を自然と改め旅貲を給して送還せしめ遂に觀主となす、祥符の間再び召されて京師に至り、紫衣を賜ひ靑華の額を改めて延禧と云ふ、先生山に還り母を養はんを願ひて歸り一日疾なくして逝けり、門人之を山中に葬る、行くこと半途にして忽ち棺重くして擧くべからず、其母曰く吾兒必ず異あらんと、命して棺を發きしに果して棺內空虛となりて尸なく唯劍と履とあるのみ、遂に其處に就きて之を葬り、今も尙塚在り、之を劍塚と云ふと。

銅　陵　(Tung-ling)

漢の陵陽縣なり、南唐の時銅陵縣となり、宋には改めて池州に屬す、南方の銅官山は英支共同の安裕公司か經營に着手したるも徽安省民の利權回收運動により遂に支那政府より買收せり、銅官山は太白の「我愛銅官樂　千年未ㇾ擬ㇾ還」と云へるもの是なり。

池州 (Chih-chou)

漢の丹陽郡の地なり、晉には宣城に屬し梁には南陵に屬す、唐初めて池州を置く、又秋浦郡と云ふ、南唐には嘗て唐化軍の節度となし又嘗て青陽を割きて唐に隷せしめたるも故に復し、銅陵東流の二縣及秋浦を改めて貴池とせり、宋には池州元には池州路明には池州省となす。

江濱孔道は金陵の屏藩なり、宋江南を取るや戰艦を以て先づ池州を取り、而して後ち步騎采石より南に渡れりと云ふ、池州は江に瀕すと雖も岡阜の上に據り、清溪秀山は東方に對立して景物絶佳なり、宜なる哉李太白の江東を往來せるや、此州にて賦する所の詩尤も多し、秋浦歌十七首及九華山清溪白笴陂玉鏡潭の諸詩の如き是れなり、秋浦の詩に曰く「秋浦長似ㇾ秋　蕭條使二人愁一」又曰く「兩鬢入二秋浦一　一朝颯已衰　猿聲催二白髮一　長短盡成ㇾ絲」と則ち池州の風物見るへし、杜牧之が池州の諸詩も亦然り、之を觀るも清婉愛すべく若し太白の詩と幷せ讀まは醇醨味を異にせん。

池州昔日要衝の地たりしを失はす、初め宋の王師の南唐を平ぐるや曹彬に命じ兵を分ち荊州より流に從ひて東下せしむ、樊若水をなして嚮道となし、先づ池州に克ち後當塗蕪湖を取り軍を采石に駐して浮橋成ると云ふ。

樅陽 (Tsung-yang)

秦始皇雲夢より江渚に浮び丹陽に至ると、地誌を按するに江渚は同安縣の東にあり、或は曰く樅陽ならんと、又漢の武帝南巡して潯陽より江に浮び蛟を江中に射て之を獲たり、舳艫千里樅陽に薄りて出て盛唐樅陽の歌を作る、今射蛟臺の遺蹟ありと云ふ。

安慶 (An-king)

安慶府懷甯縣は春秋の時皖伯の國たり、後楚に屬、秦には九江郡に隷す、漢初淮南國に屬し三國時代には吳に從ふ、明初に安慶を改めて甯江府となし、次て又安慶に復し南京省に隷せしめ、安徽巡撫及び按察使の治所とす、清の乾隆の時安徽の布政使此處に從れり。咸豐三年長髮賊に陷られて焚掠し去る、未だ通商港として開かるゝに至らずと雖も今安徽省の首府として名あり、志に曰く安慶は南は江の險に依り北は淮肥を控へ、東は天門牛渚附近の山河に依り、西は潯陽江の重險を扼し山阻水深を以て戰守要害の地なりと、城の東二里に呂蒙城の舊趾あり、呂蒙か皖に屯せしとき築きしものなりと。

府城附近は筍の名所なり、孟宗が雪中に筍を掘りしは潛山附近なりと傳ふ、有名なる徽州の墨宜州の紙は多く此地にて賣らる、山口鎭は原と皖口鎭と云ふ、皖水の江に入る所吳使諸葛恪の屯せし所なり、又皖口は宋の時王師が江南の大將朱合贇の水軍を破りし所なり。

馬當鎭 (Ma-tang-chan)

山勢最も秀拔正面の山脚は直に大江を挿む、廟は峭崖に依り空に架して閣を作る、登降するもの皆閣西の崖腹小石徑よりし蘿を捫して上り宛然梯に登るが如し、飛甍曲檻、丹碧縹紗江上の神祠は唯之のみ、最も佳なり、舟石壁の下に到れば忽にして晝晦く風勢劇甚なり、舟人大に恐れて色を失ひ急に帆を下げ力を竭して牽曳し小港に入ると云ふ。

聞く馬當山は形ち馬に象り腹に洞ありて甚だ深く風を同はし浪を起し舟行難阻なり、陸龜蒙の銘に云ふ「天下の險山にありては太行水にありては呂梁二險を合せて一となすは吾れ又馬當に聞く」と。

小孤山 (Hsiao-hu-shan)

小孤山は舒州の宿松縣に屬し戍兵あり、凡そ江中の獨山は金山焦山落星の類の如き皆天下に名あり、然れども峭拔秀麗は皆小孤に比すべからず、數十里の外より之を望めば碧峯嶄然として孤起し雲霄を凌ぐ、已に他山の擬すべきにあらず愈ゝ近つけば愈ゝ秀で冬夏晴雨姿態萬變眞に造化の尤物なり、唯祠宇は荒殘を極め若し之に修飾を加へて江山と相映對せしめば却て金山を凌くべし、廟は山の西麓にあり扁額に題して惠濟と云ひ、神安濟夫人と云ふ、宋の紹興の初め張魏公の湖湘より還るや嘗て營繕を加ふ碑文あり、其の事を載せた

り、元の天歷中鎮柱を小孤山に立て題して海門第一關と云ふ。

彭澤縣 (Heng-tse-hsien)

晉の陶淵明嘗て此地に知縣たり、豈五斗米の爲めに腰を郷里の小兒に屈せんやとて棄て去りたる地なり。

湖口及鄱陽湖 (Hu-kao, Huo-yang-hu)

湖口は鄱陽湖口にあり山を負ひ江に臨み左右に上下鐘山を控へ城壁を繞らし内に樓閣あり、白堊の民屋赤彩の廟宇綠色の小丘は共に映して美觀を呈す、宛然龍宮の畫幅を展へたるが如し、更に行きて彭蠡口（鄱陽湖口）を望めば四望際なく乃ち太白が「開レ帆入二天鏡一」の景致を知る、大江山は一名鞋山と云ふ、其狀西梁に類し小孤の秀麗に比すべからずと雖も、然れども小孤の傍には沙洲葭葦あり、大孤は卽四際瀰渺たる大江にして、之を望めば水面に浮べるが如し、又一奇なり、周瑜舟師を陽湖に練り、大孤山は其登りて指揮せし所なり、明初に陳友諒（國號を漢と稱す）南昌を圍むや大祖舟師を率ゐて應援に赴き湖口に至れば友諒圍みを解きて東し康郎山に遇ふ、友諒屢〻敗れ其將張定邊退て鞋山を保たんと欲す、明師先づ罌子口に至りて湖面を横截す友諒出づることを得ず、旣に明師移て左里に泊し之を逼む友諒旋て敗死す、又長髮賊の亂に苦戰せし處なり。

匡廬山 (Kuang-lu-shan)

匡廬山は高さ二千三百六十尺周圍二百五十里、峯巒九層殷周の時匡俗兄弟七人あり、廬を此に結ぶ、因て此名あり、漢の廬江郡の名之に基づく、唐の貞元中李渤は兄と共に從て此に隱る、南唐の昇天中學館を其下に建つ、宋の白鹿書院となす、柴桑栗里は原と晉の陶潛が隱れたる處となす、九江界に在て雙劍峯、蓮花峯、青爐峯、石耳峯、大林峯、上霄峯と云ふ、絕頂に石室あり相傳ふ大禹石刻して其中に藏すと。

一名廬山と稱し九江を距ること約十五哩目下外國人の避暑地として租借し、崎嶇たる山路なれども石を鑿り溪に橋して肩轎を通ずる

に至れり、廬山は由來風光絶佳と稱せられ、東坡の所謂「自ㇾ昔懷ニ情賞一　神遊杳靄間　如今不ニ是夢一　眞箇是廬山」と始めて其地に到りて狂喜せるを知るべし。

一帶の寺社は三百と註せられ多く長髮賊の爲めに荒廢に歸したりと雖ども尙名勝古蹟乏しからず避暑の顧客往て觀るべきもの

一、女　兒　城　　二、黃　龍　廟　　三、五　老　峰　　四、香　爐　峯　　五、天　地　塔　　六、雪　中　寺

七、南　康　嶺　　八、三　疊　泉　　九、蓮　花　洞　　一〇、獅　子　岩　　一一、白　鹿　書　院　　一二、虎　溪

等あり、就中香爐峯は廬山の一峯にして樂天が元和十年江州司馬に貶せられ、草堂を山下に作りて卜居せる處なり。

半　壁　山　(Pan-pi-shan)

鐵鎖沈江楚江鎖鑰と記せし題字あり、其一は故張之洞の書なりと云ふ、晉武帝既に蜀を滅し吳を伐つ計畫をなす、王濬をして水軍を整備せしめ何攀をして萬餘人を督して多數の舟艦を造らしむ、木柹江を蔽ひて下る（柹は木を削りて生ずる小片）、吳の建平太守吾彥柹を取り吳王に白す、必ず吳を伐つの計あらん、宜しく建平の戍兵を増し要衝を塞ぐべしと、吳王從はず、彥已むを得ず鐵鎖を作り江路を橫斷せり。（後八年にして晉吳を滅せり）

蘄　州　(Chi-chou)

漢の江夏郡蘄春縣治なり、魏には蘄春縣を置き後ち吳に屬す、晉には縣となし弋陽郡に屬し、後ち西陽郡に屬す、隋には蘄春郡に改め唐は蘄州となす明には黃州府に屬す。

宋の嘉定中金人の爲めに陷れられ尋で又之を取る、景定四年蒙古白雲山に據り州將王益州治を遷す、麒麟山は卽ち現在の治なり、相面江を集めて池をなす、左は幡塘右は西塞、東は潜皖と對峙し西は湖山を控へ南は江鄂に界し北は光蔡に接し江淮屏蔽し武昌溥陽と四顧頡頏す。

道　士　洑　(Tao-shih-chi)

石壁數百尺色は正青なり、竅穴なく而かも竹樹の根を迸せて其上に交絡するあり蒼翠愛すべし、小孤を過ぎてより峯嶂の景致其右に出づるものなし、磯は一に西塞山と云ふ、元眞子の詩に所謂「西塞山前白鷺飛」なるもの、張文潛曰く「危磯挿ㇾ江生　石色擘二青玉一」とは此山の寫眞なり。

大冶縣 (Ta-yeh-hsien)

唐の時永興の地大冶鐵場を置く、南唐に至りて縣となす、縣に鐵山銅綠山あり、晋宋以來皆冶鑄す、今の大冶鐵山は石灰窰の西約十八哩にあり、良好なる鑛脈地上に露出し其量無盡と稱す、實に中支第一の富源なり。

巴河口 (Pa-ho-koo)

馬祈寺あり吳の大帝の刑馬壇なり、傳へ曰ふ吳の壽春を攻むるや白馬を刑して江神を祭ると、蘭谿より西すれば江面最も廣く山卑平遠なり　蘇黃門高安に謫せられ東坡送りて巴河に至りしは此の地なり、張文潛の巴河道中の詩あり、曰く「東南地缺天連ㇾ水　春夏風高浪捲ㇾ山」とは此附近の事なるべし。

樊口

黃州の對岸にして鄂縣に屬す三國時代蜀の照烈帝劉備當陽に敗れ夏口より進んで樊口に屯し、以て吳師を待つ、樊口の北に敗船灣あり、孫權群臣と舟を泛ぶ、江津の風起るに値へば船岸に至りて破る、因て山を鑿り路を作りて上る、人呼んで吳造峴と云ふ、宋の景炎三年張德興義兵を擧げ黃州を復す、壽昌軍の元將鄭鼎鄂兵を引ゐて之を拒み樊口に至り敗死す。

黃州 (Huang-chou)

最も僻陋にして事少し杜牧之の詩に「平生睡足處　雲夢澤南州」と云へり、然れども杜牧之王元之の出で、守たりしより、又東坡

張文潛の謫居せるありて遂に名邦となれり、黄州は樊口と相對し東坡が所謂「武昌樊口幽絶處」なり、蜀の照烈帝（劉備）が吳の魯子敬の策を用ひ、當陽より進んで鄂縣の樊口に駐まるとは即ち此地なり、黄州府黄岡縣は禹貢の揚州の域にして、春秋の弦黄二國の地なり、後ち楚に屬す、楚の宣王邾を滅して之に從る故に邾城と云ふ、後屢々變遷して衡州と云ひ隋に至りて改めて黄州縣黄岡と云ふ。

赤壁磯は府の西北にありて屹然大江に臨み丹崖千仞因て名づく、然れども只荊岡のみ略々草木だになし、此磯は圖經及傳者皆言ふ、周瑜が曹操を破りし地なりと、然れども江漢赤壁の名五ヶ所あり漢陽、漢川、黄州、嘉魚、江夏是なり、李太白が赤壁の歌に「烈火張天照雲海、周瑜於此破曹公」とあり黄州にありと指言せず、蘇公も亦之を疑ひ賦に云ふ「此れ曹孟德の周郎に困めらるゝものにあらずや」と、韓子蒼は云ふ此地阿瞞をして走らしむと、即ち眞に指して公瑾の赤壁となせるなり、按するに江夏にあるもの周瑜の曹操を破りし處にして、東坡の遊びしは黄州の赤壁なり、東坡とは黄州の東に方りて横はれる一坡にして、蘇軾此に居りて東坡と號す、（武昌志によれば周瑜の曹操を破りし赤壁は嘉魚赤壁なりと云ふ）、曹操劉備を追ひて赤壁に至る、備諸葛亮（孔明）を遣し救を孫權に求めしむ、是れより先き操書を權に送りて曰く、近ろ辭を奉じて罪を伐つ、旌旗南を指し劉琮手を束ぬ、今水軍八十萬を治めて方に將軍と吳に會獵せんとすと、權之を臣下に示す皆色を失ひ降を勸む、魯肅獨り默す、權の更衣の爲め起つや之を追躡して耳語し周瑜を召す、瑜慨然として戰を說く、權意決し劍を拔き卓を斬りて曰く降を云ふ者は此の如く爲さんと依て精兵三萬を選び瑜をして之を率ゐ發せしむ、瑜先づ書を操に遣はし詐て降を乞ひ、蒙衝鬪艦十隻に燥荻枯柴を載せ油を以て之に灌ぎ帷幕を以て之を包み旌旗を立て先づ進ましめ諸軍之に次ぐ、魏艦を江岸に並列し、將士營を出でゝ見る、皆指して吳軍降ると云ふ、吳軍近づくや先頭十隻に火を發し風に乘じて之を放つ、風強く舟行矢の如し、北軍の艦船燒け延て陸上の營に及ぶ、烟炎天に漲り人馬燒溺し操遂に大に敗れて退く、此の戰役のため曹操の統一の業中絶し三國鼎立するに至れり。

黄州は大江に臨むも遂に船を泊すべきなし、或は曰ふ舊と澳ありしを郡官過客を厭ひて故に之を塞げりと。（本節は第三經隊調査を主とす）

重慶

地理人口市街

重慶は長江の上流河口を去る千四百哩の地にあり、長江（大河と俗稱す）と嘉陵江（小河と俗稱す）との會流點を尖端とせる兩江に挾まれて半島形を成せる岩層性丘陵上最低百呎の高所に建設せられたる市街にして、三面河を帶び嘉陵江を隔てゝ江北縣城に對す、市街の周圍は城壁を以て圍まれ、現在の城壁は一七六一年に再築せられたるものにして、次の九門を穿ちて外界と通ず。

朝天門、長江嘉陵江の會流點に面す

東水門、太平門、儲奇門、金紫門、南極門、長江に面す

千厮門、臨江門、嘉陵江に面す

通遠門、內地に面す

城內は東西一邦里餘、南北四分の三邦里なれば、其總面積は約一方邦里に過ぎざるべし、城內は重慶市街の大部分を占め城外の地を合するも、其面積は一方邦里半に充たざるべし。

人口或は五十萬と稱し、或は三十萬と稱し一定せざるが一九一七年當地海關の報告に據れば四十二

萬と稱す、何れも信を措き難し、當市警察廳の數次に亘る戸口調査を基礎とするに、城内外を合せて三十二、三萬と見ること比較的正確に近かるべし、住民は商工業者、各種勞働者、軍人等を主なるものとす。

城内百四十街百二十八巷に區分せらる、中に就ても繁盛なる街名左の如し。

新豐街	商業場	縣廟街	狀元橋	新門口	陝西街	過街樓
棱聖街	打銅街	千厮行街	繡壁街	關岳街	白象街	半邊街
棉花街	三敎堂	楊柳街	神仙口	打鐵街	小十字街	龍王廟
小樑子	華光樓	都郵街	米花街	大樑子	三牌坊	王帶街

而して市街は大體に於て下町と上町とに區分するを得べく、卽ち金紫門より千厮門に至る長江及嘉陵江に沿ひたる一帶の地域を以て下町地方と稱すべくんば、其他の地方は之を上町地方となし得べし。上町は下町に比し土地一段高く、大體に於て住宅地と稱すべく、官公署、兵營、學校、住宅多く、大通の店舖も大體に於て小賣業を主とし比較的閑靜なり。之に反して下町は當地の商業地域とも稱すべく、輸出入貿易、卸賣商業を主とする大商取引活潑に行はれ、商家軒を接し貨物の運搬苦力の來往繁く、街上活氣を呈せり。

下町の中心に當り新豐街に接して商業場と稱すべき一區劃をなせる地域あり、場内左して廣からずと雖も道路平坦にして幅廣く、建築整然たる各種小賣商舖、商務總會を中心として軒を連ね、人馬の來

往繁く最も繁盛を極む、是れもと當地商務總會が商業の繁榮を圖らんが爲め、同地域を租借し、資本金十二萬兩を以て大同公司なる一建築會社を設立し、數年の日子を費して道路を改修し、八棟六百餘軒の家屋を新築し、之を商人に貸付けて營業せしめ居るものに係る。

重慶の景（ブラツキストンより）

汽船碼頭は朝天門の對岸獅子山の江岸（長江）及玄壇廟の二箇所とし、宜昌間を往復する汽船及軍艦は朝天門下流對岸に碇船す此邊河幅六百三十二碼乃至八百碼にして、水深は中流四十呎より十七呎に至る、又民船碼頭は朝天門外及對岸涼沱斜石の四箇所最も多く、其他千厮門外東水門外大平門外等にもあり、而して千厮門下には嘉陵江往來の船舶多く碇泊し、其對面北岸は江北廳にして、人口四萬を有する繁華の地たり、西に通遠の一門を通じ、陸路府西の要地佛圖關を經て省城成都に至る要路とす。

市內の街路は大梁子街新豐街等は幅五間にして平坦なるも、其他は概ね狹隘にして街衢亦雜然たり、東西南北に直通する街路なく大街と稱せらるゝ大樑子街新豐街も曲折高低多し、其の他の街

路は市街が丘陵上に位置する關係上よりして、起伏高低甚しく、幅は槪して狹し、然れども街路は孰れも舖石を用ひ、市街內に火墻と稱する防火壁の設備あり、又街路の要所には防火の爲の貯水池の設あり。

街衢の狹隘なるは交通運輸上の不便なるにより、重慶地方警察廳は先年以來家屋の新造に際しては、悉く街路より二尺宛後退せしむる事とし、以て徐々に之れが取擴げを爲す事とせり。

氣候衞生

重慶は重嶺峻峰四周して海面を拔くこと一千呎以上なりと雖も、緯度は北緯二十九度三十三分にして、恰も我屋久島及大島との中間と同じきが故に、冬季も寒威强からず、寧ろ溫和の候多くして、極寒中と雖も華氏三十五度を下らず容易に降雪及結氷を見ず、之に反して夏時は暑熱甚しく百度以上に昇ること珍しからず、但し百二十度以上に達する事無しと云ふ、只地勢の關係上空氣中の濕度高き爲、人體は及ぼす苦痛は殊に甚し、每年秋季より翌年春季に至る間は、三方の江流四圍の山岳より昇騰する水蒸氣常に四面を壅塞し、濃霧陰欝日光を見ること少しと雖も、夏日に至れば四山の風光最も美にして比較的晴天多し、雨量は四季を通じて宜しきに適し、每年初夏約三四十日間を以て雨季となし、秋末より冬にかけ雨量最も少く秋、夏、春を以て之に次くものとす。

重慶氣象表（一九一六年）

月次	溫度華氏			天氣（日數）				降雨時間
	最高	最低	平均	曇	霧	雨	晴	
一月	六一	三四	四八	一九	五	二	五	七六
二月	六一	四〇	四九	二〇	四	二	四	七四
三月	七六	四〇	五五	一八	六	三	一	五二
四月	九二	四九	六六	一五	一	三	三	九一
五月	九一	六〇	七二	一九	一	三	一一	七三
六月	九九	六七	七九	一五	二	五	九	七一
七月	一〇〇	六七	八四	一一	一	五	九	一〇七
八月	一〇四	七〇	八五	六	三	一	一二	三六
九月	九一	五九	七五	一四	四	五	二〇	一一九
十月	八四	五四	六四	一五	二	一〇	二	二五二
十一月	六九	四一	五五	一七	四	四	三	一〇八
十二月	五九	三九	四六	二一	四	二	三	五四
平均	八二、三	五一、五	五七、八	一五、八	三、〇	六、八	三、八	九二、九

重慶地方に於ける流行病としては肺病、脚氣、マラリア熱、レウマチス、天然痘、痲疹、呼吸器病等を擧ぐべく就中マラリア熱は殊に激烈性を有し、斯病に侵さるゝもの往々にして、五、六十日乃至百餘日の久しきに亘りて病苦に惱まさるゝことありと、尙特殊の風土病に春瘟、秋痢あり、毎年春秋の二季

斯病の爲め斃るるもの少からず、又下等社會の特有なる病種としては癩病及各種脚部の疾患を擧ぐべく、衞生的の設備としては下水の構造の見るべきものあり、溝渠は暗渠と爲し、之を集めて四大溝を爲し城外に排出するの方法を採れり、然し低地にある下等社會の住居にありては、下水の排出容易ならず、臭氣鼻を衝くものあり。

道路及之に沿ひたる溝渠の修理排出等は、官憲に於て一切之に關係せず、道路溝渠に沿ひたる家屋の所有者又は居住者に於て共同醵金して之に當る、故に家屋の多き市街の道路溝渠は比較的整備せるが如し。

近年種痘の奬勵及普及に連れ、天然痘患者は漸減の傾向なり、住民一般に既に種痘の利を覺知せり。

住民は飲料水として河水(長江及嘉陵江の水)を用ふ、市内に約九百の井水あるも、何れも干溢の度激しく、且多量の有機物を含むを以て、到底飲料に供するに適せず、洗濯用冷ト水及雜用として用ひらるゝに止まり、飲料水としては殆んど用ひられず。

河水は全部排水夫により城外より運搬せらるゝを以て不便不利甚しく、街上殊に各城門の內外に於て排水夫の來往繁く、接踵成列の觀あり、最も信賴へき支那側の調査に據れば、排水夫により毎日重慶の各城門より搬入にせらるる河水の擔(二荷)數左の如し。

千斷門　　　五、四〇〇乃至七、二〇〇擔

門名		
臨江門	四、七〇〇 —	九、八〇〇
朝天門	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇
東水門	八、七〇〇	一一、〇〇〇
太平門	一二、〇〇〇 —	一五、〇〇〇
儲奇門	七、〇〇〇 —	九、二〇〇
金紫門	一三、〇〇〇 —	一四、六〇〇
南極門	一三、〇〇〇 —	一五、〇〇〇

即ち毎日終八萬擔乃至終十萬擔の河水需要せらるるものにして、夏季に於ては毎日約十二萬擔に上るべしと云ふ。

沿革

重慶は禹貢梁州の域にして周には巴子國たり秦に至り、巴を滅ぼして巴郡を置き、兩漢には之れにより晉も亦巴郡となし、宋齊仍は舊に依れり、梁に至り楚州を置き、西魏に改めて巴州となし、後周復楚州に改む、隋の開皇の初郡を廢して州となし渝州と云へるが、大業の初復巴郡と云ふ、唐初渝州を復し天寶の初南平郡と云ひ乾元の初復渝州と爲し宋初之れに因れるも崇寧元年恭州と改稱し、淳熙中重慶府を置く、元は重慶路を置き明初重慶府を復し三州十七縣を領せしめ、清代之に因りしが民國三

年二月府ヲ廢し巴縣と改稱せられたり。

外人の調査

重慶地方には相當古き時代より外國人宣敎師の入込めるもの丶如く、Chinese Repository には一七九八年に重慶を訪問せるものの記す處として次の如き記事あり。

重慶は此地方に於て自然的に又人工的に最も要害の地なり、其市街は丘陵上に建てられ一方は險しき斷崖を以て守られ而して嘉陵の大河と北方より來る揚子江との合流點にあり、是等の兩大河は其城壁を洗ひて最も堅固なる防禦たり、特に其北方に於て然り、城壁は高く聳え、其國內にある歐洲製の重砲の一種と思はる丶大砲の砲擊を十分に防ぐに足る、尙官憲は城門の附近に石灰を滿たせる多數の壷を用意せるが是れ攻擊軍に對し目潰しを食はしめんが爲に用ふるものなりと云ふ、此都市は此地方に於ける最も防禦の十分なるものとせられつ丶あり、一朝事ある時は周圍の各地の住民皆此に避難す。

其外 Huc も此地に至り重慶を以て a great centre of commerce, a depot for the merchandise of almost all the provinces of the Empireとなしたるが、更に此地及附近に於ける多數の外人宣敎師の駐在せる事を記し、之が宣敎師との往來交歡の事にも記述せるを見る。

然れども之等の外人は印度方面より入れるものにして、其揚子江を遡りて四川に入れるもの丶、詳細の記錄を見るは一八六二年に於ける Blakiston 一行の旅行記に始まる、當時其一行は四月二十八日重慶に到着せり。

これに次いで揚子江を遡りて四川に入るもの續出したるが一八六九年には上海の英人商業會議所は調査員を派して揚子江に沿ふて重慶に達せしめ、通商上の問題を取調べしめたりき、其一行中には特に同會議所の要求に基き、在上海の英國軍艦より二人の士官を加へ、河流の全體に渉りて詳細なる測量をなさしめたり、其測量の結果については Dawson 少佐より報告書を發表し、宜昌迄は吃水七呎の汽船の航行し得べきを明かにせり、此一行の調査の結果は揚子江上流地方の事情を明かにするに多大の効果ありたるものの如く、Hosie は一八六九年以來一般の揚子江上流に關する知識の大なる進歩を見たりと記せり。

次いで芝罘條約の結果に基き英國最初の重慶領事たる Hosie は、一八八二年重慶に著任せるが、一八九五年十二月二十八日には、馬關條約實施の準備として、日本の調査班重慶に着し、翌年一月七日に至る迄調査を爲し、更に一八九六年一月には米國の調査隊重慶に入り、同三月には佛國の Lyon 其他商業會議所の調査隊雲南方面より四川省に入りて重慶に到著し、其年末十二月には英國 Blackburn 商業會議所の調査班の來るあり、世界の各國競ふて四川省に着目し、此に其商權を擴張せんとして努力する處あり、爲に四川省事情は大に世界に紹介せらるゝに至れり。

開港

重慶の開放は雲南に於ける英國領事官の殺害事件の善後措置考究の爲に締結せられたる芝罘條約によりて、一定の條件の下に豫約されたる事既述の如し、其後種々の事情ありて、遂に一八九一年三月より開放の事に決し、同年六月十八日正式に開放せられたり、其間の事情は揚子江の部に於て之れを記せるを以て再び贅せず。

北清事變と動搖

一九〇〇年六月末に當り、當時北支地方に起り漸く勢を得たる拳匪亂の報道此地に到達したるが爲に重慶に於ける內外人の間にも大なる動搖を惹起したり、當時此地方に於ける支那人間には未だ外國人反對運動の何等の兆候を認むる事なかりしも、然も亂兆と認むべきもの絕無に非ず、形勢不穩を呈するものありしより、英國領事は電報を以て自國砲艦の來港を要求し、其到達するまで當時重慶に入港しつつありし汽船 Pioneer 號を引留むることゝせり、六月二十七日に至り、此の地に駐在せる道臺其任を離るゝとの報道ありたるが爲めに、在留外國人の間に著しき不安を起し、佛國領事は道臺に對し、暫く出發を延期せんことを求め、次いで重慶駐在の各國領事は、協議の結果連名の書狀を發して地方の動搖を防かんが爲めに、道臺が暫く此任に留まらん事を望み、更に同日を以て四川總督に電報を發し道臺の更迭を見合はされんことを要求したり、此地方に於ける支那文武官は、平和維持の爲めに極力努力

する所あり、若し叛徒の起ることあるも、直ちに之を鎮壓すべき兵力を備へ、更に必要なる手段を講じ

重慶市街

つゝありき、然るに約八十人の秘密結社に屬する者城内の寺院に於て集合したりとの報道は官憲に大なる恐慌を與へたるが官にては直ちに其首領を捕へ、之に對して嚴罰を加へたり、其後八月二日に至り英國領事は在留歐洲人に對し彼れが同日附を以て本國外務省より直ちに重慶を立退くべき旨の訓令に接したる事を通告し汽船Pioneer號に依て、在留英國人と共に此地を引揚ぐることゝせり、然れども英國人中にも、内地より此地に到達すべき宣教師を待合はす必要其他の爲めに重慶に殘留する者ありたり、其翌日に於てPioneer號は外國人の團體を乘せて此處を去りたるが、其跡には二人の英國人、一人の米國人、羅馬舊敎宣敎師の全部及び日本佛國の領事館員殘留せり、尚ほ此時重慶海關に勤務したる總ての外國人も宜昌に赴き其結果道臺と稅關長との協議に依り、稅關事務は暫く支那人のみ

に依て行はるることゝなれり、然るに其後二十六日に至り、Pioneer號は宜昌より歸り來れるが、英國領事館員及び外國人の稅關員之に乘船し來り、護衞の爲めに英國の軍艦よりの水兵一隊と、一門の機關銃を伴へり、蓋し八月十日總稅務司ロバートハートは四川總督に重慶在留外人及稅關員の生命財產の保護を全うし得べきやを問合せたるに、之れを保障する旨の回答ありしより、外人稅關員の其任地に歸還せん事を命じたるものにして重慶海關は九月より再び外人稅務司の手により開かれたり、當時に於ては重慶の狀態は一般に平穩に歸し、其後も各地より來る不穩の情報の、時に住民を驚かすものありたるも何等の突發事件も無く、北淸事變の亂中を無事經過することを得たるが、然るに其後一九〇四年に至り外人排斥の爲めの暴動の發生を見たり。

第一革命

一九一一年の第一次革命に先ち四川省に於ては鐵道國有問題より、省民の反政府運動起り、北京政府は前鐵路大臣端方をして湖北兵を率いて之れが鎭定に向はしめたる際にして、此動搖は當時の武漢革命を誘發若しくは成功せしめたる一因とせられたる處なり、而して武漢の革命軍勢力を得、長江一帶を初め諸地響應するや、重慶に於ては同年十一月二十二日を以て蜀軍々政府の成立を見るに至れり、

此新政府の成立については何等の反對なく無事の裡に之れを了する事を得たり。

雲南軍の入省と爭亂

袁世凱の專制政治、帝制實施に反對して一九一五年十二月雲南に於て蔡鍔唐繼堯等第三革命を企て、獨立を宣言するや、蔡鍔をして第一軍を率ひ羅佩金を總參謀とし四川方面に進擊せしめたり、此雲南軍は一九一六年一月九日四川省の叙州を占領し、又一方貴州を經て進みたる一軍は重慶南方の綦縣を陷れたるが、之れと同時に重慶にありし周駿の四川第一師は雲南軍に投せり、爾來雲南軍は四川省に蟠居し四川省民は自省兵の外雲南の兵士の爲めに苦められたるが、其後雲南四川軍の衝突となり、一九一七年四月以來紛爭止む無き有樣にして、重慶も屢々其累を蒙り、殊に商民の害を受くるもの甚大なり。

外國居留地

日本は日清戰爭後の講和條約に於て、他の既開港地と同一の條件を以て重慶を開放すべき事を約せしめたるが、其後此に居留地を設くるの議を決し、支那と交渉の末明治二十九年大綱の決定を見、其後明治三十四年に至り、次の細目の協定成り、右設置の事決定せり。

清國重慶日本專管居留地取極書

大日本帝國の重慶在勤領事山崎桂大清國欽命四川分巡川東兵備道監督重慶關兼辦通商事宜寶棻茲に日本專管居留地取極の件に關し會議立約す、査するに曩に明治二十九年四月即ち光緒二十二年三月中日清兩國委員に於て已に在重慶日本居留地地區及各要件に關し協定せるところあり、現に兩國の商務漸く發達の勢あるに因り四川總督部堂兼署成都將軍奎俊は本兵備道を派し本領事と會議の上該居留地に關する一切の事項を確訂したり依て其議定したる各條を以て左に列記す

第一條　重慶府城朝天門外の南岸王家沱に日本專管居留地を設立す、其境界內は沿江の岩崖より江心に向て長さ五十丈の處に畫きたる直線を以て限と爲し、其幅百零五丈二尺とす南は稅關數地の境界線に沿ふて直線を畫き西界を距る東方百丈に至て止まる、北は江流に注ぐ水溝の中心即ち南界を距る百零五丈二尺の處より直線を畫き南界の直線と併行して西界を距る東方四百丈に至て止まる、東は南北界の直線盡る處に於て直角線を畫き地幅は西界に同じ、而して日本居留地と相接する稅關數地の境界線を以て西より東に向ふの直線と爲す、尚ほ本取極書議定の後雙方より員を派し前記境界に照して界石を建て日本租界の文字を刻し茲に詳細なる地圖を作成し各一枚を所持して證憑と爲すべし

第二條　沿岸の崖地及崖下の沙州は居留地界內に屬すと雖も此地は清國ノ民上下往來の要道にして且つ曳船往來の處なるを以て之を公共の道路と爲し、清國人民の自由に通行し船舶を繋泊し、及び一時貨物の陸揚を爲すことを許し之に對して料金を賦課する等の制限を爲さざるべし、又造營工事にして清國人民の往來に障碍あるものは地方官と商議し穩當に取計ふべし、若し清國人民此道筋又は他の道路に於て事端を生ずる者あるときには上海立會裁判所規程に照し處分すべし、私に拘禁凌虐欺侮することを得す、尚ほ杭州追加取極書に依り日本專界とは專ら日本領事官に於て界內商民の事を管理するものにして、其道路土地の所有權は孰も清國に屬するものとすとの各節を以て清國地方官と各布告を發し衆人をして知悉せしむべし

第三條　居留地內の警察權道路管轄權及其他一切の行政事宜は悉く日本領事官の管理に歸す、其界內の道路溝渠碼頭等は孰も日本領事官より方法を設けて建築修理するものとす、但し清國の水利及船舶交通に關する事項は清國地方官と可否を商議し公平に處置すべし

第四條

一、居留地內總ての地所は清國地方官に於て地主より買取り本取極書に照して日本商民に引渡し永遠租借すべきものとす

二、居留地內に在る墳墓は必要に應じ清國地方官に於て極力說諭を加へ移轉せしむべし、但し移轉を欲せざる者に對し若し勢力を以て之を強ゆるときは民情を激昂せしめ或は事端を生するの恐あり相互共に不利益なるべきを以て實際到底移轉せしめ難きものは地方官より牆壁を築きこれを圍護すべし、墓地家屋の移轉料に至りては其都度日本領事官に於て清國地方官と商定して支給すべし、但し今後は清國地方官より告示を出し墓地及家屋の增設を嚴禁すべし

第五條

一、居留地內の地所は上中下三等に分ち一定の借地料を以て租借すべし、卽ち一畝に附き上等地圓銀百五十元中等地圓銀百四十五元下等地圓銀百四十元と定め永久此割合に依る

二、居留地內の道路橋梁溝渠碼頭等凡て公共の用に供する地所は借地料及地稅を免除す、尤も一私人にて租借するを許さす、其他土地の貸借に關する事項は清國地方官に於て本取極書に照し辦理すべし

三、居留地沿岸より江流に接する崖下長さ五十丈幅百零五丈二尺の地所は沙州淺灘にして唯冬季江水涸落するに際し水面に現出するものなれば此項の地所に對しては借地料地稅を免除するものとす

第六條　居留地內地稅は每年一畝に付上等地圓銀二元二十五仙中等地圓銀三元十七仙五厘下等地圓銀二元十仙を徵收し此外別に錢糧捐餉等を賦課せらるゝことなし、前記の地稅は每年清曆正月十六日より同月三十日に至る間に於て各借地人より該年分の稅金を日本領事官に納むべし、日本領事官は之を取揃へたる上清國地方官に交付すべし

第七條　居留地內の地所は日本人民に限り租借することを得、尤も清國人にして居留地內に居住することを願ふ者は居住して自ら營業することを許す、但し居留地內に於ける借地權を有せす各外國人に對しても亦同樣たるべし

第八條　居留地內の地所を永借せむとする者は其姓名及所要地區畝數を具し日本領事官に出願すべし、日本領事官は清國地方官に照會し員を派し立會踏査したる上該地區に對する借地料及一箇年分の地稅を取立て清國地方官に交付すべきを以て清國地方官は直に地劵三通を作り日本領事官に送付し、日本領事官之に加印し一通は借地人に給し一通は清國地方官衙に他の一通は日本領事

館に保存すへし、一旦借地の手續を經たる地所は本取極書に依り借地人の收用に歸し何國何人と雖も強て立退を迫ることを得す、地券書式は清國地方官より日本領事官に照會して別定すへし

第九條　若し借地人にして已むを得さる事故ありて借地權を他人に讓渡を必要とする場合には其讓渡以前に日本領事官へ申立て日本領事官之を調査し清國地方官へ照會の手續を經るにあらざれば地券の書換を爲すことを得す

第十條　地券の有效期限は三十年とす期滿後と雖も地券を書換へ借地權を繼續するを得、右三十年每に地券書換の例は以後永く施行するものとす、若し期限に至り書換を請求せざる者は借地權を失ふべし、然れ共書換期限に遲れたるものは直に其書換へ借繼ぐ事を許し該借地人は重ねて借地料を納むるを要せす、右書換の際兩國官吏は毫末たりとも制限阻碍を加へ借地人に損害を蒙らしむることを得す若し火災其他の事故に因り地券を紛失したるときは本取極書の規定に照し新地券の下附を願出ることを得

第十一條　火藥爆發物其他身家財產に危害ある物品は一切私に貯藏携帶運送するを許さす、若し此等の違反者ありて官より發見せられ或は他人より告發せらるゝときは各本國の法例に據り處罰せらるべし、若し製造工事に必要なる爆發藥の類を陸揚使用せむとするときは先づ日本領事官に其用途等を記載したる書面を差出し許可を受くへし、日本領事官之を許可するときは稅關に通知し稅務司之を調査し陸揚を許したる上之を使用するを得、居留地內に於ける火藥爆發物の取締方法に關しては日本領事官に於て本國の法令に照し取計ふへし

第十二條　居留地內に碼頭を修築し或は躉船を設置せしめむとするときは、日本領事官は先づ稅務司及地方官と商議し商船の往來に妨碍なき場所を選ふへし

第十三條　居留地內に碼頭を修築したる後は該碼頭に停泊して居留地內に於ける貨物の運漕に從事する船舶に對し、日本領事官は便宜規則を設け停泊料を徵收し居留地費に充つべし、居留地內の貨物を運載せさる船舶にして經過の途一時停泊するものは此限にあらず

第十四條　日清兩國委員の原協定書第三條に據れば日本商人二十名商店十戶に達するまでは他外國商の例に照し當分の內重慶城內に居留するを得せしめ、此限數を逾ゆるときは其超過したる日本商人は王家沱居留地に引移るべし、但し遊歷は此限內にあらず

今後清國地方長官は速に王家沱に稅關を建築すると同時に已に通商し來れる各國の情形及陸續到著する人數を調査して隨時通商各國領事官に照會すべきを以て、城內居住の日本商は其人數の右制限に滿ると否とを論ぜず、城內の外國商と一同王家沱新場に移るべしと定めたり、右協定に基き將來城內の外國商人悉く王家沱に引移るに於ては日本領事官は直に本國商民を促がし、外國商と一同移轉せしめ何等口實を設けて遷延するを得ざるべし、但し清國地方官に於て將來若し他外國商人に對し前記の限數を超ゆるも仍ほ城內に居住するを許すときは日本商人に對しても亦同樣に取計ふべし

第十五條　日清兩國委員の原協定書第四條に據れば重慶城內に現在する外國商は從來製造業を營む者なし、且つ清國は將來に於ても城內に在る外國商に製造所の設立を許さざるべきを明言す、是れ府城は人煙稠密製造所を設くるに不都合なるのみならず、原來城內は當分の內居住するに過ぎざれば、日本領事官に於ては城內居住の日本商をして製造所を設立せしめざる樣說諭を加ふべき旨を定めたり本件も亦原議に照して施行すべし

第十六條　日清兩國委員の原協定書第五條に據れば日本商人が他の諸港より輸入する外國貨物にして或は王家沱居留地に於て賣捌くこと能はず轉運して城內に來る場合に該貨物に對し稅金釐金を免除すべきや否は重慶城に居住する他外國商の例に照し同樣に取計ふべし、追て各國商悉く王家沱新場に移るを俟て境界を確定して別に規程を設くべしとあり、右規定設定前に於ては本項も亦原議に照して施行すべし

第十七條

一、居留地內に在る清國に領事を派駐せざる外國の人民若くは清國人民の訴訟は清國地方官に於て受理審判すべし、又領事を派駐せざる外國の人民並に日本人若くは其他の外國人にして清國人民より受けたる不法の行爲に對し起訴したる場合又は清國人民が居留地內に於て規則に違犯したる場合には清國地方官若くは清國地方官の派出する官員と、日本領事官の派出する官員と立會審判すべし、若し清國審判官の判決不條理なるときは日本領事官より重慶關監督に照會して覆審すべし、又一切兩國の交涉事件は條約に依り處分すべし

二、「清國政府は便宜に依り立會裁判所を建設するを得、立會裁判所の設立前は一の公有地を擇て會審の場所と爲し訴訟事件ある

毎に兩國官員期日を定め會合審判すべし

三、若し清國地方官より差役を派出して居留地に赴き犯罪者を捕縛せむとするときは先づ逮捕令狀を日本領事官に移し、領事の檢印を請ひたる上領事の派出する警察官吏と協同して捕縛すべし、日本人は故意に清國犯罪者を隱匿するを得ず追て立會裁判所設置の後は特に立會裁判所規則を協議制定すべし

第十八條　本取極書決定の後は清國地方官より直に一般人民に告示すべし、該地區は旣に日本專界たるを以て本取極書調印施行の日より起り清國の現地主又は借地人に居留地內の地所を他の外國人に轉賣讓與し、若くは外國人に對する債務の抵當又は擔保に充つることを許さす、違ふ者は淸國地方官より嚴重に處分すべし、居留地內日本人民未借の地所は清國人の失業を免かれしむるため從前の通居住耕作することを許す

第十九條　該居留地は地區狹隘にして界內に墓地を設置すること能はざるを以て、日本領事官は清國地方官と協議し居留地外に於て僻靜空地にして住民に妨けなき一地を擇ひ自ら人民より租借し日本人墓地と爲すべし、其面積は十畝を度とす、尤も將來不足の時は隨時地方官と妥商して之を擴充することを得

第二十條　本居留地の丈量は英尺五尺半町即ち六十六吋を以て一步又は一弓即ち淸尺五尺に該當し二百四十平方弓を以て一畝となすこと會典に定むるところの如し

第二十一條　現在及將來重慶城の內外に於て最惠國民が受くるところの一切の特權免除及利益は日本商民も一樣に享有すべし、以後別國居留地の施設事宜にして別に優處あれば日本居留地も亦同樣に均霑すべし

第二十二條　本取極書に記載せざる他の事項は彼此別に照會を交換し本取極書と一併施行すべし

以上議定したる條款は日本文清文各二通を作り彼此對照せしに誤謬なきを以て記名畫印の上雙方各一通を執り上憲の裁可あるを俟て官印を押捺し以て實施せらるべきを約す

明治三十四年九月十四日重慶に於て

大日本帝國重慶在勤領事　山　崎　桂　畫　押

光緒二十七年八月十二日

大清國欽命四川分巡川東兵備道監督重慶關兼辦通商事宜　寶　棻　畫押

右居留地は取極の第一條の規定に從ひ重慶城市の下流一里四分の三なる長江の右岸に位し、江を隔てゝ江北縣城に斜對し遙に重慶城市を望む地にあり、土地長方形にして東西に長く南北に短く西は長江に臨み東は山を負ひ、北は田園丘陵近く連り南は稍王家沱の村落に接近せり。

其の面積は東西四百丈、南北百五丈にして計七〇一畝三三三あり、之を本邦尺度に改算すれば則ち東西十二町十七間三尺五寸、南北三町十三間五尺九寸にして、總面積は一四三、〇八〇坪七合五勺なりとす。

但し水際より岩崖に至る五十丈間の地は長江の河岸を成し、夏季増水に際し侵水するを常例とするに依り、家屋等の建設に適せず、從て四季を通じて使用に堪ふべき地積は總面積より右五十丈間の地積を控除したる殘餘即ち約六百十三畝我十二萬五千餘坪に過ぎず。

右全地域を位地の良否に依り三等級に區別し水際より岩崖に至る五十丈間河原の地は別に等級を附せず、右崖より東方百丈間を上等地、次の百丈間を中等地、最後の百五十丈間を下等地とす。

右居留地は其位置重慶城市を去ること遠隔にして、其間の交通（長江を横斷せざるべからず）亦不便

尠からざるに依り、（殊に夏季增水期にありては舟行の危險甚しく往々にして重慶との間交通の杜絶を見ることさへあり）今日尚未だ何等經濟的發展の跡見るべきものなし、近き將來に望を囑すること亦難きに似たり、今日の狀態を以て近き將來を推さんか、重慶に於ける邦人の發展に伴ひ邦人の倉庫又は工場地として多少の發達を見るに止らん。

目下邦人の經營に係る有隣公司（燐寸工場）又新絲廠（製絲工場）を外にしては四百に充たざる在來の支那農民の居住農耕に從事せるものあるに過ぎず。

最近の調査に依れば城内の人口左の如し。

職業別	人口		備考
	日本人	支那人	
工場事務員	九	—	又新絲廠邦人事務員及其家族
工場職工	—	五九四	又新絲廠　四〇五 有隣公司　一八五
農民	—	三五二	
領事館警察署派出所巡査	一	—	
支那巡捕	—	四	
計	一〇	九五〇	

居留地には領事館警察署派出所を設け、巡査一名を常駐せしめ、四名の支那巡捕を指揮して城內の警察事務を行はしむ。

減水期の重慶朝天門外

領事館

英國は芝罘條約により重慶に其官吏を派駐するの權を得るや、其最初の領事として H. Hosie を派遣し、同氏は一八八二年一月に到着し夫れより英國は此に領事館を開けり。

之れに次ぎ日本佛國米國共に一八九六年以來此に領事館を設くるに至れるか、現在重慶に領事館を置くは次の數者なり。

英國領事館　領事巷
佛國領事館　同
日本領事館　培德堂巷
米國領事館　順城街
獨逸領事館(目下閉館中)　領事巷

官公署

目下重慶にある主要官公署次の如し。

官公署	所在地
鎮守使公署	桂香閣
江防總司令部	同
重慶關監督交渉員公署	大樑子
東川道道尹公署	道門口
巴縣行政公署	鼓樓街
重慶警察廳	中營街
巴縣審檢廳	繡壁口街
四川鹽運使公署	騾馬店
水上警察廳	縣廟街
重慶海關	太平門
印花稅事務所	定遠碑
煙酒公賣局	紫家巷
重慶徵收局	徵收局街
統捐局	常安寺
官產局	徵收局巷
巴縣議事會	鼓樓街
第一區警察署	張爺廟
第二區局	龍王廟街

第三區同	金馬寺街
銅元局事務所	陝西街
重慶衛戍司令部	

郵便電話

重慶に於ける支那郵便局としては、其本局太平門順城街にあり、陝西街、小樑子、十八梯に分局を置く、外國郵便局としては佛國郵便局あり、同國領事館に附設す

支那電報局は中大樑子にあり。

水運

宜昌重慶間

宜昌より三峽の險を遡りて初めて重慶に至る間に汽船の航行を開けるは Little氏にして氏は當初の計畫挫廢せしより十年を經たる一八九六年、時の駐支英國公使 Macdonald の賛助を得、ミシシッピー河のそれに倣ひて上海に於て長さ五十五呎、幅十呎、速力九節、吃水三呎六吋二個の推進機を有する小蒸汽を作り、之を利川號と名づけ、一八九八年二月十五日宜昌を發し、遡江の途につけり。

利川號は石炭を載せたる民船一隻及び支那政府の護衛民船救助船の三隻を率ひて遡り、新灘に至り汽力の外二條の曳綱を用ゐ、一百人をして陸上より曳かしめ、洩灘にても亦曳綱を用ゐ、廟基子灘にては一百五十人をして曳かしめ、新龍灘に至り水深四呎の激流に臨み、二條の曳綱を備へ三百人をして曳かしめ、其一條切斷せしも二條にて辛ふじて灘を越え、三月八日重慶下流七浬の唐家沱に到着し其翌年上海に歸航せり。

揚子江を遡りて重慶に達し、四川の寶庫を開かん事を熱望したる英國人は此擧を見て大に喜び、同年三月十一日に開かれたる上海居留地の納稅者大會に於ては議長バーキルの名を以て之れに祝電を送る事を議決し、又在支英人は此の擧に刺戟せられ、此上流地方の十分の測量をなし汽船の交通を開かん事の爲に次の建白書を時の英國首相兼外相たりし Salisbery 侯に上れり。

西清並に揚子江沿岸に居住する下名英國臣民等は西清と揚子江下流との交通の非常に不便緩漫なる事を閣下に告げんと欲す、此一事は啻に商業の阻碍たるのみならず、會匪に對して適當なる保護の方法を闕如するの故を以て、內地の在留者宣敎師等の生命財產に危險を來せり、而して此缺點は全く重慶府と揚子江の下流との間に定期汽船の航行無きに基けり、從來汽船は宜昌府の上游に在る三峽の險を踰ゆること能はざるものと思惟せられたり、然れども英國の一臣民リットル氏と稱する者今春に汽船を以て其急流を遡り重慶府に達する事を得たり、而して同氏の經驗に依れば汽船を以て

揚子江上游を航行し得べき事を明證せり、玆に至りて先づ宜昌府よりの上游を精細に測量するの必要を見るに至れり、下名等は在清英國臣民の爲めに定期の汽船航行を開かん爲めに隨て西清に於ける英國の商業を發達せしめんが爲めに此測量の得策たる事を閣下に進言せざる可からず。

尙又當時西支那地方調査の爲派遣せられたる英國 Blackburn 商業會議所の視察員は其報告中に於て「我政府は揚子江の上游を測量し、其の汽船の航行する事を明にすべし、而かも其測量は減水の季節に爲すを要す、而して水準一丈を高むる每の江幅、水深、其他形勢を遺漏なくチャートに載す可し」と述べ此に於ける汽船業開始の爲の準備の必要を說けり。

利川號に次で英國軍艦 Wooklark Woodcock 號の遡江あり、更に汽船 Pioneer 號の重慶に至るありしが之より各國續々此に船艦を進め、一九〇〇年十二月には獨逸の商船(三百五十八噸)遡江せしも途中崆合灘にて暗礁に衝突沈沒し、翌年には獨國軍艦〔二字〕號重慶に至り、次で一九〇七年には獨逸の軍艦 Vaiterand 號(二百六十噸)一九一一年には邦艦伏見(百八十噸)、一九一二年には同じく邦艦鳥羽遡江せり。

支那當局は從來汽船の重慶に遡航するを可成妨止せんとするの策を採りしが利川號の航行以來斯くの如き頑迷なる方針を廢し寧ろ之れを助長せんとするに至り、英人側の勸說に基き宜昌重慶間水路の測量及改修に着手し一八九八年以來海關技師 Tyler 及 Donald の二人を派遣して一八九六年九月三十日の地迹の結果による雲陽灘の水路改修をなさしめ航行最も困難なる興隆灘の河底を鑿開し、又新灘の

巨巖を炸藥を以て破壞し、以て汽船の航行に便する處ありたり。

Pioneer號の遡江は此間に用ふべき汽船の構造、航行の方法に關し幾多の實驗と教訓とを與へたるが、兎に角之れによりて汽船航行の十分に可能なる事確められ、爾來之れが計畫を進むる者ありたるが、一九〇〇年には Pioneer 號の船長たりし C. S. Plant 此揚子江上流の航行に特に適せる汽船の構造を案出し、其計畫を發表したるより多數の有力なる支那人の此計畫に贊成する者あり、遂に一九〇八年に資本金二十萬兩を以て、川江輪船公司の成立を見るに至れり、該社の資本中四割は官金の中より支出せられ其殘餘を一般に募集せられたり、斯くてPlant の考案に係る新汽船の建造成り、同船は一九〇九年十月十九日船長 Plant の指揮の下に宜昌を發し、同二十七日に無事重慶に到着したり。

之れ則ち蜀通號にして、同船は二隻より成り、一は機關船一は乘客及貨物を乘する者にして水流の狀況によりて或は並行して進み或は前後して曳くの構造と

佛國軍艦Orl號

す、其長百十五呎　幅十五呎、吃水三呎六吋、兩船同大同長にして、馬力五百五十、速力十五節、積載量五十噸、乘客一等十二人二等七十人を積載し得るものなり、同船は一九〇九年十月九日船長Plantの指揮の下に宜昌を發し、同二十七日無事重慶に到着し、一九一〇年中に十四航海をなしたるが其間僅に一回の事故ありたるのみ、宜昌重慶間三百五十八哩上航八日を要するも、下航は二日を以て足り、從來民船により多大の日子と勞力を費して困難なる航行をなしたるに比すれば隔世の相違あり、爲に四川並に重慶の通商貿易其他に影響を及ぼしたる事尠少ならず、則ち從來此間の民船輸送については四％の保險料を要したるもの、蜀通號の航行により一•五％に引下げられたるが如き其一例とす。

冬期減水期間中は三箇の灘の汽船航行の困難なる個所あるが爲に、繫船停航の止む無く一年中に於て汽船の航行をなし得るは四月中旬より十二月中旬迄の間とす。

蜀通號の成功と共に更に汽船航行を企つるものあり、先づ川江輪船公司は二本煙筒の大型汽船蜀亨號を建造し、然かも蜀通の如き併聯式によらず、普通の河用船の型となし、蜀通の約二倍の積載量を有するものとし、一九一三年六月其第一回の航行をなすに至り、又川漢鐵道創設者の有志相謀り、三十萬兩の資本にて川路輪船公司を組織し、大川、利川の二船を建造し、大川には楚有艦長たりし朱鶴鳴を利川には楚泰艦長たりし馬棘石を各船長として採用し、此間の汽船航行　從事せしめたり、大川號は一九一四年十月處女航をなし其船長一六二呎、速力十三節、吃水四呎、利川も之れと構造を同じうせり。

其後四川瑞豐公司の慶餘、瑞餘の二船の開航するあり、引續き利濟輪船公司、華川輪船公司、利川輪船公司等起り、孰れも重慶宜昌間の汽船の航運を開けり。

瞿唐峽

其後近來に至り外國汽船會社にて此上游地方の航業を開始するもの續出し、日清汽船、美順洋行、怡和洋行、太古洋行、天華洋行等交々重慶航路を開けり、而して一方四川省内に於ける四川軍雲南軍の戰爭年を閲して終熄せず、支那人資本家は動もすれば爲に害を被らんとするにより、從來の支那會社の汽船も一時外國籍に轉じ其保護により航行に從事するに至り、今や此上流地方の航行に從ふものは名義上は全部外國籍なりとす、今一九二一年に航行せる汽船名及其國籍等を擧ぐれば次の如し。

船名	國籍	會社名	總噸數	船長	吃水	備考
吉慶	佛國	吉利洋行	三六六	一六二	五呎六	實は重慶聚興誠の所有
鴻福	同	中法輪船公司	一九八	一二八	四呎八	
鴻江	同	同	一五九	一三〇	五呎八	
蜀亨	同	亨通輪船公司	四九五	一九四	五呎六	
新蜀通	同	亨通輪船公司		二〇〇	八呎	

峽江	英國	怡和洋行				
江慶	佛國	中法輪船公司				
美灘	米國	美孚洋行	三八八	一二五	四呎八	(石油船一九一七年開航)
大來裕	同	大來洋行	三二八	一九〇	四呎八	
大來喜	同	同		二〇五	八呎	
美順	同	美順洋行				
安瀾	英國	亞細亞煤油公司	八八	一八〇	五呎	(石油船一九一七年開航)
安康	同	安利公司	二二九	一二〇	五呎	(實は重慶德厚榮の所有)
隆茂	同	隆茂洋行	六七五	二一〇	八呎	(貨物船)

其後に於て新に此間の航路に於ける汽船次の如し。

會社名	國籍	汽船名	備考
日清汽船會社	日本	雲陽丸(五百噸)	(一九二二年四月より開航)
天華洋行	日本	聽天丸	(一九二二年四月より開航)
同	同	行地丸	天華洋行の汽船四隻は江南造船所へ註文せるものなり
同	同	護法丸	
同	同	宜慈丸	
美順洋行	米國	美・仁	上海瑞容廠に六百噸の汽船を註文一九二二年中に竣工の筈
怡和洋行	英國	福和號	(一九二二年より開航)
太古洋行	同	嘉定號	(一九二二年より開航)

其他英國籍に屬する萬縣號佛國籍に屬する福源、吉慶號等あり。

安利公司　英國　安寧號　（船長一三〇呎吃水一三呎）（一九二二年より開航）

是等汽船の航行は上航に四日を要し、下航に二日を要するを常とす、而して上航には第一日は巫山に第二日は萬縣に第三日は涪州に泊するを普通とし、下航には途中萬縣に一泊す。

掛旗船

宜昌、重慶間を航行する掛旗船（Charterd Junk）の制度は支那の他の地方に全然其例を見ざる特殊の制度にして一八七六年九月十三日英淸間芝罘條約の追加條款たる一八九〇年三月重慶取極書に依りて初めて認められたるものに係り、該協定により定めたる特別旗章を揭揚することにより、舊關及釐金局の管理に屬すべき一般の戎克船と區別せられ、掛旗船として其船舶及積荷は大體に於て汽船及其積荷と同樣新關の管理に屬し、以て諸種の不便不利を免るゝことを得るものなり、尙掛旗船には外人の支那船を雇用せるものと、外人の自ら有するものとの二種あり、其傭用民船卽前者は傭主より所屬領事の傭用證明を添へ海關に屆出て、執照及護照の下附を請ふべく、執照は船舶證書の如く、其船の種類船主、積載量等を記し、護照は船荷證書の如く積載貨物を明記せるものにして此船は他の民船と區別する爲特定の旗幟を掛く、又外人所有船は所屬領事を經て海關に登錄し船牌の下附を受け船の兩側に番號商店名を明記し、且規定の旗を揭ぐ、此の掛旗船は船稅を海關に納め、其輸出入する貨物は凡て海

關の規定に從ひ、沿途支那稅關釐金局は之に課稅することなく、凡て汽船にて貿易すると同一の取扱を受く　而して貨物が宜昌に下り掛旗船より汽船に積み換へ、或は重慶に上らんとして宜昌にて積み換ゆる時には、其の包裝を改造するを許し、商人より各海關に改裝認可證を請ひ檢查官の稽查を經て之を行ふ者とす、現時用ゆる掛旗船は多く四百擔乃至八百擔なれども、時に二千擔に上るものあり又百擔內外のものあり、近年汽船の航行を見るに至りたる爲掛旗船制度の効用は漸く減せらるゝに至りたるが、然かも貨物の種類により民船に積む方有利なるもの、又は汽船に積む能はざるものは依然之れによると共に、冬期の減水期間には汽船の航行なきを以て、此間掛旗船の必要大なりとす。

民船

宜昌重慶を航行する民船は船種船形大小所屬地等により種々の名稱を附す、是等の民船は多年の經驗に依り水路に適する如く作られ、殊に舵機を強大にし且船首に長櫂を備へ、舵機を助くるの構造あり船の大なる者は二千擔を積む可く、小なる者は一百擔內外なり、今著名なる船種を擧ぐれば次の如し。

船名	積載量大數	所屬地	備考
白板麻雀尾	一、〇〇〇―一二、〇〇〇擔	重慶宜昌	掛旗船に用ゆ
收口雀尾	四〇〇	萬縣	掛旗船に用ゆ
南板麻雀尾	一、二〇〇	重慶宜昌	同上

麻陽船	三〇〇—六〇〇	同上	同上
辰駁子	四〇〇	同上	同上

灘を下る貨物船

鰍船	四〇〇	同上	同上
五板子	一〇〇	同上	客船
綉子船	四〇〇—六〇〇	同上	客船
陰陽船	三〇〇	宜昌	一般貨物
烏龜殼	八〇〇	重慶	石炭
馬耳聲	三〇〇	同上	鹽
廠麻口秧子	五〇〇	涪州、萬縣	一般貨物
原板	八〇〇	涪州	同上
舵龍子	四〇〇	同上	米
小表駁子	四〇〇	巫山	一般貨物
鶏兒子	三〇〇	歸州	同上
草菜船	三〇〇	瀘州	菜
毛鰍	一、二〇〇	同上	鹽
鍋鐘頭	一、六〇〇	同上	一般貨物
輾船	四〇〇	同上	砂糖
大河船	六〇〇	敘州	一般貨物
貫牛舵	二、〇〇〇	合州	同上
毛板	三〇〇	同上	鹽

煙火船	二〇〇	遂寧	一般貨物
艙哥	八〇〇	同上	同上
老鴉秋	一、二〇〇	同上	同上
南河船	八〇〇	嘉定	同上
材杆船	二〇〇	同上	同上
百甲頭	三〇〇	同上	米
牛頭船	七〇	眉州	木材
鳥江子	四〇	湖南	米
釣鉤子	一、〇〇〇	同上	一般貨物
表邊子	四〇〇	同上	同上
麻秧子	六〇〇	同上	木材
牯牛船	四〇〇	雲南	鹽

尚之れが爲に要する水夫及曳夫の數次の如し。

	上航 水夫	上航 曳夫	下航 水夫
二百擔船	六人	二〇人	二〇人
三百擔船	八人	三〇人	三〇人
四百擔船	一二人	五〇人	三〇人
五百擔船	一五人	六〇人	四〇人

七百擔船	一七人	八〇人	七〇人

曳夫は上航の際曳綱に從ふ者にして、大灘に至れば其地方に在る曳夫を別に傭用す、固より是等の數は水量により增減すべし、大船は一年に一回上下するを常とし、之に次ぐ船は二三回上下す、尙三峽の間に於ける航行に從ふ民船數は約一千隻なるべしと。

重慶宜昌間の航行日數は其水量船の大小により常に遲速あり、且つ風向風速も之に關係す、上峽風は五月より吹き十月末に止むを常とし、夔州府上流は四時多少の風力あり、帆を用ひ得べしと云ふ、概して上航は三、四、九月を良期とし十、十一、十二、一、二月之に次ぐ、五、六、七、八月の間には水夫曳夫の經費倍蓰し、且上航不能の時もあり、上航下航日數の大數を擧ぐれば次の如し。

	上航日數	下航日數
增水期	一月—一月半—三月	七日—八日
減水期	三十日—三十日內外	八日—十二日

救助船及民船遭難數

紅船と稱する官に於て備へて、江中難破船の救助に充つる輕舸あり、紅く船體を塗れるを以て紅船と名く、成都より宜昌に至る間沿岸府縣及び險灘所在の地、若しくは其最寄の津驛に大抵若干隻を準備し、江客の請求ある時、或は難船等に際して之を發する者とす、桅の長さ殆ど船に等しく、故に激流急灘に當りても、能く船體の廻轉するを免る、且つ船體輕小なるを以て、駛走快速なるのみならず、

操縱自在の爲め又能く暗礁岩嘴等を廻避するを得るなり、水手は悉く官兵にて、一隻の乘組四五人を
なす、雇賃に就ては別に制規なく雇用者より水兵の員數雇用の日數旅程の長短等を按じ、隨意に酒錢
として金員を給與するの例なり、紅船は成都宜昌間にも備へ付けらるれども、實際其必要を感ずるは
重慶以下に在り、本船の制度は咸豐四年新灘附近の商人李運魁なるもの、主唱創始したるものゝ由に
て現在三陜を通じて約四十隻の紅船ありと。

三峽の險は由來航行の險を以つて稱せらるゝ處にして民船の遭難する者少からず其一班次の如し。

年次	遭難民船數	濕貨件數	漂流件數
一九一四年	二八	三、六六四	一七五
一九一五年	一〇	一、三七八	一

備考）遭難地點は新隆灘を最も多しとす

船幇

三峽を上下する民船の船頭は四川、湖北人を最も多しとす、三峽を上下する民船の船幇即ち船頭の
同業組合左の如し。

宜幇	宜昌人	渝幇	重慶人
廟幇	黄陂人	臨撫幇	江西臨江撫州人
州幇	歸州人	浙幇	浙江人

萬　帮	萬縣人	廣　帮	廣東人
雲陽帮	雲陽人	保　帮	保寧人
開　帮	開縣人	漢陽帮	漢陽人
忠　帮	忠縣人	外　帮	外國商人に專屬するもの

重慶上流

重慶は揚子江下流地方との水運の便ある外、其上流又は支流地方との水運の要衝に會す、重慶と奥地地方との水運は岷江、沱江、嘉陵江によるものにして、共に小蒸汽船及民船を通ずべし、右の內岷江は重慶より瀘州、叙州、嘉定を經て成都に至り、成都より更に灌縣に達するを得べく、沱江は瀘州富順、內江、資州、簡州を經て石橋井に及ぶべく嘉陵江は合川、順慶、保寧を經て廣元に至るべし、是等諸江に於ける水運の狀況次の如し。

岷江

本江は夏期增水時叙州より百六十五哩を距る成都迄小蒸汽船を通じ、更に其上流百二十支里なる灌縣迄小舟を通ずべし。

一、汽船　一九〇一年九月英艦 Woodcock 號叙州の上流百三哩なる嘉定迄遡江したるより、次いで英艦金沙號、佛艦オーレリー號亦遡江せり、これより汽船の航行自由なる事確められ、次第に其の計畫をなすものを生じ、瑞慶輪船公司、裕通輪船公司、華川輪船公司、慶吉輪船公司、裕通運轉公司等

本江に於ける汽船業に或は着手し或は計畫する處ありたり、然るに近年は四川省内戰亂絕えざる爲支那汽船は孰れも休航し、目下は隆茂洋行所屬船の重慶、叙州、嘉定間を航行するあるのみ。

一、民船　岷江を來往する民船には次の種類あり。

船種	長	幅	積載量
大四艙掛子船	一〇〇尺	二二尺	六〇〇擔
三艙掛子船	八〇	一〇	五〇〇
三艙小掛船	七〇	一〇	四〇〇
大南河船	八〇—九〇	九	五〇〇
五板船	四〇—五〇	七	一〇〇
小南河船	七〇—八〇	七—八	四〇〇
麻陽船	一〇〇	一三	六〇〇
小牛頭船	三〇	五	七〇—一〇〇
毛蓬船	五〇	七	一三〇

岷江の民船

其他尙次の種類あり。

船種	積載量	船種	積載量
柔杆船	二〇〇	百甲頭船	二五〇

大河船	六〇〇	草菜船	三〇〇
毛鰍船	一、〇〇〇	鍋鏟頭船	一、五〇〇
䑼船	三〇〇	竹筏	―

沱江

沱江は河幅陜く水量乏しく舟楫の便多からざるも、尙瀘州より二百哩を距つる焦沙尾迄民船を通ずべく、更に夫れより九十九支里を距る德陽縣迄小舟を達せしむる事を得べし、本江は簡州の上流十哩なる石橋井迄小蒸汽船を通じ得べしと稱せらるゝも未だ汽船の本江を航行したるもの無く、現在は次の各種の民船其航運に從ひつゝあり。

船種	積載量	備考
柳葉船	五〇―七〇	客船
小河船	三〇	客貨船
金銀船	一〇〇	砂糖船
秋々船	一〇〇	砂糖其他の貨物船
秋子船	三〇〇	一般貨物船
沖鹽船	四〇〇	一般貨物船
爪皮船	三〇〇	同
歪尻股船	鹽一載	鹽運搬船
木板船	二〇	客貨船

嘉陵江

嘉陵江は河幅狹きも水量多きを以て水運の便多く、民船は重慶の上流三百五十二哩なる陝西省略陽迄通ずべく、汽船は合川、順慶に達せしめ得べし。

一、汽船　英艦 Woodlark は一九〇二年七月重慶より上流六十五哩なる合州迄遡れる事あり、慶吉輪船公司其他本江に於ける汽船の船行を計畫せるものありしが現在に於ては汽船の本江を通ずるものなし。

一、民船　民船の航行は盛にして本江の航運に從ふ民船には次の種類あり。

船種	積載量
毛板	三萬斤
燕尾	三、四萬斤
扒杷	一萬斤
鰍子	二、三萬斤
老娃邱	四萬—六萬斤
三板	六、七千斤
半頭	二萬斤內外

船種	積載量
五板	一萬五千斤內外
舵龍	七千斤
桃子船	一萬五千斤
州帮	五萬斤
强半	六萬斤
机槳船	四千斤
檻載	三千斤

出入船舶數

尙近年に於ける海關經由重慶港出入船舶の統計を揭ぐれば次の如し。

年度	汽船 隻數	汽船 噸數	帆船 隻數	帆船 噸數
一九一七	一一三	三一、一一七	一七、二二二	八〇、三二七
一九一八	四二	八、六九四	一、三六二	六〇、九九六
一九一九	二二〇	五八、七二八	一、六一九	七四、二八九
一九二〇	二七三	七三、七五八	八六三	四〇、七五七
一九二一	三六七	一三三、〇九八	九四九	四七、〇九七

一九二一年に於ける出入船舶國籍別を見るに、米國船九十九隻、三萬三千九百九十二噸、英國船百十五隻、四萬五千七百三十二噸、佛國船百五十二隻、五萬三千三百四十噸、支那船一隻三十四噸の割合なり、但し右の內佛國船は全部支那船が一時國籍を借りたるものに係る。

渝行

重慶にある外國船舶業者にして、掛旗船による重慶と下流各地間との貨物の爲め船舶雇用、通關手續其他運輸に關する一切の事を周旋するものを渝行と稱す、渝行とは卽ち四川出入貨物回漕問屋の謂にして、其名稱は重慶の別名渝城より來りしものなり。

其の起源は今より四十年前、米人 J. Stant なる者、宜昌、重慶の兩地に公泰渝行を設けて、運輸業務を開始し、子口半稅單の下に四川内地に貨物を輸送せしに始まる、次で招商、太古、怡和の三會社も漢口宜昌間に航路を開くと共に之に倣ひ渝行を設け、四川出入貨物の接續を掌らしめたり、其後立德、大阪、美最時の三渝行新に斯業に從事せしかば、前後併せて七渝行を數ふるに至れり、元來渝行は掛旗船により且子口稅單を利用するものなる關係上、外國汽船業者に限らるゝも、招商局は特別の取極により、外商と同一の特典を保有す、而して是等渝行は各會社の直營するものに非ずして、全く別個のものにて其間には損益の關係なく、各自獨立營業す、只各汽船會社は之を自己に專屬せしめ、上下貨物を自己の會社に收集せしむるを目的とし之れが爲めに、汽船會社より其設立當時資金として數萬金を低利若くは無利息にて貸與したるなり、其結果之れが代償として渝行にて收集せる一切の貨物は、荷主にして急速を要するか、若くは特別の事情あらざる限り其屬する汽船會社の所屬船の外他船に積み込むを禁ぜり、然れども先年來三公司卽ち招商、怡和、太古の三會社聯合し、共同計算を用ひたる時にありては是に隷屬せる三渝行間には亦相互に積載し得ることゝなれり、今各會社渝行の成立時期及其汽船會社より貸與せられし資金等を左に揭ぐべし。

招商渝 元復號と稱し今より三十餘年前の開設に係る、始め招商局より四萬兩を貸與せしも業務盛ならず、三年にして二萬兩の缺損を生ぜしかば、一八九二年殘餘の二萬兩を返還し、之を閉ぢ新に招商

滊を起し資金として銀二十萬兩を招商局より借入れ營業し以て今日に至る、本行は一方官憲より特別の保護を受け阿片税の如き往々川東道臺にて立替へしかば、他の滊行に比し利便を受くること大に、基礎頗る强固となれり、現今業務の繁盛なること其右に出づるものなし。

太古滊（英商）怡和洋行は始め公泰滊　して代理せしめしも、一八九六年別に怡和滊を設立し、資金として四萬兩を貸與し營業せしめしが、資金に不足を生じ充分活動するを得ざりしかば、五年の後更に二萬兩を貸附せりと云ふ。

大阪滊　大阪商船會社にて一八九九年四月漢宜航路開始以來、立德滊をして滊行事務を行はしめしも其成績可ならざりしを以て、一九〇二年秋之を解き黄献等をして大阪滊を開き、本社より二萬兩を貸與し貨物の收散を司らしめ、其後之れを日清汽船會社に引繼げり。

美最時滊（獨商）一九〇二年吳昕橋なるもの、美最時洋行より銀五萬兩を借り、美最時滊を開きしも、美最時洋行の信用厚からず、且汽船美有號屢々缺航するを以て、市人之に貨物を積載するを欲せず、從つて萎靡甚だ振はず、歐洲戰爭前既に美有號は休航せしを以て同滊行も一時閉鎖せり。

公泰滊（米商）此の滊行は滊行としての歷史最も古く從つて信用厚く、其業務は、三公司滊及大阪滊に次ぎ、上海より棉糸棉布を仕入れ、掛旗船により輸送するを專業とせしが、先年遂に廢業せり。

立德滊（英商）英人 Little 氏の經營せるものにして專ら自己の商品を輸送せしめんが爲に、一八

九一年設立せるものなり、其後一時大阪商船會社より銀一萬兩を借り、同社の貨物集收に務めしが、現今は唯重慶外人及英國軍艦の依賴により日用品を運送供給するに至り業務甚だ微々たり。

是等渝行の取扱ふ事務は次の如し。

一、一般報關行の事務を取る

二、稅金運賃其他中途の費用の立替を爲す

三、汽船會社との積荷の聯絡をなす

四、掛旗船の雇入

川漢鐵道

早くより計畫せられたる漢口成都間の川漢鐵道は、重慶を其中間に於ける重要地點とする豫定なり、抑も川漢鐵道の計畫せられたるは甚だ古く、英佛資本家が西部支那の寶庫四川省に至る鐵道敷設につき計畫する處あるや、當時利權の外人に歸するを極端に排斥したる時代なりしより、時の四川總督錫良と湖廣總督張之洞とは相諮つて、自ら之れを敷設せんと計圖し、遂に四川湖北兩省の省辦として本鐵道を布設するの許可を得たり、之れ實に一九〇三年の事に屬す、其計畫五千萬兩の資本を集め、漢口成都間一千二百三十哩を五箇年間に竣工せしめんとするにありしが、集資意の如くならずして事業

は毫も進行せず、依つて其四川部は一九〇八年商辦に移し、四川鐵路公司なる民間の會社を起し、之れをして専ら本鐵道の四川省内の部分の布設經營に任せしむるを事とせり。

斯くて四川鐵路公司は先づ宜昌夔州間より工事を開始するに決し、一九〇九年十月宜昌に於て起工式を行ひ、詹天佑を技師長に任じ工を督せしむる事とせり、然るに其後工程意の如くならざるに當時粤漢鐵道借款に關し英米佛獨四國資本家の抗爭あり、結局四國資本團協調して之れが借款に應ずる事となりしが、種々の關係より川漢鐵道敷設資金をも加へて六百萬磅の借款契約を締結し、之れより川漢鐵道も四國の資本により其監督指導の下に屬する事となれり、然れども四川に於ては本鐵道は民間會社の企業に屬せしより政府としては先づ之れを國有となすにあらざれば借款團との契約を充す能はざりしを以て、一九一一年清朝は遂に本鐵道の國有を斷行せんとするに至れり、四川省民は此政府の決定に服せず飽く迄民有を主張し、遂に叛亂を企つるに至り、惹いて革命起義の近因ともなり、清朝より之れが善後事宜の交渉を命ぜられて四川に入りし端方は、途上に於て殺害せらるゝの悲慘事をも生ぜり。

斯くて清朝時代に計畫せられたる本鐵道國有問題は不成功に終りしが、民國に入りし後も此方針繼續せられ、一方四川省民も此度は敢て强硬なる反對をなさず、一九一二年四月の四川鐵路公司株主總會に於ては國有の議を承認し、程德全、趙熙、劉聲元、熊成章、李肇甫等の五人を代表に擧げ、北京に赴き交通部と交渉して讓渡條件を決せしめ、該契約は同年十一月十三日を以つて大總統の裁可を得

るに至れり、夫れより此契約に從ひて清算をなし一九一四年九月引繼を完了せり。

其契約に於ては四川鐵路公司が創立以來八年間に費消せる經費を一千二百六萬兩と算定し、之れを年利六分の公債に換へ、政府は十五箇年間に其償還を終る事とせり、其費せる經費の費途は次の如し。

土地購入費	三〇〇、〇〇〇兩
材料購入費	二、〇〇〇、〇〇〇
工事費	五、二〇〇、〇〇〇
一般經費	二、四〇〇、〇〇〇
利子支拂	一、〇〇〇、〇〇〇
成都鐵道學校費	六〇〇、〇〇〇
合計	一一、五〇〇、〇〇〇

本鐵道は元漢口を起點とする計畫なりしを四國借款成立後起點を京漢線の廣水驛に變更し、襄陽、荊門を經て荊州に至り、宜昌に接續する事に改めしが、其後更に此區間の分擔者たりし獨逸技師測量の結果、漢口を以て起點となし、應城、當陽を經て宜昌に達せしむる事とせり、宜昌よりは揚子江の流に添ひ、夔州、萬縣、梁山、墊江を經て重慶に出で、永川、資州を經て成都に達する豫定なり、但し四國借款團との契約は其夔州に達する迄の間にして、漢口、宜昌間は獨人技師長、宜昌、夔州間は米人技師長の分擔に屬する事となり居れり、現に漢口、宜昌、夔州の間は夫々擔當者により測量を終り、又夔州重慶間も精細なる測量成り、重慶成都間も米國人技師の手により測量濟なり。

貿易

四川省は支那の寶庫と稱せられ、揚子江下流諸港の外國貿易の爲に開かるゝや、此を通じて海外に輸出せらるゝ商品中には四川省に產出せるもの多く、又外國商品の通過貿易の形式により四川に轉輸せらるゝものゝ巨額に上れり、卽ち Hosie の記述する處によれば一八七五年には約四〇、〇〇〇磅以上の外國貨物漢口より四川に送られ、更に一八七六年には一六〇、〇〇〇磅、七七年には二九〇、〇〇〇磅に增加せりと云ふ、一八七七年宜昌港開かれたるが爲四川行貨物は宜昌より積送せらるゝを便とし、一八七八年以來此方法により同年四、〇〇〇磅の宜昌より四川に轉輸せられたる貨物ありしが、漢口よりするものは毫も減せず、却つて四〇〇、〇〇〇磅に增加せる有樣にして、爾來宜昌、漢口兩港共に歷年其四川に輸送する貨物の額を增加したりしが爾來次第に四川貿易は宜昌に移り、一八八四年には漢口三四、〇〇〇磅、宜昌二六〇、〇〇〇磅なりしが、一八八八年には宜昌五四七、〇〇〇磅、漢口二五〇、〇〇〇磅の數示を示すに至れり。

斯くの如く四川省の外國貿易に於ける地位の重要なるより、英國は芝罘條約締結に際し、重慶の開放を要求し熱心之れが貫徹に努めしも、支那容易に之れを諾せず、遂に英國も其官吏を此に駐在せしむるを以て滿足し、重慶の開放は他日を期する事とせしが、只此條約の第三章に於て內地通過稅問題の

決定をなしたるは、四川省の如き未開地に外國商品の重稅の負擔なく販售せらるべき途を開くに於て大なる効果あり、之れが爲に四川に對する外國品の輸入を容易ならしめたる事大なり。

芝罘條約に於て揚子江上流に於ける汽船の航行を見るを俟ち重慶の開放を議すべきを定めたるより英人 Little が此條件を充たさん爲に、汽船の航行を開かんとして努力したるは前に記したるが、兎に角其結果重慶は一八九〇年より事實上に外國貿易の爲開かるゝに至れり。

重慶は揚子江上流の咽喉を扼し四川省の門戶の地位を占め、地の利其宜を得たれば、古來此地方に於ける重要市場なりしが、其外國貿易に開放せられたる結果は、四川省の貿易は全然揚子江によりて行はるゝ事となり、從來の如く雲南省を經るの貿易路は自然其價値を減ずるに至り、其結果重慶は益益四川省貿易に於て重要なる地位を占むに至れり。

重慶の貿易額は開港後次第に增加し來り開港當時の輸出入の總額は三百萬兩に達せざりしが、近年は三千萬兩に上り、此一兩年は四五千萬兩に達せり、今近年の貿易統計を示せば次の如し。

	輸移入		輸移出		輸移出合計	再輸移出	金銀		內地出入貨物	
	外國より	支那諸港より	外國向	支那諸港向			輸移入	輸移出	入	出
一九〇八	二八、八九八	一七、九七三、九九九	一六、九四〇	一三、九七三、一五八	三一、一八〇、九九五	七、五八五	—	五七六、一九三	三、四二八、四九四	—
一九〇九	二四六、四〇九	一八、〇四一、〇六八	一三、二四五	一四、一六三、九一三	三一、四六四、六三五	五三七	一八、三六九	三四一、五三六	三、六五九、八九四	—
一九一〇	四一七、〇〇一	一六、四〇〇、八五八	一九、一五七	一五、四七一、八一七	三一、三〇八、八三三	二、八一〇	四、八四〇、六一四	三三一、八五一	三、二六三、三一〇	一七、三一九

一九一一	二七八、二四二	一八、七九二、三九三	一七〇、七三二	九、八八八、八四四	二九、一四〇、二二一	一、〇三九	一五、〇六二	[illegible]	五、三九一、七一二	[illegible]
一九一二	四五八、〇二二	一五、三三五、九四七	一、一八七	一一、〇七七、三三〇	二六、八七三、四七五	一、六〇八	二、九五六	一、八五六、一八三	七、一五三、二六六	—
一九一三	七七八、四三五	一七、二〇四、〇九一	七七、一三二	一三、〇五五、四九〇	三〇、一一五、一四八	五、九六六	五二、〇〇〇	三七、[illegible]七一	五、五五五、三四八	—
一九一四	一、六七三、六四一	三一、一〇八、五五九	九三、二三三	一三、七八五、九五五	三七、六四一、三八八	九、一八〇	二五、八五九	一、一〇三、〇八九	九、〇二〇、五〇一	—
一九一五	七〇六、一七四	一八、一六九、四〇四	九三、〇七五	一六、四四四、一八五	三五、四二三、八三八	四〇六、五〇三	二、二二六、一一〇	一、一三五、三七五	八、七九三、八〇三	—
一九一六	四七六、九三三	一四、六九二、九〇五	一九三、六六二	一七、六〇九、七五二	三二、九七三、二五一	一〇三、四七七	二、六三八、七〇八	三九四、七七〇	九、三九一、七九三	一三、九六七
一九一七	六九七、一七〇	一八、三九八、五二四	二五五、五九四	一四、七八二、九三一	二四、〇七四、二二九	四八一、六八六	一、〇四六、一八三	六七三、七三一	八、七四九、二一一	—
一九一八	四三七、五一二	一四、八三四、六九九	二〇七、〇七七	一四、六六五、五五三	三〇、一四四、八四〇	四五、〇八三	一〇、〇〇〇	四、一五一	六、四二三、六六〇	五三、七六四
一九一九	六七四、五八六	二四、二三五、六七三	三三一、三八八	一六、三三四、六五四	四一、五七六、三〇一	三、九六九	二四、四五六	一、七八三、二九〇	一三、六一二、四七九	九三、四〇九
一九二〇	五四三、四四七	二三、二五一、五一八	一七四、三六〇	一三、三八〇、四三七	三五、四四九、七六二	二〇、二五三	七、九五〇	二、〇〇四、二〇五	一一、四四四、五一〇	四九、八三四
一九二一	六六二、八二五	三三、九八九、二八五	四六二、二四七	一八、〇一七、八六三	五三、一三二、一八三	一五、六七三	—	—	—	—

一九二一年貿易狀況

總　說

民國の第一革命以來軍界の絕えざる爭擾と、之に伴ふ軍費の誅求と、匪徒の刧掠とは四川省民をして常に疲弊困憊せしめつゝあり、是省民をして自治を叫ばしめ、或は過激思想を胚胎せしむる所以にして、一面亦四川貿易の發展隆盛に對し甚大なる支障を與ふるものなるは疑ふべからざる事實なり。

一九二一年（以下本年と稱す）の四川經濟貿易界を瞥見するに、本年前半期に在りては四川軍界の爭

擾漸く小康を得、一方土匪の討伐行はれ、內地交通稍々安全となり、且農作物は過去數年に無き豐穰を傳へられ、民狀漸く安定せんとするの時に當り、軍界は八月に入り再び兵を起して湖北自治援助の軍を出すに至りし爲、一般經濟界に著しき影響を與へ、就中金融界は省民より徵收せし軍費の省外流出(現銀の儘にて)に因りて甚しく逼迫の情勢を招致せしが、時恰も仲秋節に際せしことゝて、之が爲金融の道を失ひ決濟不如意に陷り、遂に店舖を倒閉するもの等頻出し、一般商民の困難名狀すべからざるものありき、此秋に當り重慶にては信託票と稱する一種の信用手形(約六十萬元に相當する)を大中、老和、聚興誠の三銀行及四錢莊に發行せしめ、以て一時の救濟に資せしも、其效果微溫的にして市場の蕭條を挽回するに至らず、之に伴ふて貿易界も亦緩漫不振の狀を呈するに至れり。

斯る時期に際し偶々重慶にては外國汽船に對する抵制事件を惹起して、益々經濟及貿易界を困惑せしめたり、由來宜昌重慶間の水路は長江の上流區域に屬し、其中間には所謂三峽の險を首め六十餘箇所の急灘ありて頗る難航路と稱せられ、汽船の航行少かりしが近年航路の研究と相俟て就航汽船の激增を見るに至れり、然るに該水道は狹隘且急奔なる爲高速汽船は其浪に因りて民船を沈沒せしむること漸く多く、民船業者の反感日增に激甚を加へつゝありしに際し、援鄂四川軍輸送中の民船も亦上下航汽船の爲浪沈せられたるもの多數を算せしかば、該浪沈事件は四川軍政側及一般省民等の激越なる惡感を喚起するに至り、殊に重慶學生界に於ては外交後援會なるものを組織して、其對抗策に腐心し、

遂に航行汽船に對し貨客を搭載せしめざること、石炭其他一切の必需品を供給せしめざること、船内使用支那人をして罷業せしむること等の報怨的手段を厲行したる爲、外國汽船は自九月下旬至十月下旬約一箇月餘に亙りて、航行停止の餘儀なきに到り爲に貿易界に一頓挫を來さしめたり

以上の如く本年の貿易界は下半期に入りて、兵馬倥偬と外國汽船の抵制事件とに禍せられたるに拘らず、重慶の輸出入貿易總額は五千二百十一萬五千餘兩の多きに達し、之を前年度に比すれば約千七百萬兩の増加にして、異常の好成績を示せり、今重慶に於ける最近三年間の輸出入貿易額比較を示せば左の如し。（單位兩）

輸入　外國品

國別	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
外國及香港より	六七四、五八六	五四三、四四七	六六一、八一五
支那諸港より	九、七一七、二七八	八、三四〇、二六五	一一、八七四、一八五
小計	一〇、三九一、八六四	八、八八三、七一二	一二、五三六、〇〇〇
外國及香港へ再輸出	—	—	—
支那諸港へ再輸出	三、五〇九	一六、〇四一	一三、四五〇
小計	三、五〇九	一六、〇四一	一三、四五〇
外國品純輸入額	一〇、三八八、三五五	八、八六七、六七一	一二、五二二、五五〇

支那品

支那諸港より輸入	一四、五一八、三九五	一四、〇一一、二五三	二一、一一五、〇七三
外國及香港へ再輸出	—	—	—
支那諸港へ再輸出	四六〇	四、三一二	二、二二二
小　計	四六〇	四、三一二	二、二二二
支那品純移入額	一四、五一七、九三五	一四、〇〇六、九四一	二一、一一二、八五一
輸出			
支那品香港及外國へ輸出	三三一、三八八	一七四、三六〇	四六二、二四七
同支那諸港へ移出	一六、三三四、六五四	一二、三八〇、四三七	一八、〇一七、八六三
輸　出　合　計	一六、六六六、〇四二	一二、五五四、七九七	一八、四八〇、一一〇
重慶貿易總額	四一、五七六、三〇一	三五、四四九、七六二	五二、一三二、一八三
重慶純貿易額	四一、五七二、三三二	三五、四二九、四〇九	五二、一一五、五一一

輸入貿易概況

本年の貿易界は著しく興盛の象あり、今其重なる輸入品に就て撿すれば左の如し。

生金布(無地)　輸入高七萬六千七百疋に達し、之を二〇年度に比すれば二萬三千餘疋の増加にして本品は逐年増加の道程を辿りつゝあり。

晒金巾(無地)　輸入高二十二萬八千六百疋に達し、之を前年度に比すれば約八萬五千二百疋の増加を示せり、尙本品の本年度に於ける奥地筋への移入高は七萬餘疋の多きを算したりしが、本品の內地

筋に於ける消化區域は漸次擴大せられつゝあり。

雲齋布　輸入高二萬千七百疋の多きを示したりしが、之を前年度に比すれば二倍强の激增なり。

更紗　輸入高三萬三千三百疋に達したりしが、前年度の一萬八千疋に比すれば二倍弱の增加を示せり。

染色綿布　は綿イタリヤン綿ヴエネレアン及綿毛織物の三種に分たる、本年度に於ける本三品の輸入高は六萬三千三百疋にして九年度の三萬八千七百疋に比すれば二倍弱の增加なり。

染綿織絲　の輸入高は三十一萬九千七百碼にして、前年度の十三萬二千五百碼に比し二倍强の增加を示せり。

綿織絲　印度綿織絲の輸入高は四萬千六百擔にして、前年度より二萬七千擔の減少を示せり、日本綿織絲の輸入高は一萬二千二百擔に達し、之を前年度に比すれば千五百擔の增加にして、二〇年五月の日貨抵制風潮發生以來激減したる本邦品は、本年に入りて再び擡頭し來れるを見るべし。

本邦製藥　の輸入高は一萬六千元にして、內仁丹一萬千百二十五元賣藥類四千八百七十五元の割合なり、之を例年の輸入高に比すれば約三分の一に過ぎずして、著しく減少を示せり。

輸出貿易概況

本年度の輸出貿易總額は千八百四十餘萬兩を算し、之を前年度に比すれば約六百萬兩の增加にして、

本年の斯界も亦異常の好況を呈せり、今其重なる輸出品に就て觀れば左の如し。

豚毛　輸出高(黑毛白毛を合せたる)は一萬擔に達し前年度と略同額なり。四川省産豚毛は毛長く且毛質强靭にして光澤に富み、品質頗る良好なりと稱せらる、されば本品は漸次世上に重ぜらるゝに至り今や世界的商品として盛に歐米各國の需要を喚起しつゝあり。

山羊皮　輸出高は二百十四萬千四百餘枚を算せしが、之を前年度の八十萬六千枚に比すれば約二倍半の增加ありしを見るべし。

本品は省內到處に產せざるはなく、今より二十數年前の本品輸出高は僅に五、六千枚に過ぎざりしが、近年異常の增加を示しつゝありて前途益多望なるものゝ如し。

苧麻布　苧麻は省內到處に產す、其品質良好にして聲價高し、麻布は則ち本品に加工したるものにして、本年の輸出高は一萬二千擔に達し逐年著しく增加の傾向を示しつゝあり。

五倍子　は五倍樹の果實より採取せらるゝものにして染料及藥用に供せらる、本品亦本省主要產の一にして本年度の輸出高は一萬四千三百擔に達し、前年度より二倍弱の增加を示せり。

大黃　藥用及染料に供せらる本品本年度の輸出額は約七千擔にして、前年度の一萬千餘擔に比し激減を見たり。

藥材　本年度の輸出高二百二十萬兩內外に達し、之を前年度に比すれば約六十萬兩の增加にして、

本品も亦本省重要輸出品の一たるを失はず。

生絲　本年度の輸出高は一萬九百擔に達したりしが、內四千四百擔は機械製絲にして、他は四川在來の土法（大車繰と稱する）に依りて製せられたるものなり、本品の原料たる繭の年產額は二百三、四十萬斤內外にして、本省に於ける斯業は前途益多望なりと期待せられつゝあり。

石炭　は本省各地に產し當港に於ける重要なる輸出品の一なり、本年度に於ける本品の輸　高は千七百噸にして、之を前年度に比すれば八百噸の減少なるも、一九年度に比すれば約二倍弱の增加を示せり。

最近三年主要輸出入品額對照表

輸入品

品名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
外國品　生金巾(無地)	疋	六〇、五六二	五三、九六八	七六、七七九
晒金巾(無地)	同	二一三、三五八	一四三、四三三	二二八、六八二
雲齋布	同	一三、八五六	九、五九三	二一、七五六
更紗	同	二〇、二五八	一八、〇八四	三三、三七四
綿イタリアン(無地着色)	同	三五、三六一	一六、二八二	三五、六八九
綿ヴエネシアン(同)	同	一一、七七七	一四、二〇五	一八、七九〇
絹毛織物(同)	同	一一、八九二	八、二六七	八、八八四

品名	單位			
染綿織絲	碼	二二四、〇二九	一三二、五二七	三一九、七六六
天鵞絨、綿天鵞絨	同	一八〇、七二一	九〇、五三二	六四、九一四
綿織絲(印度製)	擔	八二、五二四	六八、六六七	四一、六七〇
同　(日本製)	同	五、五二八	一、五四〇	一二、二一五
支那品 雲斎布(綾木綿)	疋	三五、九二〇	二八、五三八	六一、五六〇
支那木綿(土布)	擔	一六四	一、二四四	二、四四七
同珍柄木綿	疋	六八、〇六〇	一五、〇一五	二九、六九九
同綿織絲	擔	一九八、〇六六	一六八、一八三	二八八、四五七
外國品 眞鍮及黄銅製品	同	一五八	一〇	三〇
銅塊	同	八、六二三	二三、二四一	一六、八二一
銅製品	同	三八	五五	三九
條	同	一五三	五〇八	一、〇五三
礫狀鐵及斷線	同	一、一一五	一、五〇〇	一、三五〇
釘及リベツト	同	二、五六三	二、〇〇〇	一、七六一
薄板及板	同	四七	四二六	一、一三一
線	同	九六	五九	三六五
其他鐵製品	同	一〇五	九四〇	七三〇
鐵及軟鋼(古)	同	一二六	三〇	三〇
薄板	同	一九五	三〇四	二五三
線	同	一、三五〇	一、〇二四	三八六

品名	單位			
錄索	擔	四七三	二、四七四	一、〇六四
鉛	同	五九五	三二九	四一三
ニッケル	同	五〇五	一五四	—
水銀	同	八	一四	—
銅製品	同	一、八五二	八二一	一、八七一
錫錠	同	一、八九九	一、一九八	一、〇一八
錫板	同	一、三六九	四、六九七	三、二〇一
亞鉛薄板	同	—	二	三
支那品鐵條及鐵釘	同	八五	一五一	一二八
同銑鐵	同	一、七四八	一、八八二	二、五四七
同鐵薄板及鐵板	同	—	三五一	二二二
其他鐵製品	同	二八六	一、一六八	七一二
支那水銀	同	二一	一七	—
同錫錠	同	七〇	二五	—
外國品海參	同	一、八二四	九五九	二、四〇〇
硼砂	同	二五二	二五	一一三
白荳蔻	同	一、七二六	八〇四	一、三〇〇
紙卷煙草	千本	三〇、八九八	一四、一八六	一五、七七六
染色アニリン	兩	三一、六〇一	六三、一〇九	一四二、二七〇
人參(日米)	斤	一八、八九六	九、二八七	一一、〇一七

ランプ及附屬品	兩	九二、六六三	二二、二一八	八四、〇七九
藥材	同	一四三、七〇四	五六、五八〇	九八、九三八
石油（米）	「ガロン」	一、七四五、四六〇	二、一四五、五六九	二、三七三、五〇五
同（スマトラ）	同	八八三、九九〇	三〇八、七〇〇	八一、三五〇
胡椒	擔	二、四一五	三、六三九	四、三〇八
香水及香油	兩	五〇、一九九	一三、二四九	三二、七六四
昆布及海草	擔	二二、二九二	五、一七〇	一六、〇三九
曹達	同	三、七七八	一四、四六〇	一六、五二四
洋傘及日本傘	本	一三三、九四五	三四、一五三	一〇〇、八四二
支那產白明礬	擔	二七	三一〇	五四
亞砒酸	同	六七	一六五	一四五
茯苓	同	六、〇五一	一、四四二	三、九二八
磁器	同	八、七一四	九、四一七	一二、一一二
紙卷煙草	同	四二一	九五二	四四四
棉花	同	一四、六六六	一六、四三五	一九、八三〇
藥材	兩	三一九、五五二	一四六、五三一	三七四、六八九
白銅煙管	本	七七、八〇五	三六、二五九	三〇、七五六
絹布	擔	三一三	二一四	二七二
化粧石鹼	兩	一一一、二七三	四三、四二九	五二、六一三
綿製靴下	打	三七、〇〇一	三一、九九八	一二五、二六一

輸出品

品名	單位			
眞鍮及銅製品	擔	一〇〇	二一一	一
鉛	同	二九八	八〇〇	一二九
水銀	同	一	一	九八
豚毛(黑)	同	九、六五一	八、六三三	九、〇一〇
同(白)	同	一、六三四	一、五三〇	九九八
辰砂	同	二	二	一
石炭	噸	九七〇	二、五一〇	一、七二八
羽毛(鷲及鷄)	擔	五、四四八	三、四八七	二、七五三
椰子及纖維	同	一〇、一四〇	六、六八九	五、九六八
大麻	同	二九、五六七	二〇、六二〇	三八、七六八
菌	同	五、二六四	一、四七七	五、六四六
苧麻布	同	六、五四八	八、〇〇九	一二、〇二七
獸皮(牛及水牛)	同	五一、八六七	二四、四九四	一五、四三〇
腸	同	三、八五三	三、三九五	二、九九六
炭酸鉛	同	二、〇一〇	一、八九一	一、五三〇
金針菜(乾燥したるもの)	同	一、九八六	七、一二三	一〇、一二九
藥材	兩	一、七六五、五〇六	一、五七四、七二一	二、一九二、〇二九
麝香	斤	八三七	一、〇一八	一、一七三
五倍子及沒食子	擔	二一、二〇六	七、六六〇	一四、三六八

陳皮及朱欒皮	同	七、〇四八	六、五二一	七、四五八
大黄	同	一一、三一〇	一一、〇四五	六、九二七
生絲(白)坐繰又は機械製に非るもの	同	四一	八九	八二
生絲(同)坐繰	同	七	一二	三
同(同)機械製	同	五〇	四四	五七
同(黄)坐繰又は機械製に非るもの	同	六、二〇一	一、四一二	六、六二〇
同(同)坐繰	同	八六一	八五三	九一八
同(同)機械製	同	二、九五五	二、六九八	四、三四九
屑繭	同	六六	—	—
絹布	同	一八六	九九	二四七
山羊皮(鞣さゞるもの)	枚	三、〇二一、八六二	八〇五、七九七	二、一四一、四〇三
獸脂	擔	八、一七三	六、九七九	一、八〇七
植物性油	同	六、九三七	一三、六五九	—
葉煙草	同	三七、六二四	二七、九四七	二八、四九二
乾薑	同	三二、四二一	一五、二九一	二六、六一七
白蠟(蟲)	同	七、四七三	四、一六八	六、八一九
緬羊毛	同	二一、五二六	一二、八七五	四、三三五

貨幣

銀錭

重慶に於ては從來銀の流通盛なりしが、近年次第に銀元の流通を見るに至り、殊に成都に造幣廠を設けてこれが鑄造を爲し官憲より其通用を勸告するに及び、銀錭の缺乏と相俟ちて銀元盛行し、銀錭の通用減少するに至れり。

重慶の銀錭は一般に足銀を標準とし九六八平を用ひたり、然れども其足銀と稱するは科學的分析によらざる眼識の鑑定によるものなるを以て、實際は純銀にあらず、九百八十位則ち二四寶なりと云ふ、又平については清末の革命後一九〇八年勸業道臺の命により度量權衡局なるものを設け全省一律に九七平を用ひしむる事としたるも、其命令は事實上に行はれず、今日も依然九六八平使用せられ、計算上の標準としてのみ九七平を用ふ、九七平による時は海關兩の百兩は其百七兩〇七五に相當する比率なり。

銀錭は其大さにより區別する時は次の四種あり。

(イ)大寶(元寶)　所謂馬蹄銀にして重量普通五十兩内外なるが市場に流通するもの稀なり。

(ロ)錠　重量十兩内外のものにして最も廣く通用せられ專ら大口取引に使用せらる、中型にして重量四、五兩のものありと雖も其數量少く且往々毛銀(銀の劣惡なるもの)混用せらるゝを見る。

(ハ)珠　子　重量大は一兩内外より小は三四錢に及ぶ、主として錠塊百兩を補足する爲め、及小

口取引に使用せらる、但し近年銀元の流通を見るに及んで其單獨の用途を縮小せられたり。

(ニ)片　子　銀板、錠、珠子等の斷片にして、重量固より一定せず、大は四五兩小は一二分に過ぎず、品質概ね劣等にして、單獨に市場に流通することなし、專ら珠子と共に錠塊の重量を補足するの用に供せらる、蓋し大口取引に用ひらるゝ錠塊は其重量大體に於て一定せりと雖も、尙多少の差異あるを免れざるにより錠塊百兩に對しては先づ珠子を以て之を補足するの必要あるなり。

尙銀の成色により銀錭を區別する時は次の三種あり。

(イ)老　票　鑄造後多少の時日を經過せるものにして新票の金融業者の手を離れ市場に轉々せるものこれなり、表面稍損せるも其品質は新票と異る處なし、之れを金融業者に復歸せしむるには、百兩に付二錢の打步を要す、然し一般取引には新票と同樣に流通す。

(ロ)新　票　新鑄の錠にして傾銷舖にて改鑄し市場に出でたる儘のものにして、金融業者の標準となす處のものなり。

(ハ)套　糟　當地通用銀より品質の劣れる不良の銀錭にして、普通百兩に付一兩乃至四五兩、時には一、二割の割引を以て通用す。

計算上の標準平としては一般に九七平を使用しつゝあり、爲替の取組等も之れにより重慶の標準銀を秤量したるものにより相場を立つ、重慶に行はるゝ平には此外渝錢幣、沙平、鹽平等あり、今其九

七平との比較を示せば次の如し。

平砝名稱	比較數目		平砝名稱	比較數目
九七平	一、〇〇四・〇〇兩	＝	沙平	一、〇〇〇・〇〇兩
同	九九八・〇〇	＝	渝錢平	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇七〇・七五	＝	關平	一、〇〇〇・〇〇
同	九九六・五〇	＝	鹽平	一、〇〇〇・〇〇
同	九九七・二〇	＝	貨平	一、〇〇〇・〇〇
同	九九九・二〇	＝	廣貨平	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇二〇・一〇	＝	常平	一、〇〇〇・〇〇

尙當地平砝と他處平砝との比較表を示せば次の如し。

本地平砝	比較數目		他處平砝	比較數目
九七平	一、〇〇四・〇〇兩	＝	京公砝平(北京)	一、〇〇〇・〇〇兩
同	一、〇一九・〇〇	＝	申公砝平(上海)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇九・〇〇	＝	台新議平(福州)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇九・四〇	＝	滇紋平(雲南)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇四・〇〇	＝	沙平估寶(沙市)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇一・一五	＝	長沙平(長沙)	一、〇〇〇・〇〇

同	一、〇〇二・〇〇兩	＝	滇　平(雲南)	一、〇〇〇・〇〇兩
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	陝議平(陝西)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇三四・七〇	＝	司馬平(廣州)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇一二・六〇	＝	公估平(貴陽)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇一九・〇〇	＝	曹平二七(安慶)	一、〇〇〇・〇〇
同	九八一・九六	＝	洋　例(漢口)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇四〇・七〇	＝	省大平(大原)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	津公砝平(天津)	九九九・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	保市平(保定)	九七三・六一
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	二六汴平(開封)	九八五・一六
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	濟　平(濟南)	九七六・〇九
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	黃　平(龍口)	一、〇三九・六八
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	估　平(漢口)	九九八・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	宜　平(宜昌)	一、〇二四・七〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	蕪曹平(蕪湖)	九八一・二九
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	陵　平(南京)	九八五・七〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝	揚曹平(揚州)	九八三・六二

九七平	一、〇〇〇・〇〇兩	＝鎭二七平（鎭江）	九八一・二八兩
同	一、〇〇〇・〇〇	＝蘇曹平（蘇州）	九八三・六〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝九三八平（南昌）	九九〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝司庫平（杭州）	九六一・四〇
同	一、〇〇〇・〇〇	＝茶平（庫倫）	九八一・二八

銀元

一八九六、七の兩年時の四川總督鹿傳霖は湖北銀元十萬元を輸入して、重慶に行はしめたるが、當時は之れが受授については、銀塊の如く秤量して、其銀分の量により價格を定めたるを以て、却つて手數を要し、之れが取引を喜ばず、一九〇二年に至る迄は重慶の通用貨幣は殆ど銀塊と制錢とに限らるゝ有樣なりき、然るに四川總督は自ら造幣廠を設けて銀元の鑄造をなすに決し、成都に造幣廠を設立し一九〇二年より其鑄出せる銀元を省内に行へり、而して總督は特に命令を發して是等の新貨幣の流通を勸告し、總ての納税其他に之を使用し得べきことを告示し、重慶に於ては銀元一枚は渝平七錢一分に當る事とせり、之れ蓋し先年の湖北銀元一枚が買値渝平銀六錢九分乃至七錢なりしより、四川銀元は之れより銀質佳良なれば、幾分高價なる事當然なりとの根據に基けるものなりき、然れども此幣制改革は大なる成功を收むること能はざりき、卽ち新貨幣の流通後直ちに是等の貨幣は割引を爲して市場に通用せらるゝことゝなり、新貨幣の純分と舊來の銀塊との純分を相比較したる價格に於てのみ通用す

るに過ぎざることゝなれるを以てなり、其後年と共に新貨幣の流通漸く盛んとなり、殊に一九〇五年より九年に至る間に於て、西藏征伐の爲めに多額の軍費を要し、之が爲めに省の收入を增加するの必要ありたると、商業上の關係より多額の銀を上海市場に輸送したる爲めに、銀塊の缺乏するに至りたるは、新貨幣の流通を促す上に多大の效果ありたり、銀塊缺乏の結果は、上海に對する爲替相場の騰貴となり、從來普通重慶の九百四十兩は上海の千兩に當りたるに、其後八百九十兩となり、更に甚しきは八百七十兩となれり、斯くの如き狀態に立ち至りたるを以て、重慶に於ける支那人の商務總會は、銀行業者に對し銀元を收受すべき旨の勸告を決議し、其結果今後總ての仕拂は、其七割は銀塊を以てし殘餘の三割は銀元を以てすべきことに決定せられたり、斯くの如くして銀元次第に流通する事となり、今や一般取引に於て銀元の使用最も盛なるに至れり。

重慶市場に流通する銀元には大清銀幣、光緒元寶、四川銀元、袁總統銀元、軍政府銀元あり、又近年外國鑄造の圓銀の流通亦盛なり。

四川省造幣廠にては一元銀貨の外、庫平三錢六分の重を有する五角銀元の鑄造をもなしたるより、右五角銀元の行はるゝものあるも其數多からず、尙往々雲南鑄造の五角銀元亦行はる。

小銀元

小銀元には二角、一角、五分のものあり、二角銀貨は四川省及他省鑄造のものゝ流通を見しが、僞

造變造貨多くして、人其受取を厭ふもの多く、甚だ信用を失し遂に流通を見ざるに至れり。

一角銀貨は庫平七分二厘にして四川省鑄造のもの多く行はる、然れども零細の取引には概ね銅元を使用し一角銀貨を用ふる事多からず。

五分銀貨は庫平三分六厘にして、四川省始め各省の鑄造貨流通すれども、香港鑄造のものは形小に過ぐる爲喜ばれず。

銅元

前清の末路各省銅元の皷鑄を行ひ以て利を征するや、四川省にありても成都に銅元局を設け之れを鑄出せしが、更に川漢鐵路公司の費用を流用して重慶にも銅元局を設けんとせしが、偶々銅元濫鑄の弊に苦み銅元局合併の命令下り、其計畫を實現するに至らずして止みしが、其後遂に重慶にも之れを設け盛に鑄造せしより、此方面に銅元の流通旺溢するに至れり。

銅元には二百文、百文、五十文、十文の各貨あり、中二百文貨は全然流通せず、百文貨亦流通兎角圓滑ならず、廣く行はるゝは五十文、二十文、十文の三種にして就中五十文貨最も廣く通用せらる。

銅元は制錢と共に日用小口支拂は勿論、大口支拂にありても、兩及圓銀の端數を補足するに用ひらるゝを以て、其流通範圍は最も廣し。

銅元に淸代銅元と民國銅元とあり、前者は稍紅色にして十文貨に限らる、後者は稍黃色を帶び各種

あり。

重慶銅元局一日の鑄造高各貨を通じて平均七千吊文(約四千二百五十元)なりと稱せらる。

重慶太平門外太平橋

制錢

制錢は銀銅と共に久しく四川に於ける重要なる貨幣たり、此制錢に紅錢、毛錢の二種あり。

紅錢は良貨たる制錢にして之れに大小二種あり、大なるは光緒以前の鑄造に係り、銅、亞鉛、錫の合金にして品質最も良好とす、小なるは光緒年間の鑄造にかゝり品質前者に比し稍劣るも尚良貨たるを失はず、惡貨たる毛錢を交へざる紅錢は十足錢と稱せられて廣く市場に通用せらる。

毛錢は惡貨たる制錢にして、政府の濫鑄に係るものありと雖も、多くは民間の僞造貨に係る、種類頗

る多く品質劣惡なるにより、單獨に通用せず、紅錢に混用するに依り初めて通貨としての價値を生ず、卽ち百文中十個の毛錢を混入せるものを大市錢、二割の毛錢を混入したるものを二八錢と稱す、但し三七錢（三割の毛錢を混じたるもの）及四六錢（四割の毛錢を混じたるもの）に至りては、相手方の承諾を得るか、又は割引するに非ずんば授受せられず。

制錢は一千文卽ち一吊文（一串文）を以て計算の單位となす、但し十六個底子又は十四個底子と稱し、一千文中十四文又は十六文を缺少するを例とし、之れが爲に一吊文たるの價値を減少することなし。

制錢の相場（銀一元に對する相場）は重慶總商會、巴縣知事及重慶警察廳合議の公定相場によるものにして每日早朝公示せらる、市內の錢舖は之に準じて取引をなす。

紙幣

中國銀行、交通銀行及濬川源銀行兌換劵の三種あり、內中國銀行兌換劵は其重慶支店の發行するところにして、十圓、五圓、一圓の三種の銀元兌換劵なり、發行高不明なるも一時は二十萬圓に達したりと稱せらる。

交通銀行兌換劵も同じく其重慶支店の發行するところにして、銀元兌換劵十圓、五圓、一圓の三種あり、發行高一時十萬圓以上に達したり、信用前者と伯仲す。

濬川源銀行兌換劵は一圓劵のみにして、もと四川省政府の軍票を囘收せんが爲め發行せられたるも

のなり、同行は省政府の官立銀行なるを以て相當の信用あり。

然れども以上銀行の兌換券は先年來南北動亂に際しては一律兌換を停止せるを以て、商取引には全然使用せられざるにより不換券として租税其他の公納に使用せらるるに止まれり。

通貨の相場

通貨相場は重慶總商會、重慶警察署、巴縣公署協議の上公定するものにして、今其の建方を示す爲に一九一八年陽曆八月乃至十一月の四箇月間の公定相場を擧ぐれば左の如し。

月日	銀元	中國銀行兌換券	交通銀行兌換券	濬川源銀行兌換券
八月一日	一、九五〇文	七六〇文	六八〇文	七二〇文
同 十日	一、九四〇	七八〇	七二〇	七二〇
同 二十日	一、九〇〇	七八〇	七〇〇	七一〇
同 三十日	一、九二〇	七一〇	六四〇	七二〇
同 一日	一、九一〇	七一〇	六三〇	七二〇
九月十日	一、九一〇	六九〇	六四〇	七四八
同 二十日	一、九三〇	七二〇	六四〇	七四〇
同 三十日	一、八九〇	七一〇	六四〇	七三〇
十月一日	一、九〇〇	七〇〇	七三〇	六三〇
同 十日	一、九一〇	七〇〇	七七〇	六一〇
同 二十日	一、九〇〇	七〇〇	七七〇	六一〇

十月三十日	一、九一〇	六九〇	七八〇	六四〇
十一月一日	一、九一〇	六九〇	七二〇	六一〇
同　十日	一、九〇〇	六九〇	八三〇	六四〇

則ち孰れも制錢を以て各幣の價値を示すものにして、銀鏰相場も亦制錢によりて示す、例之銀鏰二二と云へば九七平銀鏰一兩の制錢二千二百文に相當するの謂なりとす。

金融機關

新式銀行

中國銀行支店

運轉資本金額不明なるも基礎確實信用厚し、平時公金取扱の外紙幣を發行し、錢鋪に對する信用貸付を避け、主として手形の割引を爲し、爲替賣買に關しても漸次其の歩を進めんとしつゝあり。

交通銀行支店

信用及營業狀態前者と大同差異なり。

濬川源銀行

前清時代の設立に係り四川省に於ける唯一の官立銀行として勢力ありしが、第一革命當時其影響を受け、一時休業整理を行ふの止むなきに至りしも、再び開業今日に及べり、資本金百萬兩、信用前者

に劣るも從來築き上げたる地盤に據り、爲替取引及四川省公金の取扱をなす等相當の勢力あり。

聚興誠銀行

民國三年の設立にして、本店を重慶に置き上海、天津、北京、宜昌、沙市、漢口、成都、萬縣、自流井等に支店を有す、重慶に於ける資產家たる楊家の一族の組織する處にして、楊希仲總理たり、資本金一百萬元、一九二〇年末の營業報告によれば全額の拂込にして、一九五、八七五元の積立金、三、八二七、〇四四元の預金、四、五〇四、四二九元の貸付金を有せり、重慶に於ける私立銀行としては最も信用あり。

裕川銀行

資本金十萬兩にして、在留湖南人の共同設立する處にして、本店を此地に置く。

鐵道銀行

四川鐵路公司が資本金百萬元を以て其資金取扱及金融の機關として設立せる處のものなり。

裕商公銀行

資本金二十萬元、當地に本店を置く信用大ならず。

普豐銀行

資本金十萬元、前淸末の創立にして本店は江津縣にあり、此に支店を設く。

保泰銀行

資本金十萬元、本店は夔府にあり、當地は支店なり。

大中銀行

民國八年三月の創立にして、資本金四百萬元内百六十萬元の拂込濟たり。本店を當地に置き支店を上海、漢口、北京、天津、沙市、宜昌、夔府、萬縣、成都、自流井に設く、汪德熏總理たり、一九二〇年末營業報告によれば、四五、〇〇〇元の積立金、二、五六九、六三八元の預金、三、一七三、一八四元の貸付金を有せり。

滙豐銀行

滙豐銀行(香港上海銀行)は此に代理店を設け支那人をして經理せしめ、單に海關税の取扱をのみ爲せり。

票　號

重慶には元雲南幇、山西幇に屬する票號十家ありしも、第一次革命に際し、雲南幇の天順祥號を除く外悉く倒閉せり、天順祥は資本雄厚に、淸末革命時代の大動搖の際にありて、獨り其存立を保ち得たる程にして、現在も金融界事業界に大勢力を有す。

錢　舖

票號の倒閉は從來金融上勢力を占むるに至らざりし錢舖をして、重要の地位に上るを得せしめたり、錢舖に大小の二種あり、小錢舖は普通の兩替屋にして市中各所に散在す、大錢舖は所謂金融業者にして、金融爲替等を取扱ひ、其有力なるは次の十數家なりとす。

和濟	謙詳益	義厚生
德厚生	謙敬勝	集成享
同升福	元豐長	恒豐
會華隆	利生恒	滙通
萬豐	裕成美	

是等錢舖は何れも資本金一萬乃至三萬元の間に在り、少きは二三名多きは六七名の當地資產家の共同出費經營する所に係る、和濟は當地疋頭幇五十家の合資にして、信用最も確實なり、滙通は資本金十萬兩の日支合辦組織にして、一九一九年初頭營業を開始し信用厚し。

爲替

重慶の主なる爲替取組先は省內にて成都、嘉定、自流井、瀘州、敍州、順慶、省外にて上海、漢口、雲南、貴陽、常德、長沙、沙市等にして、是等の諸地に對する爲替相場の建つを常とす、但し右の中省外は主に上海、漢口のみにして、其他は云ふに足らず、宜昌開港以前は四川各地と下流諸港の貿易は、

沙市を以て中繼港となしたるに由り、同地は爲替取引上、重慶と密接なる關係を有したるが、宜昌開港後は中繼港たるの地位は全然宜昌に移れり、但し從來より民船により同地向け輸出せらるゝ鹽、砂糖等の代金に對する決濟あるにより、今日尙多少の根底を有すと雖も、是等の代金と當省輸入品の大宗たる綿糸布の輸出港たる、漢口及上海に於て此等の輸入品と相殺せらるゝ狀態となり居るを以て、決濟は漢口又は上海に於てなされ、直接沙市宛爲替相場は今日建つことなく、只從來の沿革上、漢口宛の爲替相場が今日尙沙市を以て表示せらるゝのみなり。

外國との爲替取引は直接に行はれず、上海又は漢口を中繼市場として間接に行はる。

重慶に於ける爲替相場は、銀行錢舖の賣相場を本位として振出し、他地方の千兩に對して渝錢平幾何と云ひ、支拂期定の形式にて手數料は相場中に加へて計算す、其の相場は所謂出合爲替に屬し、從つて絕對的の意味に於て爲替相場の建つことなく、爲替相場と云へば單に市場に於ける爲替手形、賣買價格の大體の標準を示せるものに過ぎず、卽ち其の結局の點は此の標準に基き、銀行業者が爲替手形の賣買者と臨時談合の結果定まる所にして、嚴格なる意義に於ては爲替相場建たずと云ふも過言に非ず、從つて銀行業者は市場の觀測、取引先の信用狀態の觀察等に就きては日常細心の注意を拂ひ、誤測なからんことを期せり、從つて同一日同一銀行と雖も、取引先の異るに從ひ、手形賣買の價格を異にすることあり。

省内爲替は概ね小口取引に屬し、出合なき場合には現銀を輸送す、四川省内一律に九七平制を採用する事と定めたるも、從來の慣習上、爲替の上に於ては、今日尙九七平を用ふることなく、依然從來の錢平を用ひ、省内各取引地亦其地舊來の平を用ふ、今重慶の平と省内各地の夫れとの比較を見るに次の如し。

錢平百兩に對し

成都平	一〇〇・二〇兩	敍州平	一一〇・二〇兩
嘉定平	一〇〇・九八	瀘州平	一〇〇・六〇
自流井平	九九・六一	夔府平	九八・七三
西充平	一〇〇・九三		

省外爲替は上海漢口向を主とせり、是等兩地に對する爲替相場の平準左の如し。

上海宛爲替相場の平準（上海兩一、〇〇〇兩に付）重慶兩九五〇・一〇兩

漢口宛爲替相場の平準（漢口兩一、〇〇〇兩に付）同　九八一・九六

（註）上海兩は九八規銀、漢口兩は洋例兩、重慶兩は九七平銀

尙是等兩地に對する現送點を見るに次の如し

重慶、上海間

平價	現銀輸費用並輸送期間に對する金利	現銀輸入點	現銀輸出點
九五〇・一〇兩	約一七・〇〇兩	約九三三・一〇兩	約九六七・一〇兩

重慶、漢口間　九八一・九六両　約一一〇・〇両　約九七〇・九六両　約九九二・九六両

（註）右は平時に於ける大體の標準を示せるに過ぎざるや勿論なり
現銀輸送費用は宜、重間汽船航行の便ある際、汽船により輸送する場合の計算にして、運賃、手數料、保險料其他の諸掛りを合算したるものにして、固より概算に過ぎず

然れども當地の如き平時に於てすら、旣に甚だしき不自由なる金融市場なれば右の理法の行はるるは寧ろ例外に屬せり。

尙各地宛爲替相場の算出方法を例によりて示せば次の如し。

重慶にて上海銀元一千元の爲替を取組む場合

重慶申票規元一千兩は九七川平九百六十六兩換

重慶銀元價　九七川平七錢一分

上海銀元價は規元七錢三分五厘五

とし、其計算法は上海銀元一千元を本位とし、其市價七錢三分五厘を之に乘せば、規元七百三十五兩五錢を得、之に重慶申票九百六十六兩を乘じて、九七川平七百十兩四錢九を得、更に川幣價七錢一分を以て之を除せば重慶にて交付すべき銀元一千元六角九分を算出し得るなり。

$$1000 \times .735 \times \frac{966}{1000} \div .71 = 1000.69$$

漢口通用銀元一千元の爲替を取組む場合支拂ふべき重慶通用銀元の額は左の如し。

重慶銀元價は九七川平七錢一分

重慶漢票相場は九七川平九百九十五兩

漢口銀元相場は洋例七錢一分

とせば其計算法は漢口通用銀元一千元を本位とし、銀元相場七錢一分を之に乘せば、洋例七百十兩を得、再び漢票相場九百九十五兩を之に乘せば、九七川平七百六兩四錢五分を得、更に之を重慶銀元價七錢一分にて除せば重慶に於て交付すべき銀元九百九十五元を得べし。

$$1000 \times .71 \times \frac{995}{1000} \div .71 = 995$$

沙市に向て沙平銀一千兩の爲替を取組む場合支拂ふべき九七平銀次の如し。

沙市申票規元一千兩は沙平銀九百八十七兩と相等し

重慶申票規元一千兩は九七川平銀九百九十五兩

として其計算法は沙平銀一千兩を本位とし、沙市申票價九百八十七兩にて之を除せば、規元一千〇十三兩一錢七分を得、再び重慶申票九百九十五兩を以て之に乘せば、重慶にて交付すべき九七川平銀一千八兩一錢を得べし。

$$1000 \div \frac{987}{1000} \times \frac{995}{1000} = 1008.10$$

九七平淨銀一千兩を北京に爲替を取組む場合得べき京公砝銀の數次の如し。

重慶申票價は九七平銀九百六十兩に相等し

上海京票價は規元一千五十六兩に相等し

とし其計算法は九七平淨銀一千兩を本位とし、重慶申票價九百六十兩にて之を除せば、規元一千四十一兩六錢七分を得、再び上海京票相場一千五十六兩を以て之を除せば、北京京公砝足銀九百八十六兩四錢三分を得るなり。

$$1000 \div \frac{960}{1000} \div \frac{1056}{1000} = 986.43$$

度　量　衡

度

重慶に於て使用せらるゝ尺度に次の三種あり。

公議尺　綢緞舖等の用ふる所にして、其使用の範圍最も廣し

裁　尺　裁縫屋の用ふるもの

匠　尺　大工の用ふるもの

右三種の尺度と日本曲尺と比較すれば左の如し。

公議尺一尺　曲尺一尺一寸三分五乃至一尺一寸四分

裁　尺一尺　同　一尺一寸六分三强乃至一尺一寸七分五

匠　尺一尺　同　一尺〇五分强乃至一尺〇八分强

右は大體の標準にして、各尺度により多少の差あるは勿論なり。

量

桝目はこれが量器の異るに從ひ其差異甚だしきものあり、故に桝目にのみよりて買入をなすときは常に多少の損失あるを免れざるを以て、白米を購ふ場合の如き白米一斗が幾十斤なるかを檢査して然る後代金の支拂をなすの風習あり、(白米一斗の重量は三十八斤乃至四十斤とす)、當地に於て用ひらるる桝は、之を河斗と稱し、其表面は日本尺の六寸平方にして、底面は四寸六分高さ三寸三分なるによりて、其容積は九三、一三三六立方分なり、其日本桝との比較次の如し。

河斗　一升　日本一升四合四勺弱

河斗と各地方桝量との比較左の如し。

河斗一石　涪州桝　八斗

同　夔州桝　一石〇六升

同　敍州桝　七斗七升

同　合州枡　七斗九升

同　瀘州枡　七斗四升

衡

重慶に行はるゝ衡には次の種類あり。

一、物品衡　金屬以外の物品の重量を衡るに用ふる衡にして、其内に次の三種あり。

イ、天平（正天平とも云ふ）最も廣く一般に用ひらる物品衡の標準たり

ロ、二十兩稱（大稱とも云ふ）肉類、野菜等の食料品及石炭木炭等の日用品を衡るに用ひらる

ハ、加一稱、二十四兩稱、十八兩稱、十七兩稱主として藥材等を衡るに用ひらる、但し十八兩稱は棉花を衡るに用ひらる

二、金銀衡　專ら金銀の重量を衡るに用ふ。

イ、九七平　標準衡たり、革命後省政府は各地銀秤を統一せんが爲めに、省內一律に九七平を用ゆべきことを命せり

ロ、九六八平（錢平又は渝平とも云ふ）銀秤統一以前の重慶秤

三、海關衡　專ら海關の用ゆる衡

イ、關稱　物品衡

ロ、關平銀衡

尙各物品衡の比較次の如し。

天平稱一兩	日本十匁强	
同　一斤	天平稱十六兩	日本百六十一匁二分七厘强
二十兩稱一斤	同稱二〇兩	

（二十四兩稱、十八兩稱、十七兩稱之に倣ふ）

加一稱	百兩	天平稱　百〇一兩
二十四兩稱	百斤	天平稱　百二十五斤
十八兩稱	百斤	天平稱　百十二斤半
天平	百〇五斤	一擔
十七兩稱	百斤	天平　百〇六斤二五
天平稱	百斤	一二六・九八三六磅
關稱	百斤	七五磅
關稱	百斤	一擔

當地方各種取引に於ては重量を標準として取引値段を定むること頗る多く尺度、升量又は個數若しくは枚數に依りて建値すること稀なり、故に取引上最も重要なる關係を有するは度量にあらずして衡なり、（綢緞の如き尺度によらずして斤量によりて建値せらる）、これ當地方衡制の度量制に比して比較的發達せる所以なり。

總商會

重慶總商會は淸末に設立せられたる商務總會の改稱せるものにして其事業として、特筆すべきもの四種あり。

一、當商會は重慶商務日報を經營發刊す、商業の進步發達を圖り、論說には商事に關する議論を揭げ、調査欄を設けて商事調査事項を揭げ參考に供す、而して此新聞は全く商會の所有なれば、一朝政府其他と衝突することあれば、極力之を公論に訴へ、市民一致して反對運動をなさしむ、故に重慶總商會の勢力侮るべからざるものあり。

二　初級商業學校を經營し、商才ある實業家の養成に務む。

三、演說會を每月二回開き、實業家其所說を公にし、一度他と交涉問題を生ずる時は滔々論爭するに努む。

四、軍票取扱をなす、其發行回收を處理し、不換紙幣の弊を除かんと努む。

商會の組織は規定の寄附金をなせる商人を以て會員とし、會員中より各帮會董及各種議董、總理、協理、坐辦を選出す、會董は各商業團體を代表し、議董は各職任を有し、會務を處理す。

會館公所

會館

當地に十一省の會館あり、其所在地及客長(會館の首長)の氏名商號左の如し。

會館別	客長の氏名商號 氏名	商號	所在地
福建會館	鄭錦榕	永泰和	天上宮内
	楊濟臣	—	
廣東會館	黎植生	廣源發	黌學巷
山西會館	鄢席玉	寶興玉	仁和灣
江南會館	袁心譜	聚興泰	東水門
雲南會館	楊延五	天順祥	—
浙江會館	童師賢	衍昌	三牌坊
陝西會館	劉正聞	大有富	三元廟街
河南會館	—	—	玉帶街
湖南會館	—	—	東水門
湖北會館	—	—	同
江西會館	—	—	陝西街

幇及公所

支那商人の同業組合たる幇（商幇）の主なるものに付、其名稱、商董の氏名及商號を掲ぐれば左の如し。

幇名	商董の氏名及商號	
銀行幇	劉楚白	濬川源銀行
票幇	杳香林	大德通
	陳玉章	百川通
銀錢幇	葉貞吉	元豐長
	江學三	貞祥
	何兜臣	義厚生
	唐煥章	協心和
	連式之	謙祥益
	竺雲儕	恒豐
兌換幇	陳玉森	—
	伍謐齋	—
	陳淮江	—
疋頭幇	柳芷香	聚福隆
	魏照臣	德生裕
	王和濟	瑞泰成

幫	姓名	商號
	故文軒	至誠明
	李柱臣	徽記
	尹瑞卿	同壽恒
	汪雲五	｜
棉紗幫	唐國任	天吉長
	劉徵言	同德豐
	李幹臣	福星厚
綢緞幫	饒吉甫	德厚長
	載鑑泉	源康
	王輔廷	永信成
	劉紫恒	恒豫豐
蘇貨幫	易安三	德義合
	雷髭仁	公記
	馬達三	恒升裕
	同純卿	｜
鹽幫	馬浩然	元吉慶
	張積光	永興祥
	毛輔田	公記
	五兩膏	萬懋正
毛皮山貨幫	五青雲	榮集祥

帮	姓名	商號
	江湘浦	江全泰
	趙朗雲	公然洋行管事
藥行帮	邵理臣	福興行
	蘇紹堯	同豐行
	彭德三	同昌行
藥棧帮	李耕圃	恒豐昌
	黃永昌	永森祥
	羅麟書	德順公
臨江藥帮	蔣雲麓	榮昌和
	鄧靜臣	永泰元
	聶鏞宜	茂生堂
	王象南	同茂榮
生藥帮	田子献	鑑茂源
山土帮	羅成均	立泰號
	羅漢臣	德泰永
撫漢藥帮	艾次竹	光大仁
棉花買帮	傅儒席	人蔚全
	胡履安	三義店
棉花行帮	陽信之	萬昌行
棉花賣帮	唐敬隅	聚興店

幇	代表者	商號
	劉海山	聚興店
	羅韵南	同
乾菜幇	車翼嵓	源義號
	周鎰謙	同興和
糖幇	黃吉祥	同春榮
	何鳳威	保泰祥
京菓幇	黃春榮	榮太和
	何金全	大生恒
小河幇	吳綬之	元記
富隆幇	廖鳳亭	富協貞
火柴幇	張子香	―
保寧幇	閻瑞徵	泰順豐
絲幇	劉炳章	炳泰榮
牛皮膠房幇	陳洪泰	洪泰號
棧房幇	巫茂之	德順店
米幇	陳興三	―
	張清一	―

以上の外各種小賣業、船舶業、人足業、金、銀、銅、錫、木、石、泥等各職工に至る迄夫々幇を組織し、重慶に於ける商幇の數大小合計七十二に上ると云ふ。

各幇公所の主なるものを擧ぐれば左の如し。

書幇公所	西五區
米幇公所	西五區
酒幇公所	東五區
同慶公所	白象街
商務公所	鸞學巷
小菜公所	陝西街
江南公所	城墻邊
廣東公所	廣東館
花幇公所	千厮街
鹽幇公所	繡壁街
雲貴公所	同

土地家屋の賣買貸借

重慶城内は人家稠密にして殆んど空地を餘さざる有様なり、而かも地勢の關係上、東西南北共に市街地を擴張する能はざる現狀なるを以て、今後地價は益々騰貴するを免れざるべく、今日にありても地價は十年前に比し、下半城商業區域にありては約二倍以上の騰貴を見たり、家屋の賣買價格も建築材料の騰貴勞銀の昂騰に應じて相當の騰貴を見たり。

地價は概言すれば下半城卽ち商業區域內は上半城卽ち官衙、學校、住宅區域內に比し一段高價にして、又同一地域にありても其位置及地勢其他の關係上多少の差異あるを免れざれども、大體に於て左の標準にあるが如し。

一方丈地	上等	約四十元
	中等	三十元
	下等	十五元——二十元

家屋賣買價格は玆に一定の標準を示すこと難きも、西洋式建築は支那式建築に比し一段に高價なり近來文明進步と共に西洋式建築漸次增加するが如し。

土地と家屋とは之を分離して賣買の目的物となすことなく、必ず一併賣買する慣習にして賣買當事者が直接賣買の交涉をなすは稀に、必ず中人の媒介を經るを常例とし、契約書には必ず中人の署名を要す、中人に對しては仲立料として賣主は賣買價格の二分、買主は其三分を與ふるの慣例なり。

土地家屋の賃貸價格については一定の標準を求め難きも、先づ大體に於て土地家屋の賣買價格假に五、〇〇〇兩とせば、之を賃借するときは敷金として約二百兩(價格の約四分)を家主に預納するを要し、其賃貸價格は大率左の如し(土地建物賣買價格を五、〇〇〇兩と假定し)

下半城	賣買價格の約九分	約四五〇兩
上半城	同　七分	約三五〇兩

即ち賣買價格一〇〇兩に付賃貸價格下半城にて約九兩、上半城にては約七兩の割合なりとす。
土地家屋の賃貸借をなすには、賣買の場合と等しく中人の手を經るを普通とし、契約書を作製すること勿論なり、中人に對して賃借當事者より相當の謝禮を與ふるものゝ如し、但し賃貸借の場合は時として中人の手を經ざる事も亦ありと云ふ。

勞働者の賃銀

重慶地方に於ける主なる普通勞働者及僕婢の賃銀左の如し（一九一九年四月中旬調査 銀一元千九百文換の時）

一、日傭（一日の賃銀）

職種	等級	賃銀
木匠	上	三百五十文
	下	三百文
泥匠	上	三百文
	下	二百八十文
銅匠	上	千二三百文
	下	三四百文
挑夫	上	千一二百文
	中	八九百文
	下	三四百文
石匠	上	三百文
	下	二百八十文
銀匠	上	八九百文
	中	六七百文
	下	三四百文
瓦匠	上	五百文
	下	三四百文
苦力	上	四百五十文
	下	四百文

職種	等級	賃銀
裁縫	上	四百文
	中	三百五十文
	下	三百文
轎夫	上	五百文
	下	四百文
園丁	上	六十文
	下	五十文

一、常傭（一月の賃銀）

職種	等級	賃銀
轎夫	上	十五吊文
	中	九吊文
	下	八吊文
挑水夫	上	六吊文
	中	五吊文
	下	四吊文
厨子	上	十五吊文
	中	八、九吊文
	下	四、五吊文
男僕	上	十三、四吊文
	中	十二、三吊文
	下	四、五吊文
女僕	上	十二、三吊文
	中	八、九吊文
	下	四、五吊文

燐寸製造業

四川省には硫黄を産し又燐寸の軸木たる木材を出すを以て、早くより此に於て燐寸製造業を創始す

るに至れり、則ち支那人の經營する森昌泰先づ起り、次いで日本人と支那人との合辦たる有隣公司設立せられたり、而して是等の燐寸會社は四川省當局より二十五箇年間の省內專賣の特許を受け、其結果として支那人は一八九三年より四川省に燐寸を輸入することを禁止せられたり、然し外國人は固より條約上に依て保障せらるゝが故に、燐寸の輸入は依然自由になし得たるを以て其保護方法たるや極めて跛行的なるを免れざりき、而して是等兩燐寸製造場の設立を見て之れに倣ふもの續出し、程なく六工場を數ふるに至り、相互に競爭をなし、各社交々損失を蒙るに至りたるを以て、遂に一九〇七年各社相諮りて共同販賣機關たる四川火柴統銷行なるものを設立し、規約十七條を定め、一九一四年五月には農商部の認可を得たり、夫れより各社の製品は全部公行にて一手に販賣し、各社の製造額を一定し、市價を一定することとし、官憲の承認を得、而して世間の反抗を避くる爲め收益の一部を割き、公共事業に寄附することとせり、始め協定せし製造額の全體は三萬二千五百箱なりしも、供給過多となりしを以て、其後更に製造額を減じ、現時は初めの協定額の七割とし、而して公行は一割の手數料を受くるの定なり。

燐寸工場所在地竝に製造額左の如し。

社名	國籍	設立年	所在地	資本金	規定年額	七割	商標
有隣公司	日支合辦	一九一一	重慶對岸	三〇、〇〇〇兩	四、〇〇〇箱	二、八〇〇	單鹿
東華公司	日本	一九一二	重慶	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二、一〇〇	如意

森昌泰	支那	一八九一	重慶	二二、〇〇〇	四、五〇〇	三、一五〇	馬
森昌正	支那	一八九一	重慶	二四、〇〇〇	四、五〇〇	三、一五〇	雙獅
憙利公司	獨逸	一九〇四	重慶	三〇、〇〇〇	三、五〇〇	二、四五〇	五福
豐裕公司	支那	一九〇五	重慶對岸江北	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	二、八〇〇	福壽桃

硝子製造

硝子製造は其原料たる石砂の附近に產する爲め、重慶に於ては已に久しき以前より製造を初め、現に十二三工場あり、然れども總て小規模にして、多くは支那家屋の家根板ガラス若くは瓦片ガラス、ホヤを製造するものにして、花瓶其他の裝飾器を製するは單に一戶あるのみ、主要原料たる石砂は塊をなし之を粉碎して使用す、其產地の主なる地方は重慶の上流約八十支里の地點なる溫塘峽にして、之に次ぐものを重慶の下流四十支里なる渝家沱とす。共に河中に橫はれる河石寶と稱する白色石を碎き粉末となし、運來するものに係り、原料石灰は當地一帶山地なる爲め到る處に之を出す、皮硝は多く彭山縣に產し地上より搔き集めたる不純硝にして隨時に買來るも、其品質良好ならざる爲め、上等なる玻璃器製造には適せず、花瓶其他の上等玻璃を製するには、官砂局の專賣に係る火硝を用ゆるの必要あり。

製造用熔爐は天然石を以て製せる約八十斤入の長圓釜(日本にて立壺と稱するもの)を用ふ、此熔爐

は巴縣鐵山平に產する沱沙石を刳り拔きたるものにして、良好なるものは能く二ヶ月間使用に堪ゆべしと言ふ、天然石より製する熔爐は四川獨得のものなり。

重慶地方唯一の新式硝子工場として擧ぐべきは鹿蒿玻璃廠にして、當初日本技手三名を招聘して光緒三十三年開業せるもの、土法による製品に比し堅牢且つ裝飾を施しあるにより賣行良好なり、其製品は洋燈、火罩、酒盞、皿花瓶、痰壺及碗にして一箇年の賣上高約十萬兩あり、開業數年間は營業狀態良好なりしも、其後革命動亂相繼ぎ次て歐洲戰爭の勃發を見、原料品たる曹達の價格奔騰し、其後該品の輸入杜絕したるため、一時休業の止むなきに至れり、其他の主要硝子製造場次の如し。

商號	所在地
瑞豐廠	重慶南紀門外
光明廠	同
駱同廠	同
同德永廠	同
同心公廠	同
同成公廠	同
泰記廠	同
興成隆廠	同
天泰祥廠	同

清雲廠	同
廣興隆廠	同
韓柏甫	同 野毛溪
義和長廠	同 太平門外
美人記廠	同 臭皮街

土法による小規模の舊式工場は光緒十六、七年頃より存在せるが、其資本金の如き僅百元內外にして其製造品も各廠製品を通計して二三萬元に過ぎざる有樣なりき、尙其製品は窓硝子、ホヤ天、井の線取に用ひらるゝ所謂玻璃瓦に限られたり。

製絲業

四川省は支那に於ける主要養蠶地の一にして重慶地方は久しき以前より製絲業盛行して近來機械製絲亦漸次興るに至れり、重慶及其附近に於ける主要製絲工場次の如し。

所在地	工場名	樣式	据付釜數	年生產額
重慶	簇川	伊太利	三〇〇	三〇〇擔
重慶磁器口	天福	同	二〇八	二〇〇
同	同孚	同	一五六	一四〇
潼川	裨農	同	一四〇	—

潼川	華祥	同	二四〇	九〇
重慶磁器口	恒源	同	八四	八〇
重慶日本居留地	又新	日本	三〇〇	三〇〇
界石	復新	同	七六	六五
同	惠工	同	九六	三〇
同	利川	—	一九〇	—
同	吉慶	—	二二〇	二〇〇
同	寶華	—	一八〇	—
順慶	順和	土法伊太利式	一〇〇	—
同	新進	—	六〇	二〇
保寧	大豐	土法日本座繰式	二〇〇	一一五
同	嘉陵	土法伊太利式	三〇	二五

右の内又新絲廠は日支合辦にして、一九一四年四月資本金三萬兩にて組織せられたるもの、爾來次第に發達し更に資本を六萬兩に增し、純日本式機械製絲をなす。

織布業

重慶地方にありては二、三臺の織機を据付け、家內工業として綿布の製織をなすもの多きも、新式機械を備へ大規模に之れが製出をなすもの未だ多からず、其主要なる工場は次の數者に止れり。

工場名	所在地	資本金	開業年	製造高	機械臺數	職工數
明新公廠	重慶大溪溝	一、〇〇〇	一九一三年	一ケ年 一〇、〇〇〇	七〇	七〇
振興洋布廠	同	一、〇〇〇	一九一六年	一ケ月 二〇〇	二七	四〇
富華廠	同	一、〇〇〇	一九一四年	一ケ年 六、〇〇〇	三〇	四五
復興織布廠	劉家臺	三〇、〇〇〇	一九一〇年	同 三五、〇〇〇	八〇	一五〇
慶雲祥洋布廠	連花池	四〇〇	一九一六年	同 二、四〇〇	一二	一五
裕興公廠	江北	一、〇〇〇	同	一ケ月 一五〇	二〇	三五

右の外二三臺乃至五六臺の織機を有し、家內工業としてなすものは、重慶城內に七十餘戶ありと云ふ、原料たる綿糸は主に上海產のものを用ひ、又製品は工場に於て漂白せず消費者に於て適宜漂白せしむる事とせるもの多し。

靴下製造

靴下は莫大小工業中最も簡單にして、且其需要多きものなるを以て、重慶に於ても之れが製造は早くより起り、次の如き工場を數ふるに至れり。

商號	所在地	資本金	使用人員	製造高	備考
永昌工廠	重慶螺馬店	四、〇〇〇兩	三五	二〇、〇〇〇	日本製機械を用ふ日本技師一名を聘す
蜀江工廠	同天主堂街	一〇、〇〇〇	四〇	二〇、〇〇〇	日本製機械二十七臺と「シャツ」製造器五臺とを備ふ

原和工廠	江北	八、〇〇〇	四〇	一五、〇〇〇	英國製機械を用ふ
義民工廠	重慶會家巷	五、〇〇〇	三〇	一五、〇〇〇	同
聚珍廠	同　大梁子	二、〇〇〇	三〇	一〇、〇〇〇	日本製機械を用ふ

其製品は品質固より良好なるを得ずと雖も、價格の低廉なる點に於て中等及下等社會の需要に適合し賣行良好なり、製品の色合は灰色、茶、白、黑色等を主とす、但し染色法宜しきを得ざるため剝色し易し、目下住民の四割は洋式靴下を用ゆと云ふ。

蜀川電燈公司

太平門内に在り、一九〇八年資本金貳萬兩にて十六燭光千燈の計畫にて設立したりしが、其後擴張のことに決し、程なく資本金三十萬兩の株式會社とし、後漸次に擴張し、現時四十萬兩餘の資本となれり。

既買の小機械は銅元局に賣却し、米國人技師を聘し新機械を据付け、一九一〇年より點燈せり、點燈數も其後漸次增加し現今一般商家の點燈約六千に上り、警察用街燈等を加へて約七千に達す、目下二臺の發動機を備付け、各一臺は三百六十七馬力を有す、機械は獨逸商瑞記洋行より購入せるが、其後日常需給品(電球電線及零碎なる器具類)も同じく瑞記洋行より供給せり。

紡績工場計畫

一八九三年重慶に於ては、上海及び武昌に倣ひて、紡績會社を建設せんとするの議起り、其計畫は次第に熟し、一八九五年に於て四十萬兩の資本を以て之が設立の運となり、工場敷地の買收をも了り、更に上海に向つて機械の註文を發するに至れり、此計畫に對し地方の商民は多く賛成する者なく、随て歡んで株式の引受を爲さんとする者なかりき、蓋し彼等は重慶成都地方に於ては固より棉花を産出すと雖も、然も其産額は需要に比して不足に、一方阿片の製造に用ゆる罌粟の栽培は、極めて有利なるを以て、一般に行はれたる時代なりしより、棉花の栽培を增加せしめんとするも、容易に其目的を達することを得ず、随て重慶に紡績工場を設立するも、其原料は之を民船に依て其他の地方より輸入せざるべからざるが、揚子江の上流地方に於ける民船の航行は、極めて困難且つ危險多きを以て、若し此交通に支障を來たしたるときは、直ちに紡績工場の原料品の供給の不足を見るに至るべし、殊に重慶の工賃は、之を武昌其他に比して決して低率と爲す能はざるを以て、重慶に於て紡績業を起すも、其價格は他の地方に於けるものよりも殊に廉價なること能はず、故に此地に於て紡績工場を起すよりも寧ろ武昌其他の紡績工場に於て製造したる品を、輸入するの優れるに如かずと做して、重慶の商民は紡績工場の建設に賛成する者尠かりしなり、然れども總督は其計畫を强行し、一八九六年に於て、官

憲は遂に重慶に株式募集事務所を設置したり、斯くて種々株式募集の爲めに努力したる結果、遂に一株百兩の株式五百株の募入を了れり、其後官憲の主唱に係るものなるを以て人民の續々株式を申込む者ありたるが爲めに、遂に資本金を增して百萬兩とし、外國商人と機械購入の契約を締結したり、此くの如く計畫漸く進みたる際、北京の度支部は之に反對し來りたるを以て、遂に其儘中道にして廢せらるゝの止むなきに至り、重慶に於ける紡績工場は遂に實現せられずして止めり。

豚毛

四川產豚毛は毛質强靭毛長くして光澤に富み、品質の良好なる他に其の比を見ずと稱せらる、今や世界的商品として、上海及漢口を經由して、歐米各國に輸出せらるるもの少からず、殊に歐洲動亂發生以來著しく世界に重きをなせり、初め本品に著目したるは英國人にして、一八九六年重慶に豚毛精製工場を建設し、其製品を歐洲市場に送り出したるに、其結果は非常なる成功にして、此地方の豚毛は、倫敦及び紐育に高價を以て盛んに賣れ行くに至れり、其後支那人及び外國人にして同一の事業を爲し、英國人と競爭する者を生じ、其輸出額年と共に增加するに至れり。

當地方產の豚毛は、毛色、品質其他により類別せらる、其主要なる分類次の如し。

一、毛色による種別

白毛、黒毛に分つべし、外に黄毛の名稱なきに非ずと雖も、之れ野猪毛に非ず。

二、加工の有無による種別

全然加工せられざるものを原毛、加工せられて梱束せられたるものを束毛と稱す、豚毛は凡て原毛の儘原産地より重慶に搬出せられ、此に於て加工梱束せられて束毛となさるゝものとす。

重慶の城門

三、品質による種別

イ、飛　飛

毛長四寸以上のものを梱束したるものにして最も高價なり、但し僞貨多くして眞貨稀なり。

ロ、尖　壓

毛長三寸以上に亙るもの。

ハ、提　壓

毛長二寸以上のもの、往々甚しき短毛を混入す。

ニ、原　床

原毛を拘束したるものにして、毛の長短一定せず、附著物多し。

豚毛の四川省内於ける產地次の如し。

白　毛

榮昌地方	年產額約	八〇〇擔
瀘州地方	同	三〇〇
敍州地方	同	三〇〇
其他の地方	同	一〇〇—二〇〇

右の内品質を論ずれば榮昌產を以て第一とし、敍州瀘州產を以て之に次ぐものとし、瀘州產は其品質最も下等なり、

黑　毛　黑毛は省内至る處之を產す、就中主なる產地左の如し。

揚子江筋(敍州、瀘州、涪州)	年產額約	六、〇〇〇擔
嘉陵江筋(遵義、綏安、巴河)	同	四、〇〇〇
沱江筋(壁山、安岳、銅梁、內江)	同	三、〇〇〇
雲貴省境地方(綦江、永寧)	同	二、〇〇〇
計	同	一五、〇〇〇

之が品質を論ずれば嘉陵江筋に屬する巴河地方の產品を以て上等品となす、(彈力性に乏しと雖も長毛多きを以て稱せらる)、之に次ぐを嘉陵江、沱江、雲貴省境地方產品とす、長江筋產品は彈力性を缺

き、且短毛多く品質最も劣惡とす。

是等諸地方に產せる原毛を重慶に運び之れに仕上げを加ふる方法については一定せるものあるにあらざるも、先づ普通の方法は原毛を水中に浸し、上より重き石を以て之れを壓し置くこと一週間乃至十日、毛質中の脂肪分の十分に浸出するを俟て之を取出し、清水を以て洗滌し梳を入れたる上、小板の上に排列し、糸を以て括り乾燥したる後蒸爐に入れて毛癖を矯正したる上之を取出し、再び焚火を以て乾燥し、毛の長短に隨ひ左記十七種の吋物に仕上ぐ。

一、二吋物　二吋、二吋四分の一、二吋二分の一、二吋四分の三
二、三吋物　三吋、三吋四分の一、三吋二分の一、三吋四分の三
三、四吋物　四吋四分の一、四吋二分の一、四吋四分の三
四、五吋物　五吋四分の一、五吋二分の一、五吋四分の三
五、六吋物　六吋(之れ以上は凡て六吋物とせらる)

之より更に霉毛（腐蝕せるもの）、腐敗毛及必毛（尖端の裂開せるもの）等の不良毛を拔去りたる上、直徑約一吋半位のものに梱束し輸出向のものとなす。

更に熟毛を其品質により區別して取引するを常とするが、重慶に於て行はるゝ其類別次の如し。

一、正牌　產地別に良毛を排出して、加工梱束せる上等品
二、副牌　原毛の產地如何を問はず、凡て中等品質の毛を加へ梱束せるもの

三、次牌　副牌の原毛に比し更に品質劣等なるものにして、前者に比し、更に簡單なる加工を施したるもの

尙二吋物に左の種別あり。

一、札子　兩端に毛根を有し中央に於て梱束せるもの、往々にして短毛を混ず

二、順莊　一端に毛根を有し、其毛根部を梱束せるもの

是等豚毛は秋期を以て成毛期、初冬十一月末より十二月中旬を以て收毛期となし、原產地に於ける出廻期は十一、十二月の兩月、重慶に於ける出廻期は二月より七月に至る六箇月間とす。

原產地に於ける收毛は屠殺せる豚を熱湯中に浸し、毛を捋り肉片其他の附着物を梳去することによりて之をなす、便宜自家收毛をなすものあれども、多くは湯房と稱する屠殺場に於て之を爲す、一般農民は生豚を湯房に運び行き、屠殺を依賴し、屠殺料に代へて其毛を湯房に與ふるものなり、湯房により收蒐せられたる豚毛は、更に各地の小販子(小口買出人)の手に移り、小販子は之を集めて長き毛を外側に、短毛を內側にして束ね數千斤に纏束し、之を大販子(大口買出人)に賣渡すものとす、大販子は其買集めたる原毛を一纏にして重慶に搬出し、仲買人の手を經て問屋(山貨帮)に賣渡すなり。

一時に多量の原毛を買入るゝためには、大販子の搬出を待たず、店員を原產地に派出し直接買入をなす、大販子が原毛を仲買人に賣渡すときは、價格の二分を定規手數料として、仲買人に與ふること

となり居れり。

重慶に於ける豚毛取扱商としては外商に

新利洋行、三井洋行、大和洋行、森村洋行、白理洋行、隆茂洋行、瑞記洋行、吉利洋行

等あり、支那商には

同仁豐　同昌隆　萬記　義記　塡美德　森記　裕慶祥　祥和　慶記　同盛德　瑞森祥
新茂昌　德記　公和　炳森祥　茂記　集順祥　同興祥　永美厚　餘興隆　永利享　灶記
榮盛長　聚樂長　安達生　天吉長　謙成享　厚記　永記　明記　興記　寶順福　恒記
正記

等あり。

山羊皮

山羊皮は省內到る處に產し二十年前の輸出僅かに五千枚に過ぎざりしもの、今日に於ては約二百萬枚の多きに達せり、殊に歐洲戰爭發生以來需要著しく增加し、價格亦奔騰せり。

其主要なる產地次の如し。

(イ)資州內江產　資州、內江、咸遠一帶地方に產し、黑白兩種共に豐富、剝皮法頗る佳、皮質亦軟にして强靱、瑕屑物少し、年產額約一、九〇〇擔あり。

(ロ)安岳樂地産　安岳、樂地、簡州東部一帶產を汎稱し、品質前者と略伯仲の間にあり、年產額約七〇〇擔あり。

(ハ)渠縣產　三滙を中心としたる渠縣、大竹、順慶地方產にして、皮質優良なるも黑皮に乏しく剝皮法亦拙なり、年產額約九〇〇擔內外。

(ニ)大足銅梁產　大足、銅梁、壁山、巴縣管內產にして、比較的黑皮多く、品質大體安岳產に伯仲するも剝皮法拙なり。

(ホ)遂寧產　潼川、涪江一帶產にして、皮質前數者に劣らざるも剝皮法拙なり、年產額約一、五〇〇擔とす。

(ヘ)石橋產　成都南部、簡州一帶產にして、剝皮法安岳、樂地產に劣らざるも瑕多きを缺點とす、年產額約八〇〇擔位。

(ト)成都產　成都を中心としたる北東西各路產、皮質良好なるも剝皮宜しきを得ず、且赤褐色多く大板深毛種少からざるにより聲價稍劣る、年產額約四〇〇擔なり。

(チ)合州產　隣水、合州地方產、白皮多く瑕物あるも皮質は却て可也、年產額約四〇〇擔內外あり。

(リ)瀘州產　合江、江津一帶長江沿岸產に係る、黑皮多きも剝皮法拙劣就中長江南岸のものは瑕物多

し、年産額約一、三〇〇擔あり。

(ヌ)長壽産　長壽、墊江、巴縣地方産にして、白皮多し、品質剝皮法瀘州産に同じ、年産額約六〇〇擔位。

(ル)綏定産　東郷、大平、城口及邊河一帶産、白皮多く又瑕屑物少なからず。

(ヲ)萬縣産　雲陽、開、大竹、梁山、新寧及長江南岸産、白皮多く皮質粗に、剝皮法亦拙なるにより中位にあり、年産額約三、二〇〇擔。

(ワ)涪州産　白皮多く皮質前者と大差なし、剝皮法拙なる爲め瑕物多し、年産額約六〇〇擔。

(カ)酆都産　忠州、石柱、酆都産にして、白皮多く皮質可なるも剝皮法拙にして瑕物多し、年産額約五〇〇擔。

(ヨ)自流井産　自貢、榮、樂山、犍爲地方産、皮薄く毛荒く剝皮法拙に白皮の瑕物多し、年額約五〇〇擔と稱す。

(タ)夔府産　大寧、巫山、長江南岸産、毛深く白皮多く瑕物少し、年産額約二、〇〇〇擔。

(レ)敍府産副官、雷波、今理及長江南岸地方産に係り、黑皮多く剝皮法劣り瑕屑物あり、年産額約一、二〇〇擔。

(ソ)雅州産　建昌道管内一帶産にして、毛深くして粗大且剝皮法惡しく品質最下等に屬す、年産額

約八〇〇擔

山羊皮の種類は產地、剝皮法、毛質等により區別せらる。

一、產地による種別

重慶貨　皮質柔軟、强靱、瑕物少し、之を大河貨と小河貨とに分ち、後者は其品質前者に優る。

萬縣貨　白皮、皮質前者に劣らざるも瑕物多し。

二、剝皮期による種別

冬期物　陰曆九月乃至翌年二月の間に剝皮せるもの、新鮮にして油氣光澤に富み、毛厚くして密生す、皮質柔軟强靭屑物極めて少し。

暑期物　晚春若くは夏期に剝皮せられたるもの、皮質甚だ硬くして薄く皺多くして毛少く、光澤殆んどなし、殊に夏期の保存容易ならず瑕屑物多し。

秋板子　冬期貨中十、十一の二箇月間に剝皮せられたるもの、皮質最も良しとす。

三、剝皮法による種別

好亮板　剝皮、乾燥共に完全にして皮質を損せざるもの。

血　皮　屠殺の際咽喉を割きたる儘切斷せず、時の經過するに從ひ、皮の內部に血液附著し、乾燥後も尙血斑を止むるもの。

刀　傷　屠殺剝皮の際肉及油を取去る爲め不熟練なる職工が小刀を以て皮に裂傷を與へしもの、此傷の大小は以て價格に影響を及す、若し傷にして頭脚部又は皮端に近きに於ては、價格を損せざるも中央部に露るゝに於て殆んど無價値のものとす。

重油板子　剝皮不完全なる爲め兩脚端及輪廓に多くの脂、肉の附著せる儘乾燥し強いて重量の大なるを期せるもの。

四、乾燥による種別

亮　板　日蔭に於て自然に乾燥せられたるもの、光澤著しく皮質亦柔軟強靭、完全無缺のものとす、乾燥は背部に於て中折し、外毛部を內側にして棒に吊し乾燥する迄、其位置を變せざるを宜しとす、然らざるに於ては其交叉點早く毀損するを以てなり。

灰　板　前者によるときは乾燥の手續煩雜なるにより、相場の順調なるとき、又は狡猾なる剝皮者が石炭、炭、泥、砂又は柴灰等を塗り、早乾法を施したるもの、これによるときは乾燥後附著物を除去すること難く、油氣光澤なく皺板に等しき形狀を呈す。

火坑板子　秋冬雨期燃火にて乾燥せるもの、油氣光澤なく、皮面皺を生じ皮質硬く甚しきは焦斑を存す

烟燻板子　常に燃火せる部屋の裡に吊し置き、烟により徐に乾燥したるもの、前者に比し損傷の

程度少きも、皮面黑色を帶び皮質硬く劣等なり。

皺　板　夏季太陽の熱氣にて乾燥したるもの、油氣光澤なく皮面皺及斑紋に滿ち皮質厚く最劣等に屬す。

撑　板　皮の四端を紐を以て架に張り乾燥したるもの、皮薄く乾燥後折目破狀を呈し、品質極めて粗惡なり。

五、毛色による種別

黑皮子　漆黑色を帶び輸出向として第一位を占む、重慶に於ける相場白皮子に比し二十兩高なり。

白皮子　白色にして前者に比し皮厚くして重し、品位第二位にあり。

蔴花皮子　主として成都附近產にして、褐黃色を帶び、背部中央に黑色毛縱に滋生せるもの、品位第三位にあり。

蔴花皮子　黑色の斑或は褐色毛を混ずるものにして、品位第四位にあり。

六、大小及重量による種別

大板子　大形の皮にして重量普通壹枚二斤以上とす、皮質老いたるものとして歡迎せられず。

小板子　小形に過ぎ且皮質若きに失し又歡迎せられず。

中板子　大小重量中庸を得たるもの、重量普通一枚一斤二、三兩內外を保つ品位第一位にあり。

七、毛の深淺による種別

深　毛　皮質上等なるも毛長きに過ぎ、三寸より四、五寸に及ぶもの、適宜毛を裁剪するを要す。

二　毛　毛長二寸より三寸に及ぶもの、一寸位に裁剪せらる。

滿　板　毛の表面全部に亙りて長毛を有するもの、加工費を要する爲め歡迎せられざるも、毛を截らずして底蓋貨と稱し、荷造の際他の損傷汚穢を防ぐ爲め、最下部又は最上部に之を置き、底又は蓋となすことを得らるゝ便あり。

副脚毛（一名髭鬚脚毛）　胸、腹及四肢部に夥しく長毛を有するもの、加工費を要するにより歡迎せられず。

八、新舊による種別

新鮮板子　新物にして上等なり。

陳　板　陳貨卽ち前年の殘貨にして、皮硬く劣等に屬す。

九、負傷の有無による種別

蟲　傷　山羊は多く槐樹の下に寄遊するを好み、且槐實を最も好み食ふ、雨後樹下に來り雨滴さ

共に落下する槐實を漁る時、樹に發生する塊蟲（一種の木虱）落ち乘り、羊皮に喰込み、こゝに栗粒大の尖起狀を生ずることあり、爲に剝皮の際其部分に眼空を生ずるを常とす、斯かる品を蟲傷と云ふ。

癩子皮　癩犬に接近するにより傳染する一種の皮膚病に冒されたるものなり、脫毛の程度の如何により之を類別す、此種羊皮は殆んど無價値にして、只荷造りの際最下部に敷き、或は最上部に蓋として用ひらるゝに止まる。

脫蟲　是亦一種の皮膚病に冒されたる皮にして、初め皮の內部に一種の蟲を生じ、その漸次皮面に現れて粟粒狀のものを生じ、之を水に浸すときは其部分脫落して孔を生ずるに至る。

加工方法

山羊皮の加工方法は大體に於て先づ買入れたる皮を削工して、皮面の肉塊脂肪及頭脚等を削取り、長毛を截去し、各種別に依り配合の上荷造するを普通とす、但し加工組合荷造等は仕向地により異なり、例へば萬縣より輸出せらるるものは多く漢口向の白皮なるを以て、殆ど加工を爲さず、頭、脚、肉、油の附著せる儘にて單に色別をなして送出すに止まるが如し。

取引慣習

其買出方法は重慶の山貨帮より買入るゝと、店員を原產地に派し、直接生產者に就き買入るゝと

の二法あり、多額の買出は後者によるを常とす、皮色の如何は羊皮取引に最も重きをなすものにして、普通黒白種に二大別せられ（蘇黄、蘇花等は黒に屬せしむ）兩種を左の如く、正、倒、（組合の名稱）に分ちて相場を建つ。

正九一	白一割　黒九割物
正二八	白二割　黒八割物
正三七	白三割　黒七割物
正四六	白四割　黒六割物
對半	白五割　黒五割物
倒九一	白九割　黒一割物
倒二八	白八割　黒二割物
倒三七	白七割　黒三割物
倒四六	白六割　黒四割物

白又は黒物のみの取引は甚だ稀なるも、往々全白又は全黒の名稱の下に行はるゝことあり。

仕上げたる皮は之を正號と副號とに分つ、前者は加工の結果甚しき皺板、火坑板子又は刀傷、蟲傷等の瑕屑物を除きたる完全なるものにして、後者は瑕屑物より成る不完全なるものなり。

重慶に於ける羊皮の主要なる取扱商及其年取扱高次の如し。

商號	取扱件數	商號	取扱件數
聚福長	六五〇件	德大榮	四件

商號	數	商號	數
福星長	八一	生記	一五
德生裕	一〇	同豐裕	二三
慶源洋行	七二三	集永亨	五三五
源昌永	六三	白禮洋行	三一四
德義生	一八	德盛	二六
積慶隆	三二	正記	三八四
華豐乾	二八四	澤豐	一二
益記	二三	安達生洋行	八四
寶號王	八五	新利洋行	三五
成記	一三一	五福宮	七〇
利樂公	一三	天吉長	
龍記	二二	彭長太	
同義生	二二	新記	
瑞記洋行	七〇		

牛皮

牛皮には黄牛皮、水牛皮の二種あり、資州、内江、敍府、綏寧、三滙、巴州等は前者の主産地、資州、内江、綏寧及潼川、鹽亭管内は後者の主産地たり。

其生産時期により之を分ちて夏期物と冬期物となす、前者は夏期屠殺せられたるもの、後者は冬

屠殺せられたるものに係る、冬期物は夏期物に比し品質良好にて價格亦高し、其産額及輸出額は多からず、年産額二萬五千擔、輸出額は二萬擔と稱せらる、輸出先は上海及漢口を主とし、就中漢口に向けらるるもの七割を占む、重慶に於ける本品取扱商の主なるものは玉煥堂、聚五州、榮森厚、聚漢東、榮德恒にして、主なる輸出商に正記、成記、集永亨、德生裕、天錫公あり。

羊毛

種類

一、羊種による種別

綿羊毛　綿羊種より剪採するもの、省內松藩、陝蜀境界地方に多少の産ありと稱す、重慶地方には現はれず。

山羊毛　山羊種より剪採したるもの、省內農民飼羊の目的は主として其の肉と皮との取得に在るを以て、羊毛の毛質に對する人爲的改良方法更に行はれず、從て一般に品質劣惡なり。

二、剪毛季節による種別

春毛　春季剪採したるものにして套毛、抓毛の別あり、套毛は羊の脫毛期に先立ちて剪採したるもの、抓毛は鐵製の熊手を以て搔取したるもの、品質惡しきに非ずと雖も、搔取に係るを以て、纖維

長からず、品質前者に劣る、又抓毛は其活羊より搔取せられたるものを、散抓毛、死羊より搔取せられたるものを皮抓毛と稱す、品質後者は前者に劣る。

秋　毛　秋季剪採せられたるもの、纎維短く彈力性に乏し、産額亦多からず。

夏　毛（一名伏毛）　夏期陽曆六月以後に於て剪採せられたるもの、品質粗惡産額多からざるにより、普通一般に秋毛中に包含せらる。

産　地

四川省松藩及西藏境界に接近したる地方は土地荒寥、人口稀薄にして農業振はず、專ら牧畜行はるゝ爲め、自然羊毛をも産出す、其主産地は打箭爐地方にして全産額の六、七割を占む、是等地方産品搬出の經路に三あり、即ち一は松藩より牛馬に駄し茂州、灌縣を經、岷江又は長江に依り重慶に到るもの、二は松藩より茂州、綿陽、涪州を經て重慶に至るもの、三は松藩より溪谷を越え、平武、龍安を經、陸路江に沿ひて大和鎭に至り、水路重慶に至るものこれなり、其他は陝西省境界地方よりの産出に係る。

重慶に於ける羊毛取扱商としては

新利洋行　隆茂洋行　德大榮

豐盛　德泰和　德生裕

謙裕恒　春生永　澤豐

等を主とす。

蔴

四川産の蔴には苧蔴(分ちて青蔴、毛蔴、火蔴の三とす)、大蔴、小蔴の各種あり、中に就き火蔴は産額少く僅に製繩及織布用として、省內一部に消費せらるゝに止まり、漢口への輸出額は云ふに足らず。

輸出向は青蔴を以て主とし、近來其の聲價漸く高まり、每年漢口、上海、廣東、日本及歐米諸國へ輸出せらるゝもの三萬兩以上に及べり、青蔴は省內到る處之を産せざるなく其品質湖北、湖南産に比し纖維長く光澤あり、主産地及産額左の如し。

産地	産額	産地	産額
達縣	七五〇、〇〇〇斤	阿市垻	三〇〇、〇〇〇斤
大竹縣	七〇〇、〇〇〇	涪州	三〇〇、〇〇〇
中家灘	五〇〇、〇〇〇	渠縣	二五〇、〇〇〇
羊渡溪	五〇〇、〇〇〇		

これに其他の地方に産出するものを合し省內年産額總計三百五十萬斤を下らずと云ふ。

之等各地産の品質を論ずれば渠縣屬三滙場産、涪州屬高家鎮産を第一とし、其集散地も三滙場、涪州

を主とす、殊に三滙場は取引最も盛にして、三滙蘇と稱するものは凡ての取引の標準をなす者の如し。

麻は又其生産期の異るにより左の如く區別さる。

頭　麻　第一截にして毎年六月頃收穫

二　麻　第二截にして毎年八月頃收穫

三　麻　第三截にして毎年九月頃收穫

其品質は生産の順序に一致し輸出向は頭、二麻に限る。

右の頭二、三麻共に加工せられて左の如く種別せらる。

賽	頂	長さ約四尺以上のもの
極	頂(績頂)	
項	尖	長さ約三尺以上のもの
提	尖	長さ約二尺内外のもの

重慶に於ける麻の取引には左の如き特種の花色(組合法)あり。

正九一	賽頂	極頂	九割	項尖	提尖	一割
正二八	同	同	八割	同	同	二割
正三七	同	同	七割	同	同	三割
正四六	同	同	六割	同	同	四割

對半	同	同	五割	同	同	五割
倒九一	提尖	頂尖	九割	賽頂	極頂	一割
倒二八	同	同	八割	同	同	二割
倒三七	同	同	七割	同	同	三割
倒四六	同	同	六割	同	同	四割

大黃

大黃は四川產重要品の一にして主として、藥材及染料に用ひらる、形狀一樣ならずと雖も、大別して棒狀をなすものと、塊狀をなすものとに分つべし、外皮灰色、內部黃色なるものを貴ぶ、其主產地次の如し。

雅州　最も著名なる產地にて、其產品は雅黃と稱せられ野生のもの多し、馬蹄形をなすの故を以て馬蹄髦とも稱せらる、草根內部は鮮明なる黃金色を呈す。

灌縣　野生品にして涼黃と稱せられ、甘肅省涼州及南坪產亦市場に現はるゝも是等は重慶に集散する事なく陸路直接下流地方に輸出せらる。

壁口　四川產に非ず甘肅省文縣產にして文黃と稱せらる大部分は栽培せるものなり。

南川　京山黃と稱せらる、內部紅良表面頗る粗にして雅州產に比し小形なり。

其産額は文縣約一、〇〇〇〇擔、灌縣約六〇〇擔、餘は殆んど全部雅州産に屬し、南川産は極めて少く八、九、十、の三月を以て出廻期とす。

其草根の下部肥大せる部分を二個に縦斷せるもの、之を洋片と稱し輸出向たり、又草根の上部細き部分を三個に横斷せるもの之を上部より順次小吉、中吉、大吉と稱し內地向となす、雅黃は、大小により刀塊(提庄と別稱す)と大市とに分ち、百斤の重量刀塊二十一兩、大市十八兩內外とす、更に之を加工して正號、副號及陸號(屑品)となす。

提庄は主として香港向、大市は漢口向け輸送せられ、後者は同地藥材帮により海外へ輸出せらる、其輸出向大黃の加工法は、先づ外殼を削去り、棒狀のものは之を二分し、濕氣あるものは之を乾燥するを要す、重慶に於ける取扱商は相君閣、壺中春、永和春等なり。

牛油

牛油は四川省の主要產物の一にして、水牛の油にして色白き水牛油と、黃色を呈せる黃牛油とあり、前者には往々羊油を混するものあるも、品質には妨なし、其年產額約五、六萬擔にして、水牛油七、黃牛油三の割合とす、輸出額は平均二萬擔內外なり。

成都、潼川、順慶、萬縣、江津、白沙場、遂寧、叙州、三滙場、東溪、石橋、內江、瀘州、重慶附

近を以て生産地となし、十一月より翌年二月に至る四箇月間を以て出廻期となす、其取扱商には次の諸店あり。

武林洋行　新利洋行　聚五州
聚漢東　榮林厚　會夫順
鴻盛祥　復興和

木油

四川省に於ける木油の産出は從來多からざりしが、近年海外に於ける需要增加に從ひ著しく產額加はり輸出額二萬擔以上に及べり、木油は桕樹の果實より搾取するものにして、果實内外皮及内核を混交壓搾して得たる木油と、內實より搾油したる皮油と、內皮を割り黃白色を帶びたる一種の物質より搾取したる搾油とあり、搾油は品質最良なるも產額少し。

桕樹は省內各地に繁茂するも、陀江と岷江との間に蜿蜒せる山嶺の兩背及岷江の西邊、金沙江沿岸一帶を以て主產地とし、敍州を以て油の大集散地となす、敍州には屏山、馬邊廳、雷波、酉陽、犍爲、綏江地方卽ち金沙江沿岸產のもの集り其額最も多し、之れに次いでは石橋を大集散地とす、同地は東大路上の一小驛成都の東百四十支里、簡州の西十支里に位し、簡州、資陽附近一帶產の集散地とす、集散

額左して多からずと雖も、品質良好なるを以て聞ゆ、同地よりは陸路或は內江により船にて搬出せらる、之れに次いで峨眉山一帶及井研地方の產品は嘉定に集り、萬縣を中心としたる附近各縣のものは

木油類の運送

萬縣に集り、此外瀘州、峨、貴州、遵義產の集散地として、綦江及涪州あり、前記各集散地毎に其集散額につき大體の推測を下すに左の如し。

敍州	四、五十萬斤
石橋	十萬斤
嘉定	二、三十萬斤
萬縣	三十萬斤
綦江	約十萬斤
	約百十萬斤乃至百三十萬斤

木油は一定の温度に上れば溶解するを以て、其取引は專ら冬期に限られ、十月末より十二月に至る約二箇月の短期間の取引を以て普通とす、但し遠隔せる地方產は往々にして正月中上場せらるゝことあり。

白蠟

白蠟は嘉定、雅州附近、保寧管内輿信堺地方を主產地とし、年產額二萬餘擔あり、内嘉定七、保寧三の割合にして、品質保寧產を以て良しとす。

本品に米心、牙子の二種あり、米心を上等品とし、陰曆九月頃を以て出廻期となす。

重慶に於ける本品取扱商としては次の諸家あり。

武林洋行	新利洋行	長記
李森雲	聚五州	復興合
曾吉順	榮森厚	煥記

黃蠟

主として敍州、嘉定、萬縣、順慶、永寧、涪州、東溪、瀘州 滎定、巴州等より產出し、陰曆十月乃至翌年三月を取引の盛なる時期となし、廣東、浙江方面へ輸出せらるるもの多し、輸出額は不明なるも年四五千擔位ならん。

學校

重慶に於ける主要學校次の如し。

外人經營學校

天主堂附屬小學校　城外曾家岩
啓明學堂　同
明倫學堂　同
廣益書院　同
廣益兩等小學校　同
淑德女學校　同
求精學校　同

支那人經營學校

省立第二女子師範學校　定遠碑
省立第一甲種商業學校　機房街
川東聯合縣立師範學校　學院街
同　甲種工業學校　曾家岩
重慶聯合縣立中學校　千廝門炮台
巴縣立中學校　會府街

新聞紙

重慶に於ては革命後各種の新聞紙發行せられたりしが、孰れも小規模にして永續するものなく、起倒常無かりき、現在重慶に於て發行せらるる定期刊行物次の如し。

新聞名		主幹
俱進日報	日刊	詹靈樞
平民日報	日刊	田書甫
商務日報	日刊	周文欽
崇實報 (La Varite Journal Catholique)	月二回	F. M. J. Gourdon
川東學生聯合會週刊	週刊	金元圃

英人商業會議所

重慶在留の英國人は一九一七年十二月より此に英人商業會議所を設立せるが、會員數は五人に過ぎず、J. C. Owen 其書記長たり。

外商

重慶に店舗を有する外商の主なるもの次の如し。

名稱	國籍	開設年度	營業種類	備考
英美煙公司	英米	一九〇七	煙草	外國人監理す
太古洋行	英	一八九〇	運送業	英人監督す
怡和洋行	英	一八九〇	運送業	
隆茂洋行	英	一八九六	貿易業、機械輸入、山貨輸出、保險業	
禮和洋行	獨	一九〇八	機械時計商	
瑞記洋行	獨	一八九九	貿易業、豚毛其他山貨輸出	
永年延壽公司	英	一九〇五	保險業	
永明保壽公司	英	一九〇五	保險業	
慶源洋行	英	一九〇七	山貨輸出業	
公泰洋行	英	一八九〇	運送業	
德惟一	英	一九〇八	雜貨商	
立德同	英	一八九六	運送業雜貨商	
利源洋行	佛	一九〇二	麥粉洋酒雜貨	
義昌洋行	佛	一八九五	洋酒雜貨輸出、山貨輸入	
美孚洋行	米	一八九四	石油	一八九九年重慶對岸の地に箱入石油の倉庫を設く
勝家公司	米	一九〇七	ミシン販賣	
美最時洋行	獨	一九〇九	山貨輸出	
豐茂洋行	獨	一九〇六	山貨輸出	
元亨洋行	獨	一九〇八	雜貨商	

吉川洋行	佛	貿易業
寶豐洋行	獨	貿易業(豚毛を主とす)
大美藥房	米	藥種、雜貨、食料品
德昌洋行	獨	豚の腸詰輸出を主とす

邦商

重慶に邦商の入り來れるは比較的遲く、且其數も多からず、現在に於ける主要なるものは次の數者なり。

新利洋行	山貨輸出、綿糸、雜貨輸入
大和洋行	賣藥、雜貨、文房具輸入、山貨輸出
瑞華洋行	雜貨、學校用品、賣藥
若林大葯房	日本雜貨及賣藥
聚福洋行	山貨輸出
東華公司	燐寸製造

傳教

四川省は早くより羅馬舊敎の傳道の行はれたる處にして、是等宣敎師は孰れも印度より雲南を經て

四川に入りたるものなりき、一八四六年發行の Chinese Repository に四川省の舊教徒に關し次の記事あり、以て其早くより傳道の行はれたるの狀況を知るべきなり。

四川省は最も羅馬教の盛なる省の一にして其宣教師は The French Society of Foreign Mission に屬するものにして、Perochoan 僧正の監督の下にあり、現に四川にある其宣教師は九名にして、支那人の牧師三十八人、信者五萬四千人に上る。而して其施設としては教師養成の爲の College 二、男子の學校五十四、女子の學校百十四あり。

目下重慶には次の諸派に屬する教會あり、

天主教 (Roman Cathoric Mission)
英美會 (Canadian Methodist Mission)
內地會 (China Inland Mission)
聖公會 (Church Missionary Society)
公誼會 (Friend Foreign Missionary Association)
美以美會 (Methodist Episcopal Mission)

是等の教會中病院を經營するもの多く、是等は支那人の間に深甚なる感謝の念を生せしめつゝあり其主要なるもの次の如し。

病院名	營業者	所在地	備考
寬仁病院	米國美以美教會	戴家巷	開設以來三十餘年を經設備整ひ信用大なり、男女兩院に分つ
仁濟醫院	英美教會	九石坎	

仁愛醫院　　佛天主教

天主堂病院　　佛天主堂　　佛國領事館軍醫診療に從事す

其外病院としては米國醫師マカードネーの獨力を以て開けるマカードネー病院あり、在重慶内外官民の義捐を得て開設せるものにして、規模最も大に設備完全す、其他一九〇六年獨逸軍醫の獨逸政府の支持の下に開設せるものあり、又邦人長氏の醫院あり。

萬縣

地理市街等

萬縣は長江の北岸に位し、重慶の東北陸路七日、水路下航二日（汽船は一日）に在り、宜昌に下るには民船四日乃至五日程とす、長江は南より來り、此處に於て東折し夔州に向ふ、地勢は南は江を隔てゝ一帶の丘陵あり、江幅五百碼内外、水流緩にして兩岸民船の碇泊多し、西北部亦丘陵にして高からずと雖も起伏甚だ多し、東部は丘陵の傾斜緩にして山腹悉く耕作せらる、市街は江岸水面を拔く九十呎乃至百十呎の斷崖上に在り、四周圍らすに城壁を以てし六門を穿つ、元江の南岸に在りしを魏の時代に現在の位置に移したるものなりと云ふ。

城市の西方に苧溪と稱する小河あり、渠山縣に發す、此流を隔てゝ萬縣の外廓市街を爲す南津街あり、南津街は長江及苧溪に沿ふて約二哩の間に亘り、商業地にして常に商況活潑に市街殷盛なり、苧溪上には數橋を架す、第一なるものは獨木橋にして、他は石橋なり、之れ梁山を通じ成都に至る要路にして一間餘の道路あり、石を以て疊む。

萬縣の人口は或は十萬以上と稱し、或は六七萬と稱し、精確の事を知り得ざるも先づ七萬内外と見

ば大差無からん、城内に縣公署、警察署、其他學校、官公署等あり、釐金局は南津街に位置す。

萬縣城外の橋

萬縣港は市の西端に近き三塊石より市の東にある鐘鼓樓と稱する堂宇に至るまで二哩に亙り、市街の外廓を包括せる上端に於て、江の北岸南方に突出す、之を蟠龍石と稱す、以て水勢を中流に轉じ、斯くて水井灣と稱する小靜灣を作り、民船の好停繫場たり、稅關の繫留船も此所にあり、此附近は又掛旗船の停泊場に供せらる、小河の下流にも亦下沱と稱する小灣あり、此所にも民船は碇繫するを得べし、此灣より下流の港端に至るまでは水勢迅速なり、此港端より尙ほ下方に當り又鮓魚沱と名くる一灣あり、此岸に近時米國スタンダード石油會社のタンク及英國亞細亞石油會社の倉庫建設せられたり、江の南蟠龍石の對岸に當り草盤石と稱する岩礁あり、此中流に千金石と名づくる露岩あり、高さ減水期に於て四十五呎を示す、此邊夏期水漲の際は貨船及渡船にとり危險を免かれざるところと

す、草盤石と稅關繫留船の對岸に陳家壩と稱する一水區あり、市街に近く且つ水底の構造汽船の碇泊に適せりと稱せらる、此下流に半圓形の大淺瀨あり、蛾眉磧と稱し四分の三哩に亙り其下に徐沱と名くる一灣あり、之れを本港の下端とす。

此地の氣候は冬期は溫暖に四十度を下る事稀なるが夏期は暑熱相當に甚しく百度以上を示す事少なからず。

開港

萬縣の開港は一九〇二年九月調印の英清改訂條約所謂マッケー條約により豫約せられたる處なり、即ち其第八條第十二項に曰く

清國政府は南京條約及天津條約により外國貿易に開放したる諸港と同一の條件を以て左の諸港を開く事に同意す

湖南省長沙　四川省萬縣　安徽省江門

と、其後年を經るも萬縣の開放は實行せらるゝに至らざりしが、一九一七年三月十六日より此に重慶海關の分關設置せられ、外國貿易を營み得る事となれり、當時の支那官憲の列國に對する通知によれば、純然たる開港場として開放せられたるにあらずと雖も、外國貿易の關する限り爾來開港場と同樣の地位を有する事となれるものなり。

貿易

萬縣は揚子江上流にありては重慶に亞ぐ重要市場にして、開港前の民船貿易は普通年額一千萬兩を下らざりしとの事なるが、一九一七年三月分關を設けて以來同年中の九箇月に於て海關を通過せし輸出入額は百七十八萬六千九百四十九兩なりき、從て其貿易の大部分は尙舊關の管轄に關する普通民船によりて行はれたるものなりとす、本港貿易統計次の如し。

開港後累年貿易額（單位海關兩）

年度	輸入		輸出		計	再輸出	金銀		内地出入貨物	
	國外	國内	國外	國内			入	出	入	出
一九一七	一一、四六一	四八七、三〇一	一、六四〇	一、二九五、九八九	一、七九六、三九一	九、四四二	二二〇、八四九	三二四、七六八	九八、五六六	—
一九一八	一一、一五五	二、五三七、八六三	一、六三七	二、六六三、六六七	五、六〇四、三四二	一七、八〇〇	—	—	二三五、九七四	—
一九一九	一五、一八三	三、一二四、〇六五	五、三三七	三、一二四、一八四	六、二五八、七六一	一四八、六四八	五五九、七二〇	—	八九、六六九	—
一九二〇	二九、九七〇	二、六二三、六一五	五、三四〇	一、四八七、二二三	四、一四六、一四八	二七〇、四五三	一二五、八五一	九七、六八九	九三	—

海關經由貿易額（單位海關兩）

外國貨	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
國外より輸入	一一、一五五	一五、一八三	二九、九七〇
國内諸港より移入	八一〇、二四三	七三九、六四九	四七八、三九二
計	八二一、三九八	七五四、八三二	五〇八、三六二

國外へ再輸出	—	—	—
國內へ再移出(主に重慶、宜昌)	一七、八〇〇	八七、〇二〇	二七、六六一
計	一七、八〇〇	八七、〇二〇	二七、六六一
差引純輸入額	八〇三、五九八	六六七、八一二	四八〇、七〇一
土貨			
移入總額(主に漢口、上海)	二、一一七、六四〇	二、三八四、四一六	二、一四五、二二三
國外へ再輸出	—	—	—
他港へ再移出(主に重慶)	—	六一、六二八	二四二、七九二
再輸出計	—	六一、六二八	二四二、七九二
差引純移入額	二、一一七、六四〇	二、三二二、七八八	一、九〇二、四三一
國外輸出	一、六三七	五、三二九	五、三四〇
他港移出	二、六六三、六六七	三、一一四、一八四	一、四八七、二二三
輸移出計	二、六六五、三〇四	三、一一九、五一三	一、四九二、五六三
本港總貿易額	五、六〇四、三四二	六、二五八、七六一	四、一四六、一四八
本港純貿易額	五、五八六、五四二	六、一一〇、一一三	三、八七五、六九五

最近三年重要商品輸出入額

輸入品

貨名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
生金巾(無地)英	疋	六〇	四六〇	—

同　（同）日	疋	—	四〇〇	—
日本敷布（無地）	同	一二〇	—	—
晒金巾（無地）（英）	同	二、一五五	二、〇四〇	一、六八六
同　（同）（日）	同	—	—	一〇〇
雲齋布	同	四〇	—	—
更紗	同	二一	四二〇	六〇
綿イタリアン（無地黒色）	同	一五一	—	—
綿ヴエネシアン（同）	同	一〇〇	九〇	—
綿イタリアン（無地着色）	同	一六三	一一〇	—
綿ヴエネシアン（同）	同	八一	三三	六〇
絹毛織物（同）	同	—	—	三四〇
綿綾呉呂（同）	同	九〇	六〇	一二〇
紋織絹毛織物（同）	同	六二	五五	—
金巾及シーチング（無地）	同	二〇四	—	四〇
同　（香港）	同	三一八	五五〇	五〇
フランネル（無地染色及捺染）	同	二	—	一六
天鵞絨及綿天鵞絨	碼	—	一、七〇〇	—
綿ブランケット	條	五一四	四四〇	一二〇
手巾	打	一五九	七	八〇
浴布	同	一、一三九	三八三	—

其他綿類	碼	一、三〇四	—	二、一五二
綿織絲(印度製)	擔	三、二五一	一、七四三	六六三
同　(日本製)	同	一、六七八	一九四	二、八一一
生金布	疋	三四	四	—
綾織綿布	同	—	—	六〇
支那木綿(土布)	擔	一四六	一一	六五
珍柄木綿	疋	六六二	一六六	四七〇
綿織絲	擔	三二、七五七	一八、九〇五	三九、五四一
ベルリン羊毛	同	二	—	—
アルミニューム	同	一	—	—
眞鍮釘	同	三	—	—
銅(塊錠)	同	一〇	一〇	—
同(板及薄板)	同	四	—	一
錻鐵	同	六〇九	三七二	五四
釘	同	二六	一三二	一八
針金	同	三	三一	—
鐵及軟鋼(古)	同	二六	—	九
鍍金鐵板	同	九	四	一八
ニツケル製品	同	一六	二	—
銅(竿)	同	一九	一〇八	一一〇

黄麻袋	箇	七、四〇〇	—	—
檳榔子	擔	一二四	九	四
海參	同	三五	二九	三一
燕巣	斤	一一三	四五	一三一
書籍	兩	八四三	—	—
装飾を施せる箱	「グロス」	五〇	五	一一五
蠟燭	擔	三八七	七〇	三五
白荳蔻	同	一〇五	六一	六五
化學製品	兩	一、四〇七	五九四	四一五
磁器	同	三、九〇七	六一九	二三六
紙巻煙草	千本	一、八七〇	二〇〇	三、五〇〇
掛時計、置時計、懐中時計	箇	一、四九四	三五七	一八
衣類	兩	二、一六一	四五七	五一
被褥布及卓布	同	五五九	七	二〇〇
眞烏賊	擔	二五	七〇	八四
琺瑯器	兩	四、四二九	二、二九三	三七七
人參	斤	八二三	五七八	二二七
扇(椰子葉製)下等	本	三三四、七〇〇	七二一、八八五	二〇八、一四〇
同(同)上等	同	—	九、〇〇〇	七、三三〇
窓硝子	箱	四八	二四	一八

品名	單位			
硝子及硝子器	兩	二、〇四九	六九六	一六
ランプ及其附屬品	同	五、七四二	三、一八九	五、七八〇
鏡類	同	一、二二四	四一二	一二七
機械(編物用裁縫用)	同	七、六〇四	六、六二九	四六九
蓆	條	一、七二六	四一二	一九二
藥材	兩	七、三三一	七、一六四	四、〇九三
煉乳	打	二一二	二〇四	七六
針	千本	一、〇〇三	—	—
石油(米)	ガロン	六〇二、二三五	六六六、八二〇	二二四、一二〇
同(スマトラ)	同	九一、五〇〇	一六一、七五五	一三六、一八五
紙	擔	七三	二三	二一
	兩	二九二	六三	一三四
胡椒	擔	一三二	二五二	二二〇
香水及香油	兩	三、七六〇	一、〇五九	一、二九五
乾小蝦	擔	三三	三六	一八
昆布及石花菜	同	九五七	一、六一五	八八八
鱶鰭	同	一一	九	五
石鹼	兩	一、七〇九	一、〇三九	二一〇
木綿靴下	打	三、二八三	一、一〇〇	三〇〇
文房具	兩	一、四八五	五六五	三〇一
家具	同	一、二五八	七三二	七、三四三

精製糖	擔	三八〇	四五	—
化粧用品	兩	二一九	二一三	—
玩具及遊戲品	同	一、三六一	九一	—
洋傘	本	七、三三〇	三、六六〇	一、八三〇
葡萄酒麥酒酒精	打	五四八	九七六	八〇
竹及竹製品	兩	一、四六三	七一六	二一七
蠟燭	擔	七	八五	一
桂枝	同	四一二	九〇	二二六
セメント	同	一〇二	—	九六
茯苓	同	一、〇二五	三四六	五八四
磁器	同	一一八	一一一	—
紙卷煙草	同	三七	三六	四九
衣類	兩	一、〇八九	八四	一七〇
香油	同	一、一二三	六三五	八一六
棉花	擔	五、四八八	一八、五一二	五、七六六
扇	千本	三六	二七	—
蓮實	擔	六五	三六	一〇〇
藥劑	兩	一九、四八七	一〇、九八八	二四、六一二
紙(上等)	擔	六〇	一八	一八
煙管(白銅)	枝	四、九九四	五、六〇五	二、三〇〇

貨名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
乾海月	擔	三三	七二	四一
靴（長短）	雙	一、一八七	—	三二二
石鹼	兩	一、〇八五	八〇〇	一、〇五九
白砂糖	擔	—	四、二四八	—
洋傘	本	二、〇六〇	一、九三〇	二、一四三
木製品	兩	二、五五三	四〇七	七八

輸出品

貨名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
豆（綠）	擔	六二三	二一四	—
同（黃）	同	八四六	六三八	—
豚毛	同	一六三	二二五	二二二
米	同	一四二	—	—
小麥	同	一、二三四	五四二	七九
葉卷煙草	千本	三三七	—	—
石炭	噸	一、四八五	五五七	一五三
骸炭	同	二二〇	—	—
玉子及魚類	千箇	四一	—	—
羽毛（鵝鴨等）	擔	一七五	四五	七一
椰子皮纖維	同	二九一	二九三	七二

品名	單位			
麻	同	八四七	二、三四四	五二九
蒻	同	一九	一	二三
苧麻布	同	一、二六〇	一、七三〇	九五一
生牛皮	同	一三、九九七	四、九七六	四、〇〇七
藍（天然水）	同	四五五	—	九九
腸	同	二五	三五	—
豚脂	同	七五	—	—
藥材	兩	七三、〇九五	五五、一六三	二二七、一七七
五倍子及沒食子	擔	一〇、三八八	二、七九二	六、〇〇三
菜種油	同	四三四	一二七	—
桐油	同	五五、三七五	四五、四九六	六三、九三二
支那紙	同	四一、〇四八	一八、八六一	三一、〇二八
豌豆	同	九五四	六三九	—
陶器磁器	同	一〇、四八二	—	—
菜種	同	六、〇三〇	—	—
種麻	同	四四	—	—
桐子	同	一〇五	七	—
菜種餅	同	二、七九九	四五〇	一、三〇四
生絲（白）坐繰又は器械製に非るもの	同	五八〇	二四七	三八四
同（同）坐繰	同	八九	一二三	二八五

同(同)器械製	同	一一四	三八	五三
同(黄)坐繰又は器械製に非るもの	同	五八九	五八六	一、〇〇三
同(同)坐繰	同	八	一七	六八
同(同)器械製	同	一八	五	二〇
屑絲	同	四八	一一	六一
繭殼	同	六四一	五六二	二三〇
絹布	同	六二	一八	一一
羔皮衣(毛皮共)	件	二八七	四〇	—
麝香猫皮	枚	二、六四九	二、〇〇二	一、九五一
野猫皮	同	二、三〇二	二、〇五九	一、五七四
鹿皮	同	七、三四〇	四、一一二	一、九七六
狐皮	同	八八	一三一	一〇
山羊皮(鞣さゞるもの)	同	七一三、七一〇	八一一、三三三	六九七、一一九
獺皮	同	五八二	三六〇	二三七
兎皮	同	三〇一	一、八三〇	二、九一三
浣熊皮	同	六、一五九	三、八九六	三、五〇四
砂糖(赤)	擔	一、〇四五	—	二、三三〇
獸脂	同	二、二二七	二、三七一	七一〇
植物脂	同	二、四三一	一、〇七七	一〇六
葉煙草	同	七六〇	七〇	一七三

薑黃	同	一、六七六	五七八	一、〇六五
漆	同	一、二四七	三七〇	一、二二九
鹽漬蔬菜	同	三六、二七一	一九、一七一	一八、〇一三
樹蠟（漆）	同	九四二	五二三	—
白蠟	同	一三	—	四
黃蠟	同	二七	九	—

再輸出品

晒金巾（無地）英	疋	—	—	三、二九九
綿織物（印度製）	擔	一、六五八	一一四	二五二
同（日本製）	同	一六三	—	一三三
支那綿織絲	擔	九七七	一、七四一	二、九五五
石油（米）	「ガロン」	—	—	三三二、〇〇〇
支那棉花	擔	—	八七〇	三、九三三

一九二〇年海關經由船隻統計（一般規定によるもの）

國籍	江照輪船 隻數	江照輪船 噸數	蓬船 隻數	蓬船 噸數	計 隻數	計 噸數
米國	二一六	三八、七六〇	—	—	二一六	三八、七六〇
英國	一九二	五〇、一三四	—	—	一九二	五〇、一三四
佛國	三六	一一、八五六	—	—	三六	一一、八五六

支那	五二	一五、五四〇	六八二	二二、八七八	七三四	三八、四一八
計	四九六	一一六、二九〇	六八二	二二、八七八	一、一七八	一三九、一六八

同上累年統計

年度	江照輪船 隻數	江照輪船 噸數	蓬船 隻數	蓬船 噸數	計 隻數	計 噸數
一九一七	二九〇	七一、八〇八	三四四	一一、五五六	六三四	八三、三六四
一九一八	一一二	一九、一六四	八五五	二八、二〇三	九六七	四七、三六七
一九一九	五七六	一二三、二三八	八四六	二五、七三二	一、四二二	一四八、九七〇
一九二〇	四九六	一一六、二九〇	六八四	二二、八七八	一、一七八	一三九、一六八

産業

萬縣の主なる製産業としては、絲織、造船、鐵鍋、其他鐵器、曳繩の製造等にして、土布製織機約三千臺を有す、市外には生絲工場あり、每年約三十五擔の生絲を製造し、以て近郊の産繭を吸收せり、萬縣附近の土地は能く開墾せられ米、甘蔗、玉蜀黍、高粱、小麥、蠶豆、菜種等を産し、又耕耘せられざる岡阜には桐樹を密植し、其他竹及各種の果樹多し、石炭は良質にはあらざるも市に近き地方に至るまで炭脈を及ぼし、幼稚なる土法に依り開掘せらる、其他鐵の産出も亦少からず、又山羊は近村に於て飼養盛なり、中に桐樹多き結果四川省の重要物産の一たる桐油　此地方を以て其主産地とし、

其他各地のものも此に集り來る、卽ち萬縣は四川桐油の一大集散市場たり。

其產出は萬縣を中心としたる奉節、雲陽、梁山、大竹、渠、太平、新寧、酆都地方に最も多く、其他涪州を中心としたる鼓水、酉陽、秀山地方、合州、敍州地方にも產出あり。

其產額大約萬縣涪州地方上作にて三十二萬擔、平作にて十二三萬擔、合州地方一萬六千擔、敍州地方一萬五千擔にして、其取扱商としては萬縣より漢口を經て直接外國に輸出をなすものに其來洋行、聚與誠、日華製油株式會社あり、武林洋行、漢口幇、黃州幇は一旦漢口に仕向け同地の外商に賣渡す。

貨幣

銀錁は九七平足色銀を標準とし、銀元は四川鑄造と湖北、鷹洋等を用ひ大取引には何等の別なきも、小取引に於ては四川、湖北銀を貴ぶの風あり、

公估局は張、王二家あり、共に商業區域たる城外西河岸にあり、自家の鑑定したる銀には字を刻して品位の符合となす。

金融機關

保泰銀行は奉節縣に本店を有する同行の支店にして、取引高は夔府、重慶及萬縣の三店中最も多く、一年約二十五六萬兩に上ると云ふ、爲替を以て最大の業務となし貸付之に次ぐ、爲替は奉節縣重慶の外

漢口との間に取組を爲す。

內地教會の會堂

永川源は南津街にあり、金寶田の出資に係り、資本金一萬兩餘、一箇年取引高三十五萬乃至五十萬兩に上り、當地最も信用厚きものにして、漢口、沙市、重慶との間に於ける爲替を重要業務とす。

大德林は楊家街にあり、潭錫九の出資に係り、資本金五千數百兩、滙兌業を主とし、年取扱高二十七八萬兩、重慶との取引最も多く漢口之に次ぐ。

祥記は南津街にあり、文春山の出資にして、資本金六七千兩、現今綢緞疋頭舖に轉業せるも、尙貸付及小額の滙兌は舊交の間に行へるもの〻如し。

衞永豐は東門外にあり、山貨、綿花等の問屋を主業とし、資本金十五萬兩、傍ら低利の融通をなし以て信用を博したりしも、近來兄弟分家の結果、營業停止の狀に在り、資本主は衞晴谷なり。

德順仁は王文淸の出資に係り、資本金六七萬兩なり、山貨問屋を業とし、傍ら融通をなす。
各種取引は半月每に小決算を行ふ、之を比期と云ふ、其前後に於て金融業者は勢繁忙なり、金利は以上數家を通じ三箇月以內、月一分三厘乃至一分五厘、六箇月に至るもの稀にして、概ね三箇月を限度とす、蓋し小資本の金融業者が甚だ手廣き取引を爲すためなるべし。
一般に取引の繁盛なる時期は下流地方より米穀の仕入を爲すため、商人の上り來る冬季にして、桐油の製造亦此時にあり、而して地方の買出は現銀を以てするが故に、一見下流地方との爲替關係多かるべきが如きも事實は全く之に反し、重慶爲替は全取組高の約七割を占め、他地方宛極めて少し。
當地錢舖は漢口沙市に對する爲替平價を

沙市	一、〇〇〇兩＝九七平	一、〇〇三、五兩
漢口洋例	一、〇〇〇兩＝九七平	九八一、五兩

と定む。

度量衡

度　商會公議尺　我が一尺一寸〇七厘　一般貨物、輸入布帛用

量

綢緞帮議定尺	我が一尺一寸四分	綢緞用
裁衣尺	我が一尺一寸九分	裁縫用
魯班尺	我が一尺一寸	木、石匠建築用

一升は我が十九合七勺にして其六分の一を一碗又一斤の十分の一を一合とす、一斗は五十斤なり。

衡

平稱　十六兩一斤

雲耳（雲陽產木耳）桐油、漆油、鹽等は十八兩一斤とす。

加二稱　百二十斤を一擔と算するもの黃花(葯材)に用ゆ。

外人傳導

萬縣には早く China Inland Mission に屬する教會あり、市内及附近各地の傳導に從事しつゝあり、北淸事變當時其一宣教師は南門外に於て匪徒の爲めに捕へられ、三日間拘禁の上將に殺害せられんとし、地方官の派遣せる軍隊の力により辛うじて救出せられたる事あり、此教會にありたる宣教師 Taylor は支那人の間に信望あり。

宜　昌

地理人口市街

宜昌は湖北省西部に於ける一小都會にして、四周山を以て圍まれ、揚子江の北岸にあり、市街は海面上百二十九呎に位置す、漢口より上流約三百六十三哩、重慶の下流三百五十八哩を距て、長江を遡りて四川に入る要衝に當り、其上流四哩にして所謂三峡の險に入る。

其人口は從來三萬九千位と稱せられたりしが、一九〇一年同地警察の調査によれば三萬九千八百人とあり、其後も大なる增減無きを以て現在も先づ四萬內外と見れば大差無かるべし。

市街は四周城壁を以て廻らす、城壁は周圍約十四支里、東西四支里、南北五支里あり、市街の土地は平坦にして城內より城外に亘り、南門より江に沿ふて洋街と稱する一區あり、其の長さ十町餘に及ぶ。

一八八〇年七月英國の最初の領事赴任するや、英國居留地を設定せん事を要求し、一時區劃の選定をも見たりしもの卽ち此洋街の一區にして、外國商人は多く此に居住し、一八九一年の排外暴動の以前にありては、此地域內の居住者は大部分外國人のみなりき、然れども英國政府が最後に其方針を變

更し、確然たる取極を爲さずして止みたる爲め、今日に至る迄外國居留地の設置を見るに至らざりしが、支那人は該豫定地域を今日にても租界と通稱す。

現在此地域内には外人の重要なる建築物あり、英國領事館は一八九二年に新築せられ、一八九三年には羅馬舊敎の會堂及僧正の住宅建設せられ、次いで海關の新築を見たり、而して各汽船會社續々此に倉庫を建設し、一九〇〇年には美最時洋行、大阪商船會社亦加はり、美孚洋行亦石油棧を設け、其江に面する區間は完全なる護岸工事成れり。

宜昌西門外

本區域は外國租界にあらざるも、居住外人は共同して市政事項の進歩發展を策せんとし、一八九四年 Ichang Improvements Committee なるものを設け、當初は主として切手愛求家に地方的郵便切手を賣りて、其收入により各種の事業を遂行し、其成績顯著なりしが、一八九六年支那政府の郵政局の設置を見たる爲、此切手による財源は全く杜絶し、爾來は居住者よりの任意の寄附金

により縮小せる事業をなしつゝあり、民國五年八月市區を改正し、路幅三間乃至四間となし、宜昌に於ける最も整へる街衢たり。

城內は大南門、後街、西街、北大街等繁華にして、殊に北大街は隨一にして錢莊、綢緞舖其他の主要店舖は此に集中せり。

揚子江の流は東南の方向に走り、夏期漲水の際には其幅半哩に達し、冬期落水の時には六百四十三碼となる、宜昌の對岸たる南岸に近く落水時尙十呎乃至十二呎の深さを保つ深所あり、當地に於ける江水漲落の狀を見るに、一八八三年七月十二日には四十六呎の高に達したる事あり、又一八八九年三月二十一日には四十六呎十吋の低下を示せるが、一八九六年には五十三呎三吋の高に上り、附近一帶奉節、大寗巫山、巴東、施南に大洪水を蒙り被害甚大なりき、江流の水速は冬期一時間一節半、夏期五節を普通とす。

沿革

春秋戰國の時には楚の地たり、秦には南郡に屬し兩漢には之れに因る、魏の武平荊州臨江郡を置き、蜀漢には改めて宜都郡となし、後呉に屬す、晉宋齊は竝に宜都郡となす、梁末宜州を兼置し西魏には初めて拓州を置く、後陳亦拓州と云ふ後周峽州と改め隋都郡を廢し、煬帝の時峽州を改めて彝陵郡

と爲す、唐初復峽州となし天寶の初め彝陵郡に改め、乾元の初復峽州となし宋には之れに因る、元峽州路と改め、明初峽州府となし、洪武九年彝陵州となし州を以て彝陵縣を治す、前清雍正十三年府となしたるが民國後縣に改む。

張飛長坂橋の遺跡

氣候

宜昌の氣候は夏期三四箇月は酷熱なるも、其他は概して快適なり、而して夏期に於ても溫度高く寒暖計の昇騰する割合に暑さに苦しむ事無し、蓋し空氣の濕潤ならざる事其一因にして、暑熱の日には大低微風多き事其他の一因たり、其山間に位置する關係より雨量多く冬期時に降雪を見るも宜昌市街には積る事稀なり。

排外暴動

宜昌に於ては開港以來外國人に對する暴動頻發し、外人は之れに惱まさるゝ事數回なりき、幸近年

に至りて斯かる暴動の勃發せざるが、往時にありては累年相踵いで起り、現に一八九三年の同地海關の報告中には「幸に本年は何等暴動騷擾を見ずして止めり」と記されたる程なり、其内の二三の實例を略記すれば次の如し。

一八八二年には外國宣敎師及外國人は支那人の兒童を誘拐し、之を藥用に供し、且其肉を食ふとの風說傳へられ、此說市內一般に流布したる結果、住民は孰れも外人に對し、憎惡の眼を向け外人排斥の兆歷然たるに至りしが、支那官憲は斯かる無稽の說を流布すべからざる旨の布告を發し、人民の激昂を鎭靜せしめたる爲め事を發するに至らずして止めり。

次いで一八八四年七月には、海關事務所を置ける漢景帝廟に群衆闖入して暴擧をなすあり、一八八四年佛淸戰爭當時には外人に對し投石する等の事多く、一八八五年には英國領事館に於て其使用支那人と支那兵との衝突ありしが、一八九一年に至り遂に動亂の勃發を見たり。

一八九一年春は前年に引續き宜昌地方は降雨無く五月に至るも尙雨を見ず、爲に稻の植付を爲す事能はざるより農民は甚だ困難し、續々雨乞ひをなし天に祈つて雨を得んとせり、宜昌海關を置ける漢景帝廟は此雨乞ひをする寺院なりしより、附近農村より宜昌に入り來れる一隊の農夫連は、五月十九日此廟內に侵入し來れり、之に宜昌市內の無賴の徒も加はり、雨乞を爲す神體の搜索を爲すと號し、大に海關內にて擾擾したるが遂に軍隊に制せられて退却せり、其後も引續き雨乞の農民押懸け來りしが海關

に於て、自由に彼等の廟に參拜するを許さざる爲、遂に彼等の間に外國人反抗の風潮を生じたりし際、六月に入りては下流より排外熱の傳はり來るや、市上外人排斥の種々の貼札を見るに至り、茶館、阿片館等にあつては、舊暦五月十五日卽ち六月二十一日を以て事を擧げ外人を鏖殺すべしと盛に噂せらるに至れり、官憲は元より之れに對し相當の手配を廻らせるが、六月より七月にかけ佛國軍艦 Vipère 號の入港碇泊しつゝありし間は此說も大に下火となり、全く平靜の狀を示したりき、然るに其後九月二日に至り突として排外暴動起り、羅馬舊敎の會堂、學校、American Church Mission 會堂其他外國人の住居を破壞燒棄し、建造中の英國領事館亦難を蒙り、外人の家屋にして厄を免れしは僅に英國領事館及稅關員の住宅のみにして、騷擾は三日に亘り繼續せり、幸ひ外人中生命を殞したるもの無かりしも、其損害は甚大なるものありき。

一八九二年地方考試の爲に集れる學生事に激して暴徒と變し、稅關構內の寺院を侵し、之れに附和せる群集事を起さんとせしが、支那官憲及英國軍艦 Esk より上陸せしめたる水兵の力により、程なく鎭定せり。

一八九五年海關員と英艦 Esk 號乘組員と米國敎會の空地に於て運動會を催せる際、射的の爲に放ちたる小銃彈誤りて偶觀覽中の海關員の孫廷樹に中りたる爲、一般支那人は外人が邦人を傷けたるに激し、外人に對し投石し、外人住居を襲ひ、將に一大排外暴動に移らんとせしが、支那官憲が迅速に防

壓手段を講じたる爲大事に至らずして止めり。

革命

清末の革命に際しては、宜昌城は一九一一年十月十八日夜半殆んど何等の騷擾なく革命軍の手に歸せり、其數日前より武漢地方に於ける革命軍蹶起の狀況の傳へらるゝや、住民の間に動搖を生じ財を纒めて地方に避難するもの相繼ぎ、武昌陷落と共に總ての紙幣は不通となり、信用は全く停止せられ、經濟上の恐慌狀態を生じたるが、市民の最も恐れたるは數千の川漢鐵道布設工事に從ひつゝありし工夫が奪掠に來らん事なりき、宜昌の住民は嘗て明朝の末路に之れを助けて淸朝に抗したる歷史あるを以て、革命の成れるを喜び、彼等の子孫は革命軍の爲に喜んで城門を開き、從て何等の爭鬪なく無事民國に歸せるなり。

暴動

近年宜昌に於ける外人排斥の暴動は止みしも、支那政局の不安地方軍隊の專恣暴虐の爲に市民の害を蒙る事連年引續けり、一九二〇年十一月三十日には軍隊の爲に全市大掠奪を蒙り、被害を受けざるもの無き有樣なりしが、翌二十一年六月四日重ねて軍隊の暴動あり、更に其九月中は二十三日間の永き

に亙りて、四川軍隊と湖北軍及直隷軍との戰鬪場たり、市民の害を蒙る事甚大にして、爲めに通商貿易上の損失多大なるものありたり。

官公街

宜昌にある官公街の主要なるもの次の如し。

荊南道尹公署（城内府正街）　宜昌關（南門外洋街）　知事公署（城内府正街）
宜昌關監督兼交渉使署（城内學院街）　審判廳（城内府正街）　模範監獄（城内府門口）
警察總局（城内天官牌場）

領事館

宜昌には次の諸國の領事館設けらる。

佛國領事館（漢口領事兼勤）
英國領事館
日本領事館
米國領事館（漢口領事兼勤）

郵便電信

宜昌海關郵便局は一八八三年より創められ、其後海關郵便か郵傳部に移管せらるゝや、本局亦同じく移管せられ爾來今日迄繼續存置せらる、現在の郵便局は南門外洋街に位置す。獨逸は一九〇三年に此地に郵便局を新設せしが一九〇八年閉鎖せり、支那電報局は南門外南湖畔にあり、一般電信事務を取扱ふ。

商業

宜昌は四川貿易の中繼地として樞要なる地位を占むるのみにして、其他に何等重要なる產出物あるにあらず、又富裕廣濶なる背後地を有するにもあらざるを以て、其商業は概して振はず、此地の商人中最も勢力あるは四川人にして湖北人之れに次ぎ以下寗波人、廣東人、湖南人、江西人等とす。

當地の商業區域としては先づ北門外あり、雜穀問屋多く、北方及東方地方より運來せらるる貨物殊に雜穀の取引盛大なり、次に南關は南方より運來する雜穀の取引市場にして、又陽寺廟は四川、湖南方面より來る貨物の取引市場たり、湖南より來るものには米多く、當地にて消費せらるる米は地方產の外は湖南米に依る、其外西霸は小賣商區域なり、河街は山貨取引の中心點とす。

貿易

宜昌は四川貿易の要衝に當り、三峽を通過する貨物は此地を以て積替地とせり、然れども此地が外國貿易に開放せらるゝ以前には、四川貿易は沙市を中心として行はれ、今日に至る迄尙其儘繼續するものもある程なり、尙又宜昌開放前は四川に入る貨物は漢口より子口稅單により四川に向けられ、宜昌開港後も暫くの間は依然漢口より仕向けらるゝもの相當の額に上りしが、其後次第に四川貿易の中繼地は當宜昌に移るに至れり。

宜昌は全く揚子江上流に於ける大型汽船の終航地點として、四川に對する貿易の仲繼場たるに過ぎず、其背後地に特產物產地を有するにあらず、有力なる消費市場を有するにあらず、宜昌の貿易は全く四川貿易の仲繼と稱すべきなり。

海關經由貿易額累年統計（單位海關兩）

年度	輸入 外國	輸入 國內	輸出 外國	輸出 國內	計	再輸出	金銀 入	金銀 出	內地出入貨物 入	內地出入貨物 出
一九一一	二八六、六八四	七、〇五八、五七四	—	一、五一七、六九二	八、八六二、九五〇	四、〇五七、一六三	三七二、三四九	四四八、八〇三	四七八、〇九〇	—
一九一二	一四八、九八一	四、九八六、三〇五	—	三、四八七、〇七〇	八、六二二、三五六	三、〇六九、四六一	六五一、三六六	一、〇八一、五四二	八五九、六九四	—
一九一三	一八九、三九〇	五、六一三、四四六	—	三、〇三六、四二六	八、八三九、二六二	三、一一九、七〇六	四六九、九六三	一、二八四、二一五	七三二、二八九	—
一九一四	二四三、九二七	五、七三七、二六七	—	二、六五四、三四九	八、六三五、五四三	三、八五三、二一三	二七六、九二四	一、一四六、三五〇	七〇三、二八五	—
一九一五	一〇六、三〇五	六、〇九二、六六六	—	三、〇五三、一一四	九、二五二、〇八五	四、三五〇、五〇六	六〇三、一七一	八三〇、八三一	八〇一、九四三	—
一九一六	一三八、三五九	九、〇八九、五四〇	—	三、五一四、〇六二	一二、七四一、九六一	六、一一二、五一〇	二、四〇九、五五一	一、八四八、五八四	三六九、九七五	—

一九一七	二四六、二七一	七、三六一、二九〇	—	二、一五〇、二九七	九、七五七、八一八	四、〇七二、二二九	八〇六、四三六	一、〇六六、一五一	二九七、六〇二	—
一九一八	四四五、七二五	五、八五四、九五〇	—	二、一四二、五九六	八、四四三、二七一	四、五四四、〇三六	一、八三九、九三七	五六三、六七一	一三四、九一三	—
一九一九	二八八、〇五六	一〇、五四六、六二九	—	一、四五〇、五三五	三、二八五、二三〇	六、二三九、五六九	八九一、四八三	九八九、八六五	二五六、三四七	—
一九二〇	五四二、四四二	一九、八九三、一七七	—	一、〇〇一、七二六	二一、四三七、三四五	一三、二八三、二七九	四七一、六二〇	八〇七、五九〇	一一七、五八七	—

海關經由貿易額 （單位海關兩）

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國貨物			
國外諸港より輸入	四四五、七二五	二八八、〇五六	五四二、四四二
國内諸港より移入	二、三七〇、九二二	五、三七八、六〇三	五、四七三、二二五
計	二、八一六、六四七	五、六六六、六五九	六、〇一五、六六七
國外諸港へ再輸出	—	—	—
國内諸港へ再移出（大半は重慶向）	二、一三三、六九九	三、二〇〇、七五九	二、六七九、五九六
計	二、一三三、六九九	三、二〇〇、七五九	二、六七九、五九六
外國貨純輸入額	六八二、九四八	二、四六五、八九〇	三、三三六、〇七一
土貨			
移入（主に重慶、漢口、上海）	三、四八四、〇二八	五、一六八、〇二六	一四、四一九、九五二
國外諸港へ再輸出	—		—
國内諸港へ再移出	二、四一〇、三三七	三、〇三八、八〇〇	九、六〇三、六八三
土貨再輸移出計	二、四一〇、三三七	三、〇三八、八〇〇	九、六〇三、六八三

土貨純移入額	一、〇七三、六九一	二、一二九、二二六	四、八一六、二六九
土貨國外輸出	—	—	—
土貨國內移出	二、一四二、五九六	一、四五〇、五三五	一、〇〇一、七二六
土貨輸移出計	二、一四二、五九六	一、四五〇、五三五	一、〇〇一、七二六
本港貿易總額	八、四四三、二七一	一二、二八五、二二〇	二一、四三七、三四五
本港純貿易額	三、八九九、二三五	六、〇四五、六五一	九、一五四、〇六六

常關經由貿易額　（單位海關兩）

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
輸入			
國外より輸入	—	—	—
下江各港（漢口、沙市、湖南各港）より	三、〇九三、五四八	七、六〇三、三九三	七、八一三、八〇一
計	三、〇九三、五四八	七、六〇三、三六三	七、八一三、八〇一
輸出			
國外輸出	—	—	—
上江各港よりの土貨（主に四川の諸港）	八、八一六、八九五	一三、九五四、九二六	七、六三七、四六八
計	八、八一六、八九五	一三、九五四、九二六	七、六三七、四六八
合計	一一、九一〇、四四三	二一、五五八、二八九	一五、四五一、二六九

重要商品純輸入額　（海關經由）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國棉貨類				
生金巾(英國)	疋	一、三八〇	四、〇八一	四、九九八
同 (日本)	同	四、四三〇	四、三五〇	五、二四〇
晒金巾(英國)	同	九、〇五八	一六、三三七	三九、二二二
同 (日本)	同	一、一五二	二、一四五	四、四五六
雲齋布(米國)	同		三〇	九〇
同 (日本)	同	八〇	一二〇	一、八四五
細綾(英國)	同	七一	七二〇	一、四九九
同 (日本)	同	一、六七〇	二、三〇八	二、六二四
カンブリック、ローンス、モスリン(平織、染、型付)	同	三九〇	一、一九四	一、四八一
更紗(金巾)	同	—	九〇二	四、四二七
同 (雲齋布)	同	—	三一二	二九八
紅木棉	同	四一〇	三一六	五、三八八
染色布				
イタリアン(平織黒)	同	一、三二〇	六、七六三	五、八七三
同 (平織色付)	同	一、一六一	五〇〇	—
ラスチング(平織黒)	同	一五一	七二	六四
イタリアン(型付)	同	三七	二五六	二六七
ラスチング(型付)	同	四二	二四	二四五

品名	単位			
金巾(平織)	疋	六七六	二、三二九	八、二二二
フランネル(平織染色又ハ型付)	同	一、〇〇〇	一、七六二	二、九八九
天鵞絨	碼	三、一八六	七、三二〇	七、六三一
ハンカチーフ	打	五、七三一	九、七三二	一〇、一四九
タチル	同	一〇、二〇六	一七、五一九	一一、六二一
綿糸(印度)	擔	―	四三四	一、一五六
同(日本)	同	五、三六〇	二、〇七一	一〇、六五〇
支那棉貨類				
金巾	疋	六〇	一、三〇八	一、三〇三
雲齋布	同	二五	八四六	二九、六四六
土布	擔	三七	―	三六六
型付綿布	疋	二、八一八	七、九〇三	四、一一六
綿糸	擔	一、五〇七	一一、二七三	三六、一六五
毛織類				
カムレット(英國)	疋	三四	二〇	五四
羅紗	碼	二五三	二五	―
ラスチング	疋	―	二〇	―
ロングエルス	同	一五	―	二五
毛織絲	擔	一七	二三	七
外國五金、礦石類				

品名	単位			
銅塊	同	—	一、三八一	四九七
鐵				
三角鐵	同	五	三	一、六八二
條	同	七七	五一三	三、二二〇
圓鐵	同	七六	一二〇	二二八
錨	同	—	三九九	三〇八
釘線	同	二七三	三、二六四	二、九五三
生鐵	同	八	—	一六八
管	同	九六九	四一	六二
剪口鐵	同	六	三〇三	五四二
片板	同	一〇九	五七	一、〇一九
線	同	四七	六六	三七〇
鐵(鍍金せるもの)				
片	同	五〇	九三	八〇七
線	同	一七四	四一七	—
同(短)	同	二一	八一〇	二、〇五二
鉛塊	同	—	二四	—
ニッケル	同	—	七	一
銅鐵(塊竹片等)	同	一二一	一、八七〇	三、三一〇
錫塊	同	九	—	—

品名	單位			
葉鐵	擔	二九	—	—
支那五金及礦石類				
鎔化銅塊	同	六〇	—	—
生鐵	同	—	一、七四六	九八
鋼鐵製料	同	二、五一九	二、〇四八	三、四二九
鉛塊	同	—	—	一〇二
水銀	同	—	二	一
外國雜貨類				
袋蓆	個	二一七、八九五	二九二、七四〇	二七二、八二八
黑海參	擔	一二三	二〇〇	三〇一
鈕釦	グロス	二、五九八	五、三五七	五、〇六一
帽子	個	四、八五三	一〇、九四四	二、八三八
紙卷煙草	千本	六五、五九一	二三、二五四	一二、〇九二
時計	個	三、九四四	二、一八六	一、二二七
烏賊	擔	六九五	九八六	二、三五七
染料				
各種染料	海關兩	二、四一四	一、八六六	八、〇〇七
人造藍	擔	—	一六	一〇七
人參(米國)	斤	一五五	—	九三二
硝子器	海關兩	四、六〇七	七一七	七、一三三

品目	單位			
寒天	擔	六	五四	一二一
ランプ及部分品	海關兩	二、六七三	一、二七五	一五、二二九
ミシン	同	―	一、八四三	一二、四九四
燐寸(日本)	グロス	七、二二五	一五、〇七五	二二、六〇〇
藥材	海關兩	一七、一九七	二二、九一二	二五、〇三七
針	千本	四五、九九八	四七、二七四	一五、九〇四
石油(米國)	ガロン		二、四六三、六一〇	二、六四四、五二〇
同(ボルネオ)	同	一五、〇〇〇	一三、八五〇	五、〇〇〇
同(スマトラ)	同	二九四、二一〇	三一二、一〇〇	二九、九〇〇
胡椒(黒)	擔	二九八	五四六	七六四
白檀香	同	八八	一、五八〇	七一九
昆布	同	二七、七九〇	二六、九四九	一八、六二〇
短靴下	打	一九、六二三	三四、七八八	二〇、一九八
家具	海關兩	一二、〇一八	一五、三二五	一七、五一二
砂糖(白)	擔	一三六		五
同(精)	同	二五、二七二	二一、〇一六	一九、三〇八
同(氷)	同	一、一八四	一、四三四	四〇五
軟木材	平方尺	六二、四八七	六六、〇七七	五四、〇五五
洋傘	本	一〇、〇一九	二七、八二八	三〇、六四一
支那品雜貨				

品名	單位			
明礬	擔	二	—	九〇
砒素	同	—	—	一八
書籍	同	二三七	一〇二	五六
桂枝	同	一、二一一	一、五六五	—
セメント	同	五、三八二	九五二	三、〇五六
小麥	同	七〇五	二〇五	七五〇
茯苓	同	三六四	—	四三九
磁器	同	一、〇一一	四二六	—
紙卷煙草	同	三三二	一、五二六	二、五一六
石炭	噸	九二五	二、〇三七	二、二三〇
烏賊	擔	七〇	七二	三七六
火蔴	同	一二	—	二二四
漢口製麥粉	同	六、七四五	一〇、四二六	四、九三一
玻璃器	同	一〇	一五八	一五二
藥材	海關兩	二三、三二五	四一、三六五	三六、二六一
軍火	同	二〇七、〇二三	二五二、一四〇	一五九、九八〇
紙（一等品）	擔	四六	二二九	四〇五
同（二等品）	同	一六	一七一	五〇
水母	同	五一二	六六九	六六四
蓮子	同	七	四九四	二三

瓜子	同	五四三	一、〇八〇	一、八五七
黃蠶絲	同	—	—	二七
綢緞絹紬	同	八	一〇	五
赤糖	同	五、三八八	六六六	一七、四三〇
葉煙葉	同	二〇、九五二	三四、三八九	一六、七八四
布傘	本	—	五一〇	六、八七五

常關經由上流方面向主要貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米	擔	九六、三七〇	一一三、六〇〇	二三五、八四〇
綿布	同	二六、〇一〇	四六、六六五	五〇、九八〇
棉花	同	三七、三七四	八六、三三〇	七七、四六〇
石油	ガロン	八〇六、〇〇〇	一、一六七、三〇〇	六九七、二〇〇
紙	擔	一〇、〇一〇	一七、三五〇	二三、三〇〇

重要商品輸出額（海關經由）（再輸出を含ます）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
模樣付棉布	疋	—	一四	一、七一一
土布	擔	四	三	六三二
鎔化銅塊	同	二三五	—	—

大豆	擔	一、二二六	四、二四六	―
書籍	同	八	四九	四
豚毛	同	二	三二	四四
米（免稅）	同	一五、一九〇	一九、〇二九	一〇、一一四
小麥	同	一一、五四二	―	九三〇
炭	同	二、六六〇	四、〇六〇	三、二七五
石炭	噸	二、二〇一	二、七一五	二、三〇二
棕櫚及同製品	擔	四、五九九	五二六	二二六
棉花	同	二二、〇六三	六、三五七	一、五七六
羽毛	同	―	三二	―
火蔴	同	五、二〇〇	五、八八〇	四、三〇八
木耳	同	一六二	一三九	一二五
生牛皮	同	一、一六二	一、九二九	一、二〇二
竹製蓆	枚	一一、七六〇	六四〇	―
藥材	海關兩	七八、七六二	八四、三〇三	五四、五五四
五倍子	擔	一、六〇六	一、四八六	一、〇〇四
桐油	同	九四一	一、六六三	―
菜種	同	―	九八七	―
菜種粕	同	一七〇	―	―
黃蠶絲	同	二五	一七	二三

屑繭	擔	一六	七七	二八
山羊皮(不鞣)	枚	八九、九五二	二〇三、九五六	九八、〇九一
牛油	擔	三一二	四四一	二二八
桕油	同	一二、〇八七	二、六〇五	三、九二八
葉煙草	同	一二六	二六二	三八
漆	同	八、九九六	一二、三七五	七、〇五三
漆油	同	二、八〇一	二一九	一〇六
白蠟	同	二	—	—
棺木	具	九	一〇	二

常關經由下流向貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
豚	頭	一三、八九九	五五、一七三	三二、六四〇
米	擔	二、三四一	一、八五六	七四〇
小麥	同	三八、二八九	二一、八八九	一八、六一三
石炭	噸	一二、一〇二	二一、〇六三	二一、〇二三
火蔴	擔	一一、六七五	六、一四三	八、四二一
果物	同	七九、四六一	四八、六五五	五二、七〇七
生皮	同	五二一	三、八四八	一、六二一
桐油	同	一二八、一九八	一八七、八九三	九四、三七八

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
紙	擔	一八〇、四八八	四四五、五一六	二七九、〇四〇
鹽	同	五五二、七五九	四三八、五六〇	一七四、四五九
砂糖	同	一〇〇、八五一	二六五、二八一	一〇三、二五一
漆	同	八、一八九	一三、八三八	一〇、九〇〇
白蠟	同	三〇	八四	—

海關經由再輸出品

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國棉貨類				
生金巾(英國)	疋	二、六八五	六、三三四	二、三〇〇
晒金巾(英國)	同	一〇、二九一	三〇、〇〇二	一二、九九一
イタリアン(平織、黒染)	同	六〇〇	五、九五六	二、〇三〇
同(平織型付)	同	一、四五〇	六〇	—
ヴエルヴエツト及ヴエルヴエチーン	碼	五、〇四五	一二、五五六	八、四二〇
ハンカチーフ	打	三、一〇七	四、八六一	四、四〇四
タチル	同	四、〇八〇	一、九三三	五二〇
印度綿糸	擔	五、六三二	一七、三六五	九、五一八
日本綿糸	同	一、〇九六	二、〇九〇	一、〇二〇
支那棉花類				
綿糸	同	三〇、五七二	三三、〇二八	七一、五四五

外國五金及鑛石類

品名	單位			
銅塊	擔	二二、一七七	一、七九一	一五、五一二
鐵				
三角鐵	同	一三	—	一
條	同	四二	三一三	三四四
圈鐵、短線	同	一三七	八九	—
箍	同	二三一	五四	五九
釘	同	九八九	二、二一五	三三二
生鐵	同	一	—	八四
管	同	八	二	一九五
片板	同	八	一三四	四九八
線	同	一一一	一四	—
鐵(鍍金せるもの)				
線	同	一一五	四八三	四三三
短線	同	八七一	二、一七七	五三九
ニッケル	同	—	四六	—
鋼鐵(節鋼、條、鋼料)	同	一、三九三	七五〇	六四九
錫塊	同	一〇二	三〇三	七三三
支那五金及鑛石類				
生鐵	同	一三八	八九六	四二三

品目	單位			
鋼鐵製品	海關兩	四、〇三八	九七三	七、一四八
外國雜貨類				
黑海參	擔	一一〇	五二	二七六
鈕釦	グロス	七、二七八	二、四〇〇	―
桂皮	擔	一六	三五	六
紙卷煙草	千本	一三、九六二	二七、一四三	七、五七二
烏賊	擔	四二七	一四七	六二六
各種染料	海關兩	一、七九六	二九一	一〇、三二三
寒天	擔	二〇	一	二七
ランプ及部分品	海關兩	一二、一七〇	二九、九四三	八、七〇〇
藥材	同	二〇、七〇六	二八、三五〇	一九、一四三
石油（米國）	ガロン	一、三二五、五四〇	三、五三九、二三〇	二、八三一、〇〇〇
黑胡椒	擔	六八五	五四八	三四一
白檀香	同	―	―	四八
昆布	同	七、六六九	一五、二五〇	八、九五八
車白糖	同	一、四〇五	二、一一七	一〇二
洋傘	本	二六、二〇〇	一三、二八〇	一〇、三三五
支那雜貨類				
桂枝	擔	三、八五一	六、二九〇	三、七九二
茯苓	同	三、九七八	三、二三三	一、七五〇

紙巻煙草	擔	二六二	五七一	七五二
烏賊	同	五五七	一五七	三七九
硝子器	同	三四七	二一八	二三三
薬材	海關兩	一七一、一五八	一四七、五九一	一二三、六四二
上等紙	擔	一七七	一九一	二七〇
水母	同	一、二三四	一、三四九	二〇八
綢緞絹紬	同	一七六	三	三六

商會

宜昌商會は前清時代の創立に係り、現在も有力なる商業團體として活動しつゝあり、同會に加入せる商幇及各加入者數次の如し。

鹽號幇	三〇家	鹽舖幇	四七家	銀行行	二家	市貨幇	六七家
典當幇	二	荊布幇	六	海味幇	一一	福建煙幇	一八
米行幇	一一	醬園幇	七八	鞭炮幇	二三	鹽棧幇	二
雜糧幇	一〇	本布幇	一七	搾坊幇	一四	衣莊幇	四一
紙舖幇	九	花印染色幇	四二	綢緞幇	一五	磁器幇	五二
打包幇	九	黄州棉花幇	二	報關行幇	六	首飾幇	四
牛皮幇	四	木耳幇	六	輪機幇	一〇	雜貨行幇	六
糖號幇	一九	鹽稅幇	三五	米舖幇	四二	茶葉行幇	五

木作幫　一一　肉菜幫　三五　麥麵幫　一〇　江西藥號幫　三〇
疋頭幫　三五　本地絲煙幫　四四　江西衣莊幫　四二　花行幫
青菓幫　三　猪行幫　七　川煙雜貨幫

會館

宜昌にある會館の主要なるもの次の如し。

廣東會館　湖南會館(禹王宮)
福建會館(天后宮)　江西會館(萬壽宮)
武昌會館(鄂城書院)　漢陽會館
蕭州會館(帝王宮)　四川會館(川王宮)

右の內最も勢力あるは四川會館、江西會館、黃州會館等にして、是れに會する商人には砂糖及鹽の取扱をなすもの多し、是等會館を有する省又は地方より來りて、此地に於て商取引に從事するものは、當然會館に加盟すべきものにして、加入者よりは入會費及館費を徵す、其每年の館費は商社は其取引高の三分、個人は推定收入の二分とす。

倉庫

宜昌には元招商局の一倉庫存在せしが、其後一八九一年には重慶の開放を見、此地に於ける商取引

輸出入貨物の取扱等增大すべき見込立ちたるより、Jardine Mathneso & Co. 及 Batterfied & Swire 兩社茲に大なる倉庫を建設せり、次いで一九〇〇年 Melchers & Co. 及大阪商船會社も倉庫を建て、四川よりの下江貨物及四川に送る貨物の庫入をなす。

渝行

宜昌には太古渝、怡和渝、招商渝、大阪渝等の四渝行あり、稅關事務、自家汽船會社に對する貨物の吸收等をなす、一般商人も汽船積貨物の場合には孰れも渝行によりて各種の手續を運び、以て便宜を得つゝあり。

川漢鐵道

宜昌は川漢鐵道の重要なる一地點にして、嘗て四川鐵路公司の時代、宣統二年(一九一〇年)春に於て同鐵道の宜昌より夔州に至る百哩間を、兩端より起工せる事あり、同年十月二十八日には、宜昌より小塔溪站まで約八哩間の開通式を行ひたるも、其れより前方數哩は土工の成れるのみ、一方夔州よりは香溪附近一哩位僅かに山を削りて道を作りたるのみにして止めり、宜昌の停車場は宜昌城東門外にあり、敷地は東西千八百尺、南北三千尺にして此に停車場建物、機關庫等を建設せり。

其後本鐵道が國有に歸する事となれる爲既に開通せる部分も何等保線工事を爲さず、從て次第に崩壞腐朽し其用に堪へざるに至れり、當時の宜昌方面工事の情況は次の如し。

一　土木工事、　當時土木工事を終了せるもの七十支里餘鐵軌を布設せるもの二十五支里にして、工事報告によれば次の如し。

土工を完成せるもの　七〇餘支里
內杭打工事　六七六、四三〇方支里
開鑿工事　三五六、六四〇方支里
土工の七八割乃至九割を終りしもの　六六支里
別に四五割若くは六割を終りたるもの　一一支里
內杭打工事　九四〇、三一〇方支里
開鑿工事　一六七、八一二方支里

各般材料運搬道路工事　七〇支里餘を完成す。
宜昌材料敷地工事　長さ三千呎、幅九百尺、計一六七、八七八方支里を完成す。
南北兩碼頭石段工事　長さ三千尺、南方幅一千七百尺、北方幅一千三百五十尺、埋立二九四、八四八方支里を完成す。
隧道　十二箇所中二箇所を完成す、一は長一千四百五十尺、一は二百二十尺、其他は每隧道數十尺より數百尺に達し合計六千二百尺に及ぶ、各其一部に着手せり、停車場道路二支里餘を完成す。

一　家屋建築工事　洋式家屋百六十八間の外、宜昌停車場の煉瓦家屋長さ百五十尺、幅百尺三階建築造を完成す。
亞鉛板石造百五十六間、洋式總工程局一戸、長さ百三十尺、幅百十尺、二階建及び內外上下の廊下は未だ完成せず。

一　橋梁及溝渠　大小の溝渠九十五個を完成せるも四十五箇所は未成なり。
防水墻及防水隄三十九箇所中完成せるは二十七箇所なり。

一　河道の改修　十九箇所中八箇所完成す。

一　水源工事　三箇所を完成す。

本路を國有と決し四國借款によりて建設するに決したる爲め、民國二年中粤漢川鐵路局參贊魏瀚米國總工程司と同道して來り宜昌段の引繼をなす事となり、該委員等は二年四月十二日宜昌に至り、一切の該線工事材料は該路局委員を派遣して一々換算せしめ、且つ米國總工程司より見積を出さしめたるが、其現存工事費及材料等の評價額は次の如し。

總評價額關平銀　五、六八五、〇〇〇餘兩

內　材料關平銀　七六四、〇〇〇餘兩

是等は實際現存せるものゝ評價にして、其損失の如きは此內に入らず、之れに對し公司が要求したる所は庫平銀七、三〇〇、〇〇〇兩內外にして、之れを該工程司の評價に比較すれば其差約庫平九十萬兩なりしが其後彼此折衝の結果公司に賠償金を與へて此の一段に於ける工事を引き繼ぎ、後該局を改めて宜夔局となし、前總理李稷勳を局長に任じたりしが、爾來工程停頓毫も進展の狀無し。

當時車輛にして存せるものは、米國製機關庫三輛の外一等客車二輛、二等客車一輛、無蓋客車七十輛、貨車十輛とす、鐵軌は主として漢陽製を用ひ敷設せるもの十哩、尙他に三十哩を所有す、枕木は總て宜昌地方產松材を用ひ、已に布設せるもの約六千挺の外五六萬挺の現品を有せり、當初鐵道布設計畫によれば宜昌地方產松材は約二十年間の使用に堪ゆると豫想されしが、其後敷設せられたるもの

にして僅かに二、三年ならずして腐朽せるもの少からざれば、今日に於ては其用をなさゞるもの頗る多し、尙當事者の言によれば宜昌材は耐久力なきも其價格一挺六十仙より九十仙の安價なるを以て、外國產の高價なるものに比すれば却て有利なりと。

宜　昌　港

水　運

汽　船

宜昌は揚子江下流地方と汽船による定期航路あり又上流重慶との間に汽船の航行あり、其事情は旣に記述したれば再び贅せず。

民　船

宜昌に於ける民船は南船と川河船に二大別せらる、南船は此地と揚子江下流地方との航運に當るもの川河船は三峽の嶮を踰えて四川省との運輸に任ずるものなり、是等民船の種類は八十種に上ると稱せらるゝが其主要なるものは次の如し。

南船

駁船　巫江子　小駁
鰍江子　鵶梢子　滿江紅
沙窩子　溜子　擺江子

川河船

麻陽子　鵶兒子　麻雀尾
扒窩　辰駁子　划子
鰍船　五板　辰條子
脚船　辰扁子　三板
撓擺子　跨子　沾陽子

其内旅客用として專用せらるゝは跨子のみにして其他は貨物船として造られたるものなり、其所有主は之れを板主と稱し、之れより傭船するを常とす、其主たる航行地は上流地方の重慶、萬縣、夔州、湖南の長沙、常德、湘潭、省内の沙市、漢口等とす、其積荷は種々雜多なれども、湖南より來るものには米多く、四川よりは鹽を運んで沙市に至る事多し。

其乘組員は普通船主たる板主、事務を執る管事、積荷係たる管艙、船夫(打扛子的)にして、船夫の

數は舟の大小其他によりて異る事元よりなり、宜昌にある是等民船の數は總計二千五百隻内外と稱せらる、其大部分は小型のものにして六十噸以上なるものは稀なり。

船舶統計

一九二〇年海關經由船隻（一般規定によるもの）

國別	江照輪船		民船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
米國	二五八	四六、三七六	—	—	二五八	四六、三七六
英國	五五九	三一〇、三五四	—	—	五五九	三一〇、三五四
佛國	二二	六、七三二	—	—	二二	六、七三二
日本	一七五	一六一、七一二	—	—	一七五	一六一、七一二
支那	二一七	一〇一、三五一	二、八三六	一一五、五九九	三、〇五三	二一六、九五〇
計	一、二三一	六二六、五二五	二、八三六	一一五、五九九	四、〇六七	七四二、一二四

海關經由船隻十年統計表（一般規定によるもの）

年度	江照輪船		民船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一一	四六一	三八五、三九九	三、九六三	一三二、三六〇	四、四二四	五一七、七五九
一九一二	四四一	三六八、八二一	四、五三四	一六二、〇三九	四、九七五	五三〇、八六〇
一九一三	四七七	三七五、五八八	四、一〇〇	一五五、六〇七	四、五七七	五三一、一九五

一九一四	六七〇	四八五、八三二	四、〇三六	一八一、二五七	四、七〇六	六六七、〇八九
一九一五	七三七	四六三、七五〇	三、九二四	一八〇、八三〇	四、六六一	六四四、五八〇
一九一六	六九五	四四五、八三八	三、五二九	一六一、〇一七	四、二二四	六〇六、八五五
一九一七	八三〇	四六六、三五八	三、八四八	一六五、〇一八	四、六七八	六三一、三七六
一九一八	六四三	四三一、〇九七	四、〇七六	一五四、八四九	四、七一九	五八五、九四六
一九一九	一、一四二	六四九、二四〇	四、七七九	一八五、四二一	五、九二一	八三四、六六一
一九二〇	一、二三一	六二六、五二五	二、八三六	一一五、五九九	四、〇六七	七四二、一二四

同上（内河通商章程によるもの）

年度	支那船		年度	支那船	
	隻數	噸數		隻數	噸數
一九一一	四〇九	七、六八五	一九一六	六三〇	一八、七四六
一九一二	一二四	二、〇〇四	一九一七	六四六	一七、五四七
一九一三	六五六	一一、四二二	一九一八	五五八	一九、九八〇
一九一四	一、四七六	四一、五四四	一九一九	一、〇一七	三〇、九六〇
一九一五	七〇七	二二、八三八	一九二〇	九九八	三九、一五四

常關經由出入民船數

年度	重慶		萬縣		上江		沙市		漢口		下江		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一一	六、四二〇	一〇五、六〇八	—	—	一三、九八〇	一一八、二〇六	七、五四八	二二四、九〇〇	一、七四二	二九、五七一	八、九一五	一四五、六二〇	三八、六〇五	六二三、九〇五

宜昌

一九一二	八、二七七	一三三、一八〇	—	—	一五、四三四	二四九、七九三	九、五九五	一五七、二九九	一、八一〇	三〇、七五三	七、四〇二	一一八、七〇七	四二、五一八	六八九、七三三
一九一三	六、八二六	一二五、一九〇	—	—	一六、三五八	二七四、三四九	九、八九二	一六八、四七六	二、八三〇	五〇、三三六	五、一〇四	八四、七一七	四一、〇一三	六九三、〇五八
一九一四	九、一七七	一七四、六六三	—	—	一四、七〇二	二七九、八二三	九、三〇三	一七九、四三四	二、七五六	五五、七七五	五、三一五	九九、六四八	四一、二五三	七八九、三四二
一九一五	八、六七九	一五九、八三三	—	—	一三、五〇三	二四六、五八六	八、六四四	一六二、四一八	二、四七六	四九、六一七	五、一一五	九二、二九二	三八、四一七	七一〇、七四五
一九一六	七、五一四	一三七、二〇八	—	—	一四、六四四	二六二、六六六	七、九四三	一四六、一七七	一、九七〇	三八、五五八	四、二二三	七四、八三九	三六、二九三	六五九、四四八
一九一七	五、九九六	一〇三、九九〇	—	—	一五、九二九	二七八、六五六	八、四〇三	一四八、六九二	一、九八七	三六、八三五	五、〇〇一	八五、九二八	三七、三一六	六五四、一〇一
一九一八	三、七一三	六三、九八八	—	—	一〇、三七一	一七九、三六二	四、三六八	七八、二三四	一、〇三三	一九、二八六	三、六三七	六一、二五六	三三、一一一	四〇二、一二六
一九一九	四、六九三	八五、九〇四	三、九一八	七〇、七一三	一〇、二六〇	一八六、九一〇	五、三八三	一〇一、五一九	一、六四五	三二、二五八	四、一八九	七四、一七一	三〇、〇〇八	五五一、四七五
一九二〇	二、六八四	四七、九八五	一、九八五	三四、九九二	九、九九六	一七五、三八二	四、〇八一	七〇、九三六	一、一五七	一九、八六八	二、九三六	五二、一八九	二三、八三九	四〇一、三五二

金融機關

新式銀行

此地に支店を置く新式銀行次の如し。

中國銀行支店
交通銀行支店
殖邊銀行支店
聚興誠銀行支店(本店重慶)

大中銀行支店（本店重慶）
濬川源銀行支店（本店重慶）

錢　莊

宜昌に於ける錢莊は多く沙市に本店を有するものゝ設けたる支店にして從て其發行する爲替手形等も先づ沙市の本店に送り其署名を得るものとす、右錢莊中に稅鋪と稱せらるるもの六家あり、信用昭著なるものとせられたり、其稅鋪と稱するは普通の錢莊業務の外に鹽行の爲に鹽稅の取扱をなすものにして、之れに對して八分の手數料を收受せり。

次に宜昌に於ける錢莊中の主要なるものを列記せん。

致和祥	義成	恒和	義生隆	肇興昌	義興祥
王萬鎰	黃春裕	升昌允	聚生	裕通恒	裕通源
履康	謙太恒	鴻盛昌	藥茂	立生	羅裕泰
大順生	鼎豐	福康	積厚竹	同福隆	同興正
羅復隆	天慶源	大生公	裕順藥	玉大	裕昌
同大	謝恒春	羅怡慶	福盛	晋昌泰	義昌
王積盛	厚康祥	福生全	吉盛公	鼎成	蔚和祥
義合利	協通	玉生	乾泰	義竹恒	集和
德順祥	晋豐				

貨幣

銀錪　宜昌に流通する銀錪には川錠多く、其大部分は實に川錠に係る、川錠は概ね宜昌標準銀より成色優れり、川錠には重十兩の大錠と、五兩の中錠との二種あり、此外當地に多く通用するものに荆沙錠、漢潮の二種あり、孰れも五兩の重量を有す、尚支那一般に行はるゝ所謂馬蹄銀即ち元寳銀（約五十兩）亦用ひられ、銀錁と稱する小銀兩も行はる。

宜昌に於ける標準銀は平に於て宜平を用ひ、銀質は二四寳の九九兌にして、之れを宜平銀又は宜平九九銀と稱す、開港後其海關兩との比率を海關兩一〇〇兩＝宜平銀一〇九・六五兩と決定せり。

支那人の言によれば其漢漕平に對する比は九六七なりと云ふ、今之に據り計算し漢口洋例との比價を求むれば次の如し。

宜昌銀	一、〇〇〇兩	＝	漢漕平	九七六兩
漢漕平	九八六兩	＝	漢估平	一、〇〇〇兩
漢估平	九八〇兩	＝	洋例	一・〇〇〇兩
洋例	一、〇〇〇兩	＝		X

右の計算に依り宜昌銀一、〇〇〇兩＝洋例一、〇〇〇・七兩となるを見る。

銀元　銀元としては各種龍洋の流通最も多く、鷹洋、袁總統銀元等亦同價格を以て通用せらる。

小銀貨　一角二角のもの多く湖北省鑄造以外のものは流通少く多少の打步を附せらるゝものとす。

銅元　宜昌に於ては元制錢の通用盛なりしが、次第に制錢の缺乏し來れる爲其價格騰貴し、海關兩一兩につき一九〇一年の終には一、二八二枚となり、更に一九〇三年末には一、一二三枚となれり、一九〇二年の頃より湖北省政府にて五文、十文の銅元を鑄造するに至れるより、制錢の缺乏と價格騰貴に困難しつゝありしものは、皆銅元の授受に變じ、此地方に銅元の流入せる事莫大の額に達せるも尙供給需要に充たざる有様にして、二年を經たる一九〇四年の末に至り初めて制錢の相場一、二三七文となり、多少其效果を顯はしたりと、然し銅元の斷えざる流入は遂に其價格に影響し一九〇五年には海關兩一兩は銅元による一、七〇三文となり、其後も千六百文乃至二千百文の間を往來し、一方制錢は全く銅元の爲に驅逐せられ了れり、今日も當十銅元多く通用す。

制錢　九十九個を以て百文とし其一串文は別に四文を控除するの習慣あり、近年漸く流通額僅少となりこれによる取引盛ならず。

紙幣　紙幣には湖北官錢局發行の銀元票、錢票、交通銀行、中國銀行の紙幣あり、又滙豐銀行の紙幣も行はる、此外錢莊發行の票子あり、現銀の流通少き結果此票子の用ひらるゝ事多く、少しく纒りたる取引は總て之れによる、右票子は沙票と稱し沙市錢莊卽ち當地錢莊の本店の發行せるものに係る、尙日常の小取引については錢莊發行の銅元一百枚を額面となす錢票を使用す、湖北官錢局發行の紙幣

は古くより用ひられ、革命事變の時に當り一時全く不通となりしが革命政府に於てそれを承認する事となれる爲程なく信用恢復せられ爾來又一般に用ひらる。

宜昌郊外

宜昌に於ける貨幣相場は總て沙市の夫れによるものにして沙市に於て立ちたる相場は毎日午後三時頃電信を以て宜昌に通ぜられ、宜昌市場は之れを其儘に用ふ、從て貨幣、諸運貨其他商業上の重要なる取引は、其以後に於て行はるゝを例とす。

爲替

此地より直接爲替の取組をなすは沙市及漢口の二地のみにして、其他の諸地方に對するものは、銀行ならば其他地支店を通じて又錢莊ならば其沙市の本店を通じて之れをなす、爲替取組先は漢口及四川を主とし、此兩地にて十中七を占め、上海、湖南、河南其他にて三分を占むと云ふ。

宜平一千兩は漢口洋例の一、〇〇〇•七兩に當り、沙市一千兩は宜昌の一、〇三二兩に當る計算を採る。

度量衡

度　裁尺　土布尺(足尺)一尺―我が一•一六〇尺
　　　　　洋布尺(足尺の九寸)一尺―我が一•〇四四尺
　　木尺(足尺の八寸)一尺―我が〇•九二八尺

量　其一升は我國の六合四勺に當るも、穀類の賣買に際しては盛上ぐる慣習あり。

一斗―我が　六升四合
一斛―我が　三斗二升
一石―我が　六斗四升

衡　宜昌に用ふる秤は之を花秤と總稱す、普通花秤の一斤は十九兩と二分なるも一概に之を以て標準と爲す能はず、即ち次の如し。

普通物　　一斤　十九兩二分
牛肉其他　同　　十六兩

魚豚肉棉花等	一斤	二十兩
油類酒類等	同	十八兩

花秤(十六兩)一斤は我が約百五十一匁五分に相當するものとす。

外商

從來宜昌に於ける商業は全部支那人に於て取扱ひ、外國會社は內地より送り來る輸出貨物の通過證に關する事務取扱の爲渝行を設置し支那人の代理人を派駐するに過ぎざりしが、一八九一年重慶開放の決するや、外國汽船會社其他續々茲に店舖を設くるもの多く、同年末にはJardine Matheson & Co Butterfield & Swire, A. J. Little, M. A. Jenkins, C. L. Dunn 等の諸商の營業せるを見たりしが、宜昌が豫期の如く發展せざるより其後外商の特に增加せるなく現在に於ける主要なるもの次の如し。

店名	國籍	取扱商品
亞細亞火油公司	英	石油
美孚洋行	米	石油
怡和洋行	英	汽船、一般輸出入業、保險
太古洋行	英	汽船、一般輸出入業、保險
隆茂洋行	米	汽船、保險、運送

American West Chin. Navigvtion Co. 米 汽船

邦商

宜昌に店舗を置く邦商の主なるもの次の如し。

店名	所在地	營業
武林洋行	南門外洋街後	土產品輸出
新利洋行	南門外天主堂街	四川貿易
瀛華洋行	城内天后宮街	特產品輸出
齋藤洋行	南門外天主堂街	漆
丸三洋行	南門外正街	賣藥雜貨
日清汽船會社	南門外洋街	汽船

外人傳道

American Church Mission.

漢口武昌に早く確固たる基礎を築ける本教會は、一八八八年の末に宜昌に教會を設け、一英人宣教師二人の支那人の助手と共に來り、種々の困難に堪へて、布教に從事したる結果今や其勢力漸く大を致し美華書院慈幼工藝學堂等を經營す。

Church of Scotland Mission

一八七八年初めて此地に敎會を設け最初は支那人の民家を借りて布敎に從事せしが後敎會を新築し、今や城內、北門外、東門外、南門外各一箇所の敎會を有し男女の學校、孤兒院、普濟醫院、同送診所等を經營するに至れり。

宜昌羅馬敎會堂

Roman Catholic Mission (Franciscan)

羅馬舊敎は古くより湖北地方の傳道に從へり、而して一八七〇年迄は湖北全省を以て一僧正の一管區とせしが、同年九月以後其內の荊州、宜昌、施南、荊門を分轄して一管區となし Mgr. Filippi 其最初の僧正として任命せられたり、宜昌は其內の重要なる地點にして一八九一年の排外暴動に際しては宣敎師其他の被害多かりき、同年の末に宜昌の對岸の地に廣大なる土地を買入れ敎會學校等の建築をなせり、愛德學院愛德醫院、愛德醫院送診所等を附設す。

Swedish Missionary Society

本派は一八九〇年より支那に於ける布教を開始し、先づ武昌、黄州、沙市、宜昌の四地に敎會を設けたるものにして、此地の敎會は一八九四年より開始せられたり。

China Inland Mission

一八九五年頃より宜昌に敎會を設け、尚同派宣敎師の奥地に來往するもの丶爲の寄宿舍を此地に置く。

學　校

Church of Scotland Boys' Boarding School

同敎會の經營する學校にして、小學部中學部、英語專門部あり、生徒數二百人內外なり。

Huntington School（美華書院）

American Church Mission の經營にして生徒數百名內外中學校程度の敎育を施す。

Iona Girls' School（愛歐拿女學校）

一九〇一年の創立に係り蘇格蘭敎會の經營にして、女子の幼稚園より女學校程度迄の各級あり、生徒數百數十名。

Ichang Trade School（慈幼工藝學堂）

聖公會の經營にして孤兒、貧民子弟、不具者等を收容し生活の途を立てしむる事を目的とし、普通學の外大工、裁縫、製靴、園藝、理髮等の課目を希望によりて授く。

沙市

地理市街人口

沙市は岳州の上流一八三哩、宜昌の下流八三哩なる揚子江の北岸に位し、南は揚子江に臨み、北は便河に接し水運の便に富めり、其市街は荊州府城に近く其間僅に二哩に過ぎず、兩市街は殆んご相接續せり。

市街は東西約七支里、南北三支里、西北より東南に長く、南方には長江の水を防ぐ爲の堤防あり、北に向ひ傾斜せり。

揚子江に沿へる地の護岸工事は一九〇四、五兩年間に支那當局に於て一千呎の間に渉り築成したるが工事不完全なりしより一九〇八年に崩壞せしが、其後一九〇九年より十年に渉り再建せり。

沙市一帶及其下流地方は孰れも揚子江の增水期に於ける水準よりも低位にあり、故に水の汎濫を防ぐ爲に江に沿ふて有名なる萬城堤あり、沙市市街は其後方にあるものなるが荊州に屬する部分は其當局者にて年々巡視修理しつゝあり、之れに要する經費は前淸時代にありて年額約五萬兩にして、管内の耕地に對する附加稅により支辨せらるゝ事となり居れり。

其人口は一八九六年の調査によれば七三、二六九人にして、其外水上生活者約一萬人ありとせられたり、次いで一九〇一年の調査にては戶數一二、九六五、人口八〇、九二八(內男四九、一二四、女三一、八〇四)あり、尙後者の調査は水上生活者及市內五十八箇寺にある三九八人の僧尼を算入せざるものなりと云ふ、次いで一九一一年に於ける警察當局の調査にては沙市の人口を八九、九〇〇人(外に浮浪人一萬人)となせり。

沙市江岸

氣候衛生

氣候は春季雨多く春より夏に入るの間、寧ろ急變にして未だ春の逝かざるに早くも暑氣俄に催すを常とす、五月に於て早くも夏季に入り五六月の交炎熱の甚しきに苦しむこと少なからず、七八兩月に入りては暑氣の高度に達し、殊に空氣の水分を帶ぶるが爲に溽暑耐へ難し、斯る事數日乃至一週間にして、溫度は八九十度に下降して比較的爽凉の天候となり、順次九月下旬より秋に入る、

例年平均十一月末に至るまでは秋の氣候にして年内の好時季なりとす、秋季は天氣清涼に降雨少なく、空氣澄み渡りて且乾燥せり、十二月より冬季に入り一二月は嚴寒にして相當の降雪あり。

衞生については何等の施設の見るべきものあるなし、市街道路の敷石の下には疏水溝あり、汚物は自然河中に流下す、而して街上の汚物は自然に放置し、雨水の流下するを待つ。

傳染病及牛疫の流行に際しては何人も豫防又防遏の方法を取るものなく、惡疫の蔓延に放任し、時日の經過により自然の消滅を待つのみなり、されば夏季虎列剌又は赤痢の類流行し、多數の死亡者を生ずることあり、種痘の便益は一般の認むる所にして、慈善家の捐金に依て成立したる樂善堂は慈善事業として無料にて之れを行ひ、其他個人醫師にても之れを施すものあり、大體進んで之れを受くるもの多きに至れり。

沿革

沙市は荊州府に屬し、荊州が春秋の楚都たりし時代城を置きし處なりと云ふ、元沙頭の稱あり、沙渚にして揚子江の漲溢するや常に浸水したりしが、熙寧中鄭獬の茲に守たるや、始めて長堤を築き以て浸水を防げり、從來此地方に於ける通商上の重要地たりしが、淸代長髮賊の亂多年に涉り、而して揚子江下流地方一帶に其占領に歸するや、揚子江上流往來の船舶は、多く沙市以上に移り之れより以

東に航せず四川貿易を主とするに至りし爲、沙市は百貨輻輳し、一時甚だ繁盛を極め、四川貿易は此地を以て其出入口とせしが、其後宜昌の開放と共に、其中繼港たる地位は宜昌の爲に奪はるゝに至れり。

開港

沙市は一八七六年九月十三日調印の英支間芝罘條約により寄航港として開かれ、其後一八九五年四月十七日の日清間下關條約により、一般開港場と同樣の條件を以て開放せらるゝ事に決せり、其寄航港時代には時に汽船の玆に至りしものありしが、貨物輸入の如き極めて稀に行はれたるのみにして、土産品の輸出は遂に其全期間を通じて行はれたる事無かりき、其實際に開港場として開かれたるは一八九六年十月一日とす。

排外暴動

一八九八年に起れる排外的暴動は在沙市の外國人に對し異常の打擊を與へたるものにして、被害の程度も甚大なりき、其暴動の端緒は同年五月八日 China Merchant Company の一員が其雇傭苦力の一人を毆打したるに始まり、苦力の一團は翌九日早朝より同社に押寄せ紛擾を極め、其夕刻に至り群

衆は海關の門前に集り、遂に其檢貨場内に闖入し、醉漢は此内に仰臥せり、時偶々税關の雇員中彼等の暴擧を憤り之れを放逐せんとし、遂に其内の一人を殺せり、其結果大に暴徒を激成せしむるに至り夫れより暴徒は海關、日本領事館、瑞記洋行、怡和洋行等に放火燒燬し、其他あらゆる外國人及其財産に對し危害を加へ、外人は悉く身を以て脱出逃走するの止むなかりき、而して同夜半迄に十萬兩以上の損害を生ぜしむるに至り、夜の更くると共に一時沈靜し、更に翌朝に至り暴徒は再び行動を開始し暴動勃發後三日を經て宜昌及武昌より軍兵到着し暴徒の首魁を檢擧處罰したるより、爾來平靜に歸したるが此擧は沙市に於ける外國人の發展に大なる打撃を及ぼせり。

當時日本領事館の燒燬せられたるに就いては、我國内にも種々の議論あり、嚴重なる交渉を提起して報償的に利權の獲得をなすべしと稱する論者も少なからざりしが、我政府は實際上の損害に對し賠償を求むる等極めて穩健なる要求に止め、難無く解決せり。

日本居留地

日本は一八九八年此地に居留地設置の權を獲たるが、其章程の交渉に際し彼我兩國の意見合致せざる點あり、一時交渉行惱みたりしが遂に其八月十八日を以て次の章程調印せられたり。

沙市日本居留地章程

第一條　沙市口洋碼頭荊州官地西界より起り東南長江に沿ひ直長三百八十丈其西界より直長八十丈間は幅百二十丈の地區を以て日本專管居留地と定む

嗣後他外國居留地を設定するときは日本居留地以下の地區に於て劃定すへし

第二條　居留地内總ての道路橋梁溝渠埠頭隄防及び警察の權は日本領事官の管理とす其道路橋梁及び溝渠は日本領事官より隨時建築修理し清國地方官は之に干渉するを得す

第三條　居留地の安固及び浸水豫防の爲め堅牢なる隄防を修築すへし、其修築費及び築堤に要する地基の買收代價は日清兩國委員會同協算し清國は其一半を負擔するものとす、

第四條　居留地内の地區は上中下の三等に區分し左に各等毎畝の地價を定む

一　本章程施行の日より光緒二十六年の終に至る期間に於て貸付する地區は毎畝上等地百弗中等地八十弗下等地五十弗とす

一　光緒二十七年以後に於て貸付する地區は滿四年の期間毎年五弗を遞加す

一　右期間滿了の後に至り貸付する地區は前項滿四年目の地價即ち毎畝上等地百二十弗中等地百弗下等地七十弗を以て基價と定め隨時競貸に付するものとす

一　右借地區に對しては毎年毎畝地租として淸錢一千文を納付するの外何等の稅金を淸國に納むるを要せす

地區の分等は日本領事淸國地方官と商定すへし

第五條　居留地内道路溝渠に供する地區の代價は毎畝上等地二十弗中等地十六弗下等地十弗と定め起工の時に於て日本領事官より淸國地方官に交付すべし

右地區に對しては地租其他何等の稅金を淸國に納むるに及ばす

第六條　居留地内の地區を永借せんとする者は其所要地區を詳記し日本領事官に願出づべし、日本領事官は之を調査したる後其地區に應し所定の地價を徵し淸國地方官に交付す、淸國地方官は地券三通を作り日本領事官に送付し日本領事官は之に加印し一通は借地人

に給し一通は清國地方官に返送し又一通は日本領事館に存す、若し水火盜難其他の事故により借地人に於て地券を紛失したるときは新地券の下付を願出づることを得

地券の書式は清國地方官日本領事官と商定すべし

第七條　光緒三十一年以後に於て地區を永借せんとするものあるときは日本領事官は其申出ありたる日より十五日乃至二十日の期間之が競貸を公告し地方官立會の上にて擧行すへし、而して競貸法は必ず最高價競人に貸付するものとす、若し二人又は二人以上の同額の競爭者を生じたるときは改めて競貸に付すへし、借地人定まりたるときは直ちに其地價五分の一を內金として納め殘餘は一箇月以內に完納せしむ其代收送付の手續及地券發給の方法は前條に同じ

第八條　每年借地人より納付すへき地租は日本領事官徵收し清曆四月十五日清國地方官に交付す、清國地方官は領收證を日本領事官に送付すへし若し意外の事變ありしときは事定まるの後日本領事官より追徵して交付す

第九條　清國人及外國人は居留地內に在て居住營業するを許す但本章程に掲ぐる借地權利なし

第十條　借地人にして其借地權を賣買讓與せんとするときは雙方連署を以て日本領事官に願出づべし、日本領事官に於て差支なしと認むるときは清國地方官に照會し清國地方官は地券の書換を行ふ

第十一條　居留地內に在る墳墓家屋の移轉料は隨時日本領事官清國地方官と商定すべし

清國地方官は向後墳墓家屋の添設を嚴禁すべし

第十二條　日本領事官は隨時規程を設け居留地內埠頭に停泊する船舶より停泊料を徵收し居留地費に充つ

第十三條　居留地內埠頭を修築し又は庫船を設置せんとするときは日本領事官海關長と商議の上商船の往來に妨碍なき場所を選ぶべし

第十四條　居留地內に於て草葺又は下等板葺の家屋を建造し或は火藥爆發物其他身體財産に危害ある物品を貯藏携帶及運送するを許さす、但必要止むを得ざる場合に於て爆發物類を使用せんとするときは其用途を詳記し日本領事官に願出で許可を受くべし

第十五條　清國地方官は日本領事官と商議し居留地內に立會裁判所を設くべし其規別は上海の例に倣ふ

第十六條　將來別に適當なる地面を選び日本人墓地を設けんとするときは隨時日本領事官淸國地方官と協定すべし

第十七條　現在及將來外國人に許與し又は許與する事項にして本章程に優る所あらば日本居留民も亦一體均霑すべし

本章程は日本文淸文各二通を作り記名調印の上雙方各一通を收め證憑となし政府の承認を俟て實施せらるべきことを約す

明治三十一年八月十八日

大日本帝國沙市在勤二等領事　永瀧久吉　畫押

光緖二十四年七月二日

大淸帝國欽加二品銜分巡荊宜施道監督　兪鐘穎　畫押

沙市日本領事館

右居留地地域は沙市市街の下流の江に面せる地にあり、土後方は堤防を隔てゝ市街地に接し地形上優勝なれども、土地低きを以て夏期增水期に於ける浸水を免れんが爲には五尺乃至八尺の地盛を要し、且又江水激して岸地を流失するを以て、之れを防ぐ爲に堅固なる護岸工事を必要とせり、然るに日本政府に於ては居留地經營の事業を進捗するに至らず、從て多年荒野の狀態に放置せられしが先年漢水の汎

濫により地方民洪水に苦めらるゝや、此地に避難し來るものあり、爲に支那人の貧民部落たるに至れり。

官公署學校

沙市にある官公署の主なるもの次の如し。

海關	洋碼頭
交渉使署	洋碼頭
徵收局	九十鋪
運銷局	三府街
水警局	楊泗江
江陵縣衙門	荊州
日本領事館	洋碼頭
日本郵便局	洋碼頭
英國領事館	洋碼頭
支那郵便局	三府街
支那電報局	九十鋪
甲種商業學校	綫線街

水運

水路

沙市附近は所謂湖北の低地にして湖水多く、之れと連絡して運河の開鑿せられたるものあり、水路縦横以て湖北湖南各地に通ずべし、沙市と水路最も密接の關係あるは漢口にして、此間元より揚子江によりて連絡し得べく、汽船は一に之によると雖も、此間の長江二百九十哩は屈曲多く且風向風力の如何により民船の航行に便不便あり、往々意外の日數と努力を要する事あるを以て、民船は長江の水路によるもの少く、夫れより距離短く航行安易なる次の水路を採る。

一、沙市より便河により長湖、塞子湖、白鷺湖を經て、長夏河より鄧考湖に出で、漢口の上流約六十哩なる新灘口より揚子江に出づ、本水路は四時舟行の便あり、兩地間の航行に六日を要す。

二、前者と同樣の水路を經て沌水によりて漢口の上流十哩なる沌口に出づ、本水路は減水期には舟行困難にして、夏期の外之れを利用する事能はず。

以上の兩水路による時は長江よりも八十哩乃至百哩の水路を短縮し得るものとす。

三、沙市より運河により漢水の上流六十哩なる大澤口に出で此より漢水によりて漢口に通ず、本水路は沙市漢口間の航行中最短時間にして足るものなるを以て、此水路によるもの甚だ多し。

從來斯かる裏河を利用せる水路によりて盛に漢口との交通をなしつゝありしが、一九一二年の春期、荊宜軍司令部は沙市商會と協力し、數年來漢水沿岸の沙洋鎭の堤防破壞し漢水汎濫し來り、江陵縣一帶の低地は浸水の害々蒙り居れるを以て、之が堤防修繕を決行したる處、其爲に以後漢水汎濫の災害は免れ、低地は乾燥し耕作地域は非常に擴大せゐも、沙市便河より後面の長湖迄の二十餘支里の間の運河の水量次第に減少し、大型民船の航行全く不可能となり、沙市と漢口との交運上一大打擊を蒙るに至れり、依て沙市商務會は之れが善後策として豐富なる長江の水を便河に汲入れ以て其水量を增加せんとし、一九一四年獨逸商瑞記洋行より銀七兩を以て揚水機械を購入するの契約を結び、同洋行香港支店より英國製ボイラー及びポンプを取り寄せ長江沿岸に据えつくる事とせるが、其後歐洲戰爭等の爲に遂に完成に至らずして止めるものゝ如し。

沙市と洞庭湖との間にも數水路あり、就中最も重要なるは沙市の下流四十哩なる藕池口より南して洞庭湖に達し又常德に通ずるものにして、四時舟運の便あり、冬期に於ては民船の湖南より洞庭湖を通じて岳州に出づるに日子を要する事多きを以て、湖南省西部よりする民船は本水路により沙市に出づるを常とし、冬期にありても常德より沙市に至る三四日にして足り、本水路は民船の航行盛なり。

尙又沙市の上流十哩なる太平口より太平運河により、公安縣に出で淞泥、牛浪二湖の間より湖南に出で以て洞庭湖に通ずべし、本運河は長江の水を洞庭湖へ導く爲に鑿開したるものにして、夏期の如

き水流急に湖南方面よりするは困難なるが、夏期以外には水量少にして水運の便乏し。

此外沙市に於ける重要なる一水路として沮河を擧ぐべし本河は沙市の上流約五哩の地點に於て揚子江に注ぐ其一支流なるが、棉花及生絲の產地として重要なる河溶、當陽の兩地との交通は本河によるものなるを以て、其の價値大なりとす。

沙市便河

汽船

沙市は漢口宜昌間航路の中間港たり、兩地間定期航路を營む汽船は此に寄港す、其外小蒸汽船等の出入もあり、今一九二〇年に於ける當港海關經由船隻出入狀況を擧げて、其大體を知るの料とすべし。

一九二〇年中一般航行規則に依り、當港に出入せる各國汽船數は千三百三十八隻(出入港計)にして、此噸數百八萬九千九百三十二噸、小蒸汽船及其曳帶せる船數三百四十隻(出入港計)、此噸數三萬千四百四十八噸にして、前年に比する時は前者の隻數及噸數に

於て夫々二隻及六萬八千九百四十二噸の減少を見、後者に在りては隻數に於て二十七隻噸數に於て一萬七百七十四噸の增加を示せり、小蒸汽船及其曳帶船の隻數及噸數の增加は蘆鹽輸入に使用せられたるもの多かりし結果なり。

前掲出入港汽船(小蒸汽船及曳帶船を含む)の國籍別を檢するに、米國八十八隻、此噸數一萬三千百六噸、英國七百十一隻、此噸數五十三萬四千二十一噸、日本三百五十七隻、此噸數三十七萬二千三百七十噸、支那五百二十二隻、此噸數二十萬千八百八十三噸にして、隻數噸數共に英國第一位を占め、支那は隻數に於て日本を凌駕せるも、噸數に於ては日本第二位に在り、支那船隻數の大なるは小蒸汽船數多きに由る、米國は隻數噸數共に最下位に在り。

次に一九二〇年中內河航行規則に依りて當港に出入せる各國船は、出入計千八百五十四隻、此噸數六萬二千八百三十六噸にして、前年に比し隻數二十二、噸數四千七十五の減少なるが、右は主として英國船の減少に基くものなり、右計數中支那船千八百十六隻六萬二千二百五十八噸、英國船二十隻三百八十噸、米國船十八隻百九十八噸にして、支那船大部分を占む、日本船は前年四隻六百十六噸を示したるも、本年度中來航せるもの無し。

今玆に一般航行規則に依る本年海關出入船舶隻數噸數國別表竝に最近十年間比較表及內河航行規則に依る船舶隻數噸數國別最近十年間比較表を掲ぐれば左の如し。

海關出入船舶隻數國別表

國別	河用汽船 隻	河用汽船 噸	小蒸汽船（曳帶せる船を含む） 隻	小蒸汽船（曳帶せる船を含む） 噸	計 隻	計 噸
米國	七八	一二、九五六	一〇	一五〇	八八	一三、一〇六
英國	五一五	五一〇、九九五	一九六	二三、〇二六	七一一	五三四、〇二一
日本	三五七	三七二、三七〇	—	—	三五七	三七二、三七〇
支那	三八八	一九三、六一一	一三四	八、二七二	五二二	二〇一、〇八三
計	一、三三八	一、〇八二、九三二	三四〇	三一、四四八	一、六七八	一、一二一、三八〇

一般航行規則に依る海關出入船舶比較表

年度	河用汽船 隻	河用汽船 噸	洋型帆船 隻	洋型帆船 噸	小蒸汽船（曳帶船隻數噸數を含む） 隻	小蒸汽船（曳帶船隻數噸數を含む） 噸	民船 隻	民船 噸	計 隻	計 噸
一九一一年	七四二	七三一、三九八	—	—	二四	三、二七五	三〇	一、一七二	七九六	七三五、八四五
一九一二年	七六四	七一五、〇三二	—	—	一二	三三一	一六	九七六	七九二	七一六、三三九
一九一三年	八三六	八二六、三七〇	—	—	一〇	三一〇	—	—	八四六	七二六、五九〇
一九一四年	九九六	九一、四三六	—	—	三六	一、六六二	—	—	一、〇三二	八九三、〇八八
一九一五年	九一八	八一五、八一八	—	—	四二	一、一四〇	四	二四八	九六四	八一七、二〇六
一九一六年	九六〇	七三三、七八六	一	三	六三	三、三六一	—	—	一、〇二四	八二七、一七九
一九一七年	九四六	七八一、〇五〇	—	—	九〇	五、五二四	—	—	一、〇三六	七八六、五七四
一九一八年	九二三	八五三、五八七	—	—	九七	四、八三三	二	一五八	一、〇二二	八五八、五七七

一九一九年	一、二四〇	一、二五八、八七四	―	―	二一三	二〇、六七四	一	一五	一、五一四	一、二七九、四六三
一九二〇年	一、三三八	一、〇九九、九三二	―	―	三一〇	三一、四四八	―	―	一、六七八	一、一三一、三八〇

内河航行規則に依る出入船舶國別十年間比較表

年度	米國		英國		日本		支那		計	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
一九一一年	―	―	―	―	―	―	四二〇	七、七四四	四二〇	七、七四四
一九一二年	―	―	―	―	―	―	一二八	二〇、〇五八	一二八	二〇、〇五八
一九一三年	―	―	―	―	―	―	六七六	一二、八九二	六七六	一二、八九二
一九一四年	―	―	―	―	―	―	一、一七八	三〇、四八二	一、一七八	三〇、四八二
一九一五年	―	―	―	―	―	―	一、一四六	四三、九四〇	一、一四六	四三、九四〇
一九一六年	三	六〇	六	七三	―	―	一、二〇六	三一、一八二	一、二一四	三一、三一四
一九一七年	一三	一〇〇	一七	二四六	―	―	一、二二四	三一、一五二	一、二六三	三一、五五八
一九一八年	一六	一一六	一八	三四二	―	―	八一三	二六、〇四一	八四七	二六、四九九
一九一九年	二六	四四四	一一〇	六、九二〇	四	六一六	一、七三四	五八、九三一	一、八七六	六六、九一一
一九二〇年	一八	一九八	二〇	三八〇	―	―	一、八一六	六二、二五八	一、八五四	六二、八三六

民船

揚子江上流地方に汽船の航行を見ざりし時代に於ては、沙市は四川貿易の中繼地たりしより、民船の來往亦極めて頻繁にして、常に帆檣林立の概ありしが、宜昌の開港、汽船の航行開始と共に次第に

衰ふるに至れり、然れども今日にありても、內河及揚子江に於ける民船の航行は相當に盛にして、沙市に出入するもの亦少なからず、其最近の統計を見るに一九二〇年中に於ける當港出入の民船數は三萬千四百五十四隻、此擔數二百五十六萬八千四百六十擔にして、前年に比し隻數に於ては千五百三十九隻の減少なるも、擔數は却て四十七萬四千三百八十擔の增加を示し、前々年に比すれば隻數擔數に於て、夫々一萬六千三百二隻及百十一萬四百十擔の增加なり。

尙最近五年間出入民船隻數比較表左の如し。

年度	揚子江上流		揚子江下流		漢口(便河經由)其他		當陽		公安縣(黃金口經由)		計	
	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔
一九一六年	五、四五三	八八三、六八〇	九、二七七	七〇三、四二〇	七、四八六	二五六、五五〇	一、一一三	七九、四五〇	一六五	五、一八〇	二三、四八五	二、〇三〇、二八〇
一九一七年	七、〇〇五	一、一五七、六五〇	七、九四三	五六六、四四〇	九、二六一	四一六、八六〇	八四五	五九、九四〇	一〇〇	三、二八〇	二五、一五四	二、三〇三、七七〇
一九一八年	五、一六二	七三四、七三〇	六、〇一〇	五〇〇、五八〇	三、三〇九	一八四、〇二〇	五〇〇	三二、七六〇	一四七	四、九六〇	一五、一三九	一、四五七、〇五〇
一九一九年	七、二三一	一、〇九九、六四〇	七、九八九	五六二、五五〇	六、七八八	三六九、七四〇	八五〇	五七、五七〇	一三四	四、五八〇	二三、九九三	二、〇九〇、〇八〇
一九二〇年	八、四六三	一、一五二、〇九〇	八、二七七	五八四、六三〇	一三、七七六	六九四、一〇〇	一、三四三	一〇八、〇四〇	六一五	二九、六〇〇	三一、四五四	二、五六八、四六〇

一九二〇年中常關に於て徵收せる民船稅は四萬二千三百十二串文(串文は制錢千文なり)にして、前年の二萬八千七百八串文、前々年の一萬九千二百二十二串文に比し、甚だ大なる增加を示すと雖、銅錢低落の結果此換算額は海關兩一萬七千二百四十二兩にして、前年竝前々年に比し、夫々五千百四十

四兩及九千百十五兩の增收に過ぎす、右は出入民船の增加に依る自然的增收にして、從來の最高記錄たる一九二一年度に於ける三萬九千串文を突破せるものなり、(同年度換算額海關兩二萬四千六百餘兩本年度よりも多額なるは銅錢價格の相違に出る)最近五年間徵收額比較表左の如し。

常關徵收民船稅額最近五年間比較表

年度	內港間貿易		地方貿易		其他		竹木稅	罰金	計	海關兩換算額
	入港	出港	入港	出港	入港	出港				
	文	文	文	文	文	文	文	文	文	兩
一九一六年	一、二一八、八〇四	二〇、一七四、〇八〇	一、一九六、八四〇	二、〇三七、六〇〇	九三六、六八〇	一、一五三、七二〇	—	—	二六、七一七、七二〇	二一、七〇九・三九一
一九一七年	一、〇〇六、〇四〇	一八、〇一〇、五六〇	一、一五二、一二〇	四、三三五、八四〇	一、二四四、六三〇	二、〇三六、七五五	—	—	二七、八〇八、九〇五	二一、八三一、八七〇
一九一八年	五〇五、四四〇	一四、四三三、二六〇	七六三、三四四	九一三、三二〇	一、一三一、二九〇	一、四八五、五〇〇	—	—	一九、二三二、一七四	八、一三七・三〇六
一九一九年	八二九、八四〇	二一、六一八、二六〇	一、四〇四、六六〇	一、七九四、二四〇	一、二三一、七四〇	一、八二九、一五〇	—	—	二八、七〇八、〇九〇	一三、〇九八・七一六
一九二〇年	二、一五五、三六〇	二三、四六三、七六〇	五、六〇三、六六〇	七、一九六、六四〇	一、四三二、四六〇	一、九八八、〇九〇	二九八、三四三	一八四、〇五〇	四二、三一三、三六五	一七、二四二・八七〇

尙沙市に於ける民船は其所屬地方により次の三者に大別する事を得べし。

一、川船(四川船) 四川省の船にして形狀其他により區別して約十種の船あり、船主及其家族は舟中に生活し、船は槪ね淸潔にして能く修繕行屆けり、其上航に際しての積荷は主に棉花、土布、鹽魚、各種洋貨にして、下航には鹽、藥材、砂糖等を積めり、年に二航行をせば足ると云ふ、其所屬地により更に八幇に區別せらる。

二、南船（湖南船）　船型十七種あり沙市と湖南各地の間を往來し、來航に際しては多く米を積み往航には四川產物、胡麻粕、洋貨等を積載す。

三、划船（湖北船）　湖北省の船にして沙市漢口間を來往す。

尙是等三種に屬する船型別其他を表示すれば次の如し。

船名	積載量	船夫數	積荷
一、川船			
麻陽子	六〇〇―一、〇〇〇擔	八―一二	輸出 棉花、土布、鹽魚 輸入 鹽其他
麻雀尾	五〇〇―一、二〇〇	八―一二	同
毛魚鰍	一、〇〇〇	八―一二	同
三艙船	二〇〇―四〇〇	六	旅客一般貨物
舿子船	三〇〇―五〇〇	六	同
橈擺子	二五〇―四〇〇	六	輸入 鹽、石炭
扒窩子	二〇〇―四八〇	四―六	輸出 棉花、鹽魚、土布 輸入 鹽、藥材
長撥子	二五〇	四―五	同
舺麻陽	二〇〇―三〇〇	四―五	同
五板	二〇―一〇〇	一〇―一八	輸入藥材、白蠟
二、南船			
津市鰍船	三〇―一五〇	三―四	輸入 米、線香、其他

倉港鰍船	五〇―一四〇	三―五	同
瀏陽鰍船	六〇―三〇〇	三―五	輸出 胡麻粕、砂糖 輸入 米、割竹
烏江子	四〇―二〇〇	二―四	輸出 豆粕、胡麻粕 輸入 米、紙
倒扒子	八〇―一〇〇	二―四	輸入 米
鴨艄划子	八〇―二〇〇	三―四	輸出 鹽
津市駁船	一五〇―三〇〇	四―六	輸出 一般貨物 輸入 米
衡州小駁	二五〇	五	輸出 紅色木器具、果實 輸入 米、石炭
桃源駁子	四〇―二二〇	三―四	輸出 一般貨物 輸入 米、線香
郴州小駁	四〇〇	四―六	輸出 一般貨物 輸入 米、石炭
巴桿	三〇〇	四	客船
長船	四〇―六〇	二	一般貨物
辰條子	六〇〇―八〇〇	八	輸出 土布、棉花 輸入 藥材、鹽、麻
龍陽瓢子	五〇	二	輸出 砂糖 輸入 米
沙篙子	五〇―四〇〇	二―六	輸出 藥材 輸入 鐵、米
小麻陽	四〇―八〇	二―三	一般貨物
鏟子	三〇〇―四〇〇	三―四	鹽

三、划船

荊帮划子	三〇―二〇〇	二―四	一般貨物
螺山鴨艄	一五〇―二〇〇	三―四	輸出 鹽 輸入 棉花、制錢
黃陂扁子	五〇―一二〇	二―三	輸出 植物脂、木器 輸入 綿布、麻布、洋貨

拖扁子	五〇—一五〇	二—三	輸入　砂糖、一般貨物
鴨艄	五〇—一五〇	二—三	一般貨物、旅客
満杆	一二〇—一五〇	三	旅客
襄陽扁子	一八〇	四	一般貨物、旅客
宜都峽划子	二五〇	三—四	輸入　石炭
河溶橈擺子	六〇	三	輸入　石炭、木炭、
宜都橈擺子	一二〇	三—四	同
義渡鴨艄	一八〇	三—四	旅客
駁船	三〇〇—四〇〇	三	一般貨物

沙興鐵道

英商 Pauling & Co. は一九一三年十二月沙市の對岸より起り、湖南に出でゝ常德辰州等を經て貴州省に入り鎭遠、貴陽を經て興義に至り、欽渝鐵道に接續すべき鐵道及其中の常德より分岐して長沙に至り、粤漢鐵道、寧湘鐵道に接續すべき支線に對する借款權を得たり、其豫定哩數本支線を合し七百六十哩、借款額一千萬磅たり、然れども其後材だ工事に著手せらるゝに至らず、爾後の新借款團の成立に際しても英國は四國の共同投資に本線を提供せざりしが、近く本線の布設を見るが如き事は無かるべし、若し本線にして竣工せんか、沙市は南支との交通の要衝に當り、大に繁盛を見るに至るべ

きも、其時機の如き今日より尙豫測する能はざるなり。

貿易

沙市は一方四川省と揚子江下流地方との貿易の仲繼地たると共に、一方此地方に於ける中心市場たり、而して揚子江によりて汽船の航行あり、又便河其他の運河、小河流による湖北湖南各地との水路には、揚子江に於けると共に民船の來往するあり、民船の航行は汽船に比して、一層盛にして漢口との諸取引湖南各地に對する移出入、四川との貿易等民船によるもの多きを以て、當港の貿易は海關を經由するものよりも、寧ろ常關經由のもの〻方重要なる有樣なり。

其四川との貿易は四川商人の民船により鹽、赤砂糖、白蠟、藥材、木蠟等を此地に運び來りて、當地方產の棉花、土布、下流地方又は海外より來れる綿糸、綿布、石油、鹽魚、海產物等を持ち歸るものにして、從來四川鹽の輸入を最も主とし、所謂鹽帮なるものは勢力ある商人團體なりき、然るに近年四川省に於ける動亂絕ゆる時無く民船の軍兵の爲に抑留せらる〻もの多く、之れを積出す能はざるに至るや、直隷の長蘆鹽京漢線によりて運ばれ、當地にも盛に移入せらる〻に至れり。

尙當港背後地より產出する棉花、木蠟、麥、大豆、胡麻、種粕、胡麻粕等は、此地を以て集散地となし一旦沙市に集りて或は國內諸港に或は外國に仕向けらる〻ものとす。

本港最近の貿易狀況次の如し。

一九二〇年貿易狀況

總說

一九二〇年に於ける當港貿易は依然何等見るべきもの無く、卽ち本年貿易年額(海關、常關合計)は千八百八萬三千二百二兩(海關兩以下同じ)にして、前年及前々年に比し夫々三百六萬四千五百八十二兩及五百九十一萬九千八百五十七兩の增加を示すと雖、主要輸入品日本綿糸の前年に比し稍々起色ある外槪して多少の減少を見、主要輸出品中蠶豆及桐油の增加せるものあるも、他は何れも平凡なる數字を示し居り決して好況なりしと云ふを得ざるなり。

本年貿易の斯の如く平凡なりし所以は、終始面白からざる事體の續發せるに依るものにして、卽ち年初に於ける吳光新部下軍隊の跳梁は、民船貿易を阻礙せる所尠からず、其間前年十月以來軍餉積缺の對應策として、現銀との併用を强制せられたる財政部發行の國庫券は尙其跡を絕たずして、金融を紊亂し商民を苦めたるが、安直兩系相爭ふや劉文明所屬部隊解散事件の發生ありて、商業一時殆ど停頓するに至り、又春初以來風雨順適にして豐作を豫想せられたりし作物は、七月二十五日揚子江々水の過去に於ける最高記錄たる三十一呎九吋(一九一八年七月二十六日)を突破して、三十二呎一吋を示すに及び、耕地の浸水は特に輸出品の隨一たる棉花の大減收を來さしめ、地方土民の購買力を不良なら

しむるに至り、是等の事態は自ら全年を通じて商況の沈滯を致さしめたるが、各錢莊亦何れも貸出を警戒し、金融梗塞甚しく金利も稀なる高率にして、官息(千兩に對する半月の利息)十兩乃至十一兩、普通貸借月利二分五厘乃至三分五厘を唱へ、一方錢價は例年其比を見ざる低下を現して四錢以下に降り仕入値を銀建とし銅錢を以て小賣する一般商店を不安ならしむる等、交々相俟て貿易の不振を現出せしめたるものなり。

海關經由貿易

本年當港海關經由貿易總價額は七百八十六萬二千六百十八兩にして、前年に比し九萬三千二十三兩前々年に比すれば百三十九萬八千四百九十九兩の增加なり。

最近三箇年に於ける海關經由貿易價額累年表左の如し。(單位海關兩)

外國品	一九一八年 總	一九一八年 純	一九一九年 總	一九一九年 純	一九二〇年 總	一九二〇年 純
外國及香港より輸入	三五〇、八二〇	—	二三七、五〇七	—	四四三、六七七	—
内國諸港より輸入	二、八二七、三一一	—	二、四〇六、三八五	—	二、六七五、〇八七	—
輸入計	三、一七八、一三一	—	二、六四三、八九二	—	三、一一八、七六四	—
外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
内國諸港(主として漢口)再輸出	四三、三三三	—	五三、二四五	—	二五、二五八	—
再輸出計	四三、三三三	—	五三、二四五	—	二五、二五八	—

純輸入	—	三、一三四、八〇九	—	二、五八〇、六四七	—	三、〇九三、五〇六
內國品						
輸入（主として漢口より）	一、一二六、〇一七	—	三、五九〇、三一三	—	三、三〇九、〇三一	—
輸入計	一、一二六、〇一七	—	三、五九〇、三一三	—	三、三〇九、〇三一	—
外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
內國諸港へ再輸出	五八、三〇五	—	一四二、八〇二	—	二六九、八〇九	—
再輸出計	五八、三〇五	—	一四二、八〇二	—	二六九、八〇九	—
純輸入	—	一、〇五七、七二三	—	三、四四七、五一一	—	三、〇三九、二二三
外國及香港へ輸出	二	—	一三六	—	二二三	—
內國諸港へ輸出	二、一六九、九六〇	—	一、五四五、二六四	—	一、四三四、六一〇	—
輸出計	—	二、一六九、九七一	—	一、五四五、三九〇	—	一、四三四、八三三
總貿易價額	六、四六四、一一九	—	七、七六九、五九五	—	七、八六二、六一八	—
純貿易價額	—	六、三六二、四九二	—	七、五七三、五四八	—	七、五六七、五五一

左に最近十年間に於ける海關經由貿易額累年表を掲ぐ（單位海關兩）

年別	輸入 由外國及香港	輸入 由內國諸港	輸出 外國及香港向	輸出 內國諸港向	輸出入計	再輸出	金銀 入	金銀 出	內地通過貿易 入	內地通過貿易 出
一九一一年	九七、一三八	一、九一四、八四三	三二三	九七九、四八七	二、九九一、七九〇	四三、一三四	一九二、六三二	四六四、六八二	五五、二四九	—
一九一二年	一四四、三二三	四、四二六、四一八	三六七	一、一二八、一二四	五、六九九、一四一	一六一、一七五	二〇三、四三五	一、七七六、四〇七	五〇、四〇九	—
一九一三年	二〇〇、〇六三	三、三〇八、六四六	二九六	八九六、一二五	四、四〇五、一三〇	一二、七四五	一三九、九七五	四〇九、六一〇	一三二、六九六	—

年										
一九一四年	一九三、八六〇	三、三一九、一八一	二七五	八六四、五六七	四、三七七、八八三	一八、五九六	二五四、三六四	九三〇、一九三	三六、〇三六	—
一九一五年	八八、七〇〇	三、三八〇、一四四	二二九	一、一八九、八二三	四、六五八、八八五	二一七、四四三	五六三、三三二	四〇六、五七〇	一三〇、〇七〇	—
一九一六年	一四八、九七三	二、四九六、九四二	三六八	一、七五三、四八一	四、三九九、七六四	四五、一三九	三一七、一七五	一、二七〇、三六〇	五四、七四五	—
一九一七年	二八四、九七〇	二、六三六、四七七	二四五	一、五四一、一六三	四、四六二、八五五	四〇、〇〇六	二一八、一八九	六五五、五八六	五八、三九八	—
一九一八年	三五〇、八二〇	三、九四三、三三八	一一	二、一六八、九六〇	六、四六四、一一九	一〇一、六二七	三三六、四二四	二七六、三三六	一五、一六六	—
一九一九年	二二七、五〇七・	五、九九六、六九八	三六	一、五四五、二六四	七、七六九、五九五	一九六、〇四七	三五、五〇〇	二九八、〇八八	三九、五四三	—
一九二〇年	四六三、六七七	五、九八四、一一九	二一三	一、四三四、六一〇	七、八六三、六一八	二九五、〇六七	五八、三八〇	四〇一、七六五	三一、七六七	—

以下外國品輸入、內國品輸入、內國品輸出、外國品再輸出、內國品再輸出、內地通過貿易、金銀輸出入の各項に分ちて記述すべし。

外國品輸入　（外國輸入及內國諸港經由輸入を包括す）、本年海關經由の外國品純輸入額は三百九萬三千五百六兩にして、前年に比し四十八萬四千八百七十二兩の增加にして、前々年に比すれば四萬千三百三兩の減少なり、右の中香港及諸外國より輸入額四十四萬三千六百七十七兩にして、前年及前々年に比し、夫々二十一萬六千百七十兩及九萬二千八百五十七兩の增加を示し、內國諸港よりの輸入額は二百六十七萬五千八十七兩にして、前年に比し二十六萬八千七百二兩の增加なれども、前々年に比すれば十五萬二千二百二十四兩の減少を示せり。

斯の如く本項輸入價額の前年に比し增加を見たるは、主として前年着荷の少額なりし日本綿糸の增加に依るものなるも、而かも前々年に比し尙遜色あるを免れざるは以て、其多幸なる年度ならざりし

を語るに足るべし。

輸入外國品中主要地位を占むるは生金巾(無地)各種計三萬七千餘疋、綾織綿布(日本製)の五千五百餘、疋晒金巾(無地)の三萬七千九百疋、染色雲齋綾織綿布(無地)の九千餘疋、イタリアンズ九千八百疋、天鵞絨一萬餘碼、綿糸(日本)一萬二千餘擔、石油二百萬餘ガロン、昆布六千六百餘擔、砂糖三萬四千擔等にして、各輸入品は前年に比し生金巾二割五分、晒金巾三割四分、綾織綿布(日本品及英國品計六千三百四十疋なり)二割九分、イタリアンズ三割二分、ヴェネシャンス三割一分の減少を見たるに反し、染色雲齋布及綾綿布は二割三分、ポプリンズ五割四分、天鵞絨二割六分の増加を示せり、蔴袋及アニリン染料等の前年に比し減退し居るは、雜穀類輸出不況及土民資力不充足の一證と爲すべく、紙卷煙草の前年一萬四千九百四十三(單位千本)なるに對し、本年九百五十五に降りたるは、南洋兄弟煙草公司が販路擴張策に成功したるに依るものゝ如く、綿糸(日本品)輸入數量一萬二千三百餘擔にして、前年の約二倍に達すと雖、依然前々年の半數にも及ばざる日貨排斥の餘袂尙未だ艾除せられざるものありしが故なり、日本産昆布も亦同樣事由に依りて好況を示すに至らず、石油の輸入額は殆ど前年と匹敵するも、只米國産の約七十萬ガロンを增しボルネオ產竝スマトラ產の減退せるを見る。

內國品輸入　本年海關經由の內國品純輸入額は三百三萬九千二百二十三兩にして前年に比し四十萬三千二百八十八兩の減少なるが、右は蘆鹽(直隷產)の增加せる外、支那產綿糸の半數以下に激減せる

を始めとし、各品何れも甚しき減退を示し、麥粉其他の如き全然着荷を見ざりしもの等ありしに依るものなるが、其數量比較的大なるものとしては電氣鍍金鐵薄板百七十擔、綿繰機械五千七十二兩、薬材三萬六千五百七十五兩、乾海月三百五十四擔、綠茶二千六十二擔、薑黄二百三十三擔、白蠟五百二擔を擧ぐべく、其太宗たるは蘆鹽にして、前年の十一萬九千餘擔に對し二萬三千三百餘擔を示すと雖、是官憲が民船交通杜絶により四川鹽出廻らざるに乘じ、積缺の軍餉の財源を蘆鹽に獲んとし運來して販賣を强制したりしに依るものにして、後半年に及び四川鹽商の之に反對するや、蘆鹽は沙市鹽務稽核處の手により一定相場を以て賣捌くことゝし、毎擔六兩三錢三分(海關兩)とせしも、到底四川鹽の廉價にして美味なるに及ばざる爲、年末尚多數の在庫品を有したりしと云ふ。

要するに本年度輸入内地品は外國品同樣著しく其數量を減じて明に市況の不振を示し居れり。

當港海關經由重要輸入品最近三箇年數量比較左の如し。

海關經由重要輸入品三年間比較表　(再輸出額控除)

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿製品				
生金巾(無地)	疋	三〇、三七〇	四九、四九〇	三七、三四〇
生シーテング(無地)(米國)	同	八〇	二一〇	四〇
同　(英國)	同	六〇	—	—

晒金巾(無地)	疋	三九、三〇四	五六、二五三	三七、九二一
雲齋布(米國)	同	一二	二〇	—
同　(日本)	同	三五〇	二〇〇	一四〇
綾織綿布(英國)	同	四七〇	四〇〇	八〇〇
同　(日本)	同	六、〇〇一	八、五八〇	五、五四〇
染色雲齋布及綾織綿布(無地)	同	一、九六七	七、三九八	九、〇七二
イタリヤンズ	同	八、三一八	一四、五三八	九、八二二
サテンズ	同	七一九	一、〇五一	六八二
ヴェネシヤンズ	同	五、〇四九	八、二八〇	五、七五三
ポプリンズ	同	二、〇五六	三、五五九	五、四九七
染色天鵞絨	碼	四、二五七	八、二九一	一〇、四五三
其他の綿布	海關兩	一、二二三	四、二九三	三、三二一
綿糸(日本)	擔	二五、二八八	六、九四一	一二、三二二
支那綿製品				
生金巾(漢口)	疋	六〇五	三八〇	—
シーテング(無地)	同	三〇〇	五三〇	一七八
支那木綿	擔	三四七	五一	一一九
綿糸	同	六、五八〇	三三、六八六	一五、四四八
毛綿交織物				
毛綿羅紗及ポンチョークロース	碼	一、三〇二	一、一二七	—

外國金屬及鑛物

品名	單位			
鐵及軟物				
鐵條	擔	九	三九	六〇
釘	同	七六	二〇四	四二
薄板及板	同	八	二九	四四
線	同	—	八	四
電氣鍍金鐵薄板	同	六六	三〇一	一七〇
鋼竿	同	五	二八	二三
外國雜貨類				
麻袋(古物)	箇	一四、二五〇	七一、一〇〇	六九、四三〇
海鼠	擔	七五	一一九	一一一
硼砂	同	八	二一	二
紙巻煙草	千本	六四、一一七	一四、九四三	九五五
石炭	噸	—	二〇	四〇
アニリン染料	海關兩	一、九五四	四、四四一	一、五七六
機械	同	二、〇九一	三、〇二三	七一八
石油(米國)	ガロン	七四七、七六二	一、〇四四、六五九	一、七六一、一九一
同(ボルネオ)	同	七五、四八五	四〇、〇〇〇	三七、二五〇
同(スマトラ)	同	七三五、〇四一	九二八、三三六	二〇八、〇三四
胡椒	擔	二八九	一三六	二六〇

白檀	擔	一、一五五	一、六九七	九五五
昆布	同	七、二六二	六、三一三	六、六九九
赤砂糖	同	一五、一九六	—	六九一
白砂糖(十號以上のもの及精製糖)	同	四三、四三〇	二九、六一三	三四、九九六
洋傘(綿)	本	三四、六四四	七八、六〇〇	二一、五〇一
支那雜貨類				
書籍	百斤	三〇	八	—
綿繰機械	海關兩	一三、二三二	二一、〇三三	五、七二八
錫	百斤	一三	二五	五二
扇	千本	八九	四三	八五
參粉(漢口)	百斤	二二五	一〇〇	—
ハム	同	六五	一一八	九二
天然藍(液)	同	一三四	一七八	—
白鉛	同	一一九	一六五	一〇二
黃鉛	同	二三	二二七	一一
藥材	海關兩	八九、六七六	六五、四八九	三六、五七五
紙(上海)	百斤	三七	二一八	二七
鹽	同	二一、六五〇	一一九、〇八五	二〇三、三一五
乾海月	同	三七六	四四八	三五四
絹物類	同	九	六	一

繭細	同	―	六	―
綠茶	同	一、三八三	二、二二〇	二、〇六二
刻煙草	同	一九	四三	七九
薑黃	同	八三	五四	二三三
白蠟	同	六三五	七一三	五〇二

內國品輸出　（外國向直輸出及內國諸港向輸出を包括す）本年度海關經由內國品輸出額は、百四十三萬四千八百二十二兩にして、前年に比し十一萬五百六十八兩、前々年に比し七十三萬五千百四十九兩の減少なり、右の中外國及香港向は二百十二兩にして、前年竝に前々年に比し夫々八十六兩及二百一兩の增加を示し、內國諸港向に於て夫々十一萬六百五十四兩及七十三萬五千三百五十兩の減少を示せり、本年度輸出額の斯の如く減退せるは、全く棉花輸出の激減に起因するものにして、其本年度輸出額は前年度の三萬八千擔（此價格九十一萬兩）前々年度の六萬六千擔（此價格百二十二萬兩）なるに對し、僅に一萬四千擔（此價格二十三萬三千兩）に過ぎず。

輸出內國品中主要地位を占むるものに棉花の外、支那木綿、蠶豆、小麥、藥材、桐油、胡麻、菜種粕、生絲あり、支那木綿は千三百十九擔にして、過去二年に比し五、六百擔の增加を示し、蠶豆は前年及前々年の夫々九千餘擔及五千餘擔なるに對し約八萬八千擔となり、小麥は前年輸出皆無にして前々年四百擔なるに對し四千擔の激增を爲し、桐油も亦前年及前々年の八千擔臺より一躍一萬三千擔に

上り、尙前々年輸出皆無にして前年六千餘擔の輸出を見たる棉實は一萬擔の數字を示せり。

棉花の數量著しく減少せるは前述せる所なるが、菜種も前年の四千擔前々年の五千擔より僅に百餘擔に墜落し、胡麻及胡桃も亦減少を來し、菜種粕及生絲は前年と略同數の輸出を見たり。

右の中蠶豆、小麥の增額は春季の天候佳良にして而も長江增水以前に於て豐饒なる收穫を爲し得たりしと、軍隊の民船阻礙及各汽船運賃の低減は、自然海關經由數量を多からしめたるものにして、特に蠶豆の如きは海外に於ける需要再起に依り輸出旺盛なりしに起因し、菜種の減退は相場產地高の爲引合はざりしに依るものなり、棉花輸出數量の激減に至りては其土民の購買力に影響する所多大にして、本年度當港貿易の好況に終らざりしも亦之に基くものなること既述せる所なるが、棉花輸出の斯の如き不況を見たるは、洪水の爲其作柄不良にして、近年稀に見るの減收なりしのみならず、漢口市場に於ける相場異常に低廉なりしと、四川方面との交通殆ど杜絕の狀態に在りしとに依り、市況極めて不振を致したるに起因するものにして、本年度棉花市況を通覽するに土花(太毛)は湖南方面に於ける大局相場に通ぜざる、自家用の需要あり、又一部支那商中四川交通の恢復を見越して思惑買を爲す向ありしとに依り、幾分宛の荷動きを見たるも、洋花(細毛)の本取引に至りては其沈滯甚しかりき、元來洋花の大部分は例年本邦商人に於て當地花行(棉花取扱支那商)の手を經て買收したる後、之を漢口、上海又は本邦市場に輸出するを常とすれども、本年內に於て本邦商と花行との間に行はれたる取引高

甚だ少額にして、又本邦商中花行を介せず、直接產地農夫或は商人に就き買付を爲す向も本年は割合に增加を見たるも、其數量に至りては是亦極めて微々たるを免れず、取引及出廻の不況は前述の如く輸出額の激減を來さしめたるが、右の外支那商人の手による民船積出額(常關經由)は前年及前々年に比し二千乃至三千擔の增加を見たるも、輸出額の總計は尙甚しき遜色を示せり、相場は洋花一包(約百七十斤)に付二十二兩より二十五六兩の間を上下せり、卽ち上市當時の二十四兩前後より二十六兩餘に上り間も無く二十五兩に下り、一時二十三兩を唱ふるに至りしも、十月中旬以來持直して二十四兩前後を以て越年せり、例年の相場に比すれば異常の低落にして是各國主要市場相場の變調に影響せられたる結果なりと雖、其實際の取引値段は右相場よりも更に幾分低廉なりしものゝ如し、土花は例年洋花に比し一包に付二兩乃至四兩方安値なるを常とするものなる處、洋花市況不振の結果却て終始二兩方の高價を以て取引せられたり、洋花の取引不況なりし一因は、土花高値に伴ひて產地に於ける洋花相場の釣上らるゝ傾向ありしに由るなり。

今茲に海關經由重要輸出品三箇年間比較表を揭ぐれば左の如し。

海關經由重要輸出品三年間比較表　(再輸出額を含まず)

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
支那木綿	擔	五〇六	六二八	一、三一九
蠶豆	同	五、一三四	九、二〇九	八七、九一三

大豆	擔	—	九一五	六七三
小麥	同	四一四	—	四、〇四六
石炭	噸	七三	一一五	—
棉花	擔	六六、〇〇九	三七、九二八	一四、〇五七
棕櫚	同	一一三	四四	一〇三
大麻	同	二九	—	二四七
茸	同	一七一	六四	一〇七
生皮（水牛及牛）	同	一〇九	二七七	一七一
藥材	海關兩	七、八八六	七、六二二	九、一五九
五倍子	擔	一四三	一一二	五一
桐油	同	八、二四四	八、九四五	一三、二五二
棉實	同	—	六、三七六	一〇、七八〇
菜種	同	五、四九四	四、〇一三	一一九
胡麻	同	四六九	三、七一九	二、一九二
菜種粕	同	二五六	二、八三九	二、八五八
生絲（黃）（座繰又は機械にあらざるもの）	同	一、五八四	一、〇三三	一、九五九
山羊皮（毛）	枚	一三、五二八	三六、七三二	二一、五二八
赤砂糖	擔	一五	四八二	一六八
植物性油	同	二、六四一	五八〇	九八〇
葉煙草	同	一四六	九六	一一

漆	同	一三八	二四〇	二一三
胡桃	同	一八〇	七八六	三七二
植物性蠟	同	八九	｜	｜
白蠟	同	二九	一二三	五
黃蠟	同	｜	二五	二三

外國品再輸出　本年內海關經由の外國品再輸出額は二萬五千二百五十八兩にして、前年に比し二萬七千九百八十七兩、前々年に比し一萬八千六十四兩の減少なり、右は總て內國諸港(主として漢口)に向ふものにして、其の他外國及香港等への積出皆無なり。

外國品再輸出　本年內海關經由の內國品再輸出額は二十六萬九千八百九兩にして、前年及前々年に比し夫々十二萬七千七兩及二十一萬千五百四兩の增加なり、總て內國諸港向にして藥材及白蠟再輸出品中の主要なる地位を占む。

內地通過貿易　本年中三聯單に由るもの及び特別免稅單に由るもの等何れも皆無にして、子口單に依るものは四川省向六百二十四枚、此價格三萬二千七百六十七兩(之に對する子口稅額四百四十三兩五錢七分二厘)なり、卽ち前年に比し枚數に於て四十九枚の增加を見、價格に於ては却て六千七百七十八兩の減少を來せり。

金銀輸出入

本年內金銀銅等の輸入額は、漢口より銀貨一萬二千六百兩(支那一弗銀貨一萬八千枚)宜昌より金塊砂金等五千七百八十兩、銅貨四萬兩(五錢銅貨二百萬枚)合計五萬八千三百八十兩にして前年に比し二萬二千八百八十兩の增加なり、又其輸出額を見るに漢口向銀塊馬蹄銀等四百兩、銀貨九萬三千六百二十兩(支那一弗銀貨十三萬六千二百二十五枚(及銅貨二十九萬八千七百二十兩(一錢銅貨六千百五十四萬二千枚)、九江向銀貨千五百兩(支那一弗銀貨千五百枚)、宜昌向銀貨八千五兩(支那一弗銀貨一萬千四百三十六枚)計四十萬二千二百四十五兩にして、前年に比し十萬四千百五十七兩の增加を示せり。

右の內特記すべきは漢口向銅貨にして、前記輸出量の大部分は本年上半期中に流出せるものにして其勢猛烈なりしを以て、六月二十三日官憲は遂に其輸出制限令を發するに至れり、又一串文(五錢白銅二十枚)に對する市票發行額の增加も注意すべき事項にして、爲に湖北官票は甚しく其流通額の減少を示したりしが、一方全年を通じ金融梗塞の結果、漢口向爲替相場の動搖常なく漢口兩千兩に對し沙市兩九百六十兩乃至千三十兩間を往來せり。

常關經由貿易

本年當港常關經由輸出入貿易價額は千二十二萬五百八十四兩にして、前年及前々年に比し夫々二百九十七萬千五百三十九兩及四百五十一萬千三百五十八兩の增加なるが、輸出入共に總て內地各港に對するものにして、外國及香港との間に於けり荷動皆無なり、常關經由貿易價額三年間比較表左の如し。

常關經由輸出入貿易價額三年間比較表

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
輸入			
外國及香港より	—	—	—
內地各港より	三、三五六、八三八	三、四六一、一九五	四、八三八、〇九三
計	三、三五六、八三八	三、四六一、一九五	四、八三八、〇九三
輸出			
外國及香港へ(地方產品)	—	—	—
內國各港へ(地方產品)	二、三五二、三八八	三、七八七、八四〇	五、三八二、四九一
計	二、三五二、三八八	三、七八七、八四〇	五、三八二、四九一
合計	五、七〇九、二二六	七、二四九、〇三四	一〇、二二〇、五八四

輸入　本年の常關經由輸入貿易額は、四百八十三萬八千九十三兩にして、前年及前々年に比し夫々百三十七萬六千八百九十八兩及百四十三萬千二百五十五兩の增加なり、斯の如く常關輸入額の年々增加を示すは、土產物資の民船に依る短距離間輸送旺盛の傾向あるに依るものにして、試に本年度內出入民船數を檢するに計三萬千四百五十四隻にして、前年に比すれば千五百三十九隻の減少なるも、其擔數に於ては前年に比し却つて四十七萬四千三百八十擔、前々年に比し百十一萬千四百十擔の增加を示すの有樣なり。

本項輸入品中主要なるものを擧ぐれば米の三萬五百石、雜穀十萬六千五百石、木炭三萬九百擔、石

炭二十四萬六千九百擔、紙四萬二千百擔、棉花一萬二千九百擔、鹽二十萬七千擔、赤砂糖七萬三千五百擔、桐油一萬七千八百擔、葉煙草一萬二千三百擔等にして米、紙、桐油以外のものは前年に比し何れも多少增加せるを見る、今玆に重要輸入品三箇年比較表を掲ぐれば左の如し。

常關經由重要輸入品三年間比較表

品目	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米	石	一九、八四〇	三一、五二〇	三〇、九四〇
籾	同	二一、二一〇	一五、四四〇	二七、二八〇
雜穀	同	三二、三六〇	三二、五三〇	一〇六、五二〇
木炭	擔	三一、八八〇	二二、八二〇	三〇、九八〇
石炭	同	一七八、三四〇	一五三、三六〇	二四六、九九〇
棉花	同	九、二二〇	八、五五〇	一二、九九〇
天然藍	同	一〇、一七〇	一二、五八〇	一〇、七三〇
菜種油	同	八、五八〇	八、七〇〇	八、二七〇
紙	同	四五、九九〇	五八、四五〇	四二、一五〇
鹽	同	二二九、七四〇	二〇一、五三〇	二〇七、〇一〇
赤砂糖	同	三九、二三〇	五八、四五〇	七三、〇一〇
白砂糖	同	八、三四〇	一三、五〇〇	—
桐油	同	八、八四〇	一九、三〇〇	一七、八三〇

葉煙草	同	一三、八七〇	一〇、四〇〇	一二、三一〇

輸出　本年常關經由輸出貿易額は五百三十八萬二千四百九十一兩にして、前年及前々年に比し夫々百五十九萬四千六百五十一兩及三百三萬百三兩の增加なり、右輸出品中主要地位にあるは豆類四萬三千石、支那木綿一萬二千擔、棉花七萬六千七百擔、紙三萬八千擔、鹽十八萬二千二百六十擔、葉煙草一萬七千四百擔にして、豆類以外の各品は何れも增加を示し居れるが、是前項所述の如く近距離間民船利用の盛となりし結果なるが、鹽の數量增加は蘆鹽の近鄉各地への轉送に依るものなり。

主要輸出品三箇年比較表左の如し。

常關經由重要輸出品三年間比較表

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
豆類	石	七〇、六六〇	四八、一四〇	四三、一七〇
支那綿布	擔	四、六九〇	一〇、八七〇	一二、二九〇
棉花	同	四四、二〇〇	七五、一〇〇	七六、七〇〇
紙	同	二五、七〇八	二五、四八〇	三八、三一〇
鹽	同	七五、〇〇〇	一四七、〇四〇	一八二、二六〇
葉煙草	同	七、九三〇	九、七二〇	一七、四七〇

總商會

沙市にては前清時代一九一一年に於て商務總會の創立を見、十三帮の加入を以て同年八月十六日發會式を擧行せり、同會は第一革命の當時には五百名の義勇兵を出し、以て市内の秩序維持等に任せしめ、著しき効果を奏したる事あり、又米價の調節、貧民救濟事業についても努力したるが、革命後は總商會と改稱し、折角機能を發揮しつゝあり。

會館公所

會館

山西陝西會館　共有基本金より生ずる所得年額四千兩、沙市街首にある金龍寺を會館とす。

涇太會館　安徽省太平府及涇縣人の會館にして青石街にあり、所得年額二千兩。

四川會館　所得年額三千兩、川王宮を以て會館とす、靑蓮閣街に在り。

湖南會館　會館は禹王宮にして宮殿巷にあり、所得年額千兩。

蘓廲會館　江蘇、浙江人の會館にて莊王廟街に在り年額所得七百兩。

黄州會館　所得額三千餘兩、湖北省黄州人の會館にして糸線街帝王宮を會館とす。

廣東會館　所得年額二百餘兩、輿々坊街に在り。

福建會館　所得年額五六百兩、天后宮にして後街に在り。

中州會館　所得年額五百餘兩、河南人の會館にして後街に在り。

晴川書院　所得年額千餘兩、漢陽人の會館にして便河街に在り。

江西會館　所得年額二千四五百兩、萬壽宮を會館とし便河街に在り。

鄂城書院　所得年額千六百兩、武昌人の會館にて便河街に在り。

金陵會館　所得年額五百餘兩、南京人の會館にて便河街に在り。

新安書院　安徽省徽州人の會館なり。

安荊書院　湖北省安陸荊門人の會館とす。

各會館は孰れも會首を選び、會首は全館員の利益を代表し、官憲等との交渉に任ず、而して沙市にある各會館會首は安荊書院の夫れを除くの外全部にて聯合會を組織し、毛家巷街栴檀菴に總會館を設け、時々會合して共通の問題に關し協議す、尙會首は聯合代表たる總會首を選擧し、官憲との交渉等に當らしむ。

公所

沙市にある公所次の如し。

錢業公所　錢業者の公所にして錢財神殿これなり。

女媧公所　瓦工の公所にて興々坊に在り。

嘉蒲公所　石工の公所にして後街に在り。

魯班公所　木工の公所にして張家巷に在り。
鐘臺公所　絲工の公所にして絲線街に在り。
綿布業公所　綿布業者の公所にして楊泗廟內にあり。
鹽業公所　鹽業者の公所にして赤帝宮に集會す。
安荊公所　裁縫及舟夫の公所にして便河東街に在り。
西陵公所　絹織工の公所にして禹王廟後街に在り。
達磨公所　漆工の公所にして大賽巷街に在り。
咸寧公所　烟工の公所にして大賽巷街に在り。
水官公所　茶館工人の公所にして後街に在り。
水龍公所　十三省防火用喞筒事務所にして便河西街に在り。

金融機關

滙兌莊　所謂票莊にして革命前十三家あり、悉く山西人の經營にして平遙縣人に屬する平帮と祁人に屬する祁帮との二あり、支那各地に對する爲替の取組を業としたり、然るに革命に際し全國の山西票莊は概ね倒閉するに至り、此地に於けるものも閉店するものあり、又閉店せざるも信用と勢力を

墜失せり、殘存して兎に角營業を繼續せるものに百川通、蔚泰厚、大德通蔚長厚、新泰厚、蔚盛長、蔚豐厚、日昇昌、天成章等あり。

借貸莊　資金の貸付を業とするものにて、山西省介休縣人の企業に係り、一般に放票號と稱せられ、五千兩乃至三萬兩位の資金を一口として融通し、これに對し年一割二分の利子を徵し右貸出金を同店に預存せる場合には、之れに對して年八厘の利子を附するを常とせり、近年は其業務は一般錢莊又は新式銀行の手に歸せり。

錢莊　支那在來の金融機關にして現今最も勢力あるは錢莊たり、右錢莊中には所謂錢莊として預金貸付等の業務を營むものと單に兩替のみを業とするものとあり、前者に屬する錢莊の主要なるものは次の如し。

字號	組織	資本	字號	組織	資本
集慶昌(黃州)	個人	五萬	裕盛昌(安徽大平帮)	株式(一株二千串)	三萬
集慶生(黃州)	同	五萬	裕厚昌(同)	同(同)	三萬
長源(黃州)	同	二萬	德源(同)	同(同)	二萬
瑞生(江西)	同	二萬	蔚和泰(本地)	個人	五萬
裕成美(江西)	同	十萬	蔚厚長(同)	同	三萬
增益(同)	同	五萬	同濟(同)	株式(一株二百串)	五萬
德盛長(同)	同	五萬	裕通(同)	同(同)	五萬

尙主として兩替を營むものを擧ぐれば次の如し。

義生　大成生　萬順德　慶和祥　寶康　吉興　集厚昌
義和永　同順恒　德成厚　巨昌　集成福　瑞泰裕　德厚
同慶長　永康　義生榮　同興億　正大美　恒泰源　復運昌
裕茂得　同義生　光明生　鼎新長　裕成美　福泰源　聚美成
永義長　德生炳　裕泰祥　天盛玉　亨泰　蔚合泰　祥源
協成　炳興昇　大昌　德成　恒豐　義豐祥　同順成
協盛鈺　寶豐　大有恒　慶春鈺　同義長　慶和泰　慶昌元
吉祥　蔚升　正大祥　德康　巨美成

一八九八年の動亂以前にあり錢ては莊數七十三家あり、一千文、五千文、一萬文等の票子を發行し能く市上に流通しつゝありしが、該動亂により沙市の金融市場は全く攪亂せられ、恐慌狀態に陷り遂に破產せるもの五十家に上り、其發行せる票子は割引を以て組合に於て引換へたるが、爾來票子の信用失墜せり、斯くて一時錢莊の數大に減少したりしも其後次第に開業するものあり、今や前揭の數に達せり。

是等錢莊は組合を組織し錢財神殿を公所とし、每日午後三時此に集合して錢市の相場を決定し、該相場は夫れより二十四時間有効なるものとす。

當舖　當地の當舖即質屋中の有力なる慶成典、源昌典等の九家は官憲の許可を得て一八九八年以來一千文の錢票を發行し一般に市上に流通し來れり、其後一九〇一年三月に至り湖北官錢局は此當舖發

行の錢票を回收せしめんとして、此地に支局を設け、當舗に對しては五箇月以內に其發行錢票を回收せん事を命じたり、斯くて官錢局の票子を流通せしめ其代に官錢局票子を發行流通したるが之れに對しては武昌の本局に於ても兌換の請求に應ずるの制なりしより商民は之れを漢口に送り、以て爲替による手數料、現金輸送による諸費用を省きて、漢口の取引先に對する支拂に充つる事とせる爲に、該官錢局票子は沙市市場に於ては事實上に於て流通せざる有樣なりしより、當舗は依然繼續して票子の發行をなしつゝあり。

沙市街西端の景

新式銀行 沙市に支店を置く新式銀行次の如し。

中國銀行 （劉家場）
交通銀行 （三府街）
殖邊銀行 （青石街）
聚興誠銀行
大中銀行

貨幣

銀兩 當地に通用せらるゝ銀兩は沙錢平と稱し、平は咸

豐年間公估局の定めたる沙市天平を用ひ、而して成色は二四寶とす、此地の錢莊は沙錢平は九九平の足兌なりと稱するも、漢口商人は九八八平の足兌なりとなし、沙平兩一千兩は漢口兩の一千二兩に當り、從て洋例銀の一千二十二兩四に相當するものとせり、從來沙市は此地方に於ける金融の中心地として銀錭の通用多かりしが、近年漸く銀元の爲に凌がるゝに至れり。

銀元　湖北銀元局の鑄造に係る湖北龍洋は流通多く信用亦大なり、又墨銀は早くより當地方に用ひられ、信用大に一般にそれが授受を喜ぶ、日本圓銀のチョップの爲椀狀をなせる花洋と稱するもの多少流通す、近來銀元の使用漸く盛となりつゝあり。

小銀貨　湖北省鑄造のものを主とし其他各地鑄造のもの混用せらる。

銅元　當地通貨中主要なる地位を占むるものにしてあらゆる取引に於て銅元の用ひられざるなし、硬貨にて不便を感ずる時は、銅元に對する票子を用ふ、相場は六七月頃昇騰し十一月に下落するを常とす。

制錢　制錢は漸次其流通額減少の傾向あるも、尙通貨として極めて重要なり。

紙幣　湖北官錢局の支局設けられて以來其發行せる一串文の票子は最初は廣く用ひられざりしが年と共に信用大に加はり、今や商取引の大部分は官票を以て授受せらるる有樣なり、又大錢莊又は當舖の發行せる私票も流通す、始め官錢支局の此の地に設けらるゝや、之等私票の回收をなさしめんとせ

しも、其目的を達するに至らずして、今日にありても尚流通す。
中國銀行紙幣も近年次第に行はるゝに至り相當の信用を以て授受せられつゝあり。

爲替

沙市と爲替取引の最も盛なるは漢口にして、上流四川地方其他各地とも爲替取組あれども漢口に對するものに比較すれば極めて僅少なり、沙錢平と漢口の洋例銀との平價を求むるに、漢口商人の説に依れば、沙錢平は漢曹平の九八八にして、成色は二四寶なりと云ふを以て、之れによりて計算すれば次の如し。

沙平	一、〇〇〇	＝	漢曹平	九八八
漢曹平	九八六	＝	估平	一、〇〇〇
估平	九八〇	＝	洋例紋	一、〇〇〇
洋例	一、〇〇〇	＝	沙平	九七八

一方沙市に於ける錢莊に就き調査するに、沙平は漢曹平の九九平にして足兌なりと稱するを以て、之に從ひ計算する時は次の如し。

沙平	一、〇〇〇	＝	漢曹平	九九〇
漢曹平	九八六	＝	估平	一、〇〇〇

估平	九八〇	＝	洋例紋	一、〇〇〇
洋例	一、〇〇〇	＝	沙平	九七六

而して實際上の爲替取組に用ひらるゝ平價は、洋例一、〇〇〇兩＝沙平九七八兩なりとす、爲替機關の重なるものは錢莊にして、票莊の取扱ふ爲替は極めて微々たり。

度量衡

度　廣尺と稱するもの一般に使用せられ呉服太物及び土地の丈量は之れによる、大工中にも往々にして此の廣尺を用ふるものあり、我が曲尺に比し一尺に付約二寸長きを常とす、土布を度るには一尺三寸尺を使用するを例とす、其他の尺度を擧ぐれば次の如し。

船尺	一尺＝我が	一、一五〇尺―一、二四〇尺
木尺	一尺＝我が	一、二六〇尺
洋貨舗使用尺	一尺＝我が	一、一二七尺
街上小賣尺	一尺＝我が	〇、九八〇尺
裁衣尺	一尺＝我が	一、一三五―一、一七〇尺

量　米穀其他を計量する量器には一戽、一斗、一升、五合の四種あり、一戽とは二斗五升を云ふものにして、一升は約我が五合内外に相當す、次に油類の如き液體を計量する量器は總て斤量に依りて作りたる桝にして、一斤、八兩、四兩、三兩、一兩等各種のものあり、一斤は凡そ我が三合五勺に相當す、

量器は毎年一回官吏之を検査して正確なるものは其の證として焼印を施し居れり。

衡　衡は各行商人に於て議定し之れを公議秤と稱す、會館内に標準衡を備へて正否鑑別の料に供す各種衡器の實量次の如し。

錢莊用	一兩＝一〇、二九匁—一〇、四二匁
街上小賣商用	一兩＝一四、〇五匁—一六、七八匁
雜貨店用	一兩＝九、七六匁
魚行用	一兩＝一〇、〇六匁
糧食行用	一兩＝一〇、一二匁
野菜及肉類用	一兩＝一一、八七匁

製油

胡麻　菜種及棉實は製油のため當地方に消費せらるゝもの少なからず、就中胡麻は沙市のみにて年內約四萬石、菜種は約一萬石消費せられ、製油業は當地に於ける重要なる事業なり。

胡麻及菜種油とも其製法は同樣にして、胡麻又は菜種を炒り、菜種は之を搗臼にて細末となしたる後胡麻は炒りたるまゝにて、牛力を用ひ更に之を粉碎するなり、其方法は地上に堅牢なる丸形の地盤の周圍に溝あるものを造り、其中に胡麻又は菜種を入れ、長徑約一丈の丸形の石板を使用し、恰も藥研にて藥を細末となす如き方法にて地盤の周圍を廻轉するに依て、細末となすなり、而して其石板を

廻轉せしむるには、地盤の中心を透徹して牛の首に至る横木ありて、石盤は牛と共と廻轉するの裝置となれり。

紛碎せる胡麻又は菜種は甑と稱する圓形直徑二尺餘の木條又は鐵條にて造りたる鍋形の容器に入るるものにして、此容器は木條又は鐵條にて造りたるもの故、其儘に入るゝときは悉く漏泄すべく、故に之を防ぐために先づ布を敷きて其上に入れ蓋をなして之を蒸すなり、蒸上りたる菜種又は胡麻は鐵環の中へ押込み、鐵環二個にて一塊となし、其上に藁を敷き順次斯くして鐵環を積重ね、適當の數に達すれば之を種桿と稱する搾油機械の上に横に駢列するものとす、鐵環の大さ竝に二個を重ねたるものの厚は油粕の大さ竝に厚さに同じ。

搾油機械の製作は至て單純にして、太さ尺餘の材木縱四本横四本にて、長方形の井形を上下に造り下部は地を距る二尺位にありて、兩方の材木間に板を竝べ、其上に蒸胡麻又は菜種入の鐵環を横列するなり、十二環は卽六塊にて、其量一石なるが、搾油機上には三石量を載するを普通となすものゝ如し、載せ終りたる後其空隙には幾個となく木片を塡充し、其上に楔二三個を入れ、天井より麻繩にて釣下げたる丸太を以て順次其楔を打込めば、壓力のために油出てゝ、板下の容器に入る仕組にして、搾り殘りたるは卽ち胡麻粕又は種粕なり。

最初搾りたるを一番油と云ひ、其次に一番粕を牛力にて紛碎し蒸したる上にて油を搾取す、其方法

は上述せるものに同し、之を二番油と云ひ最後の分なり。
胡麻一石より一番油約二十五斤乃至三十斤、二番油約十斤計三十五斤以上四十斤の油と油粕とを得らるべく、又菜種は一二番を合せ油二十斤と種粕一擔とを出すに過ぎずと云ふ。
尙油粕は一塊十四斤にて、六塊卽八十四斤を一擔とし、胡麻の一石を斤量に算すれば約百四十斤にて、菜種は百二十斤なりとす。

沙市下流揚子江岸の浸蝕

製粉

一九一二年夏頃より沙市々街の南端板門子に於て當地の富豪黃州出身の吳子俊一家の合資により、資本金三十萬元を以て製粉會社信義公司を設立するに至れり、原動力は四十五馬力蒸氣機關一臺にして、一切の機械を東京市山越工場より買入れ、同工場より技師を派し工場を完備し、又同公司は日本より技師をも聘し、こ

れが製出に着手せり、其生產額は元一晝夜三十石なりしが、更らに七十石を增し百石の設備を完了し一九一四年末より開始せり、吳子俊は長江一帶に廣く支店を有し、殊に上流四川省重慶、萬縣等に支店を有し、以前は阿片賣買を業とせしが、前清朝が阿片禁煙令を勵行するに至りしより、在庫阿片の價格暴騰し爲めに非常の巨利を博したるものなり。

織布

沙市は從來木綿織物の一大產地にて、荊布の名頗る高く、上流四川、雲南及び貴州方面へ年々輸出せらるゝもの少からざりしが、皆家內工業に屬し、農家耕作の餘暇に織上ぐるものなりき、清朝の末路荊州城內の八旗に授產する目的を以て、滿人の子女を集め工藝廠を設け、土布の製織をなさしめたるが之れ亦舊來の方式によるものなりしが、先年吳子俊は沙市々街の南端板門子に織布工場雲錦機廠を設立するに至れり、四十五馬力蒸汽機關を以て近代式の織機を据付け大規模に之れが製出に着手せり。

右雲綿機廠は合資組織にして、資本金三十萬元吳氏一家の出資に係り、其製品は愛國布及白洋布とす、從來當地方に於て製織せられたる綿布には大布と小布とあり、大布は巾十五吋長十三碼にして、小布は一呎巾の十碼たり、其一年間に四川省に向け輸出せらるゝ額のみにて十五萬擔以上に上ると稱せ

られ、又漢口に仕向け更に廣東地方迄輸出したり、當地方にては荊州を最も主要なる產地とし、是等綿布は藍染せられるものを普通とす。

紡績業

沙市一帶の地方は棉花を產する事多く、石炭は安價に勞力豐富に加ふるに綿布の製織盛なるを以て紡績業の成功すべき可能性あり、現に一九〇八年中資本金六十萬兩を以て一紡績工場を設立せんと計畫したるものありしが、纔に三分の一の株式應募者を得たるのみにして、夫れ以上の贊成者を得る能はざりし爲不成功に了れり。

傳道事業

沙市地方は古より舊敎傳道の行はれたる處にして、荊州には早く十八世紀時代に舊敎 Franciscan 及 Lazarist 兩派の敎會存したりき、然るに其後是等の敎會は廢され一時中絕したりしも尙信徒は引續き存在せり、近年に至り Franciscan 派再び此方面の布敎に着手し、荊州を本據とし、沙市には一八八〇年に敎會を設けたり現在沙市にある敎會及其附屬事業次の如し。

沙市天主堂

所在地　洪家巷堤街
一、設立一八八〇年　一八九五年教會堂新築
附屬事業なし

沙市福音堂
所在地　巡司巷堤街
一、設立　一八九六年
一、主管者　瑞典人
一、附屬事業
福音小學堂
所在地　福音堂內
開　設　一八九六年
程　度　小學程度
卒業年限　なし
生徒數　男五十名女三十餘名
一、施藥
所在地　福音堂內に於て
方　法　每日午前中無料にて、支那人の患者を診察し投藥す、但し患者一人に對し掛號費二十文なり

沙市聖公會
一、所在地　興々坊
一、設　立　一八八六年、一八九七年禮拜堂新築

主管者　米國人

一、附屬事業

聖公會學校

設　立　一九一五年

所在地　聖公會講堂內

學　科　高等科、小學科

卒業年限　高等科三年、小學科四年

生徒數　高等科男四十名　小學科　男二十名　女二十名

外　商

沙市に店舖を置く外商の主なるもの次の如し。

英美煙公司	洋碼頭
太古洋行	大慈庵
怡和洋行	洋碼頭
美孚洋行	洋碼頭
亞細亞石油公司	三府街
安利英行	洋碼頭

邦商

沙市に於ける主要邦商次の如し。

商号	所在
三菱公司	洋碼頭
武林洋行	三府街
嘉泰洋行	
三和洋行	
吉田號	三府街
同善葯房	
日華洋行	劉家場
日信洋行	大慈庵
日清汽船會社	大慈庵

長沙

位置市街人口

長沙は湖南省の東北部に位し湘江の右岸にあり、岳州より洞庭湖に入り湘江を遡りて此地に至る約百五十哩、湖南省の首府にして又物資の大集散地たり。

市街は湘江の岸に沿ひ約二哩半に亙る長方形を爲し、其周圍五六哩、繞らすに城壁を以てし、其壁上には約二十間毎に横檣を設けて舊砲を裝置す、城壁には瀏陽門(東門)、小呉門、湘春門(北門)、草潮門、大西門、小西門、黄道門(南門)の七門を穿ち、近年城壁の壞たれて道路となれるものあり。

街衢は概ね規模大にして、長髮賊の亂に際し其蹂躪する處とならざりしより、舊態を存するもの多く、繁華且富裕なり、市内に於て最も繁盛を稱すべきは紅牌樓にして、城内の中央より稍ゝ南部に位し、黄興門街新坡子路に接する約三町の間にして市民需要の著衣、食料品、器具販賣店は此街に集り各店舖多く洋風に模倣し、商品亦輸入品多く、殊に謙祥綢莊の如き新式のデパートメント、ストーアあり、本街は各大街に通ずる要所なるを以て、貨客四方より集り來り、自然他街に優りて發達せり。

岳麓山上より長沙を望む

次に黄興門街は小西門より紅牌樓に到る四町内外の間を稱するものにして、小西門外民船及汽船碼頭との通路に衝り往來最も繁く、道幅二間雜沓を極む、街側の店舖は紅牌樓に劣れども尙大なるものあり、其主なる建築物は錢行公所、百川通滙兌局、山陝甘省會館、積城中學等を初めとし汽船代理店あり、藥材の大店舖亦玆にあり、新坡子樓は長さ約一町、全部洋風の高樓にて、道幅三間餘、主なる商舖に五大洲藥房、公錢局、福家公司、商務印書館支店等あり、黄道門街は南門内にして此街は一體に支那物產商多く市人の往來する事少し、北門大街は北門より督軍署側に到る五町許の間を稱し黄道門街に優るも第二流の街衢たり、此大街を中心とし兩側各巷の住家は、卽ち本街より日用品の供給を仰ぐの状態なれば、城内北部の中心街地となす。

倘小西門外とは大小西門間の城外を稱し、地江岸に接近せるを以て、外國の商店は多く皆此に支店

又は出張所を置き、又支那人の此に店舗を設くるものも多く極めて繁盛なり。

城内の道路は皆鋪石あり、殊に黄興門街は新營にして、最も完全なり、されど道幅多くは一二間内外なるが故に狹隘を免れず、人車の往來混雜をなす事少なからず、尙舖石の下に下水道を設け、汚水の排出に努めたるを以つて、他の支那市街の如く惡臭を感ずる事少し。

人口は從來或は五十萬と稱せられ、三十五萬と唱へられたるが、一九一一年長沙警察廳の調査せる結果は總數二五四、〇〇〇人なる事を示せり。

沿革

禹貢荊州の域にして春秋戰國には楚に寓す、秦は長沙郡となし、漢は長沙國となす、後漢に至り復長沙郡となし漢末には蜀に屬し後吳に屬し長沙郡たり、晉は之れに因り永嘉の初此に湘州を置く、咸和三年之れを廢し義熙八年復したるも十二年罷む、宋の永初三年復湘州を置き元嘉八年復荊州に屬せしめ、十七年再び舊に復したるも、二十九年又廢す、孝建の初復置く、皆長沙國を治せしめたり、齊國を改めて郡となし梁陳は舊に仍り、隋の平陳中郡を廢して、州となし潭州と曰ふ、大業の初復長沙郡となし唐初には蕭銑これに據れり、武德四年復潭州を置き天寶の初長沙郡と云ふ、乾元の初故に復し五代の時には馬氏の有にして楚と稱す、周廣順の初南唐に入り旣にして周行逢復此地に據り、宋の湖

南を平ぐるや潭州と云ふ、元には潭州路と云ひ天歴二年天臨路と改む、明初潭州府と改め洪武五年長沙府となし清は之れに依り、民國に入り府治を廢し縣となし、依然湖南省の首部たり。

天心閣

髮賊の攻擊

洪秀全の率ゆる長髮賊徒廣西より湖南に入り、次第に各地を略して遂に長沙に迫まれり、時に咸豐二年(一八五二年)七月二十八日なり、清朝の諸將は多く長沙に集まり此に於て賊徒を控制せんとす、洪秀全は石炭坑夫千餘人を募り來り手兵と合して長沙城を攻め、同月二十九日には地雷を城壁魁星樓下に爆發せしめ、更に十月三日には地雷を用ひて金雞、魁星の二樓を爆破し一擧に陷れんとしたるが城中の將士能く禦いで遂に賊徒を退く、當時曾國藩母の喪に會し此地に歸居したりしが、賊徒防禦の計に參し義勇兵を募り以て賊徒の包圍攻擊に屈せず、能く長沙を全ふしたり、洪秀全は長沙の攻擊八十日に涉りて遂に之を拔く能はざるより、之れに望を斷ち十月十九日夜湘

江を渡りて回龍塘より寧郷を略して益陽に至り、追擊し來れる清將紀冠軍の兵を此に破り、舟を奪ひて洞庭湖に出で岳州に向ひ、遂に長沙は賊徒の蹂躪を免るゝ事を得たり。

開港

湖南省は多年鎖國の方針を採り、外國人の此地に入るを許さず、近世にありては流石の基督敎宣敎師すら此地に入る事を敢てせず、一八九七年十二月より翌年三月に亘り英人モルテマー、オーソリヴンの單身此に入りて、其狀況を調査し、旅行調査報告を上海外人商業會議所より發行せしによりて始めて其概況を知るを得たる有樣なりしが、一九〇四年十月十六日調印の日清間追加通商章程に於て支那は遂に長沙の開放を約するに至れり、其第十條第二項に曰く

淸國政府は本條約批准交換の日より六箇月以內に既に外國貿易に開かれたる港市と同一の條件を以て湖南長沙府を外國貿易の爲に開くべき事を約す、同開港場在留外國人は淸國居住民と同じく地方及警察規則を遵守すべく淸國官廳の承諾を得るに非ざれば該條約港區域內に自己の地方役場又は警察を設置する事を得ず

と、其結果本港は一九〇四年七月一日より開港せらるゝ事となり、同時に海關の開設を見、大西門外に假事務所を置き事務を執れり。

湖南の政情

淸末の革命に際しては湖南は革命の巨人黃興を出したるのみならず、從來淸廷に對し動もすれば反對的色彩の濃厚なりし處なれば、武昌起義後十日を經たる一九一一年十月二十二日を以て、長沙は獨立を宣し革命軍に加擔せり、其後湖南人は革命の成功を喜び、諸般の新施設をなしつゝありしが、一九一五年に至り袁世凱が帝制計畫を進め、雲南に獨立軍起るや、之れに應じたる貴州軍は一九一六年二月に於て湖南に侵入して其三日を以て晃州を占領し、一方其二十一日には袁に快からざる革命黨一派の長沙將軍署を襲ふあり、久しく平靜を樂みし湖南も擾亂の端を開くに至れり、其後西南諸省袁に反對して獨立するや、同年五月二十九日を以て湖南將軍湯薌銘亦湖南省の獨立を宣布し、北京政府の制令に服せざるに至りしが、程無く袁逝いて黎元洪總統となり、南北和議成るや七月六日を以て陳宧湖南督軍に任じ、省長を兼ねる事となれるも、陳宧は永く其任を保つ能はず、八月三日を以て譚延闓督軍に任ぜらるゝに至れり。

湖南人は深く譚延闓に服し、其下に暫く平穩なるを得たりしが、一九一七年に至り段祺瑞一派と南方派との確執を生ずるや、段は湖南を以て其勢圈內に屬せしめんが爲に其八月六日を以て腹心傅良佐を湖南督軍に任じ、九月に入るや傅良佐は兵を率ひて長沙に入り、督軍就任を宣するに及び、湖南人

の傅に對する反感著しく、遂に其十八日には零陵鎭守使劉建藩、第一師第二旅長林修梅自主を宣し、これと共に早く段祺瑞に對し叛旗を飜したる廣西廣東兩省よりは、其獨立を援助する爲と稱して、湖南に兵を進め、衡州、永州亦相踵いで獨立し、傅艮佐はこれが討伐軍を進め、此に南北兩軍の交戰を見るに及び、爾來湖南は南北兩勢力の衝突地となり、多年擾亂の巷たるに至れり。

卽ち北方派は湖南に入れる南軍討伐の爲に、盛に兵を南下せしめ、張敬堯之れが將として進發せり然るに傅艮佐は形勢の非なるを見て、十一月十四日長沙を逃れて北歸し第八師長王汝賢督軍代理となり南方派の湖南總司令程潛は其二十一日を以て長沙に入りしが、これを機會として段氏失脚し十二月七日を以て再び譚延闓湖南督軍に任命せられたり。

而して一方南北議和の進展を見んとせしも、容易に兩者の意見一致を得ず、北方が主戰的態度を持し、以て南方を壓服せんとするや、湖南にありし南軍は次第に北進し、一九一八年一月十五六日頃には湖南軍總司令程潛は湘陰を發して岳州に進み劉建藩及廣西軍は平江を經て通城に迫り、二十一日より岳州總攻擊を開始し、二十三日岳州は遂に南軍の手中に歸せり、玆に於て北方にありては事態容易ならずとなし、其三十一日を以て曹錕を兩湖宣撫使に、張敬堯を援岳前敵總司令に任じて重兵を授けて湖南討伐に向はしむ、張敬堯は次第に兵を進めて三月十七日を以て岳州を奪回し、次いて二十七日遂に湖南督軍に任ぜられたり、尙譚延闓を以て省長に任命したるも譚はそれに先ち南京に下り、二十

九日を以て省長を辭し再び湖南に歸らずと稱し、張敬堯は三十一日を以て長沙に入れり。

然れども湖南に於ける南軍の勢力は尙全く衰へず、南半は依然其手中にあり、四月末に至りては劉建藩等湖南、廣西軍を以て衡陽茶陵方面を攻擊し、五月に入りては長沙亦危からんとす、北方政府は張敬堯の外吳佩孚を湖南に派し、專ら南軍の討伐に任せしむ、爾來同年十二月十六日北京政府が停戰令を發するに至る迄、湖南省は各地に於て南北兩軍の衝突あり、省民は戰禍を蒙る事甚大なりき。

上海に於ける南北の議和は成らんとして成らず、荏苒年を閱し其間吳佩孚は依然兵を率ひて衡州にありしが、一九一九年八月二十二日に至り湖南の防備を撤して北歸せん事を請ふあり、翌二〇年五月十七日に至り撤兵の許可北京政府より下り、吳は同二十五日に衡州を發し北上したりしに、南軍は直に之れに乘じ、其二十八日には早くも衡州を攻め翌日は耒陽祁陽を占領し、六月一日には寶慶を陷れ、十一日には長驅して長沙を攻めて取り、張敬堯は岳州に逃れたり、依つて北京政府は十三日張敬堯に其職に留りて被占領地恢復を命ずると共に、王占元を兩湖巡閱使に、吳光新を湖南檢閱使に任じたるも共に辭して受けず、二十五日吳は改めて湖南督軍兼省長に委せられたるも、亦辭して受けず、長沙は張敬堯の退却、南軍の侵入と共に首腦者を失ひ、秩序全く紊亂せんとせしが、第一師長趙恒惕治安維持の任に當り、六月十七日に及び譚延闓市民歡呼聲裡に上陸入城して、南方派の督軍兼省長に就任せり、其後十一月末に至り譚は自ら其職を辭し、趙恒惕を以て督軍に擧げ、省長には前の湖南警務總長

林支宇選擧により就任せるが、後一九二一年三月林省長を辭し趙之れを兼ぬるに至れり。

多年湖南省は戰事に累せられ、商民困憊を極めしより、湖南は湖南人の湖南として自治すべしとの說有力となり、遂に省憲法の制定をも見るに至れる程なるが、一九二一年に入りても六月武昌に兵變あるや又岳州を中心として南北兩軍の交戰行はれたり。

居留地

日本は支那をして長沙の開放を約さしめたる後、此に居留地を設置せん事を企て、光緒三十年一月(一九〇四年)漢口駐在領事永瀧久吉氏を長沙に派し、居留地候補地の選定をなさしめ、籮碼頭より北方河に沿ひて百丈の間、西は湘江に至り、東は鐵道豫定線路に接する間を以て豫定地となし、次いで一九〇四年十月八日に至り、兩當局者の間に正式の居留地章程を締結し、北門外湘江沿岸延長約一萬二千八百呎奥行四千八百呎の地を限り、一般外國居留地と決定せり、尙同地區は汽船の碇泊に不便なるを以て西門外の湘江沿岸延長約一萬八百呎、奥行三百呎の地を借地して、外國汽船繫留地となせり、其取極の全文次の如し。

長沙居留地規則附居留地外借地規則

一、長沙居留地は北門外に定め其地域は城壁を以て界となし東は定修の鐵道に沿ひ新碼頭を以て界とし北は瀏渭河西は湘江を界とす

二、居留地は等別して貸與す一等地は毎畝百五十元二等地は毎畝百元三等地は毎畝八十元の借地料を納む可く租税は等別なく毎畝二元を納む可し借地料は借地願出の時一回納付し再收することなし租税は税關長より毎年正月一日借主より代收し海關道に送り知縣より其領收證を給付す唯當年の税租は必す西暦正月中に完納す可し借地者は毎年工巡局費用として借地料の百分の五を納む可し居留地居住者は借地料を納むるものにあらざるも居留地規則の利益に均霑するを得而して其毎年の工部局への納付金は家屋借料の百分の四を納む可し以上二種の費用も税關長より代收轉送して居留地一切の費用に充つ

三、居留地内の商工業は居留地規則及工部局の各規則に照し借地に屋宇棧房を建造す可し凡て借用せんとする地は先づ地方官より買上げて轉貸す可く持主直接の授受貸借を許さず但し洋商は領事館に清商は税關長に願出で先づ一等地は毎畝百五十元二等地は百元三等地は八十元の借地料及願出の日より西暦年末迄の租税を納付し工巡局より許可狀を給付す可し(洋商清商)は許可狀を(領事館税關長)に呈出し海關道に照會せば三枚を送付し領事館は之を簿册に記載し地劵一枚は領事館に備付け一枚は借主に給付し一枚は海關道衙門に備置く借地は一人十畝毎畝七千二百六十英方尺を逾ゆることを得ず倘し擴大の地を必要とするときは須らく規則に照し願出の上實行す可し

四、地劵は三十年を期限とす滿期書換の時は又三十年を定度とす書換の時租税及工巡局の費用は各國領事と協議增加することを得滿期地は地方官は可成くは轉貸のことを許る可し期滿ちて地劵の書換を爲さず或は一年の税租工巡局費用を納付せざるときは該地劵は取消し土地は清國に歸す可し

五、地所の買上げ家屋墳墓移遷等のことは海關道主任す可く外國人は干預することを得す

六、居留地内に家屋を建造すんとするときは先づ工部局の許可を得後ち起工す可し惟た各種の製造鎔煉等の工場は居留地の西南段に設くるを許さす草屋及板屋は火を引き易く別人に害を及ぼし易き恐れあるを以て建造を許さず火藥爆裂藥の人身財產に危險あるものは收藏夾帶運送を許さず石油は必ず特別取扱規則に照し蓄藏す可し又工部局は隨時規則を酌定し家屋の堅固溝渠清潔各居宅内の不潔物掃除等を告諭し以て其保護平安を期す

各國居留者に土木の工事あり公衆に關係するものは必ず先づ工部局に願出で許可狀を受け以て其遺憾なきを期す可し

七、各國商人の居留地內に僑寓するものは清國地方官は條約に因り保護す可し凡ての工事警察の事及各項の規則は本省の大官より稅關長に請ひ海關道と會議處置す可し倘し違反するものあれば各自國の律例に照し處置す但し商人取締規則は海關道より領事に照會して酌定す

八、居留地內の經營工事は道臺稅關長會同して處置す惟た修造さる可き官道碼頭等は其隨時長沙開港圖說に記載す凡て官道に妨げある土地家屋は地方官規定の價格に因り買收す可く該持主は成る丈け推讓移遷して公用に便す可し又各商人の居留地の碼頭より稅關を通過し轉運する貨物は其已に納めたる稅金百兩に付貳兩を納附せしめ碼頭の建築官道の修繕費に充つ

九、居留地內に特別の工事あり其取立金等一切の事は三處會議して定む一は道臺及稅關長二は領事館中より一人を選擧し三は借地主及借家主より一人を選擧す借家主は一年二十元以上の稅金を納むるものにして始めて選擧せらるるを得

十、居留地外の地段は原と借用を許さざるも長沙居留地沿河一帶は現今汽船の貿易に不便利なるに因り特に議して稅關規則所定の貨物上下處の沿河地段乃ち永州碼頭より西門の魚碼頭までの間を各汽船業者に指定借用を許す凡民船碼頭より西門の魚碼頭等までの間は各汽船業者に指定借用を許す凡民船碼頭に連接せる處にして華洋人の來りて借用購買或は改造せんとするときは該碼頭の左右に一丈を過ぎざる地を寬讓し官より買收し以て碼頭の擴張通路等の用に便して衆商を利す但し此區域は居留地にあらざれば現在の民船碼頭は借用を許さす又民船の停泊來往上下に妨害することを得す

十一、凡て此沿河の地段は各商人が直接持主より借用することを得可きも各人の借る所は三百英尺を過ぐるを得す惟た借用地は每畝每年居留地一等借料百分の五を納め以て官定の附近清人の納附する各種の稅金に抵つ稅金は第二條に照らし稅關長より代收轉送す借用の上は洋商は必す領事館に清商は必す稅關長に屆け出て以て道臺に轉知し備案に便す可し

十二、此沿河の地區は窄狹なるも其借用を許可するは汽船商人に便利を與ふる爲めなり各商人の住居工場等は應さに居留地內に設く可し此沿河地區は城壁を界とし原有の公共道路縴路は借主に於て侵佔する事を得す窄くも寬十五尺を保留せば相互有益なるべし

十三、沿河一帶の借主は各種の工事乃ち碼頭劖岸の修築等は稅關長に届出で地方官の許可を得て起工すべし
十四、凡て地券は轉貸の場合は借主の洋清商より該地券を(領事官稅關長)に呈出し道臺に通知し押印の上施行す
十五、各國官民の公園一箇處及墳墓一箇所は清國政府より適當の地を撰定す其經營費用は居留地内の外國商人より醵出支辨す可し
十六、凡そ地方に益ある商務を暢興する等の各良法は清國政府の希望擧行する所なり惟た此等各良法は或は領事官或は各商人より道臺及稅關長に會請すれば隨時取捨轉達實行す可し
又各國商民が本規則の未だ發布前借定の各地に產業を設定したるものは應さに此規則に遵守す可く若し改む可き所あれば地方官より領事官に照會して取捨し務めて一律公平を期す
右明治三十七年十月八日日清兩國委員の間に協議締定するものなり

本居留地は其後護岸工事を施し、江岸道路を修築したるのみにして、其以外には何等の設備をなすに至らず、其位置も一方に僻在するを以て、商民の來住するもの少く、日本領事館茲にあれども、商人の茲に店舖を開くものなき有樣にして、極めて不振の狀態にあり。

官公署

長沙にある主要官公署及其所在地次の如し。

督軍公署（轅門街）
省長公署（同　上）
交涉使署（如意街）

財　政　廳　（藩正街）
高等審判廳　（藩閣後）
高等檢察廳　（同　）
地方審判廳　（同　）
地方檢察廳　（同　）
省會警察廳　（司門口）
全省水上警察廳　（學院街）
知　事　公　署　（府門口）
海　　　關　（洋碼頭）

領事館

日本は一九〇四年此地の開港後直に此處に領事館を設け、翌五年英國亦此に領事館を設置せり、現在此地にある各國領事館次の如し。

日本領事館　（北門外平浪宮側）
英國領事館　（水陸州）（諸威國の爲に領事事務を取扱ふ）
米國領事館　（草潮門外河街）

郵便電信

支那郵政局は西長街にあり、又電報局は織機巷に電話局は督軍署側に位置す、尚太平門外には日本郵便局の設ありしが今回廢止せらるゝ事となれり。

長沙日本領事館

粤漢鐵道

粤漢鐵道は廣東省城より湖南省を經て湖北省武昌に達する鐵道にして、支那南北縱貫鐵道の南半として早くより敷設の議あり、一八九八年遂に米國の華美合興公司(American China Development Co.)との間に本線敷設資金二千萬弗借款の契約を締結し、其結果米人技師長 W. B. Person 測量隊を率ひて渡來し、全線の測量を遂げ工費概算をなしたる上、一九〇〇年七月更に追加契約を締結し、借款總額を四千萬弗とせり。

其れより米國は先づ三水支線の工事を進めしが、偶白耳義シンジケート本鐵道の實權を掌握せんとするに至りしを以て、支那は米國に對し曩の借款契約を廢棄せん事を要求し、一九〇五年八月三百七十五萬弗の賠償金、三水線支線工費三百萬弗計六百七十五

萬弗を償ひて、之れを回收するに決し、夫れより支那政府は本鐵道を關係各省に於て分擔修造せしむるの方針を採り、これを廣東、湖北、湖南の三部に分ち、廣東段は商辦とし、湖南段は官督商辦、湖北段は官辦とせり、而して右の湖南段とは岳州より宜章に至る間にして、湖南當局は之れが建設の爲に長沙に湖南粤漢鐵路公司を設け、初め餘肇康を總理とし、後陳文璋を之に代へ、傅定祥を董事とし、專ら敷設事務を管理せしめたり、而して其敷設計畫は、同省咨議局に於て宣統元年十二月決議せるが要項次の如し。

一、外債によらざること
二、商辦の實行
三、地租の收入に應じ鐵道株金を割宛つること
四、鹽價を改正し其增收差額を鐵道資金とすること
五、鐵路銀行を設くること
六、區を定めて株式を募集する外、官吏應募の便法及在外募集方法を講ずること
七、工事期限は五年とし此間に全通せしむること

此趣旨に依り宣統元年先づ長沙より起工し、同三年長沙洙州間三十四哩(百〇五支里)を開通し、更に洙州淥口間十哩(三十五支里)の工事に着手せしも淥口以南廣東省界間二百三十四哩は工事を進捗せしむべき資金無く、一方長沙岳州間の工事亦毫も進展せざりしが、此際張之洞は本鐵道全部に要する資

本を外債に仰がんとするの計を立て種々の交渉を重ねたる末、遂に一九一一年五月英佛獨米の四國借款團と粤漢川漢兩鐵道の資金として六百萬磅の借款契約を締結するに至れり、其結果從來の各省分擔の制を廢し全線を國有鐵道となすの議を生じ、此間種々の波瀾を招き一方革命事變あり、鐵道問題も一時中絶せしが、一九一三年四月に至り湖南段の國有に對しては大體湖南人は同意を表したるを以て、湖南粤漢鐵路公司總理陳文瑋は董事傅定祥と共に上京し、交通部と湖南段引繼條件につき交渉したるも兩者の主張に相違あり、容易に一致點を見ざりしが、六月二十日に及び遂に之れが引繼契約の調印を見たり、其主要條項左の如し。

一、湖南省境内に於ける粤漢鐵道幹線及三佛支線中湖南省の持分(七分の三)其他公司に屬する一切の財産權利は國有となし公司の帳簿は民國元年十二月末日を以て締切り、以後該路に屬すべき債權債務は、悉く交通部に於て繼承す

二、公司收入の商股、房股、租股、薪股、賑糶、米捐、鹽斤配銷捐は公司の資本と認め、國有後商股租股薪股を甲項とし、其他を乙項とし、甲項の資本は民國二年度に於て二百萬元を償還し、餘は民國三、四年度に分ちて償還す、其の分年償還の期に先ち、交通部より有價證券を給付し、民國二年一月一日より年利六厘となし、民國二年二月一日以後株金を支拂ひたるものは、支拂の日より起算して付息す、二年度は四回利息を付し、三、四年度は每年二回利息を付す、乙項の資本は鐵路接收後の

第三年より十二箇年に分ち、毎年二期に償還し、利率及利息開始の日は甲項に準ず。

三、買收價格は各股合計四百七十二萬二千六百元とし、之を證券に改め旣述の利率を附す。

斯の如くにして一九一三年より本鐵道は國有に歸したるが、一方四國借款團と支那政府との間の交涉も、同年九月漸く圓滿なる解決を告げ、爾來借款金額を引渡し、工事を進展せしむる事となれり、此間淥州淥口間の工事は支那人の手により進められ、一九一三年十月より開通せるが、一方武昌長沙間の工事は借款團の力により、一九一八年九月を以て全通せり。

長沙淥口線

長沙より淥口に至る約四十四哩の鐵道は旣に開通し、車輛を運轉しつゝあり、其長沙より淥州に至る間は宣統元年七月十一日を以て起工し、翌二年十二月八日淥州照山間に、同十九日長沙照山間に工事車を通ずるに至り、宣統三年七月十一日(一九一一年九月十日)より開通し、淥州淥口間は宣統二年十二月、測量を終り、翌年春土地の購入をなし、民國元年九月二十四日より全線を六區に分ちて工事入札をなさしめ、同二十八日より起工し、翌二年九月を以て完成せり。

本線は長沙城北門外二支里なる新河驛より城東を廻りて小吳門に出で、湘江に沿ひて昌家灣に至り夫れより湘江を離れ淥州に達し、更に湘江の岸に出でゝ淥口に至るものにして其間湘江の流域にして土地平坦、小吳門、大托舖、易河灣、淥州等に停車場を設く。

本鐵道工事は利權回收運動の結果としてなされたるものなるを以て、工事は總て支那技師の監督の下に、材料亦內國產を用ひ、軌條は漢陽製、枕木は湖南省辰州產を以てせり、支那人の施工に係るを以て不完全の箇所多く、易河灣附近の如き土工不完全の爲路面に凹凸を生じたる處あり、枕木の如き杉材なるが爲布設後二年ならずして早くも腐朽し、線路工事の如きも甚だ粗雜なり、唯橋梁の工事のみは比較的完全に近く行はれたり。

本線布設の初に當りては長沙の停車場としては、新河驛のみなりしが、同驛は市街の一方に僻在し不便甚しかりしを以て、旅客の乘降に便宜なる小吳門外に一驛を設け、一九一〇年二月より業務を開始するに至れるものなり。

本鐵道の涞州驛と萍涞鐵道の同驛とは約二支里を隔て、最初連絡運轉の設備無かりしが、一九一三年五月より連絡線工事成り、一九一六年より兩驛直通列車の運轉をなすに至れり。

岳州長沙間

岳州長沙間の鐵道線路は一九一二年秋英人技師 Collinson 之れが測量を開始したるが、革命事變勃發の爲一時之れを中止し、翌年十一月より改めて再び測量を行ひ、一四年に至りて完成し、夫れより直に工事に着手し、一九一八年春を以て全線の開通を見しが、當時は南北戰爭中にして、本線は先づ軍用に供せられ、一般貨客の取扱は其九月より始めて開かれたり、黃蓋湖其他の小湖及多數の河流ある

を以て水害を蒙る事多し、其全長八十五哩五にして驛名次の如し。

岳州 ─ 八・六（哩）─ 蔴塘 ─ 七・九 ─ 榮家灣 ─ 九・四 ─ 黃沙街 ─ 五・三 ─ 桃林寺 ─ 九・四 ─ 汨羅 ─ 一〇・八 ─ 白水 ─ 一一・八 ─ 沙河 ─ 八・四 ─ 橋頭 ─ 一三・九 ─ 長沙新河站

湘潭

水運

汽船

漢口長沙間水路は漢口より揚子江によりて城陵磯岳州を經て、洞庭湖に入り其東部水路を南下して、湘江に入り之れを遡りて長沙に達するものなり、增水期には航行容易なれども減水期に至れば洞庭湖の水涸れ、大型汽船の航行不可能となり、且湘江も淺灘多く航行困難なるより、大型汽船は冬期にありては、城陵磯より漢口に引返すを常とす。

汽船航行期にありては、長沙より更に湘江を遡つて湘潭に至るものにして、漢口、湘潭間約二百三十哩あり、上下航共三日を要す、其直通航行をなし得るは普通六月

より十月に至る五箇月にして、減水と共に漸次航路を長沙、靖港、湘陰、蘆林潭、城陵磯と縮小するものとす。

日清汽船會社

湖南に初めて日本汽船の定期航路を開きしは湖南汽船會社とす、同會社は一九〇二年、資本金百五十萬圓を以て組織せられたる處にして、當時加藤正義氏社長たり、白岩龍平、土佐孝太郎氏專務たり、其他日本の有力なる實業家を加へて創立し、先づ漢口と長沙、常德の間に定期航路を開く事とし、大阪鐵工所に於て總噸數九百三十噸吃水二呎九吋の二汽船湘江丸、沅江丸を建造し、沅江丸は一九〇四年三月十五日、湘江丸は同二十日長沙に入港せり、日本政府は本航路に對し補助金を與へ以て其航行を援助したるが、後湖南汽船會社は日淸汽船會社に合併せらるゝに至り、今日は日淸汽船會社に於て漢口長沙間の航路を經營せり、現に此間には次の二船を配す。

武陵丸	一、四五八噸
沅江丸	八七五噸

每週二回航行す

支那航業會社

太古洋行を代理店とする支那航業會社は一九〇三年沙市號を以て初めて漢口湘潭間の航路を開き、

爾來引續き經營し、現に次の二船を配す。

吉　安　號　一、二二七噸
沙　市　號　一、〇九〇噸

毎週二回航行す

印度支那航業會社

怡和洋行を代理店とする同社も支那航業會社と前後して、湖南航路を開き、現に昌和號（一、〇六五噸）を配し、一週一回の航行をなせり。

此外長沙の支那人亦自ら湖南航路を經營せんとして、一九一二年資本金二百萬元の中華輪船公司を組織し、資本金中三十萬元は湖南省官金より支出し、官商合辦となし、一九一三年美最時洋行より汽船美大號を傭船し、長沙上海間の航路を開始したるも、動亂の爲一航海のみにて中止し、其後同洋行より美有號を買收して華盛號と改め、一九一四年華泰號を購入し、上海長沙間の航行に當らしめしが、華泰號は鎮江附近にて沈沒し、華盛號は督軍に押收せられ、今や營業停止の狀態にあり。

小蒸汽船

長沙より附近各地の間に小蒸汽船の航行あり、其主なる地は湘潭、常德、益陽等にして、これに從事する汽船會社には先づ我戴生昌汽船局あり、同局は一九一五年四月より湖南に其航路を擴張し、

先づ長沙常德間に定期航行をなしたるに、一時支那人の反對を受け頗る苦境に立ちしも、後南北戰亂に際し他社汽船が軍憲の徵發する所となり、本社船のみ獨り其航行を繼續し得たるを以て、漸く其地步を固むる事を得、現に次の諸船を配す。

船名	航路	噸數	減水期中
彩霞丸	長沙—常德	二八	長沙—茈湖口
彩雲丸	同	一七	同
華渡丸	同	一二	同
錦舲丸	同	一二	新化口—龍陽
芥航丸	同	二一	漢口—茈湖口
源新丸	同		新化口—龍陽
彤雲丸	同	一七	常德—龍陽
衡州丸	同	一七	長沙—茈湖口
普渡丸	同	九	常德—龍陽
景星丸	長沙—湘潭	二〇	
龍平丸	同	二四	

次に湖南人の小蒸汽船業を經營するもの從來少なからざりしが、先年湖南全省の汽船業者合同して湖南輪船公會なるものを組織し、共同營業の方法を採るに至れり、同公會の所屬船にして長沙と他地との間に配せられ、定期航行をなすもの次の如し。

船名	航路	噸數
新鴻運	長沙—湘潭	五七
玉泰	同	一九
華順	同	二〇
鴻發	同	二六
裕通	—	二六
快利	長沙—湘潭	二二
保慶	同	二九
新安平	長沙—衡州	四八
新慶	同	一七
湘漢	同	二六
公福	同	二二
保定	同	一九
新快利	同	二七
廣生	長沙—漢口	五七
大豐	長沙—常德	二〇
新洪江	長沙—九都	三〇
新華廣	同	二三
鴻通	同	二三
吉慶	同	一九

鴻達	同	一一
鴻運	同	二〇
長沙	長沙—益陽	三一
永豐	長沙—九都	一九
志遠	同	一八
長江	同	一八
新鴻鈞	同	一五
新江源	同	一一
普濟	長沙—湘陰	一九
普益	同	一九
大有	同	二〇
永大	長沙—津市	二六
通和	同	一四
新安慶	同	二七
裕順	同	九
新華裕	同	二三
新鴻慶	同	六
新鴻安	同	一三

民船

長沙より湘江を遡つて湘潭より洙州淥口に至り、更に衡州、永州を經て廣東、廣西に通じ、又湘江

を下りて洞庭湖に出で長江に出でゝ各地に至る貨客の爲に民船の來往するもの多し、湖南北部は湖北省に亘りて水路縱横にして、民船の航行自由なるを以て、長沙に集る民船も少なからず、其主なる種類次の如し。

一、永州小駁　三百擔乃至五百擔積にして、帆檣二本を有し、水夫五人乃至七人あり、永州に於て製造し重に漢口湘潭間を往來す。

一、郴州小駁　三百擔乃至八百擔積、帆檣二本乃至三本にして、水夫は五人乃至十人を有す、郴州にて製造す。

一、衡州小駁　一名平頭小駁、百擔乃至千百擔積、帆檣二本を有し、水夫四人乃至十二人を有す、衡州にて製造す。

一、衡山船　衡山にて製造す。

小駁　三百擔乃至五百擔積帆檣二本、水夫五人乃至七人。

蛱蝶船　三百擔乃至四百擔積、帆檣二本水夫五人乃至七人。

一、湘鄉船　湘鄉にて製造す。

滿林紅　二百擔乃至八百擔積、帆檣二本乃至三本、水夫は四人乃至十人を有す。

到巴　三百擔乃至六百擔積、帆檣は二本水夫は五人乃至八人を有す。

永豐及び固水　二百擔乃至三百擔積、帆檣二本水夫は三人乃至四人を有す。

平板及び窩　五百擔乃至八百擔積、帆檣二本乃至三本水夫は七人乃至十人を有す。

一、湘潭船　潭湘にて製造す。

梳窩子及ひ到巴滿江紅(滿江紅船)小は七八百擔より、大は千八百擔乃至三千擔積に至る、帆檣三本乃至四本水夫十五六人乃至二十八人を有し、重に官吏等の旅行用船に使用す。

巴草　六百擔乃至千百擔積、帆檣二本乃三本、木夫は八人乃至十二人を有し官吏其他の旅客用船なり。

一、長沙船

烏江子　二百擔乃至五百擔積、帆檣二本水夫四人乃至七人を有す。

到巴子
窩子　何れも右に同じ

巴草　六百擔乃至一千百擔積、帆檣二本乃至三本水夫八人乃至十二人あり、旅客用。

一、衡山巴草　帆檣二本乃至三本、水夫六人乃至十人を有し旅客用。

一、永州巴草　帆檣二本水夫八人乃至十人を有し旅客用。

一、麻陽巴草　二百擔乃至八百擔積、帆檣二本水夫七人乃至十人を有し旅客用。

一、瀏陽秋子　帆檣三本水夫四人乃至十人を有す、重に瀏陽にて製造す。

一、衡州鹽船　帆檣三本水夫十六人乃至二十人を有し、湘潭にて製造す。

一、岳州船　岳州にて製造す

划子　百擔乃至三百擔積帆檣一本乃至二本、水夫二人乃至五人を有す。

鴉艄　三百擔乃至五百擔積、帆檣二本水夫五人乃至七人を有す。

一、寶慶船　寶慶にて製造す。

秋子　四百擔乃至一千擔積、帆檣二本乃至三本水夫六人乃至十二人を有す。

梳窩子　三百擔乃至八百擔積帆檣、二本乃至三本水夫五人乃至十人を有す。

一、安化梳子　二百擔乃至三百擔積帆檣、二本水夫四人乃至五人を有し安化にて製造す。

一、益陽船　益陽にて製造す、是れは七板子、通草子、斗草子、長船、艇子、相扁子、開稍等の別あり、共に二百擔乃至三百擔積にして、帆檣二本を有し水夫四人乃至五人あり。

一、辰州船　辰州及常德にて製造す。

麻陽船　三百擔乃至六百擔積、帆檣二本水夫五人乃至八人を有す。
辰條子　五百擔乃至一千五百擔積帆檣二本、乃至三本を有し水夫七人乃至十六人あり。
一、長州長船　一千五百擔乃至二千擔積帆檣三本水夫十六人乃至二十人を有す。
一、常德船　常德にて製造す。
船舶　三百擔乃至八百擔積、帆檣二本乃至三本水夫五人乃至十人を有す。
津市駁船　二百擔乃至三百擔積、帆檣二本水夫三人を有す。
鴉艄　五百擔乃至八百擔積帆檣二本水夫十人を有す。

碼頭

尙長沙江岸に於ける之等民船及汽船の棧橋は、之を下流居留地方面より列擧すれば左の如し。

木碼頭　糞碼頭　雷家碼頭　草潮碼頭　洪家碼頭　魚碼頭
鐵舖碼頭　河街碼頭　東興碼頭　劉陽碼頭　怡和碼頭　碧灣碼頭
大西門碼頭　義碼頭　新碼頭　金家碼頭　小碼頭　永州上碼頭
永州中碼頭　永州下碼頭　湘鄉碼頭　衡山碼頭　爛碼頭　糞碼頭
娘娘碼頭　魚碼頭　西湖碼頭　華昌碼頭　煤碼頭　小煤碼頭
九如碼頭　糞碼頭　大符碼頭　靈宮碼頭　銅元局碼頭　電燈碼頭

船舶出入港統計

一九二一年中海關經由本港に出入せる船舶の總噸數は四十六萬五千三百七十九噸にして、本港例年出入船舶噸數平均以上に達せりと雖も、前年に比すれば十三萬千九百二十七噸の減少なり、尙內河航

行規定により出入せる船舶噸數は前年の四十一萬千八百六十一噸に對し、四十萬八百七十三噸にして、一萬九百八十噸の減少を示せり、是等出入船舶の國別表を示せば次の如し。

一般規定による出入港船隻

國別	汽船		小蒸汽船		民船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
英國	二五六	一七一、七九一	八〇〇	一二八、四三九	―	―	一、〇五六	三〇〇、二三〇
日本	一七二	七九、七二三	一五三	二、五六六	―	―	三二五	一〇八、二八九
米國	二四	一〇、四八〇	二〇	二三六	―	―	七四	一〇、七一六
支那	一六	四、三二一	一、〇三八	五九、〇三九	二六一	九、七八四	一、三一五	七三、一四五
計	四六八	二六六、三一五	二、〇一一	一八九、二八〇	二六一	九、七八四	二、七四〇	四六五、三七九

內河航行規定による出入港船隻

國別	英國	日本	米國	獨逸	支那	計
隻數	六七三	二、〇七五	九七	六	六、五四一	九、三七四
噸數	一三四、七七七	一〇六、〇〇〇	一、七八七	三六	一五八、二七三	四〇〇、八七三

貿易

湖南省は從來漢口の商圈內に屬し、省內の市場として湘潭、常德の兩地を主とし、長沙は省城の地なりと雖も商業上にありては重きをなすに至らざりき。其後外國貿易の爲に開放せられ、且汽船の航

行開かるゝに及び、漸次湖南省に於ける商業上の中心地たるに至り、湖南省より出づるものも、又此に入るものも此地を以て集散地となすの傾向を生じ來れり、然れども尙湖南は漢口の勢力下に屬するもの少なからざるは、民船の航行自由なる結果なるべく、現に茶の如き湖南省の重要產品なるに拘らず長沙より移出せらるゝ事の少きは、茶商自ら民船を所持し、これに積みて漢口に運ぶ結果に外ならず、其他茶油の如き大豆の如き又同一の狀態にあれども、次第に便利なる汽船により積送せらるゝに至るべく、これと共に長沙の貿易は益增進するなるべし。

其貿易額の如き開港當時の一九〇五年にありては五、九一四、〇〇〇兩に過ぎざりしもの、一九一一年には一七、七三〇、〇〇〇兩に進み、一九二一年に於ては二九、七五〇、一四〇兩に達し、其進展の狀著しきものあり、本港最近の貿易狀況次の如し。

一九二一年貿易狀況

總說

貿易概況　本年當港商界の情況極めて不況にして、一九二〇年の貿易總額三千二百九十七萬三千四百七十六兩に對し、本年は二千九百五十四萬五千五百四十四兩にして、三百四十二萬七千九百三十二兩の減少を示せり、輸入額は前年に比し二百七十一萬六十三兩の增加なるが、輸出額に於て五百七十八萬四千八百二十兩の減少を見たり、然れども輸出貨物の數量に於ては客年に比し可なりの增加なり。

財政並に政界　本年本省の情勢に至りては、各方面より之を見るに、愈々惡勢に赴きつゝあるものの如く、財政の如きも困難其極に達し、兵士の多くは俸給の支拂を受けず、甚しきは政府は是等兵士に對し其糧食をも支給する能はざるの狀態にして、省金庫亦之に給するの資力なく、而も財政の困難は尙之に止まらず、官立諸學校の敎員は已に數箇月俸給不渡の爲、將に總辭職罷課の擧に出づるの形勢あり、諸學校其他の經費の如きも事實に於ては何等の支給をも受けず是本省敎育上の一大損失なり。一九二〇年十一月に於て督軍譚延闓職を退き、林支宇省長に就任、趙恒惕は總司令の職に昇りて、本年三月に至り、林は省長を辭任して赴漢したるを以て、當局人士之が引留に努めたるも遂に效果なく、次で總商會其他公團は趙を推して省長を兼任せしむべく斡旋したるも、軍財政上至大の困難に遭遇しつゝあるの故を以て之を辭して受けず、自ら公布して曰く前省長の歸任に至る迄、省長公署の事務は暫時政務廳長馮天柱之が代理を行ひ、本總司令は秩序維持の責を負ふべし、居民一同驚惶することあるべからず云々と、當時仄聞するに省議會に於ては譚延闓に歸任を請ひたるも、辭して受けざりしとか、玆に於て各界は一致して趙を擧げて省長兼任を勸め、趙遂に之を受け、四月十九日其省長就任を宣布し、當省の兵馬政權を掌握するに至れり。

兩湖戰爭と商界の影響　六月初旬武昌に兵變起るや、其影響此地に及び、湖南軍湖北侵入の謠言頻りに起り、同月末より湖南軍隊の動搖によりて、其實相漸く明となり、遂に湖南第一師は廣西省自治

軍沈鴻英軍の來着を待たず、湖北邊界を襲ひ、茲に兩湖戰爭の開始實現を見るに至れり、本戰爭は當時湖北督軍王占元に反感を有する一部の湖北軍界と、當省當局と結び、王占元を驅逐して當省人を以て湖北督軍となし、湖北を湖南の如く自治省となさんとの畫策に出でたるものにして、兩湖開戰を見るや粤漢鐵道武長間に於ける車輛、及湘江に浮べる民船小蒸氣船に至るまで、悉く徵發せられ軍用に供せらる、開戰當時に於ては南軍頗る優勢にして、一擧武昌を衝かんとするの形勢見えたるも、北軍王占元失墜し呉佩孚之に代りて援軍來着するに及び、軍艦八隻の威力又大にして、南軍戰利あらず、岳州に據りて支へんとしたるも、八月二十七日恃みとせる同地は遂に北軍の手に歸し、北軍破竹の勢を以て長沙に攻入らんとする模樣あり、潰走せる南軍兵士の水陸兩路より歸長するもの多く、岳州陷落の報長沙に傳はるや、居民は北軍の來襲と潰走兵の掠奪とを豫想し戰々兢々たりしが、岳州より身を以て遁げ歸れる、趙恒惕は直に治安布告をなし、專ら人心鎭靜に努めたるを以て、長沙は安靜に歸し事無きを得たり、次で八月一日趙は長沙關監督兼交涉員仇鰲及湖北省總監蔣作賓と共に、英國軍艦に搭乘岳州に至り、呉佩孚と面接和議を講ずる所あり、乃ち湖北軍は岳州一帶を占領し、是より進出せざる事等數箇條を約して本戰爭は終熄を告げたり。

饑饉　本年當省の饑饉に付て述ぶれば、本年四月上中旬雨量多く好望なりし農作物は五月以來降雨尠く、六月より九月に至る間降雨絕無の地方もあり、當省未曾有とも稱すべき大旱打續き、第一回の

農作物は殆ど收穫を見ざる地方あり、秋收は又播種の期を失せるを以て大減收を止むなくせられ、加ふるに蟲害を被りたる地方尠からず、全年を通じて作柄は四分作にして、實收穫に於て豫想以上の減收を見たるは事實なり、更に之に加ふるに軍隊の駐屯通過、否らざれば土匪の横行兵變等により、省民に塗炭の苦みを與へ、其慘禍大なるものあり、茲に當省は數十年來に見ざる饑饉を發生するに至れり。

米價　本年當省米價は二月頃一包(百八十斤)銀四弗見當なりしが、四月に至りて七弗九十仙の高騰を見たり、其原因は當省米輸出解禁以來、輸出量の過大に因るものにして、之が爲當局は五月再び米輸出を嚴禁せり、由來本省は米の主產地にして、湖南豐作ならんか支那民食の三分の一を支ふるを得べしと稱せらる、本年の收穫に於ても省内各縣彼此融通し、他省に運出する無くむば、省内民食を支へ得べく豫想せらるゝも、如何せん奸商竝に軍隊の米運出と、妥當ならざる政府の調節策とは、徒らに饑饉の聲を高からしめ、米價を高騰せしむる原因となり、年末に於ては米價前記一包九弗乃至十弗を唱ふるに至れり、本年の饑饉に鑑み當局は本年十月雜穀の輸出をも禁出せり。

當地商界の盛衰　本港に於ける支那商工業者に付て見るに、政府の財政困難金融逼迫地方農民の疲弊より、延て貿易其他商工業の不振を來し、アンチモニー工場の如きは當港南門外に林立する煙突中噴煙するもの唯二、三を數ふるのみにして、殆ど休業しつゝあり、次に當港に於ける外國商の營業振

りを見るに、船舶業者を除きては是亦土商と同じく營業餘り振はず、邦商の如きは店舗を維持するに止まるが如く、今日の形勢に於ては甚だ寒心すべきものありと爲す、上述の如く當港の商業狀態は例年に比し何等の進歩を認むる能はず、寧ろ漸次退歩と稱するを妥當とせんか、是に依て見るに當港商界の恢復、竝に發展は大なる希望を近き將來に期待する能はざるが如し。

三箇年間に於ける輸出入額比較表(單位兩)

輸出入別	一九一九年 總額	一九一九年 純額	一九二〇年 總額	一九二〇年 純額	一九二一年 總額	一九二一年 純額
外國品						
外國竝に香港よりの輸入	二、五五六、七一一	—	一、八八四、五二一	—	一、三五〇、九四八	—
支那諸港よりの輸入	八、九二一、一三六	—	九、四五七、五五九	—	一二、七〇三、三五八	—
計	一一、四七七、八四七	—	一一、三四二、〇八〇	—	一四、〇五四、三〇六	—
外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
支那諸港へ再輸出(主に漢口、上海)	八七、六七四	—	一六五、九九九	—	一六二、二二二	—
計	八七、六七四	—	一六五、九九九	—	一六二、二二二	—
外國品純輸入額	—	一一、三九〇、一七三	—	一一、一七六、〇八一	—	一三、八九二、〇八四
支那品						
總輸入額	三、九二三、七二七	—	四、七九七、九二一	—	四、四三六、六〇八	—
(主に漢口、上海、廣東、厦門、汕頭より)						

外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
支那諸港へ再輸出	三一、五九五	—	四四、五七二	—	四二、三七四	—
計	三一、五九五	—	四四、五七二	—	四二、三七四	—
支那品純輸入額	—	三、八九一、一三一	—	四、七五三、三四九	—	四、三九四、二三四
土貨外國及香港へ輸出	一、六二七	—	二、七五〇	—	四、一五七	—
土貨支那諸港へ輸出	九、七二八、三四六	—	一七、〇四一、二九六	—	一一、二五五、〇六九	—
土貨輸出總額	—	九、七二九、九七三	—	一七、〇四四、〇四六	—	一一、二五九、二二六
輸出入總額	二五、一三〇、五三七	—	三三、一八四、〇四七	—	二九、七五〇、一四〇	—
純輸出入額	—	二五、〇二一、二六八	—	三二、九七三、四七六	—	二九、五四五、五四四

最近十箇年間に於ける本港貿易額比較表

年別	輸入		輸出		輸出入	再輸出	金銀		內地移出入	
	外國より	支那諸港より	外國へ	支那諸港へ	總計		輸入	輸出	入	出
一九一二	三七二、九四一	二一、三八〇、四九二	五七一	一〇、三七〇、三一三	三二、一二四、三一七	八五、九四九	一、七七三、二九九	二、九二四、五三〇	一四八、五三二	—
一九一三	一、四九〇、三五七	一三、五六〇、一六七	一、〇七三	八、七一八、四五三	二三、七七〇、〇四九	五〇、二八七	八五三、五一三	一、七四三、三四七	二六五、〇九六	—
一九一四	二、三五四、二一七	一二、五三二、九八六	八九七	九、八〇八、一七六	二四、六八六、一七六	一一五、六一四	五〇九、六六〇	五、一〇四、九〇八	三六一、五五五	—
一九一五	八五九、四六三	一三、一八八、六八七	一、八二六	一二、八八一、八五〇	二六、九二七、八二六	三三八、四九二	三、一一四、八〇〇	二、七五六、三四四	五七四、四一二	—
一九一六	一、一五三、一一八	一一、八五二、四八八	二、一五八	一五、七五九、一五八	二八、七六六、九二三	一一〇、六九七	三、五八三、四〇九	三、三一〇、五一三	四三三、四六三	—
一九一七	一、三五七、〇二四	一一、〇〇〇、六六四	一、八五八	一五、一三七、三六五	二七、九九六、八一一	一〇四、五八三	一、一三八、二六七	一、九三〇、〇四四	四六九、三〇九	—
一九一八	二、〇二八、九七一	一〇、六一三、五二一	一、二四八	一〇、七三九、一九八	二三、三六二、九三八	四一一、〇七五	一、八八六、七五七	二、二五五、二九二	五六三、二三八	—

一九一九	二、五六六、七二一	三、八三三、八六三	一、六一七	九、七二八、三四六	二五、一三〇、五三七	一一九、二六九	六三〇、九二一	五、一三五、〇六一	七一四、五三四	一
一九二〇	一、八八四、五二一	四、二五五、四八〇	二、七五〇	一七、〇四一、二六九	二四、一八四、〇四七	二一〇、五七一	八三五、〇〇〇	七、四三三、四九	七六九、四九三	一
一九二一	一、三五〇、九四八	一七、一三九、九六六	四、一五七	一一、三五五、〇六九	二九、七五〇、一四〇	二〇四、五九六	四五一、一三四	六、四〇三、〇三五	四三一、一一〇	一

輸入貿易

本年本港に於ける外國品の直接輸入額は、客年に比し五十三萬三千五百七十三兩の減少なるも、支那各港よりの外國品輸入額は、客年に比し三百二十四萬五千七百九十九兩の増加にして、外國品純輸入額に對しては二百七十一萬二千二百二十六兩の増加を示せり、該輸入増加は本港輸入貿易の旺盛に赴けるを語るものにあらずして、單に貯藏に負ふものなり、日本品に於ては客年に比し生金巾の四萬五百九十疋、ジーンスの七千七百四十二疋、綿織絲の四千二百九十七擔、銅塊の二萬九千九百五十四擔等夫々輸入増加を示せり、此他諸外國の綿貨物は英國品例に依りて其首位を占む、又ハンカチーフ及浴布類の輸入は益々減少する傾あり、客年百六十九萬八千三百四十三枚の輸入ありたる袋は、本年米禁輸の影響を受けて七十一萬七千四百五十枚に低下し、九十八萬八百九十三枚の輸入減なり、外國品中輸入増加の著しきものは染料にして、客年に比し三十七萬三千二百八十九兩の輸入増加を見、次に針は四萬八千三百五十本の輸入増加なり、電氣機材料及其附屬品は客年二萬千百六十八兩に比し、本年は十二萬九千八百六十八兩にして、格段の輸入増加なり、日本燐寸の輸入は一昨年に比し客年大減少を見たる儘起色なく、上海支那品及土産品の壓迫に依るものゝ如し、各種石油輸入額合計五百八

萬二千八百七ガロンにして、客年に比し百七十九萬二千四百五十三ガロンの輸入減を見、内米國石油二百三十萬五百十三ガロン、スマトラ石油三十四萬六千九百四十ガロンの減少にして、ボルネオ石油は五十八萬五千ガロンの增加なり。

最近三箇年間に於ける重要輸入品比較表

製品名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
外國綿製品				
生金巾無地(英)	疋	一〇九、四八五	一二三、九三二	九五、六七八
同(日)	同	二七、三八〇	九二〇	四一、五一〇
同(米)	同	七、一三〇	一〇、二一〇	七、八一〇
生シーチング無地(英)	同	二、二八〇	四、一五二	七、〇一〇
同(米)	同	九、〇四〇	二、七六〇	五、六八〇
同(日)	同	一七〇	—	二〇〇
晒金巾無地	同	一六四、四五八	一三三、六三二	一四四、一五〇
雲齋布(英)	同	三二〇	三一	三〇
同(日)	同	一、二二〇	一、四〇〇	一〇〇
同(米)	同	四六〇	—	—
ジーンス(英)	同	一八、五二六	四四、七六七	一五、九二一
同(日)	同	一一、〇一二	三、四八〇	一一、二二三

同（米）	同	—	四〇〇	一、三〇〇
細地金巾寒冷紗及モスリン（晒染及捺染）	同	四、三三二	八、四四六	五、一一一
更紗	同	九、六〇六	一一、七五六	一四、〇九二
細地金巾及染天竺布	同	一〇、三九三	一二、二一一	一一、七一二
綿イタリアン無地及黒色	同	一一、一七一	一五、一五七	一一、七八〇
綿ベネチアン無地及黒色	同	一、一五一	一、四五〇	一、二一〇
綿縮無地及黒地	同	二〇〇	—	六〇
綿イタリアン無地及着色	同	一三、九〇四	一一、三九四	一一、二二〇
綿ベネチアン無地及着色	同	一八、八三九	一五、五四一	九、六一六
綿ポプリン無地及着色	同	三、三一五	一〇、四四九	一二、九六四
綿縮無地及着色	同	三、三二五	三、五一五	一〇、九三六
紋織綿イタリアン	同	一、三七七	一、八三〇	六〇〇
紋織綿ベネチアン	同	七七四	一一〇	五〇四
紋織綿ポプリン	同	一六、一四四	九、〇七八	三、七一八
紋織綿縮	同	三、九五二	二、四二三	一、八一四
染色無地金巾及シーチング	同	三、一八五	二、〇七〇	八五〇
綿スパニシユトライプス	同	四三三	二四	—
無地染色又捺染綿フランネル	同	五、七五一	三、八一九	七、八四五
天鵞絨及綿天鵞絨	碼	七七、四九二	八二、〇四五	二八、五五二
綿ブランケット	條	五、五一三	四、七五九	五、八六五
ハンカチーフ	打	一九、九四三	四、〇五〇	二、六九一

浴布	打	二一、九五七	四、二七六	三七四
綿織絲(英)	擔	—	—	三〇
同　(印度)	同	二、八六一	四、七一六	三、八三四
同　(日本)	同	一二、一〇四	一六六	四、四六三
支那綿製品				
生金巾	疋	六、八五五	四、八二四	六、七〇二
生シーチング	同	四八、三五〇	三六、八三四	三五、七七三
着色支那布	同	二〇、八七六	七、五四三	八、二六八
雲齋布	同	一二、一六〇	九、九七〇	七、〇一〇
支那布(支那木綿)	擔	五七一	一五九	二〇一
綿織絲	同	一九、二〇四	一一、〇七八	一一、八八四
毛綿交織物				
衣料(コーチング及スイチング)	碼	五、六六四	八、四二一	六、四二六
毛綿物				
羅紗(ブロード、メヂアム、ハセツト及ロシア製)	碼	一、四八二	三六五	一八九
衣料	同	三、二九三	四、七〇一	一、七〇八
ベルリン紡毛梳毛の絲及線	擔	一五	三九	五〇
其他各種布帛				
麻帆及綿帆布	碼	一五、八九四	一六、一三二	三、二九七
外國金屬及鑛物類				

品目	單位			
銅（塊及條）	擔	一一一、四五六	八七、〇〇六	一一六、九六〇
同（其他）	同	六二	一八、四三〇	八、六五〇
黑鉛	同	一四	一三	八
鐵（鐵及軟鋼）（新）				
鐵（條及釘鐵）	擔	二、一九三	二、八二一	一、八〇七
同（釘及線）	同	六、四二二	三、三四〇	三、九三六
同（軌條）	同	二、七六三	一、一七三	二、四四三
同（薄板及板）	同	一、三八四	一、九〇四	七六〇
生鐵	同	三、三五一	—	—
電鍍及鐵板	同	七五三	一、二九〇	七五一
鉛塊及條	同	三、二六六	二、〇八八	二、〇六五
鉛製品	同	—	一三	九
ニッケル	同	二一	一〇	一八
錫塊	同	二一六	一四七	七四
錫板	同	五、三〇七	一五、四一五	三、五九九
亞鉛	同	二、〇六三	—	五〇四
支那金屬及鑛物類				
銅製品	擔	一五	六	—
生鐵	同	四、三〇六	七、一四六	八、九二五
錫塊	同	四八	二二	二四

外國雜品

品名	單位			
石綿	擔	七九	三九	三三四
袋類	枚	一三六、六二〇	一、六九八、三四三	七一七、四五〇
檳榔子	擔	二、四〇〇	二、三五九	三、六五二
黒海参	同	三八三	三〇四	四四三
白海参		二五二	二八三	三五三
硼砂(生及精製)	同	七一	三九	六七
銅紐	グロス	一、二〇四	五三六	—
鈕(雜)	同	四九、一七六	一、四五〇	一〇、七三九
紙卷煙草	千本	一一〇、二九七	三七、四五一	二、七〇八
時計(置掛及懷中)	箇	一〇、七六七	一、一一二	三、九一五
石炭	噸	—	三八〇	五六五
乾魚	擔	七四七	九六五	一、二三二
アニリン染料	兩	三九、六一九	一四二、四四七	四一五、七三六
人造染料	擔	三八二	三、七〇〇	四、三四五
電氣機材料及其附屬品	兩	七七、二七四	二一、一六八	一二九、八六八
洗面器	打	一四、八八九	三、六七六	八、六五〇
コップ茶碗	同	九、六二五	九九八	三二〇
窓硝子	箱	三、四五五	四、五八七	五、三六五
洋灯及灯器	兩	二三、一一五	一五、三七八	二五、二七六

擬革	擔	二、八三三	九五七	三三五
機械	兩	六四、七〇七	一八一、九〇二	四五、八一九
日本燐寸	グロス	五九、二一〇	一二、七八三	一三、〇〇〇
針	千本	五三、四八五	二四、一六五	七二、四七〇
機械油	ガロン	六八、八五九	五七、〇〇七	四五、六三九
石油(米)	同	二、二一五、一五三	五、四七八、三二〇	三、四四七、八〇七
同(ボルネオ)	同	八〇四、八五〇	五三五、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇
同(スマトラ)	同	二、八五九、六七二	八六一、九四〇	五一五、〇〇〇
黒胡椒	擔	二、〇一一	二、四一〇	三、三二三
白胡椒	同	三四四	七七四	八五四
白檀	同	一〇、六一八	五、一八八	七、〇七八
昆布及石花菜	同	二三、六三四	一三、八八六	二七、五二二
石鹸	同	一、二〇三	一九四	七九
化粧石鹸	兩	三一、六七五	一五、七五〇	五、四〇三
曹達	擔	九、七〇八	一〇、七一二	一〇、六四五
赤砂糖	同	四、一二二	八、七九九	一九、八一三
白砂糖	同	三、四三三	九八一	二二、九五六
精製砂糖	同	四五、八九四	五九、五五六	六二、三九九
氷砂糖	同	五、六八七	四、二八一	九、九八〇
木材(硬材)	立方尺	—	八五	四九八

品名	單位			
同（軟材）	平方尺	三八、〇八五	三七、八九七	一一〇、三七九
綿張洋傘	本	二一九、六三三	六六、三九四	七五、三八四
支那雜品				
檳榔子	擔	四、〇二九	二、五七一	三、六九六
セメント	同	七、一五五	八、八九五	一二、二九七
紙卷煙草	同	二、四一八	二、五七〇	四、一四五
煙草原料	同	六〇〇	八、〇七六	七、七四五
烏賊	同	二、五〇五	二、八七六	六、七六七
棗（赤黑）	同	一二、四四〇	一六、七八七	一七、二三八
麥粉	同	三五、三八一	五五、七四二	五九、九三三
擬革	同	八八九	二、三七三	三、三六六
乾龍眼	同	二、六九〇	二、六〇五	四、二八四
製藥	同	一四、六八八	一一、七〇一	二〇、〇三二
硝石曹達及苛性加里	同	四六三	二二	七
西瓜種	同	一三、四一二	二四、七四〇	二七、九五八
石鹼	同	三、三八〇	一、六八二	九八二
化粧用石鹼	兩	一三、三四三	七、八四一	八、六四六
赤砂糖	擔	七二	五二六	一七
白砂糖	同	六〇四	六四	六四五

輸出貿易

土貨の輸出貿易は較暢旺なりと見て差支なかるべし、輸出額は客年に比し五百七十八萬四千八百二十兩の減少を示せりと雖、其實船積數量に於ては客年に勝る、是當港主要輸出品の價格益々低落せるに因るものにして、斯業貿易を營む者をして獲利益々薄からしむ。

主要輸出品目に付き客年と比較して之を見れば、精製鐵は六萬五千五百八十七擔の輸出增にして、粗製鐵六萬千二百七十六擔、鐵鑛一萬三百七十八擔等の輸出減、滿俺一萬九千二百七十擔、鉛鑛五萬七千七百二十五擔、鉾砂四萬五千九百十二擔等の輸出增加なり。

米は客年の二百二十七萬九千四百七擔に對し、本年は六十八萬五千七百四十四擔にして、百五十九萬三千六百六十三擔の輸出減なり、蓋し本年五月米輸出禁止となりたるに因る、石炭の輸出は客年に比し減少僅なるも、コークスに於ては八萬六千七十七噸の減少を見たり、此外棕梠大麻爆竹傘等相等輸出增加を示せり。

最近三箇年間主要輸出品比較表

品名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
五金及鑛石				
アンチモニー(粗製)	擔	三三、八五四	八七、三九七	二六、一二一
同　(精製)	同	一一四、七六一	一三一、一五八	一九六、七四五
アンチモニー鑛	同	五、〇四〇	二二、七四六	一二、三六八

品目	單位			
黒鉛	擔	一〇、〇二四	九二四	七〇六
生鐵	同	三、九四八	—	四、三三四
鉛	同	三六、二二三	二九、九〇九	二六、三七四
鉛鑛	同	二三、九四〇	五三、〇八八	一一〇、八一三
滿俺	同	六七、〇九九	一七一、一〇六	一九〇、三七八
鋼條	同	六五六	—	三〇二
錫塊	同	四〇六	一、四七三	七六八
タングステン鑛	同	三、七九〇	四、〇三九	六、九四六
亞鉛	同	—	—	三、四四四
亞鉛鑛	同	二〇二	一五〇、七三二	一九六、六四四
雜品				
礬石	擔	二、七〇〇	一、四八六	二、五二五
筍	同	一、七九二	一、〇六七	一、五九六
蠶豆	同	—	四一、九六七	四八、七六三
豚毛	同	五一九	四二三	三六四
米	同	一一一、八八〇	二、二七九、四〇七	六八五、七四四
小麥	同	—	一、八六〇	一一〇
石炭	噸	一九四、五七二	一六三、六三三	一五〇、三四〇
骸炭(コークス)	同	二八三、六八二	二五〇、二八四	一六四、一〇七
羽毛(鷺及鷄)	擔	四四〇	二六一	二八一

棕梠	擔	一、三三四	一、九二九	四、〇九一
大麻	同	六一〇	四、六〇五	九、〇六二
爆竹	同	三九、一〇四	五一、三六二	八七、五五三
苧麻布(粗製)	同	一、〇九四	七五六	一一
同(精製)	同	一、六四七	一、三二三	六八七
毛髪	同	一、一二九	九五四	六四八
牛皮	同	四、三三〇	七二一	五〇六
薬材	同	三、八八一	二、四五一	三、二一五
茶油	同	一、七四五	二一五	三四〇
桐油	同	一、一二七	―	一、二六五
紙(一等品)	同	四八六	二六八	四一六
同(二等品)	同	三〇、〇五四	二二、四五六	三〇、九三七
蓮子	同	二、〇五五	一、九二四	五、三六四
狸皮	枚	一三、九七三	六、五三〇	―
猫皮	同	一一、五八〇	一〇、七〇三	―
モルモット	同	二二、八一九	二一、六五〇	―
硫黄	擔	一八〇	八九〇	八〇〇
紅茶	同	六三	二八	―
茶葉	同	四七一	一六	五六九
茶梗	同	二、九七一	四七七	八七九

葉菸	擔	一、一六二	一、四七一	七一八
傘	本	四、五九五	七、二〇〇	二九、八四八

稅關收入統計

本年當港稅關收入は三十五萬三千五百十六兩にして、客年に比し十五萬八千百二十四兩の減收なり、內輸出稅の減收十三萬九千三百五十四兩、其大半は米の禁輸並に諸礦石の價格下落に基因す、輸入稅の減收四萬二千七百三十三兩にして、其原因は當港金融逼迫し商人は其資力に缺乏を生じ、商工界の不況を來したるに因るものにして、其他再輸入稅噸稅及子口稅等亦皆減色あり。

本年稅關收入國別百分率を示せば次の如し。

國別	外國及支那諸港よりの輸入稅	同輸出稅
米國	一	一
英國	五一	六九
日本	三六	二四
支那	一二	七

本年關稅收入額を國別に示せば次の如し。

國別	輸入稅	輸出稅	再輸入稅	噸稅	內地子口稅 入	內地子口稅 出	計
米國	七九七、七〇九兩	一二、五〇〇兩	六五、三五七兩	三、三〇〇兩	一兩	一兩	八七八、八六六兩

英國	二六、六七六、九四六	一七三、二六〇、三三三	二一、〇九二、二六一	一、八四四、一〇〇	—	—	二二二、八七三、六三〇
日本	二三、五七〇、五八二	五七、八八四、八三七	三、六六八、三七九	四〇六、三〇〇	—	—	八五、五三〇、一九八
支那	六、三〇六、八八九	一七、八九八、五三三	二、七四六、三三四	六八〇、二〇〇	三七八、五一三	—	二八、〇一〇、四四八
合計	五七、三五二、三三六	二四九、〇四七、一八二	一七、五七二、三三一	二、九四二、九〇〇	三七八、五一三	—	三五三、五一六、四六一

最近五箇年間に於ける徵收稅額比較表

年別	輸入稅	輸出稅	再輸入稅	噸稅	內地子口稅 入	內地子口稅 出	計
一九一七年	五九、六五二、八六七兩	四三六、五三一、八四七兩	三三、〇一六、四〇三兩	三、五五五、六二四兩	九七〇、一三九兩	—兩	五三三、七二五、八七九兩
一九一八年	七五、六七二、二二四	二一六、三八九、三七一	九、八四六、一一七	一、二四三、三〇〇	七一九、一三〇	—	三〇四、八六八、九四二
一九一九年	一三三、〇四九、三三八	一三三、五一一、一三三	一三、七二二、八九二	一、八九〇、九〇〇	九三二、六七五	—	二七五、一〇五、八一六
一九二〇年	一〇〇、〇八五、三四六	三八八、四〇〇、七〇三	一八、三六四、〇三七	四、三〇三、七〇〇	四八八、〇七七	—	五一一、六四〇、八五三
一九二一年	五七、三五二、三三六	二四九、〇四七、一八二	一七、五七二、三三一	二、九四二、九〇〇	三七八、九一三	—	三五三、五一六、四六一

備考　十年總計中には賑災義捐附加稅を含む

金銀出入

本項に於て特記すべきは、銀貨の輸出著しかりしことなり、本年本港を通じて輸出せられたる銀貨は、二十仙銀貨千七百八十五萬千八百箇、十仙銀貨十二萬三千百箇に上れり、當地に於ては此種銀貨の製造所なく、廣東廣西地方を往來する商人の本省南部地方に持來りたるもの、其九分を占むる如く、大半は廣東省製にして、本省に於ては此種銀貨は通用せざる爲、之を漢口上海方面に運輸したるに因

るものなり、本年輸出銅貨は客年に比し一億九千百五十萬五千箇の減少にして、兩湖戰爭當時以來湖北督軍は湖南より銅元の輸入を禁止せりとの故を以て、當港稅關を通じて輸出せる銅貨四箇月間皆無なりしに因るものなり、輸出計は二錢銅貨四億六十七萬箇、一錢銅貨二千六百三十萬箇なり、一弗に付銅元百六七十箇替見當なりし銅元相場は、漸次低落を見年末に於ては百九十二三箇替となれり、當地銅元局の製銅元高に比し需要極めて少きに因る。

一九二一年銀銅貨輸出入額表

	輸入					輸出				
	銀			銅	合計	銀			銅	合計
	條及元寶	銀貨	計			條及元寶	銀貨	計		
	兩	兩	兩	兩	兩	兩	兩	兩	兩	兩
外國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漢口	一三、〇〇〇	四三二、五六七	四四五、五六七	—	四四五、六六七	六八、七八八	二、五九六、四六七	二、六六五、二五五	三、六三一、七三四	六、二九六、九八九
上海	—	—	—	六、六六七	六、六六七	—	五九、三八〇	五九、三八〇	四六、六六六	一〇六、〇四六
計	一三、〇〇〇	四三二、五六七	四四五、五六七	六、六六七	四五二、二三四	六八、七八八	二、六五五、八四七	二、七二四、六三五	三、六七八、四〇〇	六、四〇三、〇三五

一九二一年銀銅貨輸出入數量表

	輸入					輸出				
	銀貨	小銀貨		銅貨		銀貨	小銀貨		銅貨	
	支那銀	二十仙	十仙	二錢	一錢	支那銀	二十仙	十仙	二錢	一錢
	箇	箇	箇	箇	箇	箇	箇	箇	箇	箇
外國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

支那	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漢口	六四八、八五〇	—	—	—	—	四〇一、一〇〇	一七、四〇六、五〇〇	二三三、〇〇〇	四〇〇、六七〇、〇〇〇	一五、八〇〇、〇〇〇
上海	—	—	—	—	一、五〇〇、〇〇〇	—	四四五、三〇〇	一〇〇	—	一〇、五〇〇、〇〇〇
計	六四八、八五〇	—	—	—	一、五〇〇、〇〇〇	四〇一、一〇〇	一七、八五一、八〇〇	二三三、一〇〇	四〇〇、六七〇、〇〇〇	二六、三〇〇、〇〇〇

通貨

銀銷　長沙に於て一般に使用する秤卽銀平は、漢口の估平と同一にして、是を九八六長沙錢平と稱し其成色は九九七色と稱し、又九九八なりとも云はる、用項銀の名あり、右は實際に斯かる銀のあるにあらずして、單に其名稱を有するに止まれり、此外前淸時代、布政使司衙門に納入するに用ふる銀あり、之を介項銀と稱し、此介項銀中に正解寶、雜解寶、正介方、雜介方錠の名稱ありて、悉く實際の銀錠ありき、此中正介寶、雜介寶は所謂馬蹄形をなしたるものにして、他の二種は四角形を爲し、庫平銀に比し多少不同あり。

長沙の庫平は四二庫平と稱し、每百兩に付き長沙錢平卽ち用項銀に比し四兩二錢大なり、正解寶銀は湖南布政使司が指定したる銀爐卽ち萬遠元、李源茂、熊新盛の三家に於て鑄銀し、若くは其手を經たるものにして、銀錠面に右三家の保證刻印あり、用項銀に比し每百兩三錢大なり、雜解寶は右三家の銀爐以外の鑄造にして、用項銀に比し每百兩に付二錢大にして、正介方も亦同じく用項銀に比し二

錢大なり、雜介方錠は毎百兩に付一錢大なりと云ふ。

今長沙平と各處の平との比較を見るに左の如し。

長沙岳麓書院跡高等學堂

海關平　海關に於て用ふる平にして、其一千兩は長沙平一〇八八、八なり、即ち海關兩一千兩は長沙平の一千八十八兩八錢に當るものとす。

湘潭平　長沙平に比し毎百兩に付三錢二分小にして、之を九八三八平と稱し又湘潭銀の成色は九九五にして、之を元寶銀と交換するときは九九三掛と爲す。

常德平　長沙平に比し毎百兩に付大なること一兩七錢二分にして、之を九八二八平と稱し、長沙銀一百兩は常德平の九十八兩二錢八分なり、其銀色八九九七なりとす。

益陽平　長沙平に比し毎百兩に付き大なること一兩九錢、之を名けて九八一平と云ふ、即ち長沙銀一百兩は本平の九十八兩一錢に相當す、而して其銀の成色は九九五なりと云ふ。

衡州平　長沙平に比し百兩に付大なること一兩六錢八分と一兩七仙六分との二種あり、之を一〇〇二八曹平と稱す、其銀色は九九二にして若し市場の銀兩と實際の銀錠とを交換せんとする場合には、毎百兩に付き八錢の打歩を要すと云ふ。

寶慶平　長沙平に比し大なること百兩に付き一兩にして、銀色は二七通用寶なりと云ふ。

漢口宅紋　即ち八五紋銀は長沙平に比し、毎一千兩に付小なること、長沙

平十四兩又漢口に用ふる洋例紋銀は長沙平に比し小なること、一千兩に付き長沙平二十兩なりと云ふ。

此外湖南湖北以外の各地に於ける平と長沙平との比較は左の如し。

京都申公砝平	比長沙平	毎千兩	大十七兩
京都公砝平	同	同	大六兩
京都同二兩平	同	同	小二十兩
廣東司馬平	同	同	大四十二兩
香港平成圓洋銀	同	同	大四十六兩八錢
天津申公砝平	同	同	大十七兩
上海蘇曹平	同	同	大十七兩
蘇州曹平	同	同	大十七兩八錢
楊州曹平	同	同	大十八兩
九江關平	同	同	大三十六兩四錢
安徽徽平	同	同	大二十二兩
杭州平	同	同	大二兩
南京蘇曹平	同	同	大十六兩
福建平	同	同	大三兩二錢
山東濟南平	同	同	大四十五兩
河南汴梁平	同	同	大十七兩六錢
陝西涇陽平	同	同	大二十二兩

四川成都平	比長沙平	毎千兩	大二兩
貴州平	同	同	大十兩
鎭江平	同	同	大二十兩
蕪湖平	同	同	大十九兩
江西省九三八平	同	同	大十三兩八錢
江漢關完稅	同	同	大六十六兩六錢

長沙に行はるゝ銀兩は以上の如きものなるも、革命以來現銀の缺乏著しく、從て大取引等建値は銀兩を以てするに拘らず、實際は銀元又は紙幣を以て取引せらるる有樣なりとす、銀兩缺乏の結果兩票の使用せらるゝ事多く、湖南銀行、鑛業銀行其他會社等にて一兩、三兩、五兩、七兩、十兩等の銀票を發行せり、是等銀票は平時にありては能く市場に流通するも、一旦經濟上又は政治上の動搖にして來らんか、忽ち價格を失墜し、又は引換不能となる爲に、危險の伴ふ事多し。

銀元　近來銀元の流通次第に盛となり、重なる取引は銀元によるを常とするに至れるが、長沙市場に行はるゝ銀元は主に墨銀、湖北銀の二種にして、近來稀に日本圓銀を見ることあり、其何れたるに論なく之を花片及び光片の二種に分つ、花片とは所謂チョップダラーにして、銀貨面に刻印其他の方法にて無數の疵を附したるものにして其流通最も多きより從て普通取引は勿論、錢舖の發行する票も亦此花片を基礎とせり、光片とは無疵のものを言ひ、之を花片と比較するに、常に二仙内外の高値を示

せり、而して普通の支拂は花片を標準とするが故に若し光片を以てなす場合には、當然其割合に應じ割引をなさしむるものとす。

小銀貨　小銀貨は一角二角の二種あり、就中一角もの多く用ひらる、銀元との比は時により相場の變動あるは論なきも、殆んど平價又はそれに近きを普通とす。

銅元　湖南に流通せらるゝ銅元は一仙銅元即ち當十銅元にして、制錢十個に當る義なるも、其定價は制錢の七枚前後なり、湖南及湖北銅元局鑄造のものにして、其全省に於ける流通額に付き民國二年十一月末の現在高なりとて財政部の調査報告する所に據れば一〇、〇九五、三〇三、六二五個なりと、長沙には銅元局あり盛にこれが鑄造を爲しつゝあり、原料銅は大部分日本の古河及び三菱より納入す。

制錢　制錢即ち有孔錢は一名老錢と稱し、九百八十個内外を一串文とす、實際取引上には一仙銅貨を用ひ、多く制錢を用ふる事無し。

紙幣　長沙に行はるゝ紙幣には數種あり、銀錢票の流通ある事は曩に述べたり、此外銀元を基礎とせる銀元票あり、中國銀行、交通銀行、湖南銀行、商業銀行、粤漢鐵路局等これを發行す、其種類には一元、五元、十元の三あり、廣く市場に用ひらる、又湖南銀行、實業銀行は五十文、百文、二百文、五百文、一串文の銅元票を發行し、少額の取引には一般にこれを使用せり、尙制錢を基礎とせる錢票も行はる。

纔之等各種の貨幣は日々其相場を異にするものにして、其公定相場は城内坡子街なる福祿宮内錢業公

所に於て錢業者の集合により、毎日午前午後の二回に之れを定むるものとす。

金融機關

錢莊　錢莊は他地の夫れと同じく支那人の一般に利用する金融機關にして、預金、貸付、爲替等を取扱ふ、尙從來票子の發行を爲し來りしが、濫發の結果弊害夥しきを理由とし、民國三年以來これが發行を禁止せるが、尙錢莊發行の票子にして、市場に行はるゝものあり。

今長沙の錢莊名及其信用程度を示せば次の如し。

商號	信用程度	所在地	商號	信用程度	所在地
怡慶祥	四〇萬兩	坡子街	慶和祥	一〇萬兩	坡子街
義昌厚	三〇	同	大亨貞	一〇	同
謙和厚	二〇	同	慶豐祥	三〇	同
益昌厚	二〇	同	天甲福	四〇	同
福和厚	二〇	同	逵順	一〇〇	同
福盛祥	三〇	同	復慶祥	二〇	同
裕源長	三〇〇	同	義興	一〇	同
同福和	三〇	同	米業銀行	二〇〇	樊西巷
德昌和	六〇	樊西巷	保昌	一	南門外正街

名稱	數	所在
義昌厚	一	南門正街
永隆	五	同
茂生	二〇	同
同慶豐	一〇	同
同茂	五	太平街
同順	一〇	同
福成	五	同
振大	五	草潮門正街
協昌義	一〇	同
湖南商錢局	四〇〇	萬福街
貞利和	二	理門街
同興	二	同
祥生	二	同
同慶祥	二	同
鄭洪盛	二	同
振昌	二	同
豫泰	五	北門正街
恒興	二	同
福昌	二	同
木業錢局	一〇	小東門

名稱	數	所在
裕大和	二	同
信義成	五	同
福泰	一〇	同
隆裕昌	一〇	同
遠來號	二	太平街
謙裕	一〇	同
萬源	二	同
大豐	二	大西門正街
慶昌隆	一〇	同
祥盛	五	同
寶新	五	北門正街
鼎昌	五	同
煤業錢局	二	同
源盈	二	同
謙大恒	二	同
同利	五	同
義昌祥	一〇	洪家井
鼎興裕	一〇	同
大成裕	二〇	坡子街
元利豐	二〇	同

致和祥	五〇	洪家井	厚和福	一〇	坡子街
裕商銀行	一〇〇	同	農商錢局	一〇	南正街
吉康和	五〇	同	吉順長	五	太平街
鈞裕	一〇	同	裕通		

新式銀行　中國銀行支店　官金の取扱の外兌換券の發行をも行ふ。

交通銀行支店　本行より四十萬元の開辦費を與へて設置せしめたるものにして、交通部關係の公金取扱、銀元票の發行をなす。

寶慶鑛業銀行　資本金官股四十萬兩、商股二萬兩にて設置せられたる銀行にして、鑛業界に活動するを主眼とするも、普通銀行業務をも取扱ふ、鋪銀票、銅元票を發行す。

湖南銀行　前淸時代の湖南官錢局を新式銀行に改組したるものにして、湖南官立銀行として、省內各地に支店を分設し、兌換券を發行す、資本金は舊淸時代の官錢局の資本金五十萬兩に更に湖南財政廳より五十萬兩を支出し合計百萬兩とし、一時大に勢力を張るに至りしが、民國五六年頃の湖南政界の動搖に連れ、兌換券の價格低落し、爾來全く聲望を失墜せり。

湖南實業銀行　官商合辦の銀行にして、資本金百十萬兩、內官股五十萬兩、商股六十萬兩たり、兌換券の發行をなす。

江西銀行支店　江西銀行は長沙に支店を設く。

中日銀行　日支合辦を以て一九一八年創立せられたる銀行にして、資本百萬圓、日本側は臺灣銀行其出資者たり、四分の一拂込にして、重役は日本人三名、支那人一名とす、基礎鞏固なるを以て、内外人の間に信用大に、湖南省に於ける唯一の日本人の金融機關として、多大の便益を供與しつゝあり。

友華銀行　先年米國九大銀行の聯合出資により創立せられたる友華銀行(Asia Banking Corporation)は一九一九年より長沙福星門外伊國天主敎會建物内に支店を設け、借款其他の銀行業務を取扱ひ、又銀元の兌換券をも發行したるが、相當の信用を博し、同年中に發行額二五〇、〇〇〇元に達せり。

度量衡

長沙に於ける度量衡器は各業各人によりて異る事他地方と同じく、甚だ複雜を極む、今其主要なるものにつき本邦の夫れとの比較を示せば次の如し。

度　尺度の標準として用ひらるゝものは次の數者を主とす。

木尺(一名元武尺)	一尺＝我が	一・一六尺
裁尺	一尺＝我が	一・一七尺
綢緞尺	一尺＝我が	一・一三尺
賣布尺	一尺＝我が	一・一六尺
算盤尺	一尺＝我が	一・一七尺

長沙

廣　東　尺　　一尺ﾊ我が　一・一八尺

量　米麥豆等の穀量は外人との取引に於ては斤を以て計り、又は籠を用ひ單位とす、斗枡を用ふるは市場及支那人間の取引及び小額の取引に限らる、長沙市場に用ひらるゝ枡は次の如し。

一筒枡、五合枡　上邊の直徑二寸二分乃至三分深さ四寸四分底直徑二寸の圓筒形にして、上側は竹下側は鐵を以て圍む、五合枡にして我が二合六勺に當るも、計量の時は盛り上ぐるものとす。

一升枡　形狀五合枡と同樣にして、上邊の直徑二寸九分深さ九寸三分なり、約我五合三勺なり、計量の方法は五合枡と同じく山盛となす。

一斗枡　木にて作り側面の上中下三段は鐵輪を以て固め把手を附す、上直徑四寸六分深さ九寸五分中央鐵輪の周圍二尺七寸六分、底直徑八寸三分、周圍二尺六寸一分なり、十升を入る、計量の方法は斗搔を用ひ上を平にす。

一斛枡　一斗枡と同形にして、二斗五升を入る、上直徑六寸五分、深さ一尺三寸五分、底直徑一尺一寸一分なり、四斛を以て一石となす。

以上の外尙外人との雜穀取引に用ひらるゝ竹籠、又は籐籠は四杯を以て百斤と定む、一石は百四十八斤なり、豆は百三十斤を以て一石とす、液體は斤量を基とせる枡を以てす。

衡　長沙に於て普通諸貨物の計量に用ひらるゝは錢平にして、藍市、米市、豆油、菜油、皮貨等之

を用ふ、秤の種類は一斤、八兩、五斤、六斤、四兩、十斤、五十斤、二百斤、七百斤、一千四百斤の如く數種あり、十六兩を一斤とし、我が百三十二匁に當る、然れども各商舗の秤は少差異あるを免れず、一斤が我が百四十八匁に當るもあり、尙錢平の十七兩を一斤とする小菜平あり、又廣東平を用ふるあり其十六兩は長沙兩十七兩に當る。

長沙の三井洋行は支那人との取引上、支那百斤を我が九十斤と計算し大差なしとせり、雜穀は一石に對する斤數を以て計量するものあり、即ち次の如し。

米	一石	一四八斤
豆　菜　油	一石	一三五斤
茶油桐油漆油	一石	三三封度
麻	十七兩	一　斤

會館公所

會　館

長沙に於ける會館次の如し。

福　建　會　館　　　蘇　州　會　館

三省(山東山西河南)會館　　　浙　江　會　館

兩廣會館　四川會館
江西會館　雲貴會館
中州會館(河南)　江南會館
湖北會館　直隷會館
陝甘會館

公所

長沙にある公所の主なるもの次の如し。

錢業公所(坡子街)　鐵業公所(東長街)
銅業公所(尙德街)　絲業公所(阿彌街)
纙業公所(魚塘街)　茶業公所(萬福街)
鑛商公所(南門外)　木商公會(營盤街)
商船公會(白鶴巷)

商會

長沙總商會は前淸の宣統二年商務總會として組織せられたるものにして革命後總商會と改稱し會員

二百餘家あり、長沙に於ける商業上の最も有力なる團體として財界商界の爲に斡旋しつゝあり、皇倉後街に位置す。

英人商業會議所

當地在留の英國商人は一九一六年一月を以て、玆に英人商業會議所を設立せり、現在會員數六名にして Staurt Deas 名譽書記長として事務を管す。

新聞紙

長沙に於て發刊せらるゝ主なる新聞雜誌次の如し。

名稱	發行定期	主幹
大公報	日刊	李嵩嶽
湖南日報	同	伍芋農
楚報	同	蕭野鳴
教育雜誌	月刊	符定一
湖南實業雜誌	同	成　鱗
長沙青年	週刊	楊嘉燗
湖南學生聯合週刊	同	譚步崑

通俗教育報　三日一回　楊師讓

安質母尼精錬

湖南省は安母尼鑛を出す事多く、從て精錬業亦興り現に長沙にも本工場數四あり、其主要なるもの次の如し。

華昌公司　南門外江岸にあり、設備能く整ひ製煉高又多く、其一日の製煉高七十擔餘なりと云ふ、十數年前の開設にして、資本金五十萬兩、使用職工數二百五十八にして、精煉爐二十個を備へ、一箇月五百噸の精製能力を有す。

保利錬鑛廠　十數年前の開設にして資本金五萬兩、製煉爐六錬（一錬の爐は十個なり）を有し、職工約二十人を使用せり、其製煉高毎月約二百噸なりと。

湘裕公司　南門外にあり湖南省人の合資事業にして資本金三萬兩、張祖同、朱恩繙を主なる出資者とす、當地に於ける製煉工場の嚆矢にして製煉爐及製錬法共舊式にして不完全なり、煉爐は六個あり一爐に煉壺四組宛則ち計二十四煉爐を有し、一日二十擔内外の製煉能力を有したり、其後事業不振の爲第二次革命の頃より停業せり。

大成公司　南門外にあり、廣東人等の合資事業にして、設立の當時は資本金五萬兩の豫定なりしも

拂込を爲さざる者及び資本を回收し去りたる者等ありて、目下の資本は三萬兩に過ぎずと云ふ、設立以來既に十餘年を經過す、目下製煉中の爐は八個、一個四組の煉壺卽ち三十二個の煉壺を使用す、職工は一爐に六人を使用し、晝夜兼業とし之を四班卽ち六時間交代とせり、本公司亦事業不振の爲停業せり。

和豐燐寸工場

長沙北門外にあり、株式組織にして其資本十二萬兩と稱す、創立既に多年に及べるが其營業成績は良好ならず、其製品は安全及び黃燐の二種にして、安全燐寸は品質良好軸木細く又頗る上等軸木を用ひ居れるを以て好評を博し、湖南全省に賣行きつゝあり、黃燐ものは粗雜にして材料劣れるものゝ如きも廉價なるの故を以て需要地への賣行は安全物に對する八の割合にありと謂ふ、黃燐燐寸に使用する軸木及箱木は湖南省益陽の松材を用ひ、藍紙藥材は日本より輸入す、職工は男工約百名女工約六百名を使用し、其製造高は年額約二千四五百箱なり。

麓山玻璃廠

南門外江岸通にあり、ホヤ、臺ランプ、石鹼入等を製造しつゝあり、附屬品は全く日本よりの輸入品にして凡て型物のみなり、廠主職工共に廣東人にして、現在の出資額銀五萬兩なりといふ、原料は

醴陵附近に產する硅石を用ひ、曹達は英商より購入し、其他の藥品は日本より輸入す。

製紙工場

長沙市郊外湘江上流に當り、江に面し一製紙工場あり、華豊造紙公司と稱し、官民合辦にて開設せられ、官本四萬兩、民間資本壹萬兩計五萬兩の小規模の工場なるが、製紙機械は主として日本より輸入し、其開設當時日本より技師を聘せるも、遂に事業の開始を見るに至らずして、一頓挫を來せるを以て一時歸國せるが、現在も尙停辨の儘なりと。

電氣工場

長沙に於ける電燈及び電力供給を營むもの二あり、卽ち湖南電燈公司、楚舞臺發電所これなり、湖南電燈公司は、宣統元年の設立に係り、株式資本金三十萬元なり、長沙城南門外張公橋に在り、宣統元年より民國元年に至る間に於ては其點燈數僅々四千燈內外に過ぎざりしを以て無配當なりしも、民國二年に至り漸く增加して七千燈となり、初めて、四五分の配當をなし得るに至れり、民國三年に於ては點燈數俄に增加して一萬二千燈となり、其後次第に好成績を示し來れり。

同公司現在の動力は八十馬力（二百二十ボルト）蒸氣力にして、ボイラー大一小三を備へ、一日の

石炭消費高五十噸なりといふ、又其使用せる諸機械器具の類は上海通用公司（支那商にして專ら英國品を取扱ふ）より直接、又は當地瑞記洋行（獨逸商）の手を經て供給せるものに係り、此外三井洋行に於て電球を輸入販賣し獨逸西門子（シーメンス）洋行も亦た電球電線其他の供給をなしつゝあり。

楚舞臺發電所は劇場楚舞臺に附屬せる發電所にして、其規模極めて小なり。

紡績工場

第一革命後湖南省當局は長沙に紡績工場を設立せんと計畫し、五萬錘を有する工場を設けんとして、之れが機械を三十餘萬兩を以て、獨商瑞記洋行に註文し、一方長沙の對岸に地をトし、工場建築に着手し、煉瓦造の一大洋館と數棟のバラック建とを建て、之れを湖南第一紡紗廠と稱せり、然るに偶〻第二革命となり、遂に此計畫は中絕し、瑞記洋行に對しては此手附金十萬兩を支拂ひしのみなるより、獨逸領事を通じて殘金の請求あり、省當局者も困憊せる時に、湖南人徐鏡秋等二十萬元の會社を起し、之れを復興せんとせしも成らず、其後歐洲戰爭の後半に及び、綿糸界の活況を呈するや一九一七年湖北人澄茂林等官商合辦を以て之れが再興を企圖し、遂に機械全部の到着を見る迄の運に至りしも、工場建設資金に窮し再び挫廢するの止む無きに至れり、次いで其全設備及機械を百七十萬元を以て英人に賣渡さんとするの議あるや、湖南省民は之れに反對し、自ら資を集めて經營せんとしたりしも、遂に實現

するに至らず、其後一九二〇年に至り督軍譚延闓之れが爲に必要なる資金約十萬元を支出して、機械の据付等をなさしめ華實公司なる一會社を設け、之れをして經理せしむる事とし、着々準備する處ありたり其後華實公司にては漢口上海より經驗に富める熟練職工を聘し來り、不熟練なる當省の職工を排して開業せしに、湖南省の產棉業者其他同公司の經營に反對し、產棉業者の如き他省の職工を使用する間は棉花の供給を拒絕すべしと云ふが如き決議を爲し、又工場內にも罷業問題起り一時行惱を生せしが當局者の調停により解決し、事業を繼續するに至れり、現在運轉錘數三萬三千（總數四萬）、使用職工三千八百八、一日の生產高六千餘包にして、專ら省內に販路を有す、爲に一九二一年に於ては湖南省の綿糸輸入額は減少せり。

米

湖南省は支那に於ける有數の米產地にして、全省殆ど之れを產せざる所無きも殊に洞庭湖畔一帶、湘江流域等は主要なる米作地にして、產米額亦最も多し、而して是等地方の米は長沙を以て其集散地となすものにして、長沙には湘潭、易俗河、靖港、白沙州、河西、棠灣子等より集り來るもの多し、其運搬は主に湘江の水路により民船を以てせられ、長沙に於て消費せらるゝものを除き、他地方に移出せらるゝもの多し、然れども元來米穀は無制限に移出する事を許されず、其豐凶價格の如何を見て

積出を許さるゝに過ぎず。

長沙に集る米は其品質先づ中位に屬するものと稱すべく、其量は一定せざるも二百萬石内外ならんと推定せらる、之れが賣買を取扱ふ米行は市内に其數少なからず、中に就き主要なるものを擧ぐれば次の如し。

愼大米行	人和米行	源太米行	正和米行	萬茂米行
大有米行	正有米行	謙泰米行	祥泰米行	恒升米行
萬和米行				

尙此外糧食行も米の取引を爲せるが、其内にありては源泰、黄鎭泰、彭人和等を有數のものとなす。

茶

湖南省は茶の重要なる產地にして、漢口茶と稱するものの大部分は湖南より出し漢口に集るもの外ならず、湖南省各地方に於ける茶產額を概算すれば次の如し。

地名	種類	產額
長沙縣	毛尖茶、紅茶、黑茶、青茶、老茶	一八〇、〇〇〇斤
瀏陽縣	紅茶、黑茶、花香	五〇〇、〇〇〇
湘潭縣	青茶老茶	四、〇〇〇
醴陵縣	紅茶、花香、茶硬	二〇〇、〇〇〇

湘郷縣	紅茶、青茶	六〇〇、〇〇〇
茶陵縣	芽茶、粗茶、芽葉茶	二五〇
湘陰縣	黒茶、紅茶	六〇〇、〇〇〇
寧郷縣	紅茶、青茶、黒茶	五〇〇、〇〇〇
衡陽縣	毛尖茶、青茶、老茶	八〇〇
酃縣	老茶、	三、〇〇〇
零陵縣	白毛尖茶、青茶	九、〇〇〇
祁陽縣	紅茶、青茶	六〇、〇〇〇
宜章縣	毛尖茶	六、六〇〇
衡山縣	青茶、嶽山茶	六〇、〇〇〇
來陽縣	毛尖茶、老茶	四〇、〇〇〇
邵陽縣	白毛尖茶、老茶	三、四四四、〇〇〇
善化縣	毛尖茶、青茶、老茶	六〇〇、〇〇〇
益陽縣	爆茶、煙茶	一、五〇〇
安化縣	青茶、紅茶、黒茶、黄茶、花香	一七、〇〇〇、〇〇〇
新化縣	紅茶、青茶、花香	一、二五〇、〇〇〇
武岡縣	紅茶、青茶、老茶	三六〇、〇〇〇
湇寧縣	白尖茶、上青茶、中老茶、次老茶	三〇、六〇〇
清泉縣	毛尖茶、青茶、老茶	六〇〇
安仁縣	青茶	三、〇〇〇

縣名	茶類	數量
永明縣	白毛尖茶、郴茶	一三、〇〇〇
江華縣	白毛尖茶、青茶、老茶	九、〇〇〇
新田縣	毛尖茶、青茶、黑茶	三、〇〇〇
郴縣	青茶、毛尖茶	二〇〇、〇〇〇
藍山縣	猺茶、青茶	二、九〇〇
興寧縣	青茶、芽茶、毛尖茶	一、二五〇
桂東縣	毛尖茶、青茶	七〇〇
汝城縣	毛尖茶、老茶	七八〇
桂陽縣	老茶、青茶	八五、〇〇〇
臨武縣	猺茶、青茶	一、七〇〇
平江縣	紅茶、磚茶、花茶、青茶	二、四〇〇、〇〇〇
桃源縣	白毛尖茶、青茶、老茶	二〇四、六〇〇
龍陽縣	青茶、老茶	五、〇〇〇
沅江縣	毛尖茶、老茶、青茶	六〇〇、〇〇〇
嘉禾縣	青茶、觀音毛尖茶	六、三〇〇
巴陵縣	貢茶、紅茶、花香、青茶、紫茶	五〇四、一四〇
臨湘縣	紅茶、青茶	一五、〇〇〇、〇〇〇
石門縣	磚茶、毛尖茶、老茶	六四〇、〇〇〇
慈利縣	青茶、毛尖茶	三二、〇〇〇
沅陵縣	綠茶、老茶	三、六〇〇

縣名	茶種	數量
辰谿縣	青茶	一、二〇〇
漵浦縣	青茶、老茶	五〇〇
永順縣	老茶	三、五〇〇
保靖縣	綠茶、老茶	七〇〇
黔陽縣	園茶、小園茶	一、五〇〇
會同縣	毛尖茶、青茶	一、六〇〇
通道縣	毛尖茶、青茶	七〇〇
綏寧縣	磚茶、園茶、洞茶	二、〇〇〇
乾城縣	毛尖茶	八〇〇
鳳凰縣	毛尖茶	五八〇
永綏縣	毛尖茶、青茶、老茶	三〇〇

是等諸地方より産する茶は大部分漢口に集るものにして、湖南より漢口に仕向けらるゝ製茶は、年額三千萬斤に達すと稱せらるゝ、其中湘江流域地方の産品は長沙に集まるもの多きも、孰れも直に民船により漢口に送られ、從て海關の手を通ずるもの僅少にして、年額一二千擔內外に過ぎず。

銻

湖南省は各種鑛産に富めるが、殊に銻は世界的産地たり、歐洲戰爭開始後銻の價格暴騰したる結果省內に於て銻鑛の開採されたるもの多く、大戰中、銻純鑛一噸千元を突破せし時の如き、頗る活況を

呈したりき、戰後一時に暴落し一噸九十元に下り斯業に從事せるものは甚だ困難を極めしが、其後幾分好況に向ひ來れり。

一九二〇年中に於ける湖南全省の銻總產額は約八萬五千噸にして、其主產地次の如し。

縣名	錬鑛 (Antimony Regulus)	約鑛 (Antimony Crude)	粗鑛
新化縣	三、四七〇噸	一、七八〇噸	二六、八〇〇噸
安化縣	一、二〇〇	—	二、七〇〇
益陽縣	—	八〇〇	九、〇〇〇
邵陽縣	—	—	一七、六〇〇
茶陵縣	—	六二〇	二、一七〇
沅陵縣	二〇〇	—	—

其他諸地方より多少宛の產出あり、其總計約一萬噸に達す。

是等銻鑛は益陽、長沙に集り長沙には其精錬所數四あり、長沙に於ける取扱商としては支那人に厚生祥、公誠(錢莊)あり、又太平洋行、平和洋行、泰和洋行等名義は外人なるも、實は支那人の經營に係る、尙外商としては英商安利英洋行、獨商開利洋行、邦商三井洋行、山本洋行、廣貫堂等あり、是等諸商は一旦漢口の其支店又は取扱店に送り、更に海外に輸出するものとす。

外商

長沙に店舗を有する主要外商次の如し。

名稱	國籍	所在地	營業
太古洋行	英	小西門外河街	汽船、輸出入業
怡和洋行	英	大西門外	同上
英美煙公司	英米	北門外	煙草
亞細亞煤油公司	英	大西門外	石油
美孚洋行	米	大西門外	石油
愼昌洋行	米	南門外河街	輸出入業
瑞記洋行	獨	金家碼頭	同上
禮和洋行	獨	小西門外河街	同上
利記洋行	英	大西門外河街	同上

邦商

長沙に店舗を有する邦商の主要なるもの次の如し。

名稱	所在地	營業
日清汽船會社	小西門外	汽船
大倉洋行	南門外靈官後	輸出入業
三菱公司	同	同
三井洋行	同	同

鈴木洋行	小西門外河街	同
古河公司	南門外	鑛業
大石洋行	小西門外河街	雜貨
廣貫堂		賣藥
美乃和旅館	小西門外	旅館
東洋旅館	大西門外	旅館

學校

雅禮大學 (College of Yale in China)

本大學は米國エール大學の卒業生及學生により組織せらるゝエール學會の創設せる處に係る、同學會は一九〇二年代表者を派し、北京に至りしが、其翌年湖南なる十三敎會の招請を受け長沙に赴きたるに、此に學校を設立せん事の勸告あり、則ち之れを容れて一九〇六年長沙に一中學を開き、一九〇八年に至り病院を設けたり、一九一三年に至り湖南省支那側當局者と合同して長沙に大學を開設するの議成り、支那側の湖南育群學會とエール學會と聯合の上、湖南エール學會なるものを組織し、北京政府及エール大學の認可を得、一九一四年先づ文科、理科を開き、長沙北門外に學校を新築し、一九一七年第一回卒業生を出すに至り、一九一九年より醫科を開けり、尙之れに先ち一九一八年に於て病院の

新築成れり、右の醫科大學經營の主體は湖南湘雅醫學會（The Hunan Yale Medical Educationae Association）なるものにして其の組織は湖南育羣會と雅禮學會との合同に係り、湘雅醫院、湘雅醫學校湘雅護病學校等は其の經營に係るものとす、同學會は凡て米支人の合議制を用ひ委員は米國人支那人各十人宛を出し、董事部及幹事部の二部に分たれ、董事部は毎年五月及十二月の二回開會し、十二月の會を年會と稱し、總會の如きものたり、尚幹事部よりの申出により隨時臨時會を開くことを得べく、出席員十名を以て法定人數とす、幹事部は毎月一回開會し、出席員四名を以て法定人數とす。

雅禮大學

董事部としては支那側（湖南育羣會）より章克恭、胡元倓聶其焜、廖名彌、彭國鈞、陳仲揚、朱廷利、張樹勳、顏福慶張福良の十名を出し、米國側（雅禮學會）より Mr. B. Gage, Mr. W. J. Hail, Mr. E. D. Harvery, Mr. E. H. Hume, Mr. D. H. Leavens, Mr. J. R. B. Branch, Mr. D. T. Davison, Mr. K. W. Powell, Mr. H. J. Dunham.（1名缺

員）を出し、更に幹事部には聶其焜、章克恭、顏福慶、張樹勳、Mr. B. Gage. Mr. E. H. Hume. Mr. W. J. Hail 等之れに任せり。

湘雅醫學校

本校は一九一三年米國雅禮學會と湖南育羣學會と訂約成り、湘雅醫學會の組織成るや、其事業として米支合辦事業として、企圖せられしものにして、一九一四年北京中央政府の內務、教育、財政各部の允許を得て事業に着手し、一九一五年十二月八日第一班豫科の開學をなせり。

課程は醫學專門學校にして、本科は五箇年を以て卒業とし試驗に合格せる者には、特に醫學博士の學位を授與する筈にして、中學卒業後豫科二箇年の課程を經たるものを入學せしむ。

護病學校 (Nursing School)

修業年限四箇年、小學校卒業生を收容し、看護法等を授け、夫れより豫科を經て醫學校に進む事を得せしむ。

湘雅醫院 (Hsiang-ya Hospital)

本醫院は醫學校の附屬病院なるが、其始は教會附屬の醫院にして、名も雅禮醫院と稱し居りしも、後米支合辦の事業として獨立せる一大醫院となさんと計り、前記の湘雅醫學會の組織成ると共に、其事業として經營せらるゝこととなり、名稱をも改めたり。

雅禮大學

雅禮大學は大學豫科と文理科の大學本科とより成り、大學豫科は二箇年、本科は三箇年の修業年限にして、本大學は雅禮學會の經營に係るものとす、本大學卒業生にはエール大學卒業と同等の學位を授くるものとす。

中學校

中學校も雅禮學會の經營にして、修業年限四箇年、官立又は教會設立の小學校卒業者は之れに入學し得るものとす。

學生數は大學部二百八十名、醫學校約百名にして、Rev. Brownell Gage 文理科大學部に長たり、William James Hail 中學部主任たり、醫學校は顏福慶校長たり、而して E. H. Hume 學長たり。

其他の學校

其他長沙にある諸學校次の如し。

校名	生徒數	設立者	所在地	備考
縣立師範學校	一三〇	長沙縣	荷花地	
省立第一中學校	三五〇	省立	貢院街	
省立第一甲種工業學校	四〇〇	省立	小吳門外	
公立工業專門學校	三五〇	公立	嶽麓山	
駐省寧鄉縣立中學	四〇〇	縣立	望嶽園	
省立第一甲種農業學校	一〇〇	省立	北門外	

公立法政專門學校	二四〇	省立	戥子橋	
公立商業專門學校	二〇〇	省立	樂昇田	一九一六年設立
省立第一師範學校	四五〇	省立	南門外	
省立第一女子師範學校	二四〇	省立	古稻田	
省立嶽雲中學校	三五〇	省立	荷花地	
船山中學校	九〇	私立	小吳門正街	
周南女子中學	八〇	私立	泰安里	
覃治法政專門學校	一六〇	私立	連陞街	
復初中學校	一五〇	私立	培元橋	
藝芳女學校	五〇	私立	局門祠	
育才中學校	五〇	私立	東長街	
廣益學校		私立	北門外	
妙高峰中學校	一六〇	私立	南門外	
明德中學	二八〇	私立	泰安里	
達材法政專門學校	二一〇	私立	福星街	
楚怡甲種工業學校	一五〇	私立	儲英園	
兌澤中學校	三五〇	私立	荷花地	
端本學校(女子)	二〇	The Woman's Messenger		一九一三年設立
Cheng Chi School(男子)	一〇〇	Hunan Christian Educational Association		一九一四年設立

益湘女學校	七〇	同	北門外	一九一六年設立
Norwegian Mission Girls School	五〇			一九〇七年設立
St. James School（聖雅學校）	一二〇	American Church Mission		
遵道女學校	一五〇	遵道會		
Union Girls' High School	七〇	Hunan Christian Educational Association		一九一四年設立
Y. M. C. A. Evening School	三〇〇			一九一三年設立
Y.M.C.A. Middle School	八〇			一九一八年設立

傳道事業

湖南省には早くより舊敎フランシスカン派の傳道行はれ、康熙帝の時代には省內の主要都市にして敎會堂の設なきは無かりし盛況を呈せしが、其後基督敎を禁ずるに至りたりし爲に、是等敎會堂を以て寺院となすに至り、一時基督敎は其迹を斷ち、湖南全省は外人の入るを禁じ、全く外國人の交通斷絕せり、一八一六年 Jean de Trioria 僧正禁を犯して長沙に入り基督敎の傳道をなしたるが爲に、遂に死刑に處せられたる事あり、爾來外人恐れて此地に入るもの無く、一八九七年に至る迄は湖南省內一人の外國宣敎師無き有樣なりき。

其後外人宣敎師の次第に湖南に入るものあり、一八九九年頃には常德、長沙、岳州、湘潭、衡山、辰州、茶陵等に敎會堂を有するに至りしも、其中岳州の外は概ね支那人敎徒敎會事務を取扱ひ外人宣敎師は年一回位竊かに巡回するに過ぎざりき、然るに一九〇一年、辰州に於て會堂の匪徒の爲に破壞せらるゝや、英佛獨の三國相共に立ちて淸廷に迫り、一方軍艦を遡江せしめ、遂に之れが十分の賠償を徵するに至りしが、偶長沙の開港をも見たるより、之れより外國宣敎師の續々湖南省に入り來たれり。

現に長沙に存する敎會堂及其附屬事業等は次の如し。

一、美國聖經會（American Bible Society）

一、所在地　北門外

一、設立　一九〇一年

二、美國聖公會（American Church Mission）

一、所在地　北門正街

一、附屬事業、中學校、初等、高等小學校

五、美國長老會（American Presbyterian Mission）

一、所在地　北門外

一、設立　一九〇四年

一、附屬事業　女子神學校

四、宣道會（Christian Missionary Allianse）

一、所在地　寶南街

一、附屬事業　講義所三、小學校、中學校

五、傳道會

一、所在地　天心閣下

一、設立　一九〇六年

一、附屬事業、孤兒院を設け收容孤兒をして活版印刷業をなさしめ、又女子には織布、裁縫、製本等をなさしむ。

六、德國教會 (Siebenzell Mission)

一、所在地　南門外

一、附屬事業　講義所三、女子手藝傳習所、瞽女學校

七、諾威信義會 (Norweyian Mission Society)

一、所在地　南門正街

一、附屬事業　講義所二、小學校、婦人科醫院

八、基督復臨安息日會 (Seventh Day Adventist Mission)

一、所在地　府正街

九、遵道會 (United Evangelical Church Mission)

一、所在地　東牌樓

一、附屬事業　講義所、女學校

一〇、循道會 (Wesleyan Methodist Missionary Society)

一、所在地　西長街

一、設立　一九〇一年

一、附屬事業　講議所二、協和神學校

一一、雅禮教會（Yale Foreign Missionary Society）

一、所在地　北門外

一、設立　一九〇二年

一、附屬事業　雅禮大學

一二、中華基督教青年會（Y. M. C. A. in China）

一、所在地　西牌樓

一、設立　一九一三年

一、附屬事業　夜學部

一三、天主堂（Roman Catholic Franciscans）

一、所在地　北門外

一、設立　明末以來連續せるものなりと云ふ

岳州

地理市街人口

岳州とは舊來の岳州府城の地たる岳州城と、其北方陸路五哩、揚子江水流によりて一哩を距る城陵とを併せ稱するものにして、普通岳州港と稱するは城陵の謂なり。

岳州は洞庭湖の水の揚子江に注ぐ會流點にあり、一方揚子江に臨み一方洞庭湖によりて湖南各地と相通ずるを得べく、極めて要衝の地を占む、城は周圍三哩圍らすに城壁を以てし、朝陽(東)、岳陽(西)、鳳儀(南)、楚望(北)の四門を設けたりしが、一九一三年楚望門附近を除く以外の城壁を取除けり、其岳陽門外に一樓あり、之れ宋の文豪范希文の岳陽樓記を以て、有名なる岳陽樓の故址にして、唐代の創建にして清の乾隆年間修築せるものなりとす、岳州の人口は一萬五千乃至二萬と稱せらる、道路は比較的に整頓し、南正街、竹陰街、魚巷子、梅溪街等を繁盛の區となす。

城陵磯は岳州の下流揚子江に沿へる一地區にして、平地なるも水面を距る事遠からず、大體低地にて汽船の繫留には不便なり、民船の繫留の爲には相當の設備あり、人口五六千と稱せらる、岳州海關は此地に設けらる。

近年湖南に於て南北兩軍の對峙久しきに亘れる爲、岳州も其累を蒙れる事少なからず、一九一三年以來北方軍隊此地に駐在し、一九一八年一月二十七日には南方派の程潛此地に進軍し來るや、北方軍は市街に掠奪を行ひて、退却し、同日より南軍の手に歸せり、其後三月十四日に至り南軍の此より退くや、北方軍再び此に占據し、一九二〇年六月二十六日に及び、南軍又此地を占領せり、而して北軍は其退去に際し市内は勿論附近村落に涉り大掠奪を行ひ、住民を酷使し非常の損害を與へたり、一九一八年の掠奪後一時平靜を保つに至りし爲住民は破壞せられたる店舗住宅を再建し、新發展をなさんとしつゝありし矢先、再び往時に倍せる損害を受け、孰れも致命的打擊を蒙り、市況非常に沈滯に歸せり、其後も南北兩軍の衝突依然繼續し岳州は軍隊の駐屯地となりつゝある爲、通商上の障害尠少ならずとす。

沿　革

禹貢荊州の地にして春秋戰國には楚に屬し秦には長沙郡の地たり、漢には長沙國に屬し後漢には長沙郡に屬し三國には吳重鎭となす、晉には仍長沙郡に屬し、東晉の時巴陵亦重鎭たり、宋の元嘉十六年長沙を分ちて巴陵郡を置き湘州に屬せしむ、齊は之れに因り梁は巴州を兼置す、隋の平陳郡廢改州するや岳州と云ふ、煬帝の初改めて羅州となし後復巴陵郡とす、唐初蕭銑巴州を置き武德四年蕭銑を

平げ仍巴州となす、六年改めて、岳州となし天寳の初又巴陵郡に復し乾元の初岳州に改む、五代の時馬殷此地を有し後周行逢に屬す、宋は岳州と爲し紹興二十五年改めて純州と云ふ、三十年復舊に復し岳州路を置く、明の洪武の初岳州府となし九年降して州となし、十四年復府と爲し清代之れに依れり民國に入りて府を廢す。

Blakiston の記述

一八六一年二月 Hope の率ゆる英國の揚子江流域調査班が漢口に至るや、其の内の Coromandel 及 Bouncer の二艦は特に岳州迄遡江し沿岸の形勢を視察し水路の測量をなす處ありたり、同艦は同年三月十三日漢口を發し十六日午前八時岳州に到著せり、之實に岳州に外船の入港せる始なりとす、當時揚子江上流地方探險の爲同行したるBlakistonの一行は、漢口により同艦の爲に曳船せられて此地迄同行し、茲より民船により遡江したるが、Blakistonは其著書中に岳州の事情について次の如く記せり。

岳州は洞庭湖の湖口の東方高地にあり、通商上は重要なる地にあらざるもの丶如し、其城壁の西門は水際の懸崖上にあり、茲より石階を設けて以て水面に達せしむる裝置あり、其景甚だ佳なり城の南方水に從ひて郊外をなす、茲に美事なる塔あり、更に又他の一小塔其少しく奥地の丘上にあり、江の東方の一帶は山地なるも其對岸は一望際無き低き平地にして、夏季増水期には浸水する

ものと思はる、市街の西南に三月の候に於ては乾ける沙州あり、其長さ南北約一哩なり、岳州は一八五二年より五三年に至る一年間長髪賊の占據する處たりしが、彼等は茲より江を下り南京に赴けるなり。

洞庭湖に關しては知らるゝ事少し、但し其南方には廣大なる紅茶の産地あり、其中心地として最も重要なるは湘潭にして、湖南省の南方より流れ來る湘江の岸にあり、茶は此地に集り、茲に於て外國向の爲に包裝され梅嶺を越えて廣東に仕送らるゝものなるが、今や漢口の開放を見たるを以て將來此茶は便利なる水路をとりて、漢口に出廻るに至るべし。

開港

湖南人は從來閉鎖主義を採り、啻に外人の茲に入るを許さゞるのみならず、自國人と雖も他省人の入り來るを喜ばざるの狀あり、前清時代外人の頻に支那各地に入り込み、遠く四川雲南の僻遠の區に迄其勢力を及ぼし、或は通商に或は利權の獲得に、頻に其野望を逞しうしたるに拘らず、支那中原の土たる湖南省に對しては、久しく一指を染むる能はざる狀態なりき。

然れども列國が頻に湖南省の開放を北京政府に迫りたる結果北京政府も遂に止むなくして、湖南省の門戸として岳州を自ら開放するに至れり、時に一八九九年十一月十三日なりとす、爾後岳州は湖南

省の呑吐口として、重要なる地位を占めしが長沙の開港は大に岳州の價値を滅ずるに至り、其の貿易額の如きも急激に減退せり。

其開港と同時に公布せられたる本港々則中の要項次の如し。

一、釐金免除區域　城陵磯の北端より岳州の南門外の街河口迄を登錄戎克に對する釐金免除區域とす、但し Pagoda Hill の上部にある兩岸の土地を含まざるものとす。

二、投錨區域　城陵磯の北端より Pagoda Hill の北側迄を船舶の投錨區域とす。

三、荷役區域　城陵磯の北端より月蟾島の南端迄を荷役區域とす。

岳州

居留地

支那政府は岳州開放後城陵磯の地をトし、自ら租界地を劃定し、以て內外人の居住區に充てたり、

右租界地設定の當初公布したる章程次の如し。

岳州城陵租界章程

一、岳州城陵通商埠界紅山頭より起り劉公廟に至る間を北段となし、劉公廟より起り華民保障區に至る間を中段となし、月蟾州を以て南段となし、三段を均しく通商租界となす。

二、通商埠内の土地は上中下の三等に分つ、租價上等每畝租銀一百元、中等每畝租銀八十元、下等每畝租銀五十元とし並に每畝每年租税三元を納付すべし、然る上は別に徵税せず、各商の納付すべき租銀租税は岳州關税務司に於て期を按じ租戸より數の如く代收して監督に送交し、該官の納入濟の證印を得て、それを納付者に交付すべし、本年末の租銀及次年度の租税は每年西曆一月中に一律完納すべし。

三、通商埠内各國商業工藝悉く章程に從ひ土地を借受け家屋倉庫を建設するを得るものとす、但し外商の租地せんとするものは必ず先づ領事官に申請すべし、支那商の土地を借入るゝには先づ岳州關税務司に願出づべし、而して租地銀及願出の日より起り其西曆年末迄に至る間の租税を完納する時は工程局より許可證を税務司又は領事官に送付すべし、然る上は監督に照會し其調印を得て租契を交付す、洋商の場合には租契三通を發し領事官に於て奥書の上一は借地人に交付し一は領事署に一は監督衙門に存置すべく、華商の場合には租契一通とし税務司より借地人に交付すべし。
租地は十畝以下とし、每畝は七千二百六十方英尺とす、若し大地を要するものある時は章に照し申請の上これを行ふ。

四、租契を他に讓渡する場合は讓受の華商又は洋商より税務司又は領事官に届出して、之れに監督の調印を求むるものとす。

五、租契は三十年を以て限となし期滿つれば換契すべく引續き三十年を以て期限とす、換契の時は租銀は加へざるも租税は各國領事官と商議の上酌加すべし、若し期限滿つるも換契せざるか又は一年を過ぐるも租銀錢糧を納付せざるものは該號租契は取消し中國國家の所有地に歸するものとす。

六、買收土地内の家屋墳墓の移轉等の事は岳州關監督に於て主として取扱ふべく外人は關與するを得ず。

七、通商埠內に草屋又は下等の板屋を建築するを得す、蓋し火を引き易く他人に害を及ぼす虞あればなり、凡て家屋を建造せんとするものは先づ巡捕局總保甲に申出で其許可を得て後に工を興すべし、火藥爆藥等一切人體家屋財產に害あるものは收藏又は携帶運送するを得す、若し違背せるものある時は法例に照して處分すべし。

八、各國商民の通商埠內に僑寓するものに對しては中國地方官に於て條約に照して保護すべく總ての警察事務は監督に於て稅務司と會同して警察署を設け之れを處理す、但し右に關する章程は監督より各領事官と酌定するものとす。

九、通商埠內の土木事業は監督に於て稅務司と會同辦理す、各商本埠碼頭に於て稅關に對し屆出をなして貨物を上下するものに對しては正稅百兩につき其二割を附加し以て碼頭道路建造の費に充つべし。

十、通商埠內若し特別の工事ある時は借地人をして之れが費用を負擔せしむるが如き場合は次の三者の協議の結果によるものとす

一、監督及稅務司　二、各國領事官　三、借地人代表者一人

光　二十五年十月十一日

岳州關監督 張
稅務司 馬
公訂

右居留地區內は支那側に於て一九〇〇年より道路護岸等の土木工事を行ひ茲に海關をも新築したれども、內外人の來住するもの少く、江岸の地を太古、怡和、日清等の各汽船會社にて借入れ、其繫船設備をなしたる外、見るに足るもの無し、

官公署

岳州には官公署等の設けらるるもの少く、只次の數者あるのみなり。

縣衙門

湖南水上警察署
海　關
兩湖米捐總局
岳州釐金總局

郵便電信

岳州の支那郵便局は其開放後一八九九年より設置せられ、後長沙の開放せらるゝ迄は湖南省に於ける首局として重要の地位を占めたりき、尙一八九九年より岳州城內に支那電信局設置せられ其翌年城陵磯に分局を設けたり。

貿易

岳州は湖南省の門戶として外國貿易の爲に開放せられ、湖南省中長江に臨める唯一の港として、其貿易額は次第に增加し來り年額三百萬兩に達せしが、湖南の中心市場たる長沙の開かるゝや、貿易は之に奪はれ一九〇五年には岳州港の貿易額は四十九萬餘兩に激減し、甚だ其前途を悲觀せしめたり、然るに其後漸次に恢復し來り、却て、往時に增せる貿易額を示し、最近には一千萬兩を突破し千數百萬兩に達するに至れり。

蓋し往時にありては湖南省の東部地方卽ち湘江流域地方比較的開け、岳州は茲に對する呑吐口たりしものなるを以て、一度長沙の開かるるや俄然其繁榮を奪はるゝに至りたりと雖も、其後湖南省西部卽ち沅江流域地方の次第に開くるに及び、岳州は是等地方に對する呑吐港として、大に貿易額の增進を見るに至れるものにして、現在の岳州は湖南西部地方に對する物資の出入港として、其生命を有するものと謂ふべし。

城陵磯稅關

沅江は湖南西部を流れ、貴州省に達するの交通路をなすものにして、流域物資豐富に米、蠶豆、棉花、桐油、牛油、油脂、木材、獸皮、鑛產等を出す事多く、又貴州省を控ゆるを以て、其背後地に於ける輸入品の需要も大に、此方面に對する貿易は近年急激に發展し來り、將來益〻增進すべき趨勢なり常德は實に其集散市場にして、常德の貿易は岳州に於て行はるゝものとす。

其他岳州には資江沿岸の物資も集り來り、其河口を扼する益陽との關係緊密なるものあり、是等地方の製茶其他の物資

は現在は民船により、直に漢口に運ばるゝもの多く、從て其岳州關を經由するもの少きが、將來若し是等の物資にして、汽船による事に改められんか、岳州の貿易額は更に增大すべく、又若し常德にして外國貿易の爲に開放せられんか、岳州は全く其繁榮を失ふに至るべし。

冬期減水中は汽船は長沙常德に至らず、此地を以て終航地となす關係上、此期間は湖南省の貿易は勢ひ岳州にのみよらざるべからざる事となるものにして、茲に於ても岳州は多少の價値を認めらる。萍鄕の石炭、コークスは湘江によりて此地に運ばれ、城陵磯に廣大なる貯藏所を設け、更に漢陽製鐵廠其他に運致せらるるものにして、從て岳州の貿易表中、右石炭、コークスは重要なる地位を占む。

次に最近に於ける岳州港貿易狀況を示さん。

一九二一年貿易狀況

總說

概況　湖南省の咽喉を扼する本港は、一九二一年內兩湖血戰地帶となりて、慘禍を被りたるのみならず、省內饑饉の爲、米、雜穀の輸出禁止令施行され、商界不振の狀態なりしにも拘らず、貿易總額稅關收入共其統計に於て開關以來の新記錄を示したるは寧ろ奇とすべし、卽ち貿易總額は千三百八十萬七千六兩、前年に比し百八十三萬七千百三十五兩の激增にして、稅關收入は前年に比し、一萬六千七十四兩十錢七分四厘の增加なり。

輸出入額　直接外國よりの輸入額は一萬千百二十八兩、前年に比し多少の增加を見たるも、猶外國品輸入總額の四百三十二萬千九百七兩に比すべくもあらず、卽ち一は當港に直接外國往來の船便なきと一は外國貨物の輸入は多く、上海漢口其他支那諸港の仲買巨商の手を經るに因るものなり、更に土貨の輸出に至りては、悉く一先づ支那諸港に向られ、直接外國輸出皆無なり、外國品支那品兩者の輸入額を比較すれば、前者は後者を超ゆること百三十五萬千五百五十八兩にして、該傾向は前年に始まり本年に至りて、一九一九年統計の正反對の形勢を示したり、輸出入各純額を見るに輸入超過百一萬八千二百四十八兩にして、前年入超に比し約七十七萬兩の低減を見たり。

年內情況一般　本年初季に於ては當港猶安靜に屬し、商務の囘復豫期されたるも、省內時局兎角に不安靜にして、內地土匪兵士の橫行釐金局の重稅附加等、商人をして取引の手控をなさしむるに至り、上半期貿易の不振を來せり、六月武昌に兵變起り時局亦動色あり、當時米穀の輸出禁止令施行され、次で兩湖戰爭となり、南軍先づ城陵磯市場に駐屯し、本港商界を攪亂し、爲に市場は恐慌を呈するに至れり、南軍指揮官は本市場を中立地帶として戰爭範圍と爲さゞるべく聲明したるも、七月末南軍敗退に際し、北軍々艦七隻本港に着し、市內は血戰地帶となり、軍艦の砲火は岳州市に注がれ、住民は全く避難し、岳州城內兵士の外人影を見ざるの有樣となれり、岳州北軍の手に歸し騷擾終熄するに至りてより、城陵磯市場は幸に安定を保ち年末に至れり、本戰爭の商界に及ぼせる影響甚大なりしは勿

論にして、兩軍々隊兵士の內外人所有小蒸汽船民船の徵發、貨物の掠奪擅に行はれ、外國軍艦護送の外國大型船舶の如きも不法射擊を受け、乘客に死傷者を出し、直接間接內外人の被りたる損害甚大なるものあり、如斯狀態なりしにも拘らず、貿易額其他に於て前記の如く歷年の統計を突破したる由來を窺ふに、貿易業者は時局の不安靜と釐金の過重とに鑑み、從來民船により移出入(殊に移出)を爲し居りたる貨物を、大型船舶に托し、以て危險を避け且過重なる釐金を免かれんとしたるもの多かりしに因るものゝ如くにして、又一方內地市場に於ける商界の努力に俟つ所亦大なるものありしが如し。

最近三箇年間に於ける輸出入額比較表

輸出入別	一九一九年 總額	一九一九年 純額	一九二〇年 總額	一九二〇年 純額	一九二一年 總額	一九二一年 純額
外國品						
外國及香港より輸入	三、〇七九兩	—兩	八、四〇二兩	—兩	一一、一二八兩	—兩
支那諸港より輸入	二、七七一、六九四	—	三、〇八三、三四二	—	四、三一〇、七七九	—
計	二、七七四、七九一	—	三、〇九一、七四四	—	四、三二一、九〇七	—
外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
支那諸港へ再輸出(主に長江諸港)	三〇、一六四	—	五〇、五九四	—	二六、六八一	—
計	三〇、一六四	—	五〇、五九四	—	二六、六八一	—

外國品純輸入額	—	二、七四四、六二七	—	三、〇四一、一五〇	—	四、二九五、二二六
支那品						
總輸入額(主に長江港及長沙)	三、七三四、一二五	—	三、九九七、一九九	—	三、二七四、四五三	!
外國及香港へ再輸出	—	—	—	—	—	—
支那諸港へ再輸出	一〇三、一二〇	—	三六三、一七六	—	三三〇、七八五	—
土貨再輸出計	一〇三、一二〇	—	三六三、一七六	—	三三〇、七八五	—
支那品純輸入額	—	三、六三一、〇〇五	—	三、六三四、〇二三	—	二、九四三、六六八
外國及香港へ輸出	—	—	—	—	—	—
支那諸港へ輸出	四、二一一、一〇一	—	四、八八〇、九二八	—	六、二一〇、六四六	—
輸出計	—	四、二一一、一〇一	—	四、八八〇、九二八	—	六、二一〇、六四六
輸出入總額	一〇、七二一、〇一八	—	一一、九六九、八七一	—	一三、八〇七、〇〇六	—
輸出入純額	—	一〇、五八八、七三四	—	一一、五五六、一〇一	—	一三、四四九、五四〇

貿易額累年統計

年別	輸入		輸出		輸出入		金銀		內地貿易	
	外國より	支那諸港より	外國へ	支那諸港へ	總計	再輸出	輸入	輸出	入	出
一九一二年	七、三七一兩	四、三四六、一九〇兩	—兩	二、四九〇、四七一兩	六、八四四、五三二兩	五五九、二六五兩	一七二、七二五兩	五一、三三八兩	五六、六九六兩	—兩
一九一三年	六、二〇〇	四、一三九、七二五	三、七四七	三、六二一、三〇三	七、七七〇、九七五	八五一、九〇九	一一八、七四八	五〇、四七四	七一、五一八	—
一九一四年	三、〇四一	三、五三三、三四六	五五〇	二、〇七七、四二三	五、六一三、三六〇	六三二、七九四	一三一、六八二	六四、六六八	九九、一二三	—
一九一五年	五、一一七	五、八二四、九四七	八八	一、九三〇、一六三	七、七六〇、三一五	六五六、二四八	二〇四、一八九	四、〇〇〇	六五一、九六六	—

一九一六年	三、〇四二	六、五一三、〇三五	三三、六九四	二、三六三、二八六	八、九一〇、〇五七	九三一、五五八	七六二、八八〇	四〇七、二五四	五四七、一一三	一
一九一七年	六、七八九	六、〇〇八、四七八	三三、七三〇	二、一九八、九七二	八、二三七、九六九	七六三、四四〇	五四九、九一八	二五三、五一八	一、二八一、三二八	一
一九一八年	四、八九五・	五、四四五、六二八	一	五、六一〇、四一五	一一、〇六〇、九三八	七七八、六五六	一、五九二、二三六	三四七、〇三五	一、三四五、八七三	一
一九一九年	三、〇九七	六、五〇五、八一九	一	四、二一三、一〇二	一〇、七二一、〇一八	一三二、二八四	七八三、一九七	三四、九九二	二、一六六、六三五	一
一九二〇年	八、四〇二	七、〇八〇、五四一	一	四、八八〇、九二八	一一、九六九、八七一	四一三、七七〇	二五一、五三八	三二一、〇二〇	二、一三四、八七九	一
一九二一年	二、二二八	七、五八五、二三三	一	六、二二〇、六四六	一三、八〇七、〇〇六	三五七、四六六	三〇八、〇五四	二三五、五七四	二、一七五、五八七	一

輸入貿易

本年輸入貿易は其成績よりして相當の好調を示したり、輸入總額七百五十九萬六千三百六十兩、前年に比し五十萬七千四百十七兩の増加なり、再輸出額三十五萬七千四百六十六兩、卽ち純輸入額七百二十三萬八千八百九十四兩にして、客年に比し五十六萬三千七百二十一兩の増加なり。

外國貨輸入　外國貨物の輸入は直接輸入竝に支那各港よりの輸入を合し、總額四百三十二萬千九百七兩、之が再輸出額二萬六千六百八十一兩にして、純輸入額は四百二十九萬五千二百二十六兩なり、客年純輸入額三百四萬千百五十兩に比し、百二十五萬四千七十六兩の激増にして、物價の騰貴竝に輸出入貨物數量の増加を示せり。

外國綿製品　本年綿布の輸入は大體に於て英國品輸入減、本邦品増加の傾向を示せり、卽ち前年に比し英國製品生金巾四千六百八十九疋、同ジーンス二千四百四十六疋等各輸入減を示し、本邦品生金

巾三千七百十五疋、ジーンス千六十五疋の輸入増加なり、晒金巾は英國品六百六十九疋の増加に對し日本該品は千四百五十疋の輸入増加なり、此外綿絲は印度品激減を見殆ど輸入數量として擧ぐる價値なきに至りたるにも拘らず、日本品は前年に比し多少の増加を見たり、是等日本綿製品の輸入狀況を見るに一九一九年以來激減を見たる是等の輸入は、前年に至りて多少の起色あり、日貨排斥の多少の緩和を見たるに因る所あるものゝ如し、然も是等少許の輸入増加を以て滿足すべきに非らず、生金巾ジーンス、將た晒金巾の如き輸入主要綿製品は英國猶其過半を維持し居る現狀なり、又綿絲の如きも本邦品輸入は支那製品の約二十分の一に過ぎず、タオル輸入の年々激減するは統計の示す所にして、綿絲と共に支那製品の外國品壓倒に於ける好適例ならんか、タオルは一九一九年の輸入八千擔臺より本年は七百擔臺に落ち、支那製品亦之が輸入增率を見ざるは、內地土民の是等製品の自給策を講じ、此種工業の漸次發達に赴けるを語るものにして、注目すべき一事項なりとす。

其他外國製品　染料の輸入は客年に比し起色あるも、獨逸商は馬克の下落により日本品に比し格段の安値を以て之を供給し、今日の形勢を以てすれば本邦品の販路は全然是等獨逸品に奪はるゝの模樣あり。

主要輸入品たる石油竝に砂糖に就て見れば、石油は米國品多少の輸入減を見たるも、猶輸入量の過半を占め、スマトラ石油は激減を見、ボルネオ油は之に反し激增を見たり、砂糖は各品共に相當の増加

あり、是等輸入品は內地土民の需要增加するに從ひ、輸入漸次增加を見、近來年々之が激增を見つゝあり、此外多少の輸入增加を見たるは、上等紙卷煙草、上等扇(椰子葉製)、精製牛皮、藥材、琺瑯器、精製曹達等とし、輸入減を見たるは機器類、針等とす。

支那製品輸入　支那製綿布の輸入は其數量僅少にして、外國品輸入額に比すべくも非ざるも、南京土布の輸入は前年に比し激增を示し、數量六千八十八擔、價三萬六千三十三兩の輸入額なり。綿絲は湖南第一紡紗廠製品の影響を受けて較〻輸入減を見たるも、猶外國輸入數量の約二十倍に當り四萬二千五百三十八擔、價額百九十九萬九千二百八十六兩なり、又麥粉の輸入は本年に於て激增を示し前年の四千擔臺より二萬九千擔臺に一躍せり。

重要輸入品三箇年間比較表

品名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
外國綿製品				
生金巾(無地)米國	疋	一〇〇	五〇	—
同　英國	同	五一、〇九二	五一、四六六	四六、七七七
同　日本	同	一二、五二〇	一、一一〇	四、八二五
生シーチング(無地)米國	同	四、七〇〇	五、八二〇	四、〇六〇
同　日本	同	八〇	四、九七〇	四、六九六
晒金巾(無地)和蘭	同	九五〇	二、三五〇	一、七二七

同	英國	同	六九、八〇一	六七、五六九	六八、二三八
同	日本	同	五、〇五〇	一五〇	一、六〇〇
雲齋布	同	同	—	一二〇	二七〇
ジーンス	英國	同	六、四二四	一〇、四五一	七、九八五
同	日本	同	一、九一五	七六五	一、八三〇
捺染布					
細地金巾、寒冷紗及モスリン		同	—	八〇	九九
更紗		同	一、八〇四	三、六七七	四、五七〇
染色布					
綿イタリアン(無地黒地)		同	一六、〇八九	一三、七五九	一四、八二六
綿ベネチアン(同)		同	九、六一三	八、八七七	九、六五二
綿綾呉絽(無地黒地)		同	四六〇	—	六八〇
紋織綿イタリアン		同	一、三二〇	七四〇	一、〇七五
紋織綿ベネチアン		同	六九一	七二二	八二六
紋織綿ポプラン		同	七、二三四	五、四九四	三、二四五
綿綾呉絽		同	二、三八四	一、四三三	一、一一二
細地金巾、寒冷紗及モスリン		同	一、〇六八	三、四二九	二、〇四〇
天竺布		同	四〇〇	四五〇	七二五
緋金巾		同	五、一五二	五、一三四	三、三〇六
綿フランネル(無地染色捺染)		同	四、四七六	三、二一五	四、一四二

品名	産地	單位			
天鵞絨及綿鵞絨		碼	三八、〇四六	三三、九三一	二六、二三七
ハンカチーフ		打	一、二二〇	三〇〇	三〇八
タオル			八、八二二	二、一六〇	七八〇
綿絲	印度	擔	二八三	一、三七七	三
同	日本	同	七、〇七一	一、七五七	二、〇四六
支那綿製品					
生金巾		疋	一、〇八〇	八〇〇	三、六〇三
シーチング		同	一、七六〇	五、二六〇	二、九五〇
晒金巾		同	九五〇	—	四五〇
雲齋布		同	一、一一〇	一、七四〇	二、二九〇
ツーンス		同	一、〇二〇	九七〇	六〇
土布(南京土布)		同	四、八八八	七、七三四	一七、三二一
同		擔	七四二	六五〇	一、一九五
綿絲		同	三七、九五一	四五、七七〇	四二、五三八
ベルリンウール(毛織)		同	二二	一四	一七
外國金屬及鑛物類					
鐵釘鐵線鐵片		同	五四三	三五六	一、一三二
其他鐵製品		同	一五九	四八〇	一二三
鍍金鐵板		同	九七	一六九	二三一
鋼鐵(竿及條)		同	六二四	一九〇	一七四

外國雜貨類

麻袋	箇	七六、九〇〇	四三、九〇〇	二二、一五〇
海参	擔	五〇	五四	四八
裝飾を施せる箱	「グロス」	一、三六七	一、〇七一	一、九〇三
蠟燭	擔	三四	五六	六二
紙卷煙草(上等)	「ミル」	二一五	七六〇	六四〇
同(次等)	同	一五、一五〇	三、二五〇	—
時計	箇	一、〇四二	三四三	九一四
烏賊		二二五	七二四	五二一
アニリン染料	兩	八、三八七	一二、五八六	一二、六〇三
人造インヂコ		一八九	一、〇一三	一、八八九
琺瑯器	打	二、五三四	一、一三二	二、二二〇
椰子葉製扇(粗品)	本	一九〇、九〇〇	三四一、七八四	一九四、六五〇
同(上等品)	同	七、六六〇	二二、五二〇	三四、九〇〇
板硝子	箱	二三〇	四七〇	六六〇
燈及附屬品	兩	一、八一七	二、九四〇	五、六四七
精製牛皮	擔	二〇〇	二〇九	三五四
鏡	兩	二、四六一	八九七	二、三八七
器械類	同	九、三五〇	一五、〇三三	二七三
裁縫編物器械	臺	四四	二九二	一八

製藥	兩	七、一〇七	四、九二六	一三、六九二
針	「ミル」	八、四五〇	五、五〇〇	四、〇〇〇
米國石油	「ガロン」	一、三五二、五五〇	一、三八三、〇五〇	一、二四八、〇七〇
ボルネオ石油	同	八二、一〇〇	九八、六七〇	二〇〇、四八〇
スマトラ石油	同	二七〇、九五〇	二七二、三二〇	一九〇、一七〇
印刷用紙	擔	七四	一九六	一九〇
其他紙類	同	八二	二六〇	四〇二
胡椒(黑及白)	同	四四二	七八八	六一九
白檀	同	二七二	二六五	三〇七
昆布	同	三、〇六一	一〇、六五五	一〇、二三三
石鹼(粗品)	同	六〇八	一六	五〇
化粧石鹼	兩	四、八〇一	一、六四二	一、〇九七
靴下(綿製)	打	二三、五六八	一一、八七〇	一三、九五〇
曹達灰	擔	一六九	三四五	一、〇〇一
砂糖(赤)	同	三七	二、二七八	五、四一二
同(精製)	同	二四、三八二	三二、六八一	四四、五三四
氷砂糖	同	一、八一七	二、三〇七	五、四五〇
傘	本	四三、九七六	一五、二〇三	一四、五二〇
支那雜貨類				
書籍	擔	二二八	八七	九三

蠟燭	同	七八	四六	一二五
セメント	同	七九九	五一三	一六四
紙巻煙草	同	二四九	四九〇	九〇四
石炭(萍郷)	噸	三〇、二八六	二四、〇三五	—
コークス炭(同)	同	一七、六七八	一四、三二五	一〇、四七六
棉花	擔	七五五	六、七三四	五四〇
赤棗	同	七一二	二、三六二	三、二四二
麥粉(機器製)	同	四、三三六	四、四七五	二九、八二八
木耳(黒)	同	四三	一二四	一六六
乾蓮葉(金針菜)	同	二五六	四六八	七二八
製薬	兩	六、八二〇	一五、四二一	二一、五四二
土酒	擔	一〇六	四〇二	一、九二五
鹽	同	五〇八、九九四	二六五、三五六	二九、九三七
西瓜種	同	四、三三五	七、八三七	七、六九二
石鹼(粗)	同	四三四	一六六	三七二
同(化粧用)	兩	六七八	四、九四六	三、〇九六
綿製靴下	打	六、一二六	五、四七〇	五、五四二
綠茶	擔	一二	三四	二九
刻煙草	同	一八	八七	四五
粉絲	同	五八四	五七六	一、六三三

輸出貿易

本年土貨輸出貿易の概況を見るに、年内幾多の障碍ありしにも拘らず、猶相當の好成績を擧げ、其狀況益〻振興の望を屬するに足るものあり、卽ち湖南省西部一帶の貿易漸次旺盛に赴けるを語るものならんか、輸出總額六百二十一萬六百四十六兩前年に比し百九十九萬八千五百四十四兩の激增にして、是亦未曾有の新記錄を示せり、是卽ち前述の如く湖南商業の發達を語るものにして、一方本年稅關通過貨物の例年に比し多かりしに原因す、釐金局通過移出の統計甚だ杜撰を極め之を擧ぐるに便ならざるを遺憾とす。

米雜穀　米は主要輸出貨物の一なるも前年解かれたる禁輸は本年五月再施行せらるゝに至り、從て其輸出量は前年に比し減少せり、蠶豆黃豆は多く民船にて輸出さるゝものゝ如きも、本年十月雜穀禁輸となり殊に本年は農作物不況なりしを以て殆ど其移出を見ざりしが如し。

棉花　棉花の輸出は其稅關輸出數量に於て例年に比し著しき增加を示せり、卽ち前年の百七十六擔に比し本年は一萬六千六百五十一擔の增加なり、省當局は棉花栽培試驗場を設け之が栽培奬勵に努めつゝあり。

苧麻（ラミー）　之が主要產地は沅江一帶にして沅江麻として名あり、本年の輸出量は前年に比し八千八百擔の減少なるも、猶一九一九年に比し一萬數千擔の輸出增加にして、該貨の輸出は其の需要に

從ひ益々有望ならん。

油類　桐油の上游に於ける市場は洪江にして、同地一帶竝に貴州銅仁方面產のものを集め、沅江を下りて常德一帶產桐油と共に常德に集まる、本年の輸出量は二十一萬九千三百二十五擔にして、前年に比し激增なり、桐油は岳州輸出の主要貨物にして、湖南省重要物產の一たり、邦商三井洋行、日華製油株式會社及び英商其來洋行は出張所を設け、之が買付に從事し居れり、此外牛油桕油共に客年に比し多少の輸出減を見たり。

獸皮　水牛皮黃牛皮の輸出は前年に比し多少の遜色あり、毛皮類は兎皮を除きては大體に於て輸出增加を示したり。

此外菜種、鐵鍋、藥材、五倍子、漆、水銀、粗紙等皆相當の輸出增にして、爆竹は激減を示し、綿實、蓮實、葉煙草等の輸出は不況を示せり。

重要輸出品最近三箇年比較表

品名	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
金屬及鑛物類				
銻（鑛）	擔	—	九、七四四	—
銻渣	同	—	二、八五六	—
銻（精製）	同	—	一〇、五八四	—

雑品

品名	單位			
筍	擔	一三	六三	七二
豚毛	同	三七七	一九四	一六五
樟腦	同	一二	七六	二〇
米	同	―	六三、四九一	四六、七七〇
辰砂	同	七〇九	六八五	五九二
石炭	噸	六二二	五八二	二、四六七
棉花	擔	六、四四三	一七六	一六、六五一
羽毛(鶏鵞)	同	六七	二〇六	二〇〇
棕櫚	同	七二一	一、一八三	二、三四四
ラミー	同	三七、四二八	五九、五九〇	五〇、七九一
爆竹	同	―	一、八七九	―
人毛	同	―	三七	―
水牛皮	同	二、二三〇	一、六八四	六五二
黄牛皮	同	一〇、〇九一	六、八四三	五、七六七
鐵鍋	同	一、五四〇	九三九	一〇、〇二四
藥材	兩	一〇、七一八	一六、四七六	五一、六六六
五倍子	擔	一三、三三二	一三、一四一	一六、三〇一
桐油	同	一三七、七六七	一六八、一七七	二一六、三二五
紙(上等)	同	―	一四	六

同（次等）	同	一〇〇	一、三三七	一、五六七
同（粗惡）	同	一、七七二	二、二〇九	六、六八四
棉實	同	九、二六一	一八、〇二六	二、二四〇
蓮實	同	一一、九二二	一二、九五二	一二、二一二
菜子餅	擔	二、一六五	六〇	三〇五
鹿皮	枚	一九、〇四三	二四、九〇三	一四、六四〇
浣熊皮	同	一八二	七五	一六六
山羊皮（原料）	同	一七、八七一	七、〇七四	七、六三九
曹達	擔	六三九	一、六〇八	四、六九七
牛油	同	二九一	一九五	一四一
桕油（植物）	同	七、〇〇四	五、一八五	四、七五八
綠茶	同	三九	三七	一九三
葉煙草	同	八	二、四三三	二〇
漆	同	七、八九三	六、八六五	八、七七五
黃蠟	同	八〇	六五	一八一

內地貿易

外國品　本年岳州稅關の發行したる內地移入外國品に對する子口單は、千八百五十五枚價額十七萬五千五百二十九兩にして、前年に比し單三百六十六枚價額一萬六千八百八十一兩の增加なり、之が大

宗貨物は綿布石油等にして其他雜品亦尠からず。

支那製品　支那製品に對する子口單發行は六千五百八十三枚價額二百餘萬兩にして、貴州省に運入され、貨物の大宗を綿絲となす。

內地土貨にして三聯單を受領して外國向輸出されたるものなし。

本年子口單により內地に移入されたる外國品及支那製品價額次の如し。

貨物別	地方別	子口單	貨價	內地子口稅
外國品	湖南	七〇六枚	七八、七六六兩	一、三一八・九〇二兩
同	貴州	九〇九	九六、七六三	一、五〇五・三一三
支那品	湖南	一〇四	三四、〇一九	―
同	貴州	六、四七九	一、九六六、〇三九	―
計		八、二三八	二、一七五、五八七	二、八二四・二一六

稅關收入

本年稅關收入は十四萬二千三百八十七兩二錢六厘にして、饑饉救濟附加稅一萬三千六百三十六兩九錢三分一厘を加へ、十五萬六千二十四兩一錢三分一厘なり、前年に比し一萬六千七十四兩一錢七分四厘の增加にして、開關以來の記錄たる一九一八年に比し、猶四千二百六十六兩五錢六分三厘の增收を示し岳州稅關の新記錄なり。

税關收入の來源を各地別に示せば次の如し。

岳州（子口税噸税を含む）　五千三百二十二兩一錢二厘

益陽（主として輸出税）　一萬八千七百九十二兩八錢二分七厘

常德（同）　九萬七千九十二兩七錢八分三厘

津市（同）　二萬千百七十九兩四錢九分四厘

計　十四萬二千三百八十七兩二錢六厘

本年税關收入を各國別に示せば次の如し。

國別	輸入税	輸出税	子口輸入税	噸税	内地子口税 入	内地子口税 出	計
英國	五八九、五一七	五〇、九二三、六二八	一、一二四、九八六	四七五、六〇〇	—	—	五三、一一三、七三一
日本	一三七、七五〇	三四、一四九、八〇一	二六六、六〇五	五三〇、三〇〇	—	—	三五、〇八四、四五六
米國	二、三三六	二〇、二五六、八六二	九三二、〇五六	三、六〇〇	—	—	二一、一九四、八六四
露國	—	—	—	一、一〇〇	—	—	一、一〇〇
伊太利	—	—	—	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇
支那	二五四、八六九	四七、四〇五、九三六	一、〇八〇、四四三	三八八、六〇〇	二、八四四、二三六	—	五一、九九二、〇八三

備考　賑貸救濟附加税一萬三千六百三十六兩九錢三分一厘を含む

船舶

本年當港出入の船舶は前年に比し減少を見たり、主として長沙方面に於ける船舶の需要減少に因るものならんか、內河航行規定によれる船舶の隻數噸數は均しく增加を見たり、本年內亂は航行船舶に多大なる障碍となりたるも、斯く內地航行船舶の旺盛なりしは、內地貿易の益〻發達に赴けるを語るものにして、一方船舶業者の努力も亦認めざるべからず。

本年各國船隻出入比較表

國別	海洋船舶		航江船舶		小蒸汽船及曳船		民船		計	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
米國	—	—	一四〇	二五、二一〇	五七	二、四八一	—	—	一九七	二七、六九一
英國	—	—	九八四	八六三、〇〇四	二、二三三	三〇〇、六二三	—	—	三、二一七	一、一六三、六二六
和蘭	—	—	—	—	二	三	—	—	二	三
伊太利	—	—	—	—	三七	三七五	—	—	三七	三七五
日本	一	七一〇	七五九	六〇〇、〇七〇	五九二	四三、六九一	—	—	一、三五二	六四三、四七一
露國	—	—	—	—	一四	一五四	—	—	一四	一五四
支那	—	—	二九二	一五三、八二四	三、一四四	一四五、二四三	五八	一、一一〇	三、四九四	三〇〇、一七七
總計	一	七一〇	二、一七五	一、六四一、一〇八	六、〇七九	四九一、五七八	五八	一、一一〇	八、三一三	二、一三四、五〇六

最近三年間出入船隻比較表

年別	海洋船舶		航江船舶		小蒸汽船及曳船		民船		計	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
一九一九年	二六	一六、一九八	一、九六六	一、五〇六、三三一	一五、七五〇	四六〇、四四八	二〇	四八三	七、七六二	一、九八三、四七〇

一九二〇年	二	七、六六一	二、一九一	一、六七七、五八二	六、五二一	五六七、九三一	六一八		三、〇六七	九、八三二	二、二八五、二四一
一九二一年	一	七一〇	二、一七五	一、六四二、一〇八	六、〇九九	四九一、五七八	五八		一、一一〇	八、三二五	二、一二四、五〇六

本年内河航行規定による本港出入船舶隻噸數表

	英國	日本	米國	伊國	露國	支那	計
隻數	五七九	三九一	六三	三三	六	一、一五二	二、二二四
噸數	七一、五三〇	三八、七七七	六、八九三	三三五	六六	四五、八一一	一六三、四一二

金銀

本年銀元の輸入は之が輸出を超過すること、十五萬千二百十九兩にして、銅元輸出額は客年に比し銀換算六萬七千四百六兩の增加なり。

漢口より銀條銀元寶四百兩弗紙幣三十萬七千六百五十四兩

漢口へ　銀條銀元寶三千百五十兩弗紙幣十五萬三千六百八十五兩銅幣六萬五千二百九十九兩

二十文銅貨百八十五萬箇

十　文同　千　百　萬箇

上海へ　銅幣三千四百四十兩　十文銅貨八十萬箇

粤漢鐵道

粤漢鐵道は武昌に起り城陵磯、岳州を經て長沙に至る、岳州も本鐵道開通の結果、水陸交通の便を有する事と爲れり、本鐵道の武昌岳州間は所謂湖北線にして、嘗て張之洞の顧問たりし原口博士最先に測量せしが、其四國借款團の手に歸してより、英人技師 Boothbay 重ねて之れが測量を爲し、一九一三年十月を以て終了し、一九一五年十月武昌鮎魚套總車站の完成と同時に準備に着手し、翌年二月武昌咸寧、咸寧蒲圻、蒲圻岳州の三段に分ちて工を起し、第一、二兩段は一九一七年二月竣工し、第三段亦同年九月を以て工を終り、玆に全線の開通を見たり、其武昌岳州間の各驛名及驛間距離次の如し

武昌(通湘門)　三・一(哩)——鮎魚套——九・四——紙坊——一〇・——土地堂——八・二——山坡——四・四——賀勝橋——一一・五——官埠橋——三・——咸寧——八・——汀泗橋——五・九——官塘驛——五・——中伙鋪——八・九——蒲圻——七・四——茶庵嶺——六・五——趙李橋——七・四——羊樓司——八・六——五里牌——七・八——路口鋪——七・——雲溪——八・五——城陵磯——五・三——岳州

金融機關

新式銀行　湖南銀行　湖南銀行は玆に支店を設け、錢票、銀元票、銅票等の兌換券を發行す。

岳州商業銀行　資本金三十萬元當地商人の組織せる株式會社の銀行にして本店を城外天岳十街に置く、普通銀行業務の外銅貨に對する票子を發行す。

錢莊　岳州に於て錢莊を專業に營むものは、僅に次の六家に過ぎず、然も其資本は孰れも少額にし

て、従て信用亦大ならず。

商號	所在地	組織	資本金
恒昌	街河口	株式	一〇〇、〇〇〇兩
同宏泰	同	個人	四〇、〇〇〇
宜昌利	同	同	三〇、〇〇〇
裕泰恒	同	同	二〇、〇〇〇

以上は錢莊を本業とするものなれば、普通錢莊の業務に屬する預金、貸付、爲替等を取扱ふも、其他兼業として之れを營むものは、大部分兩換店に過ぎず、右兼業者中の主なるもの次の如し。

名稱	本業	名稱	本業
裕昌祥	綢緞莊	合義盛	雜貨商
義合興	染坊	同順	漆店
明遠齊	洋貨店	馬惜泰	雜貨店
恒竹茂	米店	徐裕生	糧食行
協泰	綢緞莊	益豐大	綢緞莊
錦泰昌	綢緞莊	永吉太	糧食行
普利	米店	協成和	綢緞莊
周茂盛	雜貨舖		

是等錢莊は孰れも票子を發行し、市場に行はる。

貨幣

當地に於ける流通貨幣には制錢、銅元、銀元、各種紙幣等あり。

制錢　制錢は從來此地方に於ける流通額多からず從て一般に用ひらるゝ事比較的少く、吊なる單位は價格の標準として使用せらるゝも、實際制錢を以て取引せらるゝ事少く、多くの場合之れを銅元に換算して取引せらる。

銅元　最も多く使用せられ、湖北省及湖南省銅元局の鑄造に係るものなり。

小銀貨　漢口方面より入り來るものにして、市場に流通すれども其額多からず。

銀元　銀元は相當に多く流通す、其打洋と稱せらるゝは刻印を附する爲に碗形を爲せる所謂チヨツプダラーにして、一に常洋とも稱し多く用ひらる、光洋と稱するは無傷なる湖北圓銀にして、此地方にて最も信用あり、墨銀は光洋と同樣使用せらる。

銀兩　銀兩は市場に用ひらるゝ事少きも、尙價格の單位又は爲替の取組等之れを標準とする事多し岳州に於ける標準銀は九七八平の足兌と稱せらる、從て漢口洋例銀一千兩は岳州兩九八八兩に相當し又長沙兩一千兩は岳州兩一千八兩一六に相當するものとす、然れども後者の場合支那商人は長沙銀一千兩卽岳州兩一千八兩として計算するを常とす。

紙幣　岳州には種々の私票官票混用せらる、其最も多く用ひられ且信用あるは、湖北省發行の銀元票にして、湖南銀行兌換券より愛用せらる、之れにつぐは湖南銀行發行の錢票、銀元票、銀銅票にして、百文、二百文、三百文、五百文、一串文、五串文、一元、五元、一兩、五兩等の種類あり、其他中國銀行、交通銀行、香港上海銀行等の紙幣亦行はれ、各錢莊發行の票子又流通す。

度量衡

度　裁尺及木尺となす、裁尺は土布を計るものと、洋布を計るものとの二種あり、今それを我國のものと比較するに次の如し。

裁　尺(土布用)　一尺＝我が　一、二七尺
同　(洋布用)　一尺＝我が　一、〇三尺
木　尺　一尺＝我が　一、一五尺

量　當地に於て專ら使用せらるる斗量は筒子にして、方形の桝は殆ど之を見る能はず。今我國の斗量との比較を示せば次の如し。

一升＝我が　約六合
一斗＝我が　約六升
一斛＝我が　約三斗

一石＝我が　約六斗

衡

秤は其數甚だ多しと雖も、其最も多く使用せらるゝものを、我國と比較すれば次の如し。

一斤(十六兩)＝我が　百五十六匁

一擔　　＝我が　十五貫六百匁

貨物により一斤の兩數を異にす、即十六兩、十八兩、二十兩を各一斤となすを主要なるものとす。

會館

岳州には他地方の商賈等の在住するもの少きを以て、會館の如きも設けられたるもの稀にして僅に江西會館(萬壽宮)と江南會館の存するのみなり。

米

岳州は湖南米の一重要集散地にして、岳州附近各縣より來る外靖港、湘陰、華容、湘潭、常德、易俗河の諸地よりも民船を以て此地に米を運び來る、其年々の集散額はこれを審かにする能はざるも、先づ七八十萬石に達するものと稱せらる、岳州に於て米の取扱をなす米行の數は、八十家に上り、其中の主要なるは次の數者なり。

吳寶豐　王義昌　馬泰和　徐開泰　李人和　李祥發
餘鴻順　劉萬利　廣豐成　洪聚珍　王萬順　厚生

其岳州に集りたる米は最も多く漢口に仕向けられ、其他上海及南支諸地へも積送せらるゝ事あり。

外商

岳州に店舗を有する外商は次の數店に過ぎず。

名稱	國籍	營業
亞細亞煤油公司	英國	石油
太古洋行	英國	汽船
怡和洋行	英國	汽船
日淸汽船會社	日本	汽船

是等は全部支那人店員又は支那人代理店をして取扱はしむるものにして、營業の爲に外人の在住するものなし。

漢口

總說

漢口は湖北省内の揚子江漢水の交流點に位し、湖北、湖南、河南、江西諸省の沃野の中心たり、遠く四川、陝西、甘肅、新疆、雲南、貴州各省に通じ、陸上の交通水路の連絡共に全く、眞に四通八達の便あり。故に古來九省の會と稱せられ、所謂天下四大鎭の一に算へられたり、殊に支那が揚子江に外商の入るを許し、此の地を以て開港場に選定して以來、其の繁盛益々加はるに至り、今や支那に於ける最大都會の一に數へられ、其の人口の衆多なる通商の盛なる、諸工業の勃興せる他に多く其の比を見ず。

現時漢口の名最も世に著ると雖も、元來漢口は漢陽、武昌と漢水、揚子江を挾んで鼎立し、三者合體して一都會を形勢するの觀をなせり、殊に古くは武昌、漢陽の兩者却て殷賑且重要にして漢口は僅に鎭と稱して寧ろ此兩者に隷屬せる一小都會に過ぎざりき、然るに一八六一年漢口を外國貿易の爲に開放して以來其繁榮急速に加はり、直に對岸二市を凌駕し、今や漢口を以て此三都を代表せらるゝに至れり。

漢水口　右漢口　左漢陽

沿革

漢口

漢口の地は、夏の時代に於ける三苗の故地にして、周代には九州の一として荊州の內に置かる、春秋時代は楚の地にして、夏汭と稱し又夏州と云へり、吳楚相攻むるや、卽ち此處に事あり、秦天下を統一するや、邾の管下に屬せり、漢の初め曲陵縣を置き、後沙羨縣と改む、黃祖江夏郡治を此處に移す、吳に至り江夏郡治を魯山城に徙し、沙羨を改めて武昌郡に屬し、晉は沙羨を省き池南縣に入る、是より沙羨の舊城を號して偃月壘となす。

唐朝には淮南道に歸して、沔湖と稱せられ、宋代には荊湖北路に屬し、元朝には武昌に荊湖省を置き其の下に屬せしむ、漢口は多年江夏縣下の一漁村として、漢水と揚子江との會流點を扼し、民船停船地たりしが、一八六

一年天津條約の結果其開港を見るに至り、爾來中支に於ける商權を覇握し、一躍中部支那の經濟中心を形成せり、後中華民國の創建に際し、官革兩軍の交戰地區となり、租界を除く以外焦土に化せるが、後次第に舊狀に復し又往時の盛を稱するに至れり。

古琴臺（漢陽）

漢陽

漢陽縣は春秋鄖國の地、戰國時代には楚に屬し 秦には南郡に屬す 漢は江夏郡沙羨縣とし、吳は魯山城 築きて江夏軍治を移す、次で城を黃鶴山に移す、隋は魯山上に漢津縣を置く、後漢陽縣に改め沔陽郡に屬し、唐初沔州治となす、五代の周は漢陽軍治となし、元は漢陽府治となす、明初に武昌府に屬し、次で舊に復し以て今に至れり。

武昌

武昌は春秋の楚の地、秦の時南郡に、漢の時沙羨縣に屬す、建安中黃祖始めて郡を移して沙羨を治む、吳の初江夏郡を移し魯山城を治す、武昌は即ち今の武昌縣にして、江夏郡を移し、夏口城を築く、今の江夏郡縣城

內の黃鶴山上にありて、舊號を新城に施して夏口江夏江北と稱す、隋の時江夏郡を廢して鄂州を置き、改めて江夏と云ふ、後復江夏郡となす、唐には州郡の屬を改め寶歷の初武昌軍節度使を置き、武昌は吳の故趾に因り、今の城に改築す、宋の時鄂州江夏郡元の時に武昌路湖廣省の首府とす、明の時武昌府と曰ひ、湖廣布政司を置く。康熙三年湖北布政司を置き、總督巡並に此を治せり。

淸末の革命起義の地にして、民國に至り黎元洪副總統として此地に在住せることあり、湖北省の首都として現に督軍此に駐す、後府を廢し縣となす。

水經註に曰く江の右岸に李姥浦あり、北は峰嶸州に對す、蚊納の患なし、武昌省は山に依り湖を阻み、江漢を扼し吳楚を襟帶す、吳(孫氏)は山に依り城を築き號して夏江と云ふ、依りて武昌の屏翰となる、是れより形勢を談するもの未だ甞て夏口武昌を以て要會となさざるなし、晉人南下するや王戎をして武昌を襲はしめ、胡奮をして夏口を襲はしむ、梁侯景湘東王繹持徐文盛と西陽に相侍す、今の河南光州山縣の西二十里にあり、時に繹子方諸鎭江夏は文盛の軍近きにあるを以て備を設けず、景は江夏の備なきを聞き、精騎を遣はし江內より郢州に赴き之を陷る、景遂に便風により江心に帆を擧げ、文盛等の軍を迎へ江夏に入る、文盛等皆潰走す、陳末に隋三十總管水陸十餘萬の師を以て漢口に屯す陳江夏を守りて相持し、月を逾へ卒に進むを得ざりき、又宋の咸淳中に蒙古陽邏堡を破り先づ鄿を取らんとす、黃阿朮曰く若し下流に赴かば退くに據る所なし、上鄂漢を取らば萬全なるべしと、伯顏之に

從ふ、明初鄱陽の戰に陳友諒の子理武昌に奔り張定邊又之を立つ、大祖理を親征し武昌を下し、荊湖に下る。

蛇山の腰を南樓となす、其西を黃鶴樓となす、蛇山は城より高きも、南北は悉く平野なり、外方鮎魚套江近に至るものを黃鵠磯となす。

Hue の旅行記

漢口に就き始めて外國人の注意を向くるに至りたるは、佛國ラザリスト敎會に屬する宣敎師 Huc が支那內地を旅行して、其旅行記を出版し、之に於て漢口の事情を說きたるに始まれり、然れども Huc は果して澳門、廣東以外の支那內地に旅行したるものなりや否やに就ては甚だ疑はしき點あり、外國人間にも其實否につき種々の意見ある所なるが其漢口につき記述する處は次の如し。

武昌の支那官憲は吾人に對し、毫も好意を寄せず極めて冷遇を加へたるが、吾人の玆に到達する數月前に西班牙人の一宣敎師此の地に到り、支那官憲の爲に捕へられて監禁せられ、數度の訊問を受けたる後種々の迫害を蒙り永く牢獄に投ぜられ、最後に英國と支那との戰爭の後に於て、支那と歐洲諸國との間に締結せられたる條約の條項に從つて、澳門に送還せられたる事ありたり、斯くの如き事實は支那官憲をして吾人外國人に對し冷遇を加へしむる一原因となれるものゝ如し。

武昌府は支那に於ける主要なる商業中心地の一にして、揚子江に依て他の各省との聯絡交通を保ちつゝあり、吾人は武昌府の對岸に在る漢陽を見、更に他の大なる都會商業の口と稱せらるゝ漢口を見たり、漢口は一河流の揚子江に注ぐ合流點に位し、其河水は城壁を洗ひつゝあり、之等の三都會は鼎足の形を成して位置し、唯河流の之を隔つるのみなるが、斯くして此の三都會は支那全國の大なる商業取引の中心點を形成しつゝあり。

其の人口は三都を合して約八百萬と稱せられ、其間の交通は多數の船舶に依て殆んど不斷に行はれ恰かも合して一縣を成せるものと毫も異る事なし、若し支那の內地通商の狀況を知らんと欲する者は先づ此の地を訪はざれば其の概念を得る事だに不可能なるべし。

何人と雖も支那の中心に進み入りて、漢陽、武昌及び漢口の相互に相接せる大都會を見るにあらざれば、支那に於ける通商上の事情を知る事能はざるなり、殊に漢口は通商市場の口と稱せらるゝ地にして、それ自體が一の大なる店舖と稱し得べきものにして、多數の生產品はそれのみに從事する者の特別の街區若しくは地區を占めつゝあり、一度び街上に出づれば驚くべき多數の通行人あり。之を押し分けて進む事は非常の困難事なり、孰れの街路を見ても、多數の人足の列は相接し、其の呼びかはす聲は群集の喧噪と相和して、耳を聾するばかりなり、斯くの如く街上に多數の人民の群がれるを見ては、多數の住民悉く、其の家を空にして街路に出でたるにあらざるやを疑はしむるも、然かも一度

び眼を店舗に轉ずれば、玆にも賣手買手の群り立てるを見る、又工場にも多數の勞働者の其の業務に從事しつゝあるあり、之等の諸群衆の中に加はらざる老人、女子、及び子供を加ふる時は漢口、漢陽及び武昌の人口八百萬人に達すと稱せらるゝも毫も怪むべき點なし、吾人は此の人口の統計中に船上に住居せる者を加算せるや否やを知らざるも、漢口の大港は全く文字通り、帆檣林立にして、支那の內地深く入りて尙且つ斯くの如く大なる斯くの如く多數なる船舶の相集るを見るは實に一大驚異なり。

吾人は漢口を以て或意味に於ける支那十八省の總市場なりと言へるが、實に玆に集り來る商貨は、更に玆より積み出されて總ての支那內地市場に配給せらるゝものなり、恐らく世界の他の何れの地に於ても、此の地の如く天然の有ゆる形勝を占めたる市場は、又之を求むる事困難なるべし、卽ち漢口は支那帝國に眞の中央に位し、而して揚子江の東西に貫通する爲、之に依て東方及び西方の各地と直接交通する事を得る地位に在り、揚子江は漢口の上下流に於て何れも彎曲し、而して東に於ては鄱陽湖に連り西に於ては洞庭湖に接す、之等の湖水に注ぐ河流は其の數甚だ多く、何れも漢口より玆に小舟を通ずる事を得べく、卽ち此の多數の水路に因て、漢口の商貨を之等一帶の地方に運搬する事を得べし、漢口より北方地方に至る交通は、自然の交通路は比較的少きも、優秀なる勞働者は自然の不備を補ふて餘りあり、此の外支那に於ては古くより多數の運河開鑿せられ、多くの湖水 河流は何れも相接續し、殆んど水路に依て支那全地域を周遊する事を得るが如き狀態にあり、斯くの如き人工的の

交通機關の完備に併せて漢口の支那內地に對する通商上の地位を益々有利ならしむるものなり。

Elgin 一行の來着

外國人の始めて正式に漢口を訪問したるは、一八五八年に於ける Elgin の一行にして、彼等は汽船 Retribution 號 Furious 號 Cruizer 號、測量用砲艦 Dool 號、砲艦 Lee 號の一隊にて、上海より揚子江を遡り、其十一月七日を以て此地に到着せり、Larirence Olphant の筆に成れる其旅行記中漢口について記述せる處次の如し。

吾人は Furious 號の檣頭より音に名高き商業中心地たる漢口の市街を見て、一見失望を禁じ得ざりき、蓋し吾人は漢水と揚子江との相會する地點に存する漢口一帶の市街は極めて廣大にして、人口衆多に、商業活潑にして最も支那に於ける重要なる市場と聞けるが故に、永き航海の途中より、多大なる希望を抱き、一時も早く此重要なる市場に到達せむことを熱望しつゝありたるなり、更に一行が此地に到達することを最も待ち望みたるは、一行が從來經過し來たりたる揚子江の都市は、何れも過ぐる戰爭の爲に廢滅に歸し、一行の眼に觸れたるものは、凡て是れ廢墟と荒殘の光景に過ぎざりしが、一度漢口に到達せば、人口衆多なる市街と、物資の供給の豊なる地に至ることを得べきを豫想したるを以てなり。

余は漢口の位置及び其周圍の地形學上の特長を見て、甚だ Nijni Novgorod に髣髴たるを感じたり漢口の市街は漢江と揚子江と直角に相會する其地點に在り、其對岸なる卽ち漢水の右岸には丘陵聳え、其上に砲臺の存するを見る、其脚下は現在は廢滅に歸したる漢陽の市街なり、而して是實に Nijni に、對する Kremlin に比すべきものなり。

揚子江の對岸は有名なる武昌の市街にして Volga の岸に於ては之に相當すべきものは存在せず。

漢口の市街は正しき三角形を成し、其底邊は揚子江岸にして約一哩の長さあり、漢水の流に從つて延ぶること約二哩半、其端に於て三角形の頂點を形成す、漢口は元來純然たる商業的の市街なるを以て、城壁の之を圍むものなく、更に叉砲臺の設備等も存在せず。

漢水は揚子江の重要なる支流にして、其廣さは所により一定せず、漢口附近に於て百碼乃至百五十碼にして、其航運上に於ける地位は極めて重要なるものなり、其揚子江に注ぐ河口より約半哩に亘る間は多數の戎克を以て兩岸所せまき迄に埋められ帆檣林立の光景を呈せり、我が艦隊は此邊の水深十三尋の地に碇泊したるが、是實に海を隔つること六百哩の上流なり、我が艦隊が碇泊するや、之を見物する多數の群衆兩岸に集り來り、其呼び交す聲は耳を聾する許りなりき。

程なく支那の官吏の搭乘せる船、我が艦隊の周圍に現はれて、頻に見廻はりつゝあるを見たり、一行は上陸して市街の見物をなすに決し、多數の戎克の間を經て、岸に上りたるが、一行を見物する多

數の群衆は、一行の爲に直に道を開きて其通行に便したり、依て一行は何等彼等の爲に妨げらるゝことなくして、自由に市街を視察することを得たるが、彼等は只一行に對して驚異の眼を見張るのみなりき。

市街は大體に於て我等が支那に於て曾て見たる他の何れよりも優れたる狀態にあり、道路は概して宜く石を敷詰められ、更に街路の上には波斯又は埃及の都會に見るが如く、草葺の覆をなせるを見たり、店には多額の商品を貯藏し、其外觀は廣東又は其他の開港地に於て見たるよりも、遙かに壯麗なり、街路は徒步者車を曳く者、若くは荷物を運ぶ者、又は轎に乘れる者を以て滿たされたりしが、一行は或一つの轎の頻に一行の後を尾行しつゝあるを發見したるが、是支那官吏が一行の行動に付て偵察をなしつゝあるものなりき、一行が彼の監視に對して抗議を提出したるに、彼は是一行の保護の爲にして、群衆をして一行の爲に道を開かしめ、若くは暴行を爲す等のことなからしめんが爲にして決して行動を監視するものに非ずと辯解したり、程なく一行が或商店に入り、忽ち多數の群集の圍繞する所となりて通行困難を感ずるや、彼が直ちに轎を下りて群衆をかき分くる爲に非常の努力を爲すを見たり、然れども一行は斯の如き官權を濫用して、群衆を阻止するの行動が、延ては一行に對する市民の不人氣を惹起することを恐れたるが故に、一行は彼に對し斯の如き保護を中止せむことを要求したり。

一行は市内の各地に於て「今回外國人が當市を訪問したるは僅に小期間の滯在にして、殊に其用向は全く通商上の問題にあらざる」旨を告示する官憲の告諭の貼付せられたるを見たり、然れども多數の群衆は之を信せざるものゝ如く、群衆中大膽にも一行に對して直接に「諸君は何を販賣する爲に來れるや、又何時我々と通商を開始せんとするや」と質問するものあるを見たり。

漢口の市街には揚子江と並行せる二條の大道あり、是と交錯する多數の曲りくねれる街路あり、一行は大體に於て漢口の市街を視察したる後、更に漢水を横ぎりて對岸の丘陵に上れり、其丘陵は大別山と稱し、高さ三百呎に過ぎざるも平原の中央に位するが爲に大なる眺望を有す、即ち其脚下には偉大なる揚子江の流の濁波を擧ぐるあり、揚子江は此邊に於ては交通極めて盛んにして、地方の貨物の輸送、人の往來の爲に、多大の貢献をなしつゝあり、一行は山上より一行の乘り來れる艦隊を下瞰したるが外國國旗の翻へる是等の軍艦の周圍には、多數の支那人の小舟相集りて、爲に河流を遮ぎるが如き有樣なるが、蓋し外國船舶の揚子江を遡つて、此地に到れるは、我が一行の艦隊を以て嚆矢となすが故に、彼等土人が頻に之に對して驚異の眼を見瞠りつゝあるも無理ならぬことゝ言ふべきなり。

眼を上げて揚子江の對岸を見れば河岸より湖北省の首都たる武昌の市街の聳え立つを見る、武昌の邊は一つの丘陵をなし、其丘陵は人家を以て埋められ、其間に點々として高塔の存するあり、城壁は二重にして、一方は河に迫り、所々に城門、砲臺の設けあるを見る、更に大別山麓には漢陽の市街あり、

其城壁は存すれども城内の家屋は大部分過般の戰爭の爲に灰燼に歸し、所々に屋根なき家屋、草の繁れる壁の殘存するを見るのみなり、然れども左方を見れば此廢滅したる光景とは正反對に、多數の人家を以て充たされたる漢口の市街あり、更に漢水の流は兩岸に多數の戎克を浮べつゝ、遙か雲の彼方に沒し去らんとしつゝあり、今や西に沈まんとする太陽の光は遙か彼方に見ゆる湖水の水に映發し、極めて莊嚴なる景色を現出しつゝあるを見たり。

一行は山上より武昌、漢陽及び漢口の三市を下瞰して、是等の市街が占めつゝある地域を見、更に其中に居住する人口に付て大體の推算をなすことを得たり、Huc は曾て此地を過ぎて、其事情を記述したることありしが、彼は漢陽及び漢口の市街を單に通過したるのみにして、彼は人口に就ても精密に之を判斷することなく、之を八百萬と稱したりしが、特に支那人が極めて密居するものとして計算するも、吾人は吾人の脚下に位する三都市の人口が愛蘭全體の人口よりも遙に大なりとは信ずること能はざりき、從つて吾人は充分に餘裕を存して推算するも、此三都市の人口は百萬に達せざるべしと推算せり、若し漢陽の市街にして其舊態を保ちたりとするも、Huc の時代に於ける、此三都市の人口は必ずや倫敦の人口と大差なかりしなるべく、多分倫敦以下なりしなるべし、外國人の一行が山上にあるを發見するや、多數の支那人又其周圍に集まり來れるを以て、我等は試みに彼等に對して是等の三都市の人口幾何なるやを尋ねたるに、何れも異口同音に巨萬と答ふるのみにして、正確なる數

字を擧ぐる者は一人もなかりき。

十一月七日　一行に上海より隨伴し來れる支那官吏の　Nang　は昨日　Elgin　が武昌に駐在する總督を訪問することなきやうに、支那側の希望を傳へたりしが、今朝に至りては總督が明日　Elgin　の訪問に接したき旨の書信を取次ぎ來れり、各艦の乘込員中武昌に視察に赴きたる者ありしが、余は Elgin と共に漢口に至りて、更に市内の視察を爲せり、此河岸には高き櫓を築きて竹の繩の製造を爲しつゝある者多數ありしが、是れ揚子江の上流地方に遡り行く支那戎克の曳船の用に供するものなりと云ふ、之を見たる後　Elgin　は染物屋の店頭に進み入りたるが、玆に於て我々はマンチスター産の綿布を發見したり、其價格は一丈七百文なりと云ふ、而して其染賃は一丈二百文なりと云へば、支那に於けるマンチエスター綿布の染上げたるものゝ一丈の値段は九百文にして、卽ち一碼九片半に當る計算なり、支那産の同樣の綿布は其幅三分の一內外なるが、一丈二百文にしてそれを英國産と同一の幅のものとして計算する時は、英國産のものより一丈に付き百文安價なりと云ふ、其染色に用ふる藍は此地方に多量に産出し、殊に貴州に産するもの多しと云ふ、更に一行は支那産の綿布より天鵞絨を製出する所を視察したるが、其方法綿布を引伸ばし、馬の毛を以て造れるブラシユを用ひて毛を引出し之を刈りて毛の如き外觀を呈せしむるにあり、更に一行の眼を驚したるは蠟燭店に於て、多くの白蠟を推積しつゝありしことにして、其産地は大部分四川省なりと云ふ。

更に一行は英國産の商品を取扱ひつゝある商店を訪れたるが、我國に於て製造せられたるものが、此地方迄盛に賣行きつゝあるを見て、一驚を禁じ得ざりき、一行は或婦人服地の價格を問合せたるに、一丈五兩半にして、卽ち一碼約六志に當る計算なりき、更に支那産の阿片が自由に市場に於て販賣せられつゝあるは特記するに足る事實なるべし、漢口に於ける毛皮店は其數極めて多く、又其商品も甚だ豐富なり、毛皮の最も上等なるものは山西省及び西藏地方より來るものにして、其價格も極めて高價なり。

漢口は支那に於ける重要なる市場なるを以て、玆に集り來る商品も支那の各地方より來るものあり、現に伊犂、科布多、西藏等の各地の商品の玆に入り込みつゝあるを見たり、斯くの如く各地よりの商品の入込みつゝあるは、支那の其他の都會に於ては見る能はざりし所なり、漢口は元來純然たる商業都市なるを以て、それを構成する人口に就ても、男子の數は女子の數よりも遙に多く、此點は其他の一般の支那市街に見る所とは大に異れり、蓋し此事實は漢口が商業都市なる關係上、此に居住する者の中、他省より商業取引の爲に來れる者多數なるの結果なるべし。

漢陽は堅固なる城壁を以て繞らされたる市街にして、其廣さは大ならざるも體裁宜く、上品なる市街なりしものゝ如し、玆に居住する者は多くは官吏及び其使用人にして、多數の官公署亦玆に存在したるものゝ如く、今日其廢墟を見ても、よく石を敷詰めたる街路と共に、是等の官公署の遺跡と思は

るゝ種々の建造物を見ることを得たり、其破壞作用は最も完全に行はれ、殆ど何ものをも殘存せざる有樣にして、實に見るも悲慘の有樣を呈し、只漢陽より漢口に通ずる市街に多少の家屋の殘れるを見たるのみ Hu: は漢陽の長き市街を通過する爲に一時間を要したりと云へるも、是れ多分漢陽より漢口に通ずる市街のことなるべく、漢陽の城內は半哩の長さの道路存するに過ぎず、彼は又揚子江は恰も海の如き光景を呈し、之を橫ぎるに危險なりと云へるも、吾人は何處に斯の如き危險の存するや否やを發見すること能はざりき。

九日 Elgin は支那官憲が一行に對して示したる態度に怏からずして、其の爲に武昌の總督を訪問する日を延期するが爲に、本日 Wade 及び Lay を Cruizer 號に便乘せしめて、武昌に派遣したり、同船は卽ち命を受くるや直に江を橫ぎりて武昌城の正門に到着したるが、此示威運動は忽ち効果を奏し、Wade 及び Lay の兩人は極めて懇切なる取扱を受け、直に城內に進むことを許されたり、斯くて此兩人の交涉の結果、其翌日を以て一行は武昌の總督を訪問することゝなれり。

十日 一行は總督訪問の爲に本日午後一時出發せり、一行の數は使節の外三十八人の士官より成り、四十八人の水夫、三十八人の水兵、其護衞の任に當れり、Lee 號が大使を乘船せしめて進行を始むるや、Furious 及び Cruizer 號より發する號砲の響は囂々として響き渡り、河の兩岸に雲の如く集りたる多數の群集は恐れをなして、一時退散せり、一行が江を渡りて武昌の城門に着くや、玆には多數の轎の

一行を乘すべく待ちつゝあるあり、護衛の任に當るべき多數の支那兵亦茲に先着せり、一行が轎に乘りて城門を入るや、茲には更に多數の軍隊の一行護衛の爲に堵列するを見たり、我々一行は武昌の市街を進むこと一哩半にして總督の衙門に到着せり、武昌の市街の大通は我々の支那に於て見たる最も美はしき市街なりき、一行の轎及び水兵の通過するや、市街の兩側は多數の見物人を以て埋められたるが、何れも靜肅に且つ敬意を持つて一行を迎へたり、轎の上より見たる所に依れば市街の商店は何れも多數の商品を有し、外觀も美しく、過ぐる戰亂の際受けたる損害より次第に囘復しつゝあるの光景を目擊し得たり、一行の衙門に到る途中、戰亂に際し破壞せられたる箇所も通過したるが、大體の狀勢は次第に舊態を囘復せんとしつゝあるものゝ如くなりき。

衙門は賊徒の爲に損害を受けざりしものの如く、建物は壯麗にして充分修理の行届けるを見たり、一行の茲に到着するや、官僚の慇懃に門に待つあり、更に不調和なる音樂の奏せらるゝあり、總督は內側の門に於て一行の到達するを待受けたり、是等の支那の大官は何れも美麗なる衣服を用ひ、其壯麗なる有樣は吾人の未だ曾て見ざる所なり、總督は一行を應接室に導き、先づ茶を饗し Elgin との間に一通りの挨拶を交換したる後、更に一行を食堂に導き茲に於て多數の料理を並べて鄭重なる饗應をなせり。

Hope 一行の來着

揚子江を外國貿易の爲に開放する事に決したる結果 Hope を指揮者とする英國調査隊遡江して漢口に達せり、其一行は一八六一年三月十一日玆に到達せるが其中に加はりて外交事務に當り、漢口の開放、揚子江岸に於ける外國貿易の開發につき甚大の功績ありし Parkes は、其夫人に宛てたる書信中に於て、漢口を以て the celebrated place-the principal inland emporium of China と稱せり。

尙揚子江上流地方探險の目的を以て、特に此一行中に加はりし Blakiston は其 Three Months on the Yang tze に於て漢口に關し次の如く說けり。

十一日午後三時を過ぐること幾何ならざるに、吾人の一行は漢口と武昌の間に投錨することを得たり、其停船するや否や、多數の支那人は我が艦隊を見物せんとして、周圍に蝟集し來れり、漢水の口には極めて多數の戎克の集まれるを見たるが、其岸に從て遙か彼方に至るまで白帆の相連り船檣林立せる狀況は、一見して此港が通商上極めて重要なる位置に在る事を思はしめたるが、後數日にして吾人は其全く事實なることを知り得たり。

群衆の往來する間を縫ふて陸上を步行すれば、廣東を去りたる後に、多くの地方に於て親しく見たるそれよりも、より多く、廣東の西門外を想起せしむるものあり、其繁華の狀は揚子江の下流一帶地

方に於て、吾々が親しく目撃したる荒廢と悲慘との實況に對し、よき對照を示すものなりき、一般人民は一體に活潑に、且つ活動的にして、其外貌は上海に於ける者よりも寧ろ一層南方支那人に似たるを覺えたり。

歐洲産商品の店頭に陳列せらるゝもの多く、燐寸の如きすら之を見たるが、支那の土産品も極めて豐富にして、其内地との通商の盛んなるを想見せしむるものありたり、其重なるものは鹽、煙草、麻布、阿片、四川省より來る各種の藥材、絹織物、湖南省より來る石炭、茶、附近各地より集まり來る綿花、及び多量の油脂等なり。

漢口として外國人に知らるゝ地は、湖北省の首府たる武昌、漢陽及び漢口の三市が揚子江及び漢水に依て隔てられて相對立するものにして、揚子江の兩岸に在る低き丘陵、不規則なる起伏の上に、市街の形成せられたるものなり、此地の事情に關し、此一行中に上海商業會議所より派遣せられたる視察員として加はれる一人が、North China Herald 紙上に記述したるところは、極めて正確にして要領を盡したるを以て之を摘記すれば次の如し。

武昌に於ては其市街の中央に一の丘陵あり、城壁内の全景を支配する感あり、此丘陵中に一の裂目あり、其中を市街相通ず、此裂目の近くに鐘樓あり、市街は實に其下を通過するなり、此有樣を誤り見て隧道となしたるものは、他の最初の訪問者たる Oliphan にして、彼の書物には玆に隧道ありと

記したるも、何等隧道の如きものを發見すること能はざりき、主要なる建築物としては衙門の外に孔子廟、貢院等あり。

此城内の市街中の二つの主要なる街衢にある店舗は極めて富裕にして、美はしく裝飾せられたり、市街は廻らすに城壁を以てし、其城内の面積は十二平方哩乃至十四平方哩あり、城壁は極めて良く修理せられ、甚だ堅固にして、二個の丘陵の間を縫ひて建設せられたり。

漢陽は漢水と揚子江との間に在り、極めて小都會にして、其城外の他の地を入るゝも極めて僅かなる面積に過ぎず、長く且つ低き丘陵あり、洪水に當り河水の氾濫を防ぐ爲のものなりと云ふ、此地には何等大なる注意を惹くものなく又其市街も僅かに一小都會の再建を見たるものに過ぎず。

漢口は大市場にして兩河の合流點より揚子江にありては其左岸下流に、又漢水に於ては上流に各々一哩位の距離に及ぶべく、揚子江に面する地方には、極めて少數の戎克の碇舶するに過ぎざるも、漢水にありては安全なる碇舶地なりと見えて、各種各樣の戎克の集まれるを見たり、其岸は三月に於て十八尺乃至二十尺の高さあり、多くの家屋は漢水の岸より築き上げられたる丸大の上に建設せらる、河水は其他に於ては陸地と同じ高さにまで上り、七月より九月又は十月に至る間は、附近の地方は一帶に浸水し、市街を去る一里の地に於ても水は年中耕作に堪へ能はざる程度にまで、永く浸しつゝありと云ふ、毎年にはあらざるも大抵四年に一回毎に、全市水に浸され、住民は總てその二階に避難せ

ざるを得ざるに至ると云ふ、貧民の陋屋にありては、斯くの如き避難場所なきが爲に、總て附近の丘陵上に難を避くと云ふ、一八四八年は上海に於ても洪水のありたる年として記憶せらるゝ年なるが、其際に於ては此全市街水の爲に沒し損害莫大なりしと云ふ。

然しながら支那の各地より集まり來れる此地の住民は、漢口は不健康地にあらずして寧ろ健康地なりと云ふ。

此市街には城壁なし、其東端には一の小さき砲臺と堀あり、以て有力にして多額の費用を要したる砲臺と同樣に、十分に他の侵入を防ぐに足ると云ふ。

英國の各種の綿製品は此地に於ては一般に知られ、現在に於ては其供給は主として之を廣東より仰げり、然れども前年(一八六〇年)は上海より多量に供給を受けたりと云ふ。

毛織物類に關しては露國貿易を獨占しつゝある二個の大會社と、激しき競爭をなすものにして、露國品は漢水の上流二百五十哩乃至三百哩を距つる襄陽を經て、此地に來るものなりと云ふ。

此地と北方各地との陸上の交通は大部分馬によると云ふ、此地には各種類の石炭あり、此地と內地との貿易も極めて盛んにして、殊に湖北省の西部及び四川省に對する阿片及び各種の藥材の貿易盛にして、之等の地方には極めて多量の阿片を產し其價格は印度品よりも遙かに低廉なり。

Huc　が此地の人口を八百萬と稱したるは甚だしく過大に失したるものなり、惟ふに其實數は三分

の一にも過ぎざりしなるべし、現在に於ても百萬以上とは見ること能はず、多分遙かにそれ以下なるべし。

漢口は通商上重要なる地なるを以て、從て玆には遊民は甚だ稀にして、商人の大部分の者は其家族を武昌に置けり、吾等の此地を訪問したる時に當りては、羅馬敎會に屬する二人の僧侶が變裝して此地に入り込みたりし以外には、漢口の周圍一百哩の間には、一人の歐洲人をも見ることなかりき、然るに今や外國人は公然と此地に入ることを得るに至り、殊に外國の軍艦すら玆に現はるるに至れるなり。

長髮賊と武漢

武漢一帶亦髮賊の害を免るゝ能はざりき、太平軍は咸豐二年(一八五二年)十月岳州を陷れ此に於て武備を整へて揚子江を下り、十一月七日に至り洪秀全自ら將として漢陽を攻る事甚急なり、官兵大に利を失ひ九日より十二日に至るまでに諸城盡く降り、副將朱瀚は陣亡し知府董振鐸亦巷戰して死す、市街は焚掠せられて殆んど盡き、火滅せざること六晝夜なりしと云ふ、太平軍は漢陽を陷るの後船を以て浮梁と爲し、鐵索を以て之を維き、漢陽より直ちに武昌城に迫り、四圍壘を築き以て西門より攻擊す、時に提督程矞采軍を衡州に駐て來り助け、城中には巡撫常大淳あり、兵を督して防守す、是時向

榮亦湖南より兵を帶て來ると雖も、太平軍に阻隔せられ城兵に合する事能はず、止むなく東門外の洪山に營せり。

太平軍は頻に全力を盡して攻擊せしも、容易に武昌を拔く事能はず、十二月三日には向榮出て、洪秀全の軍に迫り、大に激戰をなせるが一方太平軍は尋常の手段を以て武昌を陷るべからざるを覺り、死士を募りて數十の地道を鑿たしめ、地雷を城壁の下に置かしめたるが、十二月四日黎明に至り、一時に此地雷を發せり、爲に殿宇木石崩碎飛散し、人民の死する者數千人、城遂に陷る、太滈及ひ學政馮倍元、布政使梁呈源、按察司瑞元、知府明善等數十人等しく難に斃る。

斯くて武昌遂に太平軍の爲に陷られ、武漢の要地悉く其手中に歸したるより賊威大に振へり、淸廷にては頻に之れが恢復の計畫をなし、曾國藩をして水師を率ひて湖南より來援せしむると共に、羅澤南をして省城を西南より包圍せしめ、遂に咸豐三年八月武昌を恢復するを得たり。

然るに太平軍は翌咸豐四年五月再び漢陽を占め、六月三日重ねて武昌を略せり、茲に於て官軍は荊州將軍官文曾國藩と共に諸將を督し、水陸の兵を率ひて漢陽武昌の恢復を策し、八月二十一日より大に之れを攻め、遂に奪回する事を得たり。

然るに翌年三月四日に至り賊將楊秀淸武昌城の防守堅からざるを諜知し、漢口に於て民衆を糾合し兩道より大擧してこれを襲ひ、遂に一擧にして陷れ武昌は三度太平軍に歸せり。

曾國藩の部將羅澤南は曾に對し武昌奪回の要を說き、十一月自ら兵を督し之れが攻略に着手し、湖廣總督官文、巡撫胡林翼と共に攻めしが容易に拔く能はず、羅は翌六年三月陣亡するに至りしが、其十一月二十二日に至り、遂に此を陷るゝ事を得、爾來胡林翼專ら其防備に任じ、淸廷の勢威は此方面に固き事を得たり。

民國革命

前清の社稷を倒し新中華民國を起せる革命は武漢の地に端を發せるものなり、則ち前清の末路綱紀弛廢せるに際し、鐵道國有問題に關し四川に動亂あり、各地亦稍〻動搖の徵あり、偶〻此地方に於ても革命黨の陰に事を策するあり、露租界に於て爆彈密造の企て行はれたりしが支那官憲之れを探知して、一九一一年十月九日之れを逮捕し、更に革命黨員の大檢擧を行へり、玆に於て彼等同志は免るべからざるを知り、翌十日夜遂に起ち、武昌に據りて事を起せり、然るに武昌駐屯の新軍は早くも之れに應せしを以て、湖廣總督瑞澂、新軍統制張彪等相率ひて逃れ、武昌漢陽一擧にして革命軍の有に歸せり。

玆に於て革命軍は其十三日を以て陸軍第二十協統領黎元洪を都督に擧げ、湖北諮議局長湯化龍を民政部長となし、中華民國政府を組織せり。

北京政府は大に驚き其十五日廕昌を將とし重兵を授けて南下せしめ、尙海軍司令薩鎭冰に令して軍

艦九隻を率いて漢陽に迫らしめ、官革兩軍相戰ふ事五日に及びしが、結局革命軍の勝利に歸し、四方相響應するもの多く、大に其威力を加へたり。

革命亂に際し破壞せられし武昌總督府

後淸廷袁世凱を起用して、革命軍討伐の事を命ずるや、馮國祥、段祺瑞をして兵を率ひて南下せしめ、海軍と協力して武漢の恢復を圖らしめ、革命軍亦黃興を總司令として、漢陽に依つて之れを防ぎしが、十月二十日を以て漢口の支那街先づ北軍の手に歸し、十一月二十六日には漢陽亦奪回せられ、黃興は逃れて下江し南京に寄るに至れり、其後官軍は武昌の革命軍と對持しつゝありしも、官革兩軍間に妥協斡旋の議あり、遂に最後の衝突無くして止めり、此革命戰爭の爲漢口漢陽の支那市街は殆んど全滅するに至り、市民の受けたる損害甚大なるものありき。

市街人口

漢口の市街には支那人街と各國租界區域とあり、其支那人街は面積約八十五萬坪あり、各國租界の合計面積は七十六萬九千餘坪に達す。

支那街は漢水と揚子江との合流點にあり、支那側の一方は漢水の左岸に沿ひて北に延び、其長さ十五支里に及び、一方は揚子江に沿ひて東に續き長さ二支里餘あり、北方は京漢鐵道に限られ東は英租界に接す。

市街中太平街、大夾街、河街、正街、新街、歆生街、四官殿、黄坡街、半邊街、前花樓、後花樓、白布街等は最も繁盛の區にして、人家稠密に街路陝隘なり、漢水岸の礄口一帶は、民船の停船地にして、支那人の取引最も盛なり、從つて租界に店舗を有する外商は此に出張所を設くるもの多く、又主要汽船會社日清、招商、太古等の碼頭は此の江岸に設けらる。

一九一一年の革命戰爭に際しては、此支那市街一帶は北京政府の軍隊の爲に燒燬せられ爲に全市の三分の二は灰燼に歸し、住居を失へる支那人の數八十萬人に達して、一時全市廢滅に歸したりき、其復舊に關しては一時外國借款によらんと欲し、併せて種々の都市計畫をも實行せんとして、之れに關する交渉も二三行はれたりしも、一も成功するに至らず、一方支那人は次第に其住宅店舗を再建し、遂に依然たる舊態の下に一九一四年末迄には八割以上市街の再興を見、其後全く舊態を囘復せり。

後一九一九年に至り從來の支那街の背面に於ける、廣大なる地域を市街區域となし、玆に道路の建

設をなし、政府當局の援護の下に大漢口の建設計畫を進むるに至れり、其新計畫の大要は次の如し。
第一に外國居留地と京漢鐵道の築堤との間の地區を開發し、其中央道路は日本居留地の北部なる揚子江の岸より起り、西方に向ひて鐵道の築堤に至り、それより築堤に沿ひて漢口水道會社の水塔の對面に至り、玆に於て從來建設せられたる道路に接續し、なほ將來水塔附近より市街を通じて揚子江に達せしむることゝし、此地域を多數の市街區に區分し完全なる下水工事を施して、商店住宅等の建設に充つること。
第二は京漢鐵道の築堤の西側に於ける土地を、外國人の競馬場附近より支那人の競馬場以遠に至る迄開發すること。
第三は築堤に達する迄の殘餘の土地を開發し、此堤に沿ひて京漢鐵道と聯絡すべき鐵道を敷設し、以て循環鐵道を形成せしむること。
斯くの如くする時は多くの住宅地を得べきを以て、住宅の缺乏に苦しめる多數の支那人をして、玆に其住居を求むることを得せしめんとするにあり、其後支那人街は此方面に擴大せらるゝに至れり。
漢口の人口については精確の統計無し、支那人の著述多くは八十萬人と稱し、外人の記述亦之れを受けて八十萬と概稱すと雖も、嫩園雜俎の記す處によれば、八十萬は其數にあらずして、單に其衆きを形容するものなりとあり、信ずるに足らざるなり、民國三年八月各警察署に於て調査せる漢口支那

千九百二年十一月十二日
光緒二十八年十月十三日

此佛國居留地の新擴張地域には英國人の既に土地を所有せるものありて其既得權について英國は容易に之れを佛國租界に編入する事を許さず、爲に英佛兩國間の交涉案件となり、租界擴張の交涉も決定するに至らざりしが、此英佛間の紛爭については、租界取極の成立に先ち次の往復文書により其解決を見たり。

漢口に於ける英佛居留地擴張地域に就ての往復文書

一八九九年十二月二十二日英國外務省より佛國大使 Combon 宛

英國政府は本日以後に於て擴張せらるべき漢口に於ける佛國の居留地内にある英國人の財産につき次の條件の嚴格に遵守せらるべき事を諒承せり。

一、英國人の財産に關する件は總て英國領事館に登錄せらるべき事
二、總ての市政條例は英國臣民に對し適用せらるゝに先ち豫め在北京英國公使に提示せらるべき事
三、英國人の財産に對し英國總領事の發したる地劵證書等は佛國官憲により發行せられたるものと同一と認むる事

現在の佛國居留地内に位置する土地に關する英人の要求は四件にして總て漢口の Greaves より申立てられたるものなるが、佛國官憲により問題とせられたる其地劵の効力については英國政府は本件を上海の英佛總領事に委託せられ而して彼等により本件を仲裁人に委れ仲裁人をして前例及地方慣習に從ひ裁定せしむる事に協定したるに同意す。

一九〇〇年一月十五日佛國大使より Salisbery 侯宛

漢口に於ける佛國居留地の擴張せられたる場合此に適用すべき條例に關する件についての昨年十二月二十二日附貴翰正に拜承せり

一、佛國舊租界は前に露租界の下に設け通濟門城内の地に至りて止むとなせり、茲に新に擴張を行ひ官地より西は鐵路を距る六十丈にして止むとなす、則百八十五米突なり、北方の一面は獨逸租界に接する線を直線に引き鐵路を距る六十丈の官地に至りて止むとなし、南は佛露の界より直線を引き垣墻の外鐵路を距る六十丈の官地に至り止むとなし此間を新佛國租界となす。

一、此佛國新租界内の租地章程に均しく舊租界の章程に照して辦理すべし、若し各國人の土地此内にあるものある時は佛國領事に於て各國領事と協定を遂げたる上にて監督に照會すべし。

一、堡垣の地基廣さ五丈、垣内の地廣さ五丈、垣外の土地廣さ五丈、城濠の地廣さ六丈を以て佛國新租界の中に加へしむ、これについては湖廣總督に於て兩國の睦誼を敦からしめんが爲に地價を免ずるものとす。

一、堡垣の新租界内に展入せられたるものについては茲にある石材等は中國地方官に歸還すべく其堡垣拆卸の費用は佛國に於て負擔すべし。

一、佛國の新租界については毎年租價を納入すべく地丁糟米銀兩は數に照して計算す、毎畝地丁銀一錢一分七厘、毎畝糟米二升四合四勺とし、新租界内の畝數幾何なるやについては中國地方官熟練せる員を派し佛國領事と合同して計量して之れに應じて若干の租價を納入すべきやを定め舊租界の租價と同時に中國地方官に納付すべし。

一、中國地方官は鐵道の停車場と佛租界西界の中央に速に一道の馬路を築成すべく、佛國側亦其界内に街衢を營築し停車場より直に江濱に達する道路を設くべし、兩國の築造すべき道路は常に修理を加へ其權力を其界内の道路のみに限らしむるものとし其權力を界外の道路に及ぼさしむるが如き事無からしむべく界限を嚴にすべし、倘中外商民驛遞公文餉鞘夫馬人等均しく一樣に自由に通行せしむべし。

一、本條約は支那文佛文各二部を認め各其一部宛を取りて證となす公法の例により文字不明の個所ある時は佛文によるものとす。

一、永租地の地價及土地上の房屋並に會館庵廟及墳墓等に分別して等級を定めて評價し且移轉料遷葬費を給し期を定めて遷讓せしむべし。

本監督地方官に飭し民間に諭令せしめて公平に評價し高騰せしむる事を得ざらしむべく佛國領事官亦外商に命じ强制するが如き事無からしめ以て公允を昭かにすべし。

一、佛國の租界を開辦する應に他國の永租地基章程に照し契內に永租の二字を記入し漢陽府縣より査勘の上明確にして税契に捺印して以て信守を昭かにし並に他國の租界章程に照し支那人の租界內に同住するを許さす。

一、租界外の通濟門內城墻以東より江邊に至る間に官地十一丈を留出し其城墻以西一帶は官地五丈を留出し、以て大路を築成するの用に充て、公所を修建するの外人民の家屋等を建造するを許さす、其大路は常に改修を加ふべく以上留出の官地は租界の內に加へざるものとす。

一、佛國租界內の舊有の官街大路は課税を免するものとす將來洋房建造の爲若しこれを侵越せる場合には別に街路用地を留出し法の如く修建し華洋商民及驛遞公文腳夫馬人等に論無く均しく一樣に自由に通行せしむべし

又租界內に中國が鐵道を開辦し土地を要する時は原價を以て讓還し其使用に供すべく詞を設けて拒むを得す。

一、佛國開く所の租界內に若し碼頭を建築する場合には先づ監督と商量し地勢を察看し華洋商船の往來に支障無き場合に限りこれを許すものとす。

光緒二十二年四月二十一日

西曆一千八百九十六年六月二日

此租界は其面積甚だ陝隘なりしを以て、佛國は其後擴張を要求し、一九〇二年に至り北方に新租界を獲得せり、右新租界に關する取極書次の如し。

佛國漢口租界擴張條款

政府の管轄に歸するに至れり、但前露國總領事顧問として其經營に與る。

佛租界

佛租界は露租界の下位にあり、一八九六年の取極により露租界と同時に劃定せられたり、最初取極めたる租界の面積は十三萬七千平方碼にして、其取極書次の如し。

佛國漢口租界條款

一、露佛兩租界を長江西岸漢口鎭英租界以下江に沿ひ通濟門に至る間に定む、其長二百八十八丈の三分の二英租界の下を露租界となし三分の一を佛租界とす、此大路の外江岸に至るものを前界となす、其長九十六丈、大路より江岸に至る間南端の深三十七丈、北端の深十七丈、其大路の內西南露租界より起りて東北城垣官地に至るもの斜長百十七丈、大路より城垣官地に至る迄の間南端は深百六丈五尺、北端は深四十三丈五尺、均しく既に測定して界石を立てたり。

但領事館と競馬場と接續せる處は中國民地及各國外人に屬する地多きを以て、中國民に屬するものにつき地方官洋務局委員及佛國領事に於て其定價を商量するを除くの外其各國外人の地は自然租界に歸せしむるものとす。

但し各國外人の佛國租界內に有する土地は均しく契據を更換すべく佛國公署に至り其捺印を受け稅を納入すべし。

今後各國外人の租界內ありて土地を借入れ又は家屋を賃借するものは佛國公署に屆出づべし、稅約は佛國領事に於て之れを辦理すべし。

一、佛國租界は面積計百八十七畝なり、之れに對しては每年租價を納入すべく地丁漕米銀兩畝に照して計算すべし、每畝地丁銀一錢一分七厘計銀二十一兩八錢七分九厘、每畝漕米二升八合四勺　計米五石三斗一升八勺、米一石を銀三兩に換算し計銀十五兩九錢三分二厘、兩者合計銀三十七兩八錢一分一厘とす。

右は每年四月佛國領事官より漢陽縣に送交納入すべし。

第三段、先の唐瑞芝の所有地にして、東は江邊に至り南は寶順洋行所有地に至り、西は大路に至り、北は所有主無き地に至る、其面積三十九萬七千一百三十二英方尺即ち二千八百七十六方四分六厘五毛三糸あり、每方銀十兩とし銀二萬八千七百六十四兩六錢五分なり、總ての地上の未完成の棧房は本約成立後一ヶ月以內に他處に搬移すべく、其建造費に充つる爲に銀三千一百四十兩五錢を支拂ふ事とし計銀三萬一千九百五兩一錢五分とす。

第四段　所有主無き地にして東は江邊に至り南は唐瑞芝の所有地に至り、西は大路に界し、北は公巷に界す、面積七萬六千四百四十五英方尺則五百五十三方六分九厘八毛あり、每方銀十兩とし計銀五千五百三十六兩九錢八分たり、現に地主と認むべきもの無きを以て地價銀は總て中國に於て收受して銀行に預入し置き將來眞正の地主地契を持して屆出でたる場合之れを交付するものとす。

第二條　中國は以上列擧の土地四段を房屋と共に永久に露國政府に租與す、總ての地價及房屋の代金計銀四萬九千七百三十三兩八錢五分は中國に於て受領したる時中國より各所有主に對し自ら交付すべし。

第三條　現在の露國租界內の公巷二條は尙從前と同じく留出し中外商民に論なく均しく一律に通行せしむ、若し公巷を取りて房屋を建造したる時は露國政府は章程に照し每方につき中國に對し地價十兩宛を補還すべし。

其他の盡さゞる事項は二十二年四月所定の條章に照し辦理すべき事を玆に併せて聲明す。

光緒二十三年十一月十六日

西曆千八百九十七年十一月二十七日

露國租界は商業地としては思しき發展をなすに至らず、只露人經營の三大磚茶工場あり、其勢偉大なりしが、目下は休業の止むなきに至れり、日淸汽船會社の碼頭は本租界の江岸にあり、本租界の護岸工事は二十一萬五千兩を費して一九〇一年を以て竣工せり。

本租界は露國舊政府の壞滅に乘じ、支那に於て其收回を聲明し獨逸租界と共に特別區域として支那

公文餉䘏夫馬人等に論無く均しく一律に自由に通行せしむべし。

又租界内に若し支那が鐵道を開き爲に土地を要する時は其讓還を諾すべく其價格は租戶と隨時商定すべく若し交涉纏まらざる時は監督に於て領事官と會同して公平に評價すべく、調を設けて讓還し拒むを得ざるものとす。

七、露國開く所の租界内に碼頭を設けんとする時は先づ監督と商量し地勢を察看し華洋商船の往來と支障無き場合を限り其修建を許すべし。

光緒二十二年四月二十一日

西曆一千八百九十六年五月二十日

露國は右租界設置後之れが擴張の計を立て、江岸一帶の土地を每方十兩を以て買收する事とし、其翌年たる一八九七年次の取極に調印して、遂に四十三萬五千三百二平方碼の地を永租するに至れり。

露國漢口江岸地基永租條約

第一條　支那は露國政府に對し永久に次の江邊の土地を租與す。

第一段、先の厚生祥所有地にして東は江邊に至り南は順豐洋行所有地に至り、西は新泰洋行磚茶棧に至り、北は公巷に至り、面積三萬一千六百四十英方尺則ち二百二十九方〇一分七厘一毛六糸たり、每方銀十兩とし合計銀二千二百九十一兩七錢二分なり、地上にある家屋銀九千兩、兩者合計銀一萬一千二百九十一兩七錢二分、二十四年二月末に交付するものと定む。

第二段、先の武昌船關敷地にして東は江邊に至り、南は公巷に至り、西は新泰洋行所有地に至り北は泰新洋行所有地に至る、面積六千五百三十一英方尺則四十七方〇三分あり、査するに關屋は公產に屬す、現に露國此に租界を開辦するにつき總督は中國の邦交を輯睦するの意を體會し命じて特別の取扱を爲さしめ、强いて價格を計算せず、露國政府は銀一千兩を獻じ中國に請ひて善擧の用或は移關費の補助となさんとするを以て、其地上の房屋は中國自ら遷移を行ふ。

銀三十五兩三錢二分八厘、兩者合計八十三兩八錢四分二厘とす。
右は毎年四月露國領事官より漢陽縣に送交すべし。
此地は永く露國に租與し、其租界一切の事宜は露國領事官をして本條約及後訂章程に照して辦理せしむ。
但租界內に華洋商民告訴欺凌等の事件ありたる時は租界委員に於て領事官派遣の員と合同して審訊辦理すべし、若し兩國交涉の重大事件にして委員の判定する能はざるものなる時は領事より監督に照會し約章に照し地方官より辦理すべし。
三、露國の永租地域內にある支那人所有の土地は本條約調印後に於ては他人に賣却暫租するを得ず、只露國政府にのみ永租すべし、此地の價格は中國地方官と露國領事官と交涉の上公平に評價し一年の期間內に全部露國政府に永租すべし。
其期間內にありては人民の露國租界內の地上に房屋を建造するを許す其地上の房屋並に會館庵廟及墳墓等は分別等級を定めて評價し且移轉遷葬の費用をも給すべし。
露國租界の未だ開かれざる以前に於て既に各國人の支那人より土地を租定し且之れを露國の登錄簿中に登記するに違礙無きものは露國領事に於て辦理すべし。
四　露國の租界に於ては外國永租地基章程に按照し契內に總て永租の二字を記入すべく漢陽縣に於て查勘の上稅契を明確にし捺印の上信守を昭かにすべし。
尙別國との章程に照し支那人が租界內に於て家屋を建設し居住するを許さず。
五、露國租界內に武昌船關あり中國の公務上緊要の所にして之れを遷讓し難し、然かも現に露國に於て租界を開設する亦創辦の事に屬するを以て之れを租界外に遷移する事とし協議の上其賠償價格を定め別に改建し以て睦誼を敦うすべし。
露國租界の城垣官地に接近せる處より幅五丈を留出し租界內に入れず以て一大道路開築の用に充つべく該處は潔靜にし房屋を建築し及支那人をして居住する事無からしむべし。
六、露國租界內に舊來存する官街公路を將來洋房建造の爲に侵越せる場合には別に街路敷地を留出し法の如く修建し華洋商民驛遞

は居留地内の土地家屋に對する課稅を主とするものなり、一九〇一年に七分の利子を以て十萬兩の公債を起し以て各種土木事業の費用に當てたり。

本租界は支那街と接し商業上最好位置を占め、且最も早く開設せられたるものなるより、外國商人の茲に店舗を開けるもの多く、邦商にありても日淸汽船、橫濱正金銀行、臺灣銀行、住友銀行、三井洋行、鈴木洋行、高田商會等孰れも茲に位置せり。

露租界

露國は一八九六年佛國と共同して漢口に租界を設置せん事を求め、其目的を達したり、其位置は英租界の下流にあり、右租界取極書は次の如くにして、其面積二十四萬七千平方碼たり。

露國租界取極書

一、露佛兩租界を長江西岸漢口鎭英租界以下江に沿ひ濟通門に至る間に定む、其長二百八十八丈の三分の一露界の下より通濟門城内官地に至る間を以て佛租界と爲し、三分の二英租界の下より佛租界に至る間を以て露租界となす。右は大路の外沿岸に至る間を指して言ふものにして、其前界計長百九十二丈、大路より江岸に至る南端は深百六丈、北端は深三十七丈、其大路の内南より北に至る間佛租界に至る迄前面の長九十四丈後面の長百十六丈、大路より城垣官地に至る迄南端の深八十三丈、北端の深百六丈五尺均しく既に測量を終り界石を立てたり。

二、露國租界は面積四百十四畝六分五厘なり、これに對しては應に租價を納入すべく地丁糟米銀兩畝に照して計算すべし、每畝地丁銀一錢 分七厘、計銀四十八兩五錢一分四厘、每畝糟米二升八合四勺計米十一石七斗七升六合六勺、每米一石を銀三兩に換算し計

若し土地の早く既に外商の購買せるものにして、地上に房屋庵廟墳墓等あるものについては該外商及各地主從前土地賣買の時家屋移轉料改葬費を決定したるや否やを取調べ若し此費用を支給せるものなる時は地方官より諭して遷讓せしむべく、該外商土地を購入せるも未だ家屋の代金及移轉改葬費等を決定せざるもの、又決定するも未だ支給せざるものについては領事官に於て自ら辦理すべし。

五、新英租界地内舊有の官街公路は地價を免すべく將來洋屋建造の爲之を侵越する場合には別に街路敷地を留出し法の如く修建し中外商民をして一律に自由に通行せしむべく、又若し支那に於て鐵道を開く爲用地を要する時は讓還を許すべく其價格は借地主と隨時商定すべく若し圓滿の交渉を見ざる時は監督領事官と會同して公平に評價すべく詞を設けて讓還を拒むべからず。

六、舊來の公路は中外人をして自由に通行せしむべく若し支那人之れを占有して耕作又は家屋を建造せるものある時は地方官に於て取調べの上讓出せしめ、以て租界工程局の道路修造の用に供す、其外商既に購買せるものにして公路を侵佔して家屋を建設したるものについては領事官に於て自ら辦理すべし、若し更改抵換の處ある時は必ず商議して明白にし以て兩者異言無からしむべし。

七、大智門内官街及城垣一帶留出の官地卽ち舊有の公路は中外商民及驛遞公文餉鞘夫馬人等均しく一律に自由に通行せしめ、路燈巡捕等は租界工程局に於て設備す、尙此大路は工程局に於て修造すべし。
但し此路は工程局に於て修造すと雖も元官路にして現に舊租界内にある三道洋街と同樣なれば之れと一律に歸せしむべし。

八、現在城垣の上には大小房屋甚だ多く臭惡甚しければ之れを驅逐すべく租界開辦の後は再び家屋を建て居住するを禁ずべし。

九、新增租界内の中外交涉事務は舊租界の章程に按して辦理す。

此英國居留地は六人の市參事會員を以て組織する工部局の監理の下にあれども、實際は此地に駐在する英國總領事其實權を握り、租界内の警察權は工部局に屬し、印度人及び支那人等の巡査其事務に當り、又租界内に起れる或限度迄の犯罪事件は、每日午前中英國總領事館に於て開かるゝ會審法廷に於て審理せらる、居留地内の道路、衞生其他の設備は悉く工部局の司るところにして、之が爲の費用

内の地均し、其他の土木工事も完了し續々として英人の商店住宅等の建設を見たり。

斯くて最初定められたる英國租界は遂に陝隘を告ぐるに至りたるを以て、一八九八年を以て之れが擴張を行ふ事となり、城壁を逾えて支那街方面に延び新に面積二十四萬七千平方碼を增大するに至れり、此擴張區域に對しても直に外國人の來住するもの相次ぎて、急激の發展を遂げしが、支那人に對しても相當のものは一定の條件の下に住居する事を許したるを以て、程なく全部住宅及店舗を以て充たさるゝに至れり、此新擴張區域についての英支間取極書次の如し。

英國漢口新增租界條款

一、英租界後面は城垣に至り官地五丈を留出して止み、南は一馬路に至り城垣に向ひ直線に起り北は露租界に至りて止む、四址以内は全然英國政府に租與し其租界に歸入す。

二、租界の新四址以内の各國商人の旣に租借せる地については之れを英租界に歸入すべきにつき英國領事と各國領事と商妥し監督に照會せり、今英租界に歸入するにつき英國舊租界章程に照し辦理し並支那人の租界内に雜居するを許さゞるものとす。

三、新英租界の面積は三百三十七畝五厘あり、毎年之れに對し租價を納入すべし、地丁漕米銀兩は畝に照し計算すべく毎畝地丁銀一錢一分七厘、計銀三十九兩四錢三分、毎畝漕米二升八合四勺計米九石五斗七升二合二勺半毎石銀換算三兩計銀二十八兩一分七厘兩者合計六十七兩四錢五分二厘なり、右金額を毎年四月英領事官より漢陽縣に送附納入すべし。

四、永租地價及地上の房屋會館庵廟及墳墓あるものは此界内の土地の倘支那人の所有に係るものについては地方官に查明し監督に禀請し領事官と會同して公平に評價し並に移轉料改葬費を給し期を定めて遷讓せしむべく價格を高抬するを許さず。英領事官亦外商に命じ强制するが如き事無からしめ以て公允を昭かにすべし。

斯くの如きこと數ヶ月に及びしより、一八六一年十一月之等の英國人は居留地内の土地收得を速かならしめんが爲に會議を開き、英國官憲に對し速に適當の措置を採らん事を要求する所ありたり、夫れより英國官憲は從來支那官憲より、一畝に付四千兩の價格を要求したるに對し、種々の點より考へて、二千五百兩を以て相當なる價格なりとなし、之を支那側に支拂ひて以て土地の引渡を受けんことに決定せり、此英國側の評價に對し、支那側は種々の反對を唱へたるも、結局此基礎の下に英支兩官憲の間に協定を見るに至り、英國官憲は居留地域の引渡しを受くる事を得たり。

漢口落水期のバンド

英國は居留地域の引渡を受くると共に、早速之れが經營に着手し、先づ揚子江岸に廣き河岸通を設け、之れと並行する數條の大路を開き、全區を一〇八區に小分し、これを賣下ぐる事をなせるに、其大部分は直に英國人の買收する處となりたり、尚英國は其後直に護岸工事を始め二十萬兩を費し、一八六五年竣工し、同時に居留地

中にある總ての官房廟宇及民間の瓦屋草房棚寮菜園参地は大小粗細により分別し官に於て地勢に從ひ其評價をなすべく、人民をして恣まに高價を貪る事無からしむると共に、英商が任意に價格を定めて強買するを得ざらしめ以て兩者をして損失無からしむべし

斯くて家屋を壞ち土地の引渡を爲したるものは永く英國の所有となす。

訂約の日に本參贊本司會見の上にて言明し定むる所の此地の界址は花樓巷の西一帶を越ゆる能はざるものとし以て鎭市舖屋に礙あるを免れしむ。

以後各國の漢口に來り租地するものある場合にはこれと同樣に辦理すべし。

咸豐十一年

一八六一年

斯くの如く租界の劃定及其界内にある支那人の土地家屋についての處分方法を定め、支那官憲の斡旋により、支那人をして暴利を要求する事無からしむる事となしたるに拘らず、愈、實地に臨みて英國側が支那人より、之れが買收をなさんとするや、支那人は其有する土地に就て無法に多額なる賠償金を要求し、然かも支那官憲は之等の土地の公正なる評價の爲に何等の努力を爲さず、爲に英國は居留地の決定を見たるも、其界内の土地を自國人の住居通商の爲に使用すべく引渡しを受くる迄に、多くの時間と困難とを費すの已むを得ざりき、然るに一方英國人は此に新たなる發展を試みんとして、居留地の選定成れるを見て、此地に移り來るものありたるを以て、之れ等英人の爲には先づ一時的の居留地として漢陽に向へる漢水岸の地を選び、茲に土地及び家屋を買入れ以て居留地の引渡しを待つ事とせり。

り、苦心踏査せる結果、支那街に接續せる揚子江岸の地二十九萬八百三十二平方碼の面積を有し、江岸に對し半哩以上の接觸を有する土地を以て、右居留地と指定せり、當時協定せられたる居留地取極書次の如し。

英國居留地取極書

淸國欽命湖北武昌等處承宣布政使司奇齊蘇勒特依巴圖魯唐、大英欽差大臣參贊兼管領事官事務パークスと永借地の件に關し締約す。

現に英國は講和條約に從ひ漢口に來り通商するにより地區を定めて以て英國商民の家屋倉庫を築造して居住するに便すべし、今大學士湖廣總督は委員を派し本參贊と會同して實地踏査の上漢口鎭市以下街尾地方江邊花樓巷の東八丈より起り甘露寺江邊卡東角に至る間を限りて之れに充つ、其長二百五十丈幅は一帶に百十丈にして全部一樣となす、本月十日本參贊委員蕭漢陽縣守黎と會同して其四隅を明かにし石塊上に大英國地基の文字を刻して境界となせり。

其地域四百五十八畝八十弓にして毎畝の地丁銀一錢一分七厘計銀五十三兩六錢二分五厘漕米毎畝二升八合四勺計米十三石一升五合七勺、毎石換銀三十九兩四分七厘一毫として計銀九十二兩六錢七分二厘一毫とす。

此地を永く英國官憲に租與し分つて英國商民の倉庫居宅を建築するの地となさしむ。

其如何に分割すべきか並に道路の築造此土地の管辦等一切の事宜は全然英國の湖北駐紮領事官の專管に歸するものにして隨時定章辦理すべし。

毎年四月中に英國領事官に於て以上の地丁漕米價計銀九十二兩六錢七分二厘一毛を漢陽縣に完納すべく然る上は永租權は變更無きものとす。

査するに此地の民房舖戸の土地は筆數を以て計れるものにして目下逐一計量する能はず、其中の總ての瓦房草房棚寮は成るべく速に其間數を計り表に作製すべく本約調印後は人民の租界内に於て再び房屋棚寮等を建造するを許さず。

領事官着任後土地を要する時は漢陽府知事と會同して隨時本房屋の地主を召集し其地券を差出さしめ其面前に於て計算すべし、其

漢口は北緯三十度三十五分にありて、我が種子島と殆ど緯度を同うすと雖も、海岸を距る六百哩なるが故に、氣候の變化激烈なるを免れず、而して北緯三十度の邊に位すると、附近に高山峻峰なきを以て、冬期はさまで寒氣激しからざれども、夏期に至りては遺憾なく緯度三十度の炎熱を逞ふし、攝氏三十度乃至三十七八度を保ち、殊に晝夜殆ど同溫度なるを以て、酷熱堪へ難きこと多し、春季は溫和なる好天氣あれども、割合に雨多く、秋氣は頗る長くして晴天多く一年中の最良季節たり。

租　界

漢口には英、露、佛、獨、日諸國の居留地あり、孰れも專管居留地にして、各國共に自國租界の開發に力を致し來れるが、近年露獨兩租界は支那に於て收回を聲明し、特別區域として、支那に於て管理しつゝあり、支那街は商業區域なるに對し租界は寧ろ住宅區域なるやの觀あり、現今にありては支那人と雖も租界內に居住し又は事務所、店舖を有するもの少なからず、次に各租界につき其大體の事情を說明すべし。

英　租　界

漢口に初めて外國租界を設置するに至れるは英國にして、一八六一年 Hope の率ゆる調査隊の茲に至れる主要目的の一は、實に租界候補地の選定にありき、當時一行中の Parkes 專ら其選定の任に當

學童　七、四六七人

計　七三、八一二人

右兩者の合計は約三十萬に過ぎず、但し之れには幼兒等を加算せざるものにして、其後此地の支那官憲の調査と稱せらるゝものによれば、武漢三鎭の人口次の如し。

	一九一九年	一九二〇年
漢口	三六六、〇一四人	三六七、四五三人
武昌	六一一、四四〇人	六一一、九八七人
漢陽	四八二、〇四七人	四八二、〇八八人
計	一、四五九、五〇一人	一、四六一、五二八人

尙漢口にある外國人の數は一九二〇年末の統計によれば次の如し。

日本人	二、三三〇人
英人	一、〇二〇人
米人	三一〇人
佛人	一六〇人
露人	一九〇人
其他	四〇〇人

氣候

街の戸口は次の如し。

署名	正所	附戸	男丁	女口	壯丁	學童
第一署	三、二六八	二、一〇三	一五、七九五	一〇、九八〇	三、四七八	一、八〇〇
第二署	二、一三八	一、〇〇五	一〇、一二三	六、一六〇	二、二四六	一、二四一
第三署	二、四七〇	一、〇七六	九、九二八	五、三六〇	三、三四四	九四七
第四署	二、四九五	五七六	一三、二九一	五、四三一	五、〇二四	一、一四三
第五署	二、八六二	七一〇	一五、九〇〇	二、八二五	七、九八四	一、一〇九
第六署	二、六六三	一、一一二	一〇、四九六	六、〇二八	四、五七八	一、〇二二
第七署	一、八二二	一、〇一〇	九、七六四	四、四一八	一、〇六六	五七八
第八署	五、三五六	一、七三九	一六、四四一	一二、〇一二	五、六六四	二、四五〇
一分駐所	八一二	一六五	二、七九五	一、七八九	一、〇四一	四六七
二分駐所	三、二九〇	一、二二九	六、二九〇	六、二八六	四、七八五	一、一六七
總計	二七、一七七	一〇、七二五	一一〇、八二六	六二、二七九	三九、二〇九	一一、九二四

計 二二四、二三五人

後湖一帶及各荒僻地方

戸數 一五、一一七

男丁 三三 一三五人

女口 二三、七四六人

壯丁 九、四六四人

予の正に代表する政府は予に貴下に對し該書面中に掲げられたる四點を恪守すべき旨を告ぐる樣訓令せり、然し他面に於て將來英國居留地にして擴張せらるゝ場合には英國居留地に包含せらるべき該地域内に存する佛國人の土地に關する限り次の條項の適用せらるべき事に兩國政府の明かに一致せる所なり

一、佛國人の財産に關する總ての書類は佛國領事館に登記せらるべき事

二、總ての市政條例は之れを佛國人民に適用するに先ち在北京佛國公使に提示すべき事

三、佛國人に歸屬する財産の地劵證劵等にして佛國領事館によりて有效と認められたるものは英國官憲に於ても之れを承認する事

漢口租界

本租界は工岸面僅に四分の一哩に過ぎず、從て甚だ不利益なる狀態にあるも、一方北界が京漢鐵道漢口停車場に近接せる爲、其便益を受くる事大なり、商業稍ゝ活潑にして邦商の大倉洋行、古河公司、三菱公司等は本租界内に位置せり。

其護岸工事の爲には十五萬兩を投じ、一九〇一年五月を以て完成したるが、極めて優秀なるものたり。

本租界の行政は佛國領事に於て居住民中より擧げたる參事會員三名と共同してこれを取扱ふ。

獨租界

獨逸租界は露佛に先だつ一年なる一八九六年に設置の決定を見たるが、英租界に隣接せる地は露佛兩國に於て其租界候補地として、支那當局と交渉中なりし爲、其下流に設くるの止むなかりき、夫れが爲に面積について過大の要求をなし、五十六萬六千平方碼を占むる事を得たり、其租界條款次の如し。

獨逸漢口租界條款

一、獨逸租界は漢口鎭の英租界以下の地方通濟門城外沿江の官地界外より起り李家墩の前面に至りて止むものにして、幅三百丈とす、其江岸倚水淹あり深處百二十丈と議定す、前に本年七月二十四日本總領事協丁副領事漢陽縣薛令委員董と會同して其廣を定め石塊を以て境界を示せるが其深處の界趾は江岸減水の際再びこれを立つべし。

一、獨逸租界は計六百畝とし毎畝の地丁銀一錢一分七厘にして計銀七十兩二錢、毎畝糟米二升八合四勺計米十七石四升毎米一石卽ち銀三兩として計銀五十一兩一錢二分二厘總計銀百二十一兩三錢二分とす。

此項の租稅則ち支那人民が從前納付せし地丁糟米の銀兩は毎年四月に於て獨逸領事官より漢陽縣に送交すべし。

此地を獨逸國に永租するにつき應に領事官に於て法を設けて支那人の土地を全部洋商に租與せしむべし。

其獨逸國の未だ租定せざる土地については支那人より地租を納付すべし。

以後獨逸領事官は帳簿を作製し租界內の租戶を註明すべし、若し土地を以て抵當に供せるものある時は何人に抵當に供せるか又其金額幾何なるかをも記入すべし。

租界內一切の事宜は獨逸領事官の本約及將來定むべき章程に從つて辨理するに委す、租界內には支那人は同居するを得ざるものとす。

一、獨逸租界內支那人地主より租地するについて賠償すべき地價は三ヶ月以內に相當土地につき公平の價格を江漢關監督と酌定すべし、支那人が時價を高抬するを得ざらしむると共に獨逸人亦强制的の態度に出づる能はざるものとす。租界內の土地は大小優劣により等級に分ち價格を定むべく、其民間の家廟祠堂各幇會館公衆庵廟の租價に別に議して以て輿情に順ひ阻撓を免るべし。

永租地基の上にある家屋墳墓は瓦房棚屋に分別して價値を評定して移轉料遷葬費を交付すべし。

土地を讓るに當り若し地上に家屋を建造せるものある時は別に期を定めて之れが移轉をなすべし。

未だ土地の讓渡をなさゞる以前にありては支那人所有主の土地を使用するは單に其本人及家族の居住種田の爲のみに限られ、其他の用途に供し又は家屋の建造をなすを得ざるものとす。

一、租界內の支那人其土地を讓渡するについては獨逸領事官より地方官に照請し契內に永租の文字を用ひ漢陽府縣に於て査勘し稅契を明確にし捺印して信守を昭かならしむるものとす。

本約訂立後若し各國人の獨逸租界內の支那人より租地せんとするものある時は其地は既に獨逸國に永租せられたるものなるを以て獨逸領事官の許可を要すべく並に之れにより稅契を照請するものとす。

一、租界內に官地あり之れを支那の爲に酌留し以て將來會審公所等建造の用に充つべきものとす。

一。獨逸租界には從來の官街公路あり、將來洋房建造の爲之れを侵越する事ある時は別に街路基地を留出して法の如く修建し華洋商民より公文驛遞餉鞘夫馬人等に至る迄其何たるを問はず、均しく自由に往來せしむべし、又租界內に若し支那が鐵路を開辦し土地を要する場合は讓還を許すべく其價格は借地人と隨時商定すべく若し協定成らざる時は監督領事官と會同して公平に議定すべく言を設けて讓還を拒む能はざるものとす。

一、獨逸租界と英租界の間に通濟門ありて往來を隔て甚だ便ならざるを以て現に漢陽縣に於て會同勘定の上通濟門城角江岸に一馬道車路を設け江岸上游の公路と相通ぜしむべく則ち英租界と直に聯絡するを得べし。

但通濟門外附近の官地は堡垣保護の用に充つるものなるを以て租界内に列入するを得ざるものとす、其附近の官地上の棚屋は地方官より命令して撤去せしめ以後再び建造し又墳墓に埋葬するを許さず以て觀瞻を肅すべし。

一、獨逸租界内に於て自國領事官の駐在無き外國人と支那人間の訴訟事件ある時は支那官より員を派して辦理し租界内にありて審讞すべし。

若し自國領事官の駐在無き外國人、獨逸人又は他の外國人支那人の爲に欺凌せられて告訴せるものゝ及支那人の租界内に於て章程に違犯せるものある時は中國官吏獨逸領事官或は領事派遣の官員と會審すべし。

若し讞員の判決に不服なる時は獨逸領事官より江漢監督に照請の上覆審を行ふべし。

重大事件は地方官に於て辦理すべく若し兩國交渉事件に係るものは條約に照して辦理すべし。

一、獨逸の開く所の租界即ち漢口通商江岸内に於て碼頭を建造する場合には先づ監督と商量し地勢を看察し華洋商船の往來に支障無き場合に初めて之れが建造を許すべし。

一、獨逸租界の未だ開かれざる以前に既に各國人の支那人より地基を租定せるものは之れを獨逸登錄簿中に編入するに支障無し若し其應認を得ざるものについては獨逸領事官より各國領事官に照會して妥商辦理すべし。

光緒二十一年八月十五日漢口に於て

獨逸は此租界の經營をなすに際し、其支那街を距る事遠く商業上比較的不利益なる狀態にあるを以て、支那人を茲に吸收して以て其繁榮を圖らんと計畫し、規則を寬大にして支那人の來住を歡迎し、又支那街を設け家賃を低廉にして、支那人に貸與するが如き方針を採りたるが爲に、忽ち多數支那人來住して、繁華に赴き、華族街の如き華洋折衷の新市街を生ずるに至れり、邦人の茲に在住するもの亦少なからず、獨逸は以上の經營を爲すにつき資金を得る爲に一シンヂケートを組織し、以て諸般の土

木工事をなせるが、最も資金を要したるは四分の三哩に亘る護岸工事にして、二十六萬両を費せり。江岸には美最時、瑞化の二碼頭あり、租界内に鐵道を布きて船車聯絡の便を圖り、急激なる發展をなせり。

歐洲大戰につき支那が聯合國側に加はるや支那政府は本租界の回收を命じ、特別區として特別區管理局を置きて之れが管理をなす、回收せる獨墺租界管理の爲に一九一七年三月二十八日發布せられたる規則は次の如きものにして、本租界も目下それに從つて管理せられつゝあるものとす。

獨墺租界管理章程

第一條　獨逸墺洪國の居留地は之を回收し、特別區域となす、尙之が管理の爲に天津及び漢口に臨時に局を設け、此局長は各特別區域毎に内務總長の推薦により之を任命し、該特別區域内の警察其他の行政事務を執行せしむ、之等の地域内に關する外交問題に就ては、該局長に於て其省の交渉使と會同して之を行ふ。

第二條　從來該地域内に存在したる市會は局長の指揮命令の下に從來の如く總ての自治事項を取扱ふものとす、若し局長にして之等の自治事項中他の者をして取扱はしむること妥當なりと認めたるものある時は、之に就て内務總長の命令を求むる爲に地方當該官吏に其旨を申し出づべし、納税者の會議に於て決定したる事項は、局長の承認を得るにあらざれば之を實施することを得ず。

第三條　之等の特別地域内に於て、現に行はれつゝある各國の法律及び細則は警察規則、課税規則と共に現在支那に於て行はれつゝある法律、規則條令等に違反することなく、又之等の地域内に於ける住民の取扱ひに就て、不適當なる個所なき限り、暫く之を有效とす、但之等に違反するものは之を無效とす、尙又修正を必要とするものある時は適宜之が修正を加ふべし、支那政府の規定したる總ての法律規則等は之等の特別地域内に於て其事情に從て之を施行するものとす。

特別區域内施政實行に關する規則

第一條　各區に局長を置き該省の省長の指揮の下に次の諸項を取扱はしむ。
一　該區域内に起れる總ての事務
二　警察事務及び其他の行政事務、但し外交問題に關係せるものは其省の交渉使と會同して之を取扱ふべし
第二條　各局に次の職員を置く、其數は局長に於て之を決定し、内務總長に報告する爲め之を政府に申告すべし。
一　參事官
二　局員
三　顧問
四　書記
五　雇
第三條　施政事項として各種の公共事業の繼續實施をなすことを必要とする場合には、局に計畫を立て内務總長の認可を得て之を實行すべし。
第四條　局長の定めたる各種の條項は、内務總長の認可を得て之を施行す、總ての事項に就て細則の決定せざる以前は局長は之等の問題に就て意見を立て、内務總長の認可を得て之を實行すべし。
第五條　本條令は發布の日より之を施行す。

日本租界

日本亦日清戰爭後此地に居留地を設置するに決し、支那と交渉を重ねたる結果、一八九八年七月十六日に至り、日本居留地取極書の調印成り、同年十二月二十七日外務省告示を以て發布せられたり、右取極書次の如し。

漢口日租界護岸工事

漢口日本居留地取極書

大日本帝國の上海在勤總領事代理小田切萬壽之助大淸國欽命二品頂戴升任湖北按察使司按察使湖北漢黃德道監督江漢關稅務兼辦通商事宜瞿廷韶土地永代借用の爲め約を立つ現に日本の商務日に盛なるに因り漢口に在て新に居留地の設立を請求せしが爲め湖廣總督部堂張之洞は本監督を派して本總領事代理に立會ひ土地を實檢して境界を定めたる上左の通り條款を議定す。

一、日本居留地は漢口獨逸國居留地の北鄰より起る其東界は揚子江に沿ふこと百丈西界は東の方揚子江沿岸より起り獨逸國居留地境界に沿ひ西の方鐵道地界迄西界は鐵道地界を以て境となし北界は東界の北端なる揚子江沿岸より起り、西界の北端なる鐵道地界迄直線（此直線は南界線と並行すべし傾斜するを得ざるものとす）を畫きし界内を日本專管居留地となし此取極書を定めたる後員を派して立會ひ界標を設くべし。

一、右界内の道路隄岸溝渠波止場及警察の權は日本帝國領事に屬し又其道路塘隄溝渠波止場は日本帝國領事に於て法れ設け修築するものとす道路隄塘溝渠公共需要の地内若し官街官地あれば借地料租稅を免除し又民地なれば借地料のみを交付し租稅を納むるに及ばず。

一、右界内の地所借用者より納付する租稅は一畝毎に地丁銀一錢一分七厘及糟米二升八合四勺にして米一石に付き銀三兩の割合な

以て換算取立て毎年四月日本帝國領事より漢陽縣に送付するものとす日本臣民の未だ借用せざる地區は清國地主自ら租稅を納付すべし。

一、右界内に於て日本の商工業者は此取極書に依り地所を借入れ家屋店舖を建造するを得べし日本人民が清國の地主より地所借用の際支拂ふべき借地料は過去三年間の平均地價を標準として公平に取極むべし江漢關監督は清國地主の其時相場を高く騰ぐるを許さず日本人民も亦無理に値切るを得ざるものとす日本人民の借用せんとする地所内に官地ある時は別に商議の上其借地料を格別低廉ならしむべし地所借用は日本帝國領事に願出て地方官に照會して實地檢査の上地券三枚を造り日本帝國領事は之に加印し一枚は地所借用者に與へ一枚は日本帝國領事官に又一枚は清國地方官衙門に取置くものとす一たび借用せし地所は此取極書に依り借用者に於て永遠借用するものにして何國何人と雖も强て立退き讓渡しを行はしむるを得ず地券の式は既に成例あるを以て別に之を議せず。

一、清國人民の身元なき者は私に居留地内に於て居住し若くは店舖倉庫を開設するを得ず違反する者は夫々處分せらるべし若し身元確實品行方正の人なれば此界内に於て居住營業するを許すされども右清國人民は單に居住するに止まり地所を借用するを得ず若し行跡疑ふべく本分に安んぜず規則を遵奉せざる者ある時は清國地方官より日本帝國領事に照會し又は日本帝國領事より清國地方官に照會し立會取調べの上清國地方官より處罰すべし之を見遁し又は包庇するを得ず。

一、借用の地所は其借用者に限り居住するを許す若し借用者事故ありて自身に居住する能はざる時は親戚友人店員同業者等身元ある者に託して代て管理せしむべし若し已むを得ざるの事故ありて借地權の移轉を要する場合には其移轉前に於て日本帝國領事より清國地方官に照會して地券を書替ふべし。

一、居留地内に現存する人民の宗廟祠堂及組合會館公衆寺庵の當地借料は特別に相談取極むべし永代借用地區内に家屋墳墓あるときは瓦屋草葺を區別して價値を估計し且つ轉宅移葬の費用を夫々支給すべし其價値を交付せし後は直ちに地所を引渡すべし地所内に在る家屋に關しては更に移轉の期限を定むべし其移轉前に清國地主に於て土地を使用する場合には本人並に其家族に限り居住耕作するを得と雖も他の用途に供し又は家屋を再造するを得ず又清國地方官は告示を出して界内に新に墳墓を造り棺柩を置く事を禁

止すべし、將來別に地區を選び日本人民の墓地を設けんと欲せば日本帝國領事より清國地方官に照會して相談の上取計ふべし。

一、日本居留地の設立以前に外國人の清國地主より借用せし地所は別に差支なし他國居留地の例に依り之を取扱ふべし尤も界內の區域窄狹に過ぐるを以て此取極書を定めたる後は日本人民に限り地所を永借することとなし清國地主の外國人に對して地所を抵當に充て又は讓與するを許さざるものとす違反する者は清國地方官より嚴重に處罰すべし若し身元確實なる外國人にして界內に居住を望む者は居住に差支なきも地所の借用を爲すを得ず。

一、日本開設の居留地は漢口港の通商地區域の內に在るものとす若し波止場を建造せんとするときは先づ江漢關監督と相談して地勢を檢査し清國及外國船舶の往來に差障りなきときは之を建造するを得べし。

一、日本居留地內に在る清國に領事を派駐せざる外國の人民若くは清國人民の訴訟は清國官吏より取扱ひ員を派して居留地內に於て取捌くべし若くは領事を派遣せざる外國人並に日本人民若くは其他の外國人にして清國人民より受けたる不法の行爲に對して告訴する場合又は清國人民の居留地內に於て規則に違反せし場合には清國官吏は日本帝國領事若くは領事の派出する官員と立會取調ぶべし若し清國審判官の判決不條理なるときは日本帝國領事より江漢關監督に照會して覆審すべし重大なる事件ある時は地方官之を取扱ひ兩國交涉事件は條約に依り處分すべし。

一、外國居留地及將來開くべき外國居留地の施設事宜にして別に優處あれば日本居留地も亦同じく均霑すべし。

一、今回定めたる日本居留地の區域は窄狹に過ぐるを以て將來商家充滿せば臨時に情形を酌量して日本帝國領事は江漢關監督と隨時相談し丹水池以下の地に於て適當の地所を購入して後日製造場設立の便を圖るべし若し丹水池以下の地方にして既に外國人の借用せし場所あるときは丹水池より沙口等各所に至る地方に於て江岸水深く船舶の停泊に適當なる地を選び之に代ふべし總て鐵道に近き地方を以て主となすべし其借地に關する手續は成るべく此取極書に依り取扱ふべし。

以上の條款を以て借地取極書二通を作り華押を置き兩國上役の批准を俟って捺印の上證據となすべし。

大日本帝國上海在勤總領事代理

小田切萬壽之助華押

大清國欽命二品頂戴升任湖北按使司按察使
湖北漢黃德道監督江漢關稅務兼辦通商事宜
翟　廷　韶華押

（第一條規定の居留地境界は取扱書議定後更に彼等の協定を以て變更し西界は漢口獨逸國居留地の西界北端より起り一直線に長一百丈とし南界北界は其西端何れも右西界の兩端に至りて止むこととせり）

其後一九〇七年二月九日に至り之れが擴張の約成り本租界は大に擴大せらるゝに至れり、右擴張取極書次の如し。

清國漢口日本擴張居留地取極書

大日本帝國漢口在勤領事水野幸吉と大清國漢口海關道桑寶は漢口に於ける大日本居留地擴張の爲め土地永代借用の事に關し左の條款を議定す。

第一條　日本の擴張居留地は原定の居留地の境界より北に向ひ沿江一百五十丈とす其東界及西界は原定居留地の境界線を延長したるものとす。

第二條　日本居留地内に從來清國商人の開設せる燮昌公司燐寸工場は引續き居留地内にて營業し得可きも日本居留地規則を遵奉し賦税金を負擔することは日本臣民と一樣たる可く日本政府の該工場に對する待遇も亦日本臣民と異る處なかる可し尙將來の處置に關しては現在の「スタンダードチイルコンパニー」石油倉庫に准す可し。

但し此の規定は清國人の營業を保護する爲なれば將來若し燮昌公司燐寸工場が名實何れにもせよ清國人の手を離れたるときは清國の官員は一切干渉保護す可き限りにあらず。

第三條　此度の居留地擴張取極書に就ては湖廣總督より漢口道臺に命じ日本領事と會同し委員を派して境界を査定し界標を建立す

可其他の條項は原定取極書の通り施行處置す可し。

以上の擴張取極に因り竝に日本文漢文各貳通を作り相互に署名し兩國上官の承認を俟つて捺印の上證據とすべし。

大日本明治四十年二月九日

大清國光緒三十二年十二月二十七日

大日本在勤漢口領事　水　野　幸　吉華押

大清國漢口海關道　桑　寶華押

漢口日租界護岸工事

日本租界は獨逸租界の下流にして、其廣さは新舊を合し沿岸二百五十丈、奧行百二十丈、面積五萬坪あり支那街を距る事最も遠きを以て、護岸工事、道路下水其他の工事を竣へて、着々經營に努めつゝあるに係らず繁榮を見るに至らず、現在にありては日本領事館居留民團等の外倉庫、工場、住宅等の設けらるゝのみにして、邦人商人の主なるもの孰れも他租界に店舖を置く有樣なり、然れども將來粤漢、京漢兩鐵道の連絡を見るに至らば、本租界も商業地として大に發展するに至るべしと期待せらる。

此外漢口に於て白耳義が租界を設置せんと計畫したる事あり、即ち白耳義は京漢鐵道工事に關與せる際、窃かに日本租界の下流に土地を購入し、以て此に其租界を設置せんとせしが、張之洞は之れを許さず交渉の末遂に之れを買戻し、夫れより白耳義租界設置の計畫は止めり、其事情に關し光緒三十三年中湖廣總督張之洞の奏書次の如し。

白耳義租界收回情形奏書

漢口の濱江地方招商局碼頭以下英國租界たり、而して其以下は露租界佛租界獨租界あり、日本租界に至りて止む、日本租界以下華業公司地界より劉家廟京漢鐵路碼頭停車場に至る迄皆中國の地界たり、白耳義國鐵道の土地購入の際に乘じ該處にありて私かに民地三萬六千餘方を購ひ以て鐵道使用の白耳義人工夫の居住地に充てんとするものなりと稱せり。

其後光緒二十四年に至り總督に向ひ强硬に白耳義租界を設けん事を要求したるが臣力を竭して拒絶し、白耳義工人は鐵路公司に於て貸與居住せしむべく租界を設くる能はずと駁せり、光緒二十四年其議起りてより相持して八年に至り、該使復同に外務部に向つて交涉する處ありたり。

臣再四籌思するに白耳義の元購入せる地段は京漢鐵道南路南端江邊碼頭の劉家廟停車場に接し鐵道を包み南北鐵路の咽喉を扼し、中國の鐵路主權を管理するに於て及京漢粤漢兩路接續の碼頭の爲めに大に妨礙あり、故に固く其要求を許すべきにあらず、故に只江岸一邊に地一萬六千餘方を劃し以て白耳義租界に充てんと欲せり、東北兩面皆鐵路と相距る事數十丈なり、然るに白耳義公使は外務部に對し更に之れを擴張せん事を求めたるも、調査の上支障あるを以て之れを拒絶するに決し外務部より其旨回答し、是れより又相持すること數年たり。

該國駐漢領事は其購入せる地契を海關道臺に送交し要求甚だ力む、臣思ふに該地は鐵路に跨り要衝に當る、屢、之れを拒絶せるが斯くの如くんば附近鐵路の地權地利に損あるを以て價格を定めて收回し之れを擴充して華商貿易の用に充て以て永く利權を保つに如

かざるべく思ふに鐵路竣成以後地價從前に數十倍すへし。
官員を派して該領事と交渉する事とせり、始め其全地域を以て銀八十萬八千餘兩と定めたるが、鉅款一時に辦じ難きを以て暫く中外商より息借して交付せり。これ昨年の事なりしが現に土地の受渡を終り息借の款亦別に籌款を行ひ返還せり、之れより京漢粤漢鐵道臨江碼頭外人租界の爲に梗阻せらるゝ事無く路政商務共に裨益あらん。

領事館

漢口に初めて領事館を開設せしものは英國なるが現在に於ては次の諸國の領事館此に設置せらる。

英國總領事館	英租界
日本總領事館	日本租界
伊太利總領事館	獨逸租界
米國總領事館	佛租界
佛蘭西領事館	佛租界
白耳義領事館	英租界
和蘭領事館	英租界
諾威領事館	獨逸租界
露國領事館	露租界

丁抹領事館　佛國租界
瑞典領事館　獨逸租界
墨吉哥領事館　英租界
西班牙領事館　英租界

官公署

漢口は商業都市なるを以て官公署の設けらるゝもの少く、次の數者に過ぎず。

夏口縣署　洪益巷
漢口警察廳　後街
漢口地方審判廳　四官殿
特派交渉員公署兼江漢關署　獨租界一碼頭
漢口鎭守使署　觀音閣上
江漢關　英租界河街
漢口郵政局　英租界洞庭街
漢口電報局　大智門內

武漢電話局　大智門内

尙武昌漢陽にある官公署の主要なるものを擧ぐれば次の如し。

武昌　督軍署　制臺衙門街
　　　省長公署　司門口
　　　江漢道尹署　三道街
　　　湖北警察總廳
　　　湖北高等審判廳
　　　湖北財政廳
　　　武昌縣署
　　　武昌地方審判廳
漢陽　湖北水警廳　漢陽山頭
　　　漢陽縣署　城内正街

駐屯軍隊

武漢地方には第二十五師を主とし、第一、第二、第十八師及湖北河南の各種軍隊の各一小部又は留

守隊新募兵等雜然として駐屯し、計約一師半（歩約六千 砲約四十門）に達す、而して之を其駐屯地別に示せば左の如し。

武昌　歩七營　騎二營　砲二營
漢陽　歩一營半　砲一營
漢口　歩四營　機關槍一連　騎一部　工一營

海關

漢口に設けられたる海關は江漢關と稱し、其初めて設置せられたるは一八六一年（咸豐十一年）にして、今や支那に於ける主要海關の一たり、設關當時制定の同關章程次の如し。

江漢關章程

第一條一、凡ての大洋船內江輪船共に大江に於ての龜山頭の北、甘露寺の南を限りて停泊する事を准し、西岸を距る一支里以內の間に於て貨物の積込陸揚をなさしむ、又凡ての划艇等は漢口鎭內河南岸嘴に停泊し貨物の積卸をなすを准るす、各該船港內にある時は關より人を派して看守せしむべく夜間には隨時其艙口を閉鎖して貨物の積込陸揚をなさゞらしむべし。

一、凡ての撥艇は關に屆出で番號を定め漢英文を用ひて其番號を船頭船尾に標記すべく、然る上にあらざれば荷役に當るを得ざるものとす。

一、商船の荷物の積込陸揚をなすは日中に於てすべく日出以前又は日沒後になす事能はざるものとす、日曜日及休暇日亦同樣とす

内江輪船准單あるものは二更迄を限り荷役をなすを得べし、商人の准單なくして私かに荷役を行へるを關に於て査出せる時は該貨を官沒すべし。

一、商人貨物積込許可を得て一旦積込みたるも既に滿載にして積戾れるものは本關の檢査を經たる後始めて之れを入庫し得るものとす。

一、洋船着港後は先づ荷揚を終了し艙內檢査の上にて始めて積荷をなすを許さるべく一面荷揚をなし一面積荷をなし以て混淆せしむるを得ざらしむ但し內江輪船は此限にあらず。

第二條　大洋船以下划艇に及ぶまで各種船隻にして鎭江護照を持して漢口に至れるものは須らく船主より護照を該國領事官に提出し、又艙口單を關に差出し查驗を請ふべく領事官に於て條約の例に照し關に報告したる後に於て開艙を許すべし、尙各貨主より漢英兩文を以て其貨物の目錄を關に屆出で起貨准單の下附を受けたる上にて該貨を撥艇に下し本關碼頭に運致すべし、然る時は關より員を派して驗貨して該商をして銀號に赴き數の如く納稅をなさしむ該商は其領收證を關に提出し放行單を請領して後始めて該貨を陸揚入庫をなすを得るものとす、該貨若し他港に於て納稅を完了せる者の實據ある時は該貨主准單を請ふ時納稅濟書類を同時に提出すべし、尙華商も以上と同樣に辦理すべし。

一、各商貨物の積込をなさんとする時は船積に先ち其貨物を本關碼頭に運致し並に英漢文にて認めたる其目錄を提出すべし、關に於ては之れに對し驗單を發給し該商をして銀號に赴き數の如く納稅せしむ、右領收證を關に提出せば下貨准單を下附し依つて以て船積をなさしむ尙華商も同樣に屆出納稅等をなすべし。

一、貨物の積込及陸揚を終了し稅金をも完納したる時は該船主より積込貨物目錄を關に提出し紅單を請領すべく關にては艙口を封鎖し員を派して押送せしむべく斯くて護照を領回して下江するを許す。

第三條一、凡て江照ある輪船の漢口に至れるものは或は領事官より關に屆出づべく或は船主自ら江照艙單總單等を持して關に屆出づべし然る時は關より准單を發給して貨物陸揚を許す、若し總單內に記載無き貨物を有せる時は該貨物は官に沒收す、凡て輪船の漢口に入港せる時刻日沒後なれば翌朝を俟ちて荷役をなさしむ。

一、輪船の漢口に於て土貨を積込めるものは該商より一併して輸出正税及再輸入半税を納入すべし茶油紙麻の四種の土貨積込については或は碼頭に於て檢査を受け或は洋商より關に願出で員の派遣を請ひ附近の倉庫に於て檢査を受くる事を得べし、但し倉庫内に於て檢査せる貨物は本關の印章を押捺し税金完納の上にて其出荷を許可するものとす、其餘の土産雜貨各項は該商に於て撥艇に積込みたる上或は本關碼頭に於て或は該輪船の碼頭に於て檢査を受くべく檢査後關に於て撥艇の艙口を封鎖すべし、凡て輸出貨物の檢査を請ふものは英漢兩文を以て其目錄を關に提出すべく、關よりは驗單を發給し該商をして銀號に至り數の如く兩項税銀を完納せしむ、其領收證を關に差出す時は某船積込准單を下附すべし、華商亦同樣とす。

一、輪船貨物の陸揚船積を終了せば船主より其旨押船人に向つて言明し且該船積荷目錄を關に提出すべし、關よりは江照總單等を船主に交付すべく夫より領事館に至り牌を請ふて下江すべし。

第四條　洋商にして内地船隻を僱用して輸出貨物を積込まんとする時は該國領事官より本關に照會し内地船照の發給を受け更に該商に於て驗單を請領し税銀を完納したる後其積込を許すものとす、其入港船は該國領事官より船照を本關に送達し驗單を請領し税銀完納の上にて貨物の陸揚を許す。

其提出すべき保單は從來中國に於て洋行を開設せるものなる時は自ら保單を認め提出するを許し、從來洋行を設くるものにあらざる時は相當のもの二人の聯名を以て之れを提出すべし。

本關は毎日午前十時より開關し午後四時閉關す、日曜日及休暇日には執務せず。

凡ての各種單照及保單等本關税務宛司に差出すべし。

近年に於ける本關關税收入狀況は次の如し。

一九二〇年關税收入國籍別（單位海關兩）

國籍	輸入港輸出港沿岸貿易税	噸税	内地子口税 入	内地子口税 出	計
米國	一二三、〇六六	八六、九〇四	五、六六五	六、七五七	—	—	二六二、四七四

英國	五三四、四九七	七六四、七四九	九〇、二四〇	三、六七六	—	—	一、〇二二、三六四
丁抹	—	二一、六九九	—	一、六八八	—	—	二三、三八八
和蘭	九、五四四	—	—	九一七	—	—	一〇、四六一
佛國	四、一三七	三二三	—	—	—	—	四、四六一
日本	七一八、七一四	三七六、一〇五	二三、四〇一	一九、七六〇	—	—	一、一三七、九八二
諾威	二、八五一	一、一九三	—	—	—	—	四、〇四四
支那	一二七、七九六	五三〇、五一四	九六、五四一	八、六一八	七八、三四九	三一、一〇五	八七二、九二三
計	一、五三一、六〇七	一、七七一、七七一	二二五、九四九	五〇、四一八	七八、三四九	三一、一〇五	三、六七一、〇七三

十年間關稅收入比較表（單位海關兩）

年度	輸入税	輸出税	沿岸貿易税	阿片各税	噸税	內地子口税	阿片釐金合	計
一九一一	五四四、〇五五	二、九八八、五六四	二三二、八二二	一、九〇四	四六、六四三	七七、八〇六	四、五七四	三、七七六、七三七
一九一二	八二一、三四四	二、二六三、三四一	一八一、九七七	八六、二九八	四九、〇七一	二八、九六六	一八七、八〇〇	三、五〇八、五八九
一九一三	一、一八四、三七八	二、〇九八、五九〇	一九一、三六六	三〇〇	七〇、二三三	六五、五五三	五〇〇	三、六〇八、六二二
一九一四	一、三二一、六二四	二、〇六八、八五五	一八八、二〇一	—	六八、二五〇	五二、三八五	—	三、六九〇、四〇七
一九一五	九九六、二二〇	二、五七七、六八五	一六八、六〇九	—	五九、六一六	五三、四五三	—	三、八六七、二二六
一九一六	一、〇三三、六八二	二、六六六、二九一	一九七、一八二	—	五七、七七〇	六六、〇九〇	—	四、〇〇一、〇一七
一九一七	一、一二一、一三五	二、二〇六、八四一	二二三、一六四	—	四三、一三一	九一、八三八	—	三、七六七、一〇〇
一九一八	九八三、八八八	一、九四〇、七九五	二五五、七六〇	—	三三、五二三	七三、八六二	—	三、二六七、八二九
一九一九	一、二九〇、四〇四	二、五三八、九八七	二四七、〇八一	—	五八、五七八	八四、五四七	—	四、二二九、五九九

一九二〇	一、五五一、六〇七	一、七七一、五七一	二二五、九四九	—	五〇、四一八	八一、四五五	—	三、六七一、〇〇二

通信機關

中國漢口郵便局は英租界洞庭街にあり、電報局は大智門内にあり、又武漢電話局も大智門内にあり、武昌漢陽兩地との間にも電話相通ず、此電話局の設備は我中日實業公司より資を借りて施せるものとす尙從來日本、露國、佛國、英國等の郵便局ありしも、今や華府會議の結果其他の理由により撤廢せらるゝに至れり。

鐵道

京漢鐵道

京漢鐵道は北京漢口間を連ぬるものにして、其全長約七百五十四哩あり、外に支線六十九哩（和尙橋陸中洞及永定門黄村間の輕便鐵道を加算せず）あり、初めは北京市外の蘆溝橋を起點とせし爲蘆漢鐵道と稱せしが、拳匪の亂各國聯合軍の北京に入るや之を北京正陽門に延長したるより、爾來京漢鐵道と改稱するに至れるものなり、本鐵道敷設の議は日清戰爭前より唱へられしが、初めて敷設の許可を得たるは實に一八九四年十一月三十日なりき、戰後一八九五年湖廣總督張之洞の發議に基き愈〻敷設の議を決し、同年測量を開始し、

翌一八九六年十月二十日敷設の裁可を得、一八九八年八月十一日の上諭を以て盛宣懷氏之れが督辦大臣に任ぜられたり、盛宣懷氏は國內に於て四千萬兩の資を募り、卽ち戶部より一千萬兩を出し政府に於て三百萬兩の株金を負擔し、其殘額二千七百萬兩は民間資本により、以て自力により之れが布設を爲さんと企圖し、爲に鐵路公司を組織せしも、民間の募資意の如くならず、外資に依るの外途無きに至れり。

當時列强は支那に於て利權を獲得し、勢力を扶殖する事に專らなりしを以て、本鐵道の資金供給についても相競ひて之れに應ぜんとせしも、只歐米資本家の支那の事情に暗く、從て此方面に對する投資について不安の念あるも、列國が勢力扶殖に急にして、借款に伴ひ各種の特權利益を獲んとし、徒らに過酷の條件を提出する爲、多く不成功に終れり、卽ち米國財團は特に技師を派遣し大體の測量をもなさしめしも成立に至らず、次いで英國資本團、獨逸資本團關與せしも、孰れも交涉不調に終り、一八九七年三月二十七日白耳義銀公司（Société Belge pour L' chemins de Fer en Chine）と盛宣懷の間に武昌に於て、第二の契約は同年七月二十一日上海に於て同じく兩者の間に締結せられたり。

該契約によれば一八九八年一月三日を以て第一回の借款金交附をなすの約なりしも、銀公司は言を左右に託して、之れを履行せず、獨逸の膠州灣を占領するや形勢一變を口實として改約を迫り、遂に一八九八年六月二十六日を以て盛宣懷と銀公司代表者ユーベルトとの間に上海に於て新契約締結せら

るゝに至れり。

右契約によれば借款總額一一二、五〇〇、〇〇〇法(英貨四、五〇〇、〇〇〇磅)にして、其工事は同公司に委任せられ、又二十年間は本線の營業經理を同公司に委ぬるものなりき、尙又白耳義シンヂケートは全く假面にして、實は露佛兩國の傀儡に過ぎざりき。

其後義和團事變に基く損害、黃河鐵橋等の爲に總工費一六六、六六〇、〇〇〇法を要する事となり、最初の借款手取額にては六六、〇〇〇、〇〇〇法の不足を告ぐるに至れるより、更に七、〇〇〇、〇〇〇法の增債券を發行する事に決せり、然るに佛白兩國の義和團事件賠償金請求額中には本鐵道破壞に基くものを計上せしより、交涉の末白耳義に二五、七一七、〇〇〇法、佛國に二五、〇〇〇、〇〇〇法合計五〇、七一七、〇〇〇法を賠償金中より支出する事とし、他の不足額一五、〇〇〇、〇〇〇法は工費を節約して之れを補ふ事とし、增加發行七、〇〇〇、〇〇〇法は支那より返還する事となれり。

後一九〇七年三月に至り支那に利權回收熱勃興の結果、本線をも回收すべしとの議あり、郵傳部侍郞吳重熹頻りに其要を說き、遂に同年五月に至り郵傳部は英佛シンヂケートより五百萬磅の借款を起し、一九〇七年以後は何時にても全借款を返還して、契約を廢棄し得べしとの條項に基き之れを回收する事とせり。

然るに白耳義シンジケートに償還すべき外債は約一億二千七百四十萬法にして、英佛借款の實收は

約九千四百三十六萬法に過ぎず、郵傳部の不足補充約三千三百零四萬法を要するに至れり、茲に於て郵便部は Lunn Fisher & Co と三百萬兩の小借款を訂結して不足額約一千萬法の償還に宛て、其餘の二千三百餘萬法は度支部より暫借、及其他の小暫借により郵傳部より補足償還し、京漢鐵道は全く支那政府の所有する所となると共に一切の權限を回收し畢れり、白耳義借款償却資金次の如し。

白耳義公司に支拂ひし總額	一二七、三九五、一九四法（償還雜費約五、八五〇法を含まず）
郵傳部事業公債五百萬磅の實收（三百七十六萬磅）	九四、三五八、四〇〇法
各種暫借（郵傳部不足補充）	三三、〇三六、七九四法
度支部暫借	五、〇〇〇、〇〇〇兩
大清銀行暫借	一、〇〇〇、〇〇〇兩
滙豐銀行暫借	三、〇〇〇、〇〇〇兩
德華銀行暫借	一、三〇〇、〇〇〇兩
滙理銀行暫借	一、三〇〇、〇〇〇兩
正金銀行暫借	一、〇〇〇、〇〇〇兩
合計	一二七、三九五、一九四法

而して度支部暫借五百萬兩は京奉京漢兩鐵道の利益を以て宣統元年より起り同六年迄に償還するもの、其郵傳部より度支部に償還する金額は、後海軍再興費に轉用され、又日英獨佛及大清銀行の暫借六百六十萬兩は一九一〇年英國敦菲色爾公司日本正金銀行及倫敦密德倫銀行等引受に係れる京漢贖路

公債の發行により償還されたるものとす、而して其後一九一一年に至り更に正金銀行と一千萬圓借款を訂結し、フイツシヤ會社の借款償還に充當せり。

本鐵道は白耳義銀公司との借款成立前に盛宣懷氏は戸部より支出すべき內既に受領せし四百萬兩を以て工事に着手する事とし、一八九七年八月、蘆溝橋保定間約八十哩の實測を始め、一八九九年八月竣成せり、保定以南は最初漢口より起工する事とせしが、其後急速に工事を進むる爲、兩端より開工する事となり、一九〇〇年春保定正定間約百粁竣工せしも、團匪事件に破壞せられ、其後工を繼續し一九〇二年には正定迄、一九〇四年六月には彰德迄開通し、十二月には黃河の左岸に達せり。

一方漢口方面よりする工事は白耳義シンジケートの專ら當りし所にして、同公司は作業本部を漢口に置き此方面より工を起し以て北に及ばんとし、一八九八年三月より工事を起せしも、後北淸事件の爲四ヶ月作業を休止し爲に豫定より遲延せしが、一九〇一年十二月廣水に至る一五三粁間開通し、翌年五月には信陽迄完成し、一九〇三年三月には新安店に、一九〇四年一月には駐馬店に、同五月には郾城に一九〇五年四月には鄭州に及び玆に全線の工事を終り、一九〇五年十一月十二日全通式を擧行するに至れり。

本鐵道の漢口に於ける停車場は三個處あり、初め日本租界の下流約二哩半の劉家廟に停車場を設け江岸停車場となせり、然るに此の地は漢口支那市街及貿易の中心地たる英租界を去ること遠く、貨物

を集むるに不便なるが爲め、更に漢水岸の宗關を選びて漢口停車場を設けしが、兩停車場連絡の爲め、大智門外にも驛を設けて、乘客昇降驛とし、之を起點として汽車の發著をなすに至れり。
猶は粤漢鐵道湖北線の開通に依り、武昌徐家棚停車場を以て粤漢線の起點とし、漢口市民の便を圖るに至りしが、本停車場は京漢線江岸停車場に最も接近するが故に、之れを以て京漢粤漢兩線の連絡地たらしめんとし江岸停車場を河岸に進めんとするの議あり。

粤漢鐵道

粤漢鐵道は其北端を武昌に發し、發驛は武昌城外東方約三哩なる徐家棚にあり、玆に粤漢鐵道總辦事處、倉庫、車庫、修繕工場等あり、此發驛徐家棚驛は通湖門驛とも稱せられ、武昌及漢口よりするものは多く此を用ひ、其西方三哩一なる鮎魚淦驛は漢陽に近く、此方面より來るものゝ爲の便を計りて設けしものなり。

川漢鐵道

川漢鐵道は漢口を起點とするもの、漢口宜昌間の所謂漢宜段は獨逸技師の所管に屬せり、一九一四年、漢口應城間七十哩の工事に着手し、漢口より長江埠に至る約五十哩の間は工事大に進みしが偶歐洲大戰勃發の爲停止の止むなきに至り、又應城より以西皂角市に至る約十九哩は一九一六年中に開通の豫定を見て工事の入札をも了り、着手を見るに至りしも、これ亦歐洲戰の爲停止し、其後何等の進展

を見るに至らず。

水運

汽船

長江に於て漢口に寄港する航運業を營む主なるものは日清汽船會社の外、英國太古洋行、怡和洋行及支那招商局あり。

漢口を中心とする航路の主なるもの次の如し

イ　漢口　上海間
ロ　漢口　宜昌間
ハ　漢口　湘潭間
ニ　漢口　常德間
ホ　漢口　外洋間

漢口上海間の航路は夏季增水期にありては約二萬噸の汽船を通ずべく、兩地間の貨物は全部汽船に依りて運搬せらる、我日清汽船は九隻二萬七千餘噸、太古及怡和洋行は十一隻約三萬三千噸、招商局は六隻一萬七千餘噸、其の他九千餘噸を以て一ヶ年約二億萬兩の貨物の運搬を支配しつゝあり。

漢口宜昌間は年中千噸內外の汽船を通ず、日清汽船は千五百噸級の汽船二隻を以て航運に從事し、大に他社を壓し輸送力の過半數を占む、漢口、湘潭間には日清汽船は二隻を運航し、太古、怡和の兩社も亦各其の社船を通ず。

漢口常德間には定期船としては日清汽船一隻あるのみ、太古洋行は臨時船を出すに過ぎず。

漢口外洋間の直航は不定期の貨物船にして、而かも增水期に於て實施し得るに過ぎず、故に積荷の大部は上海にて積替へざるべからず、是實に漢口貿易の一大障碍とする所なり、我國に於ては三井三菱及日清汽船會社は夏季に於て臨時直航船を往復せしむ。

小蒸汽船

漢口を中心とする小蒸汽船の航路は長江及其支流並に運河によりて各方面に通ず、先づ漢水にありては、夏季增水期には漢口より九百二十二支里の襄陽迄四五百噸の汽船を遡行せしめ得べきも、冬季減水時には漢口より五十支里の蔡甸司以上に遡航するを得ず、現時小蒸汽船を通ずるは漢口より二百六十七支里の仙桃鎭迄にして、利濟、森記、康濟等支那人經營の小蒸汽船會社ありて、此の間の航行に從事す、而して漢口仙桃鎭間の小蒸汽船航路は府河航路及襄河航路の二あり、府河航路は漢口より漢水を遡りて新溝に至り、之より北方に向ひて曹湖に入り、應城縣の南方府河口及長江埠に至るものにして、其寄港地は漢口、蔡甸、新溝、縣河口、府河口、道人橋及長江埠にして、夏季は長江埠迄到

るも、冬は府河口にして止む。

漢水航行の君山號

次に襄河航路は即ち漢水を遡りて仙桃鎮に至るものにして、其寄港地は漢口、新溝、漢川、繫馬口、城隍港、分水嘴、脈旺司、副嘴、仙桃鎮なりとす。

此外漢口附近の小蒸汽船業として武漢渡江小蒸汽船咸寧線及湖南線あり、漢水線と共に漢水の入口を基點として發着す、但し武漢渡船は租界地六碼頭を發着點とす。

武漢渡船は漢口租界六碼頭と武昌北門外との間を往來するものにして、此の間は漢水揚子江に會流するが故に、江流は處々に渦流を生じ、强風增水の際は民船の渡江頗る危險にして、時間を費す事多く、兩市の交通不便少なからざるが故に、民營の渡江船會社設立せられ、小蒸汽船の航行を開始するに至りしものとす。

咸寧線は漢口漢水河口より揚子江を遡り、上流約六十支里の金口に至り、之より揚子江を離れて湖

南地に入り、法泗州を過ぎ、魯湖、黄塘湖を經て咸寧に至るものにして、時に法泗州より汀泗橋に至るものあり、咸寧、汀泗橋間陸路三十支里に過ぎず、猶ほ漢口、咸寧間の水路は湖沼運河相連り、頗る複雑を極め、殊に洪水後の如きは田河湖沼運河相連りて大洋の如く、本支流を識別し難きが故に、多年經驗を有する船頭と雖も、往々水路を誤ることありと云ふ、現時三順公司其他支那人經營の小蒸汽船會社ありて本航路に從事す。

以上の外漢口を中心とせる長江沿岸の小蒸汽船航路としては漢口黄州間、漢口嘉魚間の小蒸汽船航路あり、其他常德、長沙、岳州等についても、小蒸汽船の往來あり。

民船

漢口は中部支那に於ける交通の中心點なるが、開港以前に於ける交通運輸の機關は大部分民船にして、湖北、湖南、江西、四川其他より雲集し來る民船極めて多數に上り以て彼の大市場をなすに至れり、其後汽船の航行を見るに至りても、民船の使用は尙衰へず、現今にありても毎年平均二萬四五千隻乃至三萬隻の入港ありと稱せらる、漢口に於ける民船業者は多く湖南人にして、湖北人及四川人等は却て少し、從て集り來る民船も湖南船最も多數を占む、これ湖南省は造船材料豐富にして、且米穀茶等の輸出多き爲にして、此等各地より來る民船は夫々繋留所を有し、其數二十ヶ所餘に達するも、大半は漢水の河口より稍〻上流にあり、其碇泊地は民船の所屬地及積込貨物の種類等により異り、湖南、湖

北、江西より來る民船は多く漢水の兩岸より西橋口に至るの間凡そ三浬に至りて碇泊し、四川より來るものは漢陽の江岸に繋留す、又漢水下流の河岸には各種商品の市場あり、雜貨船は左岸上流に、石炭船は右岸中心に、糧米船は右岸下流に各繋留地を定め、船主は毎日河岸の市場に至りて買手を求め、賣買契約なれば買手は自己雇傭の民船により貨物を積換へ運び去るものとす、猶ほ此等水上市をなせる民船は襄陽以下の漢水水量急激に増水する時は頗る危險なるを以て、彼等は爭ふて捨賣をなし、急遽拔錨して去るを常とすれば、斯かる場合には、商品の市價忽ち暴落すること多しと云ふ、是等民船碇泊所は二十餘ケ所あり、其の內主要なるもの左の如し。

漢口日清汽船支店

小橋口　揚家河　王公巷　武聖廟　泉隆巷
邱家瑙　新馬頭　小新馬頭　老官廟　五彩
沈家廟　寶慶碼頭　流通巷　集稼嘴　大馬頭
中馬頭　打控巷　龍王廟　四官殿　米廠　馬王廟

漢口に來集する民船は其種類多く枚擧に暇あらざるも其主なるもの次の如し

一、四　川　船

雀麻尾、柏子の二種あり。

二、河　南　船

排子　船身短く幅廣く吃水淺きものにして、大型船は普通二百五十擔積とす雜穀、羊牛皮、煙草等を運搬し來る。

三、湖　南　船

麻陽、常德より油脂、紙、石炭、米、麻布等を積載し來る。

舦子　船尾に尖形を有す、普通積載量五十乃至三百擔積のもの多く、雜穀、石炭等を運搬し來る。

釣鉤　普通五百乃至一千擔の積載量を有し、長沙より紙、鐵、木炭、米、夏布、茶等を運搬し來り復航には雜貨を積載し去り、但し大型釣鉤は一千五百乃至三千擔の積載量を有し、專ら兩淮鹽を湖南に運搬するに用ふ。

小駁　積載量三百乃至五百擔、主に衡州地方より米、木炭、茶、紙、蓮子等を運搬し來る。

四、江　西　船

撫勻子　五六百擔積のもの最も多し、陶器藥材等を運搬し來り、復航には雜貨、雜穀等を運搬し去

る。

槽子　一千乃至二千擔積のもの多し。

外に江西より來るものに羅唐あり。

五、湘　水　船

沙窩子、倒扒子、平板船、滿江紅、巴桿等あり、滿江紅最も大にして一千八百乃至三千擔を積載し巴桿之れに亞ぎ、六百乃至一千擔積にして專ら客船に用ふ。

六、長　江　船

長船　四十乃至六十擔積、岳州より來るものなり。

鴉艄　五十乃至百五十擔積多く、金山、黃陂等より米豆等を積來る。

七、漢　水　船

火溜子　普通二百乃至三百擔積にして、漢口と漢水上流間を往來し、栰皮、紙、藁繩等を運搬し來り、復航には雜貨綿布等を運搬し去る。

槅子　普通五十乃至百五十擔積にして、專ら襄陽及馬梁附近より新穀、麻布、煙草等を運搬し來る。

八、湖　北　船

天門、趙市の二種あり、德安地方より樹脂、胡麻、胡麻油等を積み來る。

船舶出入統計

一九二〇年漢口港出入船舶は汽航一萬六百二十四隻、五百四十五萬五千九百二十四噸、帆船四千四百五十九隻、三十八萬千五百五十六噸、合計一萬五千八十三隻、六百八十三萬七千四百八十噸にして、之れを前年に比すれば、隻數に於て五千六百七十五隻の減少なれども、噸數に於ては二萬三千六百十二噸の增加なり、(本年度ランチ出入數は五、九五三隻三九二、四七二噸にして凡て汽船中に包含す、前年迄は之を帆船中に計上せり)、之卽ち直接貿易增加の爲海洋船の多く出入したるが爲なり、又內河航行規則に據る船舶出入數は一萬三千四百五十九隻、四十六萬三千五百五十噸にして、前年に比し五百二隻四萬三千五百七十六噸の增進を示せり、元來斯種の船舶は從前船政局に於て取扱はれたるものなりしが、同局は一九一三年廢止せられて、後海關取扱に轉じ、手續簡易且安全を來せしより、逐年增加の趨勢にあり、本年度各國別各種船舶出入左の如し。

國籍別船舶出入表

一般航行規則によるもの

國籍別	海洋船		河用船		帆船		ランチ及ボート		民船		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻	噸數
米國	三六	一三六、五一八	四六	一一三、〇八四	—	—	一〇五	五、九二七	—	—	六四	二六〇、五三九
英國	一三六	二四五、五九〇	一、七二〇	二、三三〇、〇二一	—	—	二、二〇八	三〇五、五六一	—	—	四、〇六五	三、八六九、一七二

丁抹	二	八、四四四	—	—	—	—	—	—	—	—	二	八、四四四
和蘭	二	四、五八六	—	—	—	—	—	—	—	—	二	四、五八六
佛蘭西	四	九、二八八	—	—	—	—	三	一一八	—	—	七	九、四〇六
伊太利	—	—	—	—	—	—	八	八〇	—	—	八	八〇
日本	三七五	四六四、六四八	一、〇〇六	一、三七六、三二四	—	—	八三九	一五一、四一〇	—	—	二、二二〇	一、九九二、三八二
諾威	一四	一四、八七六	—	—	—	—	—	—	—	—	一四	一四、八七六
露西亞	—	—	—	—	—	—	二	三	—	—	二	三
支那	二〇	二〇、四八四	八六三	一、一三一、五三三	二七一	五九、一〇四	二、七七八	一四四、三二一	四、一八八	三三二、四五一	八、一六一	一、六四七、八八[illegible]
合計	五八九	八九七、四三四	四、〇八二	四、九七〇、九八二	二七	五九、一〇四	五、九五三	六〇七、五二八	四、一八八	三三二、四五三	一五、〇八三	六、八三七、四八〇

以上の外内河航行規則に據るもの

國籍別	出入港計	
	隻數	噸數
米國	一一六	二、五七二
英國	一五三	三、六三〇
露西亞	一二	一三二
日本	八	二、八四八
支那	一三、一六六	四四九、九六〇
諾威	四	四、四〇八
合計	一三、四五九	四六三、五五〇

上記中汽船出入數は河用汽船は毎年戰時中と雖殆ど噸數には大なる變動なく、增減顯著なるは寧ろ海洋汽船の大小隻數にあり、而して注意すべきは海洋船を控除したる河用船のみを以て、直に當港貿易の消長を速斷するを得ず、蓋し海洋船は當港に輸入すべき貨物を積載し、或は當港輸出貨物積取の場合の外漫然出入するものに非ざるに反し、河用船に至りては出入貨物の多少に拘らず、殆ど定期に出入するを以て、他に特別現象發生せざる限り、海洋船出入は河用船出入に比し、却て當港貿易消長に順應するの狀勢にあるものと云ふを得べければなり。

次に出入船舶噸數に對する各國勢力を本年度數字に付て見るに、英國二百八十六萬噸を以て依然として首位にあり、日本百九十九萬噸を以て第二位、第三位は百六十七萬噸を以て支那之を占め、米國二十六萬噸を以て第四位にあり、最近三年間に於ける各國別船舶出入左の如し。

最近三年間各國別出入船舶表

國籍別	一九一八年 隻數	一九一八年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	一九二〇 隻數	一九二〇 噸數
英國	三、四四三	二、二四〇、五五九	三、六六九	二、六四一、五九八	四、〇六四	二、八六九、一七三
日本	二、〇〇六	一、八七一、四九〇	二、〇六六	一、九三六、二二一	三、二三〇	一、九九二、二八二
支那	九、四六一	一、六〇四、九二三	一四、五四五	二、〇四一、八六四	八、一四一	一、六七七、八八四
米國	三三〇	八五、三三七	四六五	一六八、一六六	六一四	二六〇、五二九
露國	二〇	一四、四三八	三	二	二	三

諾威	二	二、〇五〇	六	五、一〇六	一四	一四、八七六
丁抹	―	―	四	一七、三九二	二	八、四四四
和蘭	二	二、九〇六	―	―	二	四、五八六
伊太利	―	―	―	―	八	八〇
佛國	―	―	―	―	七	九、四〇六
合計	一五、三三四	五、九二五、六九三	二〇、七五八	六、八一四、三三八	一五、〇八三	六、八二七、四八〇

船籍別貨物取扱高　當港は地理的關係上出入貨物は主として水運に據らざる可らざると、各國商人扱貨物の移動は多くの場合自國船に據るの事實より推斷せば、船籍別貿易額の多寡は亦以て漢口に於ける各國勢力の消長を暗示する一材料たるべし、一九二〇年各國船籍別の輸入貨物取扱高に付ては左表の如く、前年に比し增進の著しきは米國にして、諾威丁抹佛國等も亦激增を示せり、而して當港輸出入貨物の大部分を積載する英日支は何れも非常なる激減にて、殊に日本は二千二百萬餘の減退を示せり、是本年度貿易の一般不振に起因するものなり、殊に日本は內地經濟界恐慌襲來以來は何れも手を引締め、萎微振はざりしと同時に、戰後歐米市場の秩序改善せらるゝと共に、船腹の餘裕も生じ、歐米勢力の殺倒し戰時中獲得せし日本商機の幾分を侵食せられたるの觀なきに非ず、殊に米國の如きは此機に乘じ日本貨物の一部を奪取し、實に戰後に於ける一大活躍を證するものあり、これ戰時中當港輸出界に於ける日商の活躍は全然日本關係に非ずして歐米關係なりしもの多かりしが故なり、然れども其取

扱總額に見るに英國は八二、六九七、九七三兩にして、全額の約三割八分を占め依然として第一位にあり、日本船は約三割たる六四、八一三、一四八兩にして第二位、支那船は五三、五〇五、七九九兩にて約二割四分を占め、第三に米國は一六、二二三、七〇四兩にして第四位にあり、遙に下りて諸威、和蘭、丁抹、佛、瑞典、伊太利、露西亞等順次之に亞げり。對外貿易に於ては日本船特に優勢にして總額の四割五分を占め、英國船三割強、米國船一割七分を占め、爾餘の各國船は何れも十萬兩臺にして論ずるに足らず、更に對內貿易にありては英國船總額の約四割を占め第一位にあり、支那船約三割を以て第二位第三位は日本船にして約二割四分を占め、各國は遙に下位にあり。

一九二〇年船籍別貨物取扱高次の如し。

船籍別輸出入貿易額表

國別	外國貿易		沿岸貿易		計	前年比較増(+)減(一)	
	輸入	輸出	輸入	輸出			
日本	二〇、一三〇、一五六	五、六五〇、〇八四	二三、四〇七、五五六	一五、六六四、八八一	六四、八一三、一四八	(一)	三、三〇一、〇一九
英國	一三、八八一、四九九	二、五五六、九九三	四一、七四九、七九七	二四、五五九、七八四	八二、六九七、九七三	(一)	二、八九六、三二七
支那	一、〇三三、一四一	一九九、四二一	三一、三二九、〇九五	二〇、九八五、一五三	五三、五〇五、七九九	(一)	七、六二八、四四九
米國	七、一四四、〇四一	二、四一〇、一五八	四、九五八、五五三	一、七〇〇、九七三	一六、二二三、七〇四	(+)	六、〇三〇、六四五
和蘭	四〇八、八六四	三六二、〇八〇	—	—	七七〇、九四四	(+)	四九八、八二二
諸威	二八、七三三	六三、五五九	四一、二〇〇	七七五、三六三	一、〇二三、八四四	(+)	八〇〇、二四八
總計							

露國	四四七	—	—	—	四四七	（一）	三三、六九二
瑞典	一七、三五五	—	—	—	一七、三五五	（一）	四、三九八
佛國	一四二、四三六	七、四七八	一、三六三	—	一五一、二七七	（＋）	八八、五一八
丁抹	四五〇、二〇七	四九、七七一	—	—	四九九、九七八	（一）	三〇八、四〇二
伊太利	五五八	—	—	—	五五八	（＋）	五五八
合計	四二、九一六、三九一 [?]	二一、五四九、九五〇 [?]	一〇一、四九九、五四三 [?]	六三、六四八、一五四	二二九、五九四、〇三八	（一）	三四、七五三、一七五 [?]

次に最近五年間に於ける船籍別貿易額の消長を見るに、所謂戰時後てふ變態時期にして實勢を速斷し難きも、前表に示すが如く各國船共一張一弛を免れざるも、實勢最堅實の進展を示せるは米國船にして、日本船支那船亦增進を示し來りしが、一九二〇年に至り一寸挫折し、英國船亦戰時中一時頹勢なりしを、前年度に至り原勢を挽囘したれども、又復本年には一頓挫したる觀あり、爾餘の各國船に至りては獨逸の全然隻影を沒せるを最とし、何れも著しき減退を示せるは蓋し止むを得ざるも、歐米市場秩序恢復と共に漸進の勢あり。

貿　易

中支那は實に支那に於ける寶庫にして揚子江は之が大動脈たり、長江沿岸港を開くもの少なからざるも、漢口は貿易額に於て經濟的勢力に於て、實に其首位にあり、東洋のシカゴを以て擬せらる、蓋

し長江の流域は西藏、雲南、甘肅、陝西、河南の一部、貴州、安徽、江蘇の大部分、四川、湖南、湖北、江西の全部を包擁し卽其の灌漑地域は西藏及十二省に及び、而して漢口は實に此長江沿岸に於ける經濟的中樞にして、長江の流は雲南、貴州、四川の物資を此に運び、漢水は甘肅、河南、陝西の物資を此に致し、叉洞庭湖は雲南、湖南の物資を流下すべく、是に湖北、江西を加へて所謂九省の會たり。

漢口は斯くの如く水運の便大に天然的に經濟上絶大の價値を有するのみならず、支那縱貫鐵道の連鎖點なるが故に、更に其の價値を增進するものと云ふべし、若し夫れ粤漢鐵道完成し、且川漢鐵道成るの曉に至らば、漢口の繁榮は想像に難からざるべし。

漢口の開港は實に一八六一年にして爾來約六十年間、其飛躍顯著なるものあり、卽ち開港以來約四十年たる一九〇二年には其純貿易額七千萬兩を計上し、早くも支那諸港中の第四位に上り、支那五大港の列に入れり、越えて一九〇四年に至りては、純貿易額一億萬兩臺に突進し、天津、廣東を凌駕して上海に亞ぎ第二位に躍進せり、爾來一九一七年に至る迄常に第二位を下らざりしのみならず、其進展率の大なる到底他港の企及し能はざるものありしが、一九一八年以後大連港の發展特に目醒しく、遂に第三位に下り、更に一九二〇年に入りては第四位に下れり。

漢口の貿易年額は一九一六年に於て既に二億萬兩を突破せしが、其後歐洲戰爭の影響を受け、一九一八年に於ては一億九千萬兩に逆行せしが、一九一九年には更に約三億三千萬兩に增加し、一九二〇

年には又一億九千萬兩に減じ、一九二一年には二億兩臺に復せり。

元來漢口貿易は一九一〇年頃迄は輸入超過なりしが、爾後輸出超過となれり、是れ曩には輸入港として外來の貨物を奧地に分配するを職分としたりしが、近來は奧地貨物の輸出盛んとなれるが故なり。

輸入品の主位を占むるは綿布類にして、年額約一千萬兩、綿糸之に次ぎ、其他砂糖、石油、各種器械類等合計一ヶ年約五千五百萬兩なり。

輸出品の主なるものは棉花を第一とし年額約一千五百萬兩、其他銑鐵、桐油、牛皮、小麥、茶、麻及各種植物油等にして、合計約一億萬兩なり、之に土貨移入を加ふれば一ヶ年總貿易額約二億萬兩に達す。

本邦に對する輸出品は棉花、鐵材、牛皮、麻等、輸入品は綿糸、綿布、砂糖、紙、雜貨等を主とし、直接貿易額のみにても、一九一八年度に於て二千七百餘萬兩に達し、出入船舶の總噸數に於て英國に亞ぎ、全額の約三分の一に相當するより判斷せば、邦人の漢口に於ける總貿易額は支那人並英國人と伯仲の間にあり、全額の四分の一內外に相當するが如し。

歐洲戰爭前に於ては獨り漢口のみならず、長江沿岸一帶は英國の勢力範圍として自他共に之を許せしが、歐洲戰以來我國の對支貿易長足の進步を來し、長江沿岸に於ては其貿易額に於て歐米諸國と伯仲の間にあり、然るに歐洲戰終了と共に歐米人の殺到し來れるあり、爲に戰時及戰爭直後を通じて日

本の占めたる地位は蠶食せらるゝの止む無きに至れり。

一九二〇年貿易狀況

總說

一九二〇年（以下本年と稱す）漢口對外貿易は先年來、殊に前年に於ては、開港以來の最高記錄を示せる好調の餘勢を受けて、上半期に於ては尙活況を呈し居りしが、下半期に至りては戰時中の好景氣の反動襲來し、世界的不況殊に日本財界の動搖は滯貨の輻輳物價の暴落を來し、商況不振を極めたるに加へ、銀價の暴落に依り、一層購買力を減殺し、或は政治的不安定に伴ふ商品運搬の妨礙、及爲替相場の變動に因る貿易の變調に依り、總額に於て前年に比し三千餘萬兩の激減を示せり、輸入に於ては却て四百萬餘兩の增額なるが、前年戰後に於ける過渡期に際會し、限り無く膨大し居りしも當時の契約物等の到來したるもの多きこ、折しも當地は銅貨の外省に運ばれしもの多く、補給に苦しみ居りしも、銅の價格不廉にして鑄造に躊躇し居りし際なるに、本年に至り價格下落せしを以て、湖北政府にては此機會に乘じ、型銅を輸入せるもの多く、又綿糸の如き數年來暴騰續にて綿糸商皆巨利を博し居る時に當り、邦商は國內財界恐慌の襲來を見るや投賣せしものゝ輸入多く、綿糸のみにて前年に比し四百萬兩の增額なりき、而して其後價格續々低落し、却て日本及上海に於ける市價に比し、逆鞘を示し、且爲替の不利は益々輸入商を苦境に立たしめ、又饑饉兵亂の流言は、華商の金融を頓に不良ならしめ、

莊票の流通圓滑を缺き、其他日本製品も何等生氣を呈せず、市況惡化し二、三當業者の破綻者を出せり、爲替相場の暴落は輸出に對しては多少刺戟を與へたりと雖、一般財界不況の爲需要少く且河南地方饑饉の爲産出の減少と、奥地兵亂の爲産地より輸送の不安なる狀態にて一九一五年以來の貿易不振を呈せり。

從前當港輸出の大宗たる磚茶は露國の擾亂少しも治らざるを以て、該品輸出貿易依然不振を極めたり。

貿易額

當港本年貿易は輸出に於て土貨の外國輸出額千四十七萬五千二百三十七兩、內輸出額七千七百七十三萬三千三百二兩、輸出額合計八千八百二十萬八千二百三十九兩あり、輸入は外國品輸入額七千百四十六萬二千四百三十二兩、支那品輸入額三千五百十萬二千百十三兩、計一億六百五十六萬四千五百四十五兩あり、此中再輸出額二千四百八十二萬千二百五十四兩を控除し、輸入純額八千百七十四萬三千二百九十一兩を算し、一九一九年に比し輸入四百十一萬二千三百七十三兩の增額を示したれども、輸出に於て三千六百七十一萬二千四百十一兩を減少したるを以て、貿易總額に於ても三千二百六十萬三十八兩の減額を示せり。

最近五年間漢口貿易額を對比すれば左の如し。

漢口貿易最近五年比較表（單位海關兩）

國別	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
輸入					
（イ）外國品					
外國及香港より	三五、九三四、四二一	三六、七二四、二七八	三〇、九七四、八九三	三七、四五八、七四四	四二、九一六、三九一
支那諸港より	二三、三二四、五九八	二〇、四六八、〇二六	二四、三二三、七七六	二六、八二三、三三四	二八、五四六、〇四一
小計	五九、二五九、〇一九	五七、一九二、三〇四	五五、二九八、六六九	六四、二八二、〇七八	七一、四六二、四三二
外國及香港へ再輸出	七、〇九三	五三、六九九	四二、一六八	一三二、三〇三	二〇七、一三三
支那諸港へ再輸出	一〇、〇九一、五四四	九、八二九、〇八五	一一、八三八、五四一	一一、一六三、七五五	一三、五一五、一三六
小計	一〇、〇九九、六三六	九、八八二、七八四	一一、八八〇、七〇九	一一、二九六、〇五八	一三、七二二、二六九
外國品純輸入額	四九、一五九、三七三	四七、三一〇、五二〇	四三、四一七、九六〇	五二、九八六、〇二〇	五八、七四〇、一六三
（ロ）支那品					
支那諸港より移入	三六、二〇〇、五〇五	四〇、〇四〇、九六六	三一、〇五二、四一三	三八、一七〇、〇九四	三五、一〇三、一一三
外國及香港へ再輸出	二、四一九、八八〇	二、二七七、五九九	五四二、三七〇	六五九、二九三	八六、七九八
支那諸港へ再輸出	一四、二二九、三〇三	一五、八六七、一四〇	一二、五九〇、七六三	一五、〇一九、〇四〇	一一、三三一、四〇四
小計	一六、六四九、一八三	一八、一四四、七三九	一三、一三三、一三三	一五、六七八、三三三	一三、〇九八、九八五
支那品純移入額	一九、五五一、三二二	二一、八九六、二二七	一七、九一九、二八〇	一五、六七八、一三三	二二、〇〇四、一二八
輸出					
支那品香港及外國へ輸出	九、九九八、九一〇	一〇、一九〇、一一七	一〇、〇四四、〇三七	一三、八〇八、三一三	一〇、四七五、二三七
同支那諸港へ移出	九六、一〇九、八八二	九一、一三三、一一三	九二、七八一、二九一	一一一、〇九二、三三七	七七、七三三、〇〇二

輸出合計	一〇六、一〇八、七九二	一〇一、六二三、二七〇	一〇二、八二五、三三八	二四、九二〇、六五〇	八八、二〇八、二三九
漢口貿易總額	二〇一、五六八、三〇六	一九八、八五七、五五〇	一九〇、一七六、一四〇	二三七、一七二、八二三	一九四、七七二、七八四
同　純　額	一七四、八一九、四八七	一七〇、七三〇、〇六七	一六五、一六二、二〇八	二〇〇、三九八、四三一	一六九、九五一、五三〇

對外國直接貿易

當港は由來上海港の商勢圏内にありて、全然獨立的地歩を占め得ざれば、其對外貿易總額を各國別に考査すること殆ど困難にして、當港貿易上に於ける外國の實勢を確知するの統計材料無し、蓋し地理的關係により對外輸出入共上海港を經由するもの多額に上り、而も之が最後の仕向地或は原産地を明にすべき統計材料を缺くを以てなり、卽ち當港貿易表中に在る支那諸港向輸出品にして仕向港（上海港向のもの大部分を占む）より、更に外國向再輸出せらるゝもの及支那諸港（主として上海港）より輸入せらるゝ外國品につき、各國別に其内容を知るの術無し、斯の如くなるを以て當港に在りては對列國直接貿易額は當港貿易上に於ける各國勢力の推斷材料たるのみなり。

本年直接貿易額は輸入四千二百九十一萬六千三百九十兩、輸出千百三十四萬二千八百十八兩、外國品再輸出額二十萬七千百三十二兩にして、之を前年に比すれば輸入に於て五百四十五萬七千六百四十七兩の增額なりしが、輸出に於ては三百十四萬四千七百八十八兩の減額を示し、卽ち差引二百三十一萬二千八百五十九兩の增進を見たり、次で各國別直接貿易額に付て其消長を查檢すれば本邦は依然として首位にあるも、前年に比すれば輸入輸出とも減少し、總額に於て二百十萬千五百九十三兩の減退

にして、其他英國、佛國、英領印度、丁抹、瑞典、露國、フィリッピン等何れも減退し、增進の著しきものは米國にして、之に次ぐは和蘭、香港、土耳其 波斯、埃及、新嘉坡、蘭領印度、加奈陀、白耳義、獨逸、伊太利、諾威等の諸國なり。

本年度對外直接貿易額左の如し(單位海關兩)

國別	外國品輸入額	支那品輸出及再輸出額	合計	前年比較增(+)減(-)	
日本	一八、四二七、四〇四	五、四五二、八七二	二三、八八〇、二七六	(-)	二、〇一一、五九三
米國	一三、一八三、〇七一	一、六六四、〇〇六	一四、八四七、〇七七	(+)	四、七九六、九八二
香港	五、五一九、二七二	二七、二九七	五、五四六、五六九	(+)	九〇一、四二七
英國	三、四一一、七八一	二、〇二〇、〇九九	五、四三一、八八〇	(-)	九八八、九一三
和蘭	四五三	一、〇五六、六五六	一、〇五七、一〇九	(+)	一、〇五七、一〇九
加奈陀	六六五、五二四	—	六六五、五二四	(+)	一〇八、二八八
蘭領印度	五〇三、二二八	—	五〇三、二二八	(+)	二一三、一二八
新嘉坡	三四四、九四一	—	三四四、九四一	(+)	三一九、二五八
土耳其、波斯、埃及等	三六九、五一七	五一〇、七一五	八八〇、二三二	(+)	五二五、二五九
白耳義	一六〇、三二一	三九二、三六一	五五二、六八二	(+)	五七、二五六
英領印度	二二五、七七二	—	二二五、七七二	(-)	一六〇、四六四
佛國	四八、四五二	七、四一三	五五、八六五	(-)	一、八三〇、三〇〇
伊太利	三、八四九	一二八、八九二	一三二、七四一	(+)	一三一、四六九
丁抹	四六、九五四	二七、四四六	七四、四〇〇	(-)	七三、四二八

獨逸	三、九八三	三五、〇二五	三九、〇〇八	(+) 三九、〇〇八
瑞典	一九、三五五	—	一九、三五五	(−) 九、〇五〇
諾威	—	四、〇四六	四、〇四六	(+) 四、〇四六
フィリッピン	二、五〇八	—	二、五〇八	(−) 四、六一九
濠洲	七〇〇	—	七〇〇	(−) 四〇
露國	二〇〇	—	二〇〇	(−) 二三、七七四
蘭領印度	一〇〇	—	一〇〇	(+) 一〇〇
合計	四二、九一六、三九一	一一、三四二、八一八	五四、二五九、二〇九	(+) 二、三三二、八五九
外に外國品再輸出額	—	—	—	二〇七、一三三

輸入貿易

當港本年度の輸入は外國品の輸入額七千百四十六萬二千四百三十二兩、支那品の輸入額三千五百十萬二千百十三兩、輸入貿易總額一億六百五十六萬四千五百四十五兩にして、此内より再輸出額二千四百八十二萬千二百五十四兩を控除すれば、純輸入額八千百七十四萬三千二百九十一兩に達す、之を前年に比すれば四百十一萬二千三百七十三兩の增加を見たるは、平和克復後歐米各國に於ける舊態の回復、或は戰時輸出制限令撤廢と、且は歐米各國人が數年間停滯狀態にありし各自商勢力の恢復に努めたる結果、歐米品の輸入一時に輻輳せしに因るならんか。

支那品の移入に至りては需要力增大の一方支那產業の發達に伴ひ其供給力潤澤を來せしのみなら

ず、戰時中歐米品の輸出減退市價暴騰により、一般支那人は內國品を以て外國品に代用せしめんとするの傾向を生じ、逐年進步發展を示し來りしが、本年は內地爭亂の障害及輸出不振等に因り、前年度に比し三百萬兩の減少を來せり、而して當港移入支那品は主として上流各地及上海南支方面よりの移入にして、移入總額の約半數は、更に外國又は支那諸港向再輸移出せらるゝを例となし、殊に上流各地よりの移入品に對しては、當港は一種仲繼港の觀あり、從て當港支那品移入の消長は一に當地方需要の如何のみに因らずして、一部當港輸移出の盛衰と正比例するものと云ふを得べし。

次に重要輸移入品につき前年に比し、其消長を見るに增加の著しきものは

外國品　綿糸、石油、砂糖、鐵製品、型銅、機械類、鐵道材料、染料、樽桶材料、鐵力板、木材、銅製品

支那品　紙卷煙草、食鹽、紙類、砂糖、錫箔、葉煙草

等にして

減少の著しきものは

外國品　綿織物、紙卷煙草、麻袋、昆布、縫針、靴下、石鹼、洋傘、タオル

支那品　綿糸、コークス、石炭、藥材、絹織物、綿織物

等にして、就中綿織物は各國品とも多少の減退を示さゞる無きも、日本品の減額最著しく、蓋し內地

に於ける斯業の發展と金融の不靈、爲替相場の激變市價の昂騰及激變等に因るなるべし、麻袋は各種輸出品の不振により需要減退したる爲昆布、縫針、靴下、石鹼、洋傘、タオル等の雜貨品は何れも日貨抵制による輸入手控へによるべく、支那品の輸入減退は內地爭亂のため貨物運搬に便ならざりしがためなり。

各種綿織物輸入につき各國別に最近五年間の消長を擧ぐれば左の如し。

生金巾（單位疋）

國	別	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
七封度以下	英	三九、三三三	二一、六〇〇	一一、三八八	一五、三九一	一八、五〇
	日	三九〇	九七、五九五	三三、八〇八	一九〇、五三七	三五、〇六三
	米	—	—	—	四〇	—
計		三九、七二三	一一九、一九五	四九、一九六	二〇五、九六八	五三、一一三
七封度以上九封度以下	米	七六〇	三〇〇	八〇	四〇〇	三二〇
	和	—	—	—	一二〇	三六〇
	英	一二六、七二八	七〇、四八八	三四、四七九	四〇、一二八	二二、七八五
	印	—	—	—	—	六〇
	日	六一、六〇〇	一八六、一八〇	一五五、二五八	一九三、六九〇	四五、七五〇
計		一八九、〇八八	二五六、九六八	一八九、八一七	二三四、三三八	六九、二七五

品目	国別					
九封度以上	米	二八〇	三六〇	二〇〇	一、七六六	二一〇
	和	三五〇	一九五	ー	一二〇	ー
十一封以下	英	一七八、一四〇	八五、八一九	四五、九二四	五八、九八九	二六、七三五
	日	六五、六七六	八〇、九八〇	六一、二一〇	一六四、四六八	三六、七二〇
計		二四二、四四六	一六七、四五四	一〇七、三三四	二二五、三四三	六三、六六五
十一封度以上	英	七二、一六〇	二七、八〇七	一九、七一三	一九、一四三	三二、九〇六
	米	ー	ー	ー	二八〇	七六〇
	日	一〇五、五五七	一九九、七三三	一七四、七四四	二六三、七七三	ー
計		一七七、七一七	二二七、五四〇	一九四、四五七	二八五、一九六	三三、六六六
△四十吋巾四十一碼物一平方吋内に縦横百十本織 十一封度以上	米	ー	ー	ー	ー	一二〇
十二封度二分の一以下	英	ー	ー	ー	ー	一、一七〇
十二封度二分の一以上	英	ー	ー	ー	ー	六五〇
十五封度二分の一以下	日	ー	ー	ー	ー	一三、〇六二
計		ー	ー	ー	ー	一五、〇〇二
△同上一平方吋内縦横百十本織 十一封度以上	英	ー	ー	ー	ー	四一〇
十五封度二分の一以上	日	ー	ー	ー	ー	三〇、五二〇
計		ー	ー	ー	ー	三〇、九三〇
合計		六四八、九七四	七七一、一五七	五三六、八〇四	九四八、八四五	二六五、六五一

日	二三一、二二三	五六四、四八八	四二五、〇二〇	八一二、四六八	一六一、一一五
英	五四一、六三一	二〇五、八一四	一一一、五〇四	一三三、六五一	一〇二、七〇六
米	一、〇四〇	六六〇	二八〇	二、四八六	一、四一〇
和	三五〇	一九五	—	二四〇	三六〇
印	—	—	—	—	六〇

各國別輸入高再記

シーチング（單位疋）

國別		一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
七封度以下	英	—	—	—	—	二一〇
	日	—	—	三六〇	一、五〇〇	—
計		—	—	三六〇	一、五〇〇	二一〇
七封度以上九封度以下	米	二、〇三〇	三二〇	八〇	五二〇	—
	英	三〇〇	一一〇	—	二四〇	六〇
	日	—	—	五〇	二、五〇〇	—
計		二、三三〇	四三〇	一三〇	三、二六〇	六〇
九封度以上十一封度以下	米	四、九七〇	一、三八〇	四四〇	四、一三〇	一、五〇五
	英	二〇〇	—	二一〇	—	三三〇
	日	—	六〇〇	一、二四〇	四二〇	二、〇四〇
計		五、一七〇	一、九八〇	一、八九〇	四、五五〇	—

晒巾金（單位疋）

國別	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
英	六〇三、三二五	四六九、二六七	三二三、八〇〇	三三六、四七二	三五三、九〇〇
日	二一、四九〇	六三、三一一	七〇、七五〇	二五六、〇四三	三一、四四八
和	六、一七〇	四、〇〇〇	四、三二五	二、五四一	六、〇一二
米	—	二五〇	—	四、六二〇	—
	—	—	—	—	五二
△三十七吋巾以下日	六三〇、九八五	五三八、八二八	三九八、八七五	五九九、六七六	三九一、五一二

細綾木綿（單位疋）

國別		一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
三十碼	和	一、六〇〇	一二〇	—	—	一、一六〇
	英	六七、四五〇	二七、二八三	一七、三四六	一〇、五三四	二五、一七二
	日	一九二、四八八	二六〇、〇八〇	二五五、四二七	二二七、一一九	一九四、五二〇
計		二六一、五三八	二八七、四八三	二七二、七七三	二三七、六五三	二二〇、八五二
四十碼	英	一一、四五二	五、〇〇〇	三、〇一〇	一、二八〇	四、八〇〇
	日	一〇、六三〇	五、三〇〇	四、五二〇	八、九九七	二、一二〇
計		二二、〇八二	一〇、三〇〇	七、五三〇	一〇、二七七	六、九二〇
合計		二八三、六二〇	二九七、七八三	二八〇、三〇三	二四七、九三〇	二二七、七七二

各國別輸入高再記

日	二〇三、一一八	二六五、三八〇	二五九、九四七	二三六、一一六	一九六、六四〇
英	七八、九〇二	三二、二八三	二〇、三五六	一一、八一四	二九、九七二
和	一、六〇〇	一二〇	—	—	一、一六〇

雲齋布 (單位疋)

國別		一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
三十一吋巾三十一碼物十二封度四分の三以下	米	一二、〇〇〇	八、〇四〇	二四〇	七五〇	一七〇
	英	一二〇	二四〇	三六〇	二〇	一七〇
	日	一、八二〇	六五、七〇三	二二、二四〇	二一、四八五	四、六七〇
計		一三、九四〇	七三、九八三	二二、八四〇	二二、二五五	四、八四〇
十二封度四分の三以上	米	六、〇八〇	九二七	八七	—	一、一七三
	英	一、一六〇	四〇	—	九〇	—
	日	一六〇、一一七	三〇九、六八三	七七、六〇〇	一〇一、七一七	一二、七一〇
計		一六七、三五七	三一〇、六五〇	七七、六八七	一〇一、八〇七	一三、八八三
米		—	—	—	—	一四五
△日		—	—	—	—	一、〇〇〇
計		—	—	—	—	一、一四五
合計		一八一、二九七	三八四、六三三	一〇〇、五二七	一二四、〇六二	一九、八六八

各國別輸入高再記

日	一六一、九三七	三七五、三八九	九九、八四〇	一二三、二〇二	一八、三八〇

英	一、二八〇	二八〇	三六〇	一一〇	一七〇
米	一八、〇八〇	八、九六七	三二七	七五〇	一、五八八

天竺布（單位疋）

國別		一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
三十二吋巾二十四碼物	英	一八、八四四	一五、七〇四	七、八九四	一、一一七	一、一〇三
	日	六、三六〇	一三、七四五	二九、三四〇	二〇、二六四	六、八六〇
計		二五、二〇四	二九、四四九	三七、二三四	二一、三八一	七、九六三
三十六吋巾二十四碼物	英	五八〇	—	—	四五	二〇〇
	日	—	—	八〇	二、一六〇	三、二二〇
計		五八〇	—	八〇	二、二〇五	三、四二〇
三十二吋巾四十二碼物	和	一四八	五〇	二五〇	—	—
	英	二三、〇八四	六、八五一	一五、五六三	五、四一二	二、二五五
	日	—	九〇	三九〇	七五五	一四〇
計		二三、二三二	六、九九一	一六、二〇三	六、一六七	二、三九五
△三十四吋巾二十五碼物 七封度以下	英	—	—	—	—	八〇
	印	—	—	—	—	一二〇
	日	—	—	—	—	八〇〇
七封度以上	日	—	—	—	—	五、〇三〇
計		—	—	—	—	六、〇三〇

合計	四九、〇一六	三六、四四〇	五三、五一七	二九、七五三	一九、八〇八

各國別輸入高再記

日	六、三六〇	一三、八三五	二九、八一〇	二三、一七九	一六、〇五〇
英	四二、五〇八	二二、五五五	二三、四五七	六、五七四	三、六三八
和	一四八	五〇	二五〇	―	―
印	―	―	―	―	一二〇

備考　△印のあるは本年より新関税により徴收せられたるものにして別に區分せるものなし

漢口重要輸入品最近三年比較表

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿製品				
生金巾無地(米)	疋	二四〇	一、七二六	一、〇五〇
同(英)	同	八四、七二九	一一三、一〇五	七七、六三八
同(日)	同	二二八、三二七	七四三、六三二	九一、〇八九
生シーチング無地(英)	同	二、二三七	一、〇八〇	一三、二八八
同(米)	同	―	四、五一〇	一、五〇五
同(日)	同	四五、六七〇	一八、八八二	一四、七六〇
晒金巾無地(蘭)	同	四、一二五	二、五四一	五、五一二
同(英)	同	二五四、五一三	二五一、八二七	三五三、九〇〇
同(日)	同	四五、五一六	二三八、六七一	三一一、四四八

雲齋布(米)	同	五七	四、九七五	一、二二八
同　(英)	同	三五〇	一一〇	一四〇
同　(日)	同	八六、〇二二	一一二、四〇六	一三、九八五
シェーンス(蘭)	同	—	—	一、一六〇
同　(英)	同	一六、八六五	九、七二〇	二六、八〇二
同　(日)	同	二一五、七八五	二一四、九三五	一七六、三〇五
天竺布(英)	同	二三、三一三	六、二九二	三、六三八
同　(日)	同	二九、八一〇	三八、九一五	一六、〇五〇
細地金巾寒冷紗及モスリン無地	同	一六、六八一	一八、〇三九	一六、九九五
更紗	同	九二、六七九	七八、五二四	一三八、三九五
捺染綿繻子レップ等	同	四、二九五	四六〇	一、四三九
綿イタリアン綿ヴェネシアン綿縮及綿綾奥呂	同	一九六、三一二	一八六、七九九	二一一、〇七〇
同無地着色	同	九七、七一一	三八、九一三	三二、八〇四
同紋織	同	三六、七一六	二七、六二九	三〇、三二六
紋織ポプリン	同	五〇、一三三	四八、五六二	二八、七〇四
染物細地金巾寒冷紗モスリン	同	八、〇四九	一〇、三一一	二六、七三七
染色絣金巾、細地金巾及綾奥呂	同	四一、四五七	八〇、九六六	三七、九九四
綿ネル捺染無地	同	三五、三六八	五六、八九六	二四、四一五
天鵞絨及綿天鵞絨	碼	二四七、四九三	一八一、六二一	二二七、五一四
ハンカチーフ	打	一一六、六七二	一二七、三八九	—

タオル(蜂巣織及ハカバック織)	打	二二、〇三六	一五、八五二	
其他各種タオル	同	二一〇、五二九	一九七、一五〇	一八、〇一七
綿絲(印)	擔	一、九一二	一、九九四	一、六一七
同(日)	同	八三、二四九	七一、一八一	六二、一〇〇

支那綿製品

シーチング	疋	七五、九四六	五七、六九〇	二四、五九〇
雲齋布	同	一六、一一六	四〇、七五七	三四、七二六
支那木綿	同	七、〇〇四	七、三四八	七、〇三七
綿絲	擔	八一、二八二	一二〇、二四七	一一七、五四一

外國綿毛交織物

メルトン	碼	八、〇六八	一、九四一	三、二九三
毛綿羅紗及ホンチョークロース	同	五八、六三一	三五、六一〇	七、五七二

外國毛織物

吳呂	疋	二九三	七六	三一八
羅紗	碼	三、六九五	二、〇三八	三、七八七
綾吳呂	疋	五五八	二〇	一四〇
羅伊多	同	四六六	四四四	五二三
ベルリンウール	擔	四八	一〇九	三三

外國各種織物

品目	單位			
麻帆布及綿帆巾	碼	五三、六六一	一六、二八二	四〇、三二六
ガンニー布ヘシアン布	同	八六一、九三六	一、八三六、五六八	（一九〇、〇〇〇碼 六一七、四六三擔）
ブラッシツ及天鵞絨毛織	斤	三、二一五	八、八六九	一二、九八九
絹織物	同	一〇、九六四	二〇、二六五	一九、八八七

外國金屬

品目	單位			
銅（塊及錠）	擔	二八、九三七	六五、一八三	四三、〇三三
鐵（條）	同	三一、二七二	八六、五三〇	三九、一七六
礫狀鐵及斷鐵	同	一四、七六九	一九、三九六	一
極鐵	同	二六、九九五	三八、八五一	一九、六五二
釘鐵類	同	二十、七三六	五五、〇一二	三五、〇二九
板鐵斷斤	同	六五三	八、一五九	一三、一二〇
軌條	同	一二、二八七	六八、四二五	一二二、八八八
薄板及板	同	五、五三九	三九、九二〇	二一、五七九
鐵線	同	二、二八三	四、一六二	四、三九六
鐵及軟鋼（古）	同	九、二三一	一一、九五六	七、五二六
電鍍鐵	同	七、六〇七	一三、八八七	五〇、七九〇
鉛（塊及條）	同	四、九一六	一三、六八七	二、四〇三
鋼（竿）	同	七二九	一二、八三七	九、〇七一
其他鋼製品	同	七、三八七	一八、二八〇	一

品名	單位			
錫塊	擔	一八九	三一六	三六八
錫板	同	二二、六三三	三九、四八八	九四、五一二
白銅及日耳曼銀	同	四〇	二一	一〇
亞鉛	同	二、九六三	六、八三二	六、一四九

外國雜貨

品名	單位			
麻袋(新)	箇	六七六、三五〇	三、〇六〇、三五三	三三六、一九一
其他の袋	同	一、九六一、六六二	三、六三八、三四五	三、五五二、二七一
海參	擔	二、二二五	二、四九四	二、二二一
燕窩	斤	一四、七九七	一五、二五〇	一五、八四二
毛製組紐	擔	一八	二六	—
帽子	箇	八四、九六〇	八〇、四六〇	二〇、八四六
紙卷煙草(上等品に非ざるもの)	千本	八一八、八五四	四五〇、五三〇	三六六、三三三
日本石炭	噸	八六、九四四	二三、七三六	一一、九九八
アニリン染料	兩	一二二、六八四	三六六、九八一	五五三、八六五
藍(人造共)	擔	五二五	四、二一七	一二、九七〇
電氣機材料	兩	二六二、四七九	四八八、七〇五	二二二、七〇六
米國人參	斤	一一、六六六	一一、〇二四	八、七四〇
硝子(窓用等)	箱	一〇、三九七	一九、三六〇	一七、四八一
硝子器	兩	一四、八九八	一八、〇九六	一八、六三四

麥稈帽子	箇	九九、五一六	八七、二一六	―
洋燈及燈器	兩	八一、八〇一	一〇二、二四七	六二、七二三
各種機械	同	四五一、三三五	八八四、八九六	―
燐寸材料	同	三三六、三七八	三五二、七六九	六〇、八〇六
日本燐寸	哥	六二、〇六四	二六九、七二五	一三一、一六五
藥材	兩	二五七、三〇一	三一五、四三四	三一五、二八九
針	千本	三六四、三二六	九〇九、〇八八	四八一、二五九
機械油	ガロン	四四九、一四六	三七一、二〇三	五二五、九九五
米國石油(罐入)	同	三、二〇三、九一八	一七、八五〇、〇六三	一〇、四五一、八四一
ボルネオ石油(罐入)	同	九〇五、七六七	―	八〇七、一三〇
スマトラ石油	同	二五、八四〇	一八三、四七〇	一六五、一〇〇
同(罐入)	同	三、五九七、七八一	二、六二三、一〇一	七、四一六、八一五
黑胡椒	擔	一二、九五九	一四、〇〇九	一三、一七七
枕木	本	三三八、九八四	三四七、九八二	四二四、八〇四
其他鐵道材料	兩	一八〇、五二五	一六一、六九一	二一、四八四
檀香	擔	一〇、七三九	一七、六七八	一一、八六七
昆布	同	一四二、八〇八	一二七、八四七	一〇七、八五六
桶製造材料	兩	二八三、四六三	四五九、一六七	八七九、七二二
石鹼(棒)	擔	一三、六〇四	七、七三六	五、二九一
家具	兩	二六、七一七	一三、六九九	三四、六二五

品名	單位			
赤砂糖	擔	四六一、四二二	一八二、一五八	一五四、二七一
白砂糖	同	八〇、〇一五	一七、五二七	九、九五八
精糖	同	六八三、九一七	三七七、〇四一	三二三、一五三
氷砂糖	同	五〇、九四二	三四、九四九	二〇、三三三
粉茶(錫蘭)	同	—	四、五四七	六
同(印度)	同	三、二三七	四九八	—
同(瓜哇)	同	八、六七二	一五、四五〇	—
木材(硬材)	立方尺	八六、六六二	七四、三七八	三二四、一二三
同(軟材)	平方尺	四、〇三六、七八二	六、五八二、二六四	一〇、八三四、四三九
日本綿布張洋傘	本	五五五、〇三〇	七四六、三四六	二二二、七七六
鐵道機關車給水車	兩	二〇、二一二	四〇、四〇九	一、六二三、一五九
同客車及附屬品	同	一四四、四二一	五六八、七七八	三九〇、八九三
參酒	打	三九、三八一	三五、六四七	三二、三九四

支那雜貨

品名	單位			
麻袋	箇	二、〇一〇、三九五	一、四五九、三八九	九四一、七三一
筍	擔	三〇、四九六	三〇、五五四	三二、七六二
書籍	同	九二二	七〇〇	六九二
小參	同	五八、〇〇八	四七三	四、四四一
紙卷煙草	圓	八、一二一	二二、九三五	三〇、〇三九

石炭	噸	一三九、二五五	一四九、八七〇	一四八、〇九三
コークス	同	一九二、五八二	一九八、六五五	一四二、三五六
紙扇	本	四、三五八、六四七	四、三三八、三三一	三、四六六、一〇三
麻布	擔	一二、二二七	七、七一二	九、六三四
水牛皮(生)	同	二、一三一	二、四九六	三、二八五
牛皮(生)	同	一〇、二二一	四、五〇五	二、四一九
鞣皮	同	二、三八〇	五、一二九	五、九一〇
藥材	兩	八三六、二七三	九二八、八六二	七二一、一八六
五棓子	擔	九三七	八、一〇六	七六七
桐油	同	二八、七七四	二一、三〇七	三四、三八七
一二等紙	同	四、九九五	一、五五一	二、三三一
錫箔	同	一〇、五〇三	二五、四八五	二一、三四七
橙皮	同	五、三八六	五、四一三	五、五三九
食鹽	同	三四、六六五	一二六、〇二四	二七三、一六〇
繭絲(白)	同	一三二	四三	六
同(黄)	同	一八八	一〇二	一九
同(屑)	同	—	二四七	—
絹織物	同	七九五	一、〇三四	八四一
山羊皮	枚	五四、七二四	—	—
赤砂糖	擔	一四一、二二六	四八、七二七	一〇九、四三三

品名	單位			
白砂糖	擔	二五、三五二	一三、四一〇	七、四七六
獸脂	同	一、〇二六	一、六三四	六〇三
植物性油	同	二、〇〇七	―	二、六六〇
紅茶	同	五、〇五二	―	―
綠茶	同	二、〇六六	一、六四三	一、八二六
粉茶	同	三三、八四二	一五、四七四	―
葉煙草	同	一二、二七二	一八、五六三	六六、三四八
漆	同	一、二三八	七八九	―

輸出貿易

本年輸出貿易總額は八千八百二十萬八千二百三十九兩にして、前年に比し三千六百七十一萬二千四百十一兩の減退を示せり、外國貿易額は千四十七萬五千二百三十七兩、支那諸港への移出額は七千七百七十二萬三千二兩にして、累年一億を超過せる當港輸出貿易は、本年に至り忽にして歐戰前一九一二、三年の貿易額に復歸するに至れり、是上半期に於ては尙商勢常に伸び惱み中にも好景氣の餘勢を受けて活況を呈し居りしが、下半期に於ては銀塊相場の激變、金融界の不靈、地方旱害其他の事情による農作物不作及品質不良、或は外國市場の不況等により一段不味を來し、當港輸出品の大宗たる棉花、油類（桐油、植物油、茶油、牛油、棉實油等）、雜穀（胡麻、小麥、大豆、豌豆等）、牛皮、山羊皮、磚茶、蛋白、蛋黃等何れも激減せざる無く、只銑鐵の前年輸出少きに引替へて、本年は增大せると麵粉

の異常なる增進をなせる外、紙卷煙草、綿絲、粕類（大豆粕、棉實粕等）、麻類（苧麻、大麻）等の增進を見たれども何れも多額ならず。

漢口重要輸出品最近三年比較表

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
生金巾	疋	四三、四八四	六四、一九五	一三九、八八〇
支那木綿	疋 擔	三、三一五	三、〇八二	一三、四二三 三、五一四
綿絲	擔	六、一三二	二七、九三一	五一、六四一
鐵軌條	同	一一、〇九八	一〇、八七九	一二、三七九
鐵鑛	同	五、三九〇、二八〇	六、三一七、三八八	六、九一四、〇七四
銑鐵	同	二、〇〇六、七九四	一、七〇九、三九八	—
豆粕	同	一、一八八、一三〇	一、八一八、三二七	一、五六五、三三一
黑豆	同	五四、二七二	一一、二九六	九、九三六
蠶豆	同	四三二、二五四	七一九、六二五	九〇五、一七八
綠豆	同	四七、六〇八	一〇、〇七八	一九、四三一
白黃豆	同	五三二、四九二	七六〇、五四五	五九三、四〇二
雜骨	同	六八、二九一	一〇二、一一八	一三七、三二四
書籍	同	一、一五六	四二一	二〇〇
麩	同	一二三、六一八	二一一、〇四一	三〇二、八九四

品名	單位			
豚毛	擔	一七、一七四	一三、七七七	一五、六五一
セメント	同	二二三、六六〇	一一四、六六四	二八三、九六八
小麥	同	二、三四三、九五〇	一、八一一、九八五	—
茯苓	同	三一、二四二	二七、五八六	二二、三三六
紙卷煙草	同	二一、一二三	三八、二二八	四八、二五八
石炭	噸	八五、六六七	一一〇、〇四〇	一五二、三二八
棉花	擔	九八五、八三〇	一、一六一、九一九	四一九、四三九
紅棗	同	六二、四七二	三六、〇九一	六四、〇五九
蛋白	同	一七、〇五八	三二、九七三	一〇、二三一
蛋黃	同	六九、一六四	一〇九、〇九〇	六三、五〇五
鷄卵(生)	箇	一四、五五四、五〇〇	九、〇三六、二五〇	三五、五三八、二五〇
同(凍)	擔	一六、四六八	五三、八〇六	六六、二二一
羽毛(鴨)	同	二、四五一	一、七八〇	一、八九九
黃麻	同	二二、〇〇四	七、九三七	五、四七九
苧麻	同	一七九、四七三	一六八、一六七	一五七、七六九
麥粉	同	一五七、一九七	一二二、四八一	四九五、一二一
茴	同	一六、五五七	一五、五五二	一四、九一七
落花生(殼付)	同	八、一一八	—	八九五
同(無殼物)	同	八六、〇七九	二〇六、九九九	一一七、三〇〇
石膏	同	三三二、〇三一	三三一、四八七	四八七、九四一

髪毛	同	一、三三三	二、八六三	三、六一一
水牛皮(生)	同	一一、七〇〇	一七、七〇五	四、六四三
牛皮(生)	同	一四〇、四六五	一一二、一六四	七三、八六〇
鐵鍋	同	二二、五〇三	一四、一九二	三〇、三二五
藥材	兩	一、一九九、六〇六	一、三九四、六四〇	一、七六九、一七四
五棓子	擔	二〇、七六〇	一九、九五四	一、三四四
豆油	同	四八、二四三	一〇一、五二四	五、二〇〇
落花生油	同	二、二一一	八、一九九	二七
胡麻油	同	二三、九九一	三七、四八六	二、二一九
茶油	同	一一、一五二	一六、六八三	一三、二七四
桐油	同	四七九、六四〇	六六八、五八〇	五四七、四九一
紙(一等品)	同	五六七	一、〇二八	八二三
同(二等品)	同	一四、一四〇	二〇、六八七	二九、五二三
土酒	同	一三、三三三	一二、一三六	一八、四七三
棉實	同	三三、八五三	一七九、三六七	七四、九二四
蓮實	同	四、四四五	四、一六九	四、三七四
瓜子	同	一四、八五六	七、三三五	一〇、一五四
胡麻	同	一三十、八六一	一、七六五、〇五〇	九七八、五九一
菜種粕	同	一一七、六一二	一〇九、四二一	四〇、六五五
生絲(白)	同	四一二	三一七	三五五

漢口

白線絲	擔	—	六二	五
生絲（黄）	同	五、八六九	五、三〇一	四、九八九
黄線絲	同	二〇九	二六七	一八五
野蠶絲	同	四九	二〇一	七五七
蠶繭	同	二、二四六	二、三一四	五、二六九
屑絲	同	三、九九二	二、四八三	四、一六八
屑繭	同	一三、〇二八	一一、七三四	八、七三三
河南紬	同	三、四八四	四、四五五	六、二七四
皮衣	件	四五、六七三	四五、一五二	一〇五、五一七
山羊皮	枚	二、四三七、九九二	三、一三三、四五二	一、七七四、九四六
ラム皮	同	五、四四〇	一〇八、七三九	四四、五二〇
麥稈眞田	擔	五二	—	—
獸脂	同	四七、九五四	一七、四三三	一一、〇七六
植物性脂	同	一九八、一六一	二二六、一三七	一六八、一四八
紅茶	同	五一、九五九	八八、七三二	九、五五八
綠茶	同	六三〇	二八五	一〇三
紅磚茶	同	七九、八六二	八五、五〇三	五、二一九
同（錫蘭、印度瓜哇粉茶入）	同	三三、一六二	六一、七八〇	二〇六
綠磚茶	同	二〇八、八五三	八五、四五四	三、四九五
北京磚茶	同	一七	一、四四〇	—

同（錫蘭、印度瓜哇粉茶入）	同	五	八九	—
木根茶	同	一六、七四三	一三、一六四	—
粉茶（磚茶材料）	同	一、八三六	一四、三九九	三九一
葉煙草	同	一〇三、八四〇	二二六、二六〇	一五四、五四〇
刻煙草	同	四二、五五八	三二、三〇二	二四、五一一
漆	同	一〇、一〇六	一二、二四三	一一、一九五
豆素麵	同	二三、三一六	一四、七八九	一五、〇二〇
胡桃（有殼及無殼）	同	一一、二八〇	二一、〇二六	一二、四六〇
白蠟	同	四八	七八	九五
杉材	本	五七三、四四八	八八四、二〇七	九四七、〇四二

重要商品市況

更に本年主要輸出入品中日本に重要の關係を有する商品數種に付其商況を概述せば左の如し。

日本綿布市況　年頭場面は前年來不勢を引繼ぎ閑散、殊に金融不圓滑に問屋筋一般に高値買迯りの一方、及商館筋亦賣澁り氣構へを示して認むべき商談なく、氣配軟調を以て終始しながら、舊正月に移りたり、一月舊正月明け場面は一般問屋筋先用實需見込にて弗々買氣を萠し、市面漸く色めき來り、相場亦漸騰の勢を示せしも、元地との値開き大にして商館筋安値賣澁り、纏りたる手合今一息の狀勢にて、三月に移り流石に期節とて荷動好調を示せしも、實需は未だ副はざりし爲、阪地の下落爲替の

強調も市場を刺戟するに至らず、機運今一息只管實需の發動を期待しつゝ四月に移りて、奥地客幇漸く出揃ひ活調を加へんとして、月初め降雨連日に亘りて客足鈍く、殊に元地相場の動搖にて人氣滅切り消沈し、客筋は怖け付買見送りの一方、商館筋は爲替高にて採算不出合、旁〻賣買兩者共成行觀望の已むなきに至れり、五月に及びては元地相場の慘落浮動上海市場の無活氣響にて、遂に商館筋は安値賣出しを誘致するに至り、爲替高にも拘らず、相場却て下落の奇觀を呈し、市面は依然沈靜なりしも、奥地概ね品薄なりし爲、安値買狂ひ現はれしと、元地相場の落付きを待ちて、先物買氣配を示せしとに依り、底意は手堅く、殊は既約品荷卸は引續き好調なりき、殊に同月中旬來本邦財界動搖の影響當地に波及して、人心の浮動甚しく、金融は忽ち硬塞狀態に陷り、而も不需要期を控へて買氣滅切り減退し、殆ご無手合の商狀を以て六月に及び、金融依然硬塞の狀態を改めず、加ふるに湖南地方騷擾勃發して市面一段惡化の爲に買氣更に現はれず、相場は爲替高に拘らず却てヂリ安を演じたり、七月に移りて、地方騷擾小康の一方、上海市場の好調響にて市面漸く見直し模樣に見受けられしが、同月中旬來中央政變入報にて市面再び惡化したれば、認むべき手合無く、沈靜場面を繰返しつゝ八月に移り、中央政變平靜の一方爲替下落在荷薄事實に刺戟せられて、市面生氣付き、回復の曙光を認めたるも、其後上海の不況三品の暴落に遭ひて、今一息買進みなく、概ね氣迷ひ儘九月に入り、地方旱害農作不作響にて人氣昂らず、而も中旬來上海不振問屋筋警戒實需不味にて、依然實勢閑散を改めざりし

が、下旬に移りて元地相場暴落市場險惡入報にて、商館筋手持賣拔きに苦心せるも、問屋筋の警戒にて纒りたる商內を見ずして十月に移れるも、爲替の不平定、阪地の軟調上海不況等によりて客筋一齊に買見送り、引續き不味場面を繰返すのみにして、下旬に至り元地高、上海市場の立直り氣配を持して人氣良化せしも、金融依然不圓滑なりし爲 問屋筋は買控への已むなき狀勢なりき、十一月に入りては依然不振を改めざりしも、流石に需要期丈けに幾分纒りたる手合行はれたるも、金融引續き緊縮狀態に在りしと、折柄の爲替高にて、元地との出合益々困難を加へたりし爲、今一息腰極めの商談を見ず、殆ど現物當用買に止まりたり、十二月に移りても金融依然逼迫、加ふるに阪地上海兩市場共に不味奧地騷擾突發、資金關係による商館筋の手持賣出し等の事實ありて、商勢伸び難く、月末一時爲替安、阪地安にて商館側の賣焦りとなり、一方手持薄の問屋筋の安値買望みありて幾分活氣を見たるも實際は不況軟調を以て越年せり。

日本綿糸市況　舊臘大瓦落以來引續き安値買氣盛なりし所、改年早々上海市場氣丈成行入報に一段買氣を添へ、市況頓に活氣を加へ、舊年末爲替安に乘じて一時纒りたる商內を見たるも、元地高にて出合を見ず、商內難を以て舊正に移れり、舊正後春季實需期に入りて、相場漸次元地相場に鞘寄せ來りしも、爲替相場の浮動甚しく、加ふるに奧地需要思はしからざりしも、賣買兩者共に成行觀望の姿にて四月に移り。元地の動搖益甚しく、何れも先行案じにて氣迷ひ氣配愈不味、加ふるに一方爲替の

高成行にて、出合益困難を加へ、殆ど無商内の狀態を以て六月に移り、初旬三品の暴落動搖にて漸く出合を見たるも下値落しと、爲替先行案じにて買氣副はず、不味閑散を以て七月末に移り、爲替安にて先物に對し弗々買氣現はれ相當手合行はれたり、八月に入りては元地依然軟調にて一般先安氣構へにて買氣無く閑散を繰返して九月に及び、三品の暴落にて見合相場出合せしも、其後相場の動搖甚しく爲替亦亂調子にて買氣副はず、見送狀態にて十月に入り、二十番手急需あり、支那品拂底の折柄二週間内に約千俵の手合を見たり、然るに其後元地相場の動搖甚しく、殊に爲替高に出合困難殊に年末に及びては金融逼迫甚しかりし爲、取引は僅に小口商内に限られ市面閑散氣配軟調を以て越年せり。

棉花市況　改年早々認むべき入荷なく、市面は殆ど端埋買に止まり、高値買見送りの狀勢なりしも氣配は寧ろ强持合の儘舊年末に迫りて取引一段閑散、舊正明け場面は上海筋輸出筋共に買氣薄隨時當地紡績筋の買氣ありしも、在荷薄の折柄とて、安値賣物無く底意手堅き商狀を以て四月に移り、爾來日本市場の動搖上海市場の不況響にて、更に入註なく而も製品不賣行の爲、當地紡績筋亦買氣無く一層不味を加へ、氣配も軟調を辿りて六月に移り、當地紡績及上海筋並に一、二輸出筋弗々買氣を呈せしも、良品薄にて僅に小口買付に止まり、市況の立直りを見ず、依然閑散を繰返して八月下旬に及び、新棉相當値頃にて引合を始めしも、作柄及先行案じにて賣手無く、買手又日本及上海の不勢に叩かれて氣乘薄旁々認むべき手合無く、不振裡に經過し、九月中旬後新棉弗々上市せしも、市面は當地紡績筋

の常用買に止り、一般買氣薄にて氣配軟調を辿り居り、越えて十月に移り當地紡績筋及湖南江西筋の需要起り、殊に輸出筋の小袋取引弗々行はれて、氣配一轉强調に傾き、相場手堅き儘、十一月に移り同月下旬來の崩落、上海不況、品落等の事實ありて、滯貨漸増の傾向を示し相場次第弱りを演じつゝ十二月中旬に及び、日本及上海市場共に依然引立たざりしも、當地紡績筋の多額買付ありて、氣配强調を加へ、一時好調を示したるも、其後買氣續かず而も爲替安にて輸出筋一般氣乘薄不味閑散に越年せり。

桐油市場　年頭着荷並に出廻り不充分なりしも、輸出手合寥々にて相場は兎角伸び惱み、十三兩（淨貨）に下這ひながら二月初旬に及び、突如買氣現はれ好調を示せしも、單に一時的にして氣配再軟化閑散場面を繰返して舊正に至れり、舊正明け場面は輸出手合相當行れて氣丈成行を示し、相場も十五兩所（淨貨）を上下して四月に入り、着荷漸増の一方輸出手合一報にて氣配は漸次軟調に傾き相場弱成りを以て五月に移り、着荷在荷共に潤澤なりしも、輸出筋買氣加りし爲、氣配硬化相場高成行にて六月に移り、市面買氣潛みし一方偶、產地騷擾懸念にて着荷支障を來し、相場急騰同月中旬一時十六兩五匁（淨貨）の高値を唱へたり、其後期節に入りて手合今一息捗々しからず、而も着荷在荷共に充分にて氣配軟化相場は寧ろ弱成行にて八月に及び、江水增量產地動亂にて着荷減切り減退せしも、輸出手合一段閑散を加へて相場却て下這ひながら九月閑散期に入り、着荷漸減せしも、在荷尚潤澤の一方市

面一段不振相場伴れて次第弱りを演じ、十一月中旬十二兩（淨貨）の下値を唱へながら、其後着荷減切り減退在荷亦漸減せしも、一向に買氣現はれず、相場は弱持合年末の如き殆ど無商市狀態を繰返したり。

牛皮市況　年初は在荷豐富輸出手合不振にて、相場は毛貨上物三十七、八兩を唱へ、寧ろ閑散場面を以て舊正に至れり、舊正明け場面は輸出筋多少買氣を萠して氣配良化相場亦毛貨上物三十九兩迄見直し、一時好調を示したるも、四月に移りて輸出筋一般と共に氣配軟化而も在荷充分にて相場次第に引緩み、五月中旬毛貨上物二十九兩所に落込みたり、其後一張一弛認む可き變化無く、不振の儘六月に入り出廻漸減せしも、在荷尙潤澤の一方輸出筋全然氣乘薄にて相場伸び惱み、毛貨上物三十一、二兩揉みに彷徨しつゝ、九月新物期に入りしも在貨豐富而も市面買氣薄にて、新物の着荷少く、相場は毛貨上物三十三、四兩を唱へたり、越えて十月に移り新物出廻り漸增せしも、市面買氣之に添はず、氣腐れ模樣にて相場漸落毛貨上物二十四、五兩所に落込みたり、十一月出盛期に入り市況不振なりし爲着荷多からざりしも、輸出筋引續き氣乘薄にて氣配一段軟調に傾き相場亦次第弱りにて、同月末毛貨上物二十一兩所に慘落せり、十二月に入り初旬輸出筋多少買氣を催し相場亦一、二兩方見直せしも、大勢は依然不味裡に越年せり。

胡麻市況　年初來着荷在荷共に寥々の一方、輸出筋亦氣乘薄相場は六兩七匁所を唱へたるも、殆ど

認むべき商内なく、沈靜場面を繰返して九月新物季節に移り、作柄等しく不良を傳ふる一方（白種六七分作黄種五、六分作）輸出筋勃然買氣乘にて、五兩一匁五分所迄、大口手合陸續成立一時好調を示したるが、其後作柄豫想外不良なりし爲、荷主何れも强腰にて、約定引受問屋は何れも既約品荷渡しに異常の支障を來し、着荷待ち奪ひ合ひの盛況を示し、氣配愈〻强調相場伴れて漸騰、十月中旬七兩所に突進せり、然るに同月下旬に至りて期限物一部終了せしと共に買手買焦らず、殊に高値呼び着荷漸增の事實ありて、氣配一轉軟調に傾き、十一月中旬六兩所に落ち其後認むべき新商内無く、殆ど約定物買埋取引に限らるゝの儘、十二月に入りて大口期限物一順終了と共に、市面買煽りなく、殊に外國市場の不勢入報にて人氣滅切り消沈、市場は僅に約定品引充の爲良品撰り買の姿にて、相場も六兩搦みに持合ひ沈靜裡に越年せり。

通過貿易

本年度通過貿易は千二百七十八萬七千百二十二兩にして、前年に比し六十三萬八千二百一兩を增加せり、而して之を各項目に分ち其消長を見るに外國品及機械製品の支那内地移出額は前年に比し前者は十二萬六千七百八十六兩、後者は八十二萬八千八百十七兩の增加を見たり、之れ對奧地取引の歐戰以來歐米品輸入減退し居りしを戰後挽回し來れると、支那内地工業の勃興とによるものなり、然れども三聯單による外國輸出の目的を以て支那產品輸入額は上流及奧地原產地方面の饑饉と輸出不振を極

めたるに爭亂の爲め貨物移送上障害を蒙りたるを以て、幾分停頓の氣味により、前年に比し三十萬七千四百二兩を減じ殆んど半數なり。

本年の通過貿易の統計は次の如し。

外國品（子口單によるもの）

省名	税單數	價額
湖北	七七七	二一六、三五一兩
湖南	三、八七一	四八七、三六〇
陝西	九、九八一	一、五七一、二七七
河南	六、〇七六	一、三九五、三四五
貴州	一、五八四	二四七、三〇七
四川	五四〇	六〇、四九六
甘肅	五、八九二	九〇二、九〇三
江西	一、二六四	五六、〇六九
廣西	四	八七九
山東	一、〇〇八	一五二、二〇四
安徽	六四	六、一四五
江蘇	一一	二、七〇一
直隷	四	一、二九三

新疆	六	九三
合計	三一、〇八二	五、一〇三、四二三

支那機械製品

湖北	八、七一二	四、九〇四、〇九〇
湖南	二七九	一〇八、四五六
陝西	一、〇二九	二二七、七一三
河南	一、一六〇	八六七、一五〇
貴州	四六	三一、三三九
四川	三	九九
甘粛	二、二一一	五六七、二六六
江西	九六	八一、八四三
山西	二〇七	二八、二四六
安徽	八三	三八、一七五
直隷	五〇五	五〇六、三四九
山東	二	二、〇一〇
廣西	四	二、六七八
合計	一四、二三一	七、四六八、八三七

支那品（三聯單によるもの）

湖北	二三	一五、四八二

陝西	二	六二五
河南	二九五	一八九、四三五
四川	二七	九九、二四五
甘肅	八	一三、四九八
計	三一九	三一八、二八五

一九二一年貿易統計

一九二一年中漢口於ける貿易總額は二〇一、五九四、六三七兩（輸移入總額）にして、貿易純額は一七三、五四六、七七四兩（貿易總額より再輸移出額を控除せるもの）なり、以下詳細を表示せん。

（單位海關兩×印は支那品）

對外直接貿易額

輸出

日本	四、七八八、二九五	英國	三、三三〇、七三七
獨逸	六〇八、七四七	米國	四七九、一九一
和蘭	三四九、三八七	伊太利	二六八、八五三
佛蘭西	二四〇、四〇〇	白耳義	一一〇、四四〇
香港	七一、二七八	濠洲	三五三
印度	三一六	新嘉坡	一一三
トルコ、ペルルヤ、エジプト、アルゼリヤ、アデン	九六	瑞典	六〇

國名	價額	國名	價額
瑞西	二八	丁抹	一〇
蘭領印度	一〇		

輸入

國名	價額	國名	價額
日本	一五、八二一、一二九	米國	一二、八五五、七五七
香港	九、一五二、四〇三	英國	四、六六一、六三四
新嘉坡	一、五〇三、九八六	蘭領印度	九二五、六九一
白耳義	八二三、五一四	加奈陀	六一一、三六九
佛蘭西	四六七、九八三	獨逸	二四六、五二五
英領印度	一六二、八八七	瑞典	一〇一、〇三三
伊太利	三九、六八四	比律賓	一、三一二
佛領印度	六一四	露國	一〇七
瑞西	二〇	和蘭	二二、六一九
濠州	一五、一四七	丁抹	六〇、六四九
諾威	二、三二〇		

輸出入品別表（單位價額兩）

輸出

品目	數量	價額
棉花	六五七、二七八擔	一六、八四九、二六八
油類		

品名	數量	價額
桐油	六七一、四七五	八、六五一、八六四
植物脂油	一七九、九六一	二、一六〇、七四一
茶油	八、一九七	一〇五、四一二
牛油	四、八一二	六〇、三七七
其他	四、八二四	六八、〇七三
小計	―	一一、〇四六、四六七
雜穀類		
胡麻	五五〇、九三四	二、九九一、四八〇
蠶豆	六一六、六一三	一、二六六、八九一
大豆	三九三、〇六五	一、一五五、五〇八
小麥	三〇五、四九六	八五二、二七八
豌豆	三〇九、五二五	七〇三、一一四
菜種	一三四、〇七一	三七五、五二七
米	八三、〇八七	三二九、〇二四
其他	三、四〇〇	五、八一四
小計	―	七、六七九、六三六
煙草		
紙卷煙草	六八、〇八六千本	四、七〇九、五七八
葉煙草	一四五、四五九擔	一、三二三、七二三
刻煙草	一二、六七三	三一五、二二二

小計		六、三四八、五二三
總絲		
漢口	八一、一二〇	三、八九三、七六〇
上海	四三、四四二	二、一六二、五四三
其他	四五七	一一、二〇七
小計		六、〇六七、五一〇
卵製品		
蛋白	三一、三五〇	二、六二二、四二七
蛋黃	一八、五九七	六二九、九一二
蛋黃、白、混合物	三〇、七七〇	五七七、一三八
蛋黃液	九三、三二一	一、二九五、二九四
蛋白液	六二一	一一、四四五
小計		五、一三六、二一六
鐵類		
銑鐵	一、七九六、八五一	二、八七九、三八六
軌條	一三五、七七〇	三五六、二五六
其他鐵製品	六八、七二〇	二三七、三〇五
鐵鍋	三八、七二五	五四九、七六七
鐵器	—	三、三九八
鐵鑛	四、一五九、六八〇	七〇七、一四六

品目	數量	價額
小計		四、七三三、二五八
茶類		
紅茶	二二、五三七	三一〇、三二一
磚茶	一六、六一八	二三七、九八八
綠茶	七九一	一二、〇三九
其他	一三、八六七	一三〇、三三一
小計		六九〇、六七九
紙類		
土產紙	七六、六〇一	六六九、六八六
洋紙	一、二八四	一五、二二四
銀色紙	五一	一、四四八
其他	一、四八二	三、二七〇
小計		六八九、六二八
安質母尼		
純	一〇八、四九七	五四四、六五九
生	三五、七三〇	一〇八、三五八
鑛	六、四五五	一七、〇〇一
小計		六七〇、〇一八
五棓子	三五、四四六	六六九、九八九
軍需品		五六四、七七四

茯苓	二四、八二七	四五五、四六五
軍服		三一五、三二六
石膏	四二七、〇二三	三〇三、一八六
棺材	二六四、七三九	三〇一、八六四
皺	二五一、二四三	二九四、五七三
セメント	一八四、八七五	二五七、〇〇〇
白蠟	二、六六九	二二八、九五一
棗	四三、四七九	三三八、七〇〇
[illegible]		
蠶繭	一、七四〇	八九、〇〇一
屑繭	五、八七七	一三九、三七〇
小計		二二八、三七一
蓮實	一七、三七四	二二八、〇二五
水銀	一、三九三	二二一、五六一
凍製食料品	二二、〇〇六	二一〇、二九七
土酒	二〇、二五五	二〇三、二一八
腸詰	五、四〇二	二〇一、五二七
瓜子	、一七、七三九	一五五、〇四二
獸骨	一二九、二〇七	一五二、五二六
百合	九、九九六	一四六、七六五

品目	數量	價額
麻布		一、八八一	一四五、四一二
牛皮		
黄牛皮	一一五、三五五	三、六七四、一八五
水牛	八、八三二	一五八、八〇二
小計		三、八三二、九八七
杉材	一、二四一、九七六本	三、三二八、四九五
麻類		
ラミー	一四一、九九九擔	二、〇二〇、八七五
ヘンプ	九〇、二三四	九六八、七三五
ジユート	四、〇三五	一八、八四三
小計		三、〇〇八、四五三
生絲		
座繰絲	八、八四七	二、六五〇、六二六
機械絲	一〇六	七六、〇三六
屑絲	二、五五五	七三、四二三
野蠶絲	五六	三、六一〇
小計		二、八〇三、六九五
粕類		
大豆粕	一、〇一一、七一三	二、三〇六、七〇六
菜種粕	二五四、三五三	三二〇、三九〇

品目	數量	價額
棉實粕	九一、八六一	一二四、〇七三
小計		二、七五一、一六九
藥材		二、七二四、四四二
毛皮類		
山羊皮	二、九七〇、八九二枚	二、〇一八、一二三
猿皮	四五八、八九一	一三五、六三二
鹿皮	一六一、六六二	七一、六七二
熊皮	六四、八二六	五五、三七九
毛皮衣	六二、四八〇	九一、七四七
其他	四、七九二	一八六、七四三
小計		二、五五九、二九六
生漆	二七、三〇八担	一、八八八、三七六
繭紬	六、三二三	一、八三二、六四〇
綿織物		
シャーチング	一二〇、三九八反	七六四、六六二
シーチング	六九、八五三	四三〇、一六三
土布	三一、九五〇碼 六、一八四—	四二八、〇三一
其他		三一、二四三
小計		一、六五四、〇九九
麥粉	二九一、七四九担	一、四一九、三二九

品目	數量	價格
石炭	一三六、八〇七噸	一、二二六、三〇六
豚毛	七、七一四擔	九九六、六九五
鉛		
鉛塊	六、七七一	七〇四、四一九
鉛鑛	二七、七八七	九五、一八六
小計		七九九、六〇五
菌	一七、一一三	七七三、一八一
豆素麵	一七、六三五	一四〇、八九八
筍	六、六〇四	一一五、八六〇
砒石	一五、六〇三	一一五、七七七
蠟燭	七、二〇二	一一三、四四八
輸入		
綿織物		
生地物	八七六、三二四反	四、八二〇、六八九
加工物	一、七〇二、一三三反 三六六、四四九碼 九九、〇四[illegible]打 六、四七六枚 八九五擔	一〇、九四五、七二八
小計		一五、七六六、四一七
砂糖		
精糖	五四六、六九三擔	五、八五九、四〇一

品目	數量	價額
白糖	七七、三〇七	七一一、五八二
赤糖	三三七、二三五	二、三〇二、三七六
氷糖	六四、〇六八	八八五、八九二
小計		九、七五九、二五一
石油		
米油	一七、五一六、九九五加侖	五、七〇九、二四四
スマトラ油	七、四六三、三四九	二、三七六、七九八
ボルネオ油	一、八〇七、一八一	五六二、七七六
小計		八、六四八、八一八
銅製品		
電氣銅	三一二、二六一擔	七、九六九、四五三
其他	一、二七九	五六、三四〇
小計		八、〇二五、七九三
綿絲×	一三三、九六八	六、六六八、九二八
染料塗料		
藍	四四、〇一二	三、一二〇、九四二
アニリン		一、〇八四、一七八
其他	二三、九四二擔 二五、〇八一兩	三八三、六七八
小計		四、五八八、七九八
鐵道材料		

品目	數量	價額
枕木	二二二、四九六本	三九一、六一八
(機關車貨車)	一	四、〇一八、一二七
其他	一	七二、三四一
小計		四、四八二、〇八六
油類×		
桐油	二六八、三四四擔	三、四三五、四九二
豆油	二六、七九一	三二八、一九〇
胡麻油	五、〇一二	一四二、一四〇
其他	三、五六三	三二、八八一
小計		三、九三八、七〇三
紙卷煙草×	四九、九四二	三、六九八、二〇五
綿絲	七〇、一五三	三、六七九、三一六
機械類		二、五三二、三八五
鐵製品(新)	二三五、三一九	二、〇二〇、六六九
砂糖×		
白糖	五九、〇九五	六〇七、四九七
赤糖	一七六、〇四七	一、三二五、六三四
氷糖	四四三	六、六〇五
小計		一、九三九、七三六
石炭×	一五一、一六七噸	一、三六二、〇一四

品目		数量	価額
生漆	×	一六、九五四擔	一、二四八、四九三
薬材	×		一、二四七、六二〇
毛皮類	×		
山羊皮		九一六、四〇八枚	九四一、二三六
其他		一二五、九二九	七一、七五三
小計			一、〇一二、九八九
紙類	×		
銀色紙		一八、二二三擔	五一七、五三三
洋紙(上海)		一三、九六三	一五四、二六二
土産紙		四五、三五五	三三七、七五五
小計			一、〇〇九、五五〇
海産物			
昆布(長)		七一、八九四擔	二七〇、三七九
同(刻)		二四、二九七	一二六、四一九
鱶鰭		五〇三	六五、二六九
鰑		四、二〇六	一一四、二一五
海參		二、三〇〇	一七四、二六六
干蝦		一、一六六	三五、一六九
其他		一三、五三〇	一三九、〇八〇
小計			九二四、七九七

麻類 ×		
ヘンプ	八〇、八五三	八五九、九〇七
ラミー	一、八四五	二六、三八四
小計		八八六、二九一
コークス ×	八八、三〇一噸	八三九、七四二
洋紙類		
有光紙	一二、五九三擔	二二〇、一三三
印刷紙	一六、四九二	二〇一、四四七
其他	五、三一四擔 三五〇、八一七兩	四〇五、六四〇
小計		八二七、二二〇
棉花 ×	二九、四五五擔	七三五、七八六
絹織物 ×		
繭紬	六三八	二四三、〇七八
其他	六九六	四八三、七六二
小計		七二六、八四〇
電氣材料		六八〇、六三一
牛皮 ×		
黃牛皮	二〇、四一九	六二二、六〇七
水牛皮	二、五三六	四五、五二一
小計		六六八、一二八

品目		數量	價額
錻力板		四三、一一四	六五八、〇一三
靴下			
	綿製	八五、一二四打 三、六〇一雙	五七六、八八七
	絹、毛、製	五、三四一打	一三、四〇七
	小計		五九〇、三九四
綿織物 ×		六七、六三八反 六四、一〇七打 二、一三二塊	五八九、〇〇八
紙巻煙草		一二四、三八六本	五七一、四五九
食鹽 ×		八九、二九四擔	五五八、〇八七
麻布 ×			
	粗	一、六二五	六八、二三四
	細	五、〇二一	四八一、六六五
	小計		五四九、八九九
安質母尼 ×			
	生	二五、五二八	六九、六八六
	純	九一、四七六	四五三、七六一
	鑛	六、八一三	一八、一六六
	小計		五四一、六一三
五棓子 ×		二八、六八七	五三七、三二一
藥種		—	五一三、九四七

品名	數量	價額
毛織物	四〇、五一九碼 一九八、六三六反 一〇、四一七擔 二二、四八六封度	五一二、八〇九
熟皮製品 ×		
熟皮	九、〇一〇擔	四八八、九七三
製品	一、九三六	一七、九四四
小計		五〇六、九一七
麻袋		
新	四一、二二一枚	三七〇、二八〇
古	九九五、五一〇	九三、二三四
小計		四六三、五一四
米 ×	一三三、一七八擔	四三八、〇二四
雜織物	九一七、〇一七碼 三三、五七二擔 二二、五六六斤	四一七、三七八
糖 ×	三二、九〇〇擔	三八一、〇八八
石炭(日)	五八、〇一一噸	三七八、〇八一
亞鉛引鐵製品	四七、三九七擔	三七六、四七三
葉煙草	三、五八四	三五九、九七四
木材		
松材	五、七五五、一〇一平方呎	二四四、九〇六

品目	數量	價額
硬材	一、七九〇、五〇三 [illegible]	八四、九二七
チーク材	九五、三七一	一九、五七三
小計		三四九、四〇六
銅鐵製品	二五、一八〇擔	三〇八、二〇六
蠟×		
黃	一四〇	六、三六四
白	三、五〇五	三〇〇、五五四
小計		三〇六、九一八
葉煙草×	三一、三二九	二九三、二三九
鉛×		
鉛塊	一六、七二〇	一七三、八八五
鉛鑛	二七、七八七	九五、一八六
小計		二六九、〇七一
機械油	四五六、一九〇加侖	二六五、六一二
硝子類		
板硝子	二七、二八六平方呎	三八、〇〇六
窓硝子	一六、二八八箱 二四、四六二兩	一五六、五四四
壜	―	四〇、七三三
其他硝子器	―	二六、四二一
小計		二六一、七〇四

品名	數量	價額
紙卷煙草材料×	—	二五六、七二三
燐寸材料	三九、四〇〇羅 一六、二一〇箇	二四七、六五一
人參　米	七、七一三斤	一一一、八一六
日	七、八三三	三〇、五六八
朝	五、六三七	九一、九五二
小計		二三四、三三六
錫鉛箔	六、六五六擔	二〇三、五九二
瓜子×	二四、〇〇〇	二〇〇、六四〇
水銀×	一、二五二	一九八、一〇四
蓮實×	一四、九六一	一九五、八三九
蠶豆×	九五、六三九	一九三、一九一
坩堝	—	一八九、二五五
胡椒	一一、七七三	一八七、七八八
燕窩	一一、三三六斤	一八二、四六七
紙卷煙草材料	—	一七九、一〇一
機關及發動機	—	一六九、八二七
洋傘	三〇六、七三五本	一六〇、八六〇
自轉車及材料（自轉車／材料）	六、九七二輛 一五二、五九六兩	一五九、五六八

綿毛交織物	一〇、九九七匹	一五六、七九九
白檀	一一、八三三擔	一五六、一四五
豚毛×	一、八三二	一五四、七八二
土酒×	一三、七九六	一五一、七五六
靴下×		
綿製	一六四、七九三打	一四六、〇三八
絹、毛、製	一、一六六斤	二、七七六
小計		一四八、八一四
セメント	一〇六、四一二擔	一四八、〇六九
罐詰類		
魚類	七、五〇七擔 五五〇打	三三、三六三
牛乳	九、四三九打	二三、七二三
果實	一七、九八六擔 八五七擔	二九、〇七二
乳脂	一、五〇四擔	三七、八二六
其他	—	二三、八四三
小計		一四七、八二七
電扇	一五、一〇九、三三〇本	一四七、二六〇
化粧品	—	一四六、二二五
琺瑯鐵器洗面器	三九、〇七九打	一二三、二九三

品名	數量	價額
其他	—	一八、三六六
小計		一四一、六五九
海産物 ×		
鯣	四、三八三擔	八五、七七五
鱶鰭	一、四七二	七、三一六
其他	一、一六三	四八、一六六
小計		一四一、二五七
茶類 ×		
紅茶	一、二八一	二一、六九五
綠茶	三、四九五	七一、一六二
其他	二、五七〇	三九、六一四
小計		一三二、四七一
陳皮 ×	五、八四二	一三二、一四六
軍需品 ×		一二九、〇三九
足卷帶	一、二〇六	一二一、二八〇
熟皮製品		
熟皮	二、七八〇	六七、七四四
製品	（六六二擔 四、八〇八兩）	五三、四三一
小計		一二一、一七五
縫針	四五九、〇七八千本	一二〇、五二二

品目	數量	價額
眞鍮製品	三、一五四擔	一一九、七〇七
植物脂×	九、六八五	一一八、二五四
建築材料		一一六、六九二
果實×		
乾	六、五七四	八九、七二一
生	六、七二二	二四、四八七
小計		一一四、二〇八
蠟燭	六、一二五	一一二、八八〇
洋燈燈器		
ランプ		三一、五五九
ホヤ		九、二八〇
其他		七一、九四三
小計		一一二、七八二
調帶		一〇七、五一七
空壜	三二、三一七個	一〇五、二五八
麥粉×	二三、八七五擔	一〇三、五一四
タピオカ粉	一八、八八五	一〇二、九四〇
石鹼		
化粧		八二、三〇七
洗濯	一、七八九	二〇、二四五

合　計　一〇二、五二五

金融機關

外國銀行

漢口は支那に於ける重要市場の一なるを以て、外國銀行の此に支店を開設するもの少なからず、其主要なるもの次の如し。

銀行名	國籍	所在地
東方滙理銀行	佛國	佛租界
參加利銀行	英國	英租界
義品放款銀行		佛租界
露亞銀行	露國	露租界
滙豐銀行	英國	英租界
花旗銀行	米國	英租界
橫濱正金銀行	日本	英租界
臺灣銀行	日本	英租界
住友銀行	日本	英租界
友華銀行	米國	英租界
中華懋業銀行	米國	英租界

漢口銀行	日本	佛租界	

新式銀行

漢口には此に本店を設くる新式銀行無きも、有力なる銀行の此に支店を開設するもの多く、金融界に於ては次第に舊來の錢莊、票莊に取り代りつゝあり、漢口に支店を置く新式銀行次の如し。

銀行名	本店所在地	漢口支店所在地	備考
中國銀行	北京	歆生路	
交通銀行	北京	英租界湖南路	
浙江興業銀行	上海	歆生路	資本金二百五十萬元
浙江地方實業銀行	杭州		資本金二百萬元
鹽業銀行	北京	英租界一碼頭	
中孚銀行	天津	歆正路	資本金二百萬元
聚興誠銀行	重慶	英租界漢潤里	資本金百萬元
四明銀行	上海	歆生路	資本金百五十萬兩
金城銀行	天津	歆生路	資本金五百萬元
中國實業銀行	天津		資本金二千萬元
工商銀行	香港		資本金五百萬元
上海商業儲蓄銀行	上海	英租界一碼頭	
湖南銀行	長沙	英租界	

贛省民國銀行　九江　黄坡街

錢莊

漢口にありても支那人間の金融機關として錢莊、錢鋪等あり、其營業は他の地方に於けるものと大差無きが、此に於ても近來新式銀行が次第に勢力を得るに至れると共に、之れが爲に壓倒せらるゝの傾向あり、今漢口に於ける錢莊の主なるものを擧ぐれば次の如し。

莊名	資本金	設立年	所在地	備考
怡康	一萬兩	前清老牌	黄陂街	
愼豐	四千兩		同	
恭義	一萬兩	一九一三年	同	
義和	五千兩		同	
謙孚泰	一萬兩	一九一四年	同	湖南幇
善昌	一萬兩		同	
宏發乾	六千兩		同	
恒昌	五千兩		同	
寶通	五千兩		同	
裕厚康	三千兩		同	
天順	三千兩	一九一二年	同	
守康	八千兩		同	

濟源	二千兩		同	
瑞源	二萬兩	一九一三年	同	
泰昌	一萬兩	一九一三年	陽子街	
永裕	一萬兩	一九一二年	同	
敦義	一萬兩	一九一三年	同	江南幇
怡祥	一萬兩	一九一四年	一碼頭	
滙通	一萬兩	一九一五年	同	
德豐	一萬兩	一九一四年	同	
和祥	一萬兩	一九一四年	同	
廣大	一萬兩	一九一三年	花樓	
裕和	一萬兩	一九一四年	同	
乾巽裕	一萬兩	一九一四年	熊家巷	鎭江幇
榮茂	八千兩	一九一四年	同	
謙豫	八千兩		同	
德興	一萬兩	一九一四年	通德里	
蔚泰	八千兩		同	
德安慶	四萬兩	一九一三年	同	
裕川	五萬兩		永昇里	
太和	一萬兩	前清	打扣巷	
振昌	八千兩		同	

商號	資本	開業	所在	備考
久和	一萬兩	一九一四年	鮑家巷	
至誠	八千兩		同	
華盛	八千兩	一九一三年	同	
謙益	三萬兩	前清	四官殿	
豐記	二萬兩	一九一三年	河街	
鉅昌	六千兩		同	
泰茂甡	八千兩	一九一四年	同	
恒和	八千兩	一九一三年	同	
保昌	一萬兩	一九一二年	同	
崇德	六千兩		同	
復興	八千兩		郭家巷	
祥源	六千兩		礄口	
義記	八千兩		同	
華豐	一萬兩		後花樓	興業銀行員、美最時洋行員
同昌	八千兩		同	同康牛皮行
源昌	四千兩		同	
同豐	八千兩	一九一四年	蔡家巷	
源裕	一萬兩	一九一二年	同	
太康	五千兩		礄予街	
啓泰	一萬兩	一九一四年	張美子巷	

名稱	資本	設立	所在
裕通	五千兩	一九一三年	同
嘉升	八千兩		同
乾升	五千兩	前清	同
裕盛	三千兩		同
協和	四千兩		同
兆昌	一萬兩		洪益巷
瑞和	六千兩	一九一四年	正街
致和	八千兩	一九一四年	同
恒豐	八千兩		同
聯和	六千兩	一九一二年	同
同興	四千兩		同
永大祥	六千兩		同
和豐	三千兩		同
恒春	一萬兩		洪通巷
森大	一萬兩	一九一四年	大智門
同德	一萬五千兩	一九一三年	寶華坊
同和	八千兩	一九一四年	前花樓
增祥	一萬兩		同
慎康	六千兩		同
怡豐	一萬兩		提口

惠豐裕	一萬五千兩	一九一四年	漢潤里
茂昌	四千兩		新碼頭
和成信	四千兩		小關帝廟
同茂	四千兩		永寧里
乾昌泰	六千兩		老水巷
久康	五千兩		同安里
厚康	八千兩		廻龍寺

是等錢莊の資本主には江南人及本地人最も多し、前淸時代には錢莊は外國銀行と密接の關係を保ち資金を外國銀行に仰ぎしが、第一次革命當時外國銀行より融通を受けたるチョップ・ローンの返濟不可能となりし結果、兩者の關係斷絕し、爾來大に其信用勢力を減じたり。

票莊

前淸時代にありては票莊の有力なるもの少なからざりしが、第一次革命に全國の票莊が一併倒閉すると共に、當地の票莊亦同樣の厄に遭ひしが、其後次第に整理を行ひ、再開の運に至りしものあり、然れども其勢力は又昔日の盛無く、今や爲替業務は大部分新式銀行の手に移るに至れり、現存せる票莊は大體次の如し。

名稱	所在	本籍	名稱	所在	本籍
濬川源	漢口漢潤里	北京	協成乾	同漢潤里	北京

蔚長源	同	法租界	同	天順祥	同	黃陂街	安徽
天成亨	同	漢潤里	同	三晉源	同		北京
蔚豐厚	同		同	百川通	同	佛租界	同
大德通	同	黃陂街	同	蔚泰源	同	黃陂街	
大德恒	同	漢潤里	同				

通貨

銀錭　漢口市場に於ては銀錭の流通尙相當に行はる、漢口に於ける標準銀は平に於て漢曹平を用ひ成色は二四寶とし、之れを足平足兌と云ふ。

漢曹平は漢口に行はるゝ各種各樣の平の標準たるものにして、上海曹平より一百兩につき五錢少に上海曹平九九兩五は、漢曹平の一百兩に相當するものとす、而して上海曹平の標準量は五六五•七グレーンなるを以て、漢曹平は五六二•八七グレーンと測定すべきなり。

漢口に行はるゝ各種の平は漢曹平を標準とし、之れに對する比數を以て平名を附す、即ち九七八平とは漢曹平の一千分の九百七十八に當るを意味するものにして、其主なるものを擧ぐれば次の如し。

平名	漢曹平との比較	用途
公估平	九八六	錢莊の用ふるもの

洋例平	九八六	外商之を用ふ、綿布、石油、石炭、牛皮、茶、人參
錢平	九八五	錢業、豆市、米市、皮油、豆油、菜油、皮貨
九七八平	九七八	雜糧に用ひらる
九八〇平	九八〇	海產物、金屬製品、漆、マッチ、紙
九八二平	九八二	生絲、漆、米、木耳
九八三平	九八三	絹織物、綿布
九八七平	九八七	藥材、陶器、麻、木油、雜貨
九八九平	九八九	貴州の生糸
九九〇平	九九〇	棉花
九九一平	九九一	香油、蠟
九九二平	九九二	茶油、江西幫
九九三平	九九三	油布に用ひらる
九九七平	九九七	秀油桐油に用ひらる

成色の二四寶は紋銀五十兩につき二兩四錢の申水を附せらるゝものにして、各種通用銀の成色は標準を之れに採りて、或は九八と稱し、九九と稱するものとす。

漢口に通用せらるゝ銀鋪中、最も表はれたるものは公估兩にして、漢口商人は多く之れを標準となす、此銀は平は估平即ち漢曹平の九八六にして、成色は足兌即ち二四寶を使用す、支那人之れを估寶と稱す。

次に最も廣く行はるゝものに洋例銀あり、蓋し漢口に行はるゝ銀鋪の多種多樣なるに苦める外國人は特に此銀鋪を定めて、以て內外人間の取引に用ふるに至りしものにして、之れ其名稱の依つて來る所以なり、其平は估平と同じく漢曹平の九八六にして、成色は二四寶の九八とす、現今漢口市內に於ける大取引は概ね之れにより、鹽斤相場等も通常之れを標準として建てらるゝものとす。

次に錢平又は正平と稱せらるゝものあり、各錢莊間に使用せらるゝものにして、平は九八五平成色は九八七位とす、洋例に次ぎ廣く用ひられ市紋と稱せらるゝもの之れなり。

今漢口市場に用ひらるゝ各種銀鋪の平色を擧ぐれば次の如し。

種別	漢曹平との比較	標準成色
公估平足紋	九八六平	二四寶
洋例平足寶	九八六	同 九八兌
錢平市紋	九九五	同 九八七
雜糧に用ふるもの	九七八	同 九八〇
綢緞綿布等	九八三	同 九八〇
磁器藥材雜貨	九八七	同 九八〇
木油等	九八七	同 九八七
麻等	九八七	同 九九七
黃州生絲等	九八九	同 九八〇
五金砂糖等	九八〇	二四寶九八〇
漢木耳雜貨等	九八二	同 九八五
四川庄頭等	九八二	同 九八〇
香油等	九九二	同 九八七
茶油及江西幫等	九九三	同 九八七
油布等	九九七	同 九八七
桐油	九八七	同 九八七
四川幫	九七九・五	同 九九七
雲貴幫	九七九・五	同 九八六

棉花	九九〇	同	九九〇	浙江幫	九八〇	同	九八五
同	九九〇	同	九七〇	江西幫	九九二	同	九八七
同	九九〇	同	九九七	白蠟等	九九一	同	九九七

是等各種の相異れる銀色を相互に換算する場合の算式次の如し。

一、標準銀(漢曹平二四寶)と他平色との換算　今洋例紋一、〇〇〇兩を標準銀に換算せんとするに、洋例銀は九八六平九八兌なるを以て

$$100\times\frac{986}{1000}\times\frac{980}{1000}=966.28$$

の算式を用ひ、洋例紋一、〇〇〇兩は漢曹足紋九六六・二八兩に相當するの結果を得、尙ほ支那人は次の如き簡便法を用ふ、其結果は大體に於て同一なるを以て便宜なること多し。

公式(平＋兌)－1000＝標準兌

實例(986＋980)－1000＝966

二、各平兌を異にするものゝ換算　例へば錢平宝紋九八五平、九八七兌を、洋例紋九八六平九八兌に換算するには次の算法に據り、錢平宝紋千兩は洋例足紋一千六兩餘に相當する事を知る。

$$1000\times\frac{985}{986}\times\frac{987}{980}=1006.1214$$

尙支那人の用ふる換算法は次の如し。

換算せんとする銀數を	Mとし	換算して得んとする數を	Nとし
其平を	Aとし	其平を	A′とし
其発を	Bとし	其発を	B′とす

公式 $m \times \frac{(A+B)-1000}{(A'+B')-1000} = N$

實例 $1000 \times \frac{985+987-1000}{986+980-1000} = 1006.211$

即ち錢平宅紋一、〇〇〇兩は洋例足紋一、〇〇六・二一一兩なりとす。

此の外次の如き算式の用ひらるゝ事あり。

公式 $M \div \frac{1000-\{(A+B)-(A'+B')\}}{1000} = N$

實例 $1000 \div \frac{1000-\{(985+987)-(986+980)\}}{1000} = 1006.036$

これによる時は錢平宅紋一〇〇〇兩は洋例足紋一〇〇六・〇三六となる、前記の場合若し(A＋B)が(A′＋B′)より少なる時は之を逆とすべく、即ち次の如し。

$$M \times \frac{(1000\{A'+B')-(A-B\}}{1000} = N$$

公式 $$M \times \frac{1000+\{(A+B)-(A'+B')\}}{1000} = N$$

實例 $$1000 \times \frac{1000+\{(985+987)-(986+980)\}}{1000} = 1006.0$$

これによれば錢平足紋一〇〇〇兩は洋例足紋一〇〇六。〇兩なりとの結果を得。

以上は計算の便宜上偶然得たる公式に過ぎざるを以て、必ずしも正しからずして、各法とも皆其結果を異にせり、實際取引にあたりては、其取引者間に於ける契約に據り、或は關係の親疎に依りて、其用ふべき算式を協定するを常とす。

漢口に於て最も多く通用せらるゝ洋例銀と上海九八規銀との比較を見るに次の如し。

上海曹平一〇〇兩＝漢口曹平一〇〇。五兩

＝漢口估平一〇一。九二六九兩

にして、其流通價格次の如し、

上海曹平　100＝漢口估平101.9269

申水の差　$(5.4-4.8) \times \frac{101.9269}{100} = 0.6115$

$$\therefore \quad 101.9269+0.6115=102.5348$$

然るに慣習により $102.5384\times\frac{100}{98}=104.631$

而して上海曹平の一〇〇兩二七寶の流通價格は一〇七。五五一なれば

$$100\times\frac{104.631}{107.551}=97.285$$

とし、上海規元一〇〇兩は漢口洋例紋九七。二八五に當るの計算を得べく、洋例紋一〇〇兩は、上海規元一〇二。七九〇兩なるを知るべし。

前表中上海に於ては二七寶なるが故に、五十兩に付申水二兩七錢を附し、漢口は二四寶なるが故に二兩四錢の申水を附き、故に各百兩に就ては五。四兩と四。八兩との差、卽ち〇。六兩を估平兩に乘じ換算して〇。六一一五を得たるなり。

次に洋例銀と海關兩との比を見るに

海關平一〇〇兩＝漢口洋例紋一〇八。八八兩

とす、其算法として用ふる所は次の如し。(但し初め海關兩一〇〇兩を上海九八規元に換算し、次に洋例紋に換算す)

海關平　100兩

漢　口

海關平と上海曹平との平の差	2.800
純分差 102.8 兩に就て	6.168
鑄　造　費	0.204
	109.172

$$109.172 \div 98 = 111.40\text{兩}$$

即ち海關兩一〇〇兩は上海九八規銀一一一•四〇兩なり、而して上海九八規元一〇〇兩は、洋例紋九七兩二八に當るを以て、海關平一〇〇兩を洋例紋に換算せば次の如し。

$$\frac{97.28 \times 111.4}{100} = 108.36992\text{兩}$$

漢口洋例紋	108.36992
改鑄及爲替手數料	0.51008
	108.88

即ち海關兩一〇〇兩は漢口洋例紋一〇八•八八兩に相當す、而して習慣に據り支拂用としては、海關兩一〇〇＝漢口洋例紋一〇八•七五兩を用ふ、實際は此海關兩に相當する色を有する銀錮なく、且其比較が平色の兩方面より見て、此地の通貨と正當なる比を保ち能はざるなり、是れ上記の計算によりて見たるが如く、當初稅關官吏が其比を求むるに當り、調査の完全ならざりしは勿論、改鑄料爲替又は

手數料等をも含めて計算したるが故なりとす。

尙邦人の依賴により、上海公估局に於て、漢口銀を鑑定したる結果は左の如し。

一號　估平五十一兩二匁一分　申水四錢

二號　估平五十一兩二匁二分　申水四錢

之を上海通貨に引直す時は

一號　曹平五十兩二匁五分　申水二兩七匁五分

合計　五十三兩

之を九八にて除し五十四兩八分一厘となり

卽ち洋例紋百兩は――上海銀百〇二兩六匁九分八厘に當る

二號　曹平五十兩二匁六分　申水二兩七匁五分

合計　五十三兩〇一分

之を九八にて除せば五十四兩〇九分一厘となり、卽ち洋例紋百兩は――上海銀百〇二兩二匁七分五厘に當る。

漢口市場に於て通用する銀錭は大なるものに元寶銀あり、又估寶とも稱す、小なるものには荊沙銀あり、估寶は五十兩內外の量を有するを普通とし、荊沙銀は五兩內外なるを常とす、取引に際しては

これを其成分の重量に從ひ、他の名義上の銀錁に換算するものなり。

銀元　現在漢口にて通用する銀元にも其種類數四あり、其主要なるもの次の如し。

一、龍洋　龍洋と總稱せらるゝものゝ中に、凡そ次の四者あり。

大清銀幣　一元銀（武昌銀元局にて鑄造せるもの）
湖北省銀元　同　（同　）
江南省銀元　同　（南京造幣局にて鑄造せるもの）
安徽省銀元　同　（安慶造幣局にて鑄造せるもの）

以上四種は孰れも革命以前よりの通貨にして、前清末銀元統一の目的にて、各所に於て同一量目を以て鑄造せしめたるものなり。

二、新洋　革命記念銀元として、袁世凱の肖像を刻して、鑄造せるものにして、此銀元も漢口市場に行はる、但し其額多からず。

三、日本圓銀　臺灣銀行により輸入せられ、目下日本租界內の邦商偉興公司に於て、他銀元と平價を以て兩替に應ずると、支那電報局にて之が受入をなす爲、其通用は次第に擴大せられ今や相當額の流通を見るに至れり。

四、墨銀　上海附近にては最も信用厚きも、漢口に於ては却つて信用薄し、蓋し僞造貨は墨銀に

最も多きを以てなりと云ふ、相場も一般に他の銀元よりも低し。

五、其他　其他黎元洪、孫逸仙の像を刻せる新洋及各地の銀元等もあれども其額多からず。

小銀貨　湖北、江南、福建、東三省、香港、廣東等の鑄造に係る一角、二角の小銀貨通用す、但し一般に其流通額多からずして、銅元に對する相場の如きも上海に比し低廉なるを常とす。

銅元　凡て當十錢と稱する一錢銅貨にして、武昌銅元局の鑄造に係るもの最も多く、此外南昌、開封、福州、長沙等の鑄造によるものあり、普通民間の日常小賣買及び下級社會の給料工賃は、主に此の銅元を用ふ、一九〇五年銅貨濫鑄時代甚しく價格下落し、爾來之れが鑄造を制限したれども、又舊來の高値を示すに至らず。

制錢　有孔銅錢にして、乾隆通寶、嘉慶通寶、康熙通寶、道光通寶及稀に日本の文久、寛永等の有孔錢ありて、其種類多しと雖も、其種類の如何を問はず、概して形の大なるものを喜び、普通には大小混入して通用せり、然れども錢質は一見悉く光澤ありて鏍錢を混用せず、銅錢にして形の極めて小に且薄きものは、普通取引上には之を使用せず。

紙幣　漢口に流通する紙幣には外國銀行發行のものと支那新式銀行及錢莊其他官局の發行に係るものとあり、孰れも相當の流通額に達し、一般取引上には之れを用ふ。

一、支那銀行發行のもの

中國銀行紙幣　中國銀行紙幣には大清銀行時代の紙幣を其の儘襲用せるものあり、大清銀行兌換券なる七字を黑線にて抹殺し、之を改訂するに中國銀行兌換券なる七字を以てせり、此外中國銀行の新に發行せるもの亦多し、一元、五元、十元のもの多く、硬貨に對し一元に付き三、四仙の打步を要す。

交通銀行紙幣　一元、五元、十元票等あれど、普通流通するは五元、十元なりとす、現銀に對し一元に付六、七仙の打步を要す。

浙江興業銀行紙幣　五元、十元の票子を發行するも、外國人間にありては信用薄く流通すること殆どなし。

二、官局發行のもの

湖北省銀元局紙幣　一元紙幣にして、表面に「憑票取銀元一大元」と記し、革命以前には盛に通用せられたるも、其後に至り一時三十仙臺に下落し、今武昌に於て多少其流通するを見るのみ。

湖北官錢局紙幣　制錢一千文、卽ち銅元百枚と引換ふべき憑票にして、表面に「憑票一串文」と記せり、其流通盛にして支那人間には信用最も厚し、本票と銅元とを兩替する場合には、銅元九十八枚位にて交換せらるるを普通とするを以て、其の聲價は銅元同樣なりと云ひ難し。

前兩種は我印刷局の印刷に係るものにして、前者は明治三十二年總督張之洞の依賴に依り刊行し、明治三十九年更に我印刷局に註文して同種の紙幣を印刷せり、後者も亦同樣にして、錢莊の錢票に比し

信用厚し。

三、錢莊發行のもの

漢口、武昌、漢陽にある幾多の錢莊に由りて發行せらるゝものを錢票と稱し、制錢一千文と引換ふべき憑票なり、其の發行錢莊の信用程度によりて、通用一様ならず、革命以前にありては、盛に用ひられたるも、革命の際不換紙幣と化し、信用を失墜せる爲、爾來其流通額頗る少く、漸次影を市場より沒すべき傾向あり。

四、外國銀行發行のもの

德華銀行紙幣　一元、五元、十元、二十五元、五十元等ありて歐洲戰亂以前迄は、漢口に於ける外國銀行紙幣中最も多く流通せしも、開戰以來同行閉業と共に、其の紙幣は流通せざるに至れり。

滙豐銀行紙幣　一元、五元、十元等の紙幣を發行し信用あり。

麥加利銀行紙幣　一元、五元、十元、百元等の各種ありて、其の中五元、十元最も多く流通す。

露亞銀行紙幣　五元、十元を主とす。

花旗銀行紙幣　五元、十元の二種あり。

橫濱正金銀行紙幣　漢口に於ける正金銀行は別に紙幣を發行することなく、上海のものを其儘通用せしむ、一元、五元、十元の紙幣を主とす。

臺灣銀行紙幣　支店を此に開設して以來一元、五元、十元等の紙幣を發行し相當當市場に流通す。

爲替

漢口と支那各地間との爲替は、上海、重慶、長沙、沙市等に對しては、直接爲替相場建ち、其他の各地に對しては上海の相場を參照して之れを決す、是等爲替相場算出の基礎たるべき、本地平砝と他處平砝との比較表次の如し。

本地平砝と他處平砝との比較表

估平			
估平	一〇一七・〇〇兩	＝申公砝平(上海)	一〇〇〇・〇〇兩
同	一〇〇〇・〇〇	長平(長沙)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇二・〇〇	＝沙平(沙市)	一〇〇〇・〇〇
同	九七四・〇〇	＝宜平(宜陽)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇一・〇〇	＝中平(漢中)	一〇〇〇・〇〇
同	九九六・〇〇	＝渝平(重慶)	一〇〇〇・〇〇
同	九九八・〇〇	＝九七川平(成都)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇一三・〇〇	＝汴平(開封)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇四二・〇〇	＝賒平(河南賒旗鎭)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇三二・四三	＝衞平(衞輝)	一〇〇〇・〇〇

同	九九六・〇〇－陝議平（西安）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇一〇・〇〇＝公古平（貴陽）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝涇布平（三原）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇三三・〇〇 筱平（廣西）		九七七・〇〇
同	一〇二一・六〇＝口南平（周家口）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇二六・六〇＝漯平（漯平）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇二・〇〇＝皖平二八（安慶）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇四・〇〇＝京公砝平（北京）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇二二・〇〇＝濟平（濟南）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝津公砝平（天津）		一〇〇一・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇 瀋平（奉天）		九九五・五〇
同	一〇〇〇・〇〇＝吉市平（吉林）		一〇〇二・四〇
同	一〇〇〇・〇〇－司庫平（杭州）		九六三・三二
同	一〇一四・六二＝揚曹平（揚州）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝營平（營口）		九九七・五〇
同	一〇〇六・八五＝台新議平（福州）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇三・八五－城新議平（同　）		一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇－司馬九九七平（廣州）		九六三・五〇
同	一〇〇〇・〇〇－陵曹平（南京）		九八七・六六
同	一〇〇〇・〇〇＝蘇曹平（蘇州）		九八五・五五

估平	一〇〇〇・〇〇＝	鎮江二七平（鎮江）	九八三・二一
同	一〇二五・〇〇＝	保市平（保定）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	曹估（烟臺）	一〇〇八・〇〇
同	一〇一七・〇〇＝	蕪曹平（蕪湖）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	錦平（錦州）	九七七・七一
同	一〇三八・〇七＝	省太平（太原）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	膠平（青島）	九九四・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	廸化平（新疆）	一〇〇〇・五〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	申平（信陽）	九六三・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	洛平（洛陽）	九六〇・〇〇
同	一〇二七・〇五＝	府平（南陽）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇三一・〇六＝	高市平（禹縣）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇二九・五〇＝	許平（許縣）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇二七・〇五＝	漯河平（漯河）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	材錢平（周村）	九五七・〇〇
同	九五九・九一＝	黄平（龍口）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝	寧平（濟寧）	九七〇・〇〇
同	一〇二二・四四＝	濰市平（濰縣）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇四三・六八＝	惠市平（惠民）	一〇〇〇・〇〇
同	一〇四二・〇八＝	滕庫平（滕縣）	一〇〇〇・〇〇

同	一〇〇〇・〇〇＝掖	平(掖縣)	九三六・四四
同	一〇三五・〇七＝沂	平(臨沂)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇一三・五二＝鎭	平(安東)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇六・〇〇＝江市	平(龍江)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝運市	平(運城)	九七二・九〇
同	一〇三四・六六＝城錢	平(歸綏)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝口錢	平(張家口)	九五八・〇〇
同	一〇一七・〇三＝茶	平(庫倫)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇八・〇〇＝九三八	平(南昌)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝二五浦	平(淸江)	九九四・〇五
同	一〇〇〇・〇〇＝滇	平(雲南)	一〇〇〇・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝藥市	平(祁縣)	九九四・〇〇
同	一〇〇〇・〇〇＝同	平(大同)	九七〇・〇〇

尙當地に於ける金貨國向外國爲替相場は、支那各地に於けるが如く滙豐銀行にて定むる所の建相場を以て、各銀行の公定相場とす、滙豐銀行の當地相場は、毎朝上海に於ける公表相場入電の後、之を上海向相場を以て換算したる、價格の同比(Parity Rate)なるべきは勿論なるも、實際に於ては必ずしも合理的のものに非ず、殊に米國向及日本向相場が、他に比較して突飛なることあるは、畢竟建相場に重きを置かざる爲にして、實際取引に於ては氣配の變動等別の理由なき場合に在りても、諸銀行は固

より滙豐銀行さへ此建相場に增減を加ふるを普通とす。

今正金銀行の英國向爲替相場の建方を見るに、上海を中心とせる出合協定に基き、每朝十時四十分前後に接手する上海の出合引受相場を、上海向の電報賣買相場に依り、漢口相場に換算し、右標準以上有利なるべき相場を仲買及得意先に公表するものにして、其の割合に就いては固より一定する所なし。

尙日本向爲替相場の建方は前記と同樣なり、但し本店引受け相場と、前項英國向相場との價格の同比が、上海出合協定に依る、日本向標準と差ありたる時は此限に非ず。

英國向標準相場は、最近接手せる各國對英國の Cross Rate 及金利等參考すべき要項に照して換算し相場建をなす。

以上正金銀行の相場建方を記したるが、一般に就きて述ぶれば凡そ次の如し。

各銀行とも銀塊に關する相場、及上海に於ける各地向相場氣配等に就き、每朝上海より至急電報を得、更に漢口市場の氣配を參酌し、相場を表示す、然れども銀行によりては一に上海に於ける氣配のみを標準とせるものなきに非ず、倫敦宛は滙豐銀行、日本宛は正金銀行を一般標準となすの有樣にて相場の公表は、當地 Exchange Broker Association より滙豐銀行相場を、直ちに印刷し發行す。

第一 量衡

度 漢口に行はるゝ尺度は混亂不同名狀すべからざるものあり、今其主要なるものと、本邦尺度との比較對照をせば次の如し。

	日本曲尺	英尺	備考
廣東尺(一尺)	一尺一寸七分	一四吋七分	海關にて使用す
欄杆尺 同	一尺一寸五分五厘	一三吋八分	
綢緞尺 同	一尺一寸四分	一三吋六分四	
度尺 同	一尺一寸一分	一四吋	吳服店用
裁尺 同	一尺一寸六分	一三吋八分八	裁縫尺
木尺 同	一尺一寸五分五厘	一三吋八分	
竹尺 同	一尺〇八分	一三吋	
街上小賣尺 同	一尺〇九分	一三吋一分	
廣尺 同	一尺一寸一分	一三吋二五	綿布商賣込用

量 漢口にて使用する量器には左の五種あり、各々其容量を異にし、決して一定することなし、故に商取引の際は皆重量を以て定むと云ふ、現今各商賈の使用せる桝は一斛、二斗斛、一斗、一升、五合等あれども、一升桝の十倍は必ずしも一斗桝の容量に適合せず、又五合桝の二倍は一升桝に一致せ

ず又以て其粗雜なるの一證となすべきなり。

名稱	公斛の比	日本量	備考
公斛	五斗	二斗八升六五	康熙朝制定の標準斛二斛を以て石に算す
漢斛	五斗	二斗九升八六二	米穀の取引に用ふ
樊斛	六斗六升	三斗九升四一七	同上但し漢水船上に主として用ふ
衡斛	六斗七升五合	四斗〇升三二一	同上
雜糧斛	五斗〇升四合	三斗〇升一四	雜穀の取引に用ふ

標準斛は漢口中街同龍寺に備付あり

衡　漢口に於ける衡器亦錯雜にして、數十種の多きに達し、各店營業の異なるに從ひ、其種類を異にす、卽ち秤の使用に就ては同業者商議の上にて定まるあり、又商人各自に加減して用ふるありて一樣ならず、今其重なるものを擧ぐれば

一、曹平(官平とも云ふ)政府所定の商用平にして漕米及官業に之を用ふ、民間にて之を曹平と云ふ總て他の諸秤の標準權衡たり、其一斤は我百五十八匁一九八に當る。

一、錢平は曹平に比して九八五控にして、曹平の九八五は此秤の一、〇〇〇に當り、此秤の一斤は曹平の十五兩七六に當る、其一斤は我百五十三匁五九に相當す。

一、浙寧秤は亦磅秤と稱し、此秤の一斤は曹平の十六兩八匁に、又我百六十七匁二七に相當し、稅關及紅茶、海産物、白蠟、人參、苧麻、羊毛、牛皮等の取引に用ふ。

一、建帮秤　此の秤一斤は曹平の十七兩に當り、我百六十三匁一八に當る。

一、公議秤　此の秤の一斤は曹平の十五兩三匁我百四十六匁八七に相當し、雜貨商の公議により決定せるものなり。

一、加一秤　曹平より一割大なりとせらるゝものにして、其一斤は我百六十六匁一に相當す、主として紅茶果實等の取引に使用せらる。

一、加二秤　曹平の二割大のものにして、其一斤は我百八十一匁二に相當す、綠茶、粉茶漆の取引に用ふ。

一、四帮秤　棉花の大取引に使用するものにして、一に十八兩三秤又は行秤と稱し、其一斤は我百七十五匁六七に當る。

在留邦人の貨物仕入に際しては、浙寧秤百斤を錢秤百〇六斤として計算する慣習を有するも、實際は百〇五斤を相當とす、又錢秤は其百〇八斤を以て我が百斤と換算するも、實際は五百八十七匁多く共に我に利なるを見る。

總商會

漢口に於ける支那人の總商會は前淸時代に漢口商務總會として設立せられ、民國に入りて總商會と

改稱し、今日に及べるものにして、英租界湖北路に位置し、有力なる支那商人を網羅し勢力大なり。

外人商業會議所

英國商業會議所

在留英國人の商業會議所は一九一四年十一月十日設立せられ、現在會員數三十餘名あり、支那に於ける英國商業會議所中最も重要なるものゝ一なり。

米國商業會議所

漢口に在る米國商人は其數多からざるも、有力なるもの多く、殊に近年銀行業、海運業について此方面に發展を來し、次第に勢力を占めつゝあり、米國商人の機關たる米人商業會議所は先年組織せられ種々の方面に活動しつゝあり。

佛國商業會議所

在留佛國商人亦此に商業會議所を設立す。

獨逸商業會議所

獨逸は早くも漢口に注目し、此に發展をなせしが、歐洲大戰の結果、專管居留地も取消さるゝに至りしも、在留獨逸人は一商業會議所を開き共同の利益增進に務めつゝあり。

日本商業會議所

日本の漢口に入れるは比較的列國の後なりしが、鋭意努力の結果今や大なる勢力を止め、在留商工業者亦少なからず、其機關たる商業會議所は數年前に組織せられ、各方面に活動しつゝあり。

萬國商業委員會

一九二二年十月在漢口各國商業會議所は萬國商業委員會組織を企て、各國商業會議所より其會員十名又は其以内なる場合は委員一名、十名以上なる時は二名の委員を選出し、又商業會議所を有せざる國の商人は、相互に委員を選任する事とし、遂に次の如き列國委員選出せられ、之れが設立を完了せり、其目的は元より外國人一般の利益の增進にあり。

英國商業會議所

T. J. Fisher Esq., Messrs Butterfield & Swire.

A. E. Marker. Esq., Messrs. Arnhold Bros. & Co. Ltd.

米國商業會議所

L. E. Gale. Esq., American Trading Company.

P. S. Hakins. Esq . Standard Oil Co. of New York.

佛國商業會議所

Ch. Monbaron, Esq., Messrs. Ch. Monbaron & Co.

R. Sisterne Esq., Messrs. Antoine Chiris Co.

獨逸商業會議所

E. Mirow, Esq., Deutsche Asiatic Bank.

H. Sabbe, Esq., Messrs. Zedelius Westphal & Co.

日本商業會議所

S. Takahashi Esq., Mitsui Bussan Kaisha Ltd.

T. Takagi Esq, Taiwan Bank, Ltd.

白耳義商業會議所

E. Opıalfens Esq, Societe Anonyme Belge pour I'Industrie des Oe fs.

露國貿易代表者

K. G. Glatz Esq., Russia Assiatic Bank.

商業會議所の設備なき國の代表委員

G. H. Van den pal. Esq, Holland China Trading Co.

R. Jahansen Esq., Messrs, R. Jahansen & Co.

書記長

P. C. Gleon c/o Messrs. Pearce & Garriock.

會館公所

同鄕又は同業者の集團たる會館公所の漢口にあるもの其數甚だ多し、但し漢口に於ては此兩者の名稱の間に劃然たる區別無く、同鄕者の集團にして公所を稱し、同業者の集團にして會館を號するもの多し、其規約事業等は他地方に於けるものと大體相同じ、今漢口にある會館公所の主要なるものを列擧すれば次の如し。

會館及公所の名	其鄕貫又は業名	所祭神佛名	所在地名
太平會館	安徽省太平幇		花市街
敦門公所		清眞寺	大夾街
濟安公所	湖北省黃州幇		花市街
帝王宮	黃州絲布兩幇の公所	帝王殿	同
中州會館	河南省懷慶幇		郭家巷
香山會館	廣東省糸山幇		郭家巷

長郡會館	長沙及び湖南一省	董家巷
山貨公所	黄陂牛皮帮	漢益巷
茶業公所	茶紡各帮	河街
四官殿	漢口八大行紳士の官場にして公議する所なり	黄陂街
營造公所		節烈、祠中路
綢緞公所	綢緞業者	三元殿
茯苓公所	茯苓業者	永寧巷
沈家廟	昔時沈家の家廟なりしが現今公所となり前記の四官殿と同一の公議場なり	流通巷
淩霄別墅	內河糧食行の會所なり	書院巷
四明公所	寧波帮	安定巷堤街
湖南會館	湖南船帮底帮の公所	至公巷正街
太清宮	漢口の吊銀鑪坊の公所	後堤大火路
河南公所	河南船帮	青遠巷河邊
紹興會館	紹興帮	石碼頭正街
淮鹽公所	鹽紡官場議治する所	同
嶺南會館	嶺南帮及び廣東一省の公會場	夾街
山陝會館	山陝兩省の公會場　關帝廟	大火路下傍
藥王廟	河南省懷慶藥材帮の公會場	西會館傍
浙寧公所	浙江寧波帮海味藥材兩帮の公會場	九如橋

藥幫公所			多寶橋堤街
神農殿	漢口の藥材帮會議場		大夾街
三皇殿	漢口の藥材店公會場		九如磯下首
琴溪書院	涇縣紙絲兩帮公會場		九如磯
新安公所	新安帮		大新街後
仁壽宮	江寧藥材帮公會場		小夾街
大布會館	漢口の布帮公會場		大夾街
南城公所	江西南城一縣の公會場		萬年街
江蘇會館	江蘇人公會場		同
齊魯公所	山東帮公會場		同
福建會館	福建一省の公會場	天后宮	得勝街
觀聖宮	江西撫州府公會場		萬壽街
洪都公所	江西南昌府公會場		同
油業公所	油業		大火路中街
銀爐坊會館	銀爐業者		太清宮中路
江西會館	江西一省の公會場	萬壽宮	小新街
湘鄉會館	湘潭		
徽州會館	安徽省徽州帮	準提庵	大新街後
四川會館	四川帮	川王宮	

米市公所	米業	大王廟	米廠河街
衡州會館	湖南衡州帮		
施德會館	施南府常德府帮		新火路
漢帮公所	漢口帮		
白布會館	白布業		
磁業公所	陶磁器業者		花園巷
潮嘉會館	潮州嘉應州帮		四官殿上首
船帮公所	船業		
錢業公所	錢業		鳳麟街
錢帮公所	錢業		蘆席街
京貨公所	京貨業者		新貨路
文昌公所			牛路口堤街
文明公所			牛路口堤街
長春公所			苗家碼頭
玉樞公所			存仁巷中街
麻布公所	麻布業		
滙倭公所			
鄂城書院	漢陽府		
寶慶會館	湖南省寶慶府		寶慶碼頭

疋頭公所　織物業者　花布街
江蘇公所　江蘇省　戯子街
皮業公所　皮業　後花樓

幫

漢口は所謂五方雜處の區にして、內地貨物の大集散場なれば、此に於ける商業の種類甚だ多く所謂三百六十行の稱あり、其中につきて最も重要なるもの八あり、八大行を以て稱せられ、鹽行、茶行、藥材行、廣福(廣東福建)雜貨行、油行、糧食行、棉花行及皮行之れに屬す、是等各種の同業者は孰れも組合を組織し共同の利益保持に努めつゝあるが、尙各省商人の此にあるもの卽ち客商亦其出身者により組合を設け、以て其各自省との間の通商取引に從事し、他省人をして一指を染めざらしむるの概あり此同業者の組合を幫と稱し、其勢力甚だ大なり、今漢口に於ける各幫及び取扱商品、取引高等を示せば大略次の如し。

一、四川幫　四川より藥材、桐油、漆器、木耳、生漆、絲麻、白蠟、黃糸等を運來す、一年取引高三十萬兩以上のもの三十家內外あり、一年の總取引高一千萬兩乃至一千五百萬兩に上る。

一、雲貴幫　雲南貴州兩省の商民にして、四川商の如く大富豪なきも、大商號三十餘家あり、一年

す。

總取引高約一千萬兩に上る、其の運來する商品は木耳、生漆、麻、桐油、白蠟、材木等を主とす。

一、山西帮　主として爲替業者にして大票號三十二家ありしが、近年票號の勢力衰へたると共に不振に陷れり、元來商取引を營むるもの少し。

一、陝西帮　甘肅商人をも含む、大商賈二十餘家、一年總取引高三百萬兩に上り、主として生絲、牛皮、牛油、羊毛等を運來す。

一、河南帮　大商賈五十餘家あり、一ヶ年總取引高一千五百萬兩以上に上り、河南より雜穀、棉花、牛羊皮、藥材、桐油、牛油、蔴油、胡麻等を運來す。

一、湖南帮　米茶商最も多く其他を合し一年總取引高三千萬兩以上あり、又船夫船問屋を業とするもの多く頗る勢力あり。

一、江西福建帮　福建より陸路江西に來る貨物多きを以て漢口にては江西福建を一帮視せり、茶、藥材、磁器、麻等を主とし、大商賈少なきも一ヶ年總取引高一千餘萬兩に上る。

一、徽州太平帮　太平帮は綿糸布商多く、一ヶ年五六百萬兩の取引を爲せり、徽州帮は茶館又は小料理店を經營するもの多し。

一、江南帮及寧波帮　江南帮とは上海又は鎮江兩帮を指すものにして、一般貿易業に從事し、寧波紹

輿人は海產商錢莊銀樓等多く、是等兩地人にて一ヶ年五十萬兩以上の取引を爲すもの六七十家あり、一ヶ年總取引高三千餘萬兩以上なり。

一、山東帮及北支那商　山東貿易を營むものと、上海間の輸出入貿易に從事せるものとあり、就中綿糸布業者は漢口輸入全額の三割内外を取扱ふと云ふ。

一、潮帮廣帮及香港帮　潮帮とは潮州嘉應汕頭商を總稱し、廣帮は兩廣商なり、南方支那沿岸貿易を司るも、就中漢口に於て商取引高大にして、勢力あるものは潮帮なり、廣東人は買辦多し、是等各帮にて一ヶ年五十萬兩以上の取引をなすもの潮嘉帮二十家、香港帮又二十家あり、合計一ヶ年五百萬兩内外の取引を爲しつゝありと云ふ。

此外漢口土着の商人を漢帮又は湖北帮と稱し、主として地方商業を營むものなり、而して是等各帮の商賈は漢口のみならず、上海其他重要なる地に支店代理店又は出張員を有し、互に氣脈を通じて廣く商取引を營み其勢力甚だ大なり、殊に近年大資本の商賈は單に土貨外國貨の取引のみに甘んぜず、進んで機械工業、交通業、土木事業、金融事業等に資本を投下し、次第に其勢力を伸展し來り、侮るべからざるものあり。

新聞紙

漢口地方に於て發刊せらるゝ新聞紙及其主幹氏名次の如し。

漢口

新聞名	刊行	主幹
Central China Post (英文楚報)	日刊	John Archibald
漢口中西報	同	楊幼菴
國民新報	同	李哲邏
漢口新聞報	同	鳳竹蓀
大陸報	同	胡石庵
漢口日報	同	楊幼菴
漢口公論日報	同	王道鐸
漢口大陸報	同	張雲淵
大中國日報	同	王元烈
正義報	同	萬陸覃
武漢商報	同	黃汝騫
漢江白話日報	同	鄧博文
湖廣新報	同	(邦人) 笹川潔
漢口日々新聞(邦字)	同	本間文彦
The Lutheran(信義報)	週刊	Rev. E. N. Edwins
輔德週刊	同	劉子敬
聖保羅學生週刊	同	方善徵

日曜新聞報	同	唐宦癡
青年會週刊	同	李錫光
行傳錄	月刊	Mrs. A. Allum
興華實業報	同	馬一頁

武昌

湖北公報	日刊	湖北公報局
湖北通俗教育報	週刊	葉開寅
武昌中華大學週刊	同	陳　時
協進週報	同	余上沅
中華聖公會報	半週一回	黃瑞祥

紡績業

漢口第一紡織公司

本公司は一九一三年創立の計畫を立てられしものにして、同年初其設立事務所を漢口馬王廟原成棉紗號內に設け、株式募集に着手せるが、全資本額銀二百萬元は程なく應募者を得たるより、同年二月末日第一回拂込を了し、三月十一日漢口紗業公會內に株主總會を開き重役の選擧等を終り、茲に該會社の設立を見たり。

同社は工場の位置を對岸武昌の草湖門外にトし、會社創立後直に基礎工事に着手せり、當初は一九一五年中に開業の豫定なりしも、地方の政變及び政治動亂の打續けると、英國に註文せる機械類の延着又は未着の爲め豫定の如く開業の運に至らず、漸く一九二〇年に至り、一部分の營業開始を見たり。

本公司にては紡績の外織布等をも兼營すべき目論見にて、工場の如きは此目論見によりて建造を了せり、其紡機は英國のプラット、ドブソン、ハワード、アサリー等に註文せしが、戰爭の爲其契約履行不可能となれるより、大部分米國ローウェル社製のものを据付け、總數四萬四千錘あり、一九二〇年二月二十四日繰業開始當時は、二百餘名の男女職工を用ひ、一萬五千錘を運轉せしが、後程なく三萬錘を運轉するに至り、今日にては全部の運轉をなす、製品は當初十六手もののみを製出せしが、後二十手物の紡出をもなすに至れり。

織機は米國ローウェル社に註文し、五百臺は既に到着据付を了せりと云ふ。

尙本公司にては原料棉花運搬其他の必要に應せしむる爲め、交通部方面に運動して、粤漢鐵道湘鄂工程局所屬第五號小形汽船一隻を同局より讓受け、該船を漢華と命名したるが、湖北省當局は省內棉產地地方官に該汽船に對し然るべき保護便宜を與ふべき樣一九一七年八月二日付訓令を發し、其他に於ても該公司に對しては、支那官憲側に於て、特別保護を加ふる傾あり、從て其將來は大に望を囑せられ

つゝあり。

裕華紗廠

數年前漢口の綿糸商絲志堂、徐家庭、張松樵等五十餘人にて創立せる處にして、資本金百二十萬兩。先づ武昌中新河に四千三百餘方の敷地を購入したりしが、爾來兩三年其儘に經過し、一九二〇年に至り初めて工場建築に着手し、同年中に紡績工場、織布工場共に落成せり、設備は紡機三萬錘、織機三百臺据付の計畫にして、機械は英商安利洋行を通じて註文し、既に到着据付の上操業を開始せり、毎日の生產能力綿糸百二十擔、綿布百四十疋とす。

震寰紡績公司

漢口の實業家劉子扇、劉鵠臣等の發起したる處のものにして、資本金百二十萬元、工場敷地二千餘方を武昌上新河に求め、一九二〇年より工場建築に着手し既に竣工せり、紡機二萬錘にして、英商安利洋行の手を經て購入せり、他日織布工場をも設くるの計畫あり。

湖北紡紗局(楚興股份有限公司)

前清時代兩湖總督たりし張之洞の事業の一たる官設四局の内にして、事業成績の見る可きものなく、約十年間殆んど缺損のみなりしが、一九〇二年に至り廣東商人(當時香上銀行買辦)鄧某と張之洞と熟議の上、同年八月一日より向ふ二十年間、一年十二萬五千元の租金を以て此事業を鄧に貸下ぐる事と

し、鄧は應昌公司なるものを組織して之を引受け運轉したりしが、次で大維公司の經營に歸し、革命後更に鄂裕公司の手に轉じたるが、新舊經營者間の貸借關係清楚ならざりし爲め、紛爭を重ねつゝありしが、遂に鄂裕の權利は取消し、大維の損害は政府之が賠償をなすことゝし、應昌及大維の兩公司妥協の上合同租借することゝなり、其代表者たる劉韋の二氏之に關する協議を爲したる上、新に楚興公司なるものを組織し、資本を經營組合の株式となし、資本金を百三十萬兩と定め、應昌が前に投下せる資本四十萬兩は之を新公司の株に組入れ、更に三十萬兩を募集して流動資本となし、一九一三年來、紡績、織布、繅絲の三局を運轉したるが、其實際の成績は知るに由なきも、其表面に發表せる第一期決算に於ては舊株百兩に對し二十餘兩、新株百兩に對し百二十兩の驚く可き利益配當をなせり、其經營に係る紡績工場は卽ち紡紗局にして、織布局と隣接して建てられ、紡機は百六十臺ありて、英國マンチエスター製と白耳義製とあり、一臺三百三十六錘總計四萬九千〇五十六錘を有す、原動力機として千五百馬力を有する機關あり、其他該工場內には諸機械の修繕工場の準備あり。

原料は專ら湖北產の纖維短き棉花を使用し居るを以て目下殆んど十四手の一種のみを製し居れるが現在製產高は第一工場紡機一臺一日百四十封度乃至百五十封度(合計約三十五俵)の綿糸を製造し、第二工場は一日の總製造高三十大俵乃至四十大俵(一大俵は四百封度にして小梱四十を以てなる)にして二工場合計一日七十五俵を生產す、紡紗局職工は總計千五六百人にして、賃銀は一日四百文、三百

文、百文等に分たる。

織布

織布局

織布局は張之洞の遺業の一にして、紡紗局と相隣り、且つ經營者も同一なれば、紡紗局製造の棉糸は勿論織布局に於て使用するものゝ如く思はるゝも、實際は全然別個の經濟關係にして、製品を流用するが如き事なし、故に織布局内にも別に紡績機あり、目下使用し居れるもの百〇二臺に達す、此の内三十六臺は緯糸紡績機にして各臺四百四十錘、六十六臺は經糸紡績機にして各臺三百七十六錘、總計四萬〇六百五十六錘を有す、從て織布局と稱するものは紡績工場にして、其有する織布機は六百五十六臺あり皆運轉す。

目下紡績機一臺一日百四十封度乃至百五十封度の棉糸を製し、織布機は職工の技術未だ十分熟達せざるを以て、一臺一人一日三十二「ヤード」乃至三十五「ヤード」位にして、綿糸製造高は一日一萬六千封度に、綿布は一ヶ月一萬疋に達す、製品は經糸十四手緯糸十六手の生金巾の一種にて、寛三十六吋長四十碼を一匹とし、其品質の精粗に由りて五種に分てり。

原料は專ら湖北產の棉花を用ひ織布に使用せし綿糸の殘餘は、漢口市場に賣却す、其製作に係る生

金巾は太糸織の厚手にして、且つ幅廣き點に於て土布に優るを以て、英米の雲齋布が冬期の常用服として漢口地方に大販路を有すること同時に、該工場の製品亦漸く兩湖乃至四川、雲南、貴州、廣東、陝西等の地に販路を有するに至れり、目下使役し居る職工二千人に達す。

其他の織布工場

武漢一帶に於て織布業の創められたるは端を光緒十八年織布局の開設に發し、其後二十年間は殆んど之れに倣ふもの無かりしが、革命後次第に此事業を營むもの生じ、今や武漢一帶に於ける織布工場三十に達し、機械數二千(織布局を加算す)に垂んとするに至れり。

今武漢一帶に於ける織布工場を擧ぐれば次の如し。

工場名	所在地	機械數	毎日生産高
漢口第一紡績公司	武昌	五〇〇	八、三〇〇
維金	漢口至公巷	一二〇	二、〇〇〇
湖北第一工廠	武昌草湖門內	一〇四	一、八〇〇
模範工廠	同芝蔴嶺	八〇	九〇〇
旗民工廠	漢陽南門外	七八	一、〇〇〇
中亞	漢口至公巷	七四	一、八〇〇
强漢	同新碼頭	四七	一、〇〇〇
醒革	武昌草湖門內	四六	一、〇〇〇

維新	漢口武聖廟	四四	一、〇〇〇
實善	武昌草湖門內	四四	八〇〇
精美	漢口從人巷	四二	九〇〇
全生	同	三八	一、〇〇〇
惠工	同至公巷	三〇	六〇〇
華興	同老官廟	二〇	四〇〇
華升昌	武昌草湖門外	一六	四〇〇
振興	漢口楊千總巷	一二	二〇〇

善利公司　實業公司　日新公司　升太公司　三華公司　華美公司　端太公司　維新公司　醒民公司　精一公司　湖北貧民工廠

（漢口）

而して左の二戸は主として簇を製造販賣す。

蕭興隆　武昌草湖門外　蕭彈泰　同　上

其他の機械並に模樣織出に用ふる花板等は、漢陽武昌等の各木工所に於て製造販賣す。

之等工場の產品は支那人の所謂愛國布、電光布、絲光布の三種にして、我國の木綿縞又は瓦斯織の如きものなり、支那人は右三種共四季を通じて使用し、絲光布及電光布は主として子供婦人用衣服又は夜具の被面として之を用ひ、愛國布は主として各階級を通じての男子用衣服に使用す、其織賃及費用は概略左の如し。

電光布は經場として四十二手捻綿絲（七百二十條より千二百條に至る）、又は同手のシルケット絲を用ひ、緯場として二十手の綿場を用ふ、其重量一疋支那斤二斤六兩、大幅長さ四丈八尺にして、絲代計二串五百五十六文、管捲賃排場代等一疋に付二百文、織賃四百文、合計三串百五十六文（其他蠟油代等若干を要す）となる。

絲光布は經緯共に四十二手のシルケット絲を用ひ、一疋の重さ三斤二兩、大幅長さ五丈二尺を普通とし、絲代四串五十文合計四串七百文内外を要す。

愛國布は同じく經緯共四十二手シルケット捻絲を用ひ、一疋の重さ五斤半、大幅長さ六丈經絲普通千四百條とす、其費用一疋に付七串八、九百文より八串文に至る。

漢陽鐵廠

張之洞は世界に於ける鐵の需要激増せんとするを察し、兩廣總督たりし際、大に製鐵に志し化鐵爐二座を購入し、冶鐵に從事せんとする時、湖廣總督に轉任を命せられ、後任兩廣總督は此の化鐵爐の引繼を肯せざりしより、已むを得ず之を湖北に携へ來り漢陽に据付け、西人を傭聘し萍郷の石炭と大冶の鐵とを得、茲に於て漢陽鐵廠の事務を開始するを得るに至れり、其成立は前清光緒十七年（一八九一年）にして、支那鐵廠の創始なり、官營數年なるも成績擧らざりしを以て組織を變更して商辦と

なし、名けて漢冶萍公司と云へり、盛宣懷之を次ぎ數代を經て現に吳健之れが總辦たり。

本鐵廠は漢陽城外市街に在り、同城北に接し聳立する大別山の北麓より漢水の右岸に亘り、西は兵工廠に境し、東は鐵道を以て長江に達し、運輸極めて便なり、廠址長さ約千弓、幅約三百弓、面積約一千畝なり。

廠員は全部支那人にして其業務系統左の如し。

- 廠長
  - 事務部 ― 專門學校
  - 商務部
  - 製造部
    - 化折股
    - 鋼鐵股
      - 化鐵爐
      - 鋼廠
    - 電器股

以上の外左の七附屬工廠あり。

造甎廠　模樣廠　土木廠　電料廠　礁砂廠　修理機器廠　釣釘廠

以上各工場內に使用する職工數は平日約三千人(日給銅五六百文)にして、一日十時間の勞役に服しつゝあり。

本廠の作業能力は次の如し。

一、銑鐵　熔鑛爐は新舊各二座を有す、新爐は二百五十噸一對にして、目下之を使用しつゝあり、舊

爐は之に比し極めて小なるのみならず、頗る不經濟なるを以て今や放棄せられあり。新熔鑛爐二座より製出せらるゝ銑鐵は、日額約五百噸にして、之が爲めに使用する鐵鑛（大冶鐵山産）日額約千噸、萍鄕炭（江西省安源產にして同地にて骸炭となす）日額千五百噸內外、石灰（大冶產）二百噸前後とす。

二、鋼　馬丁爐　(Martin furnace) 六基を有し、銑鐵より直に鋼塊を製す、其の製鋼日額約百噸內外とし多くは廠內に於て軌鐵又は鋼材と爲し稀に鋼塊の儘市場に出す。

當鐵廠に於て製出する銑鐵と鋼とは多く地金として販賣するを以て廠內工場の規模は大ならず、其の主要なるものを舉ぐれば左の如し。

イ、拉鋼廠

厭伸轆轤(假名)十二機及之に應ずる附屬設備を有し、鋼條造船用鋼板工字樑方角樑軌鐵等を拉成す、修理の爲め小旋盤十を有す、附屬の工場二を有し大旋盤七臺を運轉して型轆轤を製す。

ロ、鑄物工場及打鐵廠

多くは廠內所要機器に從事し稀に外界註文に應ず、打鐵廠には大型旋盤五個を有す。

ハ、修理機器廠

小型旋盤約四十臺大型旋盤八臺を有す。

動力は汽罐室に有する五個の汽罐を使用して電氣を發生し、廠內各盤の動力に宛つ。
本鐵廠に於ける製出年額は上記製產日額より推算せば年額大要左の如くなるべし。

銑　　鐵　　　百四十四萬噸

鋼及同製品　　三十六萬噸

右の內約定に基き日本製鐵所に賣渡すもの、銑鐵年額六七十萬噸なるを以て、市場に出し得る銑鐵は年額八十萬噸內外なり、此等銑鐵及鋼は支那內地需要（鋼は多く內地鐵道及兵工廠に使用せらる）に充つる外、太平公司、三井洋行、三菱公司等に賣渡さる。

漢陽兵工廠

兵工廠は製鐵廠の北隣にあり、工場は煉瓦造りの二階建にて、左の四部に分たる。

一、小銃彈製造所（藥筴製造所と彈子製造所の二つに分たる）

二、小銃製造所

三、大砲製造所

四、砲彈製造所（彈子製造所と藥筴製造所との二つに分たる）

小銃は一見我が三十年式步兵銃に則り、口徑も銃の全長も殆んど等し、唯照尺は二千五百米突の射

達距離に刻まれ、機關部に於て安全機と挿彈子（五個を挿入す）との形狀を異にす、而して其彈丸の形狀物質等は我が三十年式に異ならず。
本部は非常に輕き硬質の材料を以て作り、毎一箇月の製造高三千挺、大砲は重に五十七ミリの山砲と五十三ミリの野砲とを製造し、其毎月の製造高は各六門宛なりと云ふ。

製紙局

北京度支部直轄の下に、一九一一年日本租界の下流約十哩の地點湛家礮に一大製紙局設立せられたり、前淸時代度支部の官辦に屬し、資本金二百萬兩敷地十八萬方（一方は三坪餘）を有し、廣大なる建物七、八棟を設立し、建坪亦た約一萬坪に上り、事務所及工廠は二階建煉瓦造にして、設備整然たり、機關は蒸汽力によるものと電力によるものとの二種あり、前者は二千馬力、後者は六百馬力を有し何れも米國製にして、最新式のものなり、又製紙機械二臺を有し、設立當時技師長以下技師九人は何れも米國より招聘し、同年十月頃より愈〻製紙作業を開始せんとしたる際、革命戰爭起り竟に中止の已むなきに至りたるが、爾來北軍は該工場に駐屯し、爲めに久しく之れが再開を見るに至らざりしが、其後北京財政部に於ては、之れを引繼ぎ事業を開始することゝし、曹典球を總辦に任命し、技師には朱仲布外七八名の支那人を採用し、米國に歸還したる技師長をも再聘し、事業を始めしも、資金に缺乏せる爲、

一九一六年十一月中日實業會社との間に二百萬圓の借款を爲せり。

官絲局

官絲局は四局の一に屬す、其規模最も小にして、使用機械は繰絲釜三百八臺、一臺五個の錘を有し、釜は三百馬力の汽罐を以て回轉す、製品は十二デニール乃至十五デニールの間にして、一日の繰出高凡そ一擔内外、原料繭は湖北產にして、河陽產最も多く、重に黃絲を使用し居れり、製品は全部上海に輸出す、職工は五百人内外ありて、主に女工とす、現に他の二局と同樣楚興公司代理經營す。

製麻局

製麻局も四局の一にして、其建設後一九〇四年十一月、本邦より技師及男女工を聘したることあるも後程なく解傭せり、一九〇五年中試驗的に麻絲紡績の業務を開始せしが、一九〇六年度に入りて技師も手揃ひ、支那職工も大分熟達し、其の年より大いに事業を經營せん計畫にて、第二工場の完備するを俟ち、該工場にては專ら漢口に多額の需要ある麻袋の製造に着手する目論見なりしも、其後種々なる障害の爲め事業の進展意の如くならずして遂に多年休業の已むなきに至れり。

第一工場及び第二工場に於ける諸設備次の如し。

第一工場

機械	數量	摘要
動力機	一臺	百五十馬力(實馬力)
動力機	三臺	各八十馬力
喞筒	三臺	汽罐 三本
四百燈機械	一臺	
原麻漂白機械	九臺	
銅製バック	九個	染色用
紡績機械	六十六臺	
旋盤	五個	
本旋盤	二臺	
鋸機盤	一臺	
製織機	五十四臺	
繰糸機其他	十九臺	
化工機械	二十臺	ローラ糊付幅出し其他

第二工場

機械	數量	摘要
汽罐	二本	
動力機	一臺	三百馬力
喞筒	二臺	

紡績機械　三十八臺
木旋盤　三臺
製織機及附屬機　四十二臺

製品はラミー絲及びラミー絲を原料とせる織物にして、洋服地、襯衣地、テーブルクロス、シーツ、ナプキン等の類にて、原料は附近各地に豐富なり。

造幣局

湖北銅元局は武昌にあり、一時漢陽兵工廠内にても銅貨鑄造を開始したるが銅元鑄造禁止と共に廢せられたり、武昌に於ける湖北銅元局は一九〇二年の設立に係り、東西兩局に分たれ東廠は專ら銅貨鑄造を司り、西廠は銀貨鑄造廠となす、鑄造開始の初め印花機舊式六十五臺、新式五、六臺を運轉せるが、一九〇五年各地相競ふて銅貨鑄造をなすや、別に一工場を增建し、新式機四十臺を据付けたり其鑄造高は旺盛期時代に於て一日平均四百萬個を鑄出し、平均五百五六十擔の銅を鑄潰せりといふ、晝工十時間夜業十時間にし、一臺一晝夜の鑄造能力は平均六萬一千五百個内外なりと、同所鑄出銅貨の成色は、銅九十五%白鉛五%の割合にして、其利益莫大なりしが、濫鑄の結果銅貨の市價下落し、經濟界を紊亂せしめしかば、一九〇五年末に至り北京政府は湖北省の銅貨鑄造額を一日六十萬枚に限

る事を命じ、爾來其鑄造額を減少せるが、地方財政窮迫の結果は、自然利益多き銅元鑄造に走り、現に漢口に於ける銅の純輸入額の約八九割は此銅貨鑄造に使用せらるゝものなりと云ふ。

電燈

武漢に於ける電燈事業左の如し。

會社名	資本金	點燈數	動力馬力	其他
漢口既濟水電公司	銀六百萬元	三、五〇〇	二二〇	光緒三十四年宋偉臣の創立にして、最初湖廣總督より三十萬元の官資を得、日本興業銀行より五十萬兩を借款し、大正六年一月東亞興業會社より百萬兩を借入たり
英國電燈株式會社	—	八、五〇〇	二二〇	英租界にあり、英佛露三租界に供電
美最時洋行電燈部	—	六、〇〇〇	二二〇	獨租界にあり、日獨露租界に供電
武昌電燈公司	銀五萬元		一一〇	武昌城內にあり
耀華電燈公司	銀二萬元	一、四〇〇	三三〇	武昌城內にあり
大正電氣株式會社	金五萬圓	一、五〇〇	二二〇	日本租界にあり日本人の會社なり

揚子機器製造有限公司

本社は佛租界に、工場は Seven Mile Creek にあり、一九〇八年の創立にして、資本金は始め三十五萬兩なりしが、後五十萬兩に增資し、更に一九一五年百萬兩となせり。

同社の主腦經營者は前香港鐵工所技師王顯臣にして、一九〇六年斯業視察旁、渡英し、機械類を購入し歸國後創立の任に當りたるものにして、現に總支配人たり。

漢冶萍煤鐵礦廠有限公司の總支配人李某は同社の取締役にして、兩社は密接の關係を有す、從て材料は主として漢陽鋼鐵廠に之を仰ぐ、同社は橋梁部の主任技師 Y. W. Cockburn を除くの外は、全部支那人に依り組織經營せらるるものにして、工場面積は三萬六千七百坪を占め、職工數は千人餘に上る。

工場は比較的最近の創造に係るを以て、機械類は概して新式にして、動力としては電力を主とし、水力及壓搾空氣力を併用す、造船造機業の外鐵道橋梁の製作を主とし、汽船は總噸數千五百噸級のものの建造に堪へ得べし。

中華鐵器公司針釘廠

漢陽に於ける湖北針釘廠は張之洞時代の創設に係り、資本金三十萬元を支出し、官營事業となし機械は米國より輸入し、以て縫針及洋釘製造に從事したるも、針釘原料に要する鋼鐵線は悉く輸入品に俟ち、主に米國より供給を受けたり、故に諸費用割合に高し、且つ又製品不體裁なるが爲め、販路開けず、遂に一九一一年中十萬元の損失を以て停止するの止むなきに至れり、其の後之れを商辦に改めん

として努力したる結果、一九一二年秋、南洋在留支那紳商梁炳農之れを經營せんと企て、武昌實業司に交渉の結果遂に之れを引受くる事となりたり、同氏は十萬元の資本を以て再興費用に充てんとし右資金の調達を南洋支那商人間に勸誘し、先づ株式組織と爲し一株を五百元と定め、其の後久しからずして資金調達を了し、同年十二月より工事再興の運に至れり。

本工場の動力は蒸汽力にして、百馬力を有す、製釘機五十臺あり、米國製なるも機械舊式に屬す、職工に熟練のもの十八、未熟のもの三十人あり、一日の製造高八十樽（一樽百封度入）なり、其製品は長さ五分より五寸位の間の洋釘にして、其價格は外國品よりも廉價なるが如しと雖も、其品質に至りては漢陽ものは屑多く、其の量一見二、三割を含める爲聲價頗る振はず、其後遂に工場閉鎖の止むなきに至りしが、一九二一年中華鐵器公司之れを引受け、資金三十萬元を以て鐵釘事業を再開、職工百四十餘名を使役して、每日平均七十樽を製造するに至れり。

製粉業

裕隆機器麵粉廠

舊名を恆豐と稱し一九〇五年の設立に係り、一度倒產したるが、其後再開せるものにして、漢水河口より四哩を遡れる羅家店に在り、株式組織にして名義は英支合辦なるも、出資者は全部支那人なり

資本金は固定資本二十萬兩にして、流動資本は知るを得ず、使用原料は湖北、湖南、四川、河南產等にして、其生產額は晝夜運轉にて八百袋、機械の限度は千袋迄とす、原動馬力は二百馬力にして、製粉機械は英國式ロール臺を用ひ、其使用職工數は一定し居らざるも平時に於ては約六七十名なり、販路は武漢地方を中心とせる揚子江上下流一帶より南支及北支那、天津、青島方面を主とす。

同廠麥粉には二等粉に紅藍雙鳳、三等粉に紅雙鳳、四等粉に黑雙鳳の商標を附す。

漢豐機器麵廠

同じく漢水沿岸にあるも、前者よりも十五六町下流なる礄口に位置す、本工場も事業不振の爲一時休業したるが、一九一〇年より再び開工せり、其資本は固定せざるもの約三十萬兩とし、流動資本約十八萬兩、借入金二萬兩合計約五十萬兩と稱す、其生產能力一晝夜千六百袋にして、普通千五百袋を製造す、原動馬力百八十馬力、製粉機械は米國バーナード式にて最良のものとす、ロール十二臺を用ひ職工一定せず。

金龍機器麵粉廠

本工場は佛租界に在り、一九〇六年一（光緒三十二年）和蘭人の設立せるものなるが、一九〇九年支那人の手に讓與せられたり、資本十二萬兩と稱す、使用原料は河南より鐵道にて運來せる小麥を用ひんとせるも、之は運賃高く豐富ならざる爲附近各省より集り來るものを用ふ、使用機械は佛國式にして、

ロール九臺を用ひ、支那人職工の外に外人二名を雇傭し居れりと云ふ、本工場の製粉能力は一晝夜一千二百袋にして、商標は二等粉藍三星、三等粉紅三星、四等粉黑三星なり。

和豐麵粉廠

裕隆と同じく羅家店に在り、一九〇五年四月の創業に係り、英國會社として香港に登記せられたるものなれども、株主の多くは支那人にして、二、三の英商と獨商とを混ず、初め登錄せる資本金は銀七萬五千弗なりしが、其後變更して十萬弗に增資せり。

工場敷地は約一千一百方、工場、倉庫、事務所及び住宅備はれり、一晝夜製粉能力は一千二百袋にして、商標は藍及紅火車なり。

亞豐麵粉公司

亞豐麵粉公司は支那人の經營にして、一九一八年初めの設立に係り、支那街に在り、資本金二十萬兩にして、一晝夜一千五百袋の製造能力を有す。

公泰麵粉公司

佛租界內にあり、一九一八年の創立にして、資本金十萬兩一晝夜の生産能力一千袋とす。

湖北氈呢廠

湖北氈毛廠は一九〇八年の開設に係る官商合辦の製絨工場なり、武昌にあり、主として軍隊用毛布及服地を製造せり、本工廠は官資三十萬元、民間資本十三萬三千元、合計四十三萬三千元にして、開辦後經營宜しきを得ず、損失相踵ぐの有樣にして、遂に閉鎖の止むなきに至れり。

其設備は十八臺の織機と之に相當する一切の附屬機械を有せるものにして、一機臺は晝間四十碼夜間二十碼の羅紗を製出し得るを以て、晝夜全部を運轉せば一日一千碼の作業力を有す。

燮昌火柴廠

燮昌公司は光緒二十三年七月(一八九七年八月)の設立に係り、其資本金三十萬兩、上海の豪商葉澄惠其大部分を出資し、漢口の紳商宋煒臣は設立者にして且其の經理人たり、現在に於いては資本金を增加して、八十萬兩となせり、日本專管居留地擴張區域內にあり、設立當時故張之洞と交涉して、二十五ヶ年間の獨占的特許を得て、且落地稅輕減の取扱を受け、只每年一定の納稅即ち四千兩を納付すれば、落地稅を免除せらるゝ事となれるより、極めて有利なる位置に立ち、爲に本邦品を驅逐して大に販路を擴張するに至りたり。

工場は約五千坪の敷地を占め次の各工場より成る。

發貨房　一　各種材料の倉庫にして、他の工場に其の貨物を送付し又は製品を藏す

爐子房　一　軸木の乾燥室なり
排板房　四　軸木を板上に羅列する所にして、裝藥の準備工場なり
押板房　一　排列軸木を壓して齊頭に爲す
上藥房　二　軸木の端に藥を附着す
脫板房　一　排板より上藥せる軸木を取り去る
效力及軋力房　一　上藥せる軸木を兩斷す
裝盒房　二　出來上りたる軸木を箱に塡充す
成包房　一　二打を表紙に包む
配藥房　一　藥の調合所
和藥房　一　調合藥を混和す
押藥房　一　藥を煉る

以上十二種十六個の工場は、百八十區の小房室に分たれ、一室間口十二尺奥行十六尺程なり。

本工場は事務員、技師、工敎人（又は工頭）、工長、文長等の上下各階級を通じ四百五十人の社員あり、其外に常傭職工約七百人あり、職工の賃銀は食事を會社負擔として、毎月四元より五、六元の間にあり、日傭職工の給料は請負とし出來高に應じて給す、日傭職工の數は數百人に上る事あり、職工の過半數は女工にして、作業時間は午前六時より午後九時迄とす、職工の待遇に何等意を用ひざるもの丶如く、奬勵法の如きも不完全にして、文長工頭等の上級者に限り多少の利益配當を與へ居るに過

ぎず。

本工場にては目下硫黄燐寸のみを製し、其の製造は悉く人力にて機械を使用せず、先づ軸木を板に排列し、他の板を上より合せ、螺旋捻器にて締め、装薬室に送り、軸木の兩端に硫黄及燐を附着せしめ、次に軸木を中部より切斷し、各軸木を小箱の中に詰め、之を六十箱集めて包紙に包み、其の二百四十個を木の箱に荷造す、小箱張りは工場外貧民の內職に係る。

製品の種類は硫黄燐寸及び安全燐寸（安全燐寸は神戸日進舍にて作る）の二種にして、今其の各種類の品質、價格は次の如し。

朋雙（安全）	大箱	六文
陰雙獅（硫黄）	中箱	五文
喜鵲牌（ポス）	同	四文
陰單獅（硫黄）	同	四文
鷄牌（ポス）	同	四文
月琴牌（ポス）	同	四文
三和虎牌（安全）	大箱	六文
琴仙虎牌（ポス）	中箱	四文
雙兎兒牌（安全）	大箱	六文
雙合牌（安全）	中箱	四文
遊戲牌（ポス）	中箱	四文

魚蝦牌(安全)　大箱　六　文

是等の製造材料中軸木は主として日本產なれども、又湖南、江西等(上物は白楊細軸を用ゆるあれど、普通松の一種を用ふ)よりも來り、鹽酸加里は主として英國より輸入す、燐も英國より輸入し、硫黄は日本より輸入するもの多く、箱木及び張紙は大阪、神戶等に仰ぐを常とす、其製品は硫黄並びに赤燐を充分に施しあれば、耐風力强く、燃燒力佳良なり、爲に當社の燐寸は各地に評判良好にて、賣行盛なり。其の製造高は每日百二十箱、(小盒は百グロッス入、並盒五十グロッス入)の割合にて、每年凡そ三萬六千兩の硫黄燐寸を製造す。

冷肉製造業

英國籍に屬する和記洋行 (International Export Co.) 獨逸租界に於て冷肉製造を經營す、一九〇九年の創立にして、資本金百五十萬兩、內三十萬兩は工場に固定せり、其の製品は鷄卵、鴨卵より蛋白黄を製造すると共に、牛、豚、鴨、鷄、家鴨、鵝、鳩其他各種の家畜、野鳥類を屠殺して、之を冷藏庫に貯藏し、一部は氷詰とし、一部は罐詰とするにあり、原料は中部支那各地方に亘りて廣く之れを求め、原動力は百馬力ボイラー三本を有す、其の職工は約三百人にして、男女殆んど相半す、該工場は敷地三千坪、生產額一日冷藏肉七十五噸にして、揚子江の增水期に、一年四囘外洋航行汽船を溯江

せしめて、直接に倫敦に送る、一回の出荷約五六千噸と云ふ、此の汽船は特別の裝置を有し、船內に冷藏庫を有し、牛、羊、豚、鹿等の大なる肉は其の儘此の中に貯へ、家禽野鳥の卵類等の小なるものは石油罐大の罐詰となし輸出す、原料の安價にして且豐富なる爲利益ある事業なり。

漢口三菱公司

中華製氷株式會社

漢口は夏期暑さを以て有名なる地にも拘らず、製氷業多からず、從て氷の價格不廉にして、內外人間に於て不便を感ずるもの多かりしに鑑み、邦人有志者資本金二十五萬圓を以て一九二〇年十月中華製氷株式會社(通稱中華氷廠)を設立し、日本租界外三元里附近に工場を建築し、翌年九月より製造を開始し、每日二萬二千封度の製造能力を有する最新式の機械を据付けたり、動力運轉には重油を使用するの利便ありて、營業費を半減するを得、一九二一年度に於ては十法製氷五

割、和利氷廠の製氷三割、本廠の製氷二割なれども、製品は最良好にして好評を博し居れり。

硝子製造

三合玻璃公司

邦人雜貨商鴨川洋行の經營にして、一九一二年十月の創設に係る、初め大阪より硝子職人十九名を雇入れ、之れに支那人助手四五名を加へ尚見習として支那人小兒十二名を使役し、專ら洋燈ホヤのみを製造せり、竈四所を有し一日の工作時間十時間乃至十一時間にして、製造高約四千個とす、本邦製輸入品に比し原質稍劣るも價格遙に低廉なるを以て、相當の賣行あり、本工場に於ける硝子原料としては、屑硝子を廉價に購入し、又硝子製造用石粉も附近に產出し是れ亦た原料豐富なれば、經營上極めて有利なり。

耀華玻璃公司

耀華玻璃公司は武昌保安巷にあり、一九〇六年支那人林氏が武昌府下咸寧より硅砂の產出あるを發見し、資本六十萬兩を以て設立したるものにして、湖北省内に於て二十年間獨占的製造の特權と、原料製品に對する釐金免除の特典を有す、林氏の死後、上海源豐潤號主源子金三十萬兩を以て引受け蔣可野を總辦に任じ經營せしめ居れり。

本工場は英獨技師の設計に係り、板硝子製造を專門とし、機械は獨逸式を用ひ、工場の中央に大熔爐を据ゑ付け(十個の爐を有す)、一回原料四百擔を熔化し得、其附近に吹筒設備及び吹筒の際焚燒する小爐三個を存す、次室は卽ち冷却室にして、一臺の大爐を有し、圓筒を切り開き平板となし、之に隣接して設けられたる小爐中を通過せしめ冷却す、第三室は仕上工場にて出來上たる玻璃の洗滌及び日切をなす、板硝子の最大なるものは長さ六尺幅三尺餘を有す、其の製品は未だ充分なるを得ず、泡沫、裂線等を除くを得ざるものゝ如く、製造能力は百封度入六十箱を生産すべく、使用石炭は萍鄉炭及び日本炭を用ひ一回用量二十四噸なりしと、本工場は熔爐に不完全の點ありしと、經濟の不如意と職工技術の拙劣なりしとにより作業を繼續する事を得ず、休業既に多年に及べり。

製革業

漢口地方は牛皮其他の製革材料豐富なるを以て、嘗て獨逸人の武昌に製革工場を設けたる事あり、又張之洞も日本より技師を聘して、湖北製皮官廠を興し、新式製革を開始せしが、共に成功を收むる能はずして、途中に挫廢せり、現に漢口地方に於て製革をなすものあれども、孰れも舊式の方法による、其主要なるものは漢口支那街牛皮巷の實業皮廠、張義順、彭萬泰、雛祥順、彭義昌、蔡家巷の潘義生、和記、張順興、湯興順等なりとす。

蛋白及蛋黄製造業

蛋白及蛋黄は漢口に於ける特殊生産品と見るべきものにして、其の原料は家鴨卵及鶏卵の二種を用ゐ、何れも先づ卵を破壊して白味と黄味に分ち、各別に鉢に盛り、然る後に蛋白を製造する場合は、右分離せる白味を鐵網にかけて之を漉し、木製の樽に取り、溫室に運び攝氏四十度の溫度を加へて、醱酵せしむ、然る時は白味中の雜分は此際泡となりて液の表面に浮ぶ、相當泡の生じたるを待ち、樽底の孔より液の一部を漏し、其液の透明なるや否やを鑑定し、透明なるときは泡を除き他の容器に移し、其容積の約百分の三に當る純アンモニヤを混合し、充分乾燥せしむるものとす。

乾燥方法は攝氏六十度を最高溫度とし、此溫度にて連續乾燥する時は、約二十四時間にして完成す、其火力たると蒸汽力たるとを問はざるなり、而して乾燥の際の容器は直徑一尺內外厚さ二吋許の亞鉛板製のものを多く使用す、乾燥中氣泡の生じたる時は之を碎かざる可からず。

蛋黄を製造するには分離したる黄味を充分に攪拌し、其容積の約一割に當る硼酸を混合し、更に充分に攪拌し、乾燥せしむるものにして、乾燥方法に至りては前記蛋白製造に同じ、而して輸出蛋黄中細粉末の蛋黄あり、之が製造は攪拌する際、硼酸以外に約一割の水を混入するものにして、水を混入し攪拌するときは、多くの泡を生ず、而して乾燥も亦早く約六時間位にして完成す、右蛋白、蛋黄は

共に乾燥したる固形體又は粉末にして、此外黄味を液體の儘輸出するものあり。
　黄味液體輸出品製造法は、分離したる黄味に其容積の二割に當る硼酸を混じ、攪拌したる後、再び五％の食鹽を混じ、更に充分之を攪拌する時は、橙黄色の液體となるを以て、之を樽詰として輸出するなり。
　其原料たる鷄卵、家鴨卵の産地及時季に依り、製品の生産高に多少の差異を生ずと雖も。普通蛋白(乾燥したるもの)百斤に對し、原料として二萬八千個の鷄卵(大抵一個の計量は殼共十三匁見當)を要し、家鴨卵に於ては二萬四、五千個(大抵一個の計量殼共十五匁見當)を要す、而して蛋黄液體の量は鷄卵を使用したる場合には、卵殼(普通一個一匁五分)の重量を控除したる、重量の半額にして、家鴨卵を使用したる場合には蛋白(乾燥したるもの)と蛋黄液とは四と六との割合にて蛋黄多しと云ふ。
　蛋白及蛋黄の乾燥したるものは、二百ポンドを木箱に入れて輸出す、木箱の内部は百ポンド毎に錻力罐に入れ、箱内に裝入す、液體は樽詰として輸出し、一樽の重量風袋共三百五十斤入とす。
　蛋白及蛋黄の乾燥したるものは、稍淡き黄鉛色を呈したる透明體のものにして、之を食ふ時は鹽味を有す、普通荷造の都合上三四分大の塊に碎くを普通とす、液體は橙黄色なる事前述の如し。
　之れが用途に就ては之を明にする事難しと雖も、聞く處に依れば、蛋白の主なる用途は其含有するタンニン質を利用し、之を染料とするにあり、又石鹼製造材料にも使用すと云ふ、蛋黄に至りては鞣

質を含有するが故に、藥品として使用せらると云ふ。

當地輸出蛋白蛋黄は共に從來獨逸人の手に依り獨逸に輸出せらるゝもの大部分なりしが、歐戰開始後は獨逸向皆無となり、一九一六年の如き英國約七割三分、佛國約七分、米國向一割四分にして、日本、瑞典、伊太利、丁抹等を合し僅に六分に達するのみなりしが、戰後又獨逸に仕向けらるゝに至れり、漢口に於ける蛋白蛋黄製造工場次の如し。

工場名	國籍	所在地	設立年月	一日生産高
美最時蛋廠	獨逸	獨租界十大家	一八八七年	五擔—一五擔
元亨蛋廠	同	三碼頭	一八八九年	二—六
瑞興蛋廠	白國	日本居留地	一八九一年	五—一五
公興蛋廠	佛國	佛國居留地	一八九三年	二—六
禮和蛋廠	獨逸	大智門外	一八九七年	五—一五
碑格爾蛋廠	同	礄口正街	一九〇五年	—　—
同義仁蛋廠	支那商	—	—	—　—
寶帶蛋廠	獨逸	礄口	創立一九〇二年 移轉一九一二年	一二擔　—

豆油豆粕

油房業

漢口に於ては近來新式油房業次第に興り來れるが、漢口附近及漢水沿岸、揚子江上流地方には、舊式油房も多く、孰れも當地方に豐富なる大豆を用ひて、豆油、豆粕の製造をなす、而して其製品は孰れも漢口に集り、此に於て取引の行はるゝを常とす。

今漢口附近に於ける新式油廠の概況を述ぶれば次の如し。

日華製油株式會社工場

其第一工場は一九〇五年九月の創立に係り、漢陽に設けらる、ロール壓搾器五十臺、軋豆器五臺、動力としてコルニッシュボイラー一臺、三十馬力を有す、使用職工は七八十人にして、賃銀は一日二十仙乃至四十仙の間にして、各食事自分持とす、毎日作業時間晝夜合せて二十三時間とす、毎日の製造高豆粕一千枚、豆油四十擔なり。

第二工場は一九〇六年五月の創設にして、日本擴張居留地にあり、其資金二百萬兩とす、機械としてはクリーナ式二臺、エッチストン一臺、壓搾器百臺、軋豆器九臺、動力コルニッシュボイラー二個(各八十馬力を有す)、使用職工百數十人、製造高毎日豆粕二千枚、豆油八十擔とす。

以上の二工場は元日本棉花會社の經營に屬したりしが、一九一七年四月漢口に於ける三菱の桐油工場と合併し資本金二百萬圓、四萬株の新會社となし、株式は全部兩者の關係者にて引受けたるものなり。

元豐壓搾油廠

元豐工場は寧波人阮雲裳の經營するものに係り、其創立は一九〇五年にして、工場は獨逸租界内にあり、其資本は固定資本二十萬兩、流動資本二十萬兩にして、製品は豆油及豆粕にして、工場敷地は千百六十七坪あり、二階建倉庫二棟、平屋建倉庫二棟、豆粕壓搾室、汽罐室一棟あり、二個の汽罐は英國製にして、各四十馬力を有す、Chilled iron Roller は四臺、上海にて製作せられたるロール八十臺、壓搾機は人力を以て壓搾する裝置にして、總計 Screw Jack 百五十臺あり、搾取せられたる油は三個の鐵製タンクに貯藏せらる、職工數は百四十餘人、晝夜交代にて、一晝夜運轉し、原料大豆使用高二、一九四擔内外にして、豆粕三千枚、豆油九十擔を製出す、本油廠は經營宜しきを得ず、今や全く三井洋行の管理に屬し、一九一七年以來休業せしが後再開せり。

歆記搾油廠

歆記工場は漢口の巨商劉萬順の經營する所にして、一九〇九年の創立に係り、玉帶門外に在り、資本は固定資本約十五萬兩なり、而して流動資本は一定せず、工場にはボイラー二臺、九十馬力、實使用馬力八十、エンジン一臺五十馬力合計三千五百兩、チルトロール二臺にて三千兩、帶皮付プレス一臺（以上は川崎造船所作）、鐵製ハンドルプレッス九十六臺（自己鐵工場製作）合計六千七百九十兩、篩一臺、英國式水壓プレッス二臺、ロール一臺あり。

工場は煉瓦造にして百八十坪、二百七十坪及九十六坪の三棟にして、他に事務所二十坪あり、住宅は一棟三階建にて四十五坪なり、其他機械修理室、倉庫、油庫あり、タンクは二本あり、其高さ十六呎、土地は全部にて六百方あり。

職工は百五十人、但し場合に依り増減あるものにして、生産額は豆粕約三千三百枚、製油額約九十擔とす、本廠水壓プレスは漢口豆粕工場中隨一のものにして、豆粕の硬度非常に大に、歐米へ輸出せらるゝにしても、印度洋通過の際腐敗の虞なしと云ふ。

裕豐搾油廠

裕豐工場は一九〇六年の創立に係り、高家河にあり、其資本は固定資本約七、八萬兩にして、機械はスクリユージヤツキ三十一臺、粉碎機一、篩一あり、職工約二三十人にして、一日の生產額豆粕六百枚、豆油二十四擔內外なり。

順豐搾油廠

漢陽高家河畔に在り、一九〇七年の創立に係り、西順記なるもの業務を管理す、寗波人數名の出資にして、資本は固定資本十萬兩なれども、流動資本は不詳なり。

機械はロール八臺、ハンドプレツス百臺、碎粉機及篩各一臺にして、職工六七十人を使用す、生產高一日豆粕二千枚、豆油六十五擔乃至七十擔とす。

美盛搾油廠

美盛工場は一九〇三年の創立にして、高家河に在り、其製品に新舊ありて棉實油をも生產す。

天盛搾油廠

天盛工場は一九〇七年廣東人劉敦之の創立せるもの、高家河畔に位置す、資本は固定資本二十萬兩にして、流動資本約十二、三萬兩、機械はロール九臺、プレス百臺、碎粉機二臺、篩二臺あり、職工は八十人內外にして、生產高一日豆粕二千四百枚、油九十二擔乃至百十三擔なりと。

興盛搾油廠（舊名義興）

漢陽礄水に面せる揚家河にあり、南は鐵政局所屬鐵道に面せり、敷地は沼澤埋立の中間に在り、長さ四十間幅十五間六百坪の地面にして、建物は支那舊式家屋二、三棟連續せり、壓搾器は新式鐵製及舊式木製二十六臺にして、新式は鐵四本柱、臺石は鐵製溝割の壓搾螺旋、ピッチは二分、即ち二吋二、三個とす、ロール及びボイラーは小形にして、長さ一呎六吋物、直徑五吋物合計七臺あり、豆粕の製造高次の如し。

鐵器	五〇臺	五枚宛四回	一、〇〇〇枚	一、九三六枚
木器	二六臺	十三枚宛三回	九三六枚	

永昌元搾油廠（舊名華昌）

永昌元は高家河畔にあり、一九〇七年の創立に係り、資本金二十萬兩、機械數百五十臺、從業者百二十人、一日の豆粕千六百枚内外の生産能力を有し、一九一三年八月一時休業せしが後再開せり。

復和搾油廠

一九〇六年の創立にして、資本金十八萬兩、一日の生産高は豆粕千二百枚とす。

製油法

是等油廠に於ける製油法は大體同一にして、先づ原料豆を篩子により夾雜物及土砂を去り、ロールにて碎き、更に之を粉碎器にて粉碎蒸籠にて蒸し、プレスの下に入れ、人力にて挺の理を應用し螺旋を以て壓搾するものとす。

原料大豆は河南省産及湖北省産なり、河南省の大豆は原産地に出張員を派し、其地にて買付け荷造の上汽車便にて漢口に送り來るものあり、之れを火車豆(汽車便にて來る故此稱あり)と稱し、品質比較的良好にして、含油量亦從て多く、百斤に付き十二三斤の油を得ると云ふ、此法によらざる時は、漢口僑口市場にて出廻品を待ち、糧行の手を經て購入するものにして、此種の大豆は多く湖北及河南産のものが、水運により運ばれたるものにして、之を河豆と稱す、運搬の途次水を撒き量目を欺瞞するの弊あるを以て、品質火車豆に及ばず、含油量百斤に付き八斤位なりと、豆の種類を分てば唐豆、早豆、遲水、六月全搾豆あり、是等豆類の一ケ年の來集額は約百五十萬擔内外にして、取引價格は種類と時

により異なるも、凡そ百二十斤ものにて二兩八匁より三兩三匁の間にあり。

豆油は支那人は籠入の方法を用ゆ、籠に大中小の別あり、七、八十斤乃至二百斤入とす、籠は籐又は竹にて作る。

荷造及び取引

漢口油行、地方問屋及生産者より、之れが買入をなすものにして、一、二箇月の先物契約をなすを普通とし、百擔を賣買せんとする時は、普通百兩の手附金を授受し、賣買契約者は二聯單を用ゐ、一は賣主の手元に置き、他は買主に渡す、賣買取引は七八月の交を常とし、若し期限を過ぐるも、尙履行せざる時は、違約金を附するの規定なれども、漢口、漢陽地方には製油場多きを以て、買付競爭の狀況なれば、實際其規定に從て違約金を課することなし、取引に關する衡器は司馬秤とす。

次に豆粕は地方產のものと、漢口油廠の製品とにより別あり、地方產のものは小形にて藁付及藁無の二種あり、小形藁付豆粕は、湖北省沔陽、襄陽等漢水上流地方の產にして、製造の際粕の周圍に藁を敷き搾油するものなるが故に、製造後は藁の附着を免れず、故に此名あり、而して一枚の斤量は十二斤若くは十三斤なり、一年の生產高約二、三十萬擔にして、漢口に出廻る時期は八、九、十、十一月頃とす、其他の時期に於ても多少出廻なきにあらざれども、極めて少量なりとす、小形藁無は湖北天門、漢川地方に產するものにして、製造の際藁を敷かず藁の附着せざるを以て名付く、一枚の斤量は

藁付と略同樣なり、一年僅かに十五萬擔內外にして、出廻時期も亦藁無と同樣なり。

小形豆粕は藁の有無に關せず、一枚の斤量十二、三斤なれども、外國人は一般に洋例紋九七掛を以てす、大形の漢口地方油廠產のものは、問屋の手を經ざるもの多きも、小形は內地より運搬せられて一度問屋の手に移り、更に販賣せらるゝを以て、問屋は專ら小形のみの賣買を取扱ふものなるも、屢大形の販賣に關係することあり、大形のものは油廠に於て直接賣渡すを常とす。

大形のものは何等荷造をなさゞるも、小形は麻袋に入れ、皆百五十斤、正味百三十二斤入となす。

桐油精製業

漢口には上流各地より多量の桐油來集す、然し是等桐油は一般に雜分多く直に輸出品となす能はず、故に輸出商は各土產原油を精製せざるべからず、其方法は原產地より竹製の籠に紙を張りたる容器を以て運搬せられたる桐油を、油槽に移し、其際油槽の上部に張りたる網を以て先づ夾雜物を取り去るものにして、油槽に入れ一日十時間宛熱を加へ、一週間乃至十日間放置する時は、不純物は沈澱し、精油を得、今漢口に於ける桐油精製工場及其生產能力を示せば次の如し。

漢口に於ける桐油精製工場一覽表

洋行名	國別	製造高	タンク	桶製能力	貯藏能力	貯藏タンク	原油貯藏能力
其來	(英)	一〇〇	八	八〇〇	一〇〇	二	三〇、〇〇〇
安利(瑞記)	(獨)	四〇	四	一六〇	五〇〇	一	六、〇〇〇
捷成	(獨)	五〇	五	二五〇	—	—	一〇、〇〇〇
三井	(日)	四〇	四	一六〇	六〇〇	六	六、〇〇〇
禮和	(獨)	五〇	四	二〇〇	一〇〇	一	六、〇〇〇
美最時	(獨)	四〇	九	三六〇	—	—	二、〇〇〇
華昌	(英)	五〇	一	五〇〇	—	—	六、〇〇〇
怡和	(英)	五〇	二	一〇〇	一〇〇	一	三、〇〇〇
和利	(獨)	三五	五	一七五	—	—	二、〇〇〇
和記	(英)	一〇〇	一	一〇〇	—	—	三、〇〇〇
禪臣	(獨)	五〇	四	二〇〇	—	—	三、〇〇〇
寶隆	(英)	三五	四	一四〇	—	—	三、〇〇〇
味地	(獨)	三五	二	七〇	—	—	一、〇〇〇
永興	(佛)	三五	一	三五	—	—	一、〇〇〇
公興	(佛)	二五	二	五〇	—	—	—
新公興	(佛)	—	—	—	—	—	—
三菱	(日)	五〇	三	五〇	—	—	三、〇〇〇

此外日商として湯淺洋行あり。

茶

産地

漢口は支那に於ける茶産地の中心に位するを以て、其最大市場として、湖北、湖南、安徽、江西四省の産茶此地に集りて、更に海外其他に輸移出せらる、今是等四省に於ける主要茶産地を見るに次の如し。

湖北省　南城縣、廣濟縣、黃梅縣、咸寧縣(柏墩、馬橋舖)、崇陽縣(大沙坪、小沙坪、白尼橋、駁岸)、蒲圻縣(羊樓峒、羊樓司)、通山縣(揚芳林)、興國縣(龍港)、嘉魚縣、興山縣、東湖縣、鶴峯縣、長樂縣、長陽縣、歸州、恩施縣、利川縣、鄖縣、竹溪縣

湖南省　石門縣、臨湘縣(聶家市)、巴陵縣(雲溪、北溪、晉坑)、平江縣（清江、壽街)、益陽縣、醴陵縣（張家碑、潙山)、安化縣(藍田、碩州)、瀏陽縣(高橋、永豐)、湘陰縣、湘鄉縣、桃源縣、武陵縣、新化縣

安徽省　績溪縣、歙縣、祁門縣、婺源縣、黟縣、休寧縣、建德縣

江西省　吉安縣、龍泉縣、武寧縣(澧溪)、義寧州、鉛山縣(河口鎮、桐木關)

次に之等諸省より製茶の集合する經路を概觀するに、湖北省は興國縣地方に於ける産茶の九江に出づる外は、悉く揚子江、漢水及運河の便に依り、襄陽、樊城、老河口、沙市等の集散地を經て漢口に來集し、湖南茶は長沙岳州を經由せずして、湘江、沅江、澧江に依り民船に積まれて直接漢口に入り、江西省産中綠茶は九江に集散するも紅茶は漢口に集り、安徽省産の徽州茶中祁門茶は漢口市場に集る。

今左に漢口茶業公所の調査に據る、從來各地產茶の漢口に集中する割合を見るに次の如し。

	紅茶	綠茶	花香茶	計	出廻割合
湖南省	二六〇、〇〇〇擔	六、〇〇〇擔	一六〇、〇〇〇擔	四二六、〇〇〇擔	六三・四%
湖北省	一五〇、〇〇〇	七〇〇	七〇、〇〇〇	二二〇、七〇〇	三二・八
江西省	五、〇〇〇	七〇〇	―	五、七〇〇	〇・八
安徽省	餘り多からず	二〇、〇〇〇	―	二〇、〇〇〇	三・〇
計	四一五、〇〇〇	二七、四〇〇	八六、〇〇〇	五二八、四〇〇	一〇〇・〇

卽ち產地別を以てすれば湖南茶最も多く、湖北茶之れに次ぎ、安徽江西の如きは云ふに足らざる有樣にして、更に種類別を以てすれば、紅茶遙に多量にして、花香茶、綠茶之れに次げるを見る。

次に漢口に集まる製茶を製造時期別に表示すれば左の如し。

漢口市場の製茶出廻高（單位箱）

	頭春		二春		三春	
安化	一七五、五四五―	一七二、〇四二	九八、九二七―	三八、四九〇	二二、二四五―	三、七七七
湘潭	二九、九八七―	一六、三九九	一一、八二〇―	七、二四九	四、五〇七―	一、六四七
高橋	三二、四二九―	一五、一九六	一四、四九三―	五、八六六	四、七九七―	五〇〇
湘陰	九、七八三―	一、三一六	二、五八五―	―	―	―
劉陽	一五、二九〇―	一三、二四三	五、八〇三―	三、三八六	二、四六五―	―
湘鄉	二、一二〇―	一、五六四	一、二一〇―	五九三	―	―

醴陵	一一、六〇八｜	六、五五〇	六、七六八｜	一、五七六	七一四｜	一五九
平江	二四、〇八六｜	五、〇五四	八、一四二｜	三、七七三	七八八｜	｜
羊樓峒	三五、九三八｜	二〇、〇二五	四、一四三｜	三一九	一、一七一｜	｜
羊樓司	五、五九六｜	八一六	六七七｜	二三六	｜	｜
宜昌	六、〇三一｜	三、一七五	二、七二六｜	九八三		｜
長壽街	三五、五四八｜	一八、三五七	八、七七三｜	一、七四六	一、三九五｜	｜
雲溪	一六、八七三｜	五、二四〇	三、六〇二｜	二、九三二	一、六八六｜	五六三
聶家市	三七、八二四｜	二五、〇七九	九、〇七八｜	三、〇八〇	二、四八二｜	｜
桃源	一一、五一五｜	一〇、二七二	五、九六二｜	一、四四四	二、四二四｜	｜
石門	八、三一二｜	｜	二、七八五｜	｜	｜	｜
崇陽	二四、五四八｜	｜	五、四六一｜	二、七三七	二、三八六｜	二四〇
通山	一四、一六四｜	七、二四〇	五、二一四｜	六四五	｜	｜
咸寧	九、二一九｜	｜	一、〇一〇｜	｜	｜	｜
寧州	六九、七五三｜	四一、七三五	四一、一八五｜	二三、〇八七	二、一六四｜	｜
郝門	一一五、二三一｜	一〇三、〇七〇	｜	｜	｜	｜

即ち概して一番茶最も多く、二番三番となるに從ひ、其數量減少するものとす。

紅茶

紅茶は外國市場に賣行くもの多きを以て、自然漢口に集り來るもの多し、其産額大にして、品質優

良なる點よる見る時は湖南の安化、安徽の祁門、江西の寧州を以し最となす、其漢口への出廻時期は每年五月初旬を以て始まり、五六兩月は出廻最も殷賑を極め、一年に於ける出廻高の約七割に達す、外國への輸出も從て此時期に多く、六、七及八月を以て、年中輸出最盛期となし、九月以後出廻漸次減少し、十二月初旬に於て取引を終るを例とす。

其荷造方法は木造の箱に裝入するものにして、箱には大中小の三種あり、大は七十五斤、中は五十斤、小は五斤入とす、輸出茶には主に七十五斤、或は五十斤入を使用す、箱の外部は悉く支那製の橙色紙を貼付し、緣邊は藍色の幅二吋位の色紙を以て緣取れり、其木板は福建省に產する楓木にして、黃色又は白色を帶び、何れも價格殆んど同じ、箱の寸法は七十五斤入にして幅二呎二吋半、長さ一呎六吋、高さ一呎九吋、五十斤入にして、幅二呎、長さ一呎四吋、高さ一呎七吋なり、尙箱中には薄き錫板を用ふ。

漢口に於ける紅茶取扱商は合計十八行あり其名稱次の如し。

露國商　順豐洋行　新泰洋行　源泰洋行　百昌洋行　阜昌洋行

英國商　天祥洋行　寶順洋行　怡和洋行　天祐洋行　履泰洋行　阿化威

佛國商　公興洋行　立興洋行

米國商　愼昌洋行　美時洋行　協和洋行

獨逸商　美最時洋行　杜德洋行

尙重なる支那商即ち茶棧を揭ぐれば左の如し。

忠信昌　順安謙　新隆泰　源隆　萬和隆　洪昌隆　永昌隆　㴬泰隆　新盛祥　洪源水

磚茶

漢口は福州と並びて支那に於ける磚茶の二大生產地にして、其大集散市場たり、漢口に於て磚茶の製造の盛なるに至りたるは、北方露西亞市場に供給する爲にして、露人は自ら此市場に至りて、之れが製造に從へり、現に漢口に於ける磚茶製造業は、主として露國商人の經營する所にして、同國人の製造工場三箇所、支那人の開設せるもの一あり、當地工場にて製造せらるゝものは、露本國及蒙古に仕向けらる、其原料は湖南の茶を用ひ、之れに錫蘭、印度、爪哇產の粉茶を混入す、製品は春夏兩期に於て多く汽船を以て露國に直送せらる、又北支那及び浦鹽より西比利亞に入る。

製法は最初原料茶を日に晒し、又は乾燥室にて乾燥し、之を蒸氣にて蒸し、小なる鐵製の型に詰め込み、之れを壓搾して作るものにして、板茶(Tablet)、磚茶(Brick)の二種あり、就中板茶は品質上等となす。

又其製造方法につき最も注意すべきは(一)其仕向地を異にする每に、夫々各地需要者の嗜好を參酌し調合按配を異にすること、(二)乾燥には特殊の注意及び設備を要す、今其の一例を聞くに、始め空氣中に(自然の溫度を保てる)六七時間自然乾燥をなしたる上、八十度位の乾燥室に移し、七八時間を

保ち、更に百度以上の乾燥室にて熱氣乾燥を施したる後、漸次僅の如く其の温度を下げ、遂に普通の温度に達せしむるにありといふ、(三)壓力の充分なること、現今漢口に在る各工場共に六十五噸の壓搾器を用ひ居れり。

尙主要工場の狀形を見るに大要次の如し。

阜昌磚茶製造所

組織、合名會社　所在地　英租界にあり、最も大なる磚茶工場なり。

資本金　二百萬兩と稱す、資本主はモスコーに在り。

職工數　一、三〇〇　需要先　露本國

新泰磚茶廠

組織、合資會社　所在地　露租界

資本金　百萬兩、資本主露本國にあり。

製作物種類　板茶、磚茶　原動馬力　九〇〇

材料の出所　原料茶は湖北、湖南、安徽、江西

職工數　六〇〇　需要先　露本國

順豐磚茶廠

組織、合名會社　所在地　露國租界

資本金　百萬兩

製作物種類　板茶、磚茶　原動馬力　九〇〇と稱す。

需要先　露本國　材料の出所　湖南、湖北、安徽、江西、印度、錫蘭、爪哇

興商磚茶公司

廣東商人の經營に係り、一九〇七年の創立なり、工場敷地千六百方、機械は英國より輸入し職工使用數七百人、一日の磚茶生產高百枚入七十二箱と稱す、製品は凡て輸出向とす。

露商の三工場は漢口の外九江及羊樓峒に各製造所を有す、露商製造の磚茶は自ら西比利亞及露國へ輸出取扱をなし、漢口に於て賣買取扱をなす事なく、工場内部等は絶對に祕密とす。

漢口に於ける磚茶輸出取扱者は次の如し。

名稱	國籍	取扱磚茶	備考
新泰	露	自己製造	自己輸出取扱
順豐	同	同	同
阜昌	同	同	同
協和	英	興商公司の製品	露國に仕向へらるゝ取引先不明
天祥	同	同	

興　商	支那	自己製造	西比利亞蒙古向取扱

是等各取扱業者の賣買條件等は一々知り難きも、其荷造方法及一般品質に就きては、荷造は頑丈なる角形竹籠入にして、上下兩方合せ、內部は紙張とす、一籠の枚數及斤量左の如し。

綠　大	一籠四五枚	一枚二斤七五	正味	一二三、七五斤
同　五	同　四〇枚	同　一斤一〇	同	一四八、七五

此外每一枚の重量二斤八一のもの三十九個、三十六個、二十七個、二十四個入一籠となすものあり、紅磚茶にありては每個二斤、上下一籠枚數八十枚、七十枚、六十四枚、五十四枚、五十二枚、二十枚等あり、斤量從て不同なり。

輸出向品質標準に關しては、極めて複雜なるが如し、新泰、順豐、阜昌には專門技師ありて、製造を監督し、印度、錫蘭、爪哇粉茶の配合の割合等は、各工場に一定の方針あるは勿論なれども、需要先によりて其製法に種々の加減をなすを以て、其品質標準に至りては外界のよく窺知し得る處にあらず。

棉　花

產　地

漢口に集散する棉花は、陝西、湖南、湖北、河南の諸省產にして、其品質は產地地味及氣候の關係により參差不同なれども、湖廣產棉中品位比較的良好なるは家鄕、雲夢、孝感、常德、黃陂產とし、揚子江沿岸地の產之に亞ぎ、漢水上流一帶の產最も劣ると稱せらる、雲夢棉花は纖維の長さ四分の三吋、色純白にして、二十手絲の原料となし得べしと云ふ、されど概して漢口市場に出廻る棉花は、紡績向としては重に印度棉、上海棉に混じて使用せらるるに過ぎす。

漢口に出廻る棉花を產地別により、大略の數量を示せば次の如し。

產地	數量	產地	數量
陝西棉	二三一、〇〇〇擔	沙市棉	一六〇、〇〇〇擔
老河口棉	五〇、〇〇〇	樊城棉	二二、四〇〇
棗陽隨州棉	三九、四〇〇	家鄕、雲夢棉	一二三、一〇〇
河南棉	二五、〇〇〇	湖南棉	一〇、〇〇〇
孝感棉	四五、〇〇〇	裡河棉	一〇五、〇〇〇
合計	八一〇、九〇〇		

右の內湖北省の產棉につき見るに、從來湖北は支那第一の棉花產地なりしが、近年上海に於ける紡績業發達の結果、其附近たる江蘇、浙江等の棉作熱を刺戟し、爲に湖北省は一籌を輸するに至りしも省內到處棉花の栽培に適せり、今紗廠聯合會の調査により民國九年度の省內產棉狀況を示せば次の如し。

民國九年度湖北省主要棉産地狀態調査一覽表

地名	作付面積(畝)	一畝收穫量(斤)	産額(擔)	纖維長さ	出廻地	出廻數(擔)	摘要
陽邏	七一、四〇〇	一〇〇	二五、〇〇〇	七―九分	漢口	二一、〇〇〇	本年度は冬季雨少なく棉作の成績良好と云ふ可からず
葛店	一八〇、〇〇〇	九〇	五六、〇〇〇	同右	同右	三五、〇〇〇	地質は棉栽培に最も適す運賃は漢口迄一擔約百六十斤大約四角なり
新州	一、五八〇、〇〇〇	六五	三五〇、〇〇〇	八―九分	同右	三〇〇、〇〇〇	此地の棉は揚子江上流に於る最優秀品となす
宋埠	八〇、〇〇〇	五五	一五、〇〇〇	六―七分	同右	一〇、〇〇〇	麻城縣管下にして棉種は黒子白子の兩種類なり
倉子埠	五、〇〇〇	三〇	五〇〇	同右	漢口四川	一〇、〇〇〇	黄岡縣管下にして收穫時暴風雨を受け産額著しく減少す
黄州	一〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇〇	七―九分	漢口	二五、〇〇〇	右に同じ
蘄春	六〇、〇〇〇	七五	一五、〇〇〇	六―七分	同右	一二、〇〇〇	本地帯は多く河沼に臨み灌漑有利にして旱魃の害を被ること少し
武穴龍坪	一五七、七〇〇	五〇	二四、〇〇〇	五―七分	同右	一四、〇〇〇	本地方産の棉花は纖維粗雜なるを以て品質優等と稱す可からず
黄石港	七五、〇〇〇	六〇	一二、〇〇〇	同右	同右	二〇、〇〇〇	棉の品質は武穴附近の所産に似て紡績用としては適當ならず
沙市	八四、〇〇〇	六〇	一七、〇〇〇	六―七分	漢口四川	一四、〇〇〇	棉の種類は雜種にして繰棉の率大約三十三斤を得

沙市	九〇、〇〇〇	六三	一八、〇〇〇	七―九分	同右	二五、〇〇〇	本地方には米棉を栽培せる所あり一般は前年に比し約一割の増收也
江口董市	一三三、〇〇〇	六〇	二四、〇〇〇	五―七分	四川	一四、〇〇〇	此の地帶は沙市の西方に位し土地砂質にして棉作に最も適す
藕池新場	一六六、〇〇〇	六〇	三〇、〇〇〇	七―八分	漢口四川	二〇、〇〇〇	本方面に於る産額は民國八年度と大差なし
陸湖堤	三六六、〇〇〇	六〇	四九、五〇〇	同右	漢口	三五、〇〇〇	九月上旬暴風陰雨相繼ぎ豫想産額の約半數を收穫せしに過ぎず
監利	三六一、〇〇〇	六〇	六五、〇〇〇	七―九分	同右	五三、〇〇〇	昨年に比し約四割の増收漢口迄の運賃一包(百八十斤)約一串三百文税雜費約九百文
廣水	一九、〇〇〇	三〇	一、七〇〇	五―六分	同右	一、二〇〇	六月の交旱魃に遭ひ收穫甚しく減じたり
唐縣鎭	一、三〇〇、〇〇〇	九〇	四〇〇、〇〇〇	六―八分	同右	三二〇、〇〇〇	地味は最も棉作に適し前年に比し二割の増收なり
棗陽	二二〇、〇〇〇	一〇〇	七〇、〇〇〇	同右	同右	六〇、〇〇〇	昨年に比し倍額の増收なりもづ之を以て此地の普通作とす
樊城	七〇〇、〇〇〇	八五	二〇〇、〇〇〇	同右	同右	一九〇、〇〇〇	前年に比し幾分の増收なり
老河口	四〇〇、〇〇〇	七五	九三、〇〇〇	同右	同右	八〇、〇〇〇	昨八年に比し一萬六千擔の増收漢口迄の運賃每包一千二百文税雜費一串八百餘文

仙桃鎮	一五〇、〇〇〇	七五	四〇、〇〇〇	六―八分	漢口	三五、〇〇〇	昨年より約三千擔の減收にして棉の品質は頗る純白なり
蔡甸	二四〇、〇〇〇	八五	七〇、〇〇〇	同右	同右	六〇、〇〇〇	昨年に比し六千餘擔の增收なり棉の品質は仙桃鎮に同し
合計	六、四四八、一〇〇	―	一、五七九、七〇〇	―	―	一、二五四、二〇〇	

備考　一、本表一畝收穫量は實棉を以て表す。二、産額及出廻數量は純棉を以て表したり。三、繰棉の率は實棉百斤より純棉最大三十六斤最少三十一斤七を得

種類及び品質

漢口棉の種類は大別して六種とす、即ち河南棉、老河口棉、陝西棉、裏河棉、武昌棉、本廠棉之なり。

陝西棉は品質最も良好なれども、其の大部分は鐵道或は黄河に依りて、天津方面へ輸出するが爲め漢口への出廻り少なく、河南棉は多く河南省の一部に産し、其數量更に小なり、裏河とは揚子江を外江と稱するに對し、漢水及其支流を總稱するものにして、此流域に産する棉花は、從て裏河花の名あり、又本廠とは漢陽棉業者の手を經て、市場に現はるる棉にして、由來此地は該業に從事する者多く、從來四十數戸に及びたりしが、外國綿布の輸入增加に伴ひ漸次衰へ、現今は僅かに十數戸となれり、棉繰機は足踏式を用ひ、現時合計六百數十臺を有し、近郷各産地の實棉は殆んど此地にて繰り出さる。

今湖北棉に就て更に細説せば、府河、東河、西河流域の棉花は概して品質良く、就中新州、宋埠棉は先づ湖北棉中の白眉たり、邊江花即ち漢口を中心とする長江流域の産は、品質家鄉棉に次ぎ、漢水筋は上流地方を除けば、品位一般に劣り、纖維短く太く、黄色を帶びて光澤に乏しく、本邦行蒲團棉として最も歡迎せらる。

而して尙此各產地別により、其品質如何を列擧すれば左の如し。

一　陝西棉は光澤善く纖維軟細、長さ約一吋半を有し、三十二番手物に紡ぐ事を得、品位概して通州棉に劣らざるも、實棉の選別粗漏なる爲め、赤棉の混入著しく、又棉實殼芥等の不純物約五%を含める缺點あり、水氣一割以上。

二　老河口、隨州、樊城、棗陽棉は、陝西棉に亞ぐ良種にして、色澤、水氣等は之れと大差なきも、纖維稍々硬くして短く、約一吋を有し、赤棉、棉實、殼芥等の不純物は、陝西棉と同樣五%を含む、日本棉花會社の通一品は以上各種の混棉に由るものなり。

三　沙市棉は一部老河口棉に劣らざるものあれども、概して纖維硬短、家鄉棉に比して赤味を帶ぶ。

四　家鄉棉は實棉の選別精巧なる爲め、棉實殼芥等の混合物なく、色純白にして、光澤宜しく、筋毛の硬軟に甚しき不同なく、長さ四分の三吋より一吋の間にあり、水氣一割二分或は三分止りに

して、湖北棉中の第一位を占む、然れども老河口棉花に比して硬く、陝西棉に混合することを能はず。

五　雲夢棉は家郷棉に似たるも、色澤遙かに及ばず、水氣一割三分或は四分を含む。

六　蔡甸棉は概して稍〻赤味を帶び、純蔡甸棉と稱するものは、纎維軟くして色澤も宜く、何れも長さ四分の三吋を有し、硬軟に甚しき不同を見ざるは、家郷棉と略ぼ同じ。

七　漢陽本廠棉は他の棉に比して水氣の少量なる特徴ありて、殆んど一割二分より多からず、色合略ぼ純白なり、武昌、新提棉、蔡甸棉及裏河棉の細毛物よりなり、所謂紡績向き湖北棉の標準品位をなし、日本棉花會社の白芙蓉に相當せり。

八　裏河棉は色白けれども概して光澤に乏しく、纎維硬く短く、四分の三吋以下にあり、主として打棉用に使用せらるるも、其内細毛筋は湖北棉の紡績向として取扱はる、水氣は不定にして一割三分より一割六分の間に在り。

九　孝感棉は裏河棉に比して白く硬く、主として打綿に適す、水氣一割三分又は四分あり。

十　河南棉は色純白なること支那棉中第一位にして、毛筋太く短く、彈性に富むが故に打棉用として理想的のものなり、水氣一割二分或は三分とす。

十一　湖南棉は漢陽本廠に比し色稍〻白し、品質不純なるも、概して軟く紡績向に適す、水氣の有

無極端にして甚しきものは二割を含む。

播種期及び收穫率

棉花の播種期は土地により多少の差あれども、舊五月初旬麥畑の苅跡に播種し、其下種量は一畝に付き平均八斤乃至九斤なりとす、肥料は六月に入りて初めて人糞尿豆糟を施し、或は全く肥料を使用せざる地あり、耕鋤には水牛黄牛を用ふ。

採收期は土地と氣候に依りて差異あるも、舊七月中旬より九月初旬に渉る間にして、收穫高は黄州、武昌邊の上田に於て、上作の年は百五十斤乃至百二十斤を得、徳安隨州附近にては上作にて七十斤、凶作にて四十斤内外を得るに過ぎず、又京口、沙市、湖南の常徳附近は、平均八十斤内外にて、孝感黄坡附近は平均九十斤位なり、棉花と棉實との割合は一と三とにして、實棉三百斤を以て一百斤の棉花を生ず、而して一度前記の各地に於ける市場に出でたる棉花と雖も、直に其地方に消費せらるゝものあり、又は他地方に移出せらるゝものありて、此等内地需要も相應の額に上るが故に、實際漢口市場に出づるものは各産地出廻高合計の約六割と見らるべし。

買付

毎年新棉の出廻期は洋暦九月十五日より二週間内にして、買出の早きは充分開花せざるに先だち、各産地に至りて花行に宿泊し　農民の携へ來る見本(一籠五、六斤入)を見て、産額と品質とを豫想し

買入契約をなすものとす、此方法を包辦といひ、尙坐辦と稱する買入方法ありて、現金を以て前記農民の持ち來る現品を其儘直に買入るるなり、秤量は地方に依りて不定なれども、漢水流域の產地は一般に錢平と云ふ秤の十八兩三錢(我一八三匁)を以て一斤となし、武昌及家鄉は錢秤十六兩(我一六〇匁)一斤を用ふ。

支拂は必ず現金を以てせらるるも、金融圓滑なる地方或は信用を有する取引店等は、手付金(買約高の約三分の一)を出し、其他は短期五日、長期二箇月拂の手形を振出し得べし、買約は必ず花行の手を經るを要するが故に、行用卽ち花行の手數料を支拂はざるべからず、其率は適宜定め得べきも、多くは一串文に付賣手より原價の三分、買手より二分位とす、荷造費、積荷苦力賃及功德は全部漢口渡直段に含まる。

功德は或は警捐又は學捐とも稱し、其地方の公共費に充てんが爲め、組合より之を物品賣買者に課する稅課なり、其步合方法等は一定せざれども、棉花にありては大包一個に就き賣手より百二十文內外、買手より六十六文餘を徵收するを常とす。

繰棉

棉繰工場は多く漢陽に在り、其數四十餘に達し、就中、上泰、和永、復順恤、王利記の四工場最も大なり、每家備付の機臺五六十臺あり、該棉繰機臺は本邦商中桐洋行の賣込品及び漢陽にて之れに模

倣製作せる鼎字、中字、泰記等の商標を附するもの、及び江蘇呂字根の製作に係る泰記龍牌等を用ふ
職工一人一日の繰棉高は百斤にして、實棉の品質の上下によれど三十七八斤の繰棉を得、斯くして繰り上げたる棉は、棉布の袋に包裝せられ、大俵百八十五斤、中俵百五十斤、小俵七十五斤として之れを公安、森記、德棧、泰記、元祐等の倉庫に寄托するを常とす。

本邦等に輸送すべき棉の荷造りは、美最時、瑞記、立興、禮和、及日信の諸洋行にある壓搾機械に依り金輪締となすを常とす。

桐油

產地及び產額

漢口は實に支那に於ける桐油の最大市場にして其集來する徑路に三あり、即ち左の如し。

一は漢水を下降するものにして、漢水の沿岸老河口は、陝西省南部の興安、漢中と共に、上流沿岸に於ける、三大商業地にして、古來油類の大集散地と稱せられ、附近一帶及上流地方の桐油は、必ず此地の市場に集中せらる、均州(湖北省)は老河口を遡る約百七八十支里にして、搾油業三十戸を數へ、胡麻油と共に十萬擔の年產額あり、鄖陽(湖北省)は均州より更に百七十支里の上流にありて、桐油、麻油合して十萬餘擔の產額あり、紫陽(陝西省)は漢水の上流にして約六萬擔を產出す。

二は長江本流を下降するものにして、之には四川省産及湖南省産の二種あり、四川省の集散中心地は萬縣にして、附近の涪州、梁山、忠州、雲陽、開縣等の産地より出づるものは勿論、重慶より上流なる綏定、嘉定、叙州、江津等の諸産地よりも運來し、年々二百萬擔の取引ありと稱せらる、就中江津地方よりの産額最も大にして、七萬餘擔に達す、從來萬縣の桐油は他地方産に比し、品質不良を以て知られたるも、獨り涪州産のみは良質の稱あり、漢口に於ける外商も此地の桐油に限り安心して買入をなすと云ふ、而して湖南省常德市場に集散する桐油は、貴州の銅仁、四川の秀山、湖南の松桃、永定、寶順、辰州、濃州、沅州、永順、浦市等の産にして、品質は浦市、洪江、銅仁、辰州等の地より出づるものを以て最良とす、銅仁は貴州に於ける湖南貿易の要地にして、桐油は其重要輸出品の一たり。

漢口英美煙公司分工場

三は漢口下流長江沿岸より來るものにして、九江に集まるもの丶内稀に漢口に到ることありと雖も產額多量ならざるに加へて、運賃も亦高きが故に、到底上流地方產品と競爭に堪へず、昨今殆ど其移入を見ず。

今漢口への出廻高を見るに、稅關を經由せざるも（即ち原產地より釐金局のみを通過して運搬し來るものは、到底其量を知る能はざれども、漢口に集來する桐油は、過半は民船に依るものにして、每年約四十萬擔を算し得べく、稅關を經由するものにありては海關一萬五千擔、常關四十二萬擔あり、總計八十四萬擔を以て漢口の出廻高と見做すべし。

品質、種類、用途

桐油には白桐油と黑桐油との二種あり、前者は桐實の皮を剝ぎて種子を碎き、其儘搾油したるものにして、名の如く白味を帶びて透明なり、四川省にて秀山產を除くの外は、皆此種の油なり、一般歐米向として歡迎せらる、黑桐油は紅褐色を帶びて、半透明をなし、白桐油に比し稍々粘着力に富めり、一名之れを紅桐油とも稱し、湖南產の油は多く此種に屬す。

各產地共搾油法不完全なるに加へて取引上の惡習により出目を計る爲め、土泥油糟等の不純物を混合しあること多く、海外輸出者は輸出前之れが清澄に多大の手數と時間とを要す、又從來梓油（南京櫨の實を搾りたる油)を以て、桐油の混合油となせし觀ありしも、桐油は乾性にして　梓油は不乾性な

るが爲め、混合すべきものにあらざれども、比重の酷似せる點により、相場の關係上時に之を混合しあるは免るべからざる處なり、然れども現時は其混合量も尠く、漸次品質を改めつつあり。
桐油は有毒性なるを以て食用に供するを得ず、主として塗料に供せらる、ペイント混合料、人造ゴム、リノリユーム等の材料に用ひ用途廣きも、支那人間にありては、民船板、机若くは傘等の塗布料として最も多く使用せられつゝあり。
桐油中にても秀油と洪油とは、夙に其名を知られたるが秀油は四川秀山より產し、洪油は湖南洪江より產す、桐油にして他地產の油に比し甚だしく品質を異にせるが故に、特に此名稱あり、何れも一度搾りたる桐油に、木薪の煙煤を混じ、之れを煮沸したるものにして、其色も濃く、粘著力も强し、煤の混料は秀油に多きが故に、洪油よりも稍〻粘著力に富めり、此兩種は支那人の需要する處にして、產額も他の桐油に比し其十分の一に過ぎず。

賣買慣習

原產地の桐油は油行自ら運搬し來るものなきにあらずと雖も、多くは仲買人の手を經るものとす、卽ち仲買人が漢口の問屋に送り、需要者は問屋より購入するの順序なり。
之れが買付方法に二種あり、一は毛貨を買ふものにして、他は淨貨を買入るゝにあり、毛貨の買入は內地より輸送し來れるものを、土裝の儘百斤幾何として買ふものにして、此場合は油中の不純物及

竹簍子をも含む、而して毛貨は精選に際し〇。一―〇。一二の目減を生ずるを以て、常德方面にては、風袋として一斤半引の習慣あれども、漢口にては此の事無し、兩湖産桐油簍子は普通重きものは八斤に達す。

相場の建方は百斤を以てし、貨幣は洋例兩を用ふ、取引には先物賣買盛に行はれし事ありしも、桐油價格の急激なる變動は、此契約により損失を招くこと多きを以て、官憲に於ては問屋及外國洋行間に先物賣買契約を禁せり。

淨貨買付は新しき慣習にして、輸出商と支那人問屋との間に行はる、其起因は一に輸出商の輸出の便より來るものにして、毛貨の買入れたるや其風袋の雜分が一簍子幾何なるや、素より一定すること能はず、從て例へば玆に百斤を買入れたりとするも、實際淨油が幾何存在するものなるや見込立たず、故に製出せるものを百斤幾何として買ひ、如上の危險と手數とを省くに至れるものなり、支那人間の方法は賣手が契約の數量を買手の倉庫に持來る時は、其總代金に對する約七、八割を渡すものとす。

荷造方法

原産地より市場へ運搬する場合は、殆ど民船積とし悉く竹製の籠を用ひ居れり、稀に汽船積となすものありと雖も、此場合は木桶其他堅牢なる容器に詰め換へざるべからず、籠の內面には油紙六、七枚を重貼し、豚の血石灰及豆腐を以て混製したる一種の塗料を塗り、乾きたる時更に光油と稱する卽

ち桐油を煮沸したる透明の油を以て上塗をなす、籠の大小形狀等は產地により異なれるも地方毎に大抵一定し居れり。

漢口より外洋殊に直接歐洲輸出の荷造は、稀に鐵桶を用ふることあるも、主として太鼓形木樽を使用せり、正味二百九十斤乃至三百斤を入る、木樽は組み立てたる儘にて、直ちに使用するに堪へざる爲め、六箇月間を經て輪を締め直し、內面に膠を塗り、始めて使用す、日本向としては大部分は石油鑵を使用し居れり。

棉實

產地及び產額

漢口に出廻る棉實は湖北及湖南產にして、就中裡河筋を以て其最となす、裡河筋に於ても仙桃鎭以下分水嘴、蚌埠口、田二河及上流に於ては彭家場、沔陽縣下は其產額最も多けれども、品質は最下等なる白棉子にして、之に加ふるに此地方土民は、永年斯業の經驗により、買手の呼吸を知り棉花を繰る際、各地より黑棉を買集めて、之を混入し、尙泥土並に水分を加ふるなど、人爲的の狡詐を敢てして、市場に齎らすが故に、玄人筋の氣受けは更になく、從て其價格も低廉なり、然し漢川縣下流繫馬口、蔡甸を中心とする地方の產品は、黑粒多くして、其品質も良く、特別品として取扱はれつゝあり

邊江（揚子江沿岸）筋は、裡河に次での產地にして、殊に新堤を中心として、朱河龍口地方最も多し、而して其品質は總體を通じて佳良なるが爲め値段の上に於て多少割高にして、每年此の地方に於ける買入競爭は激甚たり、尙ほ孝感雲夢方面にも其產額見るべきものあれども、未だ漢口に出廻るに至らず。

元來棉實は繰りて後生するものにして、棉花產額の多少に比例すべく、普通實棉百斤に對して、棉子は六十斤强を出すものなれば、蓋し其產額は棉花產額より之を推測するを得べきなり。

種類

棉子には白、黑、綠の三種ありて、此內綠を以て品質最良とし、黑之れに次ぎ白を最下とす、而して漢口への出廻品は、白最も多くして六割、黑三割、殘餘の一割は綠色に過ぎず、棉子は卽ち其含油を搾取するものなれば、粒形の大にして皮薄く棉毛も相應附着せるものを最良品とす、黑棉子の如く棉毛の附着少きは、蟲蝕の害甚し、然し之を白棉子に比するときは、其含油量多く、裡河物は黃花の混合多く、孝感物は其地味の關係上皮質厚く、含油量乏しと稱せらる、棉子の含油量は普通百斤に付き十斤內外なり。

取引狀態

棉子の買入は未だ棉花の開花せざる頃より、地方の花行を經て手付金を渡し置き、產出後漸次荷受

するものなり、尚又早きは數ケ月前より多額の手附を渡し置くが故、充分に其花行の信用程度を調べ置くにあらざれば、損害を蒙ること尠からず、彼等花行は其花客の依賴に應じ、手附金を各産地農家に按分して、棉花の繰棉機に上る頃より各地を廻りて、一擔又は三擔と蒐めて買ひ取るものなり。

買入に從事するものは洋商に限らず、其需要甚だ廣く、殊に武昌縣下黃石港附近の商人は、每年之が買入れの爲め邊江地方に廻り來て、各商と激烈なる競爭を始む、こは同地方並に家鄕方面に於ける棉子油の消費大にして、其地方に產する物のみにては、到底需要に應ずる能はざる爲めなり。

地方にて漸次集め得たるものは、民船に積みて漢口へ向け輸送するものなるが其の多くはバラ積とするが故に、途中に於ける目減缺斤甚し、これ概ね船夫の拔荷するものにして、途中にて其拔荷を賣拂ひ、其斤量に相應する水を加へ、或は土砂を混ずるなど、荷主の迷惑一方ならず、爲めに荷主は運送費用等は多く先渡として、荷受主の秤量、荷受後運送費を支拂ひ、若し目減り缺斤並に故意に品質を損傷したりと見做すときは、運賃より其價格を差引きて支拂ふを普通とす、尚バラ積の際蒸熱して、棉實の腐敗及萠芽せん事を防ぐ爲め、汽筒を挿し置くの要あり、殊に湖南省の如く遠來のものは、一層困難なり、民船は三百擔以上五六百擔を普通とし、外國向輸出するには、古袋に正味百斤詰として積送す。

漢口へ出廻る數量は平均三十萬擔內外にして、此內六割强は日商日華製油廠の買入れに係り、該品

は漢口に於て搾油す。

胡　麻

産地及び産額

漢口は支那に於ける胡麻の大集散地なり、胡麻は支那に於ては芝麻子と稱し、主なる産地は河南、湖北、湖南の三省にして、江蘇、浙江、江西等の諸省亦産出少からず、此外滿洲及山東に産出あるも、生産地の大宗としては前記長江流域の各省とす。

漢口に集まる胡麻は、河南産額八割を占め、其他は漢水流域、湖南並に四川産にして、外國に輸出するものは、概ね黄粒(支那人は赤芝麻と呼ぶ)にして、白胡麻は少し、何れも精撰機に掛け精選したるものとす。

種　類

種類は産地により種々の名稱を附し居れども、取引上には黄芝麻子、白芝麻子及黒芝麻子の三種に區別して市價を定む。

品質は豐凶出來不出來の如何によりて一定し難きも、漢口集散品中黄芝麻子は光澤ありて、表面美なるも、粒形は稍々小なり、其他は光澤の點に於て之より劣るも、粒稍〻大なり、故に市價に於て兩

者の間に高低なし、取引上には砂土雜品の混入の多少、卽ち仕上げの精粗並に乾燥程度如何によりて一等より三等迄の市價を附す。

黄色芝麻子は其產額三種中最も多額にして含油量多きが故に、價格は白若しくは黑より普通一匁乃至一匁五分方高きを常とす。

荷造及び輸送

胡麻は之れと麻袋に入れ、一袋の重量凡そ百二十封度乃至百二十三封度內外とす、內地の取引には中古麻袋を使用するも、海外貿易用には必ず新麻袋を使用す、而して之に鈎を打懸くるを禁ずるものにして、外商等は"No Hook"とのスタンプを押すを常とし、其四方尖端に耳把を作る。

內地間の輸送は多く民船によるも、外國向輸出の目的にて田舍より運來するものは、可成汽船便によるものとす、是れ海外輸出とするには絕對に水濡れを防ぐの必要あり、水濡れあるときは、運送の途次船中に於て往々蒸熱し、腐敗するを以てなり、特に歐米への輸送には汽船內普通貨物とは其積込の手配を異にし、必ず通風の設備をなし、其積場所も寒冷なる艙室を選ぶを佳とす、而して出來得る限り直航路の船便によるべく、是れ途中積替に依る目減荷損は勿論、乾燥充分なる積荷も、往々積換の際水濡れ等の害に遇ふ事あるを以てなり。

取引狀態

取引季節は九月より十二月頃を盛りとし、取引には多く先物契約行はる、是れ現物直取引にては多量の取引行はれ難きを以てなり、內地原產地に於ては米糧行之を取扱ひ、其手を經て農家より買集め以て市場の問屋若くは外商と賣買の契約をなす、漢口及上海は此種取引の最も盛なる所にして、外商等の如き各自仕上工場の設備を爲し居るものあり、而して之等大なるは支那人を使用し原產地の米行等と連絡を有し、粗品の儘を買占め之を自己の仕上工場にて精選し上等品として輸出するものなり。

傳導事業

漢口地方に於ては羅馬舊敎は早くより其傳道行はれたり、而して新敎としては一八六一年倫敦敎會の Griffith John が漢口に敎會を開きたると嚆矢とす、其後各派續々此方面に入り來たり、現在武漢三鎭には次の諸敎派の敎會並に說敎所設けらる。

漢口

美國聖經會
聖公會
大英聖書公會
內地會
宣道會

福音會
萬國郵電基督會
倫敦會
National Bible Society of Scotland
基督復臨安息日會
循道會
中華基督教青年會
天主教會

漢陽

美國浸禮會眞神堂
循道會

武昌

聖公會
宣道會
倫敦會
Swedish Missionary Society
循道會
中華基督青年會

學校

文華大學(Boone University)

一八四五年上海第一のビショップ American Church Missionに屬するW. J. Boone 氏は、支那青年の教育を重要視し、上海に一學校を開設せるが之れ即ち現今の聖約翰大學の前身なり、それより同教會は一八六〇年更に中部支那に一學校の創立を企畫し、其の位置を武昌に定め、一八七一年に至り、遂に兒童寄宿舍學校を開設するに至り、上海第一ビショップブーン氏の名を記念する爲に、之れをThe Bishop Boone Memorial School と稱するに至れり。

開校當初は生徒僅に六名にして支那語を以て教授し、西洋的の教育は殆んど之を爲さず、只僅に西洋事情を附加するに過ぎざりき、然るに一八八一年頃より漸次學校の基礎確立するに至り、教科課程中に英語及英文學を加へ、又大に學科課程の擴張をなせり、然るに日清戰爭後に至り支那が西洋文明の優秀を覺り、此地方に於ても基督教信者にあらざる者も、續々其の子弟を本校に送るに至り、校運は頓に盛大を加ふるに至れるが北清事變の起るや本校も一時閉鎖の止むなきに至れり。

北清事件後支那の覺醒著しきものあり、上下相共に西洋の文物科學を輸入することを努むるに至り

たるが、本校も事變後開校せるに著しく學生の數を增し、加ふるに校長として Dr. J. Jakson 赴任するや、其基礎益〻鞏固を加へ、校舍は增築せられ、遂に一九〇三年に至りカレーヂの組織と爲つ次いで神學科、醫學科の分科組織を見るに至り、一九〇九年に及び此等を綜合してユニヴアシテーの組織を完成し、コロンビヤ洲の法律により大學認可を得、而して一九一一年には初めて A. A. の學位を受けたる新卒業生を出し、爾來校運益々隆盛に赴きつゝあり。

本校の組織は次の如し。

一　中學部

修業年限は六箇年とし、十二歲以上の未婚者を入學せしめ、普通敎育を授くるも實際は全然大學の豫備敎育なり。

二　大學部　本科に次の分科あり。

（イ）　文理科

修業年限は四箇年とし、中學部卒業生を入學せしめ、文科にては數學、自然科學、社會科學及哲學、宗敎等を研究せしめ、卒業者には B. A の學位授く。

尙理科は理學、工學、宗敎等を研究せしめ、卒業者には B. A. の學位を授く。

（ロ）　漢文科

修業年限は四箇年とし、中學部卒業生を入學せしめ、學科は古典、歷史、哲學初步、漢學とす。

（八）　神學科

修業年限は二年若くは三年にして、學科目は新舊聖書、教會史、宗教史、支那文學等を課し、又倫理、心理、英文學等を課外授業として課す、學資補助等に關し特典あり。

現在の校長は A. A. Gilman にして、其下に內外人數十人の教職員あり、學生數は四百數十名にして、全部寄宿舍に收容す。

尚本大學は次の如く各種の社會的事業を營む。

一、公開圖書館　本館は Miss M. E. Wood が一八九九年に當地に來り、各方面奔走の末、漸く資金を集め、一九一〇年に至り開設したるものにして、現今英書七千部、支那書九千部合計一萬六千部の書籍を藏し、無料を以て一般支那人の閲覽を許し、尚此外に地方巡回文庫の制を作り、二十二箇所を順次巡回せしめつゝあり。

二、大學擴張講演會　大集會所に於て隔週の土曜日に宗教、教育、科學等に就き講演會を催し、一般支那人及切符持參の他校學生にも聽講を許可せり。

三、公開博物館　圖書館の建物を用ひ、地質、鑛物標本、歷史參考品、地理模型及產物等を主として陳列し、圖書館開館時間中一般のものゝ觀覽を許す。

四、音樂會　當校にて音樂隊を組織し、每週兵式體操の時間を以て練習し、其練習を時々發表す、隊員たるものは三個年間脫退することを得ざる規定あり、其目的とする所は學生の軍時的敎練を補助し、又大學の對外的關係に於て威風を添ふるにありとす。

五、益智會　學生の英語練習を主目的とし、兼ねて常識の養成に資する爲に、興味ある問題を選びて隔週一回講演會を開く、一八九八年以來繼續して實行せられつゝあり。

六、建身會　運動、遠足、旅行等を計畫し、身體の健康を進めんことを目的とする體育會なり。

七、童子軍　本地方に於て卒先して支那童子軍を組織し、月水金の三日午後四時半より一時間實地練習を行ふ。

八、基督敎青年會　一九〇一年以來組織し基督敎の傳道、學生の基督敎的修養に資しつゝあり。

武昌中華大學

一九一一年の設立に係る、支那人の組織經營に係る大學にして、中學部を附設す、學生數八百五十人に達し、約八百人は寄宿舍に收容せらる、校長以下支那人敎師五十名あり。

博　文　書　院

本校は一八七七年循道會宣敎師ダブリユー・テイー・エーバーバーが、同敎會庇護の下に武昌城内に於て小規模の學校を創立したるに起源し、多年博文書院の名の下に一般に知られたりと雖も、漸次

武昌高等學校（Woochang High School）なる名稱を用ふるに至り、其後現在の Wesley College なる名稱を冠するに至りたり。

同校創立に際しては土地を買收すること能はず、偶々或地區を獲得するや、賣主は投獄の難に遭ひ、地劵は多年間證印を得る能はざりき、而して學生は僅少にして、支那官吏及學者社會は同校の設立に對し決して好意を表せざりき。

開校の始には授業は全く支那語を以てし、又外國語は敎授せざりしと雖も、英語課設置の要求多かりしを以て間もなく之を加へたり、初級に於ては數學、理科學及其他泰西學術の各科は、今尙ほ支那語を以て敎授するも、高等科上級各專門科に於ては英語を用ひて敎授するのみならず、他の諸學科敎授にも英語を以てす。

一九〇七年同校は武昌城內より東門外現在の位置に移轉し敎授を增加し、以て專門科及小學校敎員養成の爲に師範科を增設したり。

高等小學校を卒業したるものは本校に入學することを得べく、然らざるも入學試驗を受けて入學を許さる、本カレーヂは次の三分科より成る。

一、高等科は十二歲以上の學生に對し、中等敎育を施す、六學級に分ち、勤勉なる學生は五年或は六年にて全科を卒ふることを得。

二、專門科は高等科を卒業したる學生に對し、更に三年間の教育を施す、本科に於ては授業は殆んど總て英語を以てす、學生は英語以外の外國語の一を習得すべし、國史、文學、作文等は勿論支那語を以て教授す。

三、師範科は小學校教員養成の目的を以て設けたるものにして、支那の學科に付良好なる成績を得たるものゝみ學生として入學を許す、授業は支那語を以てし、外國語は教授せず。

現在の校長は A. G. Simon にして、生徒數は百五十八、全部寄宿舍に收容す。

博學書院(Griffith John College)

漢口郊外韓家墩に位置し、一八九九年の創立にして、中支地方に於ける模範學校の一たり、倫敦教會の經營に屬し、初めは漢口市中に設立せしも、入學者の激增に伴ひグリフィッス・ジョン氏の來支五十年間記念として、其基督教に盡瘁せし功勞を表彰せんが爲に、世界の各國より集めたる醵金によりて、漢口を距る六哩の韓家墩に新築せられ、爾來校名に之を冠するに至れり。

本校には中學部、華英部、高等師範部、神學大學部あり、中學部は修業年限四年とし、小學校卒業者を入學せしむ、支那政府經營の中學と同一程度なり、一般には英語を必修科目として加へ、第四學年に於て教育を加へ、初等小學校教師たるを得せしむ。

華英部は修業年限六箇年とし、其目的は純然たるパブリック・スクールの教育をなすにより、從て

卒業者は香港大學の地方試驗を受け、同大學本科生に入るを得べし。

高等師範部は修業年限一箇年とし、華英部卒業生を入學せしむ、教育(原理)、心理、歷史、實驗教育、教育實習、學校衞生、體育、實際的動植物、物理、聲器學、宗教を課し、卒業生は中學教員たるを得せしむ。

神學大學部は修業年限三箇年とし、中學部卒業者を入學せしむ、神學關係學科を全部支那語にて教授し、卒業後支那內地布教に從事せしむ。

本學院は英國倫敦教會に於ける中支の策源所にして、當地方の初等及中等學校の教師を養成し、又中支に於ける布教師の養成所たり、從て附近の英國教會及教會設立の學校との連絡を保つと共に、香港政廳並に香港大學とも密接關係を有し恰も英國教會布教の前營本部たるの觀あり、校長は A. Bonsey にして其下に多數の英支人の教職員あり、生徒數は英華部百五十名、中學部百名、高等師範部二十名、神學部十數名あり、全部寄宿舍に收容す。

法文高等學堂

本校は佛租界內にあり、一九〇五年佛國領事及佛國官憲等の手により設立せられたるものにして、目的は支那青年子弟に佛文及西洋の普通科學並に國文及圖畫、理財學等を教授するにあり、修業年限四年にして、大試驗に合格せる者に修業書を給し、若し學生が修業後洋行を願ふものは、本校より請

明書を交付す、本校を出で佛國白耳義等に留學し業成りて歸國せしもの少からず、生徒數二百數十名あり、入學資格は十四歳より十九歳迄の男子にして、漢文に通ずることを要す。

中華聖公會婦女學校

本校は漢口にありて、一九一三年聖公會の設立する所にして、支那婦女に文明的普通家庭敎育を施し、傍ら神學聖書を講じ、以て良妻賢母を養成せんとするものにして、年齢十八歳以上三十歳以下のものを學生とす、學級は高等初等の二班に分ち修業年限各四箇年とす、學科は正科として國文、聖書地理、體操、算術、衞生、歷史、手工あり、特課として英文及音樂あり、學生數は四五十名とす。

漢口同文書院

東亞同文會の經營にして、支那人の小學校卒業生に中學敎育を授くるを本旨とす、設立は一九二一年にして、現在在校生は六十餘名あり。

武昌國立高等師範學校

國立高等師範にして、創立は一九〇三年にて、生徒數三百五十餘名、敎職員は主に支那人なれども外人二三あり、全部にて七十餘名に上り、一年の經費約二十二萬元にして、有力なる敎育機關とす。

武昌協和師範學校

外國宣敎師の經營にして、一九〇六年の創立に係る、現在生徒數四五十名にして、男子に師範敎育

を施すことを目的とす。

武昌女子師範學校

省立にて女子に師範敎育を施すことを目的とす。

武昌農學校

省立農業專門學校にして中學校卒業者に對し、農事專門敎育を施すを目的とするものなり。

外國語專門學校

湖北省立にして英佛語等の外國語敎授を目的とす、一箇年の豫算四萬五千元、敎職員三十餘名、學生數百八十餘名あり。

St. Paul's School

中華聖公會の設立せる學校にして、漢口にあり、現在生徒數二百十名を有す。

漢口三育中學校

基督復臨安息日會が一九一六年に設立せる處にして、現在生徒數八十名內外あり。

輔德中學校

支那人側が一九一二年創立せる私立中學にして、漢口支那街にあり、生徒數二百五十名、敎師は全部支那人とす。

倫敦會中學堂

本校は漢口にあり、博學書院に連絡を有し、同じく倫敦會の設立に係り、中學校の外附屬學校あり、中學部の課目は國文、英語、算術、地理、手工、歷史、音樂、體操、聖經學とし、生徒數五十名內外あり、年齡十二歲より十六歲迄のものを收容す。

倫敦教會女學校

倫敦教會經營の女學校にして武昌に設立せらる、一八九九年の設立にして、十歲乃至二十歲の女學生六十餘名あり、全部寄宿舍に收容す。

St, Hilda's School for Girls

中華聖公會の經營に係り武昌にあり、一八七六年の創立にして現在在校生二百二三十名、全部寄宿生とす、校長は K. E. Scott 女史なり。

Boy's Boarding School

Wesleyan Missionary Society の經營する處にして、武昌にあり、一九一〇年の創立にて、現在生徒數四十餘名なり。

基督教青年會中學校

本校は漢口にあり、基督教青年會の經營にして、一九一〇年米國人の主唱の下に特志家より寄附を

仰ぎ銀五萬弗を得て、現在の敷地を購入し、校舍を建設せるものにして、目下學生百六十餘名を有し其の父兄は皆會員となり、學生より徵收する月謝及父兄より徵收する會費年額約銀三千弗あり、學校の經營費は年額約四千元に達し、收入償はざるも、其不足額は上海の總教會より補充しつゝありと、
本校は正科及豫科に區別し、正科は高等小學卒業者或は中學在學者を收容し、豫科は尋常小學卒業者或は高等小學在學者を收容し、別に當地方商界青年等に業務の餘暇、專門の學問を授くる爲めに英文夜學校を開きつゝあり。

英國小學校

英國官憲の設立にして、歐米人の子弟教養を目的とす、近年校舍の新築成り、生徒數は男女合計七十餘名あり、在漢歐米人の兒童は多く此に於て小學教育を受くるものとす。

漢口盲人學校

循道會派の設立に係り、支那人の盲者を收容して教育す、一八八八年の創立にして、現在生徒數四十名あり。

此の外漢口には次の諸學校あり。

學校名	所在地	學生數
夏口初等第一校	育嬰局巷	四九

夏口初等第二校	三善巷河街	五六
夏口初等第三校	忠義節烈祠	五〇
輔德初等小學校	惠民亭	六四
訓盲書院	過字巷正街	四四
慈幼學校	由義門馬路外	一〇五
夏口模範兩等學校	存仁巷堤街	二五一
工藝學校	油榨公所中路	二〇
蒙學校	同上	四〇
女蒙學校	同上	六一
育益學校	新火路	二一
强漢學校	永寧巷	三四
育才學校	麻行巷	四五
明新兩等學校	廣福巷	三九
啓蒙小學校	咸寧會館巷	七三
太平旅漢公校	太平會館	四〇
靜遠學校	涂家廠	八〇
明文學校	同上	八〇
至善兩等學校	中路熊家巷	三〇
培心學校	中路洪益巷	五二
致忠學校	仁壽里	七五

道心學校	白布街	六〇
普善學校	小江家院	四〇
普化學校	文書巷	八〇
濟生高等學校	濟生堂	四〇
寧波旅漢小學	德華里	四〇
日餘學校	同上	六〇
新民學校	百子堂後巷	四〇
尙志學校	福興街	六二

病院

武漢地方にある病院の主なるもの次の如し。

所在地	名稱	國籍、設立者	設立年
漢口	仁濟醫院	英國福音堂	一八七八年
同	仁濟婦嬰醫院	同	一九一一年
同	天主堂醫院	佛國天主堂	一八五八年
同	仁慈醫院	同	
同	普愛醫院	英國循道會	一八七一年
同	同仁醫院	英佛露獨合辦	一九一一年
同	普愛婦嬰醫院	英國循道會	

漢口同仁醫院

漢口	漢口同仁醫院	日本	光緒二十八年
同	中村醫院	日本個人	
同	東森醫院	同	
同	東亞醫院	同	
武昌	同仁醫院	米國聖公會	一九〇六年
同	仁濟醫院	英國福音堂	
同	仁濟婦嬰醫院	同	
同	普愛婦嬰醫院	英國循道會	

邦商

漢口に於ける邦商の主なるもの次の如し。

店名	所在地	營業
一心堂藥房	華景街	藥材、賣藥
伊藤洋行	英租界	綿糸布
伊藤商行	英租界	葉煙草輸出、洋紙輸入
伊藤棉行	佛租界	綿糸布
岩井洋行	英租界	一般輸出入業
牛田綿行	英租界	綿糸布

日本郵船會社出張所	英租界	汽船
日本棉花株式會社支店	英租界	棉花、綿糸、綿布、羊毛、生糸、麻、米穀
日華製油株式會社支店	英租界	桐油、棉實油、豆油、棉實粕、大豆粕、石鹼、其他油脂精製加工販賣
仁德洋行	露租界	美術洋品雜貨
堀井謄寫堂出張所	英租界	謄寫版、文房具、印刷機、自轉車
保信通關所	華景街	通關、運輸
東亞興業株式會社出張所	佛租界	借款、起業調査
東亞通商株式會社支店	佛租界	金屬、機械、雜貨、運輸業
東孚洋行	英租界	輸出入貿易
東京建築株式會社出張所	日租界	建築
中日實業公司出張所	特別區	借款
中華製氷株式會社	日租界	製氷
中華絲廠	支那街	製糸
隆華洋行	英租界	染料及工業藥品
大倉洋行支店	韻生路	輸出入業、保險
大阪商船會社出張所	英租界	汽船
大間知洋行	四官殿昇平街	輸出入業
小川染料株式會社	鄱陽街	染料
溫古堂	日租界	書畫骨董
若林洋行	四官殿下首	賣藥雜貨

開源實業公司	特別區	鐵山
海洋社出張所	露界	海事工業、倉庫、船舶
嘉泰洋行	日租界	輸出入、艀舟
横濱生糸株式會社出張所	英租界	棉花、綿糸布
吉田洋行	英租界	一般輸出入業
大正電氣公司	日租界	電氣事業
大同貿易株式會社	英租界	輸出入業
高田商會出張所	英租界	一般輸出入業
高木合名會社	佛租界	技芸
泰孚公司	日租界	帶子製造
桒信洋行	支那街	輸出入業
多田洋行	河街	綿糸布、雜貨
中澤洋行	佛租界	麻輸出其他
内田洋行	佛租界	輸出入業
久原洋行出張所	英租界	輸出入業
丸三洋行	支那街	賣藥業
源興煤務公司	露界	石炭
武林洋行	英租界	綿糸布、棉花、雜穀、尼絨、製革
富士公司	英租界	洋紙
江商株式會社	露界	綿糸布

商号	所在地	営業
黃泰洋行	佛租界	一般輸出入業
合信洋行	英租界	輸出入業
小林洋行	英租界	蔺蓆、輸出入貿易
小瀬木洋行		綿糸布
瀛華洋行	英租界	一般輸出入業
榮泰洋行	英租界	棉花、雑穀、肥料
榮信洋行	英租界	陶磁器
永昌洋行	英租界	豚毛、雑貨
天華洋行	露界（船舶部） 中國街（牛皮部）	舶船、牛皮
阿部市洋行出張所	英租界	
安昌洋行	英租界	棉花、雑穀、油類、綿糸布、海産物
三友電器公司	支那街	電氣機械
三宜洋行	英租界	皮革
齋藤洋行	英租界	漆、綿布
阪崎麻行	佛租界	麻
三井洋行支店	太平街	一般輸出入業、船舶、保險
三菱公司支店	太平街	一般輸出入業
三菱船舶部	日租界	舶舶
森昌公司	特別區	製樽、木材
新利洋行	英租界	輸出入業

仁丹公司　英租界　賣薬
鈴木洋行　英租界　一般輸出入、保險
住友合資會社漢口出張所　英租界
常文閣印刷所　日租界　印刷業

外商

漢口にある各國外商の主なるもの次の如し。

英商

天祥洋行 (Dodwell & Co. L'd.) 紅茶輸出、汽船、保險代理店
寶順洋行 (Evans Pugh & Co.) 紅茶、雜貨、牛皮輸出、汽船代理店、保險代理店
怡和洋行 (Jardine Matheson & Co. L'd.) 汽船、保險、砂糖、輸出入貿易業（印度通商銀行の代理店たり）
太古洋行 (Butterfield & Swire) 汽船、保險
大英煙公司 (British Cigarette Co. L'd) 煙草、漢口に工場を有す
保衛洋行 (British Traders' Insurance Co. L'd.) 保險
祥泰木行 (China Import & Export Lumber Co. L'd.) 木材
太平洋行 (Harrisons, King & Irwin, L'd.) 汽船、保險
亞細亞火油公司 (Asiatic Petroleum Co. L'd.) 石油
安利英行 (Arnhold, Bros. & Co. L'd.) 汽船、保險、輸出入貿易

中英大藥房 (Anglo-Chinese Dispensary) 藥材

米商

愼昌洋行 (Andersen, Meyer & Co. Ltd.) 汽船、保險、輸出入貿易

美孚洋行 (Standard Oil, Co.) 石油

勝家縫衣公司 (Singer Machine Co.) ミシン

其來洋行 (Gillespie & Sons) 桐油

德泰洋行 (Chine Java Export Co.) 綿織物、牛羊皮

大來洋行 (Robert Deller & Co.) 木材、汽船

鼎新洋行 (Parker, Lee & Co.) 保險(米支合辦)

茂生洋行 (American Trading Co.) 金物、機械、建築材料

美生洋行 (Devin & Co.) 輸出入貿易

協隆洋行 (Fearson Daniel & Co.) 電氣機械材料

協懋洋行 (United States Trading Corporation of China.) 雜貨

光裕機器油行 (Vacuum Oil Co.) 機械油

獨商

禮利洋行 (Carlowitz & Co.) 輸出貿易、保險

搖成洋行 (China Hide & Produce Co. of N.Y. Inc.) 雜貨輸出入、保險

裕平公司 (Jeddins Westphal Co.) 機械、金屬輸入、雜貨輸出、保險

美最時洋行（Melchera China Corporation）雜穀、雜貨輸出、金屬輸入
元亨洋行（Klein & Co.）保險、雜貨、錫
咪吔洋行（Garels B.rner & Co.）貿易業
西門子電機公司（Siemens China Electrical Engineering Co.）電氣機械材料
瑞生陳列所（Shanghai Machine Co.）機械類

露商

順豐洋行（Litvinoff & Co.）製茶、磚茶輸出、漢口、九江に工場を有す
阜昌洋行（Molchanoff, Pechatnoff & Co.）茶輸出、露國義勇艦隊代理店
源泰洋行（Nakvasin & Co）製茶輸出、保險

佛商

立興洋行（Racine & Cie.）輸出入貿易、汽船、保險

九江

地理市街人口

九江は上海を距ること四百五十四哩、漢口の下流百四十二哩の揚子江の右岸にあり、江と鄱陽湖と相會する地點は九江を距る六十支里なり、江西省の北隅なりと雖も、古來長江流域に於ける一要地として、或は江西道爲洲者十、而其鎭則九江と稱せられ、或は武昌而東形勝莫切於潯陽と云はれ、軍事上重視せられたり。

九江縣城は周圍城壁を廻らし、北は揚子江に沿ひ、東は丘陵に連り、南は甘棠湖に臨み、西は城外租界區に接す、城壁は地形に從ひ高低曲折多く、周圍十二支里、高二丈乃至三丈、幅一丈五尺乃至二丈あり、此に左の七門を穿ちて、城外と通せしむ。

東　門(盤石門)　　小東門(迎春門)

南　門(迎恩門)　　小南門(南薰門)

西　門(湓浦門)　　大北門(九萊門又望京門)

小北門(福星門又岳師門)

城内の面積は六十餘萬坪あり、其内二十數萬坪は街衢をなせども、他は耕地又は樹林なり。

九江バンド

西門外英國租界との間及同租界の南面に繁華なる支那街あり、西方龍開河迄達し此より甘棠湖の突堤に連りて、新覇の一區をなし、此より更に南方郊外に至る。

九江は從來繁華なる地方なりしも、長髪賊の亂の爲一時住民四散せしが、英國が此地を開港場となし居留地を設定すると共に、次第に歸來し、其後年々に增加したるも、今日尚合計六萬に過ぎずと云ふ。

港灣

九江港區は長江に沿ひ二、四六二呎の長を有する區域にして、龍開河口を中に夾みて、揚子江の上下岸に延び、上流方面は該河口より半哩許を距つる琵琶亭より更に三百五十二呎の點即ち般管溝口迄延び、下流方面は市街の城壁近く迄達するものとす。

港內には多數の躉船あり、以て繫船及荷物貯藏の便に供へたるが、其數日淸汽船會社二、怡和洋行一、太古洋行二、美最時洋行一、招商局一、亨密洋行社一、鴻安公司一あり。

港內の水深は躉船の直前は最深所にして二十尺に過ぎず、多くは十數尺なるが、之を距る事少許にして三十尺より四十餘尺の水深を持す。

龍開河口は水淺く且渦卷あり、危險地帶たり、江幅は此邊にて一千五百七十五呎あり。

鄱陽湖

鄱陽湖は洞庭湖に次ぐ大湖にして、面積約八百方哩、其の形狹長にして、南北最長の所八十哩、東西最長の所二十哩あり、其南部を鄱陽湖と稱し、北部を彭蠡湖と稱す。

洞庭と同じく減水期には其間水道を殘すのみにして、全く湖心を露出す。

省內大小の河川の水悉くこれに朝宗するものにして、其主なるものに贛江、修水、上饒江、鄱江、肝江等あり。

彭蠡湖は水深く鄱陽湖は水淺し、增水期には吃水十二呎の汽船は吳成鎭に至る可く、冬期も四五呎の汽船を通ずべし、然れども吳城鎭以南は、增水期に非ざれば吃水四呎の汽船南昌に到り難し、湖脚揚子江に通ずる所までの水道は六百碼の幅有り、鄱陽湖中に於ける主なる水路を示せば次の如し。

湖口より呉城鎭に至る
湖口より饒州に至る
呉城鎭より饒州に至る
饒州より南昌に至る
饒州より餘干に至る

而して此の外小なる民船の航行する河筋は甚だ多し、湖中には島嶼多く康郎山、鞋山等は西北一帶に聳立せる廬山と相對峙して風光甚だ佳なり。

鄱陽湖と彭蠡湖は相接續すれども、其兩者は種々の點に於て、全く異なりたる湖水の如く相違せり、即ち湖脚に就ても著しき差あり、鄱陽湖は宛も洞庭湖の如く、其四周は半陸半水多く蘆地にして、減水期と增水期とにより、湖水面積に著しき差を生ず。

然るに北部の彭蠡湖は、兩岸小丘の地なれば、增水期と減水期とに依りて湖水の面積に何等の差なく、一般山間の湖水と異る所なし。

北部湖脚に位する湖口は、九江に代へて開港場とせば、冬季東北風の盛なる時期、船舶碇泊の安定なる、遙かに九江に勝るを以て、寧ろ此を開港すべしとの論、從來九江關當局者間にもありたる所なるが、然し附近暗礁の起伏多く、風浪立てば直ちに埠頭を侵し、西北風の起るに及びては、殆ど之を避

くるに由なく、且つ冬季減水期は水淺くして、船舶の碇泊九江に比して一層不便多きを以て、從て之を以て九江に換ゆること不可能なるが如し。

沿革

禹貢荊揚二州の境にして、春秋の時は吳楚の郊たり、戰國には楚に屬し、秦には九江郡に屬し、漢初には淮南國に屬せり、次いで分つて豫章郡に屬せしめたり、文帝の時又分つて廬江郡に屬せしめ、後漢は之れに因れり、建安中九江府の南境は吳に入りて彭澤郡に屬し、北境は魏に入りて廬江郡に屬せしが、後悉く吳に入り、武昌郡に屬せり、晉には廬江武昌豫章三郡の地たり、永興の初尋陽郡を置き宋以後之れに因る、隋は平陳郡を廢し江州を置き、大業の初江州を改めて九江郡となし、唐初復江州となし、天寶の初潯陽郡となし、乾元の初復江州と云ふ、五代の時は吳に屬し、後南唐に屬し、宋には江州と云ひ、元には江州路と稱し、明朝洪武の初改めて九江府となし、清は之れによりしが、民國に入り府を廢せり。

長髮賊と九江

髮賊の亂に際しては九江は、揚子江を下り來れる洪秀全の軍隊の爲に攻められ、咸豐三年（一八五

三年）一月十七日陥れられ、爾來賊徒は九江が揚子江上の要害なるより堅く此處を守れり、其後清軍が次第に賊徒を攻め、咸豐七年二月には九江に迫りしが、賊將秦日剛等江西の要鎮皖楚の咽喉たる此地の天險によりて防守大に努めたり、當時清朝の欽差大臣官文勅敵の方略として上つて曰く

敵に捷ち賊を勦すの途は先づ堅きを拔くを貴ぶ、夫れ九江は吳楚の堅固なり、若し之れを拔く能はずんば湖北江西亦官軍の有にあらざるなり之を拔かば則ち直に金陵の敵軍を衝く事を得、官軍西奔東馳の勞を免れん、昔吳臣紀云へるあり、長江五千七百里、其疆域遼遠なりと雖も險要必爭の地は僅に荊襄武漢九江湖口の數處に過ぎざるのみと、今上海略〻定まる、是に於て水陸大擧して九江を拔かば則ち江南の全局圖るべし

と、以て清軍が九江を重視せるを見るべく、清軍の副將李成謀等水陸の軍を以て五月五日より又九江を攻めしが、未だ之れを陷るゝ能はず、翌八年三月二十五日より二十九日に亘り官文又此を攻め四月六日に至り力戰遂に九江を陷るるを得たるが、五年間髮賊の居城とせられ、且屢〻攻防戰を繰返されたるが爲に、九江城内は全く荒廢に歸し悲慘なる狀態を呈せり、其年（一八五八年）十一月此地を通過したる Elgin の一行は、九江城内を視察し、其戰後の光景を記して次の如く云へり、以て當時の慘狀偲ぶべきなり。

十一月三十日　午後二時半艦隊は九江の對岸に到着したり、一行は九江の市街の視察に赴きたるが

其全市街は實に悲惨なる狀況にして、嘗て繁華にして人口稠密なりし此大都會は現在に於ては僅に數四の小商店の存在するを見るのみ、周圍九六哩に亘る城壁の中に位する廣き面積は、廢墟、草原菜園の存在するのみにして、其他毫も見るに足る物なし、此くの如き悲惨なる狀態は、今日僅に少數殘留せる住民の言ふ所に依れば、一部分は賊徒の爲めに五年間占領せられたる結果に因るも、一部分は去る四月に於て本市を賊徒の手より回復したる清軍の掠奪破壞の結果なりと云ふ、現在市內に駐まる軍隊の數は四千に達するも、普通の住民の居住する者は僅に數百に過ぎず、然も是等の住民は過去の恐怖より現在に於ても尙ほ極度に混亂せる狀態の下に在り、一行は市街の中央に位する丘上に登りて市街の大觀を爲せるが、足下には焦土の慘澹たる光景を呈せるあり、城內には僅に孔子廟の存在するあるも、是れ清軍の回復後に於て特に再建したるものなりと云ふ、城の外には却て稍々繁華なる市街あり、此所には店舖の見るべきものありたるが、一行は其店頭に外國織物のあるを見たり、近寄りて之を檢するに、マンチエスターのキヤラコ、及び露西亞より輸入せられたる赤色のセル地なりき。

開港

九江の開港は一八五八年の天津條約によると雖も、當時の條約に於ては九江と指定せず、又鎭江以

外は長髮賊の亂平定後に開放を實行すべき旨規定せり、其後英國は調査隊を派して研究せしめたる後鎭江、漢口以外の一箇所の開港場は九江を選定するに決し、英國公使より淸廷に交涉の上一八六一年三月に至り初めて之れが開放の實行を見るに至れり、英國が九江を特に選定したる所以のものは、內地交通の水路此地に集り、極めて要衝の地なると共に、英國に於て需要大なる江西、安徽兩省綠茶產地の中心市場なるを以てなりしと云ふ。

居留地

九江市街を圍る城壁の西及び北の方面は甘棠湖に接す、其城壁より江に沿ひて西方龍開河に達する間の一區劃の土地を以て、英國居留地となしたり、其面積は長さ約五百ヤード、幅約二百五十ヤードあり、右居留地は之を同一の大さの四區に分ち、各區を更に七小區に分割せり、之等の土地に對しては、他の居留地に於けると同じく九十九箇年の永代借地の形式を以て、土地所有權を認めらる、本港が開港せられたるは一八六一年三月なるが、同月八日を以て英國領事館開設せられ、而して夫れと同時に本居留地の選定をも見たり、斯く居留地の劃定を見たるも、其區域內の土地を原所有者より買取るに就いては、多大の紛擾を見、支那人は無法なる高價を唱へたるが爲之が交涉に多大の日子を費したり、其後又更に茲に居住せる支那人家屋の立退きに就ても、幾多の紛擾を見たりき、居留地の規則經

營に就ては、一八六二年四月十五日に於て借地人大會を催し、玆に依て初めて大體の機關を設置する事に決し、先づ公共事業經營の爲に委員會を組織する事とし、更に之等の費用に充つる爲め、各借地人より税金を徴する事とし、其結果翌年の冬にはバンドの建設を見たるが、之が爲に投じたる費用は一萬七千兩なりき、該バンドは冬季の減水期に露出せらるゝ河岸五十呎の高さの全部に木材を以て、堅固なる護岸工事を施し、木製の棧橋を設けて、以て昇降に便したるものなり。

九江居留地

　其後市政委員會は次第に各種の事業に着手し居留地內の點燈、給水、警察事務等に就て諸般の設備を爲すに至りたり、居留地の海岸通りより九江舊市街に至る間の交通問題に就ては最初何等の計畫なかりしが、居留地形成後、之が必要を認めらるゝに至り、遂に一道路の開通を見たり。

斯く居留地の經營成ると共に外人の來住したるものありしが、其數豫期の如く多からず、一八六六年九江に在りたる外國人の數は、英國商店八、米國商店三、宣敎師一人、醫師一人にして、領事館の設あるは僅かに英國のみにして、其他の諸國は領事館を置かず、他の商人に領事々務の取扱ひを委託せり。

居留地委員會は一八九〇年居留地の南方にありたる湓浦港と稱せられたる池の埋立に着手し、最初は居留地の經費に充當する目的を以て設けられたる郵便局の收入により、之れが工費を支辨したるが、一八九七年支那政府の郵便局の開設と共に、其廢止となるや、更に二千五百兩の公債を起して、其工費に充て、海關の援助の下に一八九八年を以て、工事を竣り、其地を以て居留地附屬の公園となせり。

尙一九〇〇年より翌一年に涉り、居留地內の下水工事の改修をも行ひ、居留地の面目は次第に改まれるが、在住外人の數はさしたる增加なく、居留地並に城內を合しての在留外人總數一八九一年には一〇一人、一九〇一年には百二十五人に過ぎざりき。

牯嶺避暑地

牯嶺避暑地は九江を南に距る十五哩餘の地に位し、廬山連峰中の一にして、高さ三千五百尺を保つ

此地を始めて開きしは宣敎師 E. S. Little なり、氏は此の地を相して、此に一大外人避暑地を造らんことを計畫し、一八九四年親しく踏査したる上、其適當なるを確かめ、直に其地の租借請願書を九江知事に提出し、右土地の租借を申込めり、然るに知事は地方の士民及僧侶に內命して、土地を外人に貸與するを嚴禁すると共に一方 Little 氏に對しては、地方の士民が其貸與を肯せざるを理由として、其申出を拒絕せり。

氏は此內情を探知するや、大いに怒り詰問書を道臺に送り、知事の不法を責め、若し地方官憲に於て其態度を改めざれば、北京政府に交涉し糺彈すべしと威嚇したり。

時恰も支那は日本と交戰中にして、北京政府は豫め各地方官憲に對し、外人と事を構ふるを避け、外人の感情を害する勿れと、訓令を與へたりし際なるを以て、道臺は大いに憂慮し、洋務委員をして Little 氏と妥協して交涉を纏めしむる事とせり。

洋務委員は土地の主なるものを會し、租借の事を交涉したるに、孰れも異議なきを確めしかば、Little 氏に對し、其申出を承諾すべき旨を通じ、該土地を永久に貸與すること、租借に關し士民側に何等異議なき旨を記載せる正式の證書を作製し調印を了したり、かくて Little 氏は土地を得たるも、之に通ずる道路なく、之れが開鑿は容易ならざるより、氏は同僚宣敎師三四名の援助を得て地形を踏査測量し、數百の人夫を使用し辛じて通路を開きたり、而して一方 Little 氏は道路修築及牯嶺地方改

良費に充つる爲、租借せる土地の轉賣を始めしに、漢口其他長江沿岸にある宣敎師にて、同地に避暑を希望するもの多き爲、土地は續々賣却せられたり。

日淸役後排外熱高まり、牯嶺租借權取消運動起り、土民は百方道路修築工事を妨害し、地方官憲はLittle氏使用の支那人を捕へて獄に投じ、更に他方巨額の賠償金を支拂ふべきを以て租借權の取消に應せん事を求めしが、氏は之を諾せず、其結果地方紳商は匪徒を使嗾して、牯嶺に往復する外人を襲はしむるに至れるが、英國公使より中央政府に抗議する所ありたる結果、一萬弗の損害賠償を支拂ふと共に、一方支那官憲の體面を保つ爲に、舊租借地證書を破棄して、新に永久的借地證書を作成し、十四の境界石を立て、租借地域を劃し同氏の開鑿せる道路を公道となすこととせり。

後一八九七年Little氏は休暇を得て一時歸國することとなりしを以て、牯嶺に於ける避暑地經營の任を辭せんと欲し、同僚宣敎師と協議の上Board of Trusteesを組織し、牯嶺に於ける總ての經營は該委員に委任せり、同委任會は始め一ロット(lot)の土地を二百弗にて轉賣し(宣敎師には二五%引)得たる收入を以て道路の改築、下水の設備等に投せり、該委員會はLittle氏の租借權を有する土地二百餘ロットを賣却し盡す迄繼續し、後其事務を各國人十二名の委員よりなるMinucipal Councilに引渡せり、委員會は事務所を設け洋人書記二名支那人書記數名を置き避暑地一切の事務を取扱はせ居れり。

牯嶺は斯くの如くして在支外人の避暑地として、異常の發達を遂げ、遂には從來の地域にては不足

を感ずるに至りしより、牯嶺委員會は支那官憲と協商し、地域の擴張をなし、又在九江の外商中には牯嶺に連續せる他の山地を借りて、別墅を營めるものあり、是等は新ロットとして取扱はれつゝあり。

同地警察は支那官憲の手に委せられ、是等の費用として居住者より、一箇年舊一ロットに付一弗二十五仙、新一ロット三弗の地代を拂ふことゝなし、牯嶺土地事務所に於て之を徵收し、九江英國領事の手を經て、支那官憲に納入するものとす。

一九一〇年九江より山下に至る迄の道路の開修成り、翌一年より山麓たる蓮花洞に至る八哩の間に自動車の交通開かれ、爲に來往上に便利となれり。

其租借地內には現に三百餘棟の歐風別莊あり、其他學校、病院、教會、運動場等の設備整ひ、毎年夏期に至れば二千餘名の避暑客來集す。

官公署

九江にある官公署の主なるもの次の如し。

名稱	所在地
贛北鎭守使署	城內鎭臺衙

潯陽道尹公署	城内道臺街
九江縣知事公署	城内都府巷
商埠警察廳	城外後街
海關監督公署	城内南門口
地方審判廳	城内延支山下

尙外國領事館としては英國領事館及日本領事館あり。

郵便電信

支那政府の郵便は一八九七年始めて開設せられ、爾來外人管理の下に郵便事務を取扱ひ、英租界廬山街に位置す、最近日本郵便受取所亦英租界河岸街に設けられしが、外國郵便局の撤去に連れ裁撤せられたり。

電報局は城外張官巷に、電話局は城内四埠頭に設置せらる。

貿易

九江は江西唯一の開市場にして、其貿易圈は江西全省及安徽湖北兩省の一部に及び、長江に於ては上海、漢口、鎭江に次ぐ貿易港たり、九江は貿易港としては、此地方の土產たる茶、苧麻、豆、紙、

胡麻、煙草、陶器等を輸出し、而して綿絲、綿布、砂糖、石油、海産物等を輸入し、江西省內各地及其附近の地に供給する中心市場たり。

九江と奥地との連絡は從來民船にのみよりしが、近來小蒸汽船の來往するあり、又鐵道の南昌との間に通ずるあり、其の交通上の便益は次第に進步しつゝあれば、其貿易狀況亦漸次繁榮に赴けるを見る。

今一九二〇年に於ける當港貿易の狀況を示せば次の如し。

一九二〇年貿易狀況

九江港の一九二〇年(以下本年と稱す)の純貿易額は、四千八百四十一萬六千二百九十三兩(但し海關兩以下之に準ず)にして、其內譯輸入は外國品一千三百七十二萬三千百九十二兩、土貨一千四十八萬七千三百十六兩にして、輸出は二千四百二十萬五千七百八十五兩なり、之を前年に比すれば輸入に於て洋貨三百八十七萬一千四百三十一兩、土貨百三十六萬一千六百三十六兩の增加を示し、輸出に於ては七萬八千八百九十七兩の減少を示し、全貿易額の上に於て五百十五萬四千百七十兩の增加を見たり、而も一九一九年は開港以來の記錄を破りしものなりしに、本年は更に前年に比し、五百萬兩以上の增加を見たり、此の增加は殆ど輸入品の增加に基因するものなるが、當港が揚子江岸の良港として、逐年發展し益々隆盛に向ひつゝあるは看過する能はざる所なりとす。

一九二〇年當港貿易の趨勢を見るに、年初に於ては輸出入とも捗々しからず、加ふるに隣省多事にして延ては當港商況にも影響を及ぼしたる事少からざりしも、漸次恢復し夏季以後に於て活氣を呈するに至れり。

洋貨の輸入は歐洲戰爭終局後各國の商工業恢復と共に、自然當港にも多額の輸入を見るに至れるが英國製生金巾並に日本製綿布、綿絲、日本製雜貨等は何れも增額を見たり。

尙當港對日本貿易狀況に就て一言せんに、一九一九年に於ては排日排貨猛烈なりし爲、一大打擊を蒙りたるも、其後排貨風潮次第に緩和さるゝに及び、漸次勢力を挽回するを得綾織、綿布、綿絲の如き綿製品多額の輸入を見、葉煙草、麻等亦相應の輸出を見たり。

左に最近三箇年間外國品及支那品別貿易額表並最近十箇年間貿易總額表を揭げ當港貿易の趨勢を示さん。

最近三年間外國品及支那品別貿易額表（單位海關兩）

外國品

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國及香港より輸入	一、五三八、一〇五	一、五〇八、〇八五	二、一二七、五三五
支那諸港より輸入	七、九九二、九六八	八、六八〇、〇二三	一一、六五三、一〇九
輸入計	九、五三一、〇七三	一〇、一八八、一〇八	一三、七八〇、六四四

支那諸港へ再輸出(大半は上海漢口等へ)	三九二、七二九	三三六、三四七	五七、四五二
輸入純額	九、一三八、三四四	九、八五一、七六一	一三、七二三、一九二

支那品

輸入額(大半は上海漢口より)	九、七四七、四一六	九、一四二、〇七〇	一〇、五一五、三一〇
支那諸港へ再輸出	二二、一二九	一六、三九〇	二七、九九四
輸入純額	九、七二五、二八七	九、一二五、六八〇	一〇、四八七、三一六
外國及香港へ輸出	一、九九六	一、一四六	一、四二七
支那諸港へ輸出	二一、一七八、三〇三	二四、一八三、五三六	二四、二〇四、三五八
輸出計	二一、一八〇、二九九	二四、二八四、六八二	二四、二〇五、七八五
貿易總額	四〇、四五八、七八八	四三、六一四、八六〇	四八、五〇一、七三九
貿易純額	四〇、〇四三、九三〇	四三、二六二、一二三	四八、四一六、二九三

最近十年間貿易表(單位海關兩)

	輸入		輸出			
	外國より	支那港より	外國へ	支那港へ	計	再輸出
一九一一年	一、四〇七、六八八	一四、五二二、五三五	五九、三九八	一九、〇一二、二八八	三五、〇〇一、九〇九	三二八、九八三
一九一二年	六七六、一八七	一六、二八一、五八二	九八、四九一	一八、〇〇五、九二四	三五、〇六二、一八四	四〇〇、五三四
一九一三年	一、五三八、九八四	一五、六八一、七四九	一二一、二八三	一五、三九三、二一一	三二、七三五、二二七	三八三、八二二
一九一四年	一、八二一、三四五	一九、四〇八、五六五	一〇五、七八〇	一六、三〇九、八九五	三七、六四五、五八五	一二一、九一四
一九一五年	一、八一四、二四一	一六、八二六、〇七一	一、二〇九	二一、一一三、〇五二	三九、七五四、五七三	四七六、四五三

一九一六年	二、四三五、六一三	一七、二四三、〇七一	一、三六一	二三、四三〇、〇七四	四三、一一〇、一一九	七〇三、一二三
一九一七年	二、一四三、六三一	一七、一三〇、四七五	一、四五五	二三、二六九、六九五	四二、五四五、二五六	六〇九、二二二
一九一八年	一、五三八、一〇五	一七、七四〇、三八四	一、九九六	二一、一七八、三〇三	四〇、四五八、七八八	四一四、八五八
一九一九年	一、五〇八、〇八五	一七、八二二、〇九三	一、一四六	二四、二八三、五三六	四三、六一四、八六〇	三五二、七三七
一九二〇年	二、一二七、五三五	二二、一六八、四一九	一、四二七	二四、二〇四、三五八	四八、五〇一、七二九	八五、四四六

輸入

當港本年外國品の輸入は前表に示すが如く、直接外國及香港よりの輸入額二百十二萬七千五百三十五兩にして、前年に比すれば六十一萬九千四百餘兩の増加となり、又支那諸港よりの輸入額は一千百六十五萬三千百九兩にして、前年に比し二百九十七萬三千餘兩の増加を示し、合計三百五十九萬二千五百餘兩即ち三割五分の増加と爲れり、輸入總計一千三百七十八萬六百四十四兩となり、此中再輸出額五萬七千四百五十二兩を控除すれば、純輸入額は一千三百七十二萬三千百九十二兩に達し、之を前年に比すれば實に三百八十七萬一千四百三十一兩の増加を示せる次第なり。

輸入品中主要なるもの左の如し。

生金巾　英國製生金巾は三萬六千百五十五疋より、増して五萬九百五十八疋に上れり。

晒金巾　晒金巾は十一萬七千二百九疋より増して十六萬三千六百五十九疋に至れり、又日本綾織綿布は九千七十五疋より二萬四百二十九疋に至り、自餘の品亦均しく増加せり、如斯日本製品に増加を

見たるは一九一九年度に於ては、排日排貨の風潮激烈なりしもの、本年に至りて緩和せられたる爲たり。

綿絲　綿絲の輸入は頗る多く、就中印度產及日本產の激增を見、印度產は三萬六千八百四十二擔より四萬二千五百十四擔に、又日本產は一千五百一擔より五千八百三十五擔に增加せり。

五金及鑛石　五金及鑛石類は靑鉛が前年の八千六十二擔より四千三百十四擔に減じたるのみにして自餘の銅、鐵等何れも一律に增加せり、査するに本年に於て靑鉛の輸入が激減せるは、本年は之を以て茶箱の內包を作る者、寥々たるに加へて、漢口より民船を用ひて內地に運入するものありしに因るものなり。

雜貨　雜貨類は日本製烏賊、縫針、海草、傘等比較的增加ありたるが、是れ上記の通り日貨を停銷するものなきに至りし事、與つて力あり、唯燐寸は近來九江に製造所新設せられ盛に製造さるゝに至りし爲た打擊を受け、前年に比すれば正に半減するの悲境に立至れり。

砂糖　砂糖類は玆數年間何れも價格の高騰を見たる爲、赤糖、白糖、上糖等何れも減少せるも、只氷砂糖は前年七千九百餘擔なりしもの、增して一萬六百餘擔に至れり、又英米煙草公司の營業は當省にありて頗る發達し、其卷煙草は四萬七千六百二十千枝より增して八萬二千二百九十五千枝に增加したり。

石油　石油は昨年度米國産のもの七百十二萬七百六十五加倫より減じて三百三十四萬三千七百七十八加倫に至れるが、是れ蓋し前年は新税則の未だ施行せられざる機會を利用し、過分に運入し、以て本年輸入を減ぜんとせしに基因するものなるが、スマトラ産及ボルネオ産は前年に比し共に増加せり。

左に最近三年間重要輸入額表を掲げ當港輸入狀況一般を示さん。

最近三年間重要輸入額表

外國綿製品	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
生金巾(日英米)	疋	一一四、五五三	八九、九六〇	一一〇、八五一
生シーチング(米)	同	二四〇	二、四七〇	六、九五〇
同(英)	同	七〇〇	二、四〇〇	六、六三五
同(日)	同	二〇〇	一、〇四〇	六五〇
無地晒金巾	同	一六二、七六六	一四八、六六九	一九四、二五〇
雲齋織(英)	同	四二五	一八〇	三九八
同(米)	同	—	一五〇	—
同(日)	同	一、一三〇	三一八	二二〇
綾織綿布(日、英)	同	三一、五九三	一七、〇二一	三二、〇七九
天笠木綿(三十二吋物)	同	八、三六八	一四、五四九	七、一六五
モスリン	同	一〇、〇七八	七、四四四	七、一九八
更紗	同	九、二六四	三、八九八	一三、九三七

擬繻子	同	六、〇七九	四、三六六	一〇、〇九〇
緋金巾及染天竺	同	一八、〇四〇	一四、〇三六	一四、六九七
綿イタリヤン(無地黒色)	同	四〇、八八二	三〇、九五一	三〇、五六一
無地イタリヤン	同	一一、一五一	一二、一六五	二〇、八五一
ベネテイアンス	同	三、九四一	六、五六七	一一、三五九
綾呉呂	同	一〇、八五八	一〇、三六五	一九、五二六
ポプリンス	同	一、八三三	一五、〇六〇	一三、九二六
綿フランネル	同	一一、三五三	七、八〇一	一〇、一三二
天鵞絨	碼	五七、五八一	四〇、七四九	四二、八八五
手巾	打	二四、四四八	二五、七八九	二九、五七〇
印度綿絲	擔	一六、一〇二	三六、八四二	四二、五一四
日本綿絲	同	五、七一一	一、五〇一	五、八三五
支那綿製品				
生金巾	疋	一、一〇〇	六五〇	九四〇
シーチング	同	一四八、九六〇	四二、五六六	三三、一一一
ナンキーンス	擔	五九五	六八五	六五二
綿絲(上海)	同	一五三、八九七	一三〇、二五九	一四四、三六四
毛綿交織品				
ポンチヨウ	碼	二九、四三七	一二、四〇三	九、四二八
毛織物類				

品名	單位			
呉羅(英)	疋	四一〇	三三八	九三
羅紗(ブロード、メデアム、ヘビット)	碼	二、七五四	七、五二七	二、九五一
羅世伊多	疋	一〇九	二九	三〇八
スパニッシュ・ストライプス	碼	二、九五一	二、七八四	二、七三二
外國金屬類				
鐵棒(新)	擔	六四七	三、二八九	三、〇五六
鐵線	同	四、九三四	一〇、一四〇	一四、六四〇
鐵板	同	一、一九四	二四、七三五	三四、〇一八
鐵製品	同	五、二二六	九、二八六	一〇、四一三
鐵及軟鋼(古)	同	二、〇六二	七、六五四	九、七九三
鍍鐵板	同	七八八	二、〇一三	三、一〇〇
鉛	同	二、九一三	八、〇六二	四、三一四
鋼鐵類	同	六八〇	一、〇六一	二、二〇八
錫	同	九	二七二	一〇〇
ブリキ	同	三、六九一	三、九四三	一三、五五八
支那金屬類				
鋼鐵材料	同	九八七	一、九七九	六九八
鉛	同	五一三	一、〇五二	二、九二六
外國製雜貨品				
茴香	同	四一九	三四四	二九二

洋參	同	一、〇〇二	一、〇〇二	一、一五〇
燕窩	斤	一、七六八	一、六九九	二、〇八五
鈕釦	哥	一一、四三六	一四、四五一	七、一九七
蠟燭	擔	二、六四〇	三、一九二	一、五三五
巻煙草	千枚	九五、〇二四	四七、六二〇	八二、二九五
時計	箇	八、三九九	六、六二八	七、九〇二
鳥賊	擔	五、四二六	九七五	三、九二九
アニリン染料	海關兩	二五、五七六	五〇、二三五	九七、一九一
マングローブ皮	擔	四、一四九	五、一〇八	三、六七三
寫眞材料及裝置品	海關兩	二〇、九六四	一七、六八三	二四、〇四三
人參	斤	五、六三一	三、六[illegible]	一、八六〇
棕櫚製扇	柄	三、五七六、九六八	三、三二八、六三三	三、七一八、〇五四
窓硝子	箱	三、四八六	四、九五一	八、〇二七
ランプ及附屬品	海關兩	一二、八四四	七、九八八	一二、五二二
日本製燐寸	哥	四〇九、七八〇	三一一、七二五	一六五、〇五〇
煉乳	打	九、六五〇	一一、六二八	一一、五三二
針	千本入	三九、二六〇	三〇、四五七	三五、一七八
石油（米）	瓦	七四九、一四八	七、一二〇、七六五	三、三四二、七七八
同（スマトラ）	同	一、三四五、九九七	九八二、九四五	二、〇七五、七五三
同（ボルネオ）	同	九八三、九四六	二六五、一九六	四五六、八六三

品目	単位			
胡椒	擔	三、五五一	四、三一四	七、二八二
紫檀	同	三、六八六	六、三二六	六、六四三
昆布其他海草	同	七七、一四九	四三、七〇〇	六三、六二六
寶達	同	五、三四七	二九、四二二	二七、四〇六
赤砂糖	同	二三、四〇二	一〇、四〇八	五、九一七
白砂糖	同	六三、二四九	三八、九八三	一八、九二八
精製糖	同	一七八、六四〇	一〇四、五七一	九七、七五四
氷砂糖	同	一四、一九一	七、九六一	一〇、六七八
日本傘	柄	一七八、〇二九	一五五、二五六	一八三、〇〇五
支那雜貨類				
ガンニー袋	隻	五一三、三三八	三九六、九五二	三一一、九六一
肉桂	擔	九五六	四六一	三二九
卷煙草	同	九六四	一、六八〇	二、二九一
石炭	噸	四八	三、二九四	一五、五〇二
烏賊	擔	一五、二五四	五、六八〇	一〇、七六四
棗	同	六、三七九	五、四四五	九、〇〇一
乾魚鹽魚	同	一、九二三	二、一四四	二、四八三
小麥粉	同	五六、五四一	二四、五二五	一九、九五八
菌類	同	六二三	五七九	九一一
ナメシ皮	同	二二七	三八〇	四七〇

吉蘇類	同	一〇八	五四三	四九八
乾百合	同	二、〇六五	一、四六六	一、七四七
桂圓	同	一、七〇四	二、六七八	一、四三〇
燐寸	哥	二五、一二五	五九、二〇〇	一〇五、八二〇
藥材	海關兩	九三、六八四	八二、七一九	七八、二一四
紙（上海）	擔	九五四	七、二二五	八九五
鹽	同	六〇、四八八	三九〇、二八九	三四二、六三〇
布製靴	雙	七四、六九一	七五、二二三	二八、〇五九
綠茶	擔	六、三四九	六九	一二一
紛茶	同	三二	一〇、六三二	—
錫箔	同	五三一	一、一九八	一、一三三
刻煙草	同	七三六	一、三七四	一、〇二七
漆	同	七五五	九四六	六六〇

次に重要輸入品につき簡單に記述すべし。

生金巾 本年度輸入額は十一萬八百五十一疋價格七十萬九千八百三十五兩にして、之を前年に比せば數量に於て二萬八百九十一疋、價格に於て二十萬九千八百九十三疋の增加なり、是れ前年は日貨抵制の影響を受けたりしも、本年は全く終熄し取引順調に向ひたるが故なり、本品中英國製は前年に比し一萬四千八百三疋、本邦製は五千三百三疋の增加にして輸入本品は英國品に比し本邦品の方優勢の

地位にあり。

生シーチング　本年輸入額は一萬四千二百三十五疋、價格十萬一千二百七十九兩にして、之を前年に比すれば八千三百八十五疋、七萬三千四百四十一兩の增加なり、是れ主として英、米兩國製品の增加によるものにして、米國製品四千四百八十疋、英國製品四千二百三十五疋の增加を見たるに反し、本邦品は三百九十疋の減少を來せり。

晒金巾　本年輸入額は十九萬四千二百五十疋、價格百三十五萬四千五百二十兩なり、之を前年に比すれば數量に於て四萬五千五百八十一疋、價格に於て四十五萬三百七十一兩の激增を見たるが、是れ英國製品の急增によるものにして、本邦品は前年度三萬七百十三疋、本年度二萬八千八百三十疋なる故一千八百八十三疋の減少を見たる次第なり、之に反し英國品は前年十一萬七千二百九疋より一躍十六萬三千六百五十九疋に至り、實に四萬六千四百五十疋の增加にして本邦品の及ばざること遠し。

綾織綿布　本年輸入額は三萬二千七十九疋、價格二十一萬百三十兩にして、前年に比し一萬五千五十八疋、十萬七千百三十九兩の增加なり、內譯英國品二千五百四疋、本邦品一萬一千三百五十四疋の激增を見たるが、是れ排日排貨の終熄によるものにして、本邦品は市場に於ける優勢の地位を占めたり。

天竺木綿　本品の中三十二吋物は本年七千百六十五疋、價格三萬九百八十二兩、前年に比し七千三

百八十四疋、二萬五千六百十四兩の減少にして、三十六吋物は前年皆無なりしに反し、本年に於ては百八十疋、九百兩の輸入を見たり。

更紗　本年輸入額は一萬三千九百三十七疋、價格五萬九千五百五十八兩なるが、之を前年の輸入に比較するに、疋數に於て一萬三十九疋、價格に於て四萬三千七十五兩の増加を示し本邦品優勢なる狀況なり。

緋金巾及染天竺　本年輸入額一萬四千六百九十七疋、價格五萬二千六百八十六兩なり、前年に比すれば數量に於ては六百六十一疋の増加をなせるが、價格に於て四千二百四十三兩の減少を來せり。

綿イタリアン　本年輸入額は三萬六百二十八疋、價格二十五萬四千二百十二兩なるが、前年に比すれば疋數に於て三百二十三疋、價格に於て一萬四千十六兩の減少にして、前年は一疋平均八兩七なりしも、本年は八兩二の相場にして、僅に五分の差あるに過ぎず、而して本品は英國製首位を占め香港之に亞ぐ。

綿フランネル　本品本年輸入額は一萬百三十四疋、價格五萬二千六百九十八兩にして、前年に比し數量に於て二千三百三十三疋、價格に於て一萬二千六百三十九兩の増加なり、而して本邦品に就て見るに、前年は日貨排斥の大打擊を蒙り輸入思はしからざりしも、本年に於ては香港品を除き殆ど全部を占むるに至れり。

手巾　本年輸入額は二萬九千五百七十打、價格一萬四千七百八十五兩なるが、前年に比し數量に於て三千七百八十一疋、價格に於て五千八百八十八兩の增加にして、依然英國品多數を占め本邦品、香港品之に亞ぐ。

綿絲　江西省內地は織布業盛なるを以て、本品は當港輸入品中の大宗なるが、本年輸入額は四萬八千三百四十九擔、價格二百九十八萬六千五百四兩、內譯印度產大部分を占め、四萬二千五百十四擔、日本產五千八百三十五擔にして、前年に比し全額に於て數量一萬六擔、價格百三十萬九百九十五兩の激增を見、印度產は五千六百七十二擔、本邦品は四千三百三十四擔の增加なり。

燐寸　本年日本燐寸輸入額は十六萬五千五十哥、價格四萬九千四百二十兩にして、前年に比すれば十四萬六千六百七十五哥、價格三萬一千七百四十六兩の大減少を來し、數量、價格共前年に半減するに至れるが、其主因は當地に製燐會社設立せられ、男女職工約四百名を使用し、日々五、六十箱（一箱五十哥）を製造しつゝあるによる、されど材料に至りては今尙日本より輸入しつゝあり本年も一萬六千餘兩の輸入を見たり。

砂糖　本品本年輸入額十三萬三千二百八十六擔、價格百五十二萬八千百十一兩にして、之を細別すれば赤糖五千九百十七擔、價格四萬七千三百三十六兩、白糖一萬八千九百二十八擔、價格二十一萬七千六百七十二兩、精製糖九萬七千七百五十四擔、價格百十二萬四千百七十二兩なり、之を全體に就て

前年に比するに、數量に於ては二萬八千六百三十七擔の減少を來したるも、價格に於ては却て四十萬八千七百二十兩の增加を見たり、本品か綿絲、石油と共に當港主要輸入品たるは爭ふべからざることなり。

輸出

本年當港より輸出したる支那品は前揭最近三箇年間外國品及支那品別貿易額表支那品の部に於て示せる如く、外國及香港への輸出額は僅に一千四百二十七兩に過ぎざるも、支那諸港への輸出額は二千四百二十萬四千三百五十八兩、合計二千四百二十萬五千七百八十五疋にして、前年に比し七萬八千八百九十七兩の減少なり、輸出品に就て見るに

米　は本年輸出品中の首位を占め、二百十萬一千八百餘擔ありたり、其價格年初に於ては每石銀五元なりしが漸次騰貴して五月に至るや、遂に八元に至れり、是に於て當地方民は米の輸出に反對し、苦力も運搬を願はざるに至り漸く價格の安定を得たり。

麥　は北方支那の凶作により輸出狀況頗る佳良を示せり、然れども本省も亦豐年に非ず、五萬二百擔の輸出を見たるに過ぎざるも、前年の一萬九千五百餘擔に比すれば固より多しとす。

大豆　は價格高く販路亦好況を呈し平均して云へば佳良にして前年の二倍以上に達せり。

綿布　は年來販路面白からず、加ふるに上海市場に於ける價格極めて低廉なりし故、一度輸出せし

ものを再び引戻す有樣なりき、故に前年に於ては三萬二千二百餘擔ありしも本年は僅に四百餘擔に過ぎず。

磁器　は近年來擡頭の狀況にあるが、是れ米國より多數の註文あるに因るものにして、花瓶、碗等の外、洋式餐具及茶器等均しく歡迎され將來大に有望なり。

樟腦及樟腦油　は年々隆盛に向ふの情勢にあり。

煙草　は上海前年の蓄積品過多なりしに依り、遂に二十萬八百餘擔より減じて十二萬二千三百餘擔に至れり。

麻　も亦增加の情勢を示し、其收穫第一回作及第二回作は頗る佳にして、當業者の利益多大なりし故、栽培者の增加を見るに至れるが、唯第三回作は多少の減少を見たり。

茶葉　は往年に於ては殷盛を極めたりしも、近來衰退し生氣將に盡きんとするの狀態にあり、西人の來り購ふ者亦著しく減少し、恰も晨の星の如き感あり、聞く當港輸出紅茶中上海より轉運して外國へ輸出するもの約五分の一に過ぎず、（其茶類に就て之を區分せば既ち祁門は百分の八十四を占め寧州は僅に百分の十六なり）是れ英國の茶市疲憊して、販路面白からず、支那茶は蓄積するのみにして、滯貨山積の有樣なり、而して此滯積せる茶は露國或は其他の大陸諸國に轉運せば、或は活路を見出し得べけんも、露國に至りては啻に購買せざるのみならず、先年來個人の購ひて浦潮斯德に存置せるも

のも其長官の沒收を虞れ、上海等に轉送したるが如き有様なるに、尙當港の露商兩磚茶廠の保存せる茶末も亦尠からず斯くて輸出は殆ど杜絕したり。

如斯支那茶は現在外國への販路なく、上海のみならず內地到る處に蓄積せる故、栽培者も形勢を觀望し、販賣者も手控へ居れる故、一時に原狀に恢復せんと欲するも尙時機を待たざるべからず、磚茶廠は本年全く休業したり。

左に最近三年間重要輸出額表を示さん。

最近三年間重要品輸出額表

品名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
金屬及鑛石類				
生鐵	擔	八七二	—	八六
錫製料	同	六六七	四〇四	四二〇
タングステン	同	四、八三二	一七、九七八	九、〇一八
雜貨類				
豆類	擔	三二六、一九三	一二三、五二六	二六三、九五六
樟腦	同	二、四九六	七、一二三	八、七九九
米	同	四六三、八六二	一、四二三、四六一	二、一〇一、八九八
小麥	同	一五四、二三一	一九、五五七	五〇、二八〇

品名	単位			
茯苓	擔	四、八一三	四、四〇六	二、四三七
粗磁器	同	二八、三〇五	二一、四八七	二〇、三三九
細磁器	同	二八、二四一	二五、二六八	二六、六七五
石炭	噸	五、二三五	三、三〇九	九二四
綿布	擔	四七、八三四	三二、二八一	四六六
苧麻	同	一六七、九八九	一四〇、二八〇	一五六、五二〇
夏布	同	一四、九七四	二〇、〇八七	二〇、四四五
落花生	同	二、〇一九	—	一二三
牛皮	同	一一、五七七	一五、五〇五	九、三六八
水藍	同	七五、八四六	六〇、八九二	五三、五四一
動物性油	同	一、四六八	五、八四六	五、九九九
竹蓆	條	一八七、〇四二	二〇〇、九五一	二五〇、三二一
樟腦油	擔	四、二四九	一一、五九四	一四、五四四
上等紙	同	一六、三二二	一七、六九七	二〇、一三八
中等紙	同	一〇五、二八九	一〇七、七八八	一一六、五三六
下等紙	同	二五、一二五	二三、九〇七	三一、三九一
蓮實	同	一、三八一	四、二八五	四、八七七
西瓜種子	同	一〇、四二一	一五、三四三	五、六四九
胡麻	同	二〇、四三三	三七、五九七	三二、三四二
植物性油	同	一三、〇三五	一二、九九九	一四、八六五

紅茶	同	五一、六九四	六七、六八六	三九、〇三二
綠茶	同	三二、二一〇	四一、〇二八	四二、一三六
紅磚茶	同	一	六、一六二	五、七七九
綠磚茶	同	四七九	五四四	—
茶葉	同	三四、九七二	三六、三一〇	三七、二五一
小京磚茶	同	四一	五七〇	三
粉茶	同	三二、一〇四	一六、七五六	一、三九六
葉煙草	同	一六二、八二六	二〇〇、八九〇	一五二、三三七
刻煙亨	同	四、五〇六	五、四一二	五、五四九
煙草莖	同	八、七七四	七、五七二	五、一四九

尙重要輸出品につき簡單に記述せん。

米　は當港輸出品中の首位を占め、本年輸出總計二百十萬一千八百九十八擔、價格五百九十五萬八千七百八十八兩なるが、之を前年に比すれば數量に於て六十七萬八千四百三十七擔、價格に於て二百二十八萬六千二百五十九兩の大激增を示し、全國貿易港中蕪湖、長沙に亞で第三位を占め居れるが、斯く多額の輸出を見たる爲、遂に當地方在米の減少を來し、價格逐日騰貴せしより、地方民は輸出に反對し、尙當局に向ひ之が禁止を迫り、禁止令出づるに及び、漸次米價は平安なるを得たり。

葉煙草及煙草莖　當省に於ける煙草栽培は甚だ盛にして、產額亦少からざるにより、當港を經て輸出せらるゝもの從て多く、輸出品中米穀、豆類、苧麻に亞で第四位を占む、本年輸出額は十五萬七千四

百八十六擔、價格二百三十四萬一千四百十九兩にして、前年に比すれば數量に於て五萬九百七十六擔價格に於て二十萬五千三百二十二兩の激減を來せりと雖、而も輸出額は支那全國輸出港中膠州に亞で第二位を占む、されば本邦商は數年以來自ら原產地に到り、直接買付を爲し居れるが、產額豐富價格低廉なるを以て將來益々有望なり。

苧麻　は當港輸出品中第三位を占む、本年作柄良好なりしに加へ、本邦相場も强調なりし故頗る好況を呈し、本年輸出高は十五萬六千五百二十擔、價格二百五十三萬四千五十九兩にして、前年に比し一萬六千二百四十擔、六十六萬六千九百三十二兩の大激增を見たり、數量より見るときは支那全土中第二位なるも、價格より見れば第一位を占め、輸出先は殆ど本邦にして、本邦向九江輸出品中最大重要品たり、本品の當港より輸出さるゝ物は主として湖北省武穴にて取引せらるゝ湖北產品にして、當省產は瑞昌產の輸出せらるゝ外は、殆ど省內にて夏布の材料として消費され、國外に輸出する餘地殆どなく、本邦商人の斯業に熱心從事するもの逐年增加し、每年六月頃一番麻の出廻期前より武穴に住居し買付をなし、何れも當港經由にて輸出し居れり。

豆類　大豆、小豆、豌豆等凡て豆類を總計し、本年輸出額二十六萬三千九百五十六擔、價格六十六萬五千九百九十八兩にして、當港輸出品中其數量米穀に亞で第二位に居り、之を前年に比すれば數量に於て十四萬四百三十擔、價格に於て三十六萬六千五百五十二兩の大激增にして、數量價格共に前年

の二倍以上に上れり。

樟腦　本年輸出額八千七百九十九擔、價格七十一萬九千三百十八兩にして、前年に比し一千六百七十六擔、價格十三萬七千十三兩の增加なるが、全國より見るときは其輸出額に於て福州に亞で第二位に居り、支那全國諸港より輸出する樟腦の四分の一强を占む、本品の取扱商は主として本邦商英國商並に支那商人なり。

磁器　景德鎭產磁器は玆兩三年內地動亂に加ふるに粗製濫造の結果商況思はしからざりしも、營業者の自省に伴ひ漸次改良さるゝに至り需要增加し、本年は相應の輸出を見、數量に於て四萬七千十四擔、價格に於て九十五萬九千三百六十兩を見たり、之を前年に比すれば二百五十九擔、價格二萬八百二十兩の增加なり、支那諸港の輸出額を見れば、汕頭に亞で第二位を占め、全國輸出額の六分の一强を占む、輸出先は主として香港、瓜哇なり。

藍　當港を經由し輸出さるゝ江西省產の水藍は、逐年減少の傾向あるも、尙當港重要輸出品の一たるを失はず、本年輸出額は五萬三千五百四十一擔、價格五十三萬五十六兩にして、之を前年に比すれば數量に於て七千三百五十一擔、價格に於て二萬八千三百十八兩の減少なり、之を數量より見るときは支那全國輸出港中北海に亞で第二位、價格より見るときは第一位を占め、全國總輸出額の實に三分の一强に當る、而して是等藍の輸出先は主として漢口、天津方面なり、產出總額中省內に於ては、僅

に十分の三を費消するに過ぎずして、十分の七は輸出せらる。

船舶の出入

一般航行規則によるもの　本年中當港出入船舶總數は五千三隻にして、總噸數七百五十四萬二千三百六十三噸、前年の四千七百十隻、七百三十六萬七百十五噸に比すれば、隻數に於て二百九十三隻、噸數に於て十八萬一千六百餘噸の增加なり。

左に各國出入隻數及噸數を揭ぐ。

	汽船		輪船		洋式帆船		小蒸汽		民船		合計	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
米國	二	八、六〇八	五〇	二九、〇五〇	四	三五六	三七	三、〇三三	—	—	九三	三一、〇四七
英國	三六	六五、五三四	一、九七二	三、四四九、五八四	八六	二〇、五三二	九三	五、七八三	—	—	二、一八七	三、五四一、四五三
伊太利	—	—	—	—	—	—	四	三八	—	—	四	三八
日本	一〇	一四、六七〇	一、一三六	一、九二九、七七六	一七	三、三六四	一六	四〇二	—	—	一、一七九	一、九四八、二一二
支那	三〇	二四、六五〇	一、三〇八	一、九七九、〇一四	二四	一五、三七二	六四	一、五三六	一四	九六一	一、五四〇	二、〇二一、五三三
合計	七八	一一三、四六二	四、四六六	七、三七七、四二四	一三一	三九、六四四	二一四	一〇、八七二	一四	八六一	五、〇〇三	七、五四二、三六三

內河汽船航行規則によるもの　本項による本年中汽船出入の總數は二千四百九十一隻あり、噸數合計七萬七千九百三十七噸なるが前年に比すれば隻數に於て三百九十五隻、噸數に於て五千五百四噸の減少を來せるが、就中日英兩國船減少し、日本船は前年に比し三百七十一隻、九千二百十四噸、英國

船は百六十三隻、七千二百七噸の減少なり、左に各國船出入隻數及噸數を揭ぐ。

	米國	英國	伊太利	日本	支那	合計
隻	一七一	一九九	二八	五〇〇	一、五九三	二、四九一
噸	一三、三二四	八、七三九	八九六	一〇、二〇二	四四、七七六	七七、九三七

內地通過貿易

通過單　當地海關にて發給されたる通過單は合計一萬一千七百十三張、貨價七十七萬一千三百十八兩にして、是等通過單の仕向地は江西、安徽、湖北、福建なり、前年と比較するに張數に於て四千二百十八張、價格四十三萬九千三百兩の大激增を見たり、査するに九江には保商局なるものありて、外國製品を支那內地に輸送せんとするときは、同局にて規定の納稅手續をなし、保商票を受くれば、途中に於て釐金稅等の徵收を免せらるゝ故に、同局の稅率は左程安きに非ざるも、貨物の檢査比較的簡便なるを以て、此保商票を得て外國品を內地に仕向くる者漸く多からんとする狀態なり。

三聯單　本年中土貨買出に對し發給したる總數は七百七十九張にして、右三聯單による運搬貨物の價格は百三十萬六千二百八十二兩にして、之を前年に比すれば張數に於て百七十張、價格に於て三十八萬八千五百四十六兩の增加なるが、貨物は主として樟腦及樟腦油、藍、煙草、茶葉等なりとす。

特別單　特別單と稱するは支那內地機械製品に對し發行せらるゝ特別通過單にして、或る一種の稅

金を納むる以外には、何等の課税をも受けざるものなり、本年中發行數二萬二千二百四十六張、貨物價格七百五十六萬五千六百四十二兩なり、之を前年に比すれば五千五百七十九張、價格百十七萬九千五百四十三兩の大激增なるが、是れ支那工業の著しき進步と、國貨使用の旺盛とを示すものにして、貨物の中にては上海の綿絲大宗たり。

左に本年中の發行に係る通過單、三聯單、特別單、貨物價格及內地通過稅を揭ぐ。

一九二〇年通過單表

通過單により內地に仕向けられたる外國品

省名	通過單發行數	物品價格	內地通過稅
江西	五、六六五枚	五四四、八六三兩	八、二九九、四四八兩
安徽	五、五九六	二一二、七一三	二、三四三、五三二
湖北	二	二四三	六、三九八
福建	四五〇	一三、五〇〇	一五七、五〇〇
計	一一、七一三	七七一、三一八	一〇、八〇六、八七八

三聯單により內地より輸送せられたる支那品

	三聯單發行數	物品價格	內地通過稅
江西	七七九枚	一、三〇六、二八二兩	七、〇一五兩

特別單により內地に仕向けられたる機械製支那品

	特別單發行數	物品價格
江西	二二、二一七枚	七、五六二、五八二兩
安徽	二三	二、四六六
湖北	六	五九四
計	二二、二四六	七、五六五、六四二

海關收入

本年海關總徵稅額は六十七萬七百九十二兩餘にして、前年に比すれば二萬一千七百八十五兩の減少なるが、是れ輸出稅の激減によるものなり、然れども輸入稅、噸稅、內地通過稅等は何れも增加し、前年に比し輸入稅一萬六千三百餘兩噸稅一千三百十九兩、內地通過稅六千六百六十九兩の增加なり。

上述の如く大體に於て減少したりと雖、若し茶、軍米、賑米等の免稅數を加入せば、前年よりも增加ありと見るを得べし。

本年各國船舶別關稅收入を示せば左の如し。

一九二〇年各國船籍別關稅收入表（單位兩）

船籍	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	內地通過稅	計
米國	一六、〇〇〇	九九八	一〇四	一七九	五三一	一七、八一四
英國	四一、六九六	二九〇、九八一	四、五四六	二、三七五	一、三八五	三四〇、九八六
伊太利	—	—	—	三	—	三

日本	三、八三三	七三、〇八三	一、〇四六	一五二	一、四五七	七九、五七三
支那	一一、八九九	一九五、八五〇	八、五三四	一、六八三	一四、四四五	二三二、四一四
計	七三、四二九	五六〇、九一四	二四、二三一	四、三九四	一七、八二一	六七〇、七九二

常關收入

本年常關收入の常關稅額は四十二萬四千百三十八兩有餘にして、一九一三年海關兼管以來最高收入ありたる前年に比し、尙二千四百餘兩多し、若し輸出茶稅減半より損失したる一萬二千五百餘兩を加算せば、蓋し大激增を見たるべし。

民船貿易は近來進步しつゝありて本年の輸出船合計三萬二千九十五隻あり、前年に比すれば一千二百二十六隻の增加なるが、是れ外省凶作にして當省に供給を仰ぎ、是等に向て輸出さるゝ米は、多く民船を藉りて運搬されしに依るものなり、茶、木等常關納稅貨物の價格は合計關平銀三千五百八十萬二千三百餘兩ありて、前年に比すれば約百分の一減少せり、紅茶及番茶は現況極めて惡しく、紅茶の輸出額は四萬七百餘擔にて、番茶は僅々三千三百餘擔なり、之を近々十數年間最も旺盛なりし一九一五年に比すれば半減するの悲況に陷り、木類には何れも起色あり、筏は合計二百八十三架あり、其南潯鐵路により運來さるゝものにては木板最も多し、鄱陽湖より出で漢口、上海等に運搬さるゝ磁器は合計約七十萬二千擔なり。

最近三年間常關各稅收入表及最近三年間貿易額表を示せば左の如し。

最近三年間常關各稅收入表（單位庫平銀）

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
貨物稅	一六六、三四一	二三三、三四六	二一七、六〇四
戎克稅	一七五、五五二	一八七、一二四	二〇五、一四九
船稅	三、二三八	三、三六五	三、五三五
罰金	一、二四八	一、〇四五	一、〇四二
計	三四六、三八〇	四二四、八八一	四二七、三三一
海關兩換算額	三四三、七九二	四二一、七〇六	四二四、一三八

最近三年間常關輸出入價格表（海關兩）

年	價格
一九一八年	二五、八五五、三八六
一九一九年	三六、二三九、五二三
一九二〇年	三五、八〇二、三五七

江西鐵道

沿革

一九〇四年江西全省に鐵道を敷設するの目的を以て江西鐵路公司なるもの組織せられ、先づ九江よ

り南昌を經て廣東省界に至る四百六十哩を以て幹線とし、南昌より廣信を經て浙江省衢州に至る約二百二十哩、南昌より建昌を經て福建に出づる約百六十哩、南昌より瑞州袁州を經て萍鄉に至る約百八十哩の三線を以て支線とし、合計一千二十餘哩の鐵道を敷設せんとし、其敷設費六千五百萬兩は、株式の募集、省內鹽釐、米捐、百貨釐金の一部及外資を以て支辨するの計畫を立て、陳三立を總理とし劉景照を協理として其局に當らしめたり、陳劉二氏は先幹線の一部たる九江より南昌に達する七十九哩を布設せんとし、資金の募集に着手したるが、支那人の株式募集に應じたるものは二十萬兩內外にして、鹽米百貨釐金等より徵收し得たるもの亦三十五萬兩に過ぎざりしかば、官憲は止むを得ずして省內七十二の州縣に、公文を以て其地方負擔の額を定め、株式に應募すべきを命じ、各州官憲は之を紳士に命じ、紳士は各鄉村に就きて之が勸誘をなせり、而して右募集規則中に、能く一千株を募集せしものには、報酬として十株を與ふべしとの語あり、爲めに官憲は出來得る丈豫定額を多く集めんとし、紳士は十株の報酬に垂涎して、强制的に其應募を爲さしめたり、故に鄉人曰くこれ鐵道稅を納入するものにして、株式の應募にあらずと、斯の如くして江西鐵路局の名目を改めて商辦鐵路公司の牌額を掲げたるも當時重役が窮餘上海に於て百萬元（實收八十五萬元）の借款を起したる事、株主の怒を買ひ株式募集に大に支障を來せり、當時李總辦は應募額二百三十萬元と報告したるも、實は其過半は借入金なりしなり。

其後右借入金及應募株金をも忽ちに費消し盡し、資金難に陷りし爲、遂に一計を案出して、工事に使用する勞働請負者をして、其請負賃金の四割を割きて、株式の引受けを爲さしむる事とし、以て賃銀の支拂を免れんとし、其甚しきは貧困なる勞働者の賃銀の一部迄も割きて株式の引受をなさゞるを得ざらしむるの悲境に陷れる結果、會社當路者は苦悶の末或は株式金額を少額にせんとし、或は經費の節減を加へんとし、或は官督の商辦となし、布政使庫より百萬兩を支出せしめんとする等種々の方法を講じたるも、一も意の如くなる能はずして、遂に外國借款によるに決し、信成銀行の手を經て、日本興業銀行より一百萬兩の借款を起すに至れり、時に光緖三十三年三月なり。

之れより本鐵道と日本との關係密接となり、岡崎技師の一行親しく其工事を督する事となり、尙大倉組は布設工事を請負ひ、三井物產會社は機關車、車輛の供給を引受くる事となり、次第に工事を進捗せしむる事を得たるが、會社の財政難は重ねて來り、大倉組に對しては工事費三十六萬圓に對し僅に十六萬圓を支拂ひ得たるに過ぎず、又三井に對しても數十萬圓の負債を生じ、一方岡崎技師の歸國するあり、一九一二年五月迄に九江德安間三十二哩の工事を終りたるのみにて、再び停頓するの止むなきに至れり。

其後民國元年五月二十三日に至り、我東亞興業會社代表者白岩龍平と、江西鐵道公司總理陳三立との間に、五百萬圓卽三百七十萬兩の借款契約の締結を見るに至り、會社は初めて舊債を支拂ひ且工事

を進むることを得るに至れり。

該契約の要項は次の如し。

一、借款總額　五百萬圓
一、拂渡方法　契約調印後一ヶ月内に百五十萬圓を拂渡し、殘額は十四ヶ月内に拂渡す
一、手取　九五
一、利子　六分半
一、借款期限　十五年
一、擔保　鐵道全部の財産及收益

斯くて工事を再開せし後第二革命事變の起り、偶、本鐵道の沿線其源泉地となれるが爲、本鐵道は多大の打撃を蒙り、非常の苦境に陷り、又々工事を中止せざるべからざるに至れり。其結果或は本鐵道を以て、國有となさんとするものあり、又他國より借款して日本との關係を斷たんとする者ありしが、二年九月二十八日南昌に於て開かれたる株主總會に於て、遂に同鐵道を國有となすの決議をなせり。

然るに當時支那政府は財政窮乏して、自ら之を買收して國有となすの餘力なく、又外國の資本により之を買收せんとするも、斯くの如きは日本の利權擁護の上よりなす能はざる所なりしを以て、株主決議は其の儘となり居れる際、民有として更に工事を繼續すべしとの議起り、其結果三年五月我東亞

興業會社より先づ五十萬兩を借入れて、舊債の償却に宛て、續いて二百萬圓を借入れ、六月三十日迄に國有とならざる場合には、本契約に調印すべく、若し國有となりたるときは此契約を無效とすることに決せり、其借款契約によれば

一、借款額　二百萬圓
一、利子　六分五厘
一、償還期限　二十箇年
一、費途　德安南昌間の工事費

なりしが、支那政府は六月三十日迄の間に國有を斷行せざりしより、本契約は其效力を生じ、本鐵道に於ける日本の權利は動かすべからざるものとなれり。

新借款成立以來工事は比較的順調に進捗し、一九一五年一月末を以て九江南昌間卽ち南潯鐵道の全線七十九哩の開通を見るに至れり。

但し其線路に當る三條の大橋梁は、當時未だ完成せざりしも、此內二條は同年三月迄に竣工し、殘餘の一條(山下渡の橋梁延長六百六十呎)は五年六月六日に落成せり、但し贛江の橋梁は未成にして、從て現に贛江の左岸瀛上を以て終點とし、之より省城に至る二哩間は、小蒸汽及艀船を以て連絡することゝせり。

工事

本鐵道工事は一九〇七年より着手し、日本興業銀行より借款せる後、技師長岡崎平三郎外數名の日本技師を聘し、大倉組と工事請負契約を締結し、便宜線路を九江馬廻嶺、馬廻嶺山下渡、山下渡南昌間の三區に分ちて起工し、第一區二十三哩は一九一〇年七月に竣工し、一九一二年五月馬廻嶺德安間九哩の開通を見しが、其時一方資金の缺乏すると共に、一方賽湖附近鐵橋の沈下事件あり、爲に岡崎技師長以下は引責辭職するに至れり。

後東亞興業會社との借款成るや工事を再開し、一九一五年一月楊柳津迄、同二月南昌の對岸迄開通せり。

全線概ね地勢平坦にして、一の隧道無きも、九江より賽湖に至る間一帶に低地なれば、增水時に備ふる爲軌道を盛上ぐる必要あり、又多數の架橋を要せり、但し橋梁は長尺のもの少く、修水の八百呎、楊柳津の六百呎、賽湖の四百三十呎を大なるものとす。

驛名距離

驛名	九江より	九江より	驛間距離
九江	—	—	—
沙河	三四、四二支那里	一〇、三四哩	一〇、三四哩
黃老門	六五、〇四	一九、五一	九、一七
馬廻嶺	七六、七二	二三、〇一	三、五〇

德安	一〇七、六七	三二、三〇	九、二九
建昌	一六〇、六〇	四八、一八	一五、八八
楊柳津	一六八、三二	五〇、五〇	二、三二
涂家埠	一七八、〇二	五三、四一	二、九一
新棋周	一九七、六九	五九、三一	五、九〇
樂化	二三一、六八	六九、五一	一〇、二〇
瀛上	二五七、八五	七七、三六	七、八五
南昌	二六二、二四	七八、六七	一、三一

水運

小蒸汽船

一八六九年度九江海關報告中に於て、時の税務司 Drew は、九江の繁榮の爲に、又地方開發の爲に鄱陽湖上に汽船の航行を許可するの急務なるを力說したる事ありしが、其後約二十年を經たる一八九八年四月より始めて之れが開始を見るに至れり。

當時は主として旅客の運送をなすに止り、且小蒸汽船も民船と同一の取扱を受け、九江開船の際船税を納入するを要し不便多かりしが、一九〇九年に至り太古洋行は、內河航行追加章程に基き、鄱陽湖上の汽船は常關より船税を徵收せらるべきにあらず、海關の管理に屬し噸税を納入すべきものなり

と主張して之れを認められ、一九一一年六月より其方法による事となりし爲、爾來鄱陽湖上の汽船業は長足の進歩をなし、一九一七年には此等の航行に從事する會社數十二、小蒸汽船數四十九隻に上れり、現時に於ける此方面の主要小蒸汽船航路次の如し。

一、九江南昌線　九江より湖口、南康を經て吳城鎭に至り、贛江によりて南昌に達するものにして、吳城鎭迄は鄱陽湖なれば四時百噸乃至百八十噸の大型小蒸汽を通ずるを得るも、贛江に入りては黃家渡の難處あり、減水期には二三十噸の小蒸汽船を通ずるに過ぎず、故に吳城鎭に於て貨物の積換をなすを常とす、九江吳城鎭間二百四十支里、吳城鎭南昌間百八十支里、此間の航行に約二日を要す、江西鐵道開通以來旅客のこれによるもの少きも、貨物は多く本水路による。

鄱陽湖五金塞

日淸汽船會社、太古洋行、戴生昌の外國會社、保勝、福康、見義等の支那人會社此間の航行に從事す。

二、九江瑞洪線　九江より錦江の湖に注ぐ瑞洪に至るものにして、其流域の貨物出廻期には各社共に本航路に配船す、瑞洪よりは錦江により上流五百七十支里の玉山縣迄民船を通ず。

三、九江饒州線　九江より昌水と樂安江の合流點たる饒州に至るものにして、夏期增水時には鄱陽湖の水は直に此に連る、景德鎭の陶器は此を經て輸出せらるゝものにして、本線の小蒸汽船航行は增水期の四五月間に限らるゝものにして、減水期中は南昌行小蒸汽により老爺廟にて民船に接續す、九江饒州間約四百支里あり。

尙九江と附近長江沿岸諸港との間に小蒸汽船航路あり、九江安慶線、九江武穴線等其主なるものにして、戴生昌其他支那人會社の汽船就航す。

民船

九江に入り來る民船の種類の主なるもの次の如し。

船名	省別	積載量	船夫數
釣鉤	湖南	三、〇〇〇—一、〇〇〇擔	一八—一一
小駁	同	二、〇〇〇—七〇〇	一六—七
辰船	同	一、〇〇〇—七〇〇	一四—六
巴干	同	一、〇〇〇—七〇〇	一四—六
扒船	同	八〇〇—四〇〇	一〇—四

紅船	湖北	三、〇〇〇―一、〇〇〇	二〇―一二
鵝稍	同	八〇〇―三〇〇	一〇―三
扁子	同	七〇〇―三〇〇	九―二
三官艙	同	五〇〇―二五〇	七―三
划子	同	一五―五〇	六―一
槽子	江蘇	二、〇〇〇―一、〇〇〇	一六―一〇
紬板	同	二、〇〇〇―一、〇〇〇	一六―一〇
斗船	同	六五〇―二〇〇	九―三
白沙州	同	四〇〇―二〇〇	八―三
贛船	江西	一、〇〇〇―五〇〇	一四―六
洛安	同	七〇〇―二五〇	一〇―四
撫船	同	三、〇〇〇―一、〇〇〇	一八―一一
羅灘	同	九〇〇―三五〇	一三―四
巴斗	同	七〇〇―二〇〇	九―三
刁子	同	九〇〇―四〇〇	一三―五

金融機關

新式銀行

九江に支店を有する新式銀行次の如し。

民國銀行　本店は南昌にあり、江西省財政部機關銀行にして、資本金二百萬元と稱するも、實は江西省財政部の資金八十萬元を以て開業したるものなりと云ふ、九江支店は民國元年二月に設置せられたり。

中國銀行　大清銀行當時より存せしものが、革命と共に一旦閉店し後開店するに至れるなり。

交通銀行　民國二年十月より漢口交通銀行は此地に行員を派遣して公金取扱等をなさしめしが、後支店となせり。

尙臺灣銀行は早くより此に支店を設置したるが、內外人之れを利用するもの多く、營業次第に起色あり。

錢莊

九江に於ける錢莊は其出身地に從ひ安徽幫、南昌幫、九江幫の三あり、安徽幫は資本最も大にして信用あり、預金、貸出し、大口の通貨取引、爲替賣買を專業とす、南昌幫は之れに次ぎ以上の業務と共に雜穀、苧麻、棉花等の取引を兼ぬ、九江幫は資本最も小にして兩替を營み併せて雜穀取引をなす、今此三幫中の主要なるものを擧ぐれば次の如し。

安徽幫

瑞慶裕　資本四萬兩

豐業	三萬二千兩
愼昌	二萬兩
源通裕	三萬兩
長和	二萬六千兩
查永昌	一萬兩

南昌帮

三泰	一萬兩
滙通源	一萬五千兩
裕興永	八千兩
晋泰	七千兩
順祥	六千兩
福成	一萬五千兩
晋和	七千兩
怡成	四千兩
和興	五千兩

九江帮

裕康	一萬兩
晋康	五千兩
寶泰	一萬兩

是等錢莊は光緒二十九年（一九〇三年）以來錢業公所を組織し、爲替通貨相場の公定をなす。

通貨

銀錭　舊來本港に流通せる銀錭に七種ありたり。

イ、鏡面　江西藩庫より發行する銀にして四個の檢印あり、一個に付六兩乃至十兩の重量あり、其品位九九にして、市場に於ける銀中殆ご純銀と云ふも可なるものなり。

ロ、鏡面　同上二個の檢印を有するものにして本省一般に流通するものにして、其重量前者と同じ、されど其品位一定せず。

ハ、天寶　重量約五兩、品位一定せず。

ハ、兵餉銀　これ九八・八〇位の元寶を細片にしたるものにして、前清時代兵士の給料支給に用ひられ、從て一般市場に流通せり。

ニ、關料　支那釐金局が其徵收せる細片銀より鑄造するものにして、其重量約十兩、品位九九位なりとせらる。

ホ、川北錠　四川省より來るものにして、其重量六兩乃至十兩、品位九九位なりとせらる、然れども此銀は本港に流通すること極めて稀なり。

ヘ、荊沙錠　湖北荊州府より來るものにして、品位一定せず、重量各四兩乃至五兩なり。

然して年と共に之等通用銀錁にも亦變遷あり、革命後の近年に於ては本市場に於て通用する銀錁は殆ど一個五十兩内外のもののみにして、碎銀卽ち五六兩の小銀錁は、江西茶買出の際寧州方面に於て用ひらるゝものゝ外市場に之を見ず、而して形は馬蹄形なるもの多く方形なるは少し。

第一革命前にありては、九江にも二三の銀爐ありて銀錁を鑄造せしと雖も、現時は只福成錢莊が少額の鑄造をなすに止り、(錁銀面に景成なる刻印あるもの)市中一般に通用するものは、大部分は上海より、一部分は漢口より來りしものなり、其の銀色は大體最下一八寶より二分の一寶の差を以て最高二九寶半迄にして、二十五六寶乃至二十七八寶を最も多しとす。

而して九江兩の標準銀色は二四寶にして、平は曹平を用ひ、卽ち通用銀兩は曹平二四寶なり、曹平は九江公估平に比して、千分の二四卽ち五十兩の兩銀一個に對し一錢二分だけ輕量なるを以て、九江公估平量五十兩の兩銀にして、銀色二二寶、二四寶及二八寶なるときは

	估平兩	標準銀色との差	估平と曹平との差	通用銀兩
二二寶	50.	-.20	+.12	49.92
二四寶	50.	+.0	+.12	50.12
二八寶	50.	+.40	+.12	50.52

となる、兩銀の重量は估平量五十兩左右にして、一定せずと雖も、其加減すべき銀色の差及加ふべき

平の差は、之を正味五十兩の銀兩と同樣に計算す。

估平量と曹平兩との差は千分の二•四なりと雖も、右は錢莊及一般商人間の現銀受授の場合に限らるものにして、外商及茶棧との取引に對しては、千分の二〇即ち一個の兩銀に對し平の差を一錢として計算す、前者を小平、後者を大平と稱せり、即ち大平と小平とは百兩に對し四分の差あり。

洋行(勿論外國銀行も含む)及茶棧との取引に對して九八曹平と稱へながら、取引者の如何により、何故に大平、小平の別を設けたりやと云ふに、其の說區々にして要領を得るに苦しむと雖、上海爲替の取引に於て、手形振出錢莊は、上海支拂人たる取引先より、規元一千兩に對し、票貼(取扱手數料の意)として、一錢五分乃至三錢の支拂を要求さるるを以て、上海爲替の賣買は、取引者の何人たるを問はず、小平を以て定められたる九八曹平相場に(錢業公司相場は小平を以て定む)規元一千兩に對し九八曹平三錢七分を加ふるを古來一般の慣習とす、(即ち上海宛爲替相場は九十三兩乃至九十四兩なれば三錢七分は約千分の四に當る)然るに洋行及茶棧對錢莊間の取引の大部分は、上海爲替の賣買にして、外國人及茶棧は斯る無意義の商慣習を不思議に考へ、且計算上面倒とせしを以て、錢業公所に於て便宜上洋行内茶棧との取引に對しては、平の差を千分の二とし、之を大平と稱し、同一指數の小平相場を以て大平相場とし、上海爲替の賣買には別に三錢七分を徵せさることゝせしに始まると云ふは、蓋し眞に近きが如し、故に實際に於て漢口爲替の賣買、洋錢銅元等の取引を爲すに際し、大平

にて現金受授を爲すときは、小平との差丈け相場安きものとす。

九江兩と上海兩漢口兩との比較を示せば次の如し。

上海兩と九江兩　上海に於ては紋銀を以て標準銀色となし、平は曹平を用ひ、其の九八兌を通用銀兩とす、九江に於ては前述の如く二四曹平を通用銀兩とし、曹平は九江公估平より千分の二〇四丈輕量とす、今曹平量五十兩ある二七寶の鏰銀により理論上兩地通用銀兩を比較するときは

上海（曹平50兩＋2.7寶）$\div\frac{100}{90}$＝上海兩53—7755

九江（〃　50兩＋標準銀色との差（2.7－2.4））＝九江兩50—30

曹平量ならば　九江估平との差　九江兩12を加へず

上海兩100＝$\frac{50.30}{53.7755}$＝九江兩93—537

となる、然るに六十個の鏰銀現送により上海の曹平即上海公估平量と九江公估平量とを比較するに

上海估平量　兩2,992—66＝九江估平量　兩2,994—35

即　〃　〃　100＝　〃　兩100—0.5647

即ち九江估平は上海估平（即曹平）より、百兩に對し五分六四七丈輕し、故に九江通用銀兩の所謂曹平は上海曹平に比し、後者百兩に對し約二錢九分六四七丈事實に於て輕し、（兩—0.5647＋兩—2.4＝兩—2.9647）

之に依りて上海曹平五十兩の重量ある二七寶鏰銀を、上海九江公估局共銀色鑑定に差なしとして、兩

地通用銀両を比較するときは

上海(上海曹平両50＋2.7寶)÷$\frac{100}{98}$＝上海両$53\underline{7755}$

九江(　〃　両50＋$\frac{29647}{2}$＋標準銀色との差2.7－2.4＝九江両$50\underline{4462}$

∴上海両100＝$\frac{50.4482}{53.7755}$＝九江両$93\underline{8124}$

となる、今之を臺灣銀行が現送に依り得たる實驗により、両地通用銀両を比較するときは

イ、九江公估局に對し六十個の錁銀を一個宛出來る丈正確に上海公估平量及銀色に對照せしめたるとき

上海両$3,221\underline{897}$＝九江両$3,022\underline{45}$　卽上海両100＝九江両$93\underline{8094}$

ロ、九百六十個の錁銀を普通の方法に從ひ秤量及銀色鑑定せしめたるとき

上海両$51,542\underline{816}$＝九江両$3,022\underline{45}$

卽上海両100＝九江両$93\underline{7561}$

となれり、更に海關に於て用ふる海關両との比較により両地通用銀両を比較するときは

海關両100＝二四曹平両$104\underline{30}$(大平)

〃　〃100＝上海九八規元$111\underline{40}$

卽　上海両100$\frac{104.38}{111.40}$×100＝九江両$93\underline{6983}$(大平)

之を小平に直すときは九江兩$93\frac{6983}{}\times(1+\frac{4}{10.00})=$九江兩93,7357

是により之れを見るに上海兩と九江兩との「パリチー」は、規元百兩に對し二四曹平九十三兩七錢三四分より八錢一分位の間にありと云ふべし。

漢口兩と九江兩　漢口に於ける標準銀色は九江と同じく二四寶にして、平は九江公估平に對する約九八•二三位のものを用ひ、（名目は曹平に對する九八•六位なるも漢口に於ては秤器非常に多く而も區區にして漢估平の如きも漸次輕量となり、現時に於ても時により多少の差は免れずとす）之を漢估平と稱す、而して其の九八兌なるを洋例と稱へ現今漢口兩なるものは九八兌なる洋例を意味す、今漢估平五十兩の重量を有する二七寶により、兩地通用銀兩を比較するときは

漢口（漢估平兩50＋銀色の差2.7－2.4）$\div\frac{100}{901}=$上海兩$51\frac{3265}{}$

即海關兩$100=\frac{49.535}{51.3265}\times100=$九江兩$96\frac{5097}{}$

となる、更に九江より漢口へ實際現送により得たる結果により比較するときは（鋼銀六十個とす）

九江兩$3.077\frac{34}{}$（小平）＝1＋海關兩$3,187\frac{93}{}$

即海關兩100＝九江兩$96\frac{5309}{}$

となる、即ち兩者比較の結果に約三分の差あり、是れ一部分は秤量の差にして、大部分は兩地公估局銀色鑑定の差なるべし。

九江に於ては以上述べたる二四曹平兩、海關兩の外、常關兩、行兩なるものあり、前者は常關納稅に用ふるものにして、常關兩百兩の二四曹平百三兩六錢とし、後者は九江工部局課金納付の際用ふるものにして、二四曹平（大平）の九八兌なり、其起源に付ては詳ならずと雖、要するに外國人が上海及漢口の九八兌に倣ひしものならんか、汽船會社買辦が上海向荷爲替取組の際、九百四十兩九八兌と稱し外面を繕ふ爲、荷主に對し規元一千兩に付二四曹平九百四十兩の如き名目上の好相場を與へながら現金拂渡しの際は、其の九八兌即ち九百二十一兩二錢を拂渡し、暴利を貪りつゝあるは、蓋し行兩を利用せしものなるべし。

銀元　九江に於ても近時銀元の流通漸次盛となり來りしが、其中最も多きは英洋にして、次を龍洋即ち湖北、兩江、南洋（外に大清銀幣、戸部銀あり相場同一なるも極めて少しとす）日本洋（打刻せし日本圓銀）及打刻せる雜種銀たる襍色爛洋は極めて少し、倘第二革命亂の際、北軍の侵入と共に、一時北洋銀の通用を見しも、北軍の引上と共に殆ど其の跡を絶つに至れり、如斯九江には各種の洋錢ありと雖、九江日常生活の取引單位は、總て銅元にして、且江西安徽及九江一帶の湖北省物產は大部分は洋錢を以て買出さるゝを以て、九江市場に於ける洋錢は九江其のものよりも、寧ろ地方に於て使用さるゝものとす。

一、英洋　墨古哥弗にして九江洋錢中最も勢力を有し、相場最良し、其の流通區域揚子江一帶各地

に亘るを以て、九江に於ける輸出入先も、相場の關係により、上海、鎭江、楊州、南京、蕪湖、大通、漢口等範圍極めて廣しと雖、常に取引最も多きは對景德鎭、樂平方面、對南昌とす、安徽省及景德鎭樂平等南昌以北の江西各地は、英洋の勢力範圍たるを以て、九江重要輸出品たる安徽茶、景德鎭樂平方面の粗紙磁器買出に際し、九江より此等地方に現送さるゝ英洋は、年々少からざるものとす、然しながら九江は單に通過港にして、此等地方の物資は多くは南昌より仰がるゝを常とせるを以て、英洋は更に南昌に流れ出で、南昌錢莊は輸出入爲替の出合として、之を九江に持ち來るが故に、九江英洋の大部分は常に九江景德鎭樂平南昌の各方面を囘轉せるを見る。

二、龍洋　龍洋中湖北洋は其の鑄造地たる漢口を控ゆるを以て、英洋に次で取引多きも、其の通用區域九江一帶に於て、單に湖北省內に限らるゝを以て、只爲替の出合として、漢口に輸送さるゝに止まり、纒りたる輸入の如きは殆どなしと云ふも不可なし、相場は漢口を控ゆる爲、英洋より百枚に付一二錢安きのみにして、(漢口に於て湖北洋の方墨銀より相場良し)時によりては平價となり、日常小額の取引に於ては、英洋と平價に通用し居れり、湖南洋は湖北洋と相場殆ど同一なりと雖も、其の流通區域安徽の北部、南京に近き江蘇一帶の地、卽ち所謂江北の各地にして、九江との商取引關係餘り密接ならざる土地なれば、唯江北の煙草、豆類買出に際し、多少の需要を見るのみにして、湖北洋同樣纒りたる輸入は殆どなし、大清銀幣戶部銀に至りては、湖北洋と混し、漢口に於て使用さるゝのみ

にして、湖北洋と同一相場を保つも餘り嗜好せられず。

三、日本洋　九江に流通せるは極めて少く、唯南昌以南の江西省内地及湖南省に於て流通盛なれば其の取引も亦此等諸地方に對するものとす、需要は武寗方面茶買出、江西内地瓜子雜穀類買出期に多く、相場によりては福建茶買出、若くは爛洋と共に鋼銀鑄造の爲、南昌より九江經由、上海へ輸出さるゝも、輸入先は殆ど南昌に限られ、從て相場も多くは、南昌相場の支配を受け、普通英洋百枚に對し一兩乃至二兩五錢位相場安し、玆に注目すべきは九江に於ける日本洋は殆ど打刻せるものにして、適々無傷なるものあるも、兩者の間に相場の差なきことゝす、臺灣銀行が圓銀流布を計りし以來、日本洋相場は一體に高まりし傾向ありと雖も、其の需要地、地方にあるを以て未だ以て無傷と打刻とを區別する程に達せざるなり。

四、褪色爛洋　南昌錢莊が上海爲替の出合として、九江に於て賣出す場合の外、取引至つて少し、九江よりは更に上海に輸出され、鋼銀の鑄造原料に供せらるゝものにして、日本洋に比し百枚に對し一兩位常に相場安し。

五、北洋銀　第二革命亂當時洋錢缺乏の際、北軍により漢口九江に於て强制的に使用せしめしものにして、九江に於ては一時日本洋と同一相場を以て通用せしと雖、北軍の引揚と共に殆ど影を止めざるに至れり。

九江一帶に於て洋銀相場最も高きは舊暦四、五、六、七月の頃にして、最も安きは舊年末及年初とす、蓋し前者は紅綠茶買出の時期にして、其需要少からざればなり、年末年初は決算資金として、銀元地方より集り、市中在高潤澤となるを以て安し、然れ共大體に於て上海漢口及南昌相場の支配を受け、現送點を超えたる取引は餘り行はれずと云ふ。

銅元　九江に於ける一般日常生活の必須通貨にして、所謂當十銅幣卽ち十文錢を云ふ、其種類雜多にして在來の湖南、湖北、福建、廣東、江西、浙江、安徽、江南各銅元局、戶部鑄造を始め、近來の鑄造に係る中華民國開國記念幣等あり、而して九江は勿論地方に於ても多くは銅元を以て小取引の單位となす、殊に地方例へば湖北省麻買出、江西省茶（武寧地方）、豆類、棉花（主に江北の地）買出等、大口取引に於ても、銅元を使用す、就中武穴麻買出に際し錢莊の銅元取引實に尠からざる額に達するを見る、輸入先は南京、鎭江、大通、蕪湖等揚子江一帶の地にして、其取引方法は百串文、百七十串文、二百串文入の粗製の釘付箱入のものを取引す、相場は百串文に對し約五十二兩乃至五十六兩の間にあり、洋銀一元に對する相場は英洋龍洋は千三百文內外の割合なり。

小銀貨　通用せざるに非ざるも、銅元の流通盛なるを以て市場には極めて少し、殊に地方には小銀元の通用せざる土地多く、九江の近村に於てすら受入を拒まるゝことあり、相場は洋銀一元に對し十一角內外にして、江南、湖北、江西鑄造のもの頗る多し。

制錢　本港に流通する制錢に七種あり。卽大錢、中等錢、大砂、中砂、小砂、紅錢及光片是なり、此七種の內公認せられたるものは大錢中等錢の二種のみにして、其他の五種は皆私鑄の私錢なり、而して此等私錢は正錢の中に混入して發見せらるるを免れ、以て不正の目的に使用せらるゝ、然れども玆に最も奇とすべきは此等私錢は正錢に混入せず其儘にては商品の賣買に用ふること能はざるに拘らず、尙ほ正錢に對し一定の價格を有し、兩替店も亦此等不正なる銅錢を自由に賣買することこれなりとす。

本港に通用する銅錢の緡(吊)に二種あり、卽ち釐金緡及商用緡是なり、前者は正しく一千文を以て一吊とし、之を通例大錢と稱す、釐金緡は一千文なれども之を商用緡に兩替するときは一千四十文乃至一千三十文を得、蓋し商用緡は其中に多少の中等錢及其他の私錢を含有するを以てなり。

商用緡は之を吊と稱し、其一吊は元來一千文たるべきものなるも、實際に於ては九百七十四文あるのみ、而も通例は兩替店が其中四文を私に拔き取るを以て其實九百七十文あるのみ、但し若受取人にして之を計算して九百七十四文より少きことを知るときは、之が受取を拒むことを得るものなれども、其煩に堪へざるを以て之を其儘受取るを例とす、此商用緡一吊の中には通例六十文の中等錢あり、中等錢は大錢よりも稍〻劣るものにして、釐金稅納付に用ふること能はされども、一般の支拂には差支なし、兩替店は利を得るに汲々たるの餘り通例此商用緡に私錢を混入すれども、然し兩替を依賴す

るものも亦大錢中に多少の中等錢を混入するを以て、結局反對に數文を利することあるものなり、近來生活程度向上し經濟組織の進歩せると共に、制錢は次第に其流通額を減じ來れり。

紙幣　英洋票　英洋を代表するものにして、民國銀行發行のものと臺灣銀行發行のものとあり民國銀行英洋票は江西省の機關銀行たる南昌民國銀行の發行せるものにして、平時に於ては日本龍票と併せ發行高一百萬弗位のものなり、然るに第二革命亂の際民國銀行は、亂黨の財源に供せられ、之が軍資金として新に發行されたる新洋錢票(英洋票を多しとす)は七八十萬弗に上ると稱せられ、之れに對し同行の兌換準備は精々三四十萬弗に過ぎずと。

臺灣銀行英洋票は牯嶺避暑客の便宜を計るが爲、牯嶺公司の要求により、民國二年六月四日以來先づ同地に於て使用を試みられしものにて九江の市場に於ては民國銀行一派錢莊の反對あり、未だ以て一般に受入らるゝに至らざりしが、同年七月中旬江西軍の爆發と共に、民國銀行紙幣は不換紙幣となり、九江に於ける通貨は殆ど硬貨のみとなりしかば、英洋の需要は愈々增加し、殊に北軍の軍資金として英洋を九江に求めし以來は九江英洋の拂底益〻甚しく、然るに當時錢莊は何れも營業を中止し、九江金融業者として營業せるは獨り臺灣銀行あるのみなりしかば、英洋の需要は同行に集中し、同行は好機措くべしと爲し、出來る丈け紙幣の流布を試み、北軍に對しては寧ろ强制的に使用せしめしかば、六月四日發行以來一箇月半を出でざるに、二萬弗の發行を見、爾來漸次增加して、九月には三萬弗に

垂んとし、信用高まり、九江市民は却て受入れを喜ぶは勿論、北軍の南昌入り(八月中旬)と共に、呉城南昌にさへ多少の流通を見るに至れり、其の後牯嶺避暑客及北軍の引揚げと、民國銀行紙幣の流通復活とにより、多少流通高減少を來せしと雖も、民國銀行紙幣は信用全からざれば、臺灣銀行の兌換券は一般に喜ばれつゝあり。

日本龍洋票　は日本圓銀を代表せる紙幣にして、南昌民國銀行の發行せるものなるも、主として南昌江南の江西内地日本圓銀流通地域に於て流通し、九江に於ては日本圓銀の流通極めて少きを以て、同票も稀れに見るのみなり。

中國銀行鈔票　即ち江西劵にして、紙幣上に九江の二字を印刷せるもの最も多く通用せり。

交通銀行鈔票　即ち漢口劵にして紙幣上に九江通用銀元の文字あるもの最も用ひらる。

銅元票　中國銀行發行の平市官錢局票は、最も通行するを見る、各錢莊亦銅元票を發行し、近頃錢業にあらざる者も亦發行せり、之に因て錢莊發行の銅元票頗る其影響を受けたり、時に銅元相場に較ふれば約一厘半方低廉なり。

貨幣相場

此地の金融市場の相場は次の如くに表示せらるゝものなり、今之れに簡單に説明を加へん。

中票　九三三　上海規元一千兩(十日拂手形)は二四大平銀九百三十三兩換

漢票	九六六	漢口洋例一千兩（一覽拂手形）は二四大平銀九百六十六兩替
英洋	六七六五	英洋一元は二四大平銀六錢七分六厘半換
龍洋	六七五七五	龍洋一元は二四大平銀六錢七分五厘七毫半換
日洋	六六六五	日大銀元或は爛洋一元は二四大平銀六錢六分六厘半換
銅元	四八五五	銅元一百枚は二四大平銀四錢八分五厘半換
錢票	四八五五	銅元票一千文は二四大平銀四錢八分五厘半換

爲替

九江の爲替は上海漢口兩處に對してのみ直接相場あり、其他は均しく間接取引

今九江に於て申票（十日拂）規元一千兩を取組む場合

申票　九三三

英洋　六七六五

右相場に依り計算して英洋若干元を支拂ふやを見るに其の計算法は左の如し。

$$1,000 \times \frac{933}{6765} = 1,379.16$$

上海向爲替即ち英洋一千元の計算法左の如し。

滬洋一千元は九江の申票九三三（一覽拂手形なれば三兩を加ふ）英洋六七六五、上海相場英洋七二五に照し、英洋若干を計算して後之を支拂ふ。

$$1,000\times725\times\frac{933\times3}{1000}\div6765=1,003.10$$

漢口向爲替卽ち洋例一千兩取組むには、九江にての相場漢票九六六、英洋六七六五に照して計算す。

$$1,000\times\frac{966}{6765}1.427.94$$

漢口向洋銀一千元爲替を取組むには、九江相場の漢票九六六、英洋六七六五、漢口相場の洋銀七〇三に照して計算す。

$$1,000\times703\times\frac{966}{6765}=1,003.84$$

南昌向英洋一千元の爲替を取組むには其計算法左の如し。

南昌洋一千元は九江相場の申票九三三（卽時拂手形なれば三兩を加ふ）英洋六七六五、南昌相場の申票一三八六に照して計算す。

$$1,009\div1366\times\frac{633+3}{6765}=9,98.25$$

北京向公砝一千兩爲替の取組方卽ち左の如し。

九江にての申票九三三、北東の申票一〇四八に照して計算す。

$$1,000\div1048\times\frac{933+3}{1000}=980.93$$

天津向銀元一千元爲替の取組方左の如し。

九江の申票九三三(同上三兩加)英洋六七六五、天津の申票一〇四六、北洋六九一に照して計算す。

$$1,000 \times 691 \times 1046 \times \frac{933+3}{1000} + 6765 = 1,000.04$$

尙本地平砝と他處平砝の比較表次の如し。

本地平砝	比較數目	他處平砝	比較數目
滬曹平	一、〇〇〇・〇〇	申公砝平(上海)	
同	一、〇〇〇・〇〇	京公砝平(北京)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	津公砝平(天津)	一、〇一五・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	濟平(濟南)	一、〇一八・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	寬平(長春)	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	營平(營口)	一、〇二一・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	二六汴平(開封)	一、〇一四・四九
同	一、〇〇〇・〇〇	估平(漢口)	一、〇〇三・九六
同	一、〇〇〇・〇〇	九七川平(成都)	一、〇一七・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	渝平(重慶)	一、〇二一・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	長平(長沙)	一、〇一七・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	九三八平(南昌)	一、〇〇九・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	陸曹平(南京)	一、〇〇四・五〇

同	一、〇〇〇・〇〇	鎮二七平（鎮江）	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	曹平（安慶）	一、〇〇二・二〇
同	一、〇〇〇・〇〇	蕪曹平（蕪湖）	一、〇〇〇・〇〇
同	一、〇〇〇・〇〇	司庫平（杭州）	一、〇〇〇・〇〇
同	九九〇・〇〇	臺新議平（福州）	一、〇〇〇・〇〇

度量衡

度　九江に於ける裁縫舗に用ふる尺度は、竹製、木製、鐵製等種々あり、長さは一定せざるも、其一般的なるものを我尺度に比較するに次の如し。

裁　尺　一尺＝我が曲尺　一、一五尺

量　穀店に用ふる桝に二半升桝、半升桝、一升桝、一斗桝、二斗五升桝の五種あり、前三者は竹製の圓筒を用ひ、後者は木製にして壺形なり、各桝の我國斗量との比較を示せば次の如し。

二半升桝＝我が約一合五勺
半升桝＝二半升桝の二倍　我が約三合
一升桝＝半升桝の二倍　我が約六合
一斗桝＝一升桝の十倍　我が約六升
二斗五升桝＝一斗桝の二倍半　我が約一斗五升

四斛を一石とし、又一擔とも稱す、之を斤量に換算すれば約百六十斤なりとす。

衡　當地に於て用ふる秤を我國の秤に比較すれば概ね左の如し。

海產物使用秤一兩＝我が　九、六匁
京貨店使用秤一兩＝我が　八、六
錢莊使用秤一兩＝我が　一〇、〇

薪炭雜穀等の地方取引には十八兩を一斤となし、外國人との取引は十六兩一斤、砂糖商は十五兩を以て一斤とせり、一擔の重量も商賈により或は百斤を以てし、或は九十六斤を以てする等、一樣ならず。

會館公所

九江にある會館公所は次の數者なり。

會館

湖北會館　新壩石灰窰
四明會館　同
浙紹會館(紹興)
新安會館(徽州)　後街
江寧會館　正街
盱南公所(建昌)

嶺南會館　孝子街
福建會館（天后宮）　甘棠湖邊
洪都會館（南昌）

公所

錢業公所　布業公所
船業公所　米業公所
油業公所　茶業公所

商會

九江の支那人總商會は前淸光緒三十三年始めて創立せられ、爾來繼續今日に及べるものにして、會員數百名內外なり。

米

江西省は米を產する事多く、九江地方、贛江一帶、撫州一帶、鄱陽湖一帶、修作一帶を主產地とし其內九江附近及贛江一帶の產額最も多し、是等地方の米作は二毛作多く、省內米產額は一年六千萬擔に上るべしと計算せらる。

米の品質は江蘇米より劣り蕪湖米と伯仲の間にありと云はるゝも、實際は其質蕪湖米以下なりと云

ふ、江西省内に於ける米の需要額は五千數百萬擔に達すべきを以て、其移出額亦敢て多額に上る事能はざるべき計算にして、毎年の移出額は密移出を加へ十五萬擔以上二十萬擔以下なるべしと云ふ。

江西省內の米の集散地としては、九江、南昌、湖口、吳城鎭、豐城、樟樹鎭、臨江、峽江、鎭州等にして、吳城鎭、鎭州、南昌、湖口等其額最も多し。九江に集る米は從來其額多からず、米の移出を許可したる場合にも十萬擔に及ばざりし如し、蓋し江西米は大部分鄱陽湖の西岸吳城鎭及南昌、饒州に集り、夫れより水路湖口に出て、此より漢口、蕪湖又は其他の地方へ仕向けられたるを以てなり、然るに一九一五年米の省外移出を許可するに際し、移出米は九江を經由すべき事を以て條件としたるより、爾來漸く九江は米の大集散場となり、一年百萬擔に上るに至れり。

九江に集る米は大抵水路によりて來り、往々鐵道によるものあれども其額多からず、其出廻時期は七月中旬より八月及十月下旬より十一月下旬迄とす、九江には新式機械を用ふる精米業者無く、只小賣店にて足踏機を用ひて精白をなすに過ぎず、南昌には新式精米業者あれば、此にて精白し九江に運來するもの多し。

九江に於て米取引をなす最も主要なるものは米行にして、廣興泰、聶泰和、呂同茂、萊裕豊、王順泰、羅同成等あり、其外米の小賣をなすものに米號米棧あり、又此地の錢莊中其副業として米の取引をなすものあり、裕興、恒源水、怡成、馬泰隆、三泰、晋和等にして、取扱高よりすれば、是等のもの

の取引するもの最も多し。
米の取引には通常銀元及制錢を使用し、其量器の一石は上海の一石より稍々小に、重量百四十八斤内外なり。
九江より出る米は大部分漢口と蕪湖に仕向けられ、其蕪湖に出でたるものは所謂蕪湖米として、他の各地に移出せらるゝなり。

茶

江西省は支那有數の産茶地なるが、是等の茶は省内西北より東北に亘る地方より出て、義寧州の産額最も多く、其品質亦佳良なり、義寧、武寧、浮梁の諸縣は紅茶を主とし、鉛山、河口鎭及南部の吉安等は綠茶を産す。
此等各地に於ける茶園は、概ね山腹にあり、茶樹は高さ一尺四五寸より三尺に及び、肥料は之を用ふることなくして、只時々雜草を除去するのみ、且茶樹は七八年を經過せるの後に非ざれば之が臺伐をなすことなくして放置し、尙老茶と稱して一番茶、二番茶の取入れ終りたる後、鐵製の鈍き鎌樣の器具を用ひて古茶を搔き取るあり、此採取法は頗ゝ簡單にして時間と勞力とを多く要せず、一日一人の男工にして三百斤を搔き取ることを得るが故に、新葉を摘採するよりも利益あり、故に目下皆此方法

に倣へるもの多きも、之が爲めに疲勞せる茶樹は、終に枯死するに到ると云ふ。

斯くして採摘せられたる茶は先づ之を天日に晒して、其の乾燥を待ち、木製の箱に入れて蒸す、若し乾燥時に於て降雨ある時は、炭火を以て之を乾燥し、奄蒸すること前に同じ、其奄蒸したる茶を精選するには、之を篩に掛け、塵埃及粉末を去り、殘留せる茶葉を再び乾し箱詰となして積出すなり。

是等各地の製茶は九江に集るものなるが、九江には此本省内の産茶のみならず、安徽者祁門、六安地方より來るもの亦尠からず、而して其名稱は頗る多しと雖も、就中有名なるは烏龍、桂馥、蘭馥、龍井、蘭牙、蘭芬、奇珍等なりとす。

九江に於ける茶問屋は土茶棧（茶の製造と販賣をなすもの）七、綠茶棧（茶の仲買のみを業とするもの）十あり、其の一年の取扱高は紅茶約二十五萬箱（五十斤入）、綠茶約八萬箱に上ると云ふ、其名稱次の如し。

土茶棧

恒豐順　天順祥　清元和
恒昌祥　黄恒吉　生昌和
李同春

綠茶棧

洪昌隆　謙泰昌　洪源永

新隆泰　豫順安　公愼詞
森盛恒　萬和隆　忠信昌
永愼昌

各産地についての茶の買出しは、殆ど上海、漢口の茶棧に依て行はれ、九江土着商人により、取扱はるゝは極めて少し、此等の茶棧は多くは九江に店舗を有するも、茶は一時的のものなれば、單に代理店とするか、又は茶期を過ぐれば各本據に引揚ぐるものとす、今茶棧の取引狀態を見るに紅茶は四五月頃、綠茶は六、七、八月頃を以て季節とするが故に、各茶棧は茶期一ヶ月前(三月頃を普通とす)に本據より九江に出張し、出張員は大部分は九江若くは産地に於て上海本據宛一覽後十日拂手形を賣り、又一部分は九江金融業者より融通を求めて現金を携帶して産地に至り、製産者卽ち山戸に對して品質及收穫を見越し、信用如何に由りて五、六割の前貸をなし、收穫終るや之を九江に搬出し、紅茶は漢口へ、綠茶は上海に輸出して、外國商館に賣込む、而して茶棧の取引は全く自己の責任と自己の名義を以てし、山戸よりは賣上高に對し一定の手數料卽ち五分位を徵收するものにして、茶棧の營業は一種の問屋業なり。

煙草

江西省に於ては葉煙草産地として數ふべきもの少なからす、則ち都昌縣、廣豐縣、玉山縣、鄱陽縣、

瑞洪、餘干縣、驛前鎭、白水鎭、新城縣、瑞金縣、會昌縣、安遠縣、南昌、分宜縣、宜春縣等これにして、其品質は廣豊、玉山縣産のもの優良なり、尙日本向としては瑞金産のもの歡迎せられ、近來其耕作法にも注意を加ふるに至りたれば瑞金葉の名次第に著はれ來れり。

江西省産出葉煙草は一方陸路或は水路により、長江沿岸に出で九江に集り、又他方は贛州府城に集り、更に山路廣東に出づるものとす、九江に集り日本臺灣等に輸出せらるゝ葉煙草は悉く漢口と上海の三井物産及伊藤商行の手にて取扱はるるものとす。

尙は江西省内の各地葉煙草産額は次の如し。

地名	年額
廣昌縣下(白水驛前)	二〇、〇〇〇擔
廣豐縣下	二〇、〇〇〇
饒州府に集るもの	五、〇〇〇―六、〇〇〇
連湖	一〇、〇〇〇
都昌	五、〇〇〇―六、〇〇〇
瑞金	二、〇〇〇
宿松(安徽)	二〇、〇〇〇

江西省産葉煙草出廻年額は約二〇〇、〇〇〇件(一件は約重量一八〇斤内外)にして、九江を通じて輸出せらるゝもの十四五萬擔を例とす。

江西に產する葉煙草は之を分ちて二となす、卽ち黃煙葉黑煙葉是にして色澤に因て之れを區別す、前者は葉面黃色、後者は褐色を帶ぶものとす。

黃煙は陰曆五月頃より採取を行ひ、新城縣下瑞金縣下等は皆有名なる黃煙の產地なり、瑞金產の黃煙は更に之を區別して三種となし、廣豐產亦數種に分たる、而して黃煙の支那產中第一等品は福建產なり、黑煙は本省にては廣昌縣下、寧都縣下、古城縣下等に產し、廣東の南雄、安徽の宿松等亦名あり、然れども安徽の產は品質劣れるを以て價廉なり。

九江に集散する葉煙草には江西內地物及安徽省物との二種あり、安徽より來るものは宿松產に係り、民船の便に依りて長江に出で九江に運搬せらるゝものにして、其の出廻高は年一六〇、〇〇〇件(一件二百斤)あり、而して江西內地產に比し其一件の實質多量なり。

宿松產のものにて九江を通じ輸移出せらるゝものは、上海に至るもの大部分を占め、他の支那內地に仕向けらるゝもの稀なり、而して上海に至るものは、一部は輸出品として我國及臺灣に仕向けられ又一部は上海製煙公司に供給せられ、紙卷煙草の原料とせらる、然れ共該地產は品質粗惡にして、之のみにては完全なる莨を製する能はず、勢ひ他地產葉を混用せざるべからずと云ふ。

江西產のものは總て民船により來るものにして、吳城鎭釐金局を通ずるものとす、其經路を見るに次の五あり、一は錦江(上饒水)水運に依るものにして、廣信府內產に係り、玉山縣、廣豐縣を中心とする地

方は其質良好なり、是等は福建省より來る一部の葉と共に上饒江の民船に依り、二は汝水に依るものにして、建昌府内產に係り、一度建昌府城に集り、汝水に依り輸送せられ、新城縣及廣昌縣管下白水鎭等の產を主とす、而して此等の內別に贛州に集り、陸路廣東に出づるものあり、又贛州產及瑞金產の一部が、挑夫に依り嘉應、潮州を經て汕頭に出ることあるも、其額少し、新城產は汝水を通ずるもの以外は、山を越えて福建省に出づ、三は贛水に依るものにして、贛州產、瑞金產に係り、共に良質の黃煙なり、形狀は宿松產廣信府產驛前產と異り、長形のものとす、此等兩地の產品は、廣東省土民の用ふる刻煙草の原料として、梅江流域地方に出されたるものありしも、今は専ら贛水を下り、九江に集るものにして、當地方買出は伊藤洋行を主とす、四は直ちに鄱陽湖に出で九江に至るものにして、都昌、餘干、鄱陽等の產に係り、五は陸路直ちに九江に出づるものにして、九江の西方九十支里なる瑞昌より產するものに係り、年額一萬擔と稱せられ、黃煙なれども、其品質優良ならず、然し運賃釐金等の諸掛少きを以て市價比較的安價なり。

本省產及安徽產煙葉は、共に刻煙草及卷煙草原料に適するものにして、葉卷に適せず、日本商人にて買出に從事するものは伊藤商行及び三井洋行にして、大部分は日本専賣局及び東亞煙公司に納入するものとす。

陶器

江西省の景德鎭は支那に於ける最大の磁器製造地にして、支那各地此の製品を見ざる無き有樣なるが、九江は之れが輸移出口として、重要なる地位を占む。

景德鎭には松材窯八十餘、雜材窯五十餘あり、各種磁器の製造に從へり、其製瓷の方法は先づ始め倣瓷と稱して體形を作り體形成れば之を燒成す、燒窯にて燒きたる上は更にこれを彩紅に託して書繪を繪かしめ、更に之を錦窯と稱するものに投じて燒成し、玆に初めて磁器を完成す。

景德鎭に於て用ひらるゝ原料は、一般にこれを白土と稱し、祁門、斜西港、高逢、三金、逢新寺、貴溪、銀坑塢より出づるものなり、其性質は各相異るを以て、各其地の名を冠して之を區別す、品質の上等なるは銀坑塢、祁門產にして、景德鎭附近に產する鳳民草の灰及石灰は下等品に屬するものとす、然れども水利の便なるが爲め之が運搬には多大の費用と勞力とを要せざるを以て能く用ひらる。

松材窯は精緻なるものを燒き、雜材窯は比較的低廉品を燒くものにして是等の燃料としては祁門及景德鎭附近に產する所の松及雜材饒州に產する柴を用ひ、彩紅に要する原料、法翠、松綠、礬紅、牙黃、稻青は南昌一帶に產する所にして、其他は外國より供給せらるゝものとす、元來支那人は染付ものを愛好せずして、上繪を好むが故に、當處製の物も上繪もの最も多く染付もの少し。

此地に於ける陶磁器商には磁商と磁行の二種あり、磁商とは自己の店舗に商品を陳列し、主に小賣及附近の小鉬を兼ぬるものにして、其數三百餘戸あり、其資本小にして顧客の範圍は當地方の需要者のみに限らる。

磁行は仲買業者にして、磁商と異り自己の商品を有せず、支那各地より來る客商に對し、賣買仲介の勞を採るものにして、其數五十餘行あり、支那各地の陶磁器商中の大なるものは、店員を景德鎭に派し、常に此に住居して、仕入をなさしむるものにして、其北方より來るを北帮、南方より來るを南帮と概稱し、更に省及土地により細別せる稱呼を用ふ、而して特に店員を派遣する能はざるものは大商店の店員に託し、二分の口錢を與へて仕入をなさしむ、之が客帮は孰れも其取引先の磁行內に住居するものにして、磁行は之れが爲に客室を備へ、又內庭を廣くして燒上製品、荷造用藁を貯存すると共に、荷造場を提供す、客帮の大なるものは一人にて一磁行全部を占むるも、多くは一磁行に五六人位宛同居す、斯くて磁行は客帮の仕入品に對し一分八厘の口錢を受け以て其收入となす。

製造家にて燒上りたる製品は、各帮にて雇入れたる看色先生なるものにより撰分せらるゝものにして其撰分方は青、提、色、脚の四段とし、青を上値の立切りとし、提は青の約八乃至九控、色は青の六乃至八控、脚は四乃至六控として、其價を定む。

看色先生の撰分けたる製品は磁行に運びて荷造をなすものにして、其遠方に搬出するものゝ荷造方

法は滾籠と稱し、比較的運搬容易に又短距離の地に送るものゝ荷造方法は單草と云ふ、單草は裸の儘にて積重ねたるもの十數本を、束ねたる藁六束を以て包み、竹の皮を去りたる細平なる竹身にて横に四ヶ所を結び、再び八束の藁にて之を包み、更に竹身の繩にて八ヶ所を結ぶ荷造法にして、再び之れを藁を用ひて千段卷をなし、器の大小により六支又は二支を合せ、再び藁を以て包み、竹身を以て、籠の如く包み上ぐるものこれ滾籠なり。

元來江西の陶磁器は景德鎭に限られしが、其後附近各地及湖南省の江西省境に近き地方にても、之を製出するに至れり、江西省に於ては饒州は適當なる製陶地にして、景德鎭の歷代皇室用器を製造したる官窯を拂下げ、官民合辦にて經營を開始したる江西瓷業公司は此地に石炭窯及松材窯を開けるが、景德鎭よりも、九江との間の交通便利なる丈け、地利の宜を占むるものとす。

華豐紗廠

華豐紗廠は資本金二百萬兩一九一九年の創立にして、會社內部に紛擾ありて開業遲延せしが、其翌年より運轉開始せり、其工場は江西鐵道の停車場に近き Pinhingchow にあり。

學校

同文書院（Willam Nast College）

九江城內にあり、開設後三十餘年、米國美以敎會の經營にして、目下學生三百五名內外小學、中學、神學部及大學部の四部に區別せられ、小學は修業年限三年、中學は四年、大學は二年、神學部は二年にして、本校は耶蘇敎を主義とし、主に英語により、新敎育を授くるを目的とす、生徒は各組共寄宿舍制度にして米國傳道會社より年額一萬二千元の補助あり、本校は又南偉烈大學と稱す。

儒勵女學院

同文書院附屬女學校にして、小、中學程度の學校なり、目下生徒百三十餘人あり、設立後二十年に及ぶ。

諾立書院

九江城內に在り米國美以敎會の設立に係り、創立三十餘年、初め婦女書院と稱したりしも、民國五年米人ノーレス氏鉅款を寄附したるを以て、同人を記念する爲目下の名稱を付したりと云ふ、女學生百四十人、學科は中學高等の二科に分ち、終業年限六箇年、宗敎的に新敎育並に英語を敎ふ。

聖約翰中學校

九江城內に在り、米國聖公會の經營にして、十餘年前の設立に係り、生徒は寄宿制度にして、目下生徒七十人、米國傳道會社ノ補助金三千元ありと云ふ。

聖約翰兩等男女小學校

各一箇所宛を設け、共に九江城內に在り、聖公會の經營に係り、生徒男子四十餘人、女子三十名外に同敎會附屬の初等女學堂二箇所あり、是又九江城內に在りて生徒三十人あり。

此外九江には江西省立の中學校等あり。

傳道

九江に於ける基督敎傳道事業概況次の如し。

一　English Church　英租界內に在り、設立後四十餘年。

二　聖公會　城內倉巷に在り、設立以來三十餘年、經費は年額一千元、米國傳道會社より補助せられ他は敎會員の擔當なり。

三　美以敎會　九江に四箇所（同文書院一、化美堂一、後街一、東門坡一）の敎會堂あり、皆開設以來三十年乃至十數年間に在り、經費は過半米國傳道會社より支出す。

四　兄弟會　九江城內に敎會堂を有す。

是等敎會の附屬事業としては美以派に屬する米人宣敎師經營の病院、二箇所あり、一を婦幼醫院と云ひ、婦女の患者を收容す、設立以來三十餘年を經たり、同病院は貧民には施療なるも、其他は一二

三四等に區分し、三十仙以上五元迄の藥價食費を徴す、又同教會にては別に男子の爲一醫院を設立し生命活水醫院と稱す。

邦商

九江に店舗を置く邦商の主なるもの次の如し。

日清汽船會社出張所	英租界	汽船
仁德洋行	英租界	雜貨商
大元洋行	英租界	旅館、雜貨
草葦洋行出張所	龍開河	染料商
伊藤商行出張所	同	葉煙草
宮崎洋行	同	樟腦
丸三洋行	同	賣藥、玩具
日本土木株式會社出張所	楊子江岸	土木工事

外商

九江に店舗を有する外商は次の數者に過ぎず。

亞細亞煤油公司	（英商）	石油

英美煙公司　（英米）　煙草
卜内門洋礆有限公司　（英商）　洋礆
太古洋行　（英商）　汽船、保險、貿易
怡和洋行　（英商）　汽船、保險、貿易

蕪湖

地理市街人口

蕪湖は安徽省に屬し、揚子江の右岸にあり、下流五十哩にして南京に達すべく、上海を距る約二百五十浬、上流九江に到る約二百浬、漢口に到る約三百四十三哩にして、揚子江は市街の西を北流し、江を隔てゝ無爲州と相對す、東及北は太平河の流域にして、冲積層より成る大平野をなし、南は魯港河の平野なり、然れども蕪湖港附近は丘陵起伏し、市の東及北には大小丘陵相連り、爲めに蕪湖市街も平坦なる能はず。

市の東方には大赭山、小赭山、鐵山、張家山、蟹鉗山、韋家山、鷄毛山の小山あり、北方には杭家山、部家山、般家山、范羅山、大官山、朱家山、獅子山等の丘陵相連り、南方は長河に沿ふ、低濕の地にして江岸と背面諸山との間には、淘塘、宣塘、門樓塘、閘塘、官塘、汪家塘等數多の池塘散在す。

蕪湖市街は城内城外の二部より成り、城内は舊來の城壁を廻らせる一區にして、城壁は周圍約五支里、高さ二間乃至三間、厚さ上部に於て一丈あり、東西の長さ十町十一間、南北八町三十間、八門を穿ち外界との交通に備ふ、其東にあるを宜春、迎秀、南にあるを長紅、金馬、上水、下水、西にある

を弼賦、北にあるを東凰と稱す。此舊城内の地は揚子江岸を距る一哩半餘の地にあり、蕪湖溝により水路相通ずべし、城外は開港後開きたる租界及商業區にして、主要市街は城西の長河以北にして、長河及長江に沿ふて發達せるものなり、其他城東及城南の長河に沿ふ所には商家倉庫等建ち並び、稍々繁華なる市街をなせり。

此地は安徽省に於ける唯一の開市場にして、安徽米の輸移出港たるのみならず、安徽中部に於ける諸種の輸移入品集散の中心地たるを以て、商業盛に市況活潑なり、市面の殷盛なるは城外にして、其最も繁華なるは長河街なり、北街は商家櫛比し商取引の中心地たり、之に次ぐは馬路及碼頭附近にして、碼頭驛前舖附近には旅館多し、米穀倉庫等は長河沿岸に在り、其の取引亦此處にて行はる、城内の市街は城外に比し閑靜にして、最も商業盛に市場活況を呈せるは西門街なれども、地方的取引の中心地たるに過ぎず、他は見るべきものなし。

蕪湖の人口は城内外を合算して約十萬と稱せらる。

港　灣

蕪湖港をなす江岸の延長は、南長河河口より北弋磯山の麓に至る迄七支里あり、江幅は狹き所約一浬河底は泥土にして平坦、港内には暗礁砂洲無く只長河々口に小砂洲二、三あるも、汽船の航行を妨

げず。

蕪湖港

水深は五月の水準二十呎にして、是より十一月に至る間を增水期とし、最高は二十六呎に達す、十一月より翌年四月迄を減水期とす、錨地に於ける水深は、夏季二十呎にして減水期たる冬季に於ても十六呎あり、潮汐は冬期の大潮時には干滿の差二呎あり、夏季は潮汐の影響なし、流速は不規則にして、風向の影響を受くること多きも、冬は平均一節にして時に二三節に至る、夏は平均五節なり、而して蕪湖江岸よりも對岸の方水流早し。

蕪湖港の設備としては、他の揚子江岸埠頭の設備と同じく、其特色なる長江航路汽船繫留の爲めに設けられたる躉船あり、躉船と碼頭の間は二町の間隔を有し、水深の關係及び此が筏の通路となれる關係上此間に棧橋を設くること能はず、舢板を以て往復するが故に不便甚し、碼頭は規模小にして、陸岸より二十間の距離を保ち、其間に棧橋あり、碼頭は重にランチ小蒸汽船の碇泊に用ひらるゝのみなり、蕪湖港に在る躉船は日淸、太古、怡和、招商、泰安の五會社のものに屬し、碼頭の大なるは太古、怡和、美孚の三會社のものとす、而して是等躉船、碼頭は長河と陶溝口の間に位置す。

沿革

禹貢揚州の域にして春秋には呉の地なり、後越に屬し秦には彰郡に屬し漢には丹陽郡に屬し、晉には豫州となり、宋には淮南郡の範圍に屬せり、梁末には南豫州なり、陳之れによりしが、隋陳を滅してより改めて蔣州に屬せしむ、唐の武德四年、南豫州を置くや之に屬し、州の廢せらるゝや宣州に屬せり、宋代は平南郡に屬し、後太平州に改められ、元には太平路に屬せり、明の初太平府を置いて之に屬せしめ、清は之により、民國に入りても亦太平府下たりき。

長髮賊と蕪湖

髮賊の亂に際し蕪湖は長江を下り來れる洪秀全の爲に咸豐三年一月二十七日を以て陷れられしが、爾來賊徒の蟠居する處となり、賊將堵王、黄文金等此に寄り、後獲王陳坤書此地にありて勢威を張り同治元年九月二十五日(一八六二年)より淸軍の將周萬倬、揚岳斌等力戰して之を攻め、九晝夜の戰鬪を繼續し漸く之れを克復せり、多年賊徒の寄る處となり、殊に最後の奪回戰に於て淸軍は火を放つて之れを攻めたるが爲に、市街は非常の損害を受けたり。

Elgin 一行が此地を通過したるは、尙淸軍の此地を克復する以前なりしが、其當時の狀況について

は次の如く記されたり。

十一月二十三日(一八五八年)蕪湖の市街を吾人は河岸より一哩半許りを隔つる地に見るを得たり、其城壁の外には一の塔の立てるを見たるが、一行は此塔を見るべく上陸して此所に進めり、塔は五階より成り、其構造極めて優美なる物なりき、一行は蕪湖の市街を訪ふの時間を有せざりしがDavisの記する所に依れば、蕪湖は支那に於ける最も重要なる市街の階級に屬するものなりと云ふ、彼れは之に就て記述して曰く、「其市街は、支那に於ける第一流の大市街の多くのものよりも優れたる狀態にして、其街衢の或物は廣東よりも一層大にして、且つ莊麗なる商店の列を成すを見る、此所は內地に於ける重要なる商業上の中心地にして、富の程度繁榮の程度倶に極めて優れたるものありと。此記述を一行中のRetribution號に乘込みて此地に來り、一行が溯江したる間、此地に留りて蕪湖の市街を訪問したる Wylie 氏の記述する下の記事と對比するときは、極めて興味あるを覺ゆ、 Wylie 氏曰く、

蕪湖は揚子江の南岸に位し、太平府に屬し、太平府との距離は五十哩あり、此の地は一八五三年三月四日以來長髮賊徒の占領に歸せり、市街は揚子江岸を隔つること約一哩半にして、運河の岸に在り、市內は城壁を除くの外殆んど建設物の見るべき物なく、二條の主要街路は北門より東門に達する間に延びつゝあるも、此の所には僅に少數の商店の存在するのみにして、居住民の如きも極めて

稀なり、城內に殘存する家屋は、いづれも軍隊の居住の爲めに割當てられつゝあり、其の他は戰亂の爲めに壞滅したる家屋の瓦、煉瓦、棟木等の所々に點々として堆積しつゝあるを見るのみにして二三の官憲の住宅の存在するものあるも、其他は毫も見るに足るべき物なし云々と。

尙 Elgin の一行は其れより漢口に至りて後下江の途次、再び此地を過ぐるに、賊將は長髮賊徒の信條制度等を認めたる長文の文書を差出せりと云ふ。

其の後一八六一年揚子江流域調査の爲め派遣せられたる英國艦隊に加はり、外交事務を取扱へる Parkes は其の三月二十八日特に此の市街を視察せるが、其の結果については次の如く其報告書中に記載せり。

蕪湖は揚子江より一哩半を隔つるの地にあり、南京と蕪湖との間の全地域は、賊徒の爲に占領せらるゝ所となり、蕪湖も亦其手中に歸しつゝあり、蕪湖は久しく揚子江上の重要なる都市として知られたる所なるが、其城の內外は今や悉く煉瓦の山を成すのみにして、城門及び城壁は破壞せられ、市街の多少殘留せる所は小市場の形をなすも、此中に居住する人口の如きは殆ど數ふるに足らず、時に人馬の往來するものあるを見るは多く賊徒の士官のみ、城中城外の至る所に多數の乞食の群集しつゝあるを見るの外、殆ど人影を止めざる有樣にして、戰亂による荒廢の跡は誠に痛ましき光景を呈せり。

開港

一八七六年九月調印の英支間芝罘條約により蕪湖は開港場として決定し、夫れに從ひ翌一八七七年四月一日より開放を實行せられたり。

排外暴動

一八九一年五月蕪湖に於て排外的の爭擾を惹起し、在住外國人に多大の危害を加へたる事ありき、當時安徽省の內地々方に於て、動もすれば外國人宣敎師に對し反抗するの風潮あり、不穩の風說は屢々此地方にも傳へられたるを以て、外國宣敎師其他在住外人は相當用意を整へる事ありしが、五月十日偶〻ゼスイット敎會に雇用せらるる二人の支那婦人が、支那人の小兒に危害を加へたりとの言ひ懸りを以て、群集の爲に攻擊せられ、其救濟の爲に英國領事及び宣敎師等奔走したるが、之より惹いて排外的の騷擾を起すに至り、翌十一日より不穩の形勢あり、十二日に至りては外國人の多數は襲擊を蒙り生命財產の安固を保つ能はざるに至り、何れも揚子江上の躉船等に避難したるが、斯くの如き不穩の形勢は更に兩三日間繼續し、十四日に至り外國人側の要求に基いて、支那軍隊の派遣を見るに及び、漸く鎭定に歸したり。

尙これに類似せる小事件は此地方に於ては屢〻繰返されたり。

蕪湖外人居留地

外國居留地

一九〇五年五月十六日を以て陶家溝と弋磯山との間、江に沿ひて約一里の長さを有する地域を外國居留地として正式に開けり、此居留地の江に面せる土地は主要なる汽船會社若しくは外國會社の所有する所にして、北方より之を擧ぐれば、安徽鐵道會社、怡和洋行、太古洋行、漢堡亞米利加汽船會社、ゲデス商會、國際輸出會社等の順序にして、其南端は尙多少の餘地を存せり、此居留地内の地域は他の一般外國居留地と同樣に外國人の永代借地權を認め、外國人に非ざれば居住する事を許さず、鐵道會社は一の例外として其居住を許したるものなり、河岸の道路は五十尺の幅を有しそれより延びて蕪湖河の河口に達すべきものにして、坦々たる大道なるが、支那官憲は之が建設の費用を支出する事を敢てせざ

りしを以て、外國人の土地所有者に於ては醵金して之が建設に任じたり。

河岸の護岸工事は河に面せる各外人會社に於て共同して同一の形成に行ふ事に決し、其結果一、六五〇呎の長さを有する護岸工事は、完全に施行せられたり。

此居留地の發展に關しては、從來稅關の存在したる地域に接續せしめざれば、其目的を達する事能はざる所にして、一八八二年以來稅關を現居留地の南端河岸の地に移轉せしめんとの議ありしも、從來河岸の此地域を其置場となしつゝありし江西省の材木商は、頻りに之に反對したるを以て、終に其實現を見る事能はざりしが、其後幾多の交渉を重ねたる末、一九一一年に及び稅關の爲に必要なる土地を割くことに決定したりしも、其後革命戰爭起りし爲め其移轉實行をなすに至らずして止みしが、漸く一九一九年に至り、稅關の移轉を了するを得、爾來居留地擴張の便宜を得るに至れり。

蕪湖道路改良組合は在住外國人に依て組織せらるゝ所にして、折角其事業を進めつゝあるも、兎角支那の地方官憲と意見の一致を見る事困難なるが爲、事業の進展は遲々として成績を擧ぐること能はず。

右組合の活動に依り、居留地內及居留地附近の道路の修繕、延長等常に怠りなくなされたるが、一九〇一年の終りには蕪湖の居留地より郊外の地方、東方及北方の兩方面に向つて、十哩の延長を有する、美事なる道路の建設を見たり、之等の道路は土を盛り上げて、洪水の際に水の侵入を防ぐべく堤

防としての効用を爲さしむる設計に基いて築造せられたり、其工事は此地方に於ける水害救濟委員會に於て、地方的に集められたる寄附金を以て爲されたるが、其一部分は上海に於ける揚子江水害救濟會より補助を仰げり、上海の水害救濟會の目的は斯くの如くして第一に水害に依る犧牲者に收入の道を與へ、第二に將來に於ける水害の再來を豫防せんとするにありたり。

尙一九〇二年公布の同租界章程次の如し。

蕪湖租界租地章程

第一條　大淸蕪湖通商口岸は、劉前總督の勘定を經、西門外に於て、南陶家溝より北弋磯山麓に到り、東普潼山(桐家山)麓、新安の普潼塔より、西大江に到る間を限り、各國公共通商場となすを許可せり、但し沿岸十丈幅の地面は、往來船舶縴引路として保留し、且各國商民の便宜上、往來貨物積卸、船舶繫留を允許す、されど該地面上に於て所有建築物を設け、船隻縴引の妨礙をなすを得ず

第二條　各國商民租界に在りて土地家屋を租借し、建築をなす際には、中國地方官は條約に基き保護すべく、爾後租界內振興し、居住者益多きに至らば、あらゆる警察署員及其事務に關しては、中國地方長官稅務司と協議し、之が設立管理をなすべし道路、下水、橋梁、埠頭等の工事に關しては、中國地方官自ら支辦し、所要の經費及臨時修理等の各經費は、中國地方官蕪湖駐在領事館並に稅務司と會商し、規則を協定し、何國商民たるに關らず、總て租界內居住者、又は租界埠頭に碇泊する者より、悉く規則に準據し公平に徵收し、永久此法に據るものとす

第三條　租界內に於ては各國の着實なる商民は土地家屋を租借し、又は家屋を建造するを許す、唯現在は蕪湖在留外人中英商最多きも、租界內江灘の沿岸全部の地を占有せずして、其半を殘留し、他國人の使用に備ふ可し
何國人たるに拘らず、無賴の徒及中國人にして本分に安んぜず、法を犯すものは、皆租界內に居住するを許さず、直ちに追放す

若し再び犯す者は、中國人ならば中國地方長官は自ら拘留處分し、若し外國商民たる場合は、監督より領事館に照同して懲罰し以て規則の劃一を計り安寧を期す

第四條　租界内の地域は、前に議定を經確定せり、每畝租借料本洋百八十元とす、爾後一切之に據る可し、唯租界内江灘は、多く土地所有者あり、若貸借上紛議を釀すことあらば、先づ官廳に於て之を查明し、地價に據らしめ、以て爭を止むべし、而して地租は現在の狀況を酌量して確定すべし、每畝の地租は三千文とし、其の納稅期日は每年清曆二月一日より同十五日迄とす、此十五日間に各租借人は須く該年度の租稅を完納すべし、該稅は蕪湖駐在領事館或は代理各國領事館、若くは蕪湖駐在自國官吏無き者は新關稅務司を經て、中國地方官に送附し、地方官に於て其稅を收納し證を轉交すべし、此外不測の事件有らば、事定まるの後補收し納稅違反者は審議して處罰す、唯公用の道路、下水、橋梁等の土地及納稅せざる地内に私に占居するを得す

第五條　凡そ各國商民租界内に在りて地を借らんとする場合は、宜しく領事館又は代理各國領事館を經て、將に租借せんとする者の姓名及租借すべき地積を、中國地方官に照會し、中國地方官及委員共同して、該地を調查し、若し他に障害を及ぼす事無くば始めて出租を許可し、其租借料及地稅を協定するの後、地方官は同一租借契約書三部を作成し、一部を手許に止め、他の二部を領事館に送附し、奥書をなしたる上一部を該租借人に交附し、一部を領事館に止めて、他日の證とす唯租界内地域狹小なるを以て居留民多きに至らば、一人十畝を限りとし、十畝以上に及ぶ者あらば、必す會社組織となすべし、但し其事業の性質上大なる土地を必要となす者あらば、先づ事情を具し領事館より中國地方長官に照會し、其の調查の結果に依り處理すべし

第六條　凡そ租借地には必す租借主又は其の代理人居住し之を經營すべし、該租借人は不得已事故有り、轉租せざるべからざる際には、先領事館に請ふて其事實を調查し、原給租借契約書を檢し、該館より中國地方官に照會し、存案に照し、轉租契約を許可し、以て稽查に便し且つ之を證明す

第七條　凡そ租借契約期限は三十年とし、滿期後從前の契約書を提出し、檢印を經て更に租借を繼續することを許す、以後皆三十年にして契約を改定すること此例に準じ處理す、其屆出の際には租借人は領事館、或は代理各國領事館、若くは蕪湖駐在自國官吏なき時は、稅務司に稟請し、之を經て中國地方官に該出願書を送附し、中國地方官は調查の結果此時の一般商況、往時に比し振

興し、取引增加し居らば、毎年徵收すべき租借料を酌量增加すべく、此以外に租借料及別に費用を追加するを得ず、若し租借期滿了し之を報告せざれば、中國地方官より查明し、領事館或は代理當該國領事館に通じ、催告をなし尙延引すること二箇月に及ばゝ再び報告せずして、將に該地租借契約を取消すべし

第八條　租借地內に於て中國人家屋及樹木竹草等ある地を租借せる場合には、中國地方官より樹木家屋等の所有中國人に訓諭し、他地に移さしむべし、但し移轉費巨額に上ることあるも、原租借料金以外に支拂ふべきものとす、故に其工事の大小を料り、協議の上之を給附すべし、若し墳墓有りし際も、之に照し一切を處理すべく、租借人自ら之を發掘し、紛糾を招くべからず、界內新關北【】關は中國公有地に係るを以て、舊に依つて租借するを得ず、又未だ各國商民に於て租借契約を定めざるものにして、中國人の常に居住耕作に從事せる地は、其居住耕作するに任せ、失業せしむ可からず

第九條　租借地域內には茅屋及下等板屋其他火災を起し易く他を害する恐あるものは建築するを許さず、違反者あれば、直ちに破壞せしむべし、但中國人の所有にして、未だ租借せざる地內の建物にして、現在租借地內建造物所在地と遠隔の距離に在る物は暫く破壞せず、漸次地方官より改築せしむ、火藥爆發物及一切の身體家屋財產等を害する性質ある物は、槪して收藏携帶運送するを許さず、尙違反者あらば官より查出し、或は他の訴に依り、中外人の別なく查明し、各本國法律に按じ處罰す、若し斯の如き建物を造らんと欲せば、必ず先づ領事館或は代理各國領事館に出願し、檢查を經て監督に照會し、稅務司に報告し其檢查を經べし、而して危險物運搬は、稅務司の許可を經て陸揚し、陸揚後は愼重に收藏し、運搬は速に完了すべし、任意に放任し又は久しく留置するを得ず、違反者あらば中國地方長官は領事官或は代理領事館に照會し責付し、租界外に移さしめ、以て租界の安寧を保つべし

第十條　右九箇條以外一切の細則及び未だ盡さゞる事項に關しては宜しく彼此臨時に協議決定すべし

官公署

蕪湖にある官公署次の如し。

鎭守使署（城外陶塘北岸）　道尹署（城內）
知縣衙門（城內）　郵政總局（江口）
郵便分局（馬路及長街）　電報局
英國領事館　日本領事館

貿易

蕪湖は安徽省に對する通商の便宜の爲に開かれたるものにして、安徽省は揚子江の中央を貫けるあり、南北に二分せられたるが、之れ等內地地方に通ずる水路は蕪湖に集り、蕪湖は交通上形勝の地を占む。

而して安徽省は米及茶の產地として、最も名あり、從て蕪湖港は此兩者を輸出品の大宗とし、近年は其の奥地にある桃冲鐵山等所產の鑛石輸出港として注目せらるゝに至れり、其輸入品は他の支那諸港と同樣に棉糸布、砂糖、石油、海產物を主なるものとす、今最近に於ける當港貿易の狀況を說明すべし。

總說

一九二一年貿易狀態

貿易　本年度當港貿易總額は三千三百三十三萬三千三百七十二兩（海關兩以下之に同じ）にして、前年度總額四千四十七萬四千六百七十二兩に對して、七百十四萬千三百三兩の減少を見たり。

卽ち輸出額（移出額を含む）は千三百九十萬八千八百六兩にして、前年に比して七百七十九萬九千八百二十三兩の減少となり、輸入額（移入額を含む）八千九百五十二萬四千九百二十六兩にして、六十五萬八千八百八十兩の增加を見たり、而して此輸出額の減少に付ては、種々の原因あるも就中米移出の尠少なりしこと其主因たり。

大水害及飢饉　本年當地方揚子江の水流は六月に至て、俄然增漲を呈せるより、地方民は從來十年每に水災起れるより推算して、恰も本年は前回の一九一一年の水災より、滿十年目に相當するより、今に水災の襲來あるべきを豫言し居りしが、不幸にして此豫言は事實となりて現れ、七月には省北部に豪雨沛然として至り、遂に多年未曾有の大洪水大災害を呈し、初豐作と豫想せられし農產物の收穫は、省六十縣中五十四縣のもの水泡に歸し、就中鳳陽、潁州、泗川地方十八縣餘は其害最甚しく、六週間乃至三箇月に及ぶも、依然減水することなかりし爲、高粱等の收穫皆無の狀態なりき、稻刈入の時期に於てさへも揚子江の水深二十呎十吋半に達し、最近十年來最深のレコードを示し、此增水の爲繁昌縣の保大堤防は決潰の憂目を見、內地の河流は豪雨にて氾濫せる勢もて、諸所の堤防を突破し、廣大なる稻田に浸入して、當塗縣二十萬畝、蕪湖縣にては六萬畝慘害を被れり、斯の如くして當省生產品の首

位を占むる米の收穫も、亦此大水害より免るゝ能はずして、遂に當港貿易上に甚大の不振を來たし、其水害を免るゝを得たるものと雖、雨天と曇天の爲乾燥の暇なく、大部分は再び發芽せし有樣にて純收穫は成熟の僅に十分の六内外に過ぎず、且省北部地方の大部分及省界の江蘇省地方の飢饉あり、省南部地方も亦多く此慘害に苦しむありて、全く本年は未曾有の不況を現出するに至れり。

穀類　本年度米移出の減少せるは、當地方米の主なる移出先たる支那南方各地が、本年の上半年に於て、西貢盤谷の豐作にして低廉なる米を輸入せるあり、又内地より當蕪湖稅關管轄外の地を繞越し、民船にて當地方米を南京に運び、以て浙江省に輸送せられたるもの尠からざるも、此分は稅關の統計に上らざるによること其主因たるが、南支地方の捌口に苦しめる當地方米の價格は、夫れ程に下ることなく、三月に於ける相場は一等米一石（重量百四十斤）六弗九十八仙、二等米一石（重量百四十斤）六弗三十八仙を稱へ、時日の經るに從ひ價は次第に騰りて、收穫後は自然に下落するが常なるに今年はさる事なく九月には八弗五十五仙の破天荒なる價を示せり。

之本年は前記の如く大水害の爲め米の收穫僅に六割に減少したるによること勿論にして、九月に於て當局は遂に食料補給を圖るべく、水害地方よりの穀物の移出を嚴禁したるを以て、從て當港米の來源は制限せられ、米價は騰りて移出は愈〻減少するに至れり、而して後約六％方の下落を來せるも、年末に於ては依然一等米一石八弗十仙、二等米一石七弗五十仙の方外なる高値にて終始したり。

菜種の收穫は獨り良好にして、又前年よりの貯藏もの多量なりしが、日本向輸出頗る多く、其額從來のレコードを遙に凌ぎて四十萬五千八百三十三擔餘に達せり。

鐵鑛　鐵鑛の輸出も亦レコードの上に於ては大なりしと雖、此種事業は全體に於て見るべきものなかりしが如し、輸出の全部は荻港鎭にある裕繁公司の桃沖鐵山に依りて占められ、總て本邦へ搬出せられたるものなり、益華鐵鑛公司の馬鞍山に於て採鑛するものあるも捌口なく、陳家圩の鐵は輸出無く、采石磯の寶興鐵鑛は賣約ありと雖、未だ積出なし、此種事業は歐戰に依る大需要及高値を呼べる結果起りしものなるが、現在は日本產業の不振及當業者自由競爭の影響を受けつゝあり、汽船運賃は終年高低なかりき。

財界　本年九月當蕪湖及安慶に於ける商家は、新省長李兆珍に對する學生及知識階級の反對運動を受けて、二日間ボイコットを斷行して店舖を開かず、遂に李をして着任後十日にして其職を退かしめて事なく治まりたることありしが、此ボイコットは當港貿易に何等の影響なかりしも、大水害に依る商況の不振に惱まされし多くの店舖は、當港金融の中心をなす中國交通の二銀行より時々援助を受けし借入に對しては、擔保提供又は支拂期限の延期をなし、辛うじて凌ぎ來れる有樣なり、十一月北京に於ける兌換取付騷は、各地方の中國交通兩銀行にも及ぼし、同樣騷ぎたるが如きも、當蕪湖は殆ど其騷なく、兩行の紙幣は平常の通り流通せられたり、上海爲替率は全年を通じて皆高く、其平均蕪湖漕

平銀九五。九三四二兩は上海規元一〇〇兩に相當せり、銅錢は漸次下落して三月銀元は銅百四十七枚なりしもの、十二月には百六十二枚替となれり、本年の水害に依りて獨り利を獲たるものは、災餘の米穀を高價に賣りたる地主のみにして、下層階級の生活の困難は言語の外にして、當地商店の農民相手の地方への掛賣は殆ど回收の途なく、總ての取引は全然現金主義にて行はれ、如何に信用あるものが購買する場合と雖、先づ八割の現金を交付せざるべからざる有樣にて、輸出貿易は大影響を受け、市場沈滯せり、夫れ農業國の經濟力は全く收穫を以て標準となすが故に、本年已に收穫の減少を見たる商人の多くは、其取引に於て斯の如く辛辣無情となれる亦已むを得ざる處なるべし。

如上の影響を蒙りて當港商工業者の打撃尠からざりしも、支那人の經營に係る裕中紡績工場は、從來八十萬弗なりし資本金を百萬弗に增資して、事業の發展に努め、亦新に支那人の大昌燐寸公司を經營するありて三月に事業を開始し、一日二千「グロス」を製造す、外國商にありては英商怡和洋行の五月に新式鋼鐵製のハルクを持來りて新稅關下方の同公司所有碼頭に繫留し以て旅客の便を圖り、六月には新に荻港鎮に乘船場を開き、同所往來旅客の利便を圖れるあり、然れども租借地にありたる外國商經營の羽毛精工場は事業不振の爲遂に失敗閉鎖するに至れり。

最近五年間に於ける當港貿易額比較表

年次	輸入	移入	輸出	移出	總計	再輸出（移出を含）	金銀 輸入（移入）	金銀 輸出（移出）	内地移出入 入	内地移出入 出
一九一七	一、二七四、五二八	一〇、九三九、四五七	三八、六三〇	七、五三四、四〇六	一九、七八七、〇二一	三五九、八二七	二三九、七一二	一、〇三二、八九九	六、七八〇、〇八〇	―
一九一八	一、九〇八、一五二	一四、二九四、四五五	四一七、四二四	一三、五五五、三〇四	三〇、一七五、三三五	二九九、七〇六	二〇一、三九四	一、二〇八、六六五	八、四八八、〇三六	―
一九一九	二、二四八、九七八	一四、九九三、五六一	六八三、二八九	三〇、七二五、三五六	四八、六五一、一八四	九六三、三九四	五二七、六六七	八三、三五四	九、二三一、二三九	―
一九二〇	二、三〇五、七一五	一六、五六〇、三二一	四四〇、五四三	二一、一六八、〇八六	四〇、四七四、六六五	二三〇、〇五六	一、四〇〇、六八八	八、三七五、〇八八	八、八八五、七七三	―
一九二一	二、九〇七、八六〇	一六、六一七、〇六六	七四六、七九四	一三、〇六一、〇一三	三三、三三二、七三三	三四〇、七八一	四五六、五〇〇	一、八四四、一六六	八、一一三、六五九	一四、二〇〇

輸入貿易（移入貿易を含む）

外國商品　外國及香港より直接輸入せる外國品は二百九十萬七千八百六十兩にて、支那各港より移入せるものは九百六十四萬二千八百二兩に達し、支那各地へ再移出せる六萬五百九十六兩を差引けば實際の外國品輸入額は千二百四十九萬六十六兩にして、前年度純輸入總額は千百五十二萬千百五兩に對し、九十六萬八千百六十一兩の增加を示せり、總じて綿布類の輸入は非常に衰へ、前年に比し十萬五千三百十九疋の減少にして、只僅に生金巾天竺布綿ネルのみは幾分の增加を來せり。

日本製　生金巾、晒金巾、生綾織綿布は一齊に衰へ、前年度の此總額二十二萬六千九百三十三疋に對し、約其三分の一なる八萬三千八百八十八疋の減少を示し、卽ちシーチングは三萬五千七百疋、綾織綿布は三萬八千二百七十疋の減少を見たり、英國製生金巾の輸入は一萬七千四百二十疋にして、前年度より二倍以上に達し、英國製織綿布は前年僅に七千六百三十八疋なりしに、本年は二萬千七百七十六

疋輸入せられ、斯の如く英國製品は一體に增加せるも晒金巾のみ稍〻減少せり。
印度及日本綿糸布は依然不振にして、印度綿糸殊に甚しく一年間僅に九百二十七擔の輸入を見たるのみなり。
此現象は是に代りて支那製品の需要增加を來するものなり、色染綿糸布、天鵞絨、唐天、ハンカチーフ、浴衣布、生綿糸等は總て五十%方の減少を見たり。
紙卷煙草の輸入は前年度の三億七千三百四十五萬本より約三千百三十五萬六千本の減少にて、三億四千二百九萬四千本、燐寸は前年度より二十五萬六千七百五十四「グロス」の減少にて、十萬六千五百「グロス」となれるが、之に代りて支那製品の需要增加しつゝあり。
麻袋は米の移出の尠少なりしに從ひ、前年より四十九萬五千四百七十五個の減少を見二百七萬千七百十五個なりき。
各種砂糖の輸入は二十二萬三千三百七十七擔にて、前年度より七萬二千七百一擔を增加し、就中車白精糖の增加甚しく、前年の十一萬五千九百八十五擔に對し十六萬千三百九擔の輸入を示し、赤白砂糖氷砂糖も亦相當の增加を來せり、砂糖の價格は一般に前年より低廉にして需要亦旺盛なりき。
石油總輸入高は六百十八萬千八百三十七「ガロン」にて、前年より幾分の增加を見たり、ボルネオ石油は八萬「ガロン」、スマトラ石油は百二萬九千四百九十七「ガロン」にて、前年度より前者は十一萬九

千二百二十八「ガロン」、後者は七十四萬七千三百八十三「ガロン」の減少を來せるも、米國石油は五百七萬二千三百四十「ガロン」にて、九十四萬三千八百九十四「ガロン」の増加を示せり。

石油の賣行は水害及不作の影響を受けたるのみならず、客年末急に値上せし其儘の高値なりしかば地方人は植物製油を以て燈用石油に代用せし爲、其賣行良好ならざりしが、而も同業者間の競爭は激烈なりき、前年始て當地方に販賣所を設立したるテキサス石油會社は奥地全般に亘りて盛に販路擴張に努め居れり。

アニリン染料の輸入額は四萬八千八百四十六兩に達し、前年度の三萬二千五十三兩に比し約三分の一の増加、人造藍の輸入は、二千七百十擔にして前年度九百四十八擔に對し、約三倍の増加なり。

支那品　支那品移入の實際額は六百六十九萬四千九十九兩にて、前年より三十二萬七百八十六兩の減少を示せり。

綿製品類は只生シーチングの前年より約一萬疋増加して二萬四千九百三十疋となれる外は、一體に減少し、麻袋の如きは九十八萬二千二百二十四個の減少を示し、四十五萬二百八十個となれり。

燐寸は三十七萬七千九十二「グロス」にて前年より十二萬五千三百四十二「グロス」の増加なるが、是漸次支那製燐寸の外國製燐寸に代りつゝあるを語るものなり。

砂糖の移入は總高四萬百二十擔にて前年より約八割以上の増加を見たり。

鹽は二萬二千百七十六擔にて、前年より一萬八千六百七十三擔の增加を示せるが、是主に天津久大精鹽公司にて生產せし精鹽にして、粗鹽より精鹽を愛する人々の數漸次增加しつゝあるを示すものなり。

最近二箇年間に於ける重要輸入品比較表

品名		單位	一九二〇年度	一九二一年度
△外國綿製品類				
生金巾(幅四十吋長四十一碼を越えざるもの)	(英國)	疋	八、三〇〇	一七、四二〇
生金巾(同)	(日本)	同	九、四五〇	九、八一〇
生シーチング(幅四十吋長四十一碼を越えざるもの)	(米國)	同	二、五二〇	二、七二〇
生シーチング(同)	(英國)	同	四八〇	一、一二〇
生シーチング(同)	(日本)	同	一一〇、〇二〇	七四、三二〇
無地晒金巾	(英國)	同	九二、九〇三	八八、六七二
無地晒金巾	(日本)	同	三〇、七七三	二〇、八五五
生ジーンス	(英國)	同	七、六三八	二一、〇七八
生ジーンス	(日本)	同	八六、一四〇	四七、八七〇
生天竺布(幅三十四吋長二十五碼を越えざるもの)	(英國)	同	—	—
生天竺布(同)	(日本)	同	二、〇八〇	四、三六〇
白又は染色の「カムブリック」寒冷紗及「モスリン」		同	六、三五二	三、九一二

捺染綿布	疋	二〇、二六九	一七、五九三
捺染繻子及捺染畝織	同	二六〇	三六八
染色天竺布土耳古赤布	同	一八、九九〇	一二、二四〇
無地又は黒色「イタリアン」	同	二九、二〇六	二三、三三四
無地又は黒色「ヴェネシアン」	同	一五、六九六	一三、五〇二
無地又は黒色「ラスチング」	同	一二、二七六	一二、八五八
無地又は着色「イタリアン」	同	七、〇〇七	二、六五五
無地又は着色「ヴェネシアン」	同	四、一九八	三、八六八
無地「ラスチング」	同	三五、二五九	三〇、二六八
紋織「イタリアン」	同	二、三二〇	二、〇七〇
紋織「ヴェネシアン」	同	一、三二〇	一、〇八五
紋織「ポプリン」	同	三、一〇四	一、四〇三
紋織「ラスチング」	同	一、〇一四	五一二
綿「スパニッシ、ストライプ」	同	二三九	六六
染色又は捺染「フランネレット」	同	八、七二四	九、八一二
染色綿織糸	碼	一〇三、八七七	五四、六一五
天鵞絨	同	三七、一五〇	一八、一一七
ハンカチーフ	打	四一、二〇〇	二〇、六一五
浴衣布	同	二、四六三	一、〇一二
其他の綿製品	碼	五四、〇〇六	四一、九八九

品名	單位		
生綿織絲（印度）	擔	五、一六一	九二七
生綿織絲（日本）	同	四、一〇五	三、四四六
▲支那綿製品			
生シーチング	疋	一四、六六〇	二四、九三〇
雲齋布	同	二、一九二	二、四一七
着色支那布	同	一〇、四四三	八、六八八
支那木綿	擔	一、九〇九	一、八〇九
綿織絲	同	六九、五五四	五五、二九二
▲毛織交織布			
衣料（コーチング及スーチング）	碼	二、九二〇	三、八一〇
企頭呢（ユニオンクロース）、斜紋呢（ポンコークロース）	同	—	九六二
其他毛綿交織布	同	三、一六五	三、三九二
▲毛製品			
毛絲及梳毛絲	擔	一〇二	九〇
▲外國金屬及鑛物類			
アルミニウム	擔	八	三
安知母尼鑛	同	一二	—
銅（塊及錠）	同	—	二、一九〇
銅板	同	二〇四	一八一
鐵及鋼（電鍍せるもの）	同	二、〇〇九	二、一七四

コッヒル及短截鋲	擔	八、二五〇	一一、二二五
釘及鋲釘(リウェット)	同	三、七四一	五、三六〇
故鐵	同	二、五六一	四、〇八九
鐵の斷片	同	一九、七七四	一八、五一四
軌條	同	一二、一三六	四、二五六
鐵及鋼(電鍍せるもの)	同	一、九三一	一、八八〇
鐵及鋼(造用に適するもの)	同	—	一〇
鉛(塊及條)	同	四五	一三三
鉛(造用に適するもの)	同	二	—
ニッケル	同	二	四
水銀	同	一	一
竹狀鋼	同	七二〇	六七七
錫錠	同	二九七	九四
錫鍍葉鐵	同	三、五三〇	八、二八七
▲支那金屬及鑛石類			
銑鐵	擔	一、一七九	一、八二二
鐵及鋼(造用に適するもの)	同	八五三	二、二〇六
鐵鑛	同	一二四、三二〇	一二、二五四
鉛鑛	同	五九二	五三六
水銀	同	一	一

品目	單位		
錫	同	七五	一
▲外國雜貨類			
大茴香	擔	五九六	四八九
石綿	海關兩	六八二	八四〇
ガンニー袋及大麻	箇	二、五六七、一九〇	二、〇七一、七一五
黒海參	擔	四三八	二五三
燕窩	斤	二、五八八	二、三二七
硼砂	擔	一四	二〇
錦箔	グロス	五、三四八	二、七九一
ファンシー紐釦	同	九、六二五	一二、九八五
蠟燭	擔	三、〇六七	三、〇八五
紙卷煙草	千本	三七三、四五〇	三四二、〇九四
時計(置掛及懷中)	箇	三、五〇三	二、一七六
石炭	噸	六、一六七	五、七〇二
染料及顔料アニリン	海關兩	三二、〇五三	四八、八四六
人造藍	擔	九四八	二、七一〇
電氣材料及裝置品	海關兩	一六、四〇八	一九、四四一
椰葉製の扇子及團扇(粗なるもの)	柄	二、二八九、三〇〇	一、七一〇、五二〇
椰葉製の扇子及團扇(精なるもの)	同	五〇七、一四〇	二九九、〇七〇
人參	斤	三五一	五三四

窓硝子	箱	二、三七四	三、〇五三
硝子器	海關兩	四、四九二	六、〇五四
小間物	同	七一、四一五	五二、三二六
襪類	打	六八、九四三	六六、九六一
洋灯及灯器	海關兩	一九、一七〇	三二、六七四
乾茘枝	擔	九九一	一、四五〇
乾龍眼	同	一、〇七〇	四五九
燐寸	グロス	三六三、二五四	一〇六、五〇〇
藁蓆	條	一三、五五二	五、五二二
藥品	海關兩	二一、五八一	三二、〇五五
煉乳	打	三、九七五	三、三九三
椎茸	擔	一三三	七七
針	千本	三一、七七八	三〇、三一七
石油(米國)	ガロン	四、一二八、四四六	五、〇七二、三四〇
石油(ボルネオ)	同	一九九、二二八	八〇、〇〇〇
石油(スマトラ)	同	一、七七六、八八〇	一、〇二九、四九七
印刷料紙	擔	六二八	七四一
其他の紙類	同	三、四五七	四、一五一
黑胡椒	同	八五三	四八六
海菜及石花菜	同	五、五三六	二、九二八

品名	単位	数量	価額
家庭用及洗濯用石鹼	同	五、一七三	三、二八一
ファンシー又は化粧用石鹼	海關兩	一一、八〇二	六、三八四
曹達灰	擔	一三、五四九	五、九七二
石材（大理石、花崗石等）	海關兩	八三	六一
赤砂糖	擔	二六、五一八	三八、七〇六
白砂糖	同	四、四一九	一八、六一〇
精製砂糖	同	一一五、九八五	一六一、三〇九
氷砂糖	同	三、七五四	四、七五二
硬木材	立方呎	二、七一七	七、一八三
軟木材	同	四五二、四六五	一九〇、九三七
喫煙用雜品	海關兩	一三、一四七	一一、九六七
化粧用品	同	一二、三二七	三、六六五
洋傘	柄	八一、二五〇	四七、〇八八
▲支那雜貨品			
砒素	擔	二五	四三
ガンニー袋及大痲	箇	一、四三二、五〇四	四五〇、二八〇
書籍	擔	三五四	二六四
蠟燭	同	五、四八九	七、六二六
セメント	同	八、五九三	二、一二八
紙巻煙草	同	二、一四〇	三、〇九〇

石炭	噸	四九、三九八	三二、七三八
骸炭	同	七八〇	三〇〇
棉花	擔	一五、八六九	二一、四五五
黑棗	同	四、八五七	三、八五八
紙張扇	柄	七二二、二八八	七四九、〇一九
木耳	擔	八七〇	八九七
粗夏布	同	一、一八〇	一、一一九
細夏布	同	六四一	六八八
石膏	同	五八、七四八	四五、〇四五
水藍（天然のもの）	同	一、二二〇	八二三
皮革	同	六一四	一、一六一
乾金針菜	同	一、三九七	一、二〇三
乾龍眼	同	二、八六七	五、七八一
爆竹	グロス	二五一、七五〇	三七七、〇九二
藥品	海關兩	四九、七九〇	五八、〇八〇
麝香	兩	五七	六七
荳油	擔	二、〇九一	一一、二四五
胡麻油	同	一、六六六	二、五三三
桐油	同	二三、二九二	二一、二九三
上等紙	同	二八一	三一〇

輸出貿易——再輸出(移出)を含む

品目	單位		
錫箔	同	一、六七八	一、五八二
上海製紙工場製紙	同	二、九六八	二、六一〇
陶器	同	四、三三四	四、五二四
鹽	同	三、五〇三	二二、一七六
蓮子	同	三二〇	二六七
瓜子	同	一〇、九七四	一三、九一八
絹織物	同	一三	一二
石鹸	同	二、〇〇五	三、〇九三
石材(大理石花崗石等)	海關両	五二	八
赤砂糖	擔	一七、一一九	二九、六九一
白砂糖	同	四、六七四	九、八五五
氷砂糖	同	三四一	五七四
酒	同	九、六一九	八、六一九
硫黄	同	九一〇	八〇三
葉煙草	同	八、〇一〇	一一、九〇八
製造煙草	同	四六八	七六四
核[illegible]桃	同	八五二	五〇三
木梓	根	三九、四七二	一七、七四六

外國向輸出總額は七十四萬六千七百九十四兩にして前年の四十四萬五百四十三兩に對して、三十萬六千二百五十一兩の增加を示し、再輸出額は二十一萬三千五百二十九兩にして、前年より四千五百五兩の增加なり。

輸出の大部分は鐵鑛石にして、次は本邦へ輸出せられたる菜種の五萬二千擔及其他數種の雜貨ありたるのみなり、鐵鑛石の輸出は二百七十五萬六千三百七十七擔の從來になき數量に達し此總ては本邦行のものなり。

再輸出品は漢口大冶より運ばれし鐵鑛石のみにして、是亦本邦行のみなり。

支那各地への移出總額は千三百六萬兩にして、客年の二千百十六萬兩に比し、約二分の一の減少を示せり、是米の移出の僅少なりしに基くものにて、卽ち米の移出總高は二百二十四萬八千百十八擔にて、前年の四百七十一萬五千九十九擔に對し、約二分の一强を減せり、其移出米中五十五萬九千九百六十五擔は免稅のものにて、其中七萬四千八百四十七擔は支那軍隊に、四十八萬五千百十八擔の殆ど全部は賑恤米として浙江省の飢饉に用ひられしものなり、納稅米は汕頭へ八十三萬八千三百九擔、上海へ四十三萬三千四十八擔、浙江省各地へ十九萬千三百八十七擔、芝罘へ十二萬六千九百七十一擔、漢口へ四萬八千七十五擔、天津へ二萬五千九百五十四擔、其餘は安東、大連、牛莊、南京、鎭江、通州廣東へ移出されたり、但し廣東へは昨年百九十四萬三百八十二擔移出せるに、本年僅かに一萬六百三

十擔に過ぎず、米の平均價格は毎百斤上米三兩七錢三分五厘、中米三兩四錢五分、下米三兩一錢六分四厘なりき。

小麥及麥粉の移出は前年小麥十一萬九千七百十一擔、麥粉二萬三千六百四十五擔なりしに、本年は小麥六萬五千四百十七擔麥粉四千九百八十八擔にして、大減少を來せるが、之に反し菜種は豐作なりし上に、本邦行輸出大なりしに依り、前年より二十六萬四千五百二十九擔の增加にて、四十萬五千八百三十二擔の額に上れり。

最近四年間急速の進展をなせる鷄卵の取引は相變らずの好況を呈し、上海行生卵六千八百六十萬箇にて前年の二倍以上に達せり。

藺は四千七百八十三擔にて前年の八千九百四十一擔に比し約五割方の減少を見たるが、是天候の不順に原因するものなり。

最近二年間當港に於ける主なる輸出品比較表

品名	單位	一九二〇年	一九二一年
▲金屬及鑛物類			
銑鐵	擔	—	—
鐵(造用に適するもの)	同	八三	一三
鐵鑛	同	二、二六四、九一四	二、七五六、三七六

▲雜貨類			
明礬	擔	四、二〇六	五、四一八
家禽	隻	一八、七四〇	三八、〇六〇
黃豆	擔	五、四〇四	—
其他の豆類	同	一、九二一	八、六五八
糠	同	二二、〇一〇	二四、八七九
▲雜貨			
玉蜀黍	擔	五、五二八	六七九
米	同	四、六四五、九四一	一、六八八、一五二
免稅米	同	六九、一五八	五五九、九六五
小麥	同	一〇九、七一一	六五、〇四七
石炭	噸	二	二〇四
蛋白(卵の白味)	擔	二	二四八
蛋黃(卵の黃味)	同	—	一、一二一
鮮蛋皮蛋鹹蛋等	箇	三〇、七七四、一〇五	六八、六〇一、四〇七
鷄鴨等の羽毛	擔	一六、四七九	二〇、一八四
大麻原料	同	五一三	九九六
鮮魚	同	二、三八五	一、九二一
麥粉	同	二三、六四五	四、九八八
落花生の核子	同	四二、二九八	二八、三三四

石膏	同	―	三四
牛皮及水牛皮(生のもの)	同	一、八七〇	八九三
藥材	海關兩	四三、七三七	四六、六三七
紙(上等のもの)	擔	五、五三二	五、五六一
豌豆	同	一三、二二九	一三、七二三
陶器	同	二六二	一、〇八二
菜種	同	一四一、三〇四	四〇五、八三三
菜種糟	同	二〇、二八五	五〇、二五三
絹(生又は白の繰り直さゞるもの)	同	四五一	四〇四
繭	同	八、九四一	四、七八三
山羊皮(鞣さゞるもの)	張	五、一五八	一、〇一〇
石材(大理石、花崗石等)	海關兩	―	四〇
綠茶	擔	五五〇	三五九
葉煙草	同	七、四八九	五一〇
木油	同	二六	―

特殊の內地出入貨物

子口單にて內地に運ばれし外國品總額は約六百萬兩にて、前年より約六萬六千兩の減少を見たり。

子口單にて運ばるゝ貨物は大部分安徽省にては安慶、池州、廬州、六安、寧國、太平、和州、廣德

及江蘇省にては江寧鎮行のものなり。

三聯單に依りて輸出されたる土貨は、僅か一萬四千三百兩にして羽毛に係り、總て當租界にありし外國人經營の羽毛製精工場に豐樂河方面より運ばれしものなり、此工場は失敗閉鎖せり。

支那工場の製造に係り特別運單にて、內地に運ばれしものゝ額は、約二百十萬兩にて、昨年より幾分の減少を見たり表示せば次の如し。

種別	省名	子口單	三聯單	價額	內地子口稅
子口單に依り入りしもの	安徽	一一、六七四張	—	五、六八五、九二〇兩	八一、三〇三兩
	江蘇	六三二	—	三二一、〇一七	四、三一六
計		一二、三〇六	—	六、〇〇六、九三七	八五、六一九
三聯單に依り出でしもの	安徽	—	九	一四、二〇〇	三五五
計		—	九	一四、二〇〇	三五五
特別運單に依り入りしもの	安徽	六、四五二	—	二、〇六八、三八四	—
	江蘇	二一一	—	三七、三三八	—
計		六、六六三	—	二、一〇五、七二二	—
子口單及特別運單總計		一八、九六九	—	八、一一二、六五九	八五、六一九

水路

蕪湖は一方揚子江に臨むと共に、一方內地各方面と連絡すべき多數の水路を有す、これ蕪湖が古くより繁榮を來し、而して外國が其開放を求めたる所以にして、南安徽の要地たる寧國に至る間には、增水期には十尺乃至十二尺、減水期にも尙五六尺の水深を保つ大運河あり、蕪湖より寧國に至る五十哩、又西南の方面に向つては茶の中心產地たる太平縣との間に運河の連絡あり、更に又西北は巢縣、武爲、廬州等淮南の太平原に至る水路あり、是等の地方の物資は總て水路蕪湖に來集するものとす。

而して揚子江は上流下流各地との汽船交通の途をなすと共に、又多數民船の之によりて來往するあり、蕪湖は之等大小の水路相合する地點として、其繁榮を保ち開市場としての地位を占めつゝあるものなり、揚子江航行の汽船は孰れも此地に寄港するものにして、其重要なる積荷は米なり、此地と內地各方面との交通は主に民船によるものにして、蕪湖に來集する民船は大體次の如き各種なり。

名稱	建造地	積載量	船長	船夫數
白沙舟	安徽懷寧	六〇〇—一〇〇〇擔	五七—三三	三—六
漕船	安徽桐城	四〇〇—二〇〇〇	四二—三四	六—三
黃梢船	同	三〇〇—一〇〇〇	三八—二八	四—二
五艙船	同	二〇〇—一〇〇〇	三〇—二五	三—二
板船	同	二〇〇—五〇	二五—一五	三—二
斗船	同	七〇〇—六〇〇	六〇—五〇	八—七
五艙船	安徽銅陵及無爲	三〇〇—七〇	四〇—二〇	五—二

撥江船	安徽合肥	七〇〇—五〇〇	六〇—五〇	七—四
划船	同	四〇〇—二〇〇	四〇—二四	五—三
宜船	安徽[illegible]縣及太平	七〇〇—三〇〇	六〇—三〇	八—四
巴斗船	安徽宿松	七〇〇—三〇〇	六〇—三〇	六—三
樓船	江蘇江都	五〇〇—四〇〇	八〇—五〇	九—七
巴斗船	江西德化	五〇〇—三〇〇	六〇—五〇	八—四
鹽船	江西	二、〇〇〇—一、〇〇〇	一〇〇—八〇	一六—七
漁船	湖北黃崗	九〇〇—三〇〇	七〇—四〇	九—四
樓船	湖北漢川	五〇〇—四〇〇	八〇—五〇	九—七
牙楷船	同	五〇〇—二〇〇	六〇—三〇	六—三
沙窩船	湖南湘鄉	四〇〇—三〇〇	六〇—四〇	六—三
吊鈎船	同	一、〇〇〇—七〇〇	八〇—五〇	一〇—六
長船	同	八〇〇—四〇〇	八〇—五〇	八—五

金融機關

票號

蕪湖に於ける山西票號は、一八九一年始めて開設せられたる以來、金融界に多大の勢力を占め來りたるが民國革命の際の打擊と、新式銀行及郵便制度の發展と共に、漸次衰運に赴き今日にては僅かに

三聖坊に三普源票號一家あるのみ。

其主要業務たる爲替は上海、漢口、南京、九江、蘇州、山西等の間に取組まれ、上海宛のものは一覽後十日拂、又は爲替日付後十二日拂、漢口宛爲替は一覽後十日、爲替日附後十五日拂、蘇州宛のものは爲替日附後十六日、山西は十七日を限り、之より長期の日附を以て取組むことを禁じ居れり。

錢　舖

蕪湖に於ける錢舖は其數甚だ多く殆ど百餘家に達す、規模小にして露店にて單に小額の兩替を事とするものあり、又兩替の傍他の小賣營業を爲すものあり、其資本は五、六百兩より三千兩位の間にあり。

錢　莊

錢莊は現今十數家あり、中最も信用あるものは次の三家とす。

西合泰（二萬兩）　萬祥（一〇萬兩）　福康（五萬兩）

錢莊の資本主は此地の資產家にして、他地の錢莊と同じく貸付、預金、爲替、兩替等の業務を取扱ふ、預金は定期當座の二種あり、定期預金の期限は四箇月乃至六箇月にして、利子は月五厘乃至八厘なり、當座預金は日々の取引殘高を計算して利子を附す、貸越の場合も勿論利子を徵す、銀舖の貸越に對して附せらるゝ利子を術色と稱す。

錢莊に對し當座勘定を有するものは小切手を發行することを得るも、之を市場に流通せしめんとするには、錢莊の捺印を請はざるべからず、錢莊の捺印を受けたる時は、更に自ら捺印をなし、始めて流通手形となるものにして、又錢莊自ら小切手を發行す。

錢業公所

金融業者共同の機關たる錢業公所は長街にあり、其章程の大要次の如し。

一、公所員が馬蹄銀と本洋又は墨西哥元との兩替を爲すに當りては、均しく公所公定の相場に依るべく、尙公定相場以外の割合を以て兩替を爲すときは一百兩の罰金を徵せらる。

二、公所員が上海宛爲替手形を振出すに際しては、其爲替相場は公所公定の相場に依り算定すべく、其支拂期日は一覽後十日拂、又は日附後十二日拂の範圍內に於て定むべきものとす、尙之よりも低率の相場に依り又は之よりも長き支拂期日を定めたる手形を振出したるときは、一百兩の罰金を徵せらる。

三、前條と同樣に各地に對する手形の支拂期日の最長期を定む、卽漢口宛手形一覽後十日又は日附後十五日、蘇州宛手形日附後十六日、山西宛手形日附後十七日とす、其他爲替相場及罰則等前條に同じ。

四、公所員は每月十五日に公所に集會して、爲替相場貨幣相場利子等を決定すべく、該公定相場利子

等は、公所の公示板に表示し、一般に之に從ふべきものとす、尙私かに之に異りたる相場利子等に依り取引を爲すものあるときは、一百兩の罰金を徵せらる。

五、公所員は顧客の所望に應じ手形日附を實際振出の日より後にし、或は前にして、之に利益を與ふることを得ず、尙此の如き所爲ありたるときは、一百兩の罰金を徵せらる。

六、公所員は均しく各銀一百兩を公所に供託すべく、其利子は十日に付三錢とす、而して公所規約に違背したるものあるときは、其ものゝ供託金は直ちに罰金に充當せらるべく、又一年間を通じて何等違反行爲なきときは、其翌年の正月に至り前年度の利子の支拂を受くべきものとす。

七、公所員不法の行爲あり爲めに供託金にして一度罰金に充當せられたるときは、該錢業者は更に同額の供託を爲すべく、若し此の供託を爲さゞるときは、直ちに公所より除名せられ、公所員は一切之れと取引することを禁せらる、若し公所員中之と取引するものあるときは、一百兩の罰金を徵せらる。

八、何人たるを論せず公所員中規約違背の行爲ありたることを公所に通告するものあらば、百兩罰金の半額を賞給せらる、殘額は公所の收入と爲す。

九、年末總決算に際し公所員中の一人が本規約規定以外の不正なる行爲に依り、他の公所員に損害を與へたること明となるときは、そのものゝ供託金は沒收せらるべく、更に之に因て生じたる一切損

害を賠償し終る迄そのもの丶營業を停止す。

新式銀行

蕪湖に支店を設くる新式銀行次の如し。

中國銀行　蕪湖に於ける中國銀行支店は預金、貸付、爲替、地金銀賣買、手形割引、兌換劵發行等の普通銀行業務の外公債を經理し、郵便局税關等の公金（公家款）を取扱ふ、營業狀態を見るに預金三十萬乃至二十萬元、貸付金二十萬元、爲替取扱年六十萬元あり、取引關係は上海を最も多しとし、相場は上海に準ず。

交通銀行　交通銀行も此に支店を設け、普通銀行業務と共に銀元票子を發行す、一元、五元、十元五十元及百元の五種あれども五十元、百元票は稀に見るのみ。

通貨

銀錁　當地に於ては純銀五十兩錠を標準として、銀の品位を測定するものにて、純銀は之を「三兩色」の銀と稱し、五十兩中一錢の不純分を有する銀は、之を「三兩色」より一錢を折去したるものなるを以て、「二九色銀」と稱す、而して此「二九色」の銀は五十兩中一錢の不純分を有するものなれば、百兩中二錢卽ち千分の二の不純分を有し、從て其品位は九百九十八位なるべく、同樣に「二八色」の銀は百兩中四

錢の不純分を有する九九六位のものなるべし、尙當地に於ける品位最も低き銀は、二三色即九八六位のものなりとす、又二九色銀を以て純銀百兩の支拂に充つる爲には、二九色銀百兩二錢を以てせざるべからず。

而して當地通用銀錁の標準とせらるゝ處のものは、成色に於て二七色即九九四位を用ひ、平は估平を用ひ、海關に於ては二五色即九百九十位の銀を使用すれども、關稅徵收に當りては純銀を標準とするを以て、其場合海關兩の百兩は純銀の估平兩百〇三兩一七に相當し、これを標準銀即ち二七色のものによる時は、品位の差六錢を補ふを要すべく、即ち海關百兩は標準銀の百三兩七七に相當するものと計算せり、尙蕪湖標準銀百兩は上海九八規元百七兩五に等しきものとなす。

銀元　銀元としては本洋(カロラス元)(西班牙弗)早くより本省內到る處に流通し、租稅の納付にも之を使用することを得たり、從て地方より當地に來り米を賣るものは、一八八六年以來馬蹄銀を以て其代金を受取れども、其地方に歸るに當りては、悉く之を本洋に兩替するを常とせり。

當地方の人民は甚だ本洋を愛用し、其他一切の銀元は之を排斥して、授受を肯んせず、元來本省內流通の本洋は總計百萬元內外に止りしを以て、次第に其供給需要に伴はず、爲に其地金價格より高き想像上の價格を有するの奇觀を呈するに至り、即地金價格を以てすれば、本洋の價格は寧ろ稍〻墨西哥元の下に在るに拘らず、實際の流通に於て、本洋一元は墨西哥一・三二元に當るとの現象を見たる時代

あり、本洋が其の流通額少きにより、錢業者は之れが買占を行ひ以て利益を壟斷せんと企てたる事一再に止らず、卽ち一八九八年に於て、當時當地及附近に流通せし本洋の推算額四十萬元の內、約三十七萬元は投機者流の買占むる所となり、彼等は之を高價を以て賣りたれば、其利得甚だ巨額に上りたることあり、後一八九七年安慶造幣廠開設せらるゝに及び、政府は布告を發し本洋と墨西哥元とを平價に流通せしめ、以て前者の價格を低下せしめ之を排斥せんとせしも、其目的を果すを得ず、本洋は依然として遙かに地金價格以上を以て流通したりき。

其後に至りても、省當局者は屢、本洋の流通價格を低下し、之をして他の銀元の價格に一致せしめんと企てたりしも其效を奏せざりき、蓋し總督布告を以て之れを要求するも、一般人民が、本洋に對し特に偏見を有するを以て之れを如何ともする能はざりしなり。

其後本洋の本省內に在る額は、次第に減少して約四十萬元に過ぎざるべしと稱せられ而して其半額は農家の貯藏する所にかゝり、實際市場に流通する額は僅かに二十萬元に過ぎざるに至れり、然るに本省產物取引市場に於ける取引は、主として此貨幣に依りて決濟せらるゝものなれば、單に米の取引を媒介するとしても、此小額の貨幣が一年間に流通する回數は甚だ多きに上るべく、加之米以外又種種の貨物の取引に授受せらるゝ貨幣も只此本洋の一種あるのみにして、他の銀元は授受せらるゝことなく、本洋の外の他の銀元は一切通用せざるが如き地方すら、二三ありたり、而して本省に流通する

本洋は特殊のもの卽ち百年前乃至百五十年前の間に鑄造せられたるものに限るを以て、之が供給を增加すること能はざるは勿論、磨損せるものゝ補給すら猶難しとする所にして、此の如く本洋の流通額小にして、且之が供給を增加すること能はざるを以て、貨幣賣買に際し、常に賭博的投機行はれ之が爲に正當なる取引の發達を阻害すること大なるものありたり。

親しく本洋につきても調査したるスタンダード石油會社蕪湖支店長アール・エス・アダムス氏の談に依れば、多數の本洋中一七七三年以前のもの、又は一八二一年以後のものなく、總て一七七三年より一八二一年に至る間の鑄造にかゝるものにして、そは恰もカロラス三世四世及フエルヂナンド七世の年代に當り、而して一七八九年鑄造のものには Carolus III と印せるものと、Carolus IV と印せるものとあり、然るに一七九〇年鑄造のものは孰れもカロラス四世と印し、カロラス三世と印せるものなし、且其文字は或は Carolus III 又は Carolus IV として一樣ならずと。

後民國二年に至り愈〻其弊甚しきを以て、省當局は斷然本洋の流通を禁止せるを以て、爾來其通用從來の如からざるに至り、總ての取引の標準が本洋を以て立てらるゝが如き事は改められたり。

墨吉哥弗は從來當地の外人間及外國貨物取扱の商人間には用ひられたるも、一般に使用せられず、今日に於ては多少其風改まりたるも、尙上海と取引を有する商店の外之れを喜ばず。

今日に於て最も多く流通する銀元は龍洋にして所謂北洋と稱せらるゝもの、又は民國以後の新鑄に

係るもの盛に行はれ、銀元中龍洋の通用額最も多し。

小銀貨　小銀貨は江南鑄造の一角銀貨の流通最も多きが、湖北廣東安徽各省のものも、同樣に通用す、但し福建、東三省、湖南及香港の小銀貨は多少の打歩を要す。

銅元　銅元は當地に於ては銅板と稱せらる、一八九七年開設の安慶造幣局は其後程なく閉鎖せられ一八九九年には其機械も撤去せられたりしが、一九〇二年に至り新に銅錢鑄造機械を据ゑ付け、銅錢及十文五仙の銅幣鑄造を開始せり、其中一文銅錢は程なく停鑄せられ、只十文銅貨のみ鑄造せられ、一九〇五年には該銅貨二億四千萬個鑄出せられ、墨西哥弗一元に對し九十五個の割合を以て交換せられたりと云ふ、然るに該造幣廠の鑄出せる銅貨多きに過ぎ、爲に價格大に下落し、銅元充斥の爲金融界は甚大の影響を受くるに至りしより、一九〇七年六月を以て之を閉鎖せり。

現今當地に於て流通する銅元は、安徽鑄出のもの極めて少く、其多くは他省鑄出のものに係る、是れ一見頗る奇なるが如しと雖も、實は當地の銅貨相場と、他地の銅貨相場と差違を生ずるときは、之を利するが爲に、安徽の銅貨を他地に移送し、他地の銅貨を當地に移入せし爲に斯くの如き現象を見るに至りしなり。

制錢　制錢は從來此地方に於ける重要なる通貨なりしが、近年次第に其の流通額を減じたり、此地に銅元の流通と共に制錢は次第に其通用額を減じ、今や銅元は全然制錢に採つて代れり。

於ては制錢の九百七十四文を以て一串文となし、之れを九八串と稱す、之れ慣習上一千文中より二十文を控除し、更に結束料及兩替店の手數料の意味にて六文を差引き、九百七十四文を以て一千文と計算するものにして、是等制錢は元より其大さ品質等一樣ならず、其中釐金稅納付用として用ひらるゝ所謂釐金串なるものは最も良好なるものにして、盡く品質良好、形狀大なる制錢より成る、「西典」と稱するものは通常大商人間に流通し、品質良好なる大小各種の銅錢より成り、而して「毛錢」は最も劣等なる錢串にして、正錢私錢を混入す、其兩者の分量に依り之を左の如く分つ。

一九的	私錢一割	正錢九割
二八的	私錢二割	正錢八割
三七的	私錢三割	正錢七割
四六的	私錢四割	正錢六割
五五的	私錢五割	正錢五割
六四的	私錢六割	正錢四割
七三的	私錢七割	正錢三割

毛錢の使用は全く小商人又は行商人の間に限らる。

紙幣　紙幣の當地方に行はるゝものは、中國交通兩銀行のもの多く、相當の信用を以て授受せられつゝあり。

度量衡

度

木尺	一尺	我が	一・一三五尺
工尺	一尺	我が	一・一五五尺
裁衣尺	一尺	我が	〇・九〇〇尺
街上小賣用尺	一尺	我が	一・一六一尺
市尺	一尺	我が	一・一二七尺

量　米を量るに用ふる桝は高約八寸直徑約三寸（內矩に非ず）の竹筒にして之を一升とす、雜穀の小賣には高さ約四五寸直徑約三寸のものを使用す、米に用ふる一升を我國の斗量に比較すれば五合五勺乃至八合あり、桝の大量なるものは卽ち公斛にして、一斛は五斗五升より成る。

衡

雜貨店用	一兩	我が	一〇・〇〇匁－一〇・四二匁
米行用	一兩	我が	一〇・二九匁
街上小賣商人用	一兩	我が	一二・三四匁――一三・八五匁
錢莊用	一兩	我が	一〇・四二匁
魚行用	一兩	我が	一一・二五匁
糧食行用	一兩	我が	一一・六七匁――一一・八九匁
油行用	一兩	我が	一〇・九六匁

一般に十六兩一斤を使用し、之を曹秤と稱す、外に十四兩四分を以て一斤となすあり。

商會

蕪湖の商會は前清時代より創設せられ、有力なる團體にして、會員數普通會員四十餘名、特殊會員二十餘名、特別會員三十餘名あり、會員共同の利益保持、商務の調査、商人間の紛議調停等に努む。

會館公所

蕪湖にある會館公所次の如し。

會館

名稱	所在地
湖南會館	昇平舖
浙江會館	北門
湖北會館	驛前舖
金斗會館(廬州)	北門
山西會館	下一五
福建會館	下一五
徽州會館	百家舖
涇縣會館	東門

名稱	所在地
安慶會館	驛前舖
[illegible]公所(太平縣)	西門
江西會館	下一五
旌陽會館	北門
嶺南會館	驛前舖
溧水會館	下一五
臨清會館	下一五
潮州會館	驛前舖

廣肇公所　　太宿公所（太湖及宿松縣）
鎭江會館

公所

烟業公所　　雜貨公所
米業公判　　茶業公所
布業公所　　錢業公所
錢莊公所

新聞紙

蕪湖に於て發刊せらるゝ新聞紙名及其主幹者次の如し。

工商日報　日刊　張九皋
皖江日報　同　譚明卿
曉報　同　趙燦昌

米

產地

蕪湖は主要なる米の集散地の一にして、安徽省各米產地の米は、此に集り來り、更に各地に轉運せ

ら、所謂蕪湖米と概稱せらるゝものも、更に其產地によりて、三河米、寧國米、南陵米、襄安米、無爲米、江北米、廬江米、南關米等に小分せられ、就中三河米を以て最も有名と爲す、今玆に蕪湖に集散する米の生產地及其出廻額を列擧すれば卽ち左の如し、倘其出廻額は年に因て相同じからず、特に此には半年を以て標準とし、又單位は支那の石にして、大凡我五斗五升八合に相當するものとす。

地名	出廻高（千石）	地名	出廻高（千石）
南陵	九〇〇	青陽	二〇〇
太平	三〇〇	廬州	四〇〇
寧國	八〇〇	南鄉	五〇〇
灣沚	一〇〇	廬江	八〇〇
三河	一,〇〇〇	無爲	一〇〇
和州	二〇〇	安慶	一〇〇
襄安	六〇〇	西河	一〇〇
孔城	一〇〇	運漕	一五〇

是等各地より蕪湖への出廻時期は、市況及收穫狀況に因て各〻相同からずと雖も、大概は收穫期（秋季）に於て出廻多く、夏季に於て甚だ少し、平時蕪湖の存米高は三十萬擔と稱すれども、元より增減あり。

品質及種類

蕪湖米は其質優良なりと云ふべからず、江蘇米より劣れるも、湖南米、江西米に比すれば稍、優れり、其蕪湖に集るもの〻中、三河米は其質最良にして、建平廣徳之に次ぎ、安徽、寧國、太平等其下位に在り、然れども蕪湖の南關に集るものは其質最も優良なるものにして是等は蕪湖附近のものが陸路此地に運到するものなり。

蕪湖公園

是等米の種類は籼米、糯米、糙米、機械米等ありと雖も、其殆ど全部籼米にして、普通米は蕪湖を距る三、四十支里なる灣沚と稱する地方に產すれども、小額にして論ずるに足らず、皖米の上等品を蔴袋米と稱し廬州府を中心とし、巢湖一帶、盧江、襄安地方に產す、尙蕪湖米を產地別により一石の重量を示せば次の如し。

名稱	重量	名稱	重量	名稱	重量
大子米	一三六斤	三河熟米	一四四斤	機器米	一四六斤
南陵機米	一四六	廬江白米	一四五	南關白米	一四五
寧國白米	一四三	無爲白米	一四二	江北米	一四二
機糯米	一四五				

元來蕪湖の輸移出品としては、米穀は實に其の首位にあり、蕪湖市場の繁榮は、實に米穀に因るものと稱し得べし、其積出額は年三四百萬擔より七八百萬擔の間にあり、安徽省の產米の外江蘇、江西等の產米も便宜此に集り、安徽米として積出さるゝ事あり。

蕪湖米の積出先は廣東汕頭を以て第一位に置き、芝罘、天津、厦門、上海之に亞ぐ、凡そ仕向地へ積出すには先づ上海に輸出し、夫れより目的地に再送せらるゝを常とす、蕪湖より上海へ積出す米穀の約三分の二は、更に該港より前記各仕向地に向て再輸せらるゝものなりと云ふ。

每年の積出額及仕向地は、收穫の狀況市價の高低及印度安南地方の農作如何に因て相異り一定せず其大部分は廣東、汕頭方面に仕向けらるゝものなるが故に、此方面の需要如何は、直に蕪湖の積出額及相場に關係す、尙軍用米として積出さるゝものに至ては、多く漢口、保定、濟南、天津、上海、杭州等に向けられ、其額約三千萬擔內外なり、其積出品の種類は、各仕向地に由て相同じからず、即ち廣東汕頭は三河米を主とし、芝罘方面は南關白米及無爲米を主とし、軍用米には價廉なる江北米多きが如し。

蕪湖より他省に移出さるゝ費用は、取扱各幫の如何を問はず、一定の額を定む、即ち左の如し。

海關輸出稅	每百斤に付	兩 〇・二〇〇五
蘇州米捐(舊關稅)	每百五十斤に付	〇・〇五〇〇

項目		金額
安徽皖米稅(舊關稅)	毎百五十斤に付	〇・一二七〇
仲買口錢	同	〇、〇三〇〇
秤賃	同	〇・〇一一〇
上下苦力賃	同	〇・〇五二〇
袋入口縫賃(糸代共)	同	〇・〇一八〇
保險料	同	〇・〇一四〇
合計	銀	〇・五〇二五

尙蕪湖上海間諸掛次の如し。

項目	摘要		金額
蕪湖上等支米一石	但一袋にて百五十斤とす	二七銀	兩 三・四〇〇〇
蕪湖輸出諸掛費用			〇・三四〇三
運賃	蕪湖上海間一擔に付兩〇・一三		〇・一九五〇
麻袋			〇・一三〇〇
計	上海沖渡し一袋に付	二七銀	四・〇六五三

取引事情

米の賣買の仲介をなすものは米行にして、糧米牌なる看板を掲げ、産地より來たる米は一旦米行の手を經て賣約せらるゝものにして、右の仲介により口錢卽ち行佣を收むるものとす。今蕪湖に於ける米問屋の重なるものを示せば次の如し。

店名	經營者	所在地	店名	經營者	所在地	店名	經營者	所在地
義和祥	陶子	蕪湖汪碼頭	萬順源	汪老二	渡口	榮泰祥	王増泰	横街
義源祥	張家山	洋街	廣興源	汪源耕	進寶街	億豐祥	葉子清	同
潮豐	揚金櫃	同	褒豐祥	葛記立	同	同興	魏長金	同
源盛和	劉明松	同	源昌祥	胡	同	萬順祥	劉日明	同
正鑫	劉恒	同	隆泰盛	朱盛怕	横街	永淮泰	張基海	同
豐記	高峯	同	謙和祥	曹萬玉	同	萬盛昌	董光緒	進寶街
發盛長	袁鴻度	洋街	裕順昌	戴子	江夏里	公仙	黄嘉子	横街
廣和祥	黄子樑	同	發盛和	楊裕和	横街	新德	楊裕和	同
合興昌	丁宋長	同	寶豐祥	吳泰山	同	萬泰發	楊善章	進寶街
潮鑫	蔡生祥	洋官廟	德和祥	金老山	同	利源灣	孔頌卿	横街
同匯祥	孫錫山	同	廣隆發	卞運金	同	鑫記	金竹岩	河南
裕順昌	劉錦臺	渡船口	廣德祥	羅木生	同	德泰和	熊桂亭	同

以上のもの丶中相當の資産を有し、信用を置きて取引し得べきものは二十軒に過ぎずと云ふ。

米の買付をなすものには、廣幫、潮幫、寧幫の三種あり、仕向地に由りて取扱者を異にするものにして香港及び廣東地方に輸出せらるゝ米は廣幫に依り、汕頭天津地方に向ふものは潮幫之を取扱ひ、寧波幫は上海、寧波、煙臺地方に至るものを取扱ふ、而して是等は其幫名の示す如く、廣東、潮州、寧波人の主として經營するものにして、其主なるもの次の如し。

幫	屋號	經營者	所在地	屋號	經營者	所在地
廣東幫	利源長	李勝明	洋街	合和祥	梁培三	洋街
	三棧	崔	同	元昌貫	呂善甫	同
	昌源	李硯耕	同	慶惠長	陳昇臣	同
	順泰成	雲守革	同	寶兵隆	周僕卿	江夏里
潮州幫	協豐	黃煥卿	同	文昌	鄭淮甫	洋街
	丙合	黃俊卿	同	盛益	蔡雪峰	接官廳
	黃癸	陳璧梅	進寶街	幸和	慶澄波	橫街
	后發	張亘期	橫街	同源	蕭耀庭	同
	平豐	仕熙亮	同	信豐	徐祉宜	同
	常發	朴松齡	洋街			
寧波烟臺幫	元生東	楊東州	進寶街	阜豐隆	孔頌卿	進寶街
	復和	林愛仁	同	德太祥	張子淸	同
	福成祥	孟祥鑫	洋街	永和祥	丁榮生	同

是等買付商は倉庫其他の固定資本を有するもの少からざるが故に、米行に比し信用し得べきものあり、而して各幫は各會館を設立し米に關する總ての事務を商議し、之が維持費として買主に對し一石に付一分の納金をなさしむ、又他省へ輸出するに當り買主より口錢として三分を受くるを常とす。

米の出廻時期に至り其蕪湖に集り來るに次の三種の方法あり。

一、船戸自ら原産地米を買出して運來し、之を市場に賣却するもの
二、農家自身民船を雇用して運來するもの
三、生産地の米行民船を雇用して積出し來るもの

而して米行は常に地方より出廻り來る民船と連絡をとり、又一方他省よりの註文主と連絡をとり、一方荷主の依賴を受け、一方買主を求め、其仲介をなすものにして蕪湖に於ける米の取引は必ず問屋の仲介を俟たざるべからざるものにして、賣買成立せば貨物引渡の翌日代金を支拂ふを常とす、然れども買主にして信用薄きものは、卽日代金の支拂をなさざる可からず。

茶

産地

蕪湖は茶の一大集散地にして其の取引甚だ盛に、市中の大厦高樓は凡て茶號なるの觀を呈せり、蕪湖に集り來る茶の生産地は、涇縣、太平府の大部、徽州、婺源、黟縣、休寧及祁門、寧國の一部にして、六安は其量少し、右の內出廻額の多きは、太平縣を以て第一とし、寧國州、涇縣之れに次ぐ、大部分は綠茶にして、他地方のものに就きても、綠茶を最も多しとなす、紅茶は只祁門より少量の來集あるに過ぎず。

種　類

蕪湖に於ける茶は之を精製茶と粗製茶との二種に分たざるべからず、而して粗製茶は太平府附近より來るものにして、徽州及祁門、六安等よりは極めて上等品なる精製茶來集するも、其量僅少なり、故に六安茶の如きは此地市場に在りては、常に品質價格共に首位を占むれども、其品目一二種に過ぎず、而も蕪湖は產茶地にあらず、只各地より來る粗製茶を、更に精製して、上海及漢口に出す事を主とするものにして、蕪湖市場に於て重要なるは精製茶にあらずして、粗製茶なり。

當地より積出す茶は大部分綠茶なるが綠茶は大別して珠茶、雨前、凞春の三となすべく、それを更に次の十數種に分つ。

綠茶
- 珠茶……蝦目　麻珠　珍珠　寶珠　芝珠
- 雨前……珍眉　鳳眉　蛾眉　副蛾　芽雨
- 凞春……正凞　眉凞　副凞

此中にて蝦目珍目は、最上品にして、鳳眉、麻珠、正凞之に次ぎ、眉凞、珍珠、蛾眉は中等に屬し寶珠、副蛾、副凞は下等の上とも云ふべく、芝珠、芽雨は下等品の部なり。

以上は何れも海外輸出品なれども、內地消費品としては之を精製する茶號が、自己の好む所に從ひ種々なる名稱を冠するを以て、其名稱多數あり、而かも是等は其品位必ずしも同名のもの同質にあら

すして、同名異質、異名同質のもの少からず、其種類は即ち雨前珠茶の二種にして、是等は其の製茶時期に由りて大別せられたるものなり、雨前は清明節（舊二月十六日前後）より穀雨（舊三月一日前後）に至る間に製したるものなるを以て、嫩葉にして香氣強く價格從て高し、珠茶は穀雨前に摘葉するに非ず、皆穀雨後採取したるものなり、從て葉は剛にして香氣强からず、價格も雨前に比して概して安し。

取引

茶の取引をなすものに茶號あり、主として地方產の粗製茶を精製して販賣するものにして、蕪湖に於ける茶號は十二家あり、多く長街に店舗を有す、其中にて大なるを次の三家とす。

裕廣　泰豐裕　楊德泰

次に茶棧は製茶及附近以外の茶產地の製茶の販賣をなすものにして、從て其取引數量も多からず、當地茶棧として有名なるものは次の四戶とす。

德記　崔信成　鄭信豐　江景元

蕪湖の各茶號は清明節に至れば、產茶地に出張所を設けて、茶葉の買入をなすものなるが、多くは產地に家屋を有し、常に摘採したる茶葉を農家より買入れて粗製し、又は粗製したるものを買集めて之を蕪湖に送致す。

各産地は概ね丘陵地なるが爲め、茶産地を一に山內と云ふ、山內に於ては每日茶の市開かれ、其取引の標準價格を定む、商談成らば直ちに秤量し其の重量に按じて現銀を支拂ふものとす、然れども茶號が信用あり、而も茶行と取引多き時は、特に茶行の承諾を受けて翌日拂ひとなすも可なり、茶行は山內に在りて、農家より茶の生葉を買集め、之を粗製し或は自己の所有茶園より摘採して、之を粗製し又は粗製したる茶葉の買集めをなす、卽ち專ら農家と茶號との間に立てる茶問屋とす、此外に茶棧なるものあり、倉庫を有して多額の茶の賣買をなすものなるが故に、山內に至りて自ら買付くる如きことなく、只都市に在りて賣買をなすものとす。

茶號が茶行より粗茶を買入るれば、直ちに之を蕪湖の茶號に送りて精製せざるべからず、而して運搬には水陸二路あり。

水路は太平府より民船を雇ひて蕪湖に至らしむるものにして、民船にて運搬するは、大簍に詰めたるものにして、小簍のものは專ら人肩に由りて運搬せらる。

次に陸路挑肩によるは小簍詰のものにして、之れは專ら人力に由りて、陸路運搬せらる、而も民船に比して挑錢著しく高きに拘らず、尙挑夫に依る所以は、民船にて運ぶ時は往々にして各簍の壓力に由り、下の茶を損じ、又濕氣の爲めに茶の質を變せしむる事屢々あるが故に、良質の茶に至りては、運賃の高きを顧みずして、人肩に依るものとす。

荷造

山內より蕪湖に至る間の粗茶の容器は、專ら竹製の簍にして、大小二種あり、小形は普通風袋込にて五十斤乃至六十餘斤を容れ得可し、是れ挑夫の運ぶ所にして、大簍に至りては九十斤乃至九十五斤入のものありて民船積とす。

而して茶は簍に其儘容るゝにあらずして、之を包むに竹の葉を用ひ、以て濕氣を防ぐものとす、竹葉は我國に於ける熊笹より一層大なるものにして之を竹の串にて編みたるものなり、卽ち笹の葉を簍の內面に卷きて、然る後茶葉を入るゝものなり。

此の簍子に茶葉を收めたる上は竹製の蓋を以て之を被ひ、其上は藤の蔓樣のものにて固く括るものとす、故に船積船卸の際には苦力又は船夫の取扱に充分注意せざれば、此の粗製竹籠の隅を破り、笹の葉を露出せしめ、一層濕氣を多からしむるの危險あり、故に良好なる茶は運賃を顧みずして小簍に容れ挑夫に依りて運搬するを普通とす。

精製

斯くて蕪湖に運びたる茶葉は、撰別、爐烘の二工程を經て精茶となるものとす。

撰別は專ら女工の手に依るものにして、撰別をなすには大笊の周圍に女工群り、又は小なる盆上に移し、一人一區所を定め、粗製茶中より茶葉を形狀、色合、大小等に依りて數種に撰り別く、是等は

一葉宛撰り分くるものなるが故に、時間を費すこと多しと雖も、彼等の働き頗る迅速にして、最も能く練習を積み居れば勤勉なるものに在りては、一日よく粗茶七八十斤を撰別すと云ふ。

爐烘は男工の掌る處にして、撰別を終りたる茶葉は之を直ちに爐烘の部屋に移す、爐烘とは四方壁にして、天井を蓋ひたる部屋の土間に、九個の爐を切り、又は火鉢を置きて、其の上に笊を懸け、茶を擴げて乾燥せしむるものとす、而して此の九個の爐の溫度は、一より九に至る迄低溫より高溫に、又は高溫より低溫に、然らざれば低溫より一度高溫に而して又低溫に至る等、種々に其溫度を加減し一より順次九に移るものにして、其要する時間は一爐に約四十分間なるを以て、各茶の乾燥を全く完了する迄には、實に六時間を要す、而して此の九個の爐を過ぐる間に男工の手に依りて些少宛の搓揉を加へられ、更に色合も加はり、且つ形狀も美しくなり、九爐に至るまでには總ての點に於て完全せる茶葉となる。

乾燥を終りたる茶葉は之を一旦篩に掛け、搓揉中に生じたる粉末を去り、更に場合に依りては女工をして撰別をなさしめたる後秤量して貯藏す。

貯　藏

精製し終りたる茶は之を直ちに貯藏すれども、精製前簍を解きて出したる茶は、之を其儘土間に推積し、男工の足にて踏み躙られ、其の不潔見るに堪へざるものあり。

而して精製茶の貯藏容器は厚き木板張りの箱にして、長方形をなし、板は極めて厚きものを用ひ、其内部は可成厚き鉛板を以て圍み、上蓋にも亦鉛板を蓋ひ、然る後木板を以て蓋を目張する外、四隅及板の隙間は、厚紙を以て目張せり、斯くの如くすれば六年間は安全に保ち得べしと云ふ、其箱を目張したる後大形の紙を貼りて茶名及産地名並に精製の月日等を記入し置くものとす、而して之を販賣するには更に容器を改め、固く包裝し、内地向の場合には小簍に入れ、又小箱洋鐵罐等に入れて販賣するなり。

製粉業

蕪湖に於ける麥粉は多く磨房製粉にして、機械製粉は上海漢口等より移入せらるゝものなり、此地は米産の多き關係上、麥粉の需要は他に比して少く、中流以上のものは米食を主とし、麥粉製品は副食とせるの觀あり、而して此地唯一の麥粉製造所たる益新製粉公司は、一九一四年の創立にして支那人の經營に係り搾油業を兼營せり、米國製ボイラー其他英國製機械を使用し、一日の製粉能力小麥二十一噸を消費し製粉高一晝夜千袋なりと云ふ。

精米廠

同豐礱米公司

民國元年の創立に係り、電力を使用し機關は七十五馬力にして、明遠電燈公司より電力の供給を受け、九組の電力運轉精米機あり、毎日十四時間作業し、五十九噸半の精米能力を有す、此外に一米國式精米器あり、一日二十九噸四分の三の精米力を有し、機關室にはスリーフエースモートル二個を裝置せり、精米の最良期は夏期にして、晝夜作業をなす、其收入割合は百封度に付七仙半にして、其內諸費及ひ利子を控除する時は純利百封度に付一仙半なりと云ふ。

合興公司

一九一〇年の創立に係り、毎年相當の利益を收めつゝあり、目下英國製五十馬力及二十四馬力の機關二個に依り作業し、一時間に十五ガロンの石油を使用す、此外英國製機關一あり。

美勝公司

精米器十五臺にして、精米能力は一日八十九噸四分の一なり、一九一三年度には精米總額八千九百二十五噸に達し、二千八百弗の純利益を收めたりと云ふ。

電燈公司

明遠電燈公司は支那人の經營にして、資本金十八萬兩、六百馬力の「ダイナモ」二個、「コンデンサ

ト」一個及び二大ポンプに依りて作業し、ダイナモは獨逸製にして、ボイラーは英國製なり、創業の當初六年間は利益を見ざりしが一九一三年より成績漸くあがり、目下官廳商舖の點燈數四千二百餘個、街燈百八十餘個あり、漸く利益配當をもなし得るに至れり。

蕪湖明達電話公司

蕪湖商務總會主となり發起したるものにして、資本金二萬元、之を四百株に分ち、一株を銀五十元と定め、農商部の許可を得て、株式募集に着手し、民國六年一月七日創立總會を開き、總理に林藹宸を協理に揚愼五を、經理に葉愛三を推し、其他董事五名監査役二名を選び、夫々創立の手續を決し、株金は同年一月中一半を拂込み、三月中には全部の拂込を終り、其七月一日より工事に着手し、右に要する機械及材料は全部之を上海なる米商愼昌洋行に請負はしめ、其後工を竣り電話の架設をなし現に通話事務を取扱ふ。

紡績業

蕪湖第一紡績公司　一九一六年の創立にして資本金五十萬兩紡錘一萬五千を有す。

裕中紗廠　一九一八年資本金八十萬元を以つて組織せられたるが、歐洲大戰の爲機械の到着遲延し、

一九二〇年末より始めて繰業を開始したるが、成績良好にして翌二十一年には百萬元に増資を行へり。

燐寸工場

近來支那各地に燐寸製造業勃興しつゝあるが蕪湖にても一九二一年大昌燐寸公司なるもの組織せられ、同年三月より事業を開始せり、一日の生産高二千グロスなりと云ふ。

學校

蕪湖に於ける學校の主要なるもの次の如し。

安徽省立第五中學校

省立中學校にして、生徒數百三十名、全部寄宿舍に收容す。

公立蕪湖中學校

安徽省立第一甲種商業學校

安徽省立第二甲種農業學校

聖雅學校

中華聖公會附設の中學校にして、一八九九年の設立に係り、現在生徒數百名內外あり。

聖雅高等小學校

同じく中華聖公會の經營にして、前者の豫備校たるものにして、在校生百五十名あり。

華文學校

來復會と基督會の共同經營に係り、中等敎育を施すを目的とす、創立一九一三年にして生徒數百五十餘人。

靑年會英文夜學校

基督會の經營にして、夜學によりて主として英語を敎授するを目的とす。

傳道事業

安徽省に於ては古くよりゼスイト派宣敎師の入り込めるあり、一八八一年頃に於て旣に三千六百人の信徒あり、一八九〇年頃には宣敎師の數三十名に上れりと、而して蕪湖は一八八八年是等省內に入込める宣敎師の休養所として選定せられ、同年より翌年にかけて、爲に宏壯なる家屋を新築し、是等宣敎師をして一年中一箇月は此に入りて休養する事を得しめたり、尙是れと同時に病院、學校、孤兒院附設せられたりしが、一八九一年の排外暴動により破壞せられたり、其後支那政府より賠償金の支

拂を受け再建せり。

米國メソヂスト、エピスコーパル、ミッションは、一八八三年 Rev. James Jackson 夫妻によりて始めて此地の傳道を開き、說敎所は城内に設けられ、尙之れと共に男女の學校をも附設せしが、其學校は一八八九年、南京に移されたり、尙同敎會にては醫療事業をも行ひしが、一八八九年弋磯山上に Wufu General Hospital と稱する病院を新築せり。

米國の The Foreign Christian Mission にては、一八八八年より安徽省内の傳道を始め、蕪湖には翌九年より說敎所を設け、男子學校を開けり。

又米國の The International Missionary Alliance にては其支那に於ける最初の事業として、一八九一年蕪湖に敎會を設け、爾來傳道に從へり、尙本派は後 The Christian & Missionary Alliance と改稱せり。

其後一八九二年に至り The American Episcopal Church Mission 此地の傳道事業を開始し、又 The American Bible Society も、此地に於て傳道に從ふ。

邦商

此地にある邦商次の如し。

日清汽船會社出張所	大馬路	汽船
三井洋行出張所	大馬路	貿易
三菱公司出張所		貿易
東亞通商公司		鑛業、貿易
鹽岡洋行	大馬路	雜貨、賣藥
前田一二洋行	長街	雜貨
丸三洋行	大馬路	賣藥
瀛華洋行出張所	新橫街	貿易
森恪事務所	北門外	桃冲鐵鑛

外商

蕪湖にある外商の主要なるもの次の如し。

亞細亞煤油公司（英商）	石油
美孚洋行（米商）	石油
英美煙公司（英米）	煙草
太古洋行（英商）	汽船、貿易、保險
怡和洋行（英商）	汽船、貿易、保險

南京

地理市街人口

南京は揚子江の南岸鎭江の上流四十五哩の地に位し、上海を距る事鐵路百九十三哩、水哩二百十五哩とす、天津との間を連絡する津浦鐵道は、其對岸浦口を終點とし、水陸交通の要衝に當る。

南京城は南東鐘山の麓より西北揚子江岸に亙り、高さ三十尺乃至五十尺、幅二十尺乃至四十尺の磚壁を以て廻らし、其周圍三十二哩に及ぶ、而して此に十三箇の城門を設くるも、內四門は防衞上の必要より之れを閉ぢ、他の九門を以て通路とす、其西邊には儀鳳門、定淮門、草場門、漢西門、水西門の五あり、南面には聚寶門、通濟門、洪武門の三門あり、尙東面には朝陽門あり、北面東部に太平門北面に神策門、鐘阜門、金川門あり。

市街は城壁內の東半部一帶に展開し、就中南門內を以て最も熱鬧の地とす、南門大街は南門より起り、花市街、三山街と相連り、城內の中央に達せんとするものにして、其間大凡十五町道幅槪して廣からず、兩側の商家は平屋造の純然たる支那式家屋にして、雜貨商も少からざれ共、最も大なる店舖は當地の名產たる繻子、緞子等の織物商及藥商とす、之れに次ぐ水西門大街は、水西門より油市街に

到る間にして、其延長凡そ五町餘、油市街は水西門大街より更に東して陵門橋に到る、其間凡そ二町にして、陵門橋より更に東に進み、坊口大街、黑廓大街を過ぎ、三山街と交叉するに到る迄凡そ十町餘あり、此水西門より三山街に至る間は、南門大街に次ぐ熱鬧の地にして、街況概して南門大街に異らずと雖も、水西門大街は華麗なる店頭の裝飾を施せる商戸少く、主として大取引を爲すもの多く、牛骨貿易商所々に在り。

南京城鼓樓

中正街は城内中央より少しく南東に位し、東西に通ずる街路にして、長さ凡二町半餘、下關より來る城內鐵道の終點なるを以て、人車の往來多きも大なる商店なく附近に會館官衙及學校等多し。

中正街より都督府衙門に到る間の吉祥街亦繁盛なる街路にして、大なる雜貨店等は此街上にあり。

道路は大別して四條となすべく、卽ち儀鳳門より水西門に至るもの、並に神策門より聚寶門に至るものは市街を南北に縱斷し、又朝陽門より漢西門に、

洪武門より水西門に至るものは、之れを東西に横斷す、而して其間に無數の岐路四通八達す。其街路は城の中央にある鐘鼓樓以北は概して平坦且清潔なれども以南は狹隘にして凹凸多く、一般に街路狹く其設備甚だ不完全なり、只城北の大車道は甲午の役張之洞の留守總督中修築せし所にして、稍〻完備す、殊に儀鳳門より城内鐵道に沿ひ鼓樓を過ぎ、中正街に到る道路は、本地に於ける最良の街路にして、道幅凡そ三間半、砂利を敷き、兩側に柳を植ゑ、凹凸比較的少く、排水工事を施せり、但し此大道の通過地は、人家點在するに過ぎずして、恰も村落の如き觀ある部分なれば、其利便を受くるもの少し。

南部の繁盛なる地方は道幅廣きも二間、狹きは一間に足らず、石を敷きたるは少く、偶〻南門大街水西門大街は舗石せるも、不完全にして通行不便なり、殊に雨天の通行には困難多し。

下關

下關は儀鳳門外秦淮河口を挾みて、揚子江岸にある一區にして、所謂南京港は之れにして、繫船場及鐵道の終點は此地に集れり、從來長江と南京との連接地點として發展し來りしが、滬寧鐵道開通以來急速に發達し來り、洋式の建築物は城内市街に比して見るべきもの多く、大商人は皆玆に出張所或は支店を設けたるを以て、漸次繁盛に赴き、道路の修築埋立工事完備し、外人等は多く此に居住す。

殊に對岸浦口が津浦鐵道終點となりてより、天津或は濟南等の北支那より來る旅客貨物を受けて、滬寧鐵道により上海へ轉送する地點に當り、水陸共に交通の中心となれるを以て、稅關、鐵道事務所、各汽船會社出張所開設せられ、各種の取引等皆此地に於て行はる。

從來下關の市街區域は實に狹隘にして、僅に面積百餘畝に過ぎず、之を擴張せんとするも四邊皆低地なるを以て、相當埋立工事をなすに非らざれば、家屋の建築をなすに堪へず、是を以て下關商埠局及住民相協力して、街衢の改正及附近土地の埋立等に努め、其擴張を圖り來れり。

下關より江寧鐵道なるもの布設せられ城內中正街に達す、其全長八哩半にして、下關と城內との交通に便益する事大なりとす。

南京の人口は支那當局の調査によれば城內城外を合し總計三九二、八三八人なりと稱せらる。

港灣

長江は下關の前面に於ては、殆ど南北に流れ江幅は其上下流より狹く、最も狹き滬寧鐵道碼頭附近に於て十分の七浬なり、水深は各碼頭附近にて最低水時十一尋乃至十三尋、對岸浦口側にては三尋乃至七尋あり、而して其最低水期は二月最高水期は、七、八月にして、其差約二十呎に達す、潮汐は最高水時には關係なきも、低水期にこれを感じ、干滿の差二呎あり、而して流速は冬季は一節內外な

れども、夏季は六節に達することあり、江岸は運河の河口なる廟柱の西側に在る砲臺より、左右に石堤を築き、汽船碼頭は其河口砲臺より上流に在り、今其の碼頭を下流より順次に擧ぐれば次の如し。

怡和碼頭	招商局碼頭	美最時碼頭	官碼頭
太古碼頭	日清碼頭	鐵路連絡碼頭	

沿革

春秋の時代に至り始めは呉に屬して、大に越と爭ひしが、遂に楚に併呑せらるゝに至れり、相傳ふ楚威王越を滅し金陵邑を置く、地に王氣あるを以て金を埋めて之を鎮す、故に金陵と名づくと、秦の始皇會稽より歸るとき金陵は王者の都邑となるの象ありと云ふものあり、因て岡を掘斷して秦淮河を鑿てり、是金陵の王氣を破らんが爲なりと。

東漢の末黄巾賊の亂後群雄地方に割據し、就中曹孫權劉備最も勢力あり、孫權の呉に起るや初め河南に據りしも後、劉備と和するに及び、其都を此地に徙して建業と稱せり、孫權は市街を都城と內城の二部に分ち內城は王の住居に充てたり、西晋の武帝呉を滅し都を洛陽に徙す、瑯邪王伯自立して東晋の武帝となるに及び都を南京に定め建康と稱し、國都たること百二十年、東晋滅びて南北朝となり、

宋の武帝は南京に據り齊、梁、陳等所謂南朝は此地を首都とせり、陳の末葉内亂起り、隋の大帝起ちて北周を討ち、後梁を滅し、次で陳を鐘山より攻め、南北六朝を統一し、都を長安に移せり。

隋が都を長安に移せる爲、南京は一朝にして衰へ、市街は全く荒廢に歸し、南京城中田園に化するの慘狀を呈するに至れり、唐代に及び丹陽郡を廢し鎭江に屬せしめしが、五代の世に及び徐知誥獨立して國を南唐と稱するや、都を此地に定め、金陵府と呼べり、其後南宋の時代には此地は相當の繁盛を見たるものゝ如く、元には改めて集慶路と稱せり、當時永く揚州に滯在したることある Marco Polo の記述中何等南京に及ぶなかりしは特に異とすべきことなるが、或は多く其注意を惹くが如きものゝ無かりし結果にあらざるか。

西暦千三百六十八年に至り、朱元章金陵に登極す、明の太祖是なり、太祖始めて金陵に立つや、陳友諒、張士誠、方國珍の徒と鹿を中原に爭ひて、遂に南京諸州を定め、進んで燕京に入り元を滅して明の社稷を定めたり、今日の南京市街の基礎は其の時に立てたるものにして、之れを應天府と稱せり。

明太祖の再建せる南京は規模雄大にして、城壁の周圍は八十支里に及び、今日存する明の故宮は實に太祖の築きたる紫禁城の遺跡たり、當時新城壁の築造は洪武二年九月を以て着手せられ、約四年を費して、洪武六年八月を以て竣工せるが、更に其防禦を固ふする爲揚子江に面せる一面を除く以外、

城壁の外に更に郭を築造せり、郭は其延長百八十支里に及び之れに十六門を設けたり。

太祖についで、成祖の永樂十九年に至り、遂に都を北京は移し、此に南京は又其繁榮を失ふに至れり。

英軍の攻撃

阿片戰爭の時英軍は揚子江を逆り、鎭江を占領せる後、直に艦隊を進めて、南京の攻擊に着手したり、英軍が江を遡つて南京に進まんとするや、鎭江の對岸にありたる瓜州の住民の五十萬圓の賠償金を出すべきを條件として、之れに攻擊を加へざらんことを請ふあり、英軍が進んで南京に迫らんとするや、淸國官憲伊里布先づ和議を開かむことを請ひ、次いで南京總督牛鑑亦重ねて和を請ひたるも、英軍指令官ポッチンゲルは之に耳を藉さずして、斷然艦隊を進め、八月九日(一八四二年)南京に到着せり、伊里布復同日を以て南京に到着し、耆英亦此地に來たり、南京總督と相共に英軍に對し和議の開始に應せんことを乞ひ、英軍亦止むをなく之に應せんとしたりしが、其後淸國側に於て躊躇逡巡決せざるものありたるを以て、英軍は遂に其十日より南京の攻擊に着手したり、蓋しポッチンゲルは、支那當局に對し其交涉に應ずべき最小要求條件を提出して是以上に讓歩することは能はざる旨を示したりしが、淸國當局は容易に是が承諾の意を表示せざりしより、遂に兵火に訴ふるに意を決し、十四日將

に攻撃を開始せんとしたるに、其刹那南京城内に白旗靡へりたるを以て已むを得ずして攻撃を中止せり、越えて三日十七日に至り、清國當局者は主義として英國の要求に應ずる旨を回答し來たれり、それより數日間は支那當局者間の協議、及び英文の要求書の飜譯等に費されたるが、八月二十九日遂にコーンワリス號上に於て平和條約の調印を見たり、其條約の要旨は大體三十箇月前にパーマーストン卿が起草したる所に基きたるものにして、英國側の全權はポッチンゲルにして、支那側よりは耆英、伊里布、牛鑑等全權として是に署名せり、之に對する清國皇帝の批准書は九月十五日を以て南京に到着し、又英國皇帝は同年十二月二十八日を以て之を裁可せられたるを以て、批准書の交換は千八百四十三年六月二十六日香港に於て行はれ、斯くして阿片戰爭の終末を南京に於て告ぐるに至れり、此條約によりて支那五港は開放せられ、支那の對外關係に重大なる變轉を見るに至れり。

Elgin 一行の來甯

アロー號事件に次げる英佛聯合軍の北京攻陷より、天津條約の締結となり、揚子江の開放となりしが、揚子江岸の事情調査の爲め上海を發して遡江したる Elgin の一行は、當時長髮賊徒と清軍と交戰中の狀態にある南京を通過せしが、其際賊徒と衝突を惹起するに至れり、其の間の事情をLord Elgin's Mission to China & Japan の著者の記述せる處により譯出すれば次の如し。

十一月二十日（一八五八年） 本隊が南京に近づくに先だち前途の事情を探知し、又賊徒と交渉する目的を以て Lee 號に Wade を便乘せしめて先發せしめたり、Elgin より該艦の Captain Parker 及 Lieutenant Jones に豫め與へたる訓令次の如し。

Parker に對する訓令

能ふ限り叛徒との間に衝突を惹起せざる樣注意すべし、若し南京に於ける當局者にして、一行と交通する事を希望するに於ては、之に對し一行は毫も之れと衝突を惹起し、困難なる時局を惹起するが如き意思なき旨を明かに通告すべし、尙ほ同時に一行は淸國政府と締結したる條約實施の任務を帶びて、江を遡りつゝあるものなる旨を告くべし、然れども若し彼等にして一行の進航を妨くるが如き行動を爲すに於ては、之れに對して已むを得ず、相當の手段を執るべく、此旨又彼等に通告すべし。

Jones に對する命令

貴下は支那語書記官 Wade を乘艦せしめ、能ふ限り急速なる速力を以つて南京に向つて進航すべし、若し Lee 號が何等の通信に接せざるに於ては、貴下は南京を通過して更に進航し、其上流にて手の到るを待つべし、貴下は若しボートに明かに支那當局と認むべきものが乘船して Lee 號に近づき來るを見れば、停船して之と交渉すべし、若し貴下の乘船に對し、若くは貴下の進航の前途に於

て砲撃の起るを見れば、直ちに休戰旗を掲揚し、而して要塞に近づき之と交渉を爲すべし、休戰旗を掲揚するも尚且つ砲撃を受くる場合には、貴下は直ちに艦隊に合し、之と一致の行動を執るべし、貴下は予よりの信號を待たずして發砲すること勿れ。

斯くて一行の乘船は、南京を攻めんとしつゝある清軍を乘せたる、多數の戎克の間を通過して遡江し行けり、是等の戎克の乘組員は、いづれも一行の進航を非常なる興味を以て注目しつゝありき、遂にLee號が南京の砲臺下に達したるや、忽ち砲臺上に赤旗飜り、之と共に直ちに砲撃開始せられたり、仍てLee 號は豫ての命令に從つて速に休戰旗を掲出したり、然れども此休戰旗の掲揚は其豫期したる效果を齎らす事能はずして、砲臺よりの砲撃は毫も熄むことなく、相踵いで七發の砲撃を加へられたり、Jones 大佐は其交付せられたる命令を忠實に守り、Retribution 號の檣頭に「交戰せよ」との信號旗の飜るに至るまで、斷然之と交戰する事なかりき、此時迄 Dove 號も亦着彈距離に達したるを以て、直ちに砲口を開き相共に砲撃を開始したるが、此際にリー號は熾んなる砲火を浴びつゝ進行を續けたり、之に踵いで Retribution, Furious, Cruizer の三艦亦砲臺に近く進み、一致して之に對し猛射を加へたり、此邊に於ては河の幅は一千ヤード内外に過ぎざりしが、兩岸に在る砲臺は、我が艦隊よりの砲撃に對して、頻りに應戰したるが、彼等はいづれも逆上の態にて、其砲撃は殆ど效なく、我が艦隊は左右兩側の大砲を用ひて、兩岸の砲臺に對し熾んなる砲撃を加ふるを得たり。

時は五時半頃に近かりしが、戰鬪は僅に三十五分內外に於て休止せられ、我が艦隊は無事總ての砲臺を通過する事を得たり、時薄暮に迫りしを以て、我が艦隊は同夜は南京を上流に距る事約二哩の地點に碇泊することに決定せり、艦長 Barker は艦長 Osborn と協議の上、叛徒が我が艦隊が條約實施の爲めに江を遡りつゝあるに對し砲擊を加へ、殊に又休戰旗を揭揚したるに拘らず、之を顧みずして依然砲擊を繼續したる無作法に對しては、飽まで之を膺懲せざるべからずと云ふに決したり、此見解に對しては Elgin 亦全然同意を表し、其結果明朝夜の明くるを待ちて、我が艦隊は全力を擧げて砲臺に迫り、之を粉粹するに決したり。

十一月二十一日　未だ夜の明けざるに一同は悉く起き出で、Furious 號の甲板に集れり、昨夕猛烈なる砲擊ありたるの事實と、賊徒は今朝は充分なる用意を整へたるべきとに依り、本日の攻擊は更に一層猛烈なるべきを豫期し、我等は充分之が準備を整ふる所ありたり、夜の次第に明け渡ると共に、艦上の戰士はいづれも來るべき戰鬪を想うて、早くも血湧き肉躍るの感ありたり、夜の明くるに從ひて、南京城を繞る周圍の丘陵及河の右岸に位する一列の砲臺等、漸く眼界に入り來れり、對岸なる浦口の獨立砲臺に對しては、專ら Cruizer 號を以て應戰せしむる事に決したるが、吾人の充分なる調査の結果は、同艦の有する十八門の砲は、能く此砲臺と應戰するに足るべしとせられたり、砲臺に於ても、急に應戰の準備を開始したる狀ありたるより、我が艦隊に於ても猶豫すべからずと做し、

先づCruizer號は浦口砲臺に向つて猛烈なる砲撃を開始したるが、之に對しては僅かなる應戰ありたるのみにして、Cruizer號の有力なる砲撃は、程なく該砲臺をして沈默せしむるに至れり。Cruizer號の成功に促されて、他の諸艦も一齊に其他の砲臺に向つて猛射を加へたり、之に對する賊徒砲臺の應戰は、極めて弱く且つ緩慢にして毫も力なかりしが、檣頭より要塞内を窺ふに、賊徒は應戰するの勇氣なく、いづれも四分五裂、各々其避難所を索むるに急なるの有樣なりき、斯くて各砲臺の砲擊は、程なくして全然終熄するに至れり、我が艦隊は極めて短時間に其目的を達するを得たるが、賊徒が我が艦隊の砲擊を受けて、全く敗亡の狀態に陷るや、清軍は此機會を逸すべからずと做し、昨夕我が艦隊か通過し來りたる兩岸に碇泊しつゝありし多數の清軍の船舶は、一時に行動を開始するに至れり、其時賊徒は、我が艦隊が清軍との間に何等の連絡關係なきを見るや、直ちに清軍に向つて砲擊を開始したるが、我が艦隊は此隙に乘じ、再ひ彼等と爭ふ事なくして、其上流への遡江を開始したり。

長髮賊と南京

長髮賊の亂に際しては、南京は永く賊徒の本據とせられ、賊徒は最後に至る迄此地を固守せり、咸豐二年（一八五三年）の末賊將洪秀全が自ら大軍を率ゐて次第に長江を下り、行々諸都市を陷れ南京

太平黨教堂

を目標として攻下しつゝあるの報あるや、時の兩江總督陸建瀛は之れを迎へ伐たんとし、先づ兵を率ひて遡江し、湖北省龍坪に至りしが、賊軍の漸く近づき來るや戰はずして退き、身を以て小舟に投じ南京に歸退せり其れより賊軍次第に南京に迫りつゝあるの報に接し、重ねて蕪湖附近迄進發せしが、此度も亦戰はずして歸城せり。

一方城内にありては提督牛鑑、巡撫祁宿藻主として防禦の方法を講じつゝありしが、城内住民の進んで兵丁となり防禦の任に當らんとするものあり、士氣大に振ひしが、陸總督の因循なる態度は、甚だしく防敵行動の障害となれり。

城内に於ては徒らに防備の評議に耽りつゝある際、賊兵は益江を下り一月二十九日に至りては、其一小部隊は南門外に上陸し、民家に火を放ちて南門に迫り、更に引續き通濟門より東方の神策門の間に渉りて、城壁に迫り或は攻勢に出づるの態度を示せり。

これに對する城内の對抗策が頻りに機宜を誤りつゝある際、一方賊徒の本隊は戎克に乘じて到着し其一部は上新河に上陸し、水西門方面に攻擊を加へたり、而して一方其本隊は此際に乘じて下關に上陸し靜海寺を占領して、茲に其の本據を定めたり。

斯くて賊徒は主力を儀鳳門に注ぎ、此に於て地下を穿ちて城内に攻入るの途を講じ、大なる抵抗を受けずして、作業を繼續し二月十日地雷を放つて城壁を爆破し、直に城内に進入し、折柄總督陸建瀛の來るに會し之を殺せり、翌十一日早朝より賊徒は城内に流入し、猛烈なる市街戰を繼續したるが、城内の滿洲軍は最も力戰之れつとめ、四百人を除く以外悉く戰死せり、賊徒は殘忍至らざる無き態度を以て、苟くも之れに抗するものは之を斬り、爲に死するもの四萬餘人の多きに達したるが、更に婦女子四千餘名を朝陽門内の一區に集め、火を放ちて焚殺し、慘狀を極めたりと云ふ。

斯くて南京城は全く賊徒の手に歸したるが、苟くも男女の別なく賊徒の目に觸るゝものは、虐殺の難に遭はざる無き有樣なるを以て、城内は極度の恐怖狀態に陷りしが、秀全等の入城するに至りて、初めて稍、秩序囘復し、秀全は文王の名を以て其支配に服すべきを命じ、且敢て秩序を犯さゞるものは撫邺すべき旨を告げたり、同十六日に至り秀全獲る所の貲財を散じ、大に將士を賞し盛宴を張り、夫れより部下に兵を授け、下江して江南の地を定めしむ。

尙洪秀全は自ら天王と稱し南京を以て首都と爲し、大に制度律令を定め、太平天國の國基を樹てん

と努力せり、一方清廷に於ては南京の陷りしを以て事態極めて重大なりと爲し、向榮を欽差大臣に任じ南京の克復を策せしむ、向榮は三月十七日夜に乘じ、南京を攻めしも目的を達する能はず、其後も清軍屢〻此地の奪回を圖りしも遂に成功せずして、爾來南京は十一年の久しきに亘り、長髮賊の首都たりき。

長髮賊の起りてより十餘年、清廷は未だ之を剿滅する能はざりしが、湖南に起れる曾國藩の湘軍は漸く賊徒を破り曾國基之れに將として次第に江を下り、漸く南京に迫れり、同治二年七月（一八六三年）より曾國藩提督蕭慶衍に命じて、南京江東の敵壘を攻めしめ、月餘に亘りしも遂に拔く能はざりしが、九月二十日に至り遂に秣陵關を克復するを得、同二十八日には洪秀全の部將古隆賢、賴文鴻等の來り降るあり、清軍の勢威大に加はり、更に大勝關上新河を略し、遂に雨花臺に布陣するを得るに至れり、三年六月に入り曾國藩は清軍の力を戮せて南京を攻陷せんとし、一日より十六萬の軍を以て南京攻圍戰に移れり、洪秀全自ら諸將を率ゐて防戰せしが、清將武明良の龍廣山に上り、城中に向つて大砲を雨注するあり、李祥和、劉連捷等の諸將太平、神策、儀鳳、朝陽、聚寶、通濟、旱西、水西の八門を破つて進擊し、賊將忠王、李秀成等は清凉山に防戰せしが、遂に力及ばず、洪秀全は親兵千餘人を率ひ圍を衝いて南門を出で、民舍に入りて毒を仰いで死し、其兄弟洪仁達、秀成等縛に就き、全く南京を克復する事を得たり。

革命時の南京

民國成立の革命戰に當りては、南京の防禦に任じたるものは張勳、鐵良等にして、一九一一年十一月二十三日より革命軍が南京攻擊を開始するや、張勳は籠城の覺悟をなせしも、遂に十二月一日を以て開城するの止む無きに至り、兩江總督張人駿、江寧將軍鐵良等は外國軍艦によつて逃れ、張勳亦城內より脫出し、南京は翌二日を以て全く革命軍の手に歸せり。

南京の陷ると共に漢口に召集せられた、革命軍側の各省代表會議は之れを南京に移すに決し、十二月十四日南京諮議局に其會議を開き、同二十日には大總統の選擧を行ひ、孫文を之に推せり。

翌一九一二年一月元旦孫文は南京に入城し、大總統就任式を擧げ、同時に南京臨時政府の任命をなし、民國政府は此に其基礎を定めたり。

其後二月十三日淸帝退位の事に決するや、孫文は大總統を辭し、二月十七日を以て袁世凱新に大總統に選擧せられ、其結果四月一日に至り臨時政府及參議院を北京に移すに決し、南京は留守府となし黃興を以て其長に任じたるが、留守府も其後廢せられ、南京は短き民國最初の首都として終れり。

居留地

英佛兩國は南京に於ける各の居留地劃定の爲一八六五年委員を此に派遣し、踏査せしむる處ありたり、當時委員の選定したる土地は、草鞋夾の河口（淮河口）と揚子江と城内とを通ずる水路の河口との間の沿江の地に在り、現在の下關より下流に位する現在の江邊車站の附近なりき、然るに英佛兩國委員の觀察によれば、南京は通商上大なる價値あるものと思はれざりしが爲に、單に土地を選定したるのみにて其儘にして止めり。

其後外國人側は餘り此土地に於ける居留地設置を希望せざりしが、支那側に於ては、居留地の無き爲外國人が城内に自由に居住し、然かも之れを拒否すべき途無きより、寧ろ居留地を設け、外人を其一廓に收容する方利益なりとなし、光緒二十五年時の總督より儀鳳門外下關に之を選定せん事を奏上したりしが、後光緒三十一年に及び周西江總督再び此議を提し、下關の江岸長五支里幅一支里内外の地域を以て、之れに充てん事を請ひ、政府の容るる處となり、同年四月戶部より總稅務司に命じ、南京海關の稅務司と海關道と協議の上其れが章程を審議せしむべき旨の上諭の下りたる事ありしが、遂に其後實行を見ずして今に及べり。

從來「南京港」の意義に關し、外國側は南京全體を指すものなりとなし、支那側は只下關惠民橋以西の揚子江に沿へる土地のみを意味するに過ぎずとなし、從て城内は開港場に非ずと主張し、遂に外國人の城内居留を拒否せんとし、一九一二年に於ては南京府知事が、告示を發して城内にありては宣敎

師以外の外國人に、土地家屋を貸與すべからざる事を命令したる事あり、城内にある外國人主に日本人の立退問題は屢〻係爭問題となりたる事あり、支那が居留地を設定せんとせるは斯かる問題とも關係せるものとす。

此開市場範圍の解釋如何は城内居留禁止の問題となりたるのみならず、外國品輸入についても、支那側は城内を不開放地となすの結果、下關より城内に搬入せらるゝ外國貨物に對して、釐金税落地税を課せんと試みたること屢〻なりしが、外國側は常に之を拒絶し來れり。

又一九一〇年二月金陵海關道臺は、下關に於ける道路河岸の經營及警察費等に充つる爲、上海の例に準じ下關居住の內外人に對し、家賃の五分に相當する家屋税を賦課せんことを、領事團に通告し來りたる事あり、領事團に於ては同地碼頭税の如く、領事館が其責任に關し監督權を有する事並に家賃の評價には領事館が立會する事等の條件の下に承認すべき事を提議したるに、支那側は遂に之を容れず、此案は其まゝ實行を見ずして止めり。

官公署

南京は元政治上の要地たり、從て清朝時代にも南洋大臣兩江總督等此地に駐在し、民國に入りても最初の革命政府は此に樹立せられ次いで留守府を置かれ、後將軍府、巡閲使署等亦此に設けられたる

事あり、現在に於ても官公署の此地にあるもの少なからず、其主要なるものを擧ぐれば次の如し。

督軍公署	督署街	省長公署	司署口
交渉使衙門	獅子橋	金陵道尹公署	中正街口
江蘇政務廳	司署口	江蘇財政廳	奇望街
江寧鎮守使署	本營	江蘇省會警察廳	珠寶廊
江寧地方審判廳	太夫地	江寧地方檢察廳	太夫池
江寧縣公署	江寧府大街	金陵海關	下關大馬路
下關商埠局	下關河西街	浦口商埠局	下關龍江橋
禁衛軍司令部	大演壁	第七十四旅司令部	珍珠橋
第十九師司令部	三牌樓		

領事館

南京には次の諸國の領事館あり、內英米兩領事館は一九〇〇年に開設せられ、日本は之に次いで開館せり。

英國領事館	儀鳳門大街
日本領事館	皷樓附近
米國領事館	東門街

此外歐洲大戰前は獨逸領事館ありたり。

貿易

南京は一八五八年佛蘭西との間の天津條約に據て、開港場と決定せられたるも、爾來半世紀を經たる一八九九年の春に至り、初めて事實上に外國貿易の爲に開放せられたり、此四十年間に於て、外國人は頻りに支那の門戸開放を主張し、更により多くの開港場を開かん事を求めつゝありしに拘らず何故此條約上既に權利を有する南京が、實際上に其開放を見ずして、多年の間放置せられたるやは、不可思議なる現象なり、蓋し南京が從來政治上の中心地として注目せられ、通商上に於ては餘りに重視せられざりしが爲に、通商上の各種の便利と機關とに缺如せる事は、終に外國人をして之が開放を求むる事を敢てせしめざりしにあらざるか。

尙又此地が佛蘭西との條約に依て開放に決定せられたる後六年間は、依然長髮賊徒の占領に歸し、而して此地を中間に挿みて、上流と下流とに開港場の開放を見たる事は、又强ひて南京を開放するの必要を感ずる事無からしめたるも其一因なるべし。

然しながら此期間南京は何等外國商人の取引無かりしにあらず、南京は支那に於ける最も富裕なる一區にて、政治上重要なる地點なると共に、通商上に於ても要路に當るを以て、茲には多數の大官及

紳商の居住する者あり、之等の需要に供する爲に多額の外國品は常に此地に仕向けられたりしなり、されど外國商品の分配中心地としても、亦穀物其他の內地生產品の集散地としても、南京は鎭江及蕪湖に及ばざる事遠く、卽ち地理的に不利益なる狀態にありしを以て、外國品の需要は此地の要する物に限られ、茲を中心地として他に分配する地位にあらざるが爲、外國人は多くは望みを南京に屬せざりしが如し。

斯くの如く本港は其開放實施について、旣に外國側より多くの望を囑せられず、開港後も貿易の進展見るべきもの無かりしが、其後に至り江寧鐵道成り、津浦鐵道布設せられて、南京が兩鐵道連絡地點たるに至りしは貿易港としての南京の爲に新生面を開く事となり、爾來貿易額も增加するに至れるが、將來に於ても南北交通上の要衝として、相當の繁榮を見るなるべし。

今本港最近の貿易狀態を示せば次の如し。

一九二〇年貿易狀況

一九二〇年度に於ける南京港貿易狀況は、同年二月より九月に亙り、安徽直隷兩派の政爭の餘波を受け直接間接に打擊を蒙り、外國との爲替狀況不安定にして、加ふるに北方饑饉の慘害は、甚大の影響を與へたるにも拘らず、貿易總額は五千三百三十二萬三千六百九十六兩の巨額に上り、前年に比し九百十七萬六千六百五兩を增し前々年度に比較せば實に三千三十二萬七千九百三十兩の激增を示し、

意想外の好成績を擧げたるは、之に依り當港將來の發展が益々有望なることを確信せしむるに足るものありたり、卽ち本年度狀況を概說せんに、當港一月中の貿易額は從來未だ見ざりし所の良成績を示し、之に據り未曾有の膨脹發展を豫想せしめたりしが、不幸にして二月に至り安直兩派の抗爭起りたる爲、南方商人等は戰爭の發生近からんを豫想して、天津浦口及隴海鐵道沿線の代理店に警告し、南方仕向け貨物を手控せしめたりしが、同年七月兩派愈〻開戰の結果、鐵道運輸一時全く杜絕し、貨物は全然停滯するに至りたり、此間故江蘇督軍李純は兩派間の關係より南京の安寧を保持するを專一とし、戰爭の慘渦に捲き入れざらしむる爲、滬寧鐵道を靑陽港附近に於て、又津浦鐵道を山東との省境に於て遮斷する目的を以て、橋梁二箇所を破壞したるが、領事團の抗議に依り其後復舊せり、次で十月十二日督軍李純突如逝去し、政界又復暗澹の狀を呈したりしが、幸に安定し、只十二月二日に於て薾行と江蘇省議會議員との地方的衝突ありたるを除きては、年末に至る迄一般に順調なりき、上述の如く商業に對する此等の障害ありたるに拘らず、當港の貿易は依然增張を來したるが、惟ふに南京は奧地に豐富なる沃土を控へ、物資饒多なるに加へ、揚子江兩岸の鐵道亦至便なるに顧み、他日其對岸の浦口にして商務發展に適するに至り、且つ港內の設備成り吃水大なる各汽船の入港に便なるに至らば、當港が現在以上更に益々發展の餘地を有し居れるものなることは疑を容れざる所なり、浦口商埠局は本年四月二十八日を以て正式に成立したるが、該局に於ては浦口の廣く展開せる江岸に沿ひ、碼頭並に

起重機の修築設置及倉庫等諸般の設備は固より、大型海洋汽船其他貨物積卸を迅速ならしむる爲、該鐵道の設備能率を改善する等の計畫を立て居り、港灣經營に多大の經驗を有する佛國技師フランソワ氏を傭聘し、此等計畫遂行の任に當らしめつゝあり、現在當港々內には相當の繫留地を有し、大型船を入港せしむるに足るも、江口に到る間の水路には二ヶ所の淺瀨ある爲、減水期に際しては吃水深き汽船の航行は槪して容易ならず、卽ち吃水二十四呎迄の汽船は同期に於て南京港と海との間を航行し得べく、又增水期佳良なる場合には三十呎以上の汽船航行不可能にあらざることあり、然れども當港及姉妹港內に適當浚渫せられたる良錨地を缺如せることは、當港及姉妹港たる浦口が、將來重要なる船舶事務及商工業中心地點として發展を期する上に、多大の障害を爲すものたらずんばあらず、曩に一九一八年十一月上海英國商業會議所聯合會に於て提唱せられたる、長江濬理局設立は、實に目下の急務なりとす、然るに一面に於て津浦線と滬寧線とを聯絡する鐵道渡船の計畫にして愈々實現せられ、而して滬寧線の複線工事及上海呉淞兩地に於ける倉庫の擴張改善等亦完成せられたる曉、浦口の發展に對し多少反撥的影響を及ぼすの結果を來すことなきやを虞る、浦口積出し上海向支那產貨物は年々增加し來り、本年の如きも同地に於ける滯積一時甚だしかりし模樣なり。

本年中下關低地の埋立工事は益々進捗し、旣に多數家屋の建築を見たるが、南京電燈會社發電所は江岸馬路に沿て工事落成を告げ、又支那商訓和公司は開灤炭を扱ふ爲碼頭及貯炭所を下關に新設した

う、左に當港輸出入額三年比較表及貿易額十年比較表を掲ぐ。

輸出入額三年比較表

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國品總輸入額	一一、一一八、二八四兩	一七、二二二、九四八兩	二一、八六四、一八二兩
外國及香港より	一、六五九、八〇五	三、一二〇、五五六	四、四一一、三九九
支那諸港より	九、五二八、四二九	一四、一〇二、三九二	一七、四五二、七八三
外國品再輸出額	九二、七五五	四〇一、七三七	五四一、一四九
外國及香港へ	九、六九六	二一三、五五九	一八、五五九
支那諸港へ	八三、〇五九	一八八、一七八	五二二、五九〇
外國品純輸入額	一一、〇九五、五二九	一六、八二一、二一一	二一、三二三、〇三三
支那品總輸入額	四、五九〇、〇二五	六、八〇七、九三五	八、六二五、八七三
支那品再輸出額	七六五、二七〇	八五一、七七六	一、六四七、二五五
外國及香港へ	六四五、三五九	七二七、四三〇	一、五七八、九二九
支那諸港へ	一一九、九一一	一二四、三四六	六八、三二六
支那品純輸入額	三、八二四、七五五	五、六五六、一五九	六、六七八、六一八
支那品總輸出額	八、〇七五、四八二	二一、三六九、七二一	二五、〇二二、〇四五
外國及香港へ	一、五四四、五四一	六、〇三二、〇九九	五、〇六九、四五四
支那諸港へ	六、五三〇、九四一	一五、三三七、六二二	一九、九五二、五九一
總輸出入額	二三、八五三、七九一	四五、四〇〇、六〇四	五五、五一二、一〇〇

純輸出入額	二二、九九五、七六六	四四、一四七、〇九一	五三、三二三、六九六

貿易額十箇年比較

年度	輸出入額	再輸出額
一九一一年	九、一二五、五九七両	六三、〇五九両
一九一二年	一二、三三四、二八一	六二、一五六
一九一三年	一四、〇〇一、二七九	六五、七二四
一九一四年	二〇、二一一、二〇六	二〇〇、七一九
一九一五年	二二、七二七、〇八八	四〇七、八六五
一九一六年	二五、三六〇、四九九	九九二、四九八
一九一七年	二四、〇九一、三一六	一、二〇一、二九四
一九一八年	二三、八五三、七九一	八五八、〇二五
一九一九年	四五、四〇〇、六〇四	一、二五三、五一三
一九二〇年	五五、五一二、一〇〇	二、一八八、四〇四

外國品輸出入

直輸入及沿岸貿易　本年度外國品直輸入額は四百四十一萬一千三百九百九両にして、支那他港よりの輸入額一千七百四十五萬二千七百八十三両と共に、當港未曾有の高額に上りたるが、右總輸入高二千百八十六萬四千百八十二両は、前年に比し約四百五十萬両、一九一八年度に比較し殆ご倍額に達し、當地開港以來嘗て見ざりしレコードなりとす、外國品増加の原因は、米國製綿布類、砂糖、燐寸等の著しく

減少したるを除き、金屬木材類の激增に因るものにして、日本製雲齋布、英國製ジーンス、英國製天竺布、和蘭及英國製晒金巾は何れも概して增加を見たるが、十二月中此等綿製品の各種共何れも輸入減退を見たり、本年中銀相場下落の結果、綿製品に就き投機を試みたる中、倒産の悲運に逢ひ契約を履行し得ざりし者少からず、又一面上海に於ける同品の在庫手薄なりし爲、價格奔騰を來したる爲、內地商人は利益の捻出困難なるを見、定期の購入を手控へたる模樣にして、外國品輸入に多大の影響を來したり、日本綿絲が前年の一千七百四十四擔に對し、一萬四千八十五擔に激增したるは、價格の低廉なると日貨排斥の風潮漸次緩和したるに因るものなるべく、而して印度綿絲は前年の九萬七千四百四十擔より六萬七千九百七擔に減少したり、尙綿製品及綿絲は津浦鐵道に依り、更に北方へ移入せられたるもの多し、外國綿製品輸入三年比較表を揭ぐれば左の如し。

外國綿製品輸入額三年比較表

種類	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
生金巾(米國)	匹	三、四六〇	二三、四六〇	五、九七〇
同(英國)	同	三五、一六九	一二〇、五四五	一二一、四七二
生シーチング(米國)	同	一、一一〇	一八、七九〇	一〇、五六〇
同(英國)	同	一、四八〇	七、八二〇	七、四九〇
晒金巾(蘭國)	同	二、三四二	一、九五〇	九、〇五〇

同　(英國)	同	四二、九七六	六七、七〇五	一二一、一〇四
雲齋布(米國)	同	—	六、七二〇	九七〇
同　(日本)	同	二一、二〇〇	二、三七〇	七、二五〇
ジーンス布(英國)	同	七、一一四	一九、六二一	二五、二一〇
天竺布(英國)	同	三、七八八	四七、八四七	五八、三〇四
更紗	同	五、二六一	三八、〇二六	三六、三二五
緋金巾及天竺	同	一二、一五一	二七、一三〇	三二、九九三
綿イタリアン無地黒芭	同	一四、七五四	三一、九〇八	三二、九二八
綿ベネシアン無地黒色	同	五、一六六	四、九一二	四、五五四
無地染色又ハ捺染綿フランネル(米國)	同	八四	七、八三二	一、〇五〇
綿織絲(印度)	擔	三六、六五一	九七、一四〇	六七、九〇七
綿織絲(日本)	同	九、一七二	一、七四五	一四、〇八五

外國品中金屬類は各種共何れも著しく增加し、鐵條及鋼塊は多量に輸入せられたるが、右は滬寧鐵道及當地英商和記洋行に仕向けられたるものにして、同洋行は大に擴張に從事しつゝあり、又銅塊は南京造幣廠鑄造用として三萬五百二十擔の輸入ありたり。

外國産金屬及鑛物輸入額三年比較表(單位擔)

種類	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
アルミニューム製料	—	一九〇	一六八

眞鍮製料	四〇	四五	八二
銅（錠及塊）	一五五	七、八六四	一六、二七六
同（日本）	一、三七三	三三、六九五	一七、八七三
銅製料	二〇八	五三	三、三一二
鐵及軟鋼（條）	一、一四一	六、九〇五	二三、四〇二
同（釘）	二、五八九	五、三二八	五、六八五
同（舊鐵）	三八四	二、二四七	五、九七〇
同（板鐵斷片）	一一〇	三、〇一二	六、六八〇
同（薄板及板）、	五八六	四、九七六	一、六三六
同（線）	一七五	八〇	九一四
其他鐵類	一三、八七五	七、九六二	—
亞鉛及鍍金鐵	一、〇四八	三、五五六	六、七二二
鉛（塊及條）	六四四	三、〇三八	一、七〇四
其他鉛類	一〇〇	一四八	六八
ニッケル	一〇	一一四	八八
錫（錠及塊）	二五	二六五	二九〇
鐵葉	五五四	四、六五二	一四、六四四

次に外國雜貨中粗麻袋の輸入は本年益々增加し、前年の八十一萬一千二百五十個より二百七萬四千八百四十個に上りたるが、這は當港より多量に輸出せらるゝ穀類及落花生の包袋用に供せらるゝもの

にして、當港として特色ある貨物なり、外國煙草の需要は近時水烟袋常用者の減退に從ひ益々増加し、前年の三億一千五百十六萬本に對し、四億四千百四十二萬七千本を輸入せり、其他アニリン染料、人造液狀藍、針、板硝子等何れも前年より增し、殊に木材は建築鐵道の諸需要に伴ひ頗る增加せり、ボルネオ産石油は漸次減退の傾向あるも米國產石油益々販路を擴張しつゝあり、又亞細亞石油の如きは本年中二個の小油槽を浦口に設置したる爲、同地に於ける石油の供給は至便となれり、此他テキサス石油會社の紅星印及上海カラバル會社の快船印石油も、當方面市場に現はれ來りたり、又外國產赤砂糖は支那産砂糖低廉なる爲壓倒せられつゝあり、左に外國雜貨の輸入額三年比較表を掲ぐ。

外國產雜貨輸入額三年比較表

種類	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
大茴香	擔	八〇九	一、二三三	一、四五五
麻袋	箇	一八〇、二三七	八一一、二五〇	二、〇七四、八四〇
海參	擔	五三四	五三九	六九六
硼砂	同	一七五	四二〇	七四
蠟燭	同	五、五一九	五、六八七	五、一〇二
綠酸鉀	同	四九九	四、三一五	九二二
紙卷煙草	千本	三四三、六七七	三一五、一六〇	四四一、四二七
石炭(日本)	噸	一、七二九	二、三五四	一、〇〇八

人造藍（液體）	擔	二八	七〇	六二七
琺瑯器	打	五、二〇九	五、九一二	三、八一五
板硝子	箱	三、五九〇	二、九八六	五、五四九
燐寸	哥	一九九、九七〇	一二四、七七七	六八、〇五〇
縫針	千本	六、三六三	一四、四〇〇	四六、一一五
石油（米國）	ガロン	二、五一〇、一八六	三、〇六〇、六三九	四、〇二二、八六〇
同（ボルネオ）	同	五一四、八〇五	三三九、五二五	一一三、四六〇
同（スマトラ）	同	二、三六八、七六六	二、四三二、八八五	二、四〇二、八八〇
アニリン	海關兩	一一、九一三	八、一四二	一四、四一五
胡椒	擔	二、八八二	五、八一三	八、四九七
白檀	同	二、五一一	二、八一一	三、七五三
石鹼	同	八、六一七	六、一三七	五、一七〇
曹達灰（純）	同	三、九四九	一六、四一四	一四、〇八七
同（其他）	同	九一九	二、二九八	一、五一六
赤砂糖	同	一一六、六六一	七八、〇三八	五五、二三六
白砂糖	同	二〇、五〇九	二六、三三四	三三、〇六九
精糖	同	一八四、六七四	一三三、一八九	一二七、三三九
氷砂糖	同	一三、〇四八	九、〇四九	八、五四一
硬材、木材	立方尺	一六、八八九	五八、二五九	二七六、〇九三
軟材	平方尺	六九八、五七四	一五七、三六三	三、五四四、二〇三

再輸出　外國品の再輸出總額は五十四萬一千百四十九兩にして、內一萬八千五百五十九兩は外國へ五十二萬二千五百九十兩は他の支那港へ仕向けられたるが、主に卷煙草、アニリン染料、洗面器、針及木材等なり。

支那品輸出入

輸出　本年度支那品輸出總額は二千五百二萬二千四十五兩にして、前年より約三百五十萬兩を增加せり、此內國內各港へ輸出せられたるは一千九百九十五萬二千五百九十一兩にして、前年に比し約四百五十萬兩を、一九一八年度に比し一千三百五十萬兩の激增を示せり、外國直輸出は五百六萬九千四百五十四兩にて、前年の六百三萬二千九十九兩より減退したるが、一九一七年に於ける二百六十九萬八千八百五十五兩及一九一八年に於ける百五十四萬四千五百四十一兩に比し遙に超過せり、尤も價格に就て見るに輸出貨物中數種は一九一七年度に於けるよりも高價なるを以て、輸出額の增加を以て直に其數額の增出なりと斷じ難きは勿論なり、要するに本年度に於て總說に述べたる如く、國內の不穩狀態殊に七月中津浦鐵道車輛が殆んど軍用の爲奪ひ去られたるが如き事變ありたるに拘らず、當港輸出が尙能く此巨額に達し得たるは、蓋し極めて良好なる成績なりと謂はざるべからず、然るに一方に於て北方より來れる原料品等にして、釐金完納の下に鐵道に依りて上海其他に輸送せられたるもの極めて多額に上るべきを以て、前記計數の如きも僅に土貨輸出の一部分を示すものと見做すを至當とす、

此等土貨の內最も增加したるは豆糟、麥、石炭、新鮮及凍鷄卵、扇子、落花生、絹織物、獸脂、葉煙草等にして、之に反し前年より減少したるは更紗、各種豆類、黑棗、扇子、羽毛、豚油、冷肉、藥材、山羊皮及刻煙草等なり、石炭は大部分汽船燃料として買取られたるものなるが、本年中石炭一萬二千五百二噸を丁挾へ、四千五百噸を米國へ輸出したるは注意に値すべし、而して當港積出の石炭は主に徐州賈汪公司及山東嶧縣中興公司礦山より採掘せられたるものにして、兩者共純然支那人の經營に係り、前者の出炭量每日約六百噸後者は約九百噸なり、豆糟は前年度二千三百十擔に對し四萬五千四百二十一擔を出し、大部分南方各地に輸送せられたり、又英商和記洋行は目下製蛋を主業とし、晝夜一千餘の女工を使役し居り、從て其生產は極めて多額に上りたる結果、當港輸出額も激增し、卽ち生卵は前年の五百三十二萬三千個なりしもの本年度に於て四千七百十九萬八千個に躍進し、又凍鷄卵は七萬五千百五十四擔より十八萬一千九百二十七擔に上れり、落花生の輸出も亦年々增加し來り、前年三十萬九千九百五十五擔より七十萬七千五百三十擔に上り、獸脂は前年の五千三百三十擔に比し約三倍弱に達したり、安徽北部產出の葉煙草は品質不良なりとの評あるも、前年一萬六千四百四十一擔より九萬二千三百五擔に增加したり、本年英米煙草會社は津浦線門臺子に葉煙草工場を新設したり、次に絹織物の輸出は九千三十二擔なりしが、內七千八百八十二擔は小包郵便に依りたり、山羊皮は近來外國方面の需要減退に因り、又豆類は徐州一帶の不作と北方被災地域の產出なかりしとに因り、共に不

振なりき、其他銅の輸出は二千六百擔にして、錫は一千百七十二擔の輸出を見たり、又輸出せられたる支那雜貨中乾燥蛋白は一千六百六十一擔より五千六百二十四擔に上り、又凍鷄卵は二萬七千八百八十六擔より四萬七千四百五十八擔に增加したり、主要支那品輸出額三年比較表を示せば左の如し。

主要支那品輸出額三年比較表

種類	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
綿製品				
花旗布	疋	二四、八五二	一二、四〇一	一、一六七
金屬				
眞鍮及銅製品	擔	一四八	二二三	四九六
銅	同	—	—	二、六〇〇
鐵鑛	同	—	一二〇、〇三三	—
銅鐵製品	同	一、九八八	九	八四
錫製品	同	—	—	一、一七二
雜鑛	同	八四〇	一	—
雜貨				
豆粕	擔	—	二、三一〇	四五、四二一
綠豆	同	六三、六八四	二〇九、四三六	一九四、四五九
白豆	同	二四、二五七	二六、八三一	一六、六三九
黃豆	同	九、二八七	一〇七、五四七	五八、一五五

其他豆類	擔	一三、七〇四	五一、六六八	九、七六七
小麥	同	一〇四、五三二	四〇一、〇五五	四三三、六七八
黑棗	同	二二、五〇一	四四、九〇七	三七、一三六
生卵	千個	—	五、三三三	四七、一九八
冷藏雜卵	擔	九、〇四三	七五、一五四	一八一、九二七
扇(骨柄面)	件	二八、一二三	一六、五四八	—
同(裝飾せるもの)	柄	一四〇、六五〇	一一三、〇一五	一〇〇、八三二
同(紙)	同	一三五、七〇〇	一八一、七四五	二九六、〇三二
羽毛(家鴨及野鴨)	擔	六、六三八	九、八四〇	六、〇八一
大麻	同	一、〇三六	一、一九六	一、二一七
落花生仁	同	五一、三四九	三〇九、九五五	七〇七、五三〇
生水牛皮	同	一五四	六一	八
生牛皮	同	五、五一一	五、六〇三	六、六二八
豚脂	同	五、九三四	九八、九二五	二五、七〇五
氷凍牛肉	同	六〇、〇一二	一三、二七六	一〇七
氷凍鳥肉(家禽野禽)	同	—	—	三五九
同(其他雜)	同	二、二二〇	二〇、四〇七	二三、五二五
藥材	海關兩	六一、五〇六	一三五、五〇三	五四、九九四
瓜子(西瓜)	擔	六、三五三	一四、八六七	一五、四四二

胡麻	同	一三、三六一	二〇、七七一	二〇、二四七
綢緞	同	三、九八五	六、六四三	九、〇三二
山羊皮(生)	張	二八六、二五四	九七九、〇八七	三六二、〇九〇
石材	海關兩	一九二	三八二	三四四
獸脂	擔	一〇、八九〇	五、三三〇	一四、六九五
葉煙草	同	一二、九二二	一六、四四一	九二、三〇五
刻煙草	同	二、〇五〇	二〇、〇〇三	二三、四三一
蕪菁	同	七、四三九	五、四四七	六、四八一
石炭	噸	四、三七二	五五、九一二	一〇〇、七七五

輸入　輸入土貨の大部分は鐵道に依り、且つ釐金の支配下に在るものなるを以て、稅關統計中には之を示すを得ざるも、本年海關輸入額は八百六十二萬五千八百七十三兩にして、前年より約二百萬兩七年度に比し、約四百萬兩の激增なり、此内再輸出を見たるは百六十四萬七千二百五十五兩にして、従て純輸入額は六百九十七萬八千六百十八兩となり、尙前年より百二萬二千四百五十九兩、一九一八年より三百十五萬三千八百六十三兩を增せり、湖北省黃石港產セメントは本年約五割方高値なりしも、需要極めて旺なりき、又石炭、扇子、錫箔、麥の輸入は可なり增加し、殊に赤砂糖は前年の三千八百三十三擔より二萬八千三百六十四擔に達し、外國品の輸入減少を補へり、土布の增加のみを除き綿製品、金屬類及鑛物は何れも減少せり、左に支那金屬類、綿製品及雜貨の輸入額過去三箇年の對照

表を示す。

支那產品輸入額三年比較表

種類	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
眞鍮及銅製品	擔	八	一九八	九五
鋼鐵製品	同	三、八七三	八、四八七	二、八三四
鉛	同	一九	四二五	四八〇
水銀	同	—	一〇	一四
鋼鐵	同	五二	六六	七四
生金巾	疋	一、五一〇	二、六四〇	八五二
生シーチング	同	三、五五〇	五、四〇〇	一、一二〇
雲齋布	同	四、六八五	四、四一〇	二、三七〇
土布	擔	三一	一五七	八三五
綿織物	同	一一、三六八	六、〇五四	四、九二六
綠礬	同	二、六二七	二、六七七	一、九三九
砒素	同	七三一	二、三九二	七一八
麻袋	個	二一六、三〇〇	二〇七、九六〇	四九、九四〇
蠟燭	擔	三、三六九	三、四三二	二、九二一
セメント	同	八三、五八〇	八五、一四〇	二五〇、一八〇
紙卷煙草	同	二、六九七	一〇、一二三	一四、一一四

石炭	噸	八、四七二	一九、七四一	三三、三八九
骸炭	同	一	五九〇	｜
黑棗	擔	三七〇	二五	三〇一
紅棗	同	六〇九	二九九	五二九
栗殼	同	一四、二八六	一四、七九九	一四、二八二
紙扇	柄	一六九、三四八	一一一、七四四	二五〇、九六一
苧麻	擔	一、二一六	一、六四九	一、七五七
麥粉	同	七九三	五一八	九、四七三
菌	同	六三七	七一	六六三
苧麻布(粗)	同	二〇五	二六九	四〇九
同(精)	同	四四〇	八二六	一、〇一六
石膏	同	四、四二二	二六、五九一	二六、五九六
水靛	同	一〇、七七七	四、六五三	一、四五七
黃丹(染料)	同	五六四	八五一	五一八
牛皮(鞁皮)	同	六七一	五四二	二五五
龍眼(乾)	同	九六二	八三八	一、〇七八
藥材	兩	一八、五四一	三四、三五五	四〇、〇八八
麝香	同	八二	九六	五九
五棓子	擔	二、六九一	三、三九六	二、五八八
豆油	同	四、八三三	二、二一七	一、二三三

茶油	擔	一、六二二	一、五五三	一、二一四
桐油	同	一六、八四二	二五、五二二	二二、六六九
紙	同	九〇七	八、七〇三	七、五四二
錫箔	同	八五七	五、六五八	一一、二三五
砂糖漬菓子	同	八〇四	五三八	七一六
支那酒	同	一、九六四	四二三	九一七
蓮子	同	四六二	五八〇	六九八
西瓜子	同	六〇五	六四一	三二三
生絲(白)座繰又は機械にあらざるもの	同	三	三	二〇
同(黃)	同	九五	八一	五九
赤糖	同	五、四三三	三、八三三	二八、三六四
白糖	同	一、七一〇	一、〇七六	七四六
氷砂糖	同	八八四	七二四	三六二
植物性油	同	三、〇四一	六、一二七	六、八七二
葉煙草	同	一二、一九四	一三、四一二	七、一二九
刻煙草	同	一、二九二	一、九二六	一、六五九
薑黃(染料)	同	二、六〇七	五、〇一六	四、〇二二
漆	同	六七九	一、〇二二	八二七
白蠟	同	八二	八五	八六
木材(棒小桁)	把	一六五、六一六	四一四、二六二	三二四、九一六

移入　本年度子口單付貨物の移入額は百八十七萬五千三百五十三兩に達し、從前の移入額を超過したるが貨物の種類數量共著しく增加し、品種は九十種以上に上りたり、其內主なるは各種石油、卷煙草、砂糖、電話機械、蠟燭、昆布、黑胡椒等にして安徽、河南、江蘇、山東、陝西、各省の奧地へ仕向けられたり。

移出　三聯單付貨物の移出額は四萬三千九百七十五兩にして、前年の二萬五千八百五十七兩に比し約一萬八千兩の增加なるが、近來三聯單付土貨の移出は漸次增加の傾向あり、主に支那酒、胡麻、生棉、瓜子等にして安徽、湖南、江蘇の奧地に搬出せらる。

特別免稅單に依る移入品は綿絲、蠟燭、金剛砂紙、黑鉛粉、燐寸、石鹼、皮、香水等の外國品摸倣機械製品にして本年度四萬六千四百九十八兩に達したるも、前年の六萬八千六百十兩より減少せり、而して此等商品の仕向地は安徽、河南、江蘇、山東各省內の各市場なり、左に仕向地別移出入表を揭ぐ。

內地仕向地別外國品移入額表

地名	子口單發給數	價格	內地子口稅
安徽			
南京	二、二五九	六一九、〇九四兩	一一、二六二・二五〇 兩錢分厘

河南	三、二七七	六五九、七八九	一一、三〇〇・四三二
江蘇	三九〇	二二七、七三三	四、五一〇・六三七
山東	六三四	二八三、二九〇	五、七六〇・九八〇
奉天	一	二、三五八	四九・九八八
甘粛	一五三	二一、三九六	四一三・〇五〇
山西	九三	一〇、六六六	二五三・二七五
陝西	三五	四、五三一	九二・二二五
計	六、八四二	一、八二八、八五五	三三、六四四・九三七

三聯單付貨物移出額表

地名	三聯單發給數	價格	內地子口稅
安徽	一	二、七七二両	三四・〇二〇両銭分厘
河南	一	八、七二九	五五・五四五
江蘇	四九	三二、四七四	三九〇・四六二
計	五一	四三、九七五	四八〇・〇二七

內地仕向地別特別免稅單付貨物移入額表

地名	特別免稅單發給數	價格
安徽	二三五	一九・三六二両
河南	一八六	一一・九五五
江蘇	六三	一二・四二五

山東	六九	二・七五六
計	五五三	四六・四九八

金銀

本年度金銀輸入額は六十萬八千六百七十九兩、輸出額は六十萬七千四百三十九兩なるが、輸入貨幣は銀元と銅貨の二種にして、凡て漢口より來り、輸出は銀元、銅貨の外銀錠二千八百二十兩を出せり、左に銀塊輸出入額表及貨幣輸出入額表を掲ぐ、尙本表には例へば南京造幣廠鑄造用として鐵道に依り輸入せられたる生銀の場合の如く、鐵道に依り當港との間に多額の貨幣輸送せられたるものを含まざるを以て、本表に載する所は單に汽船に依れるものを擧げたるに止まり、從て全豹を知るの參考には供し難し、又本年當地造幣廠は銀元五千二百十五萬六千枚、一仙銅貨三億六千七百二十七萬六千六百六十六枚を鑄造したる由なり、當地に於ける一九二〇年中銀元の兌換率は最高百四十七仙九厘最低百三十五仙の間を往來したり。

銀輸出入額表

地名	輸入	輸出
漢口	二三、一七〇兩	八、〇八四兩
九江	—	三三、一〇〇
安慶	六二、六三〇	—
南京		

地名	輸入	輸出
蕪湖	二八六、〇九〇	一六四、七〇〇
大通	—	二五、九〇八
計	三七一、八九〇	二三一、七九二

貨幣輸出入額表

地名	輸入 中國銀元	輸入 同十仙	輸出 中國銀元	輸出 同十仙
漢口	三五、〇〇〇枚	四〇、二八八、〇〇〇枚	八、〇〇〇枚	—枚
九江	—	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
安慶	九五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	—	—
蕪湖	四三五、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—
大通	—	—	三九、一五〇	—
烟臺	—	—	—	八、〇〇〇、〇〇〇
鎭江	—	—	—	五三、二〇〇、〇〇〇
通州	—	—	—	六、六一〇、〇〇〇
計	五〇九、〇〇〇	五〇九、三三八、〇〇〇	三四七、一五〇	八〇、八一〇、〇〇〇

船舶

本年度當港出入船舶の總噸數は從來の最高數たる前年度より更に三十萬七百二十二噸を超過したるが、近來海洋船の入港甚しく增加し、本年其出入隻數四百三十四、噸數六十一萬三百十二噸に達し

前年海洋船の二百三十六隻二十九萬七百六十六噸に比較し著しき增加を見たり、右は主として海州より岳州に至る鹽船が燃料積込の爲入港し、又六隻の石炭船及他の貨物船の來港ありたると、沿岸貿易船が上海經由浦口廣東間の航路を開始したるに起因す、長江汽船に就ては前年と大差なし、蓋し南京上海間の鐵道貨物運賃は汽船に依る運賃に比し稍、低廉なる爲、滬寧鐵道は益々當港の運輸業務を其手に奪ひつゝあり、從て長江汽船代理業者の現況は難有からざるものなるが如し、次に帆船の減少したるは漢口行石炭の運搬が外國型支那帆船に由らざるに因り、之に反し支那型帆船の增加は漢口よりジャンクに依る木材の輸入增加したる結果なり、左に出入船舶の國別表及最近五箇年の出入船舶類別表を示す。

出入船舶隻數噸數國別表

國別	一九一九年		一九二〇年		比較增(+)減(-)	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
米國	二二二	四八、一九八	二四八	一〇七、二九六	(+)二六	(+)五九、〇九八
英國	二、二六四	三、五六七、四九三	二、五四六	三、八五一、〇六六	(+)二八二	(+)二八三、五七三
佛國	二	一四、四六四	一四	五八、三一六	(+)一二	(+)四三、八五二
伊國	二三六	一三、七六八	二〇六	一二、三八八	(-)三〇	(-)一、三八〇
日本	一、五八四	二、二七一、五〇〇	一、五九四	二、二八五、〇一六	(+)一〇	(+)一三、五一六
諾威	四	二、八七二	八	五、八一六	(+)四	(+)二、九四四

支那	二、四七〇	二、一七九、五二六	二、三七〇
計	六、七八二	八、〇九七、八二〇	六、九八六

二、〇七八、六四四	(ー)一〇	(ー)一〇〇、八八二
八、三九八、五四二	(ー)二〇四	(十)三〇〇、〇七二

出入船舶種類別噸數表

年次	海岸船		河用汽船		洋型帆船		小蒸汽船		支那型帆船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一六年	六〇	一三〇、六三〇	三、二九四	六、八五五、一七〇	二〇	二、一八〇	二、九〇二	九八、〇九二	三二八	一四、二五二	七、一二四	七、一〇五、三一四
一九一七年	五二	一五〇、五七一	四、一八〇	七、一二五、五二三	四一	七、四三六	二、三一八	八一、九六四	四一八	四二、一三五	七、〇四四	七、三九七、六一九
一九一八年	二六	七三、六五三	四、〇八〇	六、九九八、六三六	二八	二四、三一〇	二、一六六	七三、五二八	二六六	二三、七三四	六、七五六	七、一九一、八五〇
一九一九年	一三六	二九〇、七六六	四、五六八	七、六九五、八二六	一四八	一三、七三〇	一、四三四	五七、六五八	三九六	二九、八四六	六、七八二	八、〇九七、八二〇
一九二〇年	四三四	六一〇、三三三	四、六三六	七、六八三、七八六	三三	四、八三三	一、一二四	五二、五六四	五五〇	四七、〇五八	六、九八六	八、三九八、五四二

最近五年出入船舶隻噸數國別表（内河航行規則によるもの）

年次	米國		英國		伊國		日本		支那		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一六年	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六四四	三八、六八八	一、六四四	三八、六八八
一九一七年	—	—	—	—	—	—	—	—	九七四	一八、三〇六	九七四	一八、三〇六
一九一八年	—	—	—	—	—	—	—	—	八〇〇	一四、六〇八	八〇〇	一四、六〇八
一九一九年	二	一四	五九六	九、三四六	二一二	八、八九二	二六	一、一〇〇	八二八	一九、一八四	一、六六四	三八、五三六
一九二〇年	一四	九八	五五〇	八、四八〇	一四八	四、六五六	七〇	三、二六二	六九六	一四、〇七八	一、四七八	三〇、五七四

税關收入

本年度稅關總收入は前年に比し八千七百九十三兩を超過したるに過ぎざるも、尙從來の最高額たるのレコードを現出せり、本年初に於ける商況は極めて活潑にして、一月中の稅關收入のみにて十二萬二千五百七十二兩に上り、一九一八年度總收入の約半額に達したるが、若し三月初に於て支那軍閥間に於ける政治的不穩狀態の風說等盛んに流布せらるゝことなく、之が爲當地方の商業激甚なる影響を蒙ることなかりしならんには、前記の好況は恐らく其儘引續き得たるなるべし、輸入稅の增加は鐵道材料の輸入及漢口より到着せる凍鷄卵夥多なりしに因る、右凍鷄卵に對する沿岸貿易稅は、該品が當地より更に外國に輸出せらるゝ場合には戾り稅に依り拂戾さるゝものなりとす、當港輸入の外國綿製品及金屬類の殆ど全部は免稅證明の下に當港に入り來るものなるを以て、輸入外國品の關する限り、單に之に對する輸入稅額を以て、當港貿易狀態の範示となすを得ざるなり、當港本年納稅國を大別すれば七ケ國にして、其內英國商の四十五萬四千六百八十二兩は其首位に居り、支那の十六萬六千七百七十三兩之に次ぎ、日本七萬一千二百四十三兩、米國六萬七千二百八十六兩、其他六百七十八兩の順序なり。

左に稅關收入國別表及最近五年間稅關收入比較表を揭ぐ。

一九二〇年度稅關收入國別表

國別	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	通過貿易稅	計
米國	五三、六五七兩	二、五八〇兩	七、二六四兩	三、七八五兩	—兩	六七、二八六兩
英國	五八、五四一	三五一、二七四	三七、二八二	七、五八五	—	四五四、六八二
佛國	一〇九	一〇〇	—	—	—	二〇九
伊太利	—	—	—	一六	—	一六
日本	五九、五一一	六、八四九	三、四七九	一、四〇四	—	七一、二四三
諸威	—	三七〇	八四	—	—	四五四
支那	五、五七三	八八、七八七	三八、一八三	一〇五	三四、一二五	一六六、七七三
計	一七七、三九〇	四四九、九六一	八六、二九二	一二、八九四	三四、一二五	七六〇、六六二

最近五年稅關收入比較表（單位海關兩、兩以下切捨）

年次	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	通過貿易稅	計
一九一六年	三三、六三六	二六八、一三六	四七、六三二	一二、三〇五	二一、八一三	三八三、五二二
一九一七年	五一、四一二	一九三、八四七	六二、一三六	一一、八五〇	三三、七〇五	三五二、九五〇
一九一八年	五三、九八五	一六七、二六二	四六、六一二	一、二三四	二〇、二一八	二八九、〇一一
一九一九年	一二五、五七七	五二七、六五三	六一、四八五	一二、九四六	二四、二〇八	七五一、八七〇
一九二〇年	一七七、三九〇	四四六、九六一	八六、二九二	一二、八九四	三四、一二四	七六〇、六六二

鐵道

津浦鐵道

津浦鐵道は北天津より起り山東省を經て江蘇省に入り、南京の對岸浦口に至りて止む、此鐵道は上海北京間最捷路にして、從來大運河によれる南北間貨物の輸送を之れに吸收し、爲に南京の交通上商業上の地位を向上せしむるに甚大の效果ありたり。

現に本鐵道開通以來之れによりて江北一帶より浦口に到着せる貨物は、大部分更に浦口より下關に送られ、此に於て汽車又は汽船に移されて、上海方面に轉輸せらるゝ實況にして、滬寧鐵道は之等貨物を消化する能はず、爲に停車場附近及荷揚場に貨物堆積せるより、滬寧鐵道局は、輸送完全を計る爲め、下關坊口の下流、揚子口に沿ひて陸地を掘割り、一民船繫留地を設くると共に、兩側に倉庫を設け、浦口より直接艀を同繫留場に廻航し、一方滬寧鐵道幹線より此に至る支線を敷設せる有樣なりき、右民船繫留場は延長約百八十間幅三十間の船渠にして、約二十分の一の勾配を以て掘割り、南岸は石疊となし、深さは減水期に於ける長江水面より四米突低く、艀船は倉庫に繫留して、風波の際も何等危險なく荷揚げするを得る裝置なり。

沿革

津浦鐵道は天津より浦口に至る迄六百二十八哩、天津に於て京奉鐵道に接續し、浦口に於て揚子江を隔てゝ、滬寧鐵道に由り南京及上海に聯絡するものにして、京漢鐵道と相並び支那南北を聯絡する

重要なる幹線なり。

線路は之を南北兩段に分つ、北段卽ち天津大運河南岸間三百九十一哩餘は、獨逸の資本及技術に依り、南段卽ち大運河浦口間二百三十八哩餘は、英國の資本及技術に依り築造せられたり。

浦口停車場

初め光緒二十三年（一八九七年）十二月二十六日江蘇補用道容閎なる者、天津鎭江間の鐵道を布設せんことを請願し、翌年（一八九八年）總理衙門亦意見を附して上奏せしが、同年二月十一日の上諭に依り、容に其布設權を許與せられたり、此に於て容は一八九八年八月二十三日、英米「シンヂケート」より五百五十萬磅借入の契約を結びたりしが一方在北京獨國公使は、自國の山東に於ける利害に顧み、膠州灣租借條約に根據して自國の資本團をして之が布設をなさしめんことを、清國政府に要求せり、是に於て北京に於ける英獨兩公使の競爭は一時頗ぶる激烈を加へたりしが、同年（一八九八年）九月一日及二日に於て、英淸「シンヂケ

ート」及香港上海銀行の代表者は德華銀行代表者と協議の上、天津より山東省界迄は獨逸の資本に依り敷設し、山東省界より鎭江迄は英國の資本に依り敷設することに決定し、漸く本問題を解決せり。
其結果北京政府は嘗て各國に與へたる敷設權は之を取消し、別に大員を派遣し兩國の資本團と借款契約を商議せしむることと爲し、淸國側委員督辦鐵路大臣許景澄は、英獨資本團と商議の後、一八九九年五月十日に至り左の要領の借款契約を締結せり。

一、借款金額七百四十七萬兩
一、利子年五分
一、線路の延長は一千八百里（九百八十二「キロメートル」）、內天津嶧縣間を北段とし、嶧縣鎭江間を南段とす
一、借款期限五十箇年
一、償還以前鐵道は德華銀行英淸「シンヂケート」に於て之を管理す
一、南北兩段に各總局一處を設け、委員五名宛を置く、委員の內二名は支那人、他の三名は歐洲人にして、德華銀行及英淸「シンヂケート」代表者總辦並に技師長一名たるべし
一、鐵道本部の重なる役員は歐洲人とし、總局委員部之を任命す
一、鐵道材料は德華銀行及英淸「シンヂケート」より注文す

一、出納に關する事項は總局委員部に於て管理す

一、毎年の純收入は同年中の鐵道收入及雜收入中より工事費機械及び車輛の修繕、並に德華銀行及英清「シンヂケート」が改良又は修繕の爲必要と認むる額を引去りたる額とすること

純收入中より借款元利の支拂を爲したる後、其額の十分の二は酬勞費として、德華銀行及英清「シンヂケート」に與へ、十分の一は積立金とし、德華銀行及滙豐銀行（上海香港銀行）に公債償還の準備金として預け入れ、其殘部を清國政府の所得とすること

然るに假契約の翌年拳匪の亂あり、爲めに本契約に關する商議は、一九〇二年迄延期せられ、同年舊七月清國政府は袁世凱を督辦大臣に任命し、該商議を進めしめしが、時恰も關係各省より本鐵道を自辦せんとの要求あり、交渉困難を極め一九〇八年一月十三日始めて本契約二十四箇條を締結することゝ爲れり、該契約に依れば借款金額五百萬磅、利息年五分、償還期限三十箇年（内据置十箇年）直隸山東及江蘇三省の釐金税を抵當とし、又南段の基點は初め鎭江に定められたるも、工事上の困難其他の事由に因り、之を浦口に改めたり。

借款金額五百萬磅は獨國三百十五萬磅、英國百八十五磅の分擔として之を二回に分ちて募集せられ第一回三百萬磅（獨國百八十九萬磅、英國百十一萬磅）は一九〇八年三月、九十八磅四分の三を以て第二回二百萬磅（獨國百二十六萬磅、英國七十四萬磅）は翌年三月額面價格を以て賣出され、應募額

は何れも募集額を超過せり。

然るに一九一〇年に至り資金の不足を生せしを以て、更に五分利付四百八十萬磅の借款契約締結せられ、第一回募集三百萬磅の内一百十一萬磅は倫敦に於て、一百八十九萬磅は獨逸に於て賣出されたり、賣出價格百磅二分の一の「プレミアム」なりしに係はらず、非常の好況にして倫敦の如き賣出後忽ちにして締切らざるを得ざりしが如き有様なりき。

線　路

北段は天津に起り、大運河に沿ふて南走し、德州に至り西南に折れ、黃河を渡り濟南に於て山東鐵道に接續し、更に南走して泰山の西麓を迂回し、泰安曲阜を經て大運河の南岸（韓莊驛の南二「キロ」七百米突）に達す、南段は揚子江岸なる浦口に起り、滁州臨淮關を過ぎ、淮河を渡り徐州を經て分水界を越え、大運河に至るものにして、外に支線として北段に兗州濟寧線及臨城棗莊線あり。

工　事

淸國政府は本鐵道工事を統轄する爲め、督辦大臣一名を置き、猶其の下に南北兩段に各一名の總辦を置きたり、督辦大臣は初め呂海寰之に任せられしが、後宣統三年（一九〇九年）六月十七日呂は其北段總辦李德順の天津停車場敷地問題に關する收賄罪に坐して其職を免せられ、以來徐世昌代りて督辦大臣と爲れり。

北段は一九〇八年六月三十日其起工式を擧げ、同年八月愈工事に著手し、一九一〇年一月十日には陳唐莊滄州間七十哩の敷設を終り、四月には更に滄州より九十哩なる德州に通じ、十月二十八日には天津濟南間一週二回の旅客列車を運轉するに至りたり、但し黃河橋梁は當時尚未だ完成せざりしを以て渡船に依れり、猶濟南以南は同年中に泰安府迄、翌年中(一九一一年)には終點韓莊に達し、茲に黃河橋梁を除き全線の開通を見たりしが、次で黃河橋梁も一九一二年十二月遂に其竣工を見るに至れり、又支線の臨城棗莊線は一九一二年五月二十五日、兗州濟寧線は同年十一月十日何れも運轉營業を開始せり。

南段は一九〇九年一月起工式を擧げ、引續き工事に著手せしが、水害の爲め多大の障礙に遭ひ、漸く一九一一年一月に至り、浦口臨淮間(九十三哩五十鎖)に旅客の運送を開始し、同年十月八日には更に徐州府迄開通し、淮河橋梁も是より曩き七月十一日其竣工を告げたり、進んで同年中には韓莊に達し、茲に南北兩段其軌を接するに至りたり。

これ現下の津浦鐵道にして、其後歐洲大戰に際し、北段に於ける獨逸の權利は取消され、一時英國にて管理せしが、後支那交通部にて直接管理することゝなれり。

滬寧鐵道

本鐵道は故兩江總督端方の計畫せし處にして、官款を用ひ、滬寧鐵道の技師コリンソン及リーム氏

監督の下に一九〇七年起工、一九〇九年一月を以て開通せり、城内中正街より發し、都督府を過ぎ、北極閣の南麓を繞り、無量庵、三牌樓を經て、城の北部金川門外に出で、獅子山の東北を迂回して下關に至り、更に長江岸の江口に達し、其全長八哩半あり、一九一四年六月英國は將來寧湘鐵道の一部となす目的を以て、滬寧鐵道會社をして、六十萬兩を以て之れを買收せしめ、現在は交通部の所管にせり。

寧湘鐵道

寧湘鐵道は南京より安徽、江西兩省を經て湖南省長沙に接續する鐵道にして、其借款契約は一九一四年五月三十一日を以て、交通總長朱啓鈐、財政總長周自齊と、中英公司代表者 S. F. Mayers との間に調印せられたるものなり、該契約は全文二十四ヶ條より成り、其要項次の如し。

一、借款額　八百萬磅
一、償還期限　四十五箇年十五箇年据置
一、利子　年五分
一、擔保　鐵道及其收益
一、保證　中央政府
一、條件　調印の日より六箇月内に起工し工事着手の月より四箇年間に完成すること
英國人の技師及會計員を使用し、材料買入に就きては中英公司は五分の口錢を收得し、最も支那に有利に取計ふべき條件なり
一、支線に就き　尙同公司は徽州杭州間、蕪湖廣德州間其他各地への支線敷設に關し資金供給の優先權を得たり

其後英國側鐵道技師 H. F. Ford 氏は支那人技師及數名の助手と共に、實地本線豫定線の踏査をなしたるが、其報告によれば、全線は樂平縣景德鎭間(二十八哩)の支線を合し、總計約六百四十三哩にして、其敷設費は大約七百六十萬八千九百二十五磅なり、卽ち一哩に付一萬一千八百三十三磅の割合にして、大體に於て甚しき勾配及屈曲なく、敷設費の點に於ても比較的低廉にして建設し得べしと云ふ。

尙實測の結果同鐵道は之を三段に分ち、第一段は南京徽州間とし、第二段は徽州南昌間とし、第三段は南昌萍鄕又は長沙間とすることゝせり。

第一段の南京徽州間は二百〇五哩にして、起點としては現在の寗省鐵路(南京城内鐵道)を利用することゝし、寗國府を經て徽州府に至るものなり、第二段は徽州より屯溪、婺源、樂平を經て南昌に至るべく途中樂平より景德鎭に支線を設くる事とせり、第三段については Ford 氏は二個の豫定線を作り、其一は南昌より瑞州を經て長沙に直行するもの、其二は臨江を經て萍鄕に至り、洙萍鐵道、粤漢鐵道により長沙に接續すべきものなり、同氏は兩線共距離、工費(後者は萍鄕迄とし)共に大差なく、單に長沙と南昌を連絡するのみならば、前者の優れるに如かざるも、臨江の商業上の價値及將來本鐵道を廣東、福建に連絡せしむる見地より見れば、後者によらんと欲すとなせり。

爾來本鐵道の事業は何等進捗せず、後對支新借款團の成るや、英國は本契約を四國團に提供せり、

孰れ相當の時期に達せば本線の如きは必ず其實現を見るに至るべきが、其曉には安徽の南部江西及湖南を揚子江の下流に最短距離に連絡する鐵道として、其價値極めて大なるものあるべく、南京の交通上の地位は益重大となるべし。

水運

汽船　南京に寄港する大型汽船は、主として上海、漢口線の河用船とす。

小蒸汽船　長江下流地方に於ける小蒸汽船航業の中心は鎮江にして、此地は僅に日清、戴生昌、招商局の鎮江六合間を航行する小蒸汽船が寄港すると、津浦線の浦口下關間連絡船あるに過ぎず。

民船　南京に集る民船の種類及來往地等次の如し。

南京沿海地方間を航行するもの

名稱	來往地	積載量	主要積荷
寧波刁子	浙江地方	四、〇〇〇擔—一、五〇〇	各種の貨物
紹刁子	同	三、五〇〇—一、三〇〇	石油
龍口	廣東地方	五、〇〇〇—一、八〇〇	砂糖石油
方口	同	四、〇〇〇—一、八〇〇	砂糖石油
花屁股	福建地方	五、〇〇〇—二、〇〇〇	石油砂糖

花刁子	福建地方	四、〇〇〇—一、八〇〇	各種貨物
沙刁子	臺灣	四、〇〇〇—一、四〇〇	砂糖
海刁子	香港	五、〇〇〇—一、七〇〇	廣東品外國品
夾板	牛莊	六、〇〇〇—二、五〇〇	石油及其他

南京内地間を航行するもの

名稱	來往地	積載量	主要積荷
極梢子	湖南	五〇〇擔—一七〇	薪炭、石炭
魚甕子	同	四五〇—二〇〇	紙
開梢划子	同	三四〇—一六〇	穀類
吊鈎子	同	二、四〇〇—一、〇〇〇	鹽
鮮果籃子	同	六〇〇—二四〇	茶、雜貨
道波子	湖北	六〇〇—一四〇	米、雜貨
斗子	江西	四八〇—二〇〇	穀類
紅繡鞋	同	五〇〇—二二〇	紙
放船	同	八〇〇—二〇〇	陶器
五艙子	安徽	四〇〇—二四〇	穀物類
三艙子	同	二七〇—一四〇	穀類
焦湖子	同	四四〇—二四〇	同
白沙舟	同	六〇〇—三二〇	茶

梁山子	同	三八〇—二五〇	麻
檣船	南京	五〇〇—三五〇	穀類
涼・蓬	同	三二〇—一六〇	胡麻、豆類
內河五艙船	同	二六〇—一五〇	穀類、豆類
挑划	Liuho	三〇〇—一四〇	穀類、豆類、胡麻
浦梢	同	三四〇—二〇〇	穀類
十梢	同	二四〇—一四〇	同
三艙	同	二〇〇—一三〇	胡麻、大豆
五艙邵伯划	楊州	五〇〇—二四〇	雜貨、旅客
南灣子	同	四〇〇—一五〇	雜貨
大黃跨	清江浦及淮安	三六〇—一六〇	穀類
小黃跨	同	三〇〇—一六〇	同
宣船	蘇州	三〇〇—一七〇	同
搖船	同	三〇〇—一四〇	旅客
板快	同	三二〇—一八〇	穀類
廣快	同	二七〇—一五〇	旅客
沙船	同	三二〇—一五〇	穀類
江東子	江陰	三八〇—二四〇	穀類、豆類
崇丁	崇明	一、〇〇〇—三〇〇	雜貨
油桶子	通州	五〇〇—三二〇	土布

絲綢子	通州	一、〇〇〇—二四〇	棉花
米包子	同	五〇〇—二五〇	米

金融機關

錢莊

南京に於ける錢莊の主要なるもの次の如し。

商號	所在地	設立	資本金
通知	坊口大街	光緒三十年六月	五千兩
康源	承恩寺	民國元年一月	五千兩
中和	評事街	民國元年七月	五千元
義盛	評事大街	光緒三十年	五千元
保餘	上海街	民國二年	六千元
大昌	南門街大街	民國元年六月	五千元
和記	上海街	民國元年	二千元

新式銀行

當地には次の諸銀行の支店あり。

行名	本店	所在地
江蘇銀行支店	上海	黑廟大街

中國銀行支店　北京
大陸銀行支店　天津
上海商業儲蓄銀行支店　上海
鹽業銀行支店　北京
金城銀行辦事處　天津

交通銀行支店は元此地にありしが今や對岸の浦口に移されたり。

通貨

銀錮　南京に於ける通用銀錮は平に於て估平又は漕平を用ひ、成色は二七寶とす、估平は上海漕平より百兩に付三錢二分少く、山西票莊にては估平二七寶一千兩を上海規元一千七十三兩と計算せり、尙海關にては海關兩一百兩は漕平二七寶の百四兩六八一に等しく、卽ち漕平二七寶百兩は上海規元百六兩四一八五に相當するものと計算せり。

近來銀錮の使用は次第に衰へ銀元之れに代るに至れり。

銀元　當地に通用する銀元には鷹洋（墨其哥弗）、本洋（西班牙弗）、江南龍洋（江南銀元にして當地造幣廠鑄出のものなり）、湖北龍洋（湖北銀元）、新幣、日本圓銀等あり、此等の中墨銀の通用最も盛にして相場は常に他のものより一仙高とす、之れについでは龍洋、新幣等用ひらる。

小銀元　小銀元は本地鑄造の一角、二角銀貨及湖北省鑄造の一角、二角銀貨最も多く流通し、廣東省及東三省のものは通用せず、南京造幣廠は一九〇一年九月設立せられたるも、銅元充斥せる結果一九〇八年十二月閉鎖を命せられたるが、其作業中は盛に一角、二角の小銀貨を鑄出したるものにして、一九〇八年一箇年間に二角銀貨を鑄出せる事六千萬枚に上れりと云ふ、以て其濫鑄の狀況知るべきなり。

南京銅元廠

銅元　前記南京造幣廠は專ら銅元の鑄造を行ひ其數巨額に上り、現に一九〇八年中に鑄造せる銅元の數は三億枚なりと云ふ、蓋し總鑄造額は恐るべき巨額に達せしならん、現今此地に流通する銅元は右江南鑄造のもの及湖北、浙江、福建、安徽各省のものあり。

制錢　從來制錢の流通盛なりしが、年と共に其額を減じ、今日にては殆んど他地へ流出し、當地市

場に行はるゝもの少し。

紙幣　南京に行はるゝ紙幣には中國銀行票(五十元、十元、五元)交通銀行票(五元最も多し)、中國通商銀行票(五元最も多し)等あり。

度量衡

度　此地に用ひらるゝ尺度は竹製にして目盛は眞鍮の釘を以て示すも兩端の斜に切られたるもの及半圓形のもの等ありて劃一することなし、裁尺及木尺等の外寧尺と稱し綢緞を計るに用ひるものあれども用途狹し、輸入洋布は總て碼尺を用ふるを常とす、今裁尺及木尺を我が尺度に比較すれば左の如し。

裁尺　一尺＝我約　一、一〇尺―一、一九尺

木尺　一尺＝我約　一、〇四尺―一、〇七尺

量　穀類の小賣に用ひらるゝ枡は五合、一升、一斛の三種にして、其の形狀は方錐形(頭部を切り取りたるが如き形)太鼓形、方形等區々一ならず、且つ計量に際しては斗掻を用ふることなきを以て、其都度多少容量を異にす、而して數度の實査を平均するに一升は我が約六合に該當せり。

是等の量器は皆小賣用に供せらるゝものにして、大量取引にありては衡に由るを普通とす。

衡　穀物、液體其他糧食等に用ひらるゝは曹平にして、此外取引に市平を使用す、兩者共に十六兩を一斤とし、其の我權衡との比較左の如し。

曹平　一斤＝我約　一五三匁—一五五匁
市平　一斤＝我約　一四〇匁—一四四匁

會館公所

南京には次の會館公所設けらる。

會館

安徽會館　江西會館
湖北會館　湖南會館
浙江會館　兩廣會館
福建會館　山東會館
陝西會館　四川會館
河南會館

公所

布業公所　米業公所
錢業公所　機業公所

商會

南京の總商會は前淸時代光緒三十年に設立せられたる處にして、市內の主なる商工業者は孰れもこれに加入し、會員數一千數百名あり、勢力偉大なり。

新聞紙

南京に於て刊行せらるゝ新聞紙の主要なるもの及主幹者氏名次の如し。

南方日報	日刊	王蘐芝
大江南日報	同	王潤身
立言	同	葛宗衡
社報	同	王家福
寧報	同	逢劍峯
新中華	同	于偉文
新政聞	同	方灝
大中華	同	陳晴輝
南京高師日刊	同	劉伯明
公道報	每火曜、金曜日	徐梓庵
寧聲報	每週二回	魏列紹

自由旬報	旬刊	李嘉本
中正報	隔週	蔣奎芳

織布

近來外貨抵制、國貨奬勵の目的を以て各地に愛國布の製織流行しつゝあるが、南京に於ても亦其の事業盛にして、官營工場のみならず商民經營の工場亦漸次増加し來れり、而も其使用材料なる綿糸は勿論筬及梭等は新式の外國品を使用するもの少からず、今其工場名を擧ぐれば次の如し。

	工場名	織機數	工場名	織機數
官營公營	江蘇省立第一工場	約六〇臺	善後工藝廠	約六〇臺
	貧民工藝廠	約一〇〇	利生工藝廠	約一五〇
私營	程源盛布廠	二〇	榮元衣莊	五
	湧盛布廠	一〇	民興布廠	六
	華盛布廠	一二	復盛號	五
	興盛祥布廠	六	華寧布廠	不明

織機は大部分同地製の木機にして、筬及梭は外國品を使用するものもあれど、多くは上海及天津より供給せらる。

省立第一工場　城内復成橋に在り、一九一二年十一月の開設に係り、第一第二革命に依り職を失ひ

たる滿洲旗人の子弟を養成するを目的とし半箇年を以て卒業せしむ。

現在徒弟約二百を收容し、織機、漂染、造紙、造花の四科を習得せしめつゝあり、其內最も發達せるは織機科にして、徒弟約百二十人、足踏織機約六十臺を据付け、格子縞綿布(愛國布)及綾織布等を製造す、一日の織造高は三十疋內外にして、習藝の短期なるに比し成績甚だ良好なり。

利生工藝廠　水西門內に在り一九一三年(民國二年)第二革命鎭定後、賑撫局より官金一萬兩を支出し、同十一月創立し、亂後失業の細民を集めて職工とし、之に生計の途を與ふるを目的とせるものなり、目下機織業及靴下製造を教授しつゝあり、織機は總て木機にして合計百五十臺を有し、男工合計百名中、日々就業するもの平均八十餘人、女工百十餘人中、毎日就業するもの七八十人なりと云ふ。

一箇年を以て卒業期とし、修業中は各百文內外の手當を支給し、修業後は織高によりて給金を與へ且其の去就凡て隨意とす。

絹織物

南京は支那に於ける有數なる絹織物產地にして、此地に產する綢緞は所謂南京繻子として人口に膾炙せり、然るに近來杭州及蘇州に於て新式絹織物業の發達と共に此地の綢緞等は甚しく衰微し、又昔

日の盛なし。

南京絹織物衰頽の原因は、其原料供給の關係及地理上より蘇州杭州の有利なる事其一なりと雖も、主なる原因は、第一次革命(一九一一年)以來常に此地が政治的擾亂の中心となり、掠奪破壞常なく、爲に實業界は深甚の打擊を受け、復立つこと能はざるに到れるにあり。

南京製絹織物は、主として緞、綢、絨、綾、紗等にして、南京產の緞は摹本緞、素緞、庫金緞の三種を以て主とす、庫金緞とは緯に金銀線を用ひたる頗る美麗なるものにして、南京の特產なりと云ふ摹本緞とは我國の紋繻子にして素緞とは無紋繻子なり、綢には其質の軟硬によりて、寧綢、紡綢、府綢線綢、潞等の種類あり、絨には天絨及烏絨の二種あり、前者は粉紅色、後者は眞黑色なり、綾は練白せざる絹絲を以て粗目に織りたる後、精練したるものにして、其色は白色に限る、紗は其色黑きものを鐵線紗又は金陵紗と云ひ南京の名產とす。

是等絹織物の原料は、經絲には最も上等なる生絲を用ふ、然れども南京には上等なる生絲の產出高少き爲最上なる製品の原料は、常に他省に仰ぎつゝあり、往時經絲は震澤、南潯の產を用ひ、緯絲は湖州、新市、塘棲の物を用ひたりしが、今は海寧產を用ふ、雜色の緯に至りては元蘇州香山の產を用ひたりしが、其後湖州產及土產を用ふるもの多し、元來南京の近郊は養蠶頗る盛にして、上元縣の綢山謝郵より東方各鄕には桑田普くして、秣陵、祿口、陶吳、橫溪橋、谷里郵、六郎橋、江寧鎭等皆養蠶

盛に其他六合、江浦、揚州、高郵、如皐、通州等にも生絲の産出ありて、南京絹織物の原料に供せらる、然れ共是等地方の産は專ら三號綛の緯絲として用ひらるゝのみなり。

南京古將臺

南京に於ける織機は僅に少數のジャーカード式を有するのみにて、大部分は皆舊式の手織機にして、一戸多きも十臺以上を有するものは稀なり、機戸は城内に多く城外は其十分の一内外に過ぎず。

絹織物工場の大なるは利民綢紡織公司にして、該公司は資本金十萬元の株式組織にして、一九一四年三月の創立に係る、第一工場は水西門内船板巷に第二工場は水西門内二道溝井に在り、本公司は絹及紬の機織を目的とするものにして、其使用する織機は、從來此地方に於て綢緞の製織に使用したるものと同型のものにして、南京生絲を經とし柞蠶絲を緯とし、厚地の絹紬を機織す、目下本機合計四百臺を有す。

學校

金陵大學 (University of Nanking)

本大學は在南京の外國基督敎布敎會、北長老會、北美以美會の高等敎育事業合同の結果成りたるものにして、一九一〇年二月の創立に係る、抑も本校の前身は約三十年前より、三敎會が各單獨に經營せしものにして、此等學校は相互に競爭するの無意義なるを覺え、各敎會が財産又は金錢を以て各四萬弗敎員三名分の俸給及年二千四百弗宛を寄贈するを條件として成立せるものなり、後敎員の俸給を四名分に、每年の支出を各三千弗に增加せり、創立の當時は中學校、大學豫科及文科大學を以て組織せるのみなりしが、一九一〇年四月遂に紐育州の法律を以て大學の認可を得たり。

此の合同完成後上記の三敎會の外、南美以美會、南長老會、南浸敎會、北浸敎會の各敎會亦加はり、七敎會聯合となりて、東支協和醫學校（又東支聯合醫科學院 East China Union Medical College）を南京に設立せしが、一九一二年之れを金陵大學と合同して、同大學の一分科となせり、（其後北浸敎會は遂には豫科以上の學校事業にも合同せり）、然し一九一七年八月に於て、鼓樓醫院の外は全部廢止し其の事業を上海の支那醫學局 China Medical Board 及濟南の聯合醫學校 Union Medical College に於て引繼げり。

一九一二年十月には上海に於ける二十七敎會の一時的經營に成る、華言學校 Language School on Department of Missionary Training を引受け經營し、現今好成績を擧げ居れり。

同年九月本校に師範科を置き高等科及中等科を設け模範小學と相待て好成績を示し居れり。

一九一四年には更に農業科を同十五年には森林科を設置せり、此れ一九一一年ベーリー博士が窮民救助の目的を以て企劃したる事業の發展したるものなり、而して特に本科は植林及開墾と密接の關係あるを以て、北京政府農商部及江蘇、安徽、江西、山東、雲南の各省より其事業を助け居れり、其敎育要旨は基督敎主義によりて青年を敎育し、基督敎徒の子弟をして敎育の恩惠に浴せしめ、兼ねて支那に於ける凡ての階級の青年に對して、最良の智德體育上の敎育を授くるものとす。

學科は分ちて次の六部とす。

模範小學校

修業年限は初等科四箇年高等科三箇年とす、初等科の學科目は國文、修身、歷史、地理、手工、算術、聖經、理科とす。

高等科の學科目は前項の學科目の外に更に英語を加ふ。

中學科

修業年限は四箇年にして、高等小學校卒業者を入學せしむ、學科目は中文、英文、地理、數理、

修身、理科、動植物、生理及經濟とす。

師範科　師範科を分ちて二とす。

初級師範科、修業年限二箇年にして、中學二年修業者を入學せしむ、學科目は國文、英文、宗敎教育、手工、歷史、地理、化學、生理、經濟、市政とす、卒業者は小學敎員たることを得。

優級師範科　修業年限二箇年にして、中學科卒業者を入學せしむ、學科を分ちて國文科、英文科、科學科の三科とし、學生は其の中二科を選びて專修せしむ、學科目は共通科目として算學、敎育、宗敎、社會學、歷史又は經濟、作文を履修し、專攻科目として國文科は國文、英文科は英文、科學科は物理、化學、生物學を履修せしむ、卒業者は中學敎員たる事を得。

大學豫科

修業年限は二箇年とし、中學卒業者を入學せしむ、此れに三分科あり。

文豫科は學科目は、生物化學、中文、經濟、英文、歷史、數學、物理及宗敎とす。

農豫科の學科目は前項の學科目中より經濟及歷史を除き地質を加ふ。

醫豫科の學科目は文豫科の學科目中より經濟歷史及數學を除く、而して大學は濟南府齊魯大學に連絡す。

卒業者は大學に入學せしむ。

南京貢院

大學科

修業三箇年にして、豫科卒業者を入學せしむ、此れに二分科あり。

文科の學科目は英文學、中國哲學、哲學(倫理)、心理學社會學、教育學、生物或は生理學、天文或は地質學、政治學を必須科目とし、言文類(國文、英文、獨文、希文)自然科學類、(數學、物理、化學、生物學、天文學、地質學)社會學類(歷史及政治學、哲學及心理學、宗教々育學、社會及經濟學)經學、豫備科目類(宗教史、心理學、社會學、國文)の或學科目を選擇履修することを要す。

農林科の學科目は化學、植物、土壤、氣象、作文、森林(以上農科林科に共通)、植物、昆蟲、園藝、經濟、果樹、家畜、森林、田土、作物、畜牧(以上農科)、昆蟲、植物、森林利用法、森林、地文學、森林種植法、森林開拓法、樹木保存法、森林建造、森林歷史、森林量法、森林財法、田工、林野經濟法(以上林科)とす。

華言科（一名傳道豫備科）

修業期間は八箇月とし、本科の目的は新來の宣敎師及其他語學研究者に支那語を聞き話し、且或程度迄支那文を草する事を得せしむるにあり。

敎授の方法としては直接法を用ひ、最初より支那の語音を正確に聽取する事を敎へ、聞きて能く理解し、正しく話し得る迄は、文字を見せしめず、又勿論之を書かしむる事なし、授業は支那人敎師の口授とす、學生が發音四聲意義を了解するに至りて、始めて活版又は謄寫版の印刷物を用ふ、學生が未だ聞きたる事なく、又使用法を知らざる文字は、之を分解若くは書錄せしむることなし、分解及書取の授業は聽取及會話の授業後一週間を經て之を行ふものとす、最初の三週間は聲音の分解及羅馬字寫しを授け、而して特に聲音學を專とし、奇怪且困難なる聲音の單純なる模倣よりも、寧ろ之に對する發聲機關の正確なる位置を知らしむることに特に注意す。

鼓樓醫院は元當大學醫科の附屬病院として設立せられたるものなるが、醫科の齊魯大學に引繼かれたる後も本院は其儘存置することとなり、院長宋啓迪の管理の下に經營せらる。

校長は A. J. Bowen, B. A., L. L. D. にして、其の下に文科大學に十五人、農林大學に十九人師範科に十三人、（大學豫科は大學敎員にて充當）、中學校に二十二人、小學校に十一人、華言科に四人、延人員合計八十八人（兼任を除けば八十三人）の敎師あり學生々徒在籍數は、大學文科七十餘人、大學農林科五十餘人、

師範科十餘人、大學豫科百五十人、中學百五十人、華言科六十人計五百數十人とす

南京滙文女子大學堂 (Nanking Woman's College)

本校は一八八九年米國美以美會によりて創設されたる、滙文女書院の變體にして、一九〇七年米國某女子の寄付金により元と滙文女書院の跡に地所二十畝を買添へて工を興し、一九一一年落成するや滙文女子大學堂と改稱せり、禮拜堂、講堂、迎賓館、體操場、寄宿舎等全部完備し、學生四百五十人を收容することを得、科程は幼稚園、小學、中學、高等、大學及附屬師範とし、學科は國文、道學、算學、英文、地理、歷史、倫理、唱歌、體操、手工及圖畫等にして、各科修業年限及學生定員左の如し。

幼稚園	二年	五十名
小學校	三年	百名
中學校	三年	百五十名
高等	四年	百名
大學	四年	五十名

大學卒業生は或は本校より學資を補助して、外國に留學せしめ、本校及他の學堂の教習に充つるものとす。

金陵神學 (Nanking School of Theology)

本校は米國の Presbyterian Church により一九〇六年十月開校せられたるものにして、學校建築費及土地購入費として、米國「フィラデルフィヤ」の一會友より米貨九千弗の寄附を受けたり、學校敷地約二「エーカー」あり、一寄宿舍と一住宅を有し、開校當初の在學者は僅に二十二名なりしが其後次第に增加せり、科程は Theological Seminary と Traing School for Lay Evangelists の二部に分れ前者は上中下の三級に分れ、後者の修業年限は三箇年とす。

南京基督女書院 (Christian Girls' School Nanking)

本校は一八〇九年米國より來寗したる基督會女子宣敎師の創辦する所にして、專ら幼女を開導し、女界の幸福を增進するを以て目的とし、小學中學及高等の三部に分れ、東西各種科學の外英文、唱歌及手工を敎授す、最も英文唱歌手工は隨意科なり、修學年限は小學四年中學高等各三年、通計十箇年を以て卒業とす、

來復女學堂 (Advent Christian Girls School Nanking)

本校は來復會の經營に係り、修業年限小學中學高等を通じ九箇年なるが、其の組織及規模は基督女學院と異れる所なし。

金陵培玲女學堂 (Friends Seminary for Girls')

本校は一八九二年貴格會の開設する處にして、前記の女學堂と同性質のものなるが、科程は蒙學(四

年)備學(四年)實學(四年)の三とし、纏足女子は一切入學せしめず。

暨南學校

支那側設立の學校にして、小學校教育より中等程度の實業教育を施すを目的として、英語、算學、銀行、經濟、商業、歷史、地理等の諸學科を授く、一九〇九年の創立にして生徒數三百餘名あり。

國立南京河海工程專門學校

土木事業に從事するものを養成するを目的とする專門學校にして、之れが爲に必要なる力學、工學製圖、機械學、化學、數學、測量、道路建設學等を授く、中學卒業者を收容し現在學生數百人あり一九一五年の創立とす。

省立第一農業學校

中學程度の農業學校にして學生數二百數十名あり。

南京高等師範學校

國立の高等師範學校にして、中等教員養成を目的とす、本科の外專科あり、女子をも收容す、生徒數本科四百餘名、專科百二十名、女子部二十數名あり。

附屬中學校あり、其卒業生は高等師範に進み得る制度にして、現在の中學在校生三百二十名あり。

此外尚南京には次の諸學校あり。

學校名	設立者	生徒數	程度	修業年限	備考
高等商業學堂	官	二四〇	高等	三	
中等商業學堂	官	三〇〇	甲種商業	五	
高等學堂	官	一〇〇	高等	四	
江寧初級師範學堂	公	二〇〇	尋常師範	三	
江南蠶絲學堂	官	一二〇	中等	四	
法政學堂	官	一〇〇		六	
江南法政學館	民	四〇〇	高等	一五	
江南府中學堂	公	一〇〇	中等	五	
江南中學堂	官	一五〇	同	三	
上江公學	民	一三〇	小學より中學	五	安徽省同郷人の共同設立
鐘英中學堂	民	一五〇	中學	五	
粹敏女子學堂	官	二〇〇	高等	三	
同附屬幼稚園	官	七〇	幼稚園		
江南女子學校	民	一五〇	高等小學	三	
毓秀女學堂	公	一〇六	高等	三	
女子師範學堂	官	七〇	女子師範	三	
惠寧女學堂	公	五八	高等	三	
法政專門學校	省	一八九	同		

民國法政大學	私	九九〇	高等中等	
金陵法政專門學校	私	一七五	中等	中正街にあり
南京大學	私	一一〇	高等	有名無實にして振はず
江南法律學校	私	三八〇	中等	
民國大學	私	七一	高等	
民國女子大學	私	八五	高等女學	
第一農業學校	官	六五	中等	

傳道

外人の初めて南京に入りしは明の神宗萬暦二十三年（一五九五年）にしてゼスイト派の宣教師Matteo Ricci北京より此に來りしも在住を拒否せられ、後一五九九年三回目の來京により、初めて許可を與へられ、洪武門内に住居を定めて、布教の基礎を定めたり。

後暫く基督教の傳道は絶えたりしが、一八六六年長老會に於て此地の傳道を開始し、爾來各派爭ふて此に入り來れり、現在南京に教會を有する基督教各派次の如し。

長老會

一八四二年阿片戰爭に際し英艦來寧せる後、一八六六年中内國地會所屬一宣教師、南京に來りて傳

道を試み、翌年初めて城内の一民屋を借受け説教所を設けたるが、間もなく同宣教師は病に罹り、教務の進行を妨げられたるが、其後一八七四年に至り、寧波會より會友二名を南京に派遣し來り、南門の家屋を借受け傳道に從事せしむる所ありたり、是れ南京に於ける長老會の緣起にして、今日に至る迄苦心慘憺傳道に從事し、今や相當の盛運を呈せり。

美以美派

一八八二年の創設にして、金陵醫院を開設し、一八八六年滙文書院又滙文女學堂を設け、一九一〇年滙文書院は宏育書院と合併して金陵大學堂と改稱し、美以美會長老會及基督會三會の共同經營に屬したり、本會に屬する教會堂及禮拜堂の數は五とす。

基督會

南京の基督教會は醫士 Macklin 氏（米國人にて英國に歸化したるものなりと云ふ）の創辦する所に係り、同氏は一八八六年來寧したるが、當時風氣未だ開けず形勢穩ならざりしを以て、同氏は醫院の開設を以て着手の手段とし、南門及鼓樓に基督醫院を相前後して開設し、爾來二十餘年間主として支那貧民の施療に從事し傍ら傳教事業に努力せり、一八八八年基督書院を設けたるが後金陵大學に合併せり、一八九二年基督女書院を設け、女子の教育を開始せり。

貴格會

本會は一八〇九年の創設にして、初め婦女聖經學堂を創辦し、一八九二年貴格醫院を開設し、專ら婦人及小兒の治療に任ずると共に、同年貴格女書院を開設し、一九〇八年貴格醫院內に看護婦學堂を附設せり。

來復會

本會は一八九七年の創設にして、其初めは規模甚だ簡にして、常に支那人の一菴を借りて傳道處となしたるが、二年餘にして男女通學々堂處一箇處を設け、一九〇〇年には米國より女子四人を派遣し來るに至り、次第に盛況に向へり。

青年會

眞理を表彰し耶蘇の懿言偉行を發揚し、青年をして法を取る所あらしめ、青年三育の進境を助長するを以て宗旨とす、而して南京青年會の濫觴は今より約二十年前にあり、元と教會所設の學堂內に設けられたるもの五ありしが、後に至り別に一戶を構へ、教會所及夜學堂を設け傳道及教堂に從事し其勢力漸次擴大しつゝあり。

天主堂

一八七五年の創立に係る。

聖公會

一九一〇年の創設にして、敎會堂及禮拜堂の二箇所を有す。

尙是等基督敎會の經營する病院の主要なるものに次の三者あり。

金陵醫院

一八八三年米國美以美會の開設する所にして、開院以來受診者約五十萬人を算す。

基督醫院

一八八六年英國醫學博士 Macklin 氏の開設する所にして、城北、鼓樓及城南花布大街に各病院を分設す。

貴格醫院

一八九二年貴格會の開設する所にして、院長は米國婦人にして、專ら女子及小兒の診察に應ず。

邦商

南京には次の如き邦商あり。

日清汽船會社出張所	下關碼頭	汽船
上海開利洋行出張所	下關停車場	解船業
野村洋行	石板橋	貿易業
吉村洋行	府東大街	雜貨

三星洋行	大功坊大街	雜貨
前田一二洋行出張所		貿易
共益玻璃廠	奇望街	硝子製造
綾野洋行(丸三洋行)	大功坊大街	薬種、醫療器械

外商

南京にある外商の主なるもの次の如し。

亞細亞煤油公司(英商)	石油
美孚洋行(米商)	石油
太古洋行(英商)	
怡和洋行(英商)	
祥泰木行公司(英商)	木材、汽船、保險
支那生命保險相互會社代理店	保險

名勝舊蹟

南京は歴代帝業の地たり、南支那に於ける古都なれば、名勝舊蹟の見るべきもの少なからず、今其主なるものを擧げて簡單に説明を加へん。

明の古宮　明の宮殿址にて朝陽門内にあり、午門を入れば五龍橋を架す、眼鏡形の五石橋並列するも、荒廢僅に其の址を止むるのみ、該橋を渡れば卽ち内宮の地跡にして、宮址には小なる八角堂を殘す外、何等の遺蹟をも見ず、蓋し長髮賊の亂及革命戰の火災に罹りて悉く灰燼に歸せるなり、八角堂内に血碑亭あり、烈士方孝孺の血痕斑々たる石碑を祀れり。

南京孝陵

明の孝陵　城東朝陽門外約三哩、鐘山の南西麓獨龍阜靈谷寺址にあり、沿路には石門、石人、石馬、石象、駱駝等相併立す、花崗石を以て造り、高さ二、三間あり、陵は明の太祖の山陵にして馬皇后を合葬し、周圍は磚壁を繞らし、規域宏大なれど、其廓外にありし樓宇は髮賊の亂に悉く廢滅せり、陵前に二重の樓臺あり、トンネルを以て上層に通ず。

貢院　南門大街の東方秦淮に臨み、孔子廟の東北にあり、古來科擧を行ひし處、規模頗る宏大にして、二萬六百餘の小房を有す、各房に一名宛の受驗者

を收容し答案完成迄房内に寢食せしめたるなり。

孔子廟　秦淮に臨み、貢院に隣す、孔子を祀るを以て孔子廟或は文廟と云ふ、附近は雜閙の地區にして市人の行樂地たり。

雨花臺　聚寶門外聚寶山にあり梁の時雲光法師山頂に座して法を說きしが、天之に感じて寶花を降らしたりとの古事により此名あり、山腹には方孝孺、謝安の墳墓あり。

莫愁湖　水西門外にあり、周圍二哩、蓮花多く、南京第一の勝地たり、湖濱に華嚴庵、勝基樓あり、樓上より淸涼山、石頭城址を望むべし。

淸涼山　漢西門內約一哩の北方にあり、南唐の避暑宮にして、山上の翠微亭は李後主の建立するところ、我が空海上人修業の地と稱せらる。

石頭城址　一名鬼瞼城と稱し、淸涼山の西にあり、天然の巖石に築きし城壁の斷礎にして、吳の孫權此に築き建業と稱せし地なり、古來百戰攻守の地として其名著はる。

朝天宮　城內水西門に近く位置し、昔吳王夫差が佩劍を鍛へし地と稱せらる、宋以來國學或は宮殿を設け、淸朝康熙年間皇帝南巡の際臨幸したる處、今構內に孔子廟あり、現今警察署小學堂等に充用す、規模雄大にして樓宇壯麗を極む。

鼓樓　城內の殆ど中央に位す、されども附近人家多からず、西方に我が領事館あり、樓臺は長方形

にして、煉瓦を以て疊み、洞門三を通ず、臺上は二重の樓宇にして登臨すべし。

北極閣　樓の東方丘陵にあり、三層閣にして元の至正初年の建立に係る、素觀象臺なりしも、清朝の時之を北京天文臺に移せり、淸の太祖南巡して此臺に臨幸し、眺望の絕佳なるを賞し曠觀亭を建つ、閣上より全城を一眸の中に收め得べく、玄武湖、鷄鳴寺は指呼の間にあり。

獅子山　儀鳳門內にあり、晉の元帝始めて江を渡り、此山を見て塞北の盧龍山に似たりとなし、爾來盧龍山と稱せしが、明初現名に改む、山上に砲臺あり。

鎭江

地理市街人口

鎭江は江口より百五十哩を距る揚子江の右岸に位置し、滬寧鐵道により一方上海に一方南京に接續す、尙南北大運河の揚子江に連絡する地點にして、江南より北京に送らるる漕米の輸送は、總て之によりたるを以て、交通上最も重要なる地點とせられたり、揚子江は河口より此地に至る迄四時孰れの時を問はず、外洋航海の巨舶を入るべし。

鎭江は揚子江が北より東に向つて流れ來り、南に向つて轉回せんとする地點にあり、江岸と鎭江城との間には一脈の高陵地あり、市街は城内城外に分たれ、西門大街、南門大街、天主街、五條街、堰頭街、四牌樓を繁華の區とし、殊に西門大街を第一とす、城内の街路は舖石せるも狹隘にして凹凸多し城壁は甚だしく荒廢し、崩壞せる個所少なからず、東西南北の四門を開き、其面積は東西二十町南北十町あり。

此地の人口は元三十萬に上りしが、長髮賊の亂による荒廢、交通系統の變遷に基く大運河の衰退等より次第に減少し、一九〇一年支那官憲の調査によれば、城内六萬五千城外十二萬七千計二十萬二千

とせられたるが、今日にては十五萬内外と稱せらる。

港灣

鎭江に於ける長江々水の流速は、冬季一時間一、七浬乃至二、三浬、夏季四、七浬乃至六浬にして洪水の時は七浬に達す、潮の干滿に由りて生ずる水面高底の差は、平均一尺九寸餘なり。

長江航行の大型汽船は孰れも鎭江に寄港す、是等の汽船は港内の躉船に繫留するものにして、是等躉船の長さ及其水深、躉船に至る棧橋の長さ及幅を記せば次の如し。

會社名	躉船の深さ	水深	棧橋長さ	幅
滬寧鐵路	一、三五七呎	二八呎	二〇〇間	一、五間
怡和	二八七	四〇	八〇	一、五
太古	二一八	五〇	七五	一、五
英國工部局碼頭	—	—	六〇	一、五
鴻安	二二七	七〇	六四	一、五
招商	二三五	七〇	六四	一、五
日清	二六四	七〇	五二	一、五

南順記	一八〇	七〇	五二	一、五
美最時	二三〇	五〇	五〇	一、五

尙鎭江に於ける小蒸汽船の碼頭を、上流より列記すれば左の如し。

源太內河小輪碼頭、義渡碼頭、招商局小火輪船碼頭、太古怡和共同碼頭、天泰小火輪碼頭、稅關碼頭、稅關小火輪碼頭、戴生昌小火輪碼頭、泰昌小火輪碼頭、鴻安碼頭、招商局小火輪船碼頭、慶少煙廠碼頭、亞細亞石油會社碼頭、美孚石油會社碼頭、興仁煤廠碼頭

以上小蒸汽碼頭は各長さ二十間幅一間內外なり、而して海洋汽船連絡にあたる艀船業者は百四五十戶あり、艀船は大小(大八〇〇擔積小は二〇〇乃至五〇〇擔積)合計百八十餘隻あり。

揚子江は年々其下流淤淺し來り、殊に鎭江附近に於て航路港灣は大に惡化しつゝあり、鎭江の前面に橫れる徵人洲の洲は益々其區域を擴大し、且其凝固の程度を加ふると共に、長江の北岸は漸次浸沒しつゝあり、若し速かに適當の方法を講じ江流の安定を圖らざれば、嘗て黃河に於て起りたる如く、揚子江の水流は現在の江路より遙に東北の方向に於て、新たなる出口を衝き開くに至るべしと云ふ。

今日の徵人洲泥沙洲の北界線は光緒三十一年頃の揚子江の北岸界線たりしものなるを以て、今日の沙灘を形成しつゝある所は、以前の長江たりしものなり、而して該泥沙洲の北界線より南に向け、英國租界護岸に至る間の距離は約一哩なり。

斯の如く鎭江港が漸次淤淺を來したるが爲め、從來英租界江岸前に碇繫し居たる最後のハルク一隻

も亦之を他に移さゞるを得ざるに至り、爲めに汽船の入港に際し、交通上に多大の不便を生ずるに至り、大嵩なる郵便物の如きは、風雨等天候不良の時は、其揚卸しにつき一層危險を感じ、從つて遲延等の不利あるを免かれず、英商怡和洋行のハルクは租界の下石油タンクの上に位置し居り、未だ棧橋を設けあらず、故に陸岸との距離の爲め甚しき不便を感ぜり、又英商太古洋行のハルクは江の中流に碇繫せられ、該泥沙洲燈船の少しく下位に在り、曩に一九一九年及一九二〇年上海に於て開催せられたる支那及香港に於ける英國各商業會議所の聯合會議の席上に於て、揚子江江流の狀態より觀察し、其江勢惡化を防止する爲適當の措置を執るの極めて緊急事なることに就き一の決議を通過したることありしが、是等適正なる薦言も其儘閑却し去られて、未だ何等の施設をも見るに至らず、鎭江稅關の稅務司は一九二〇年に於て、一の特別委員會を設置し、揚子江及各支流を改善し、且今後の惡化を防止する等、全體の問題に關し、遲滯なく研究に着手せしめ、而して後更に揚子江流域水系なるものを組成せる各水路の維持の爲め、浚渫事業の一般的計畫及永久的擔任委員等の任命並に必要なる諸機械の設備等に關し、浚渫專門大家等をして充分なる講究に當らしむること最も必要なるべしとの意見を提出したるが其準備未だ具體化するに至らず。

沿革

禹貢揚州の域にして春秋の時は呉の地たり、後越に屬し戰國には楚に屬し、秦には會稽郡の地たり、

金山寺

漢之に因りしが後漢に呉郡に屬し、三國の呉は京口鎭と云へり、晉初毘陵郡に屬し、永嘉五年晉陵郡治となし、繼いで又徐兗二州を僑置し之れを北府と云へり、宋には南徐州の治たり、宋永初二年徐州を加へて南徐州と云へり、隋には初平陳州となし、後延陵縣と改め、開皇の始潤州を置き、大業の初州を廢し江都郡に屬せしむ、唐の武德三年復潤州と云ひ、天寶の初丹陽郡となし乾元の初故に復す、建中年間初めて鎭海節度使を此地に置く、宋には潤州と云ひ、開寶八年改めて鎭江と云ひ元には鎭江路となし、明初江淮府と稱せしが、後鎭江府に復し清も之れにより、民國に及べり。

鎭江甘露寺には日本畫仙雪舟が畫く所の金山寺の畫あり、また日本空海上人此處に遊べることあり、倘阿

部仲麿に關する傳說もあり、建安十四年劉備此寺に於いて孫夫人と結婚せり、昔甘露寺に一狠石あり、世に傳ふ昔劉備吳の孫權と共に此の石に據りて曹操を謀りし所と、其の石早く亡失せりと傳へらる。

金山は一名獲荷山と云ひ、宋の韓世忠元の兀朮を鎭江に邀へ、海艦を金山の下に泊し、鍛鐵の長鎖を造り、處々に大鉤を附し、以て敵艦を沈めたる處なりとす。

英軍の占領

阿片戰爭により廣東より北上したる英國艦隊は、寧波の攻擊を爲したる後、一八四二年五月七日より更に行動を開始し、五月十八日に乍浦を攻擊し、六月十三日に於て吳淞にて增援の爲派遣したる英國艦隊と合し、大に勢力を加へたる上、其十六日に於て吳淞砲臺を攻擊し十九日には上海を占領したるが、それより揚子江を遡つて內地に進み、六月二十日に於て鎭江に到着せり、此地を防禦せる清軍の數は九千にして城外五哩の地に駐在して、防戰の準備をなし、更に城內には一千六百の滿洲軍と八百の清軍とありて、專ら英軍に備へたりしが、之に對する攻擊軍は六千九百名なりき、鎭江は揚子江と大運河との相接する最も重要なる地點にして、此地の陷落は淸國の運命に重大なる關係あるに拘らず、彼の支那の大帝國を以てして、是が防禦の爲に僅に此少數の軍隊を集中し得たるに過ぎず、

而も其防禦軍の中にありても何等の統一と節制なく、各軍隊が個々獨立の觀ありたるが如きは、滿洲朝廷の威力既に國内に全からざるものあるを英軍に感ぜしめたりと云ふ、開戰の結果は守備軍の滿洲軍は、稍々勇敢の行動を示し、能く英軍に當りたるも、其他の淸軍は忽ちにして敗走し、其結果鎭江は何なく英國の占領に歸せり。

鎭江は大運河と揚子江の連絡點にして、江南の漕糧は此を通じて北上せざるべからざるに、此要地が英軍の占領に歸したる事は、淸廷にとりては甚大の苦痛なりき、之れを以て淸廷は速に英國と和を講ぜざるべからずとなし、遂に南北條約の締結を見たり。

長髮賊と鎭江

髮賊の亂に際しては鎭江亦賊徒の手に歸したり、洪秀全が南京を陷るゝや、直に林鳳祥、羅大綱、李開芳、曾立昌等の數將に大兵を率いて東に下らしめしが、彼等は直に鎭江を攻め、咸豐三年二月二十一日遂に之を陷れ、爾來賊徒の占據する處となりしが、咸豐七年十一月十二日（一八五七年十二月二十七日）提督張國樑、總兵虎嵩林等江南の軍を率ゐて之れを攻めて奪回せんとしたるに、賊將吳知考は兵を率ゐ圍を衝いて南京に走り、五年にして始めて淸軍の有に歸せり、虎嵩林は城に入りて火を放ちしが、時恰かも北風烈しく火焰滿城、街衢悉く焦土と化せり。

一八五八年十一月七日此地を通過せる英國使節 Elgin の一行が親しく戰後の事情を視察して記述する所次の如し。

揚子江の右岸に上陸し、河岸と城壁との間に横はれる、往昔土木工事の遺跡たる丘陵を越え、約二哩の平原を步行して鎭江に達したり、此河岸より鎭江に至る一帶の地は、平原地にして、最近に至るまで、人口稠密なる、極めて繁華の土地なりき、然れども數ヶ月前に是等の地方は賊徒と淸朝軍隊との激烈なる交戰地帶となり、總ての建設物は悉く荒廢に歸せり、行々目に觸るゝもの僅に少數の農夫が、甞ては彼等の住宅地の存在したりしと思はるゝ地に就て荒廢せる彼等の家產を掘返しつゝあるのみなり、往々全然破壞し盡されたる家屋の殘部の存するものを見るも、一帶の風光悉く激烈なる戰鬪の跡を物語るものにして、極めて悲慘なる光景を呈せり、我々は北門より市內に入りたるが、一見恰もポンペーに到りたるの感ありたり、一行は市街の各地を巡覽したるが、破れたる屋根崩れたる垣いづれも草蓬々として其上に繁り、家具什器の破片到所に堆きも、人の絕えて往來する者を見ず、行くこと暫らくにして芬々たる臭氣の鼻を衝くものあり、人民の居住區域に近きたるにあらざるやを思はしめたり、果然行くこと暫くにして、市街の外觀を呈する地に出でたるが、居住民は極めて少數にして、市街と云ふも僅に二條の街路の相交叉するに過ぎず、此所に集れる土人は悉く襤褸を纏ひ、饑に迫られたる群衆にして、彼等は外國人の近づくものあるも饑と寒さとの爲

めに、之に目を留むるの餘裕すらなく、隨て一行は何等彼等の爲めに煩はさるることなくして自由に通行するを得たり。

それより一行は進んで江岸に聳えたりし要塞に到りたるが、其通路には尙ほ莊麗なる石門の破壞せらるゝことなくして立てるを見たるが、廢墟の中に此くの如き莊麗なる門を見出すは、一の奇蹟の感ありたり、要塞上より目を放つて城壁を繞らされたる市內を見るに、悉く敗殘の跡にして焦土の外目に觸るゝ物なき有樣なり、抑も鎭江は一八五三年四月一日に於て、何等の抵抗なくして賊軍の爲めに占領せられ、一八五七年の初に於て、清軍の包圍を受くるまで其占領に屬せり、然るに清軍の久しきに亘る包圍攻擊の結果、物資の缺乏を來たし、遂に陷落するに至れるものなり、其後は清軍の占領に歸しつゝあるものなるが、一行が現狀に就て判斷する所に依れば、舊來の住民は此所に歸來することを喜ばざるものゝ如く、隨て殆ど舊狀の回復を見ることなし、現に城內に歸來せる者は、少數の貧民階級、若くは小商人のみにして、政府當局は、官廳、孔子廟其他を再建して、頻りに住民を招致することに努めつゝあるも、其效果は殆ど無きものゝ如し、賊軍は本市の占領中其境域を擴め城壁を擴大して、東方は其最高地に達せしめ、河岸は水邊に近くまで至らしめ、舊來の城壁よりも非常に其範圍を大ならしめたり、鎭江の人口は從來五十萬人と稱せられたるも、今日に於ては僅に五百人に足らざるべしと信ぜらる。

開港

鎭江は揚子江と大運河を控へ、且江口より自由に巨船を入れ得べきを以て當初極めて重視せられ上海に代はるに足るべき要港なるべしと稱されたり、英國が一八六一年天津條約締結に際し、揚子江の開放を求むるや開港場については先づ第一に鎭江を擧げ、卽時之れを開かしむる事とせり。

居留地

鎭江居留地は一八六一年英國領事と支那官憲との交渉により選定せられたるものにして、大運河と揚子江との會流點の西より起り、鎭江城下に至る間の揚子江に沿へる一帶の地域にして、其長さ約四分の一哩、幅亦大體同長なり、居留地は全部平坦なる地にして之を十八に區分し、各區共三萬五千平方呎あり、其内九區は揚子江に接し、其他は其後部に在り、道路は江に沿ひて並行に建設せられ、沿岸には約四十呎の幅の大道居留地の全長に及びて設けらる、地代は年々支那政府に對し一畝に付千五百文を納附すべき規定にして、土地の所有主に對しては一八六四年に、英國領事館より九十九箇年を限り永代借地證を出して、之が所有權を確かむる事とせり。

揚子江は此居留地に面せる地點に於ては水流殊に急にして、萬船の繫留、汽船の投錨等に甚だ困難

なりしより、比較的水流の緩にして、停泊容易なる對岸の地を選び、玆に躉船等を繫げり、然るに支那當局者は斯くの如き活動的殖民地の形成に對し、非常に反對し頻りに之が移轉を求めて止まず、遂に一八六六年の春に於て、其内の支那人に屬するものは、支那官憲の爲に鎭江城外に移轉するの已むなきに至れるが、外國人に屬するものは其の後も依然として北岸に位置せりき。

此居留地は借地人の選擧に據る參事會の管理の下にあり、道路、下水、街路、護岸工事等は何れも此市參事會に依て經營せられ、又其監督の下に、警察隊を組織し、居留地内の治安維持に任じたるが、其結果は良好にして成績の見るべきものありき、其後一八八七年に至りて數名の印度人巡査を加へたるに其結果不幸にして居留地内の支那人の或者と此印度人巡査との間に衝突を起し、夫れより排外的風潮を助長せしむるに至り、遂に其爆發を見たるが、一八八九年二月に至り、此不穩の形勢は鎭定せられ、之と同時に印度人巡査は解雇せらるゝ事となれり。

一八九一年印度支那汽船會社の躉船の附近に、外國軍艦及び外國人の用に供せんが爲に、新たに棧橋を設けたるが其結果汽船の昇降等多大の便益を加ふるに至りたり。

一八八九年の排外暴動の結果に顧み市參事會は、將來斯の如き爭擾の起らざる樣、相當の方法を講ずる事とし、先づ支那官憲と協議の結果居留地の附近に支那人の警察署を設置せしめ、居留地内の警察官に依て逮捕したる支那人は、此警察署に送りて審問處罰を行はしむる事とし、更に又外國人保護

の爲に、居留地に近く軍隊の出張所を設けしむる事とし、尙居留地内の警官に對してライフル銃を所持せしむる事とせり。

一八八七年六月居留地外の郊外に至る道路を建設する事に決し、在住外國人より寄附金を求め此目的の爲に一の特別委員會を組織せり、該事業は居留地より各方面に向ひ約二十哩の間風景の佳にして散策に適する方面に向つて、數條の道路を建設せんとするにあり、程なく其目的を達成することを得在住外人に多大の便益を供する事となせり。

鎭江は飮料水の供給困難にして揚子江より水をあげて水道を設けたり、後取入口附近が次第に泥砂の爲に埋められ、居留地在住者は給水につき不安を感ぜしが、一九二一年八月に至り水道改良工事完成し江岸より千五百碼のパイプを江水に突入し、是により一時間六千ガロンの水を供給し得るの設備なり。

官公署

鎭江には次の官公署あり

鎭守使署　　道臺公署
丹徒縣署　　海關
電信局　　郵政局
英國領事館

マツチ倉庫

貿易

鎮江は其開港の始に當り揚子江大運河並に無數の水路による水運の便あるを以て、其商業範圍は廣大にして、北は山東、河南、北江蘇より南は安徽、江蘇南部、而して西は揚子江一帶に其勢力を及ぼし得べしとせられたるが津浦、山東兩鐵道の開通は山東省のみならず、江蘇北部の貿易を青島に歸せしめ、更に津浦、滬寧兩鐵道完成の爲、南北支那の交通運輸路は、鎮江より南京に移り、鎮江の商業範圍は次第に狹小となり、今や江北運河一帶の地及江蘇省徐州、安徽省壽州、潁州、亳州等に限らる是、等地方に集る特產物としては獸皮、豆、胡麻、落花生油、黃糸、藥材等とす、將來に於ても鎮江の貿易に大なる發展を望む事は困難なるべく、最近の其貿易狀況は次の如し。

一九二一年貿易狀況

總説

一般經濟的不況の時に當り、鎭江に於ける一九二一年度（以下本年と稱す）純貿易額が僅に百萬兩の減少を示し、稅關總收入に於て二萬兩未滿の減收に止まりたるは、寧ろ好成績と云はざるべからず當港内の徵人洲沙灘に對する浚渫工事は、本年中何等爲さるゝ所なく、漸次擴大して當港商業地區を封鎖しつゝあり、該沙灘の狀況は、今年中一層惡化し來り、今や英國租界前面江岸には一萬船の繫留せらるゝなく、從て當港に寄港しつゝある定期河用汽船は、船客の乘降荷物の積卸に甚しき不便を蒙りつゝあり、而して大運河の南段への航通は、夏季增水の際極く小型船に限り航行し得るのみにして、實際上交通不可能の狀態なるが、是に對しても河口浚渫上何等企畫あるを聽かず、英國工部局は此港内の淤塞に依り、租界内水道給水上多大の困難を來し、沙灘北部の深所に達する爲千五百碼の鐵管を布設しつゝあるが、是とて將來更に延長せざるべからざるやも計難く、居住内外人に取り極めて緊要なる問題なり、左に掲ぐるは當港の狀態及鎭江と重要商關係を有する北部及東北部一帶の狀況に精通し居れる一外國商人の意見なるが、其儘茲に摘錄せん。

『商業は一般に前年に比し減退を示したるが、其主因は水災の爲内地各所に於ける貨物移出入の杜絕に因るものなり、本年七月以前の商況は略、順調なりしが、七月に至り河水氾濫し、現に裏下河地方全

體卽興化鹽城阜寧其他の地方に於ける各村落は今尙浸水中なり、高郵縣下方面に於ては高郵寶應揚州各市の氾濫を防ぐ爲、大運河の堤防三箇所を開放したる結果、運河東方一帶及南は仙女廟に亙り、北は淮安附近より海岸に至る一帶悉く浸水せり、其間生命財産の損害少からざりしなるべく、浸水を免れたるは二三大都邑に過ぎずして、何れも避難者の爲平時の五倍乃至十倍の人口を有し居るの狀態なるが、余の見る所に依れば若し今次の浸水にして現狀を持續し、且一九二二年に於て增水期に入ること早きに於ては、上記各地方は恐らく一大湖水と化し、今後數年間減水の機なかるべし、而して本年中土匪の騷擾は極めて多く、淸江浦の北地方殊に甚しく、是が爲內地旅行は危險にして貨物の輸送も亦遲滯を極めたるが、官憲は是を鎭壓し得ざるものゝ如く、其情勢は益々惡化の徵あるを看取し得たり、貨物は水災に困り激流甚だ急にして、民船の航行を不可能ならしめたる爲、運搬上大に手間取り、且江水一時運河堤防を越えたるに依り、小蒸汽船の航行二箇月間停止せられたり加ふるに大運河工程局は高郵より馬棚灣に至る間三十支里に亙り浚渫の爲運河を閉鎖したるに因り、商業は大に阻礙せられたり、前年末完成したる長距離電話は成績良好なるも、尙改良を要すべき點極めて多し、而して此長距離電話に依り鎭江を起點とし、十二圩迄四十五支里揚州迄六十支里仙女廟迄七十二支里、邵伯迄八十支里、高郵迄百四十七支里間に通話し得るに至りたるが、淸江浦に至る三百七十七支里間も近く全通すべしと云ふ』

鎭江港輸出入額三年比較表及貿易額十年比較表を示せば左の如し。

鎭江輸出入三年比較表（單位兩）

	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
外國品總輸入額	一二、七一一、八八四	一六、〇一八、二三五	一五、九二二、九三四
外國及香港より	三、八〇〇、一七五	五、六一四、五五七	五、五七二、五七八
支那諸港より	八、九一一、七〇九	一〇、四〇三、六七八	一〇、三〇五、三五六
外國品再輸出額	一、二〇六、〇一八	九八二、九五九	九四二、六四六
外國品純輸入額	一一、五〇五、〇六六	一五、〇三五、二七六	一四、九八〇、二八八
支那品輸入額	七、八五八、三五七	八、六三四、三二三	八、六八七、九八五
支那品再輸出額	一五八、二八〇	一三三、三七二	一四〇、四六九
支那品純輸入額	七、七〇〇、〇七七	八、五〇〇、九五一	八、五四七、五一六
支那品總輸出額	五、五三三、一九八	五、三〇〇、三八〇	三、九七九、九六〇
外國及香港へ	五四〇、七一九	二八七、〇〇九	三五一、〇六九
支那諸港へ	四、九九二、四七九	五、〇一三、三七一	三、六二七、六九一
總輸出入額	二六、一〇三、四三九	二九、九五二、九三八	二八、五九〇、六七九
純輸出入額	二四、七三九、一四一	二八、八三六、六〇七	二七、五〇七、五六四

鎭江港貿易額十年比較表（單位兩）

年別	輸入 外國より	輸入 支那諸港より	輸出 外國へ	輸出 支那諸港へ	貿易總額	再輸出額
一九一二年	三、八三八、二三八	一三、九七三、二九四	一九八、九五四	五、三三四、九三一	二三、三四五、四一七	七八八、九一三
一九一三年	三、八一九、六九七	一二、七一三、七九三	三九一、〇二九	八、六四九、四〇〇	二五、五七三、九一九	一、〇二四、九七三
一九一四年	四、三〇九、二五〇	一三、一八九、八五五	二〇五、二五五	五、九〇二、二八八	二三、六〇六、六四八	一、〇七三、四五一
一九一五年	二、九二四、二二九	一一、六三五、八五二	四九、七五五	五、四五四、〇六七	二〇、〇六三、九二三	九一一、三三八
一九一六年	三、五九九、二八八	一二、三一六、三二七	二五五	四、九七七、〇二七	二〇、八九二、八九七	九四八、八二六
一九一七年	四、八三一、六四八	一一、五三〇、六八七	三三、一三五	三、三五五、三七六	一九、七五一、八四六	一、七三七、六七五
一九一八年	四、三六三、九一三	一三、六一六、一五二	五六二、六九一	二、八三〇、〇三九	二一、三七二、七九五	二、二五四、四四九
一九一九年	三、八〇〇、一七五	一六、七七〇、〇六六	五四〇、七一九	四、九九二、四七九	二六、一〇三、四三九	一、三六四、二九八
一九二〇年	五、六一四、五五七	一九、〇三八、〇〇一	二八七、〇〇九	五、〇一三、三七一	二九、九五二、九三八	一、一一六、三三一
一九二一年	五、五七二、五七八	一九、〇三八、三四一	三五二、〇六九	三、六二七、六九一	二八、五九〇、六七九	一、〇八三、一一五

外國品

直輸入及支那諸港よりの輸入　本年中外國及香港より直輸入せられ、又支那諸港より輸入せられたる外國品の總價格は、千五百九十二萬二千九百三十四兩に達し、此內更に當港より再輸出せられたる九十四萬二千六百四十六兩を控除せば、其純輸入額は千四百九十八萬二百八十八兩にして、前年度純輸入額よりも五萬四千九百八十八兩の減少を見たり、綿絲布に於ては、生シーチング球衣綿纏絲の稍〻增

加したるを除き、他は總て非常の減少を來し、生金巾は二萬千五百三十一匹、ジーンスは一萬二千二百匹を、晒金巾は一萬五千二百匹を、綿イタリアンは一萬二千四百三十七匹を、又綿天鵞絨は一萬二千五百七十六碼を何れも減少したるものなるが、是に反し支那製シーチング類及綿糸は、外國品の輸入減少の結果、幾分増加を示し、即ちシーチングは前年の五萬八千八百六十五匹より、六萬七千四百八十匹に進み、綿糸も亦二千九百二十三擔より三千七百十八擔に増加せり、本年度外國綿製品の輸入額を過去二年に對比すれば左表の如し。

外國産綿製品輸入額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
生金巾	疋	八六、六二二	九〇、一五六	六八、六二五
生シーチング	同	五六、九二〇	五五、八九〇	六六、八二〇
生雲齋布	同	三、五九五	二、八七〇	四〇〇
ジーンス布	同	五二、九五〇	五四、一六〇	四一、九六〇
生天竺布	同	一三、三二〇	一二、一五五	七、九四〇
晒金巾	同	八四、五一六	九六、九六五	八一、七六五
染色、柄、無地、綿モスリン、寒冷紗、細地金巾	同	四、一六八	六、八四五	五、〇四〇
染色金巾及シーチング	同	三、三三一	一、四二〇	七四〇
同天竺布及緋金巾	同	一六、八九二	一五、七三二	一五、一九〇

同無地綿イタリアン	同	七二、八五〇	八〇、〇一五	六七、五七八
同無地畦織	同	一〇、九六七	一三、七七八	九、三六三
同無地綾吳呂	同	三、六四四	一六、三三六	一二、五八四
同模様綿イタリアン	同	二、四〇〇	二、八五二	二、五五九
同模様畦織	同	八二〇	九九〇	二七〇
同　模様綾吳呂	同	二、七八八	三、七九九	一、一〇七
紋　綿絽	同	五、二五九	五、三三四	一、五七八
綿天鵞絨	碼	三六、二一三	三〇、三八〇	一七、八〇四
捺染金巾	疋	一二、六八八	二六、八六一	二二、九七一
ハンカチーフ	打	二六、三二七	二五、四七一	二〇、六五五
タオル類	同	四、〇六八	三、九六一	二、二六七
生綿糸（印度）	擔	四九二	二二五	九六
同　（日本）	同	三一七	七九六	三六二
球卷綿糸	同	三二	二六	三五
同上卷眞を有するもの	「グロス」	一、六七三	二、四〇六	一、六五二

又雜貨に於ては各種袋類は二十七萬七千四百三十五個減少し、紙卷煙草は前年の三億六百三萬五千本より、三億二千六百五十七萬六千本に增加したるが、英米煙草會社と南洋兄弟煙草會社との競爭の結果は、煙草の賣行增加を促したるもの丶如し、次に主要輸入品中大打擊を蒙りたるは石油にして、

統計上に見るも二百五十二萬三千六十八「アメリカガロン」の減少を示したるが、スタンダード石油會社が其油槽を新に浦口に開設したることは、確に或程度迄當港に於ける輸入減少の原因たるべし、砂糖の輸入は極めて好況にして、前年に比較し赤砂糖は二萬七千六十二擔、白砂糖は四萬四千六百五十九擔、精製糖は二萬五千四百十一擔、氷砂糖は四千四百三擔の増加を來し、本年中外國より輸入せられたる砂糖の總數量は實に二十二萬二千七百十三擔に上りたるが、內七割七分は香港より、一割八分はフイリツピン群島より、五分は日本よりの輸入に係るものにして、砂糖の値段は上半期は可なり高値なりしも、糖業者の競爭と需要不振の爲下半期中漸次低下したり。

外國雜貨輸入額三年比較表及金屬鑛石輸入額三年比較表左の如し。

外國品輸入額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
鮑	箇	八〇九、七九〇	七九七、七六二	五二〇、三二七
黑海參	擔	九六五	一、〇一八	九三六
硼砂(生及精製)	同	七四	六四	六七
蠟燭	同	八、一二六	七、一五〇	九、四〇九
紙卷煙草	千本	二一六、〇三三	三〇六、〇三五	三二六、五七六
石炭	噸	一二、三四七	一四、〇七二	二八、五五九
アニリン染料	兩	二〇、六七一	一五、九四七	三二、八九六

栲皮	擔	三、八九八	二、五三九	四、二八四
人造泥藍	同	五九三	一、六二八	一、六六一
天然水藍	同	一、六七五	一、六四三	四八五
蘇木	同	四、八八二	二、六八三	一、一二八
椰葉團扇(下)	本	九、八八二、四二〇	一一、六九一、一三〇	八、二一五、〇五〇
同(上)	同	二、五七九、六一一	二、一三〇、四九〇	二、七一七、二五四
燧石	擔	八、五六八	三、四四五	一、九四四
窓硝子	箱	二、一二七	三、八五五	三、八三〇
燐寸	「グロス」	四八二、六二五	四五六、八五〇	一〇九、八〇〇
縫針	千本	四八、四九三	四八、九四一	四六、〇七五
米國箱詰石油	「ガロン」	一、五六九、九九〇	二、八〇九、五六〇	三、三五三、二七五
同油槽石油	同	六、九〇九、三一二	八、三八八、二三四	五、七一一、八〇八
ボルネオ油槽石油	同	二二二、七七七	—	四一〇、二九九
スマトラ箱詰石油	同	六七、九〇〇	一四一、四六〇	五六、七九〇
同油槽石油	同	二、二五六、八五六	二、五八二、六二七	一、八六六、六四一
紙	擔	一一、一七五	一五、七五七	一〇、八六三
黒胡椒	同	二、七二五	三、五四六	一、六五二
白檀	同	三六、三五一	三七、七八二	二六、七五九
海草(昆布を含む)	同	一一、九五〇	一八、五五二	一七、二九七

各種石鹼	擔	六、四四〇	五、〇七九	三、六五八
曹達	同	四三、四八八	二〇、一六〇	三四、三一〇
赤砂糖	同	一〇六、二六五	七三、二二四	一〇〇、二八六
白砂糖	同	一一、二五一	一三、五七九	五八、二三八
精製砂糖	同	一八〇、二五四	一四六、四九一	一七一、九〇二
氷砂糖	同	九、六五六	七四五八	一一、八六一
軟木材	平方尺	二九四、〇九二	三六五、八五八	六五一、六三三
綿製蝙蝠傘	本	四五、四八七	三七、六四二	二九、二四六
パラフィン	擔	一、七六六	四、二八七	八、六二九
眞鍮及銅製品	同	二八六	一、一七四	八二九
鐵條及竿鐵	同	七、〇三四	三、八〇四	八、七八〇
礫狀鐵及斷鍊	同	六、三三五	一二、一一八	一一、二八六
釘鐵	同	五五一	六五八	—
鋲釘及角鐵	同	九、一〇二	七、九五四	九、一八〇
板鐵斷片	同	一四、四七四	五四、三一七	四六、三九四
鐵鍊	同	二、〇九五	一、〇三一	一、七〇一
其他鐵及鋼鐵製品	同	八、四三三	一五、一五四	一三、五六九
古鐵	同	三一、七一七	四四、八六二	三八、〇三八
電鍍薄鐵板	同	一、四〇五	三、五五〇	三、一二六

電鍍鐵線	同	二、八五〇	一、八七二	二、六三七
同短線	同	五、六九三	六、七三九	八、〇四四
鉛塊及條	同	五、六二七	二、九九二	四、三八四
鉛製品	同	四七〇	—	—
ニッケル	同	一二六	八八	六七
竹狀鋼	同	一、五六一	二、九六七	一、六一九
錫錠及塊	同	一三六	二一六	一八八
波狀及平面ブリキ	同	三五、四二九	二二、三二八	二六、五三五
亞鉛製品	同	二〇	八八	四六

外國品再輸出は前年に比し四萬三百十三兩を減少せり、再輸出品中の主要品たる石油は三百十七萬六千八百二十五「ガロン」より二百三十九萬四千三百七十「ガロン」に減じたるが、右は輸入の衰減に因るものなりとす、左に主要外國品再輸出額三年比較表を掲ぐ。

主要外國品再輸出額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
椰葉扇(粗)	本	一、二七〇、四九〇	九四四、九五〇	七四八、一五〇
燐寸	「グロス」	一〇、七〇〇	二五〇	—
米國箱入石油	「ガロン」	二三八、〇〇〇	四七二、九〇〇	二九二、七〇〇
同油槽石油	同	二、三九八、八〇六	一、四七一、二二五	四一六、二三〇

ボルネオ油槽石油	「ガロン」	三一一、二〇六	二五九、九一五	二一、四一〇
スマトラ油槽石油	同	一、八六八、二五八	九七二、七八五	一、六六四、〇三〇
寶達	擔	三七四	二三	一
赤砂糖	同	八六八	一四九	八八
精製砂糖	同	六、四三五	六七〇	一七〇
パラフィン	同	二四三	一二八	五七

支那品

外國及支那諸港への輸出(再輸出を含む)　本年支那品の外國直輸出額は三十五萬二千六十九兩に達したるが、輸出品中支那郵便局小包郵便に依りたる絹絲布類が三十五萬七百十四兩に增加したるを除き、他に特記すべき進步を認めず、支那品の沿岸貿易に於て、其總價額と是に對する徵稅額とを前年度と比較するに、徵稅額は增加し總價額は却て減少せる如く、一見甚だ奇異なるも、此價額の減少は小麥及麵粉の如き免稅品の減少したるに因るものにして、卽ち小麥は三十八萬三千八百五十九擔より十九萬二千四百九十八擔に、小麥粉は三十九萬千二十一擔より十八萬八千七百三擔に下り居り、又稅額の增加は豆粕鷄卵(貯藏)等の輸出品增加の原因に因るものなり、支那產雜貨輸出額及再輸出額三年比較表を左に揭ぐ。

支那品再輸出額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
黑及赤棗	擔	一九〇	三八〇	三六三
染料	同	七〇四	四六六	四三九
桐油	同	一、三四七	三、二〇九	一、一七二
赤砂糖	同	一七三	七〇二	二三四
葉煙草	同	四、三八九	二、三二五	一、〇〇七

支那產品輸出額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
明礬	擔	四一	—	—
豆餠	同	八六、五一五	一二五、六四八	一六六、九七五
大豆、豌豆	同	一四、六七一	一六二、八七七	七五、三七七
麩	同	一三二、二二八	一一三、四三七	六六、〇四〇
小麥	同	一八〇、〇〇九	三八三、八五九	一九二、四九八
茯苓	同	二、〇二六	一、六八〇	二、四三一
黑及赤棗	同	二、七七三	一、〇九〇	八八八
蛋白蛋黃	同	九、五三三	六、三〇二	二、四二一
卵	千個	二、一七四	三、二七二	四、七三七
大麻	擔	五、七七六	六、八三二	九、三九五
麵粉	同	三〇一、一九九	三九一、〇二一	一八八、七〇三

品目	單位			
落花生	擔	三、五四四	七七〇	二〇〇
同（實）	同	四、八四〇	二四四	九〇九
ゴム	同	三、三五二	三、七三三	四、三九一
金針菜	同	一六、五三九	一二、二一七	八、九〇九
蘆及藁蓆	枚	二〇〇、三七二	二六五、八六八	二三五、〇一一
藥劑	兩	四九、三七六	五四、七四一	五七、三一〇
落花生油	擔	七、九二三	二、〇四八	二、〇二五
胡麻油	同	九、九八八	一、六七六	三、六一七
支那酒	同	六、五〇二	八、一〇四	五、一六八
瓜子	同	三、二九二	四、三八一	一、二一八
旗那	同	三、〇五五	六二九	六一八
胡麻	同	二七、二六七	三八、七一九	二五、一〇三
練絹	同	三一二	三二八	三五四
白絹	同	二	二	—
繭	同	二〇七	二三六	二八三
屑繭	同	一〇三	一〇三	一三三
絹布	同	九三七	五五七	六八七
牛油	同	二五四	—	一二五

外國及支那諸港への輸入　當港輸入支那品は主として上海漢口より來るものにして、本年度輸入總

額は前年に比し五萬三千六百六十二兩の增加を見たり、主要品中燐寸は外國輸入品中記述せる日本燐寸の減少と同様に激減したるが、這は半は當地製造燐寸の需要旺なると、半は前年末に於ける賣殘品受渡し未濟の在荷に抵制せられたる爲なり。

各種砂糖は六割增加したるが、本年赤砂糖の市價は春先頃擔八兩六錢迄騰貴したるも、年末に至り五兩壹錢迄下落せり、左に支那綿貨金物雜貨輸入額三年比較表及洋式機械製品輸入額表を示す。

支那品輸入額三年比較表

品目	單位	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
シーチング	疋	四八、九四〇	五八、八六五	六七、四八〇
雲齋布	同	九、一八〇	四、五八〇	四、四二五
土布	擔	五〇九	七〇五	三七二
綿糸	同	一、八四二	二、九二三	三、六九四
綿縫糸	同	—	—	二四
鋼鐵製品	同	六四六	九九一	一五八
鉛	同	一、九五三	四、八九三	三、四五九
水銀	同	一九	一五	一三
砒素	同	七〇	五六	九八
鞄	箇	一三九、〇〇〇	五〇、七五九	二一、八九〇

紙卷煙草	擔	三、四七二	六、七五二	八、四六一
石炭	噸	五八、三六六	五五、〇二七	七四、二四三
骸炭	同	一五一	一〇三	一七〇
棉花	擔	一、五二二	四九	五、四六七
黑及赤棗	同	三、六五三	五、一九七	六、三三七
染料	同	六、八一三	五、六〇五	六、一三二
大麻	同	一、一一八	四六九	七六六
苧麻	同	四、〇二九	四、四六四	三、〇五一
爆竹	同	二、〇七一	二、二五二	二、一六七
黑茸	同	一、七六三	一、五二七	一、四九六
夏布	同	四、〇二一	四、〇三六	五、〇五八
石膏	同	三九、七二三	六〇、八一六	四六、九三七
水藍	同	一一、五二七	七、八七六	七、八三九
鐵鍋	同	九、四六八	二〇、二六一	三三、〇八一
龍眼肉	同	一、九二一	一、五七一	一、九四四
燐寸	「グロス」	一六四、四〇〇	二四九、四四二	六三、一五〇
蓆及藁莚	枚	八四、〇六〇	一〇九、四一五	八七、一九三
藥劑	兩	四七、八八九	五二、一六五	四五、六七八
桐油	擔	一三六、一〇四	一〇六、四〇八	九三、九九〇

品名	單位			
上等紙	擔	一、六三四	一、三三四	一、二四三
中等紙	同	二、六〇六	三、二〇七	二、九八一
錫箔	同	五、二七八	六、〇〇七	二、四六一
機製紙	同	一、五二五	一九九	一九五
蓮實	同	一、三一〇	一、三五八	一、八五五
白絹絲	同	三一	二一	二九
黃絹	同	六四	二一	二九
石鹼	同	一、二四七	一、八六五	一、五二三
赤砂糖	同	七、八三〇	二九、一一一	四五、七六〇
白砂糖	同	二、八二九	五七三	三、九五五
冰砂糖	同	八六八	五一六	七四七
植物油	同	二九、三一五	三四、八七一	三七、五四三
綠茶	同	二、五六三	三、三二八	二、七〇七
葉茶	同	七、七二六	六、七六八	四、六八三
粉茶	同	一、二五二	三八一	六〇九
軟木板	平方尺	三八六、八七一	四八五、九八一	一三六、九七八
葉煙草	擔	六一、七二八	六九、五〇四	五八、〇〇七
刻煙草	同	三、二一四	二、九〇一	二、九二三
莖煙草	同	三、一〇六	二、四七八	一、三四六

薑黃	擔	三、七八九	二、三七六	三、五三七
漆	同	二、一〇二	一、八六七	二、〇三三
丸木材	本	八二四、一六一	九三四、〇三九	七二八、九三六

洋式機械製支那品輸入額表

品目	單位	數量	價格
綿製品			海關兩
シーチング類	疋	六一、〇六〇	二八九、九六四
天竺布	同	六、四二〇	二一、四二一
雲齋布	同	四、四二五	二一、七二八
フランネル	同	四〇〇	二、〇〇四
綿糸	擔	三、六九四	一四四、七五六
綿縫糸	同	二四	一、三八六
金屬類			
安質母尼	擔	二	九
雜貨			
ガンニー	袋	一、〇〇〇	一一〇
ブリキ製箱物	「グロス」	八四	七六
蠟燭	擔	二、七二二	四四、八〇三
セメント	同	六、六六三	一二、四六〇

品名	單位	數量	價額
床被	同	一三	八六六
煉瓦	同	一四	六
窓硝子	箱	五〇	四七二
ピアノ	價格	―	三七三
鏡	打	一八	五〇
燐寸	「グロス」	六三、一五〇	一八、九四五
工場製紙	擔	一九五	二、一六五
香水等	價格	―	六〇八
石鹼（長形）	擔	一、五二三	一一、〇八八
香石鹼	打	二、九一八	三四二
サイダー類	同	三五五	一六五
麥酒	同	一、五九二	二、一八四
葡萄酒	同	一一〇	四三五
燐寸軸木	擔	三七〇	六一五

內地通過貿易

移入（子口單に依るもの）　本年度內地仕向移入貨物の總額は七百四十六萬四千四百七十九兩なるが、主なるものは石油の二百四十八萬九百七十三兩、砂糖の二百二萬八千九百十七兩、綿織物の百四萬二千百四十五兩、金屬類四十四萬四千三百六十七兩にして、他は雜貨なり、子口單發給數は前年の一萬七千

三百四十五枚より、一萬四千五百十二枚に減少し、子口稅も亦前年に比し一萬千六百十一兩の減收を示したるが、外國品の輸入減退は通過貿易の不振に對し其主因をなせるものなり。

次に支那工場製品にして特別免稅單に依り內地へ移入せられたるものは稍〻增加し、本年中免稅單發給數は前年の千百四十七枚に對し千四百六十二枚に上り、其總價額は五十七萬三千二百五十兩より六十二萬千二百十八兩に增加せり、左に仕向地別外國移入表及特別免除單に依る貨物の移入表を示す。

仕向地別外國品移入表

仕向地	子口單發給數（枚）	價格（兩）	稅額（兩錢分厘）
江蘇	八、八六四	五、七八二、六九四	七八、七九一・三六二
安徽	二、七六三	五二五、一九〇	八、三八九・三七四
山東	一、〇〇二	三〇六、一〇八	五、〇一〇・一三一
河南	一、七五四	八三九、五九四	一一、八九三・〇〇五
湖北	一〇〇	六、七二〇	一一〇・〇〇〇
江西	五	九八二	一六・四八四
福建	一	三一六	五・五〇〇
浙江	二三	二、八七五	三七・四一三
計	一四、五一二	七、四六四、四七九	一〇四、二五三・二六九

特別免稅單に依るもの

江蘇	一、一九九枚	五八六、二八四両	―
安徽	一三一	一九、〇四八	―
山東	五	一、二二二	―
河南	四〇	七、三九六	―
江西	八七	七、二六八	―
計	一、四六二	六二一、二一八	―
合計	一五、九七四	八、〇八五、六九七	一〇四、二五三・二六九

移出（三聯單に依るもの） 土貨の移出も亦減少し、移出子口税は前年に比し八百七両の減少を來せり、此衰徴は瑣々たる事なりと雖喜ぶべからざる現象にして、三聯單付貨物に對する保證金制度の廢止に依り、土貨の移出は別に旺盛を來さゞる迄も、往年の常態に復歸するに至るべしと期待せられたるに拘らず、遂に實現せざりしものなりとす、產地別支那品移出表左の如し。

產地別支那品移出表

產地	三聯單發給數	價格	稅額
江蘇	一三五枚	二一七、四四三両	一、八〇五・〇二七両
安徽	九一	二四〇、五二一	二、一九三・七六一
山東	三	二、二一三	四四・八〇〇
河南	一八	四〇、四四六	五五二・二六九
湖北	九	三二、五五四	二三二・六五〇

江西		二、五七六	六四、四〇四
計	二六二	五三五、七五三	四、八九二、九一一

船舶

一般規則に依るもの　本年度出入船舶の隻數は、稍減少したるに拘らず、其噸數は却て異常に増加せり、隻數減少したるは本年中南京鎮江間小蒸汽船航行停止に依るものなるべく、噸數の増加は主として海州十二圩間に於ける鹽運送船の需要極めて多かりしに因るものなり、而して本年度出入港船舶總數六千三百五十三隻、此噸數八百五十四萬四千九百三十三噸を、二十年度の總隻數噸數に比較せば隻數に於て二百五十八隻減少し、噸數に於て八十一萬二百四十七噸の増加を見たる譯なり、即ち出入船舶國別表及最近五年出入船舶隻噸數比較表に依れば左の如し。

一九二一年出入船舶國別表

國別	海洋汽船		河用汽船		外國型帆船		小蒸気船		支那帆船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
米國	三隻	五三、六三六噸	九九隻	二九、七三九噸	六四隻	三、九一〇噸	三九隻	三九五噸	一隻	一噸	二〇四隻	八七、六八〇噸
英國	二七	三六、四九六	一、九八四	三、二八四、二六六	一四四	一六、二一六	五六	一、六七三	—	—	二、二一一	三、三三八、四五一
佛國	二	二、八〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二、八〇六
伊太利	—	—	—	—	—	—	三四	八三四	—	—	三四	八三四
日本	三二一	二六四、〇八四	一、一五六	二、一三五、〇一〇	—	—	一二	三二一	—	—	一、四八九	二、三九九、四一五

諾威	二	一、五二三	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一、五二三
支那	一一一	八四、五二九	一、四〇四	二、五五三、六四〇	三	五、二六〇	一二六	三、二〇八	六五八	六七、五八八	二、三九一	二、七一四、二二五
合計	四八五	四四三、〇七三	四、七一三	八、〇〇二、五五五	二三〇	二五、二八六	二六七	六、四三一	六五八	六七、五八八	六、三五三	八、五四四、九三三

最近五年出入船舶隻數噸數比較表

年次	海洋汽船		可用汽船		外国汽船		小蒸汽船		支那帆船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一七年	一二六隻	一六九、八三〇噸	四、四二〇隻	七、〇七九、五六八噸	二四四隻	三九、五四八噸	—隻	—噸	四五〇隻	四四、五〇二噸	五、二四〇隻	七、三三三、四五〇噸
一九一八年	一四四	一五八、六二四	四、一一一	六、七二七、六九九	二九五	四四、二五八	八二九	二〇、七四六	五七八	六〇、〇三四	五、九五七	七、〇一一、三六一
一九一九年	三三九	二九九、五九一	四、三八二	七、二三四、八九〇	二七二	四一、〇七九	六六五	一七、五六五	九三四	九三、九一六	六、五九二	七、六八七、一〇一
一九二〇年	二九〇	二八六、八三一	四、四一六	七、二九九、四一四	二六〇	三四、五九二	六七八	一六、三三七	九六六	九七、五一二	六、六一一	七、七三四、六八六
一九二一年	四八五	四四三、〇七三	四、七一三	八、〇〇二、五五五	二三〇	二五、二八六	二六七	六、四三一	六五八	六七、五八八	六、三五三	八、五四四、九三三

内河航行規則に依るもの　本年七月十二日鎮江に於て通濟義渡總局と稱する支那人の小蒸汽船會社開設せられたるが、該會社は元公益を目的とするものなるも、經濟的困難の爲一人六仙宛の渡船料を徵し居り、而して同社小蒸汽船は鎮江を起點とし、一日五回對岸數箇所の小部落を往復し、每日第一航及終航の際は、江流の中央に位置する形勝の地たる焦山に寄港するものにして、其同山の僧侶及焦山見物客の爲歡迎せられ居るは勿論なり、上記の理由に依り本年度内河航行汽船の統計は二十年度に比し、隻數千二百二隻、噸數二萬八千六百噸の增加を示せり、最近五年に亘り内河航行船を國籍別に

比較すれば左表の如し。

最近五年出入內河航行船國別比較表

年別	米國		英國		獨逸		伊太利		日本		支那		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一七年	八隻	八八噸	五六隻	六五二噸	四二隻	二六二噸	二、〇五九隻	五八、九八八噸	五五七隻	一三、七八四噸	三、四九四隻	七〇、五六三噸	六、二五二隻	一四四、三三七噸
一九一八年	一六	四一〇	六〇	八九八	―	―	一、〇二七	二一、四一三	六七〇	一三、四六三	二、七一四	五〇、九七一	四、四八七	八七、一五五
一九一九年	六〇	一、三三六	四四	六五六	―	―	一、四三三	二九、七六八	七〇二	一三、三七三	三、二四〇	六四、八五五	五、四七八	一〇八、九八八
一九二〇年	一〇四	二、二〇〇	八二	八八六	―	―	一、一二〇	二二、五九四	七三八	一四、二七〇	三、〇一〇	六一、〇三八	五、〇五四	一〇〇、九八八
一九二一年	九四	一、六九四	五八	五七六	―	―	一、〇七〇	二三、〇一四	七二八	一四、八七二	四、三〇六	八九、四三二	六、二五六	一二九、五八八

稅關收入

本年度鎭江稅關總收入額は同年三月以降徵收實施せられたる賑災附加稅を除き、四十三萬八千七百十五兩に達したるが、前年總收入額に比し一萬九千二百九十三兩の減少を見たり、是を各稅種に就て見るに輸出稅の三千三百二十一兩及噸稅の五千六百四十三兩が增加したる以外何れも減少せり。

本年度稅關收入に就き納稅者の國別表並に最近五年間に於ける收入比較表を左に揭ぐ。

一九二一年稅關收入國別表 (單位兩)

國別	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	通過貿易稅 移入	通過貿易稅 移出	計
米國	六二、〇五三・〇一七	五八・七〇三	二〇九・五一二	七、一二八・〇〇〇	―	―	六九、四四九・二三二

英國	六九、六八一・三一六	一七、九七五・九五〇	九、〇〇二・八一一	二、一四一・四六〇	—	—	九八、八〇一・五三七
伊太利	—	—	—	四六・六〇〇	—	—	四六・六〇〇
日本	二〇、二六九・二七八	四、一八九・九三三	八、八二八・四二八	五、五一三・四〇〇	—	—	三八、八〇一・〇三八
諾威	—	—	八一・五〇〇	—	—	—	八一・五〇〇
支那	二〇、二五三・七〇五	五一、八五五・九五五	四八、五〇三・三七四	一、七七六・八〇〇	一〇四、二五三・二六九	四、八九二・九一一	二三一、五三六・〇一四
合計	一七二、二五七・三一六	七四、〇八〇・五四〇	六六、六二五・六二五	一六、六〇六・二六〇	一〇四、二五三・二六九	四、八九二・九一一	四七三、六一二・七八三

最近五年稅關收入比較表（單位兩）

年次	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	通過貿易稅	計
一九一七年	一五二、七三七・四〇二	六五、四二六・五八七	六一、一五六・三二七	一三、九七三・三三三	九四、〇三六・四八六	三八七、三三〇・一二四
一九一八年	一一四、三七九・四二二	六二、三五三・六二六	六〇、九一二・八〇三	九、一三〇・六〇〇	九九、一九一・六四九	三四五、九六八・一〇〇
一九一九年	一三〇、六二九・〇〇七	七九、九六八・〇四六	七四、三〇〇・五〇四	一三、五〇八・八〇〇	一〇五、二六〇・一八六	四〇三、六六六・五四三
一九二〇年	一七九、一五六・二九六	七〇、七五九・三〇一	七五、五六六・〇七二	一〇、九六三・一〇〇	一二一、五六四・一九六	四五八、〇〇八・九六五
一九二一年	一七三、二五七・三一六	七四、〇八〇・五四〇	六六、六二五・六二五	一六、六〇六・二六〇	一〇九、一四六・一八〇	四七三、六一二・七八三

金銀

本年度汽船に依る金銀輸入額は二十五萬七千兩、輸出額は一萬三千三百三十三兩にして、何れも前年の半額位に減少したるが、右は金銀の鐵道運輸の增加に反比例して減少しつゝあるものにして、殊に全年を通じ鎭江上海間の汽船に依る金銀の出入は皆無なりき、卽ち漢口より銅貨三萬兩蕪湖より銀貨一萬二千兩、南京より銅貨二十一萬五千兩を輸入し、銀貨一萬三千三百三十三兩を九江へ輸出したり。

金融機關

錢荘

當地には支那錢荘の大なるもの凡二十数家あり、其業務は主として貸付にして、之が取引先は商業企業者、例へば製絲業者、商人及信用確實なる商店等なりとす、此等錢業店は此外爲替業務をも行ひ、其主なる取引地は上海、蘇州、揚州、徐州、南京、浦口、蕪湖及九江等なり。

錢荘中主要なるは道生、復泰、裕潤、晋生、沅祥、晋源、立豐、牲記、愼康、樂生、元生、阜康等にして其一箇年の取引高は固より一定せずと雖も、大凡其多きも五十萬兩以上に上らず、少きも三十萬兩以下に下らず。

新式銀行

當地には次の新式銀行支店あり。

中國銀行支店
交通銀行支店
江蘇銀行支店
淮海實業銀行支店

通貨

銀錁　鎭江に於ける標準銀は平は估平を用ひ、成色は二七寶とす、但し市内の雜貨等の取引には二四寶を標準とせり、海關にては估平二七寶百四兩一六を以て海關兩百兩と計算す、當地の銀市場は蘇州市場によりて左右せられ、相場は總て日々の蘇州の夫れを受けて決定するなり。

銀元　元鎭江市場には墨其哥銀元の一種のみ行はれしが、一八九五年八月武昌造幣廠開設せられてより、其鑄出にかゝる湖北銀元始めて當地市場に顯はれ、次いで一八九八年には南京造幣廠設立せられ、其鑄出する江南銀元亦當地に流通し始めたるが、其價格は兩者共之を墨銀に比するときは、稍、低きを免れざりき、此外其當時往々廣東銀元亦商取引に使用せらるゝことあるを見たりしが、福建、安徽、北京造幣廠鑄出の銀元は其銀の品質惡しきを以て當地に通用せざりき、其頃當地に於て銀元を以て支拂をなすに當り、墨銀中一割以内の湖北江南銀元を混入するときは、全部墨銀として受領せられ、其より多くの支那銀元を混ずる時は割引せられ、又全部湖北江南銀元を以て支拂を爲す時は一元につき二三文の割引を受けざるべからざりき。

今日にては墨銀、江南銀、湖北銀等の龍洋、民國新幣等一般に混用し、其間相場の開も極めて僅少又は絶無となり、銀元は通貨中最も多く流通し種々の取引に愛用せらる。

小銀貨　一角二角の小銀貨は年と共に其流通額を增し來れり、右小銀貨には江南、湖北、廣東鑄造のもの多し。

銅元　各地造幣廠に於て銅元の鑄造を開始して以來、鎭江市場にも流入し來り、現に一九〇五年には、杭州、南京、漢口及其他の諸地より當地市場に移入せられたる銅元實に巨額に上り、更に同年舊曆八月末日以後、各省の銅元貨を他省に移出する事を嚴禁すとの北京政府の議一度決してより、此禁令を見越して、當地に移入せられし銅元更に多きを加へ、同年當地移入の銅元の數額は之を精確に算定するに由なきも、稅關を通過せし額にても殆ど四百萬枚に近く、此外稅關報告に記載されざる民船に依る移入亦尠少にあらざりき、尙一九〇五年の初には淸江浦に造幣廠設立せられ、其造幣材料として銅板三億三千九百萬枚、銅塊五千五十九擔の輸入を見たりき、而して此造幣廠の最大鑄造力は一日に銅貨一百萬枚なるを以て、其實際に鑄出せる銅貨亦巨額に上れり、此の如く當地流通の銅貨の額頓に增加せしを以て、其價格暴落し經濟上に打擊を與へたり、其後幾もなく淸江浦造幣廠は閉鎖せられ、外省よりの銅元移入は禁止せられしに拘はらず、銅元の價格は毫も囘復する事なく、却て益々下落せり、然し其流通額は敢て減少することなく、今日も一般に用ひらる。

制錢　當地通用の制錢は大錢にして、小錢卽ち私錢の使用は禁止せられたり、然し尙多少の流通あるを免れずして、卽ち兩替錢舖の與ふる制錢一條一千文中、四十文乃至五十文の私錢を混入するを常と

す。

往時制錢の取引盛なる時にありては、當地に於ては制錢を熔解するものあり、爲に制錢の缺乏甚しく現に一八九一年以後の鎭江海關報告中に於て、屢々此點に言及せられたりしが、實際制錢の缺乏の爲到る處取引上著しき障礙を惹起し、その救濟は不景氣挽回策として最も必要なることなりとせられたり、蓋し制錢缺乏の結果銅の銀に對する價格著しく騰貴し、從前一元を以て制錢一千五十文を得られしもの僅かに九百文に當るに過ぎざるに至れり、而して此の如く制錢が著しく缺乏を告げたる主なる原因は、實に制錢の不法熔解に在りとなし、官は死刑を科して之が禁止を計りしも其效なく、制錢熔解は此地方に於ては盛に行はれ、其熔解に從ふ場所江の北岸に六箇所、鎭江市內に二箇所を算せり、斯く一時は制錢の缺乏に苦み、之れが補給を急務としたりしが、其後經濟事情變化と共に、其使用を喜ばざるに至り、今や制錢の流通額僅少にして、其在市額は往時より遙に減少したれども、敢て困難を訴ふるものなし。

紙幣　中國銀行、交通銀行發行の紙幣行はれ、其他上海外國銀行發行の紙幣は此地に於て支障なく通用す。

會館公所

鎭江にありたる會館公所は長髪賊の亂に際し悉く破壞せられし後容易に再興せられざりしが、其開港場となりて通商漸く發展すると共に復興し來り現に次の諸會館あり。

北省會館（山西陝西河南山東直隷）　廣東會館
福建會館　江西會館
浙江會館　廬州會館
旌德會館

◉商會

鎭江商會は光緒三十一年七月創立せられ、現在加入會員三百數十、會董三十餘名あり、會員共同の利益の擁護及會員間爭議の仲裁等をなす。

大運河

南方漕米を輸送する目的を以て掘鑿せられ、多年支那南北水運の要路たりし大運河は、鎭江の對岸瓜州に於て揚子江に合し、更に江を渡り鎭江より江南運河に通す。

往時此運河による船運の盛なるや、北貨卽ち山東直隷方面の貨物及西貨卽ち山西、河南方面の貨物は大運河及淮水によりて鎭江に集り、一方長江流域の豐富なる物資亦江によりて此に來り、鎭江は百

貨輻輳の地として頗る繁榮を極めたりき。

然るに其後汽船又は鐵道による交通盛になり、運河による船運衰ふると共に、鎭江亦昔日の盛を見ざるに至れり。

大運河の船運は今や往時の盛無しと雖も、尙相當の利用を見つゝあり、卽ち鎭江より對岸瓜州に出で揚州淮安を經て淸江浦に至る二百三十支里の間は水量多く、夏期增水時には小蒸汽船の航行あり、但水量大ならざる場合には仙女廟又は淮安に止む、此間の航行に於ては途中揚州、邵伯、高郵、界首、氾水、寶應、淮安に寄港す。

尙鎭江より江南に通ずる運河は蘇州を經て、浙江省嘉興に至り黃浦江と合し杭州に達す、鎭江蘇州間約三百支里にして、增水時には小蒸汽船の航行あり、蘇州より杭州の間は四時小蒸汽船を通ず。

運河は小蒸汽船の外四時民船の交通あり、之れによりて鎭江と與地地方との間に物資の輸送をなすもの少なからず。

水運

小蒸汽船

鎭江は揚子江下流と之れと連絡する水路との小蒸汽船航行の中心たり、此地を起點として附近各地

に往來する小蒸汽の噸數は十噸乃至四十噸内外にして會社名、船名、噸數、國籍、航路等を示せば次の如し。

會社名	國籍	船名	噸數	航路	航路回數
日清	日本	揚州	二一、一八	至清江浦	毎月二十回
同	同	西安	一一、八五	同	同
同	同	蓬萊	一二、〇〇	同	同
同	同	新順	一二、四〇	至揚州	一日三回
同	同	甘肅	一六、四七	南京揚州	同
招商局	支那	恒道	一六、七八	清江浦	毎月二十回
同	同	恒豐	二一、八九	同	同
同	同	公裕	一一、〇五	至清江浦	同
同	同	公陞	一五、〇八	同	同
同	同	恒新	一七、一〇	至仙女廟	毎日一回
同	同	河清	一九、六四	至揚州	毎日三回
同	同	元陞	二〇、八三	同	同
同	同	駿祥	一九、九四	至小河口	二日一回
同	同	安信	一四、五六	至蘇州	毎月十五回
同	同	恒裕	一九、〇六	同	同
同	同	恒茂	一六、六四	同	同

戴生昌	日本	順寧	二五、三〇	至仙女廟	毎日一回
同	同	華波	二七、一二	至淸江浦	毎月二十回
同	同	源新	二七、一二	同	同
同	同	同鈴	二七、一二	至淸江浦	毎月二十回
同	同	錦鈴	二七、一二	同	同
同	同	陸福	一八、八九	同	同
同	同	福建	一六、八九	至揚州	一日三回
天泰	同	同春	九、一二	至六合	毎月十五回
同	同	同發	三五、五二	至南京	一日一回
公記	同	瑞祥	四七、〇〇	同	同
愼記	同	新鎭新	二一、四〇	小河口	毎月十五回
炳記	同	榮泰	一六、九一	至六合	同
泰昌	同	元益	三〇、〇〇	南京揚州	

備考

一、鎭江、淸江浦線は日淸、戴生昌、招商局の三社にて輪番に毎月二隻の小蒸汽船三隻の客船を發するが故に、各社小蒸汽船は三日に一回休航する割合なり。

二、鎭江、揚州線は同上の三社にて、毎日小蒸汽船二隻を以て往復の航行をなす。

三、鎭江、仙女廟は戴生昌小蒸汽船一隻にて、鎭江を午前に出發し招商局と愼記とは反對の側より發船し二日に一往復をなす。

五、蘇州線は招商局一社にて毎日航行す。

六、鎮江、六合線は天泰と炳記と各反對側より發し、二日に一往復をなす。

七、鎮江、南京線は公記(三社共用船)と天泰とにて毎日一往復をなす。

八、揚州、南京線は日清と泰昌反對側より發船し、二日一往復をなす。

民船

鎮江は揚子江、大運河の外附近無數の水路の中心たるを以て、民船の此地に集り來るもの亦極めて多く常に數千の民船此に停泊す、而して是等民船は其停泊に際し、航行地の如何により、大低停泊場所を一定するものにして、其狀況次の如し。

碇泊地	民船の種類
風神廟前	十二圩、揚州、高郵、丹徒行民船
鎮江關前	仙女廟行民船
西門橋附近	丹陽、金壇、常州、蘇州行民船
德記据碼頭	貨物船
花園据碼頭	貨物船

此地を中心とする民船航路は甚だ多きも、大別して左の四航路となすを得。

(一)江北運河航路　本航路は大運河を溯りて清江浦、宿遷、徐州に赴くものと、清江浦より別れて安徽省より河南に入り、周家口に至るものと、鎮江より仙女廟、泰州に赴くものとの三線あり。

此内周家口間の水路は河南に於ける農産物の移出路として、船舶の航行甚だ多く、清江浦宿遷に到

るものは、山東南部の通路として、是亦民船の往來多し、揚州より裏河一帶に赴くものに至りては、運鹽船其大半を占む。

(二)江南運河航路、此運河は常州、無錫、蘇州に通ずべき重要なる水路にして、民船の多くは海を巡りて上海杭州に到る事を恐るゝを以て大半はこの運河による。

(三)長江沿岸　長江一帶、上は湖南湖北より、下は江口に到る間の長江を上下するものは、此の地に出入せざるはなきも、最も頻繁に此の地及び對岸の瓜州を通過する民船は安徽、江蘇兩省の民船なり。

(四)沿海地方　沿海地方殊に浙江、福建、廣東の民船は、以前は入港するもの多かりしが、近年汽船業の發達と共に、漸く其數を減じ、現今は每年入港する戎克は鴨屁股船を除きては、一年二百隻に上らざるべし、而して是等海船は浙江より到るもの最も多く、福建之に次ぎ、廣東地方より來るもの最も少し。

此地に集合する民船は頗る多く其種類次の如し。

一、大焦湖　此種船舶は硬木にて造り、大さ四百五十擔乃至九百擔積にて、帆檣三本あり、造船費は一擔に付一元六角內外乘組員は四人乃至八人とす、安徽の蕪湖、池州等より米を積み來り、歸航は多く空船なれども、時には綿製品、砂糖等の雜貨を積み歸ることあり。

(二)寧國船　仙船とも稱し安徽省寧國府下の民船にして、主として米の運搬に從ふ、淺き水路を通行すべく特殊の造船法によれり。

(三)南京涼蓬子船　本船は大さ五十擔乃至二百擔積にして、帆檣二本あり、其造船費は二百擔積一隻三百元內外なりと云ふ、乘組員は二人乃至五人あり、南京鎭江間の航行に從事し、下航には種々の雜貨を積送し上航には、從來主として外國輸入雜貨を積み來りしが、近來は外國貨物少きため、種々の土貨或は旅客を乘す、時々鎭江より大運河により蘇州常州に至る。

(四)江浦船　一に抬划子と稱し百擔乃至二百擔積にして、帆檣二本を有し、船長は常に其家族と共に住し、其他に乘組員三四名あり、南京の對岸なる江浦より米豆等を積みて入港し、時に南運河に入りて蘇州、常州、武進に至り空船にて歸港す。

(五)六合船　又江船と稱し二百擔積を普通とし常州より米を運搬し來り、又時に皮類、豆、小麥等を鎭江に移入するものにして旅客を運搬することなし。

(六)揚州府船　又南灣邵北划子と稱し軟木にて造り、大さ百擔乃至五百擔積にして、帆檣二本を有し、設備完全せる客船にして、五、六個の家族を各別室に搭乘せしむるに足り、乘組員は五人乃至八人あり。

(七)徧伯划子船　本船は二十擔乃至百擔の小船にして、檣一本を有するに過ぎず、長江を航行する

事能はず、天候平穏の日を選びて運河又は其支流地方各地間を航行し、雜貨を積載す、乘組員は二人乃至四人あり。

(八)揚州幇船　又荷花瓣工、苗跨子、五倉子等とも稱し、揚州商人の所有に係り、揚州鎭江間の貿易に從事す、五、七十擔を普通とし、檣一本乃至二本あり、造船地は揚州なり、本船は揚州より土貨を積み來り鎭江より外國輸入雜貨を積み歸る、時に旅客を乘することあり、一船よく二十人を搭載すべし。

(九)鎭江課船　揚州鎭江間に、馬蹄銀、銅錢、旅客を運搬する爲に用ひられ、百擔積內外の船にして、船體は硬木にて造られ極めて堅牢なり。

(一〇)駁船　鎭江の貨物船にして海關の登記を經、外國汽船貨物の船積陸揚げに使用せらる、又時に常州無錫に鐵鍋、木油、木蠟等の貨物を運搬することあり、百擔乃至四百擔積にして、船員は六人位とす。

(一一)邵泊湖船　積載量二百擔內外帆檣二本あり、揚州地方の船にして、亳州より鎭江に百合、紅棗等を運搬す、乘組員は五人。

(一二)小氾船　周家口地方の船にして積載量三百擔乃至五百擔、帆檣二本を有し、鎭江へ河南産の土貨を運搬し來り綿製品及砂糖を積みて歸る、往時は北方へ糧米を輸送するに本船を用ひたりと。

(一三)崇明沙船　上海戎克と稱せらるゝものにして、積載量三百擔乃至二千擔にして、帆檣二本乃至五本あり、上海地方にて造られ、五人乃至十六人の乘組員あり、南京、六合、浦口地方に赴き、此等各地の市場にて其狀況を見て米を買入れ、歸船の途次適當にそれを賣却す。

(一四)寧波船　積載量は四百擔乃至二千擔にして、帆檣三本を有し、乘組員七人乃至十六人あり、鎭江より寧波に米を運搬し、同地方より來る時は五月の交に氷詰の黃魚を運び來り、又は魚、木材、棺材等を積み來る外、多くは空船にて來る。

(一五)山淮船　積載量は百擔乃至五百擔にして帆檣二本あり、亳州より百合花及其他の土貨を運搬し來り綿製品、砂糖等を積み歸る、元漕糟船として使用せられたり。

(一六)泰州裝鹽闊駁　海州淮安地方より鹽を積み、運河に依りて來り、此地を經て十二圩の貯鹽所に到る民船なり。

(一七)開稍大江划　主として鎭江より南京に外國貨物を輸送する爲に用ひられ、百擔乃至二百擔の積載量を有し、船員は三人より五人の間とす、南京よりの歸路は空船を常とするも、時々貨客を搭載する事あり、其少なるものは鎭江瓜州間の航行に使用せらる。

(一八)小湖廣划子　十五擔乃至五十擔積の小船にして、鎭江に屬し、短距離の地に旅客を送る場合に用ひらる、小量の荷物を積みて鮎魚套に至る事あり。

貽成機製麵粉股份有限公司

鎭江金山河東角新河西橫街にあり、一九一五年五月の創立に係り、同年七月中旬より運轉を開始し同年十一月農商部に登記せり、資本金二十萬兩、該公司工場は舊合興工場の後身にして、合興が一九一三年初めより休業を繼續し居たるを讓受け、建物の修繕及機械の增設を行ひ操業せしものとす、其工場は四階建にし左の諸機械を設備す。

臼 Allis Rollermill	十二臺	發動機	一臺
麥磨機械	一臺	發電機	一臺
塵取機	一臺		

而して一日(二十四時間作業)生産高は千六百包(一包五十封度入)数七十俵(百斤入)にして一日七百石の原料を消費す、製品の包裝は上海鴻源紡織工場の洋布を用ひ、該工場に於て縫作し、其上に金山寺牌を印刷す。

學校

鎭江にある學校の主要なるもの次の如し。

朋志學校

米國南浸信傳道部の經營する所にして、尋常小學部、高等小學部及中學部の別あり、一九一〇年の創立に係り、現に生徒總數八十人あり。

潤州中學校

米國南長老會の一九〇七年創設せる所にして、生徒數百四十八人あり。

鎭江高等女學校

美以美教會の事業にして、其創設は古く一八八四年の昔にあり、小學校を附設し、現在の生徒數八十餘人とす。

邦商

此地には次の如き邦商あり。

日清汽船會社出張所		汽船
大通洋行	吉安里	雜貨
德生洋行	鎭屏街	雜貨
旭壽堂	後馬路	賣藥
中井公司出張所		洋紙

前田一二洋行支店	魚　巻　貿易

外商

鎮江にある外商の主要なるもの次の如し。

安利英行(英商)	輸出入業
亞細亞煉油公司(英商)	石油
美孚洋行(米商)	石油
英美煙公司(英米)	煙草
太古洋行(英商)	
怡和洋行(英商)	
和豐洋行(英商)	貿易保險
鎮江德士古公司	石油

一般輸出入業

漢口太平街

三菱商事株式會社漢口支店

電話　一一五、四二〇、四五〇
四四八、四四九、一八八三
一八八六、三一八〇

電略　(IWASKISAL)

漢口日界河街

三菱船部漢口在勤員

電話　一〇七、二〇四五

電略　(IWASAKITON)

貿易商

榮泰洋行

宮下萬次郎

漢口英租界

電話四貳三

受電略號　Miyashita

本社　大阪市北區中之島二丁目十番地

一般輸出入業

貸事務所メンカビルディング

漢口英租界太平路第四號（一碼頭）

日本棉花株式會社支店

華名日信洋行

電話｛一一七、六五〇
　　　一〇八、七三五

棉花荷造工場　漢陽　電話、漢陽一六

支店所在地　船場、東京、横濱、名古屋、上海、漢口、天津、大連、青島、香港、孟買、甲谷陀、蘭貢、「スーラバヤ」、「シドニー」

出張所所在地　神戸、濱松、營口、鐵嶺、長春、哈爾賓、「スマラン」「カラチ」紐育「ロンドン」「リオン」

棉花直接買入機關　米國……テキサス日本棉花株式會社
朝鮮……朝鮮棉花株式會社

獨逸直接賣込機關　ブレーメン……メンカゲゼルシヤフト本店
ハンブルヒ……同支店

千代田生命保險相互會社
東洋海上保險株式會社　代理店

一般輸出入業

土木建築設計請負

漢口租界外歆生路

大倉商事株式會社
漢口出張所

電話
九七　支配人室及營業部
二二三　會計室
五八八　村岡住宅
五三九　鐵路外住宅
四六六　倉庫及新住宅

營業科目　陶磁器、玩具
其他一般輸出入業

英租界湖北街卅六

榮信洋行

電話七五七番

諸種洋紙製造販賣

富士製紙株式會社
漢口派出所

富士公司

英界怡和路十三號
電話四〇七
電略フジヤマ

輸出入商

合名會社　**前田一二洋行漢口本店**

支店所在地　蕪湖、南京、鎮江、汕頭、廣東
大阪仕入部

輸出入商

漢口英租界鄱陽街一八號

瑞利公司

電話一七五三番

MINKOU PRESS
民國印刷公司
OFFICE
TEL. C. NO. 5598
WORK SHOP
THE BEST EQUIPPED AND ORGANIZED WORKS IN CHINA
五彩石印橡皮機
及
各種美術印刷

一資本金壹千萬圓

取引物件　證券　金銀
　　　　　棉花　綿絲

株式會社　**漢口取引所**

營業所　俄租界三碼頭

電話

自三三四五
至三三四九　社內取次

一號	重役室
二號	庶務科
三號	部長室
四號	受渡係
五號	營業科長
六號・七號	營業科
八號	會計科長
九號	會計科
十號・十一號	參觀人用
十二號	會議室
十三號	上海信交會社
十四號	證券仲買組合
十五號	綿絲仲買組合
十六號	棉花仲買組合

三三四一……重役室專用

三三五一……中村住宅　法界霞飛大將軍街壹號

三三五〇……江藤住宅　法界昌年里

一四二二……社員住宅　法界領事街十七八號

漢口商業組合會

商號	營業
岩本商店	鮮魚及食料品
花井洋行	金物及漆器陶器
長諫洋行	雜貨食料品
大石洋行本支店	同上
川本洋行	同上
田中洋行	同上
竹山洋行	同上
中村玉翠園	宇治茶及漆器陶器
山口商店出張所	清酒白鶴東亞煙草特約
松本洋行	雜貨食料品
松野商店	吳服小間物類
福榮洋行	雜貨食料品
天福洋行	同上
安藤洋行	同上
西肥洋行	同上
山月支店	食料品及生魚
共益洋行	雜貨食料品
共益支店購買會	同上

大正十三年二月二十五日印刷
大正十三年三月　二　日發行

定價金五圓

著作兼發行者　東京市麴町區有樂町二丁目一番地帝國農會館內
財團法人　東亞同文會調査編纂部
右代表者　一宮房治郎

印刷者　東京市麴町區紀尾井町三番地
福王俊禎

印刷所　東京市麴町區紀尾井町三番地
東京印刷株式會社麴町出張所

發行所　東京市麴町區有樂町二丁目一番地帝國農會館內
財團法人　東亞同文會調査編纂部
電話芝一一二四番
　　　一一二五番
振替口座東京九七三〇番